盛岡市給水装置工事施行要領

令和７年５月１日以降適用

盛岡市上下水道局

盛岡市給水装置工事施行要領

令和７年５月１日上下水道事業管理者決裁

目　　次

１　総則

１・１　目的 …… 1

１・２　用語の定義 …… 1

１・３　給水装置の種類 …… 2

別図第１　給水装置の概要図 …… 3

１・４　給水装置工事の種類 …… 4

１・５　給水装置工事の施行 …… 4

１・６　加入金・手数料 …… 5

２　給水装置の設計 …… 7

２・１　事前調査等 …… 7

２・１・１　事前調査等 …… 7

別表第１　標準事前調査項目と内容 …… 8

２・１・２　給水装置図面写しの交付申請 …… 9

２・２　給水方式と給水管の口径の決定 …… 10

２・２・１　給水方式 …… 10

２・２・２　同時使用水量 …… 11

別表第２　給水用具の種類別吐水量 …… 13

別表第３　同時使用を考慮した標準給水用具数 …… 13

別表第４　総給水用具数と標準同時使用水量比 …… 13

別表第５　器具給水負荷単位 …… 14

別図第２　給水用具給水負荷単位による同時使用水量図 …… 15

２・２・３　計画一日使用水量 …… 16

別表第６　建物用途別標準単位給水量・使用時間・人員 …… 17

２・２・４　設計水圧 …… 18

２・２・５　給水管内の流速 …… 18

２・２・６　メーターの性能とメーター口径の選定 …… 18

別表第７　メーター口径別許容流量 ····· 19
２・２・７　給水管の口径の決定 ····· 20
別図第３　動水勾配線図 ····· 21
別図第４　口径の決定手順 ····· 22
別表第８　給水用具の種類別直管換算延長 ····· 23
別図第５　ウエストン公式による流量図 ····· 24
別図第６　ヘーゼン・ウィリアムズ公式による流量図 ····· 25
別表第９　動水勾配早見表 ····· 26
２・３　給水装置の構造及び材質 ····· 29
２・３・１　給水装置の構造及び材質の基準 ····· 29
別表第10　給水管及び給水用具の性能基準 ····· 31
２・４　給水装置の設計基準 ····· 32
２・４・１　配水管等への取付口からメーターまでの給水管及び給水用具 ····· 32
別図第７　耐震継手を使用した既設配水管から分岐する場合の施工方法 33
別図第８　サドル付分水栓、非耐震継手を使用した配水管から不断水分岐する場合の施工方法 ····· 35
別表第11　給水装置工事の指定材料一覧表 ····· 36
２・４・２　給水管の占用位置 ····· 43
２・４・３　給水管の埋設深さ ····· 43
２・４・４　給水管の埋設工法 ····· 44
別図第９　標準掘削断面図 ····· 45
２・４・５　給水管等の分岐 ····· 46
別表第12　標準管径均等表 ····· 48
別表第13　分岐方法一覧表 ····· 49
別図第10　分岐部分の標準配管図 ····· 50
別図第11　配水管等への取付口からメーターまでの標準配管図 ····· 51
別図第12　既設給水管の途中で接続する場合の配管例 ····· 57
別表第14　ポリエチレン管の口径別防護管口径目安表 ····· 58
２・４・６　構造物等に近接又は交差する場合の配管 ····· 59
別図第13　構造物等に近接又は交差する場合の標準配管図 ····· 60
２・４・７　給水管の布設替えと切替え ····· 63
別図第14　既設給水管の標準切替図 ····· 64
２・４・８　仕切弁及び止水栓の設置 ····· 65
別図第15　道路内に仕切弁又は止水栓を設置する場合の標準図 ····· 66

別図第16　宅地盤が盛土等で高い場合の止水栓の設置例 …… 67
２・４・９　メーターの設置 …… 68
別図第17　メーターボックスの仕様 …… 69
別図第18　メーター前後の標準配管図 …… 73
別表第15　メーター仕様表 …… 75
別図第19　メーターの標準配置図 …… 76
別図第20　電子メーターの設置標準図 …… 77
２・４・10　メーター直結止水栓及び逆止弁の設置 …… 78
２・４・11　自己メーターの設置 …… 78
２・４・12　私設消火栓の設置 …… 79
別図第21　地上式消火栓の標準図 …… 80
別図第22　地下式消火栓弁室構造図 …… 81
２・４・13　空気弁の設置 …… 82
別図第23　空気弁室構造図 …… 82
２・４・14　排水弁の設置 …… 83
別表第16　末端口径別の排水弁選定表 …… 83
別図第24　排水弁室構造図 …… 84
２・４・15　メーター下流側の配管 …… 85
別図第25　分岐箇所の配管例 …… 87
別図第26　メーター下流側の標準配管図 …… 88
別表第17　ポリエチレン管の曲げ配管 …… 89
別表第18　架橋ポリエチレン管及びポリブテン管の曲げ半径 …… 89
２・４・16　水抜き用の給水用具の設置 …… 90
別図第27　水抜き栓の排水口周りの標準図 …… 91
別図第28　外部排水式不凍給水栓の排水口周りの標準図 …… 91
２・４・17　受水槽への給水と受水槽の構造等 …… 92
別表第19　受水槽式集合住宅の認定制度の概要 …… 93
別表第20　吐水口空間 …… 95
別図第29　水槽等の吐水口空間 …… 96
別図第30　オーバーフロー管の排水口空間 …… 98
２・４・18　特定施設水道連結型スプリンクラー設備の設置 …… 99
２・４・19　水道の給水管に直結する非常用貯水槽の設置 …… 100

３　施工 …… 102

３・１　施工の準備と現場管理 …… 102
３・１・１　許可等の取得と許可条件の遵守 …… 102
３・１・２　分岐位置及び埋設物の確認 …… 102
３・１・３　現場管理 …… 103
３・２　土工事 …… 104
３・２・１　掘削 …… 104
３・２・２　土留め …… 105
３・２・３　埋戻し …… 105
別図第31　本復旧標準断面図 …… 106
３・２・４　残土処理 …… 113
３・２・５　舗装の本復旧 …… 113
３・２・６　舗装の仮復旧 …… 113
３・３　給水管の分岐 …… 114
３・３・１　分岐工事を行う場合等の立ち会い及び届出 …… 114
３・３・２　給水装置工事に関し技能を有する者の施工・監督 …… 115
３・３・３　給水管の分岐の際の留意事項 …… 115
別図第32　サドル付分水栓等の外面防食 …… 117
３・４　配管 …… 118
３・４・１　配管施工上の留意事項 …… 118
別表第22　乾燥時間 …… 119
別図第33　配管スリーブの設置 …… 119
別図第34　ポリエチレンスリーブ施工図 …… 119
３・４・２　撤去工事の施工 …… 121
３・５　弁、栓、メーター及び筐等の設置 …… 122
３・５・１　仕切弁、止水栓及び筐の設置 …… 122
別図第35　仕切弁標準図 …… 123
３・５・２　メーター及びメーターボックスの設置 …… 124
別図第36　メーターボックス蓋裏面図 …… 124
別図第37　メーターボックスの調整枠と底板の連結について …… 125
３・６　給水管等の明示 …… 126
３・６・１　給水管等の明示 …… 126
別図第38　埋設標識シート標準断面図 …… 127
別図第39　バルブ埋設表示の設置参考図 …… 128

４　申込み等の手続と設計審査 129
４・１　申込み等の手続と設計審査 129
４・１・１　給水装置工事の手続 129
別図第40　給水装置工事の手続フロー 130
別表第22　給水装置工事台帳チェックリスト（参考） 131
４・１・２　給水装置工事の申込み 132
４・１・３　給水装置工事設計審査の申込み 132
４・１・４　給水装置工事及び給水装置工事設計審査の一括申込み 134
４・１・５　設計審査 135
４・１・６　給水装置工事及び給水装置工事設計審査の承認 135
４・１・７　主任技術者の変更の届出 136
４・１・８　設計変更の場合の給水装置工事設計審査の申込み 136
４・１・９　給水装置工事の取消し 137
４・１・10　占用許可の変更及び取消し 137
４・１・11　占用許可の完了の届出 138
４・１・12　給水装置工事の事前着工 138
４・１・13　口径変更の届出 138
４・１・14　しゅん工予定日の変更 139
４・２　申込みを省略できる給水装置工事 139
４・２・１　給水装置工事申込みを省略できる工事の範囲 139
４・２・２　工事の設計及び完了検査等 140
４・２・３　工事の届出等 141

５　検査 142
５・１　管理者が行う給水装置工事の検査 142
５・２　検査の申込み 143
別表第23　検査時添付書類一覧表 144
別表第24　写真検査撮影箇所一覧表 145
５・３　工事事業者が行う自社検査 146
５・４　管理者が行う完了検査 147
５・４・１　書類検査 147
５・４・２　現場検査 147
５・４・３　写真検査 148
５・５　管理者が行う完了検査の合否 149

５・６　給水装置所有者への引き渡し ····· 149

６　給水装置工事図の作成 ····· 150
６・１　図の作成 ····· 150
６・２　設計図及びしゅん工図の様式等 ····· 151
６・３　作図記号及び地図記号等 ····· 152
６・４　口径及び延長等の単位 ····· 153
６・５　設計図に記載する図 ····· 154
６・６　位置図の作成 ····· 155
６・７　平面図の作成 ····· 156
６・８　その他の図の作成 ····· 159
６・９　設計変更の場合の設計図の作成 ····· 161
６・10　部分施行の場合の設計図の作成 ····· 162
６・11　しゅん工図に記載する図等 ····· 163
６・12　立面図の作成 ····· 165
６・13　オフセット図の作成 ····· 165
６・14　立面図の省略 ····· 167
別表第25　設計図及びしゅん工図等の作図記号一覧表 ····· 168

７　占用許可申請図の作成 ····· 172
７・１　申請図書の作成 ····· 172
７・２　占用許可申請図の様式等 ····· 172
７・３　作図記号及び地図記号等 ····· 173
７・４　口径及び延長等の単位 ····· 173
７・５　占用許可申請図に記載する図 ····· 173
７・６　申請概要表の作成について ····· 174
７・７　位置図の作成 ····· 176
７・８　平面図の作成 ····· 177
７・９　横断面図の作成 ····· 178
７・10　本復旧標準断面図の作成 ····· 179
別表第26　占用許可申請に係る提出図書一覧表 ····· 180

８　様式集 ····· 181

9　附則 ····· 263

10　参考資料 …… 264
10・１　条例・要綱等
10・１・１　盛岡市水道事業給水条例
10・１・２　盛岡市水道事業給水条例施行規程
10・１・３　盛岡市上下水道局補助金交付規程
10・１・４　盛岡市水道私設配水管等設置費補助金交付要綱
10・１・５　盛岡市鉛製給水管布設替え工事費補助金交付要綱
10・１・６　盛岡市給水装置工事資金融資要綱
10・１・７　中高層建物直結給水技術基準
10・１・８　盛岡市公共下水道計量装置設置及び認定等に関する要領
10・１・９　盛岡市水道給水装置の用途の認定基準
10・２　水道工事標準仕様書（抜粋）
10・２・１　水道工事承認材料一覧表
10・２・２　一体化長さ早見表
10・２・３　標準図、構造図
10・２・４　継手チェックシート
10・３　給水装置工事設計図・しゅん工図の作図例
10・４　パンフレット等
10・４・１　鉛管布設替補助パンフレット
10・４・２　給水装置工事（窓口用）パンフレット
10・４・３　工事資金融資パンフレット
10・４・４　分岐工事又は撤去工事等の施工に関する現地立ち会いについて
10・５　水理計算事例集
10・５・１　一戸建て住宅（３階建て）の場合
10・５・２　集合住宅（３階建て）の場合
10・５・３　一定規模以上の給水用具を有する施設等の場合
10・５・４　受水槽式の場合
10・５・５　直結増圧式（集合住宅、５階建て）の場合
10・６　水理計算様式
10・６・１　一戸建て住宅（３階建て）の場合
10・６・２　集合住宅（３階建て）の場合
10・６・３　一定規模以上の給水用具を有する施設等の場合
10・６・４　受水槽式の場合
10・６・５　直結増圧式（集合住宅、５階建て）の場合

10・７　専用給水装置(水栓番号)の付番の仕方等について

10・８　工事完成図一覧表

10・９　使用材料の推移

1　総則

1・1　目的

この盛岡市給水装置工事施行要領（以下「要領」という。）は、水道法、水道法施行令、盛岡市水道事業給水条例等に基づき給水装置工事の設計、施工、手続、設計審査、完了検査等に関し必要な事項を定め、適正かつ円滑な給水装置工事の実施を図ることを目的とする。

〈解説〉

1　準拠する法律等については、次のとおりである。

（1）水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）

（2）水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「政令」という。）

（3）水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号。以下「規則」という。）

（4）給水装置の構造及び材質の基準に関する省令(平成９年厚生省令第14号。以下「省令」という。）

（5）盛岡市水道事業給水条例（昭和35年条例第14号。以下「条例」という。）

（6）盛岡市水道事業給水条例施行規程(昭和60年水管規程第５号。以下「施行規程」という。）

（7）盛岡市水道工事標準仕様書（以下「標準仕様書」という。）

1・2　用語の定義

この要領において、用いられる用語の意義は、次のとおりである。

1　管理者　盛岡市上下水道事業管理者をいう。

2　工事事業者　盛岡市指定給水装置工事事業者をいう。

3　主任技術者　給水装置工事主任技術者をいう。

4　道路　道路法（昭和27年法律第180号）第３条に規定する道路をいう。

5　法定外道路　盛岡市法定外道路条例（平成14年条例第40号）第２条に規定する道路をいう。

１・３　給水装置の種類

給水装置の種類は、次のとおりである。

１　専用給水装置　１世帯又は１箇所で専用するものをいう。

２　共用給水装置　２世帯以上が共用するもので管理者の指定するものをいう。

３　私設消火栓（私消）　消防用に使用する私設の消火栓、給水管及び付属施設をいう。

４　私幹　配水管に相当する私設の給水管及び付属施設をいう。

５　予定栓　配水管等から分岐して給水管を布設し、宅地内に止水栓又は仕切弁まで設置する装置をいう。

６　特別計量栓（特計）　建物等の工事のための現場事務所等への工事期間中の給水を目的とした装置をいう。建物等の工事が完了した際は撤去することとなる。

〈解説〉

１　給水装置とは、需要者に水を供給するために水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。（法第３条第９項）

２　一つの給水装置から別の給水装置が分岐されているものを総称して連合栓という。また、その連合栓の基幹となる給水装置を幹栓という。

３　予定栓は、宅地開発等の場合にあらかじめ設置するものであるが、長期間放置することにより漏水等維持管理に支障をきたすことから、確実に給水することが予定されている場合に限り設置できるものとする。

４　私設消火栓、私幹及び予定栓を除く給水装置には、給水量を計量するために、必ず市で貸与するメーターを設置することとなる。（条例第20条、20条の２）

５　給水装置の概要図（別図第１）を参照のこと。

６　申請する場合は、特別計量栓撤去誓約書（要領様式第２号）を提出すること。

別図第１　＜給水装置の概要図＞

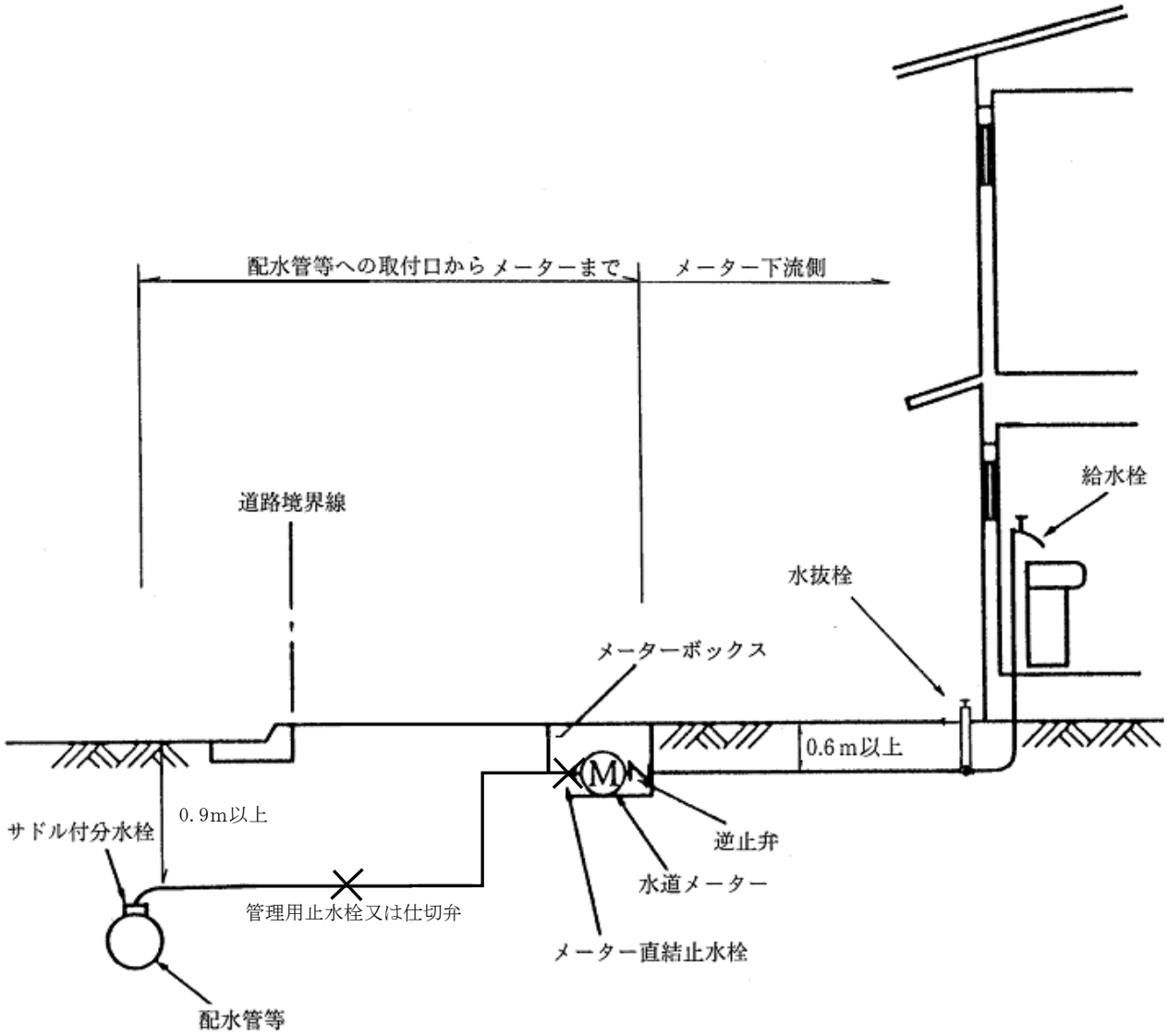

１・４　給水装置工事の種類

給水装置工事の種類は、次のとおりである。

１　新設工事　新たに給水装置を設置する工事をいう。

２　改造工事　給水装置の管種、口径、位置及びこれに直結する給水用具の一部又は全部を変更する等給水装置の原形を変える工事をいう。

３　修繕工事　給水管及び給水用具の部分的な破損箇所を修理する等給水装置の原形を変えない工事をいう。

４　撤去工事　給水装置を配水管又は他の給水装置の分岐部から取り外す工事をいう。

〈解説〉

１　給水装置工事において、補助金交付又は融資に係る制度がある。「盛岡市水道私設配水管等設置費補助金交付制度」「盛岡市鉛製給水管布設替え工事費補助金交付制度」「盛岡市給水装置工事資金融資制度」については、「10　参考資料」を参照のこと。

３　「４・２・３　工事の届出等」４を参照のこと。

１・５　給水装置工事の施行

１　給水装置工事をしようとする者は、あらかじめ管理者に申込み、その承認を受けなければならない。（条例第５条第１項）

２　給水装置工事について、利害関係人がある場合は、申込者は、その者の同意を得なければならない。（条例第５条第２項）

３　給水装置工事は、管理者又は工事事業者が施行しなければならない。（条例第８条）

４　工事事業者は、あらかじめ管理者の設計審査を受け、かつ、工事しゅん工後に管理者の工事完了検査を受けなければならない。（条例第８条）

〈解説〉

１（１）改造又は修繕工事で、管理者が工事の申込みの必要がないと認めた場合を除く。

（２）「４　申込み等の手続と設計審査」を参照のこと。

２　次のいずれかに該当するときは、利害関係人が同意した旨を証する書面を管理者に提出しなければならない。なお、この場合当事者間の契約文書等であるときは、その写しを提出すること。（施行規程第３条）

（１）他人の所有地を通過し、又は他人の所有地に給水装置を設置しようとするとき。

（２）他人の所有する構築物に給水装置を設置しようとするとき。

（３）他人の給水装置から分岐して給水装置を設置しようとするとき。

（４）その他、管理者が必要と認めるとき。

４　「４　申込み等の手続と設計審査」及び「５　検査」を参照のこと。

1・6　加入金・手数料

1　給水装置の新設又は増径（給水装置の改造でメーター口径の増大を伴うものをいう。）をする者から、加入金を徴収する。（条例第 15 条の２）（令和元年 10 月 1 日施行）

（1）新設の場合　メーターの口径に応じ次表に定める額

メーターの口径	金　　額（内消費税相当額）
φ13㎜	47,300円（　　4,300円）
φ20㎜	129,800円（　11,800円）
φ25㎜	220,000円（　20,000円）
φ30㎜	336,600円（　30,600円）
φ40㎜	669,900円（　60,900円）
φ50㎜	1,151,700円（104,700円）
φ75㎜	3,103,100円（282,100円）
φ100㎜	6,364,600円（578,600円）
φ150㎜	17,567,000円（1,597,000円）

（2）メーター口径の増大を伴う場合は、増径前後の各メーター口径に応じた額の差額となる。

（3）既納の加入金は、還付しない。ただし、給水の開始前に給水装置工事の申込み又はその承認が取り消された場合は、この限りでない。

（4）撤去工事を同時に申請する場合において、加入金が減額となるときがある。

2　給水装置工事の申込みの際には設計審査手数料を、完了検査の申込みの際には完了検査手数料を納入しなければならない。（条例第 34 条）（平成 29 年４月 1 日施行）

工事種別		分 岐 口 径	設計審査手数料(円)	完了検査手数料(円)
新　設	1	φ25㎜以下	2,500	5,000
	2	φ30～50㎜	4,000	8,500
	3	φ75㎜以上	6,500	14,000
改　造			2,000	4,000
修　繕			2,000	4,000
撤　去			1,000	2,000
写真検査			―	2,000

3　給水装置図面の写しの交付の申込みの際は、１枚につき 500 円の手数料を納入しなければならない。（条例第 34 条）

〈解説〉

1　給水装置工事の申込みについては、「４　申込み等の手続と設計審査」を参照のこと。

2　給水装置工事完了検査の申込みについては、「５　検査」を参照のこと。

3　給水装置図面の写しの交付については、「２・１・２　給水装置図面写しの交付申請」を参照のこと。

2　給水装置の設計

2・1　事前調査等

2・1・1　事前調査等

1　工事事業者は、給水装置工事の依頼を受けた場合は、現地の状況等を把握するため必要な調査を行うこと。 2　次の事項については、必ず主任技術者が管理者と連絡又は調整を行うこと。（規則第23条） （1）配水管等から分岐する工事を施行しようとする場合の配水管等の位置の確認に関する連絡調整 （2）配水管等から分岐する工事及び給水装置の配水管等への取付け口から水道メーターまでの工事を施行しようとする場合の工法、工期その他の工事上の条件に関する連絡調整

〈解説〉

1　調査の良否は計画の策定、施工及び機能にも影響するため、あらゆる角度から調査検討し総合的に判断すること。

2　調査内容は、「工事申込者に確認するもの」、「管理者に確認するもの」及び「現地調査により確認するもの」がある。

別表第１　＜標準事前調査項目と内容＞

番号	調査項目	調 査 内 容	調査(確認)対象			
			申込者	管理者	現地	その他
1	給水装置場所	住居表示、仮換地番号	○		○	
2	使用水量	使用目的、使用人員、延床面積、取付栓数、使用状況等	○		○	
3	既設給水装置	所有者、布設時期、形態(単独・連合等)、口径、管種、布設位置、使用水量、栓種・番号等	○	○	○	所有者
4	屋外配管	メーター及び止水栓(仕切弁)の位置、給水管の布設位置等	○		○	
5	屋内配管	給水栓等の位置(種類と個数)、給水用具	○		○	
6	配水管等の布設状況	口径、管種、布設位置、水圧、工事番号、止水栓(仕切弁)の位置、消火栓・排水弁等の位置		○	○	
7	道路(私道含む)の状況	道路の種別、舗装未舗装の別、幅員構成、掘削規制の有無		○	○	道路管理者等
8	埋設物の状況	埋設物の種類、布設位置、口径等			○	埋設物管理者等
9	現地の施工環境	施工時間、関連工事等			○	
10	既設給水管から分岐する場合	所有者、給水戸数、布設時期、口径、布設位置、止水栓(仕切弁)の位置、既設建物との関連等	○	○	○	所有者
11	受水槽式の場合	受水槽の構造、位置、点検口の位置、配管ルート等			○	
12	工事に関する同意承諾の取得状況	分岐の同意、土地・建物の使用同意等	○			利害関係者
13	建築確認	建築確認通知書	○			
14	開発許可申請内容の確認	給水計画等	○			開発者等

２・１・２　給水装置図面写しの交付申請

１　給水装置図面写しの交付を受けようとする者は、給水装置・排水設備図面写し交付申請書（要領様式第 10 号）に給水装置図面写しの交付手数料を添えて申し込むこと。 ２　給水装置の所有者又は所有者から依頼を受けた工事事業者以外の者が、給水装置図面写しの交付を受けようとする場合は、委任状を提出すること。

〈解説〉

１　給水装置・排水設備図面写し交付申請書（要領様式第 10 号）は、管理者が印刷作製したものを使用すること。

２　給排水課窓口に、平日の午前９時 30 分から 12 時及び午後１時から３時までに申込むこと。

３　図面交付手数料は、１枚につき 500 円である。（条例第 34 条）

４　委任状については、内容が確認できるものであれば様式は問わない。参考様式を参照のこと。

２・２　給水方式と給水管の口径の決定

２・２・１　給水方式

１　給水方式は、直結式、受水槽式及び直結受水槽併用式とする。給水栓の高さ、使用水量、使用用途、維持管理面等を考慮して決定すること。

２　給水方式の適用範囲は、次のとおりとする。

（１）直結式

① 直結直圧式　配水管の水圧で給水装置の末端の給水栓等まで給水する方式であり、配水管の給水能力が十分であるときはこの方式とする。

ア　建物の地上１、２階及び地下１階に給水するとき。

イ　建物の３階に給水し、中高層建物直結給水技術基準に該当するとき。

② 中高層建物直結給水技術基準に基づく直結増圧給水に該当するとき。

（２）受水槽式　受水槽を設け、水道水をこれに一旦貯めてから給水する方式である。

ア　病院等で事故等による水道の断減水時にも、給水の確保が必要なとき。

イ　一時に多量の水を使用する場合、又は使用水量の変動が大きいときなど配水管の水圧低下を引き起こすおそれがあるとき。

ウ　配水管の水圧変動にかかわらず、常時一定の水量又は水圧を必要とするとき。

エ　有害薬品を使用する工場等からの逆流によって配水管の水を汚染するおそれがあるとき。

オ　給水用具以外の設備に給水するとき。

カ　直結式給水に適合しないとき。

（３）直結受水槽併用式　一つの建築物内で直結直圧式と受水槽式を併用する方式である。

ア　地上３階建て以上又は地下２階以上の建物で、階層別に給水方式を分けるとき。

イ　給水用具以外の設備に一部給水するとき。

〈解説〉

１　設計条件を考慮した上で、直結式を優先して検討すること。

２　受水槽の設置者は、条例等に基づき適正に管理し、その管理の状況に関する検査を実施しなければならない。（条例第 41 条２項、施行規定第 20 条）

２・２・２　同時使用水量

1　同時使用水量とは、対象とする給水装置内に設置される給水用具のうち、同時に使用される給水用具の吐水量の総和をいう。

2　直結直圧式の場合の給水管の口径の決定の基礎となるものである。

3　算定方法の選択については、各種方法の特徴を踏まえて使用実態に応じていずれかを選択すること。

（1）一戸建て住宅等の場合

ア　同時に使用する給水用具を設定して計算する方法

（ア）同時使用水量は、同時に使用する給水用具の種類別吐水量（別表第２を標準とする）の総和とする。

（イ）同時使用する給水用具数は、同時使用を考慮した標準給水用具数（別表第３を標準とする）のとおりである。

イ　標準化した同時使用水量により計算する方法

同時使用水量は、全ての給水用具の吐水量の総和を給水用具の総数で割ったものに、総給水用具数と標準同時使用水量比（別表第４）の使用水量比を乗じて求める。

（2）集合住宅等の場合

ア　戸数から同時使用水量を予測する算定式を用いる方法

同時使用水量は、次の式により求める。

$Q = 42N^{0.33}$　（10 戸未満の場合）

$Q = 19N^{0.67}$　（10 戸以上 600 戸未満の場合）

Q：同時使用水量（ℓ／ min）

N：戸数

イ　居住人数から同時使用水量を予測する算定式を用いる方法

同時使用水量は、次の式により求める。

$Q = 26P^{0.36}$　（１～30 人の場合）

$Q = 13P^{0.56}$　（31～ 200 人の場合）

Q：同時使用水量（ℓ／ min）

P：人数（人）

ウ　居住人数から同時使用水量を予測する算定式を用いる方法

（調査により提案された新たな方法）

同時使用水量は、次の式により求める。

$Q = 26P^{0.36}$　（１～30 人の場合）

$Q = 15.2P^{0.51}$　（31 人以上の場合）

Q：同時使用水量（ℓ／ min）

Ｐ：人数（人）

（３）一定規模以上の給水用具を有する事務所ビル等の場合

給水用具給水負荷単位による方法とし、同時使用水量は、器具給水負荷単位（別表第５）の器具給水負荷単位に器具数を乗じたものの総和をもとに、給水用具給水負荷単位による同時使用水量図（別図第２）から求める。

（水道施設設計指針 2012 から引用）

別表第２　＜給水用具の種類別吐水量＞　　（水道施設設計指針から引用）

用　途	吐水量（ℓ/min）	対応する給水用具の口径（㎜）	備　考
台所流し	12～40	13～20	
洗たく流し	12～40	13～20	
洗面器	８～15	13	
浴槽（和式）	20～40	13～20	
〃（洋式）	30～60	20～25	
シャワー	８～15	13	
小便器（洗浄水槽）	12～20	13	1回（4～6秒）の吐水量2～3ℓ
〃（洗浄弁）	15～30	13	
大便器（洗浄水槽）	12～20	13	1回（8～12秒）の吐水量13.5～16.5ℓ
〃（洗浄弁）	70～130	25	
手洗器	５～10	13	
消火栓（小型）	130～260	40～50	
散水	15～40	13～20	
洗車	35～65	20～25	業務用

※　給湯器については、瞬間式の場合は出湯能力、貯湯式の場合は給水能力によること。

※　これ以外の器具については、それぞれの器具の性能表によること。

※　湯沸器は、その号数を使用水量とする。

別表第３　＜同時使用を考慮した標準給水用具数＞　　（水道施設設計指針から引用）

総給水用具数	1	２～４	５～10	11～15	16～20	21～30
同時に使用する給水用具数	1	2	3	4	5	6

別表第４　＜総給水用具数と標準同時使用水量比＞　　（水道施設設計指針から引用）

総給水用具数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	15	20	30
同時使用水量比	1	1.4	1.7	2.0	2.2	2.4	2.6	2.8	2.9	3.0	3.5	4.0	5.0

別表第５　＜器具給水負荷単位＞　　（水道施設設計指針、空気調和・衛生工学便覧から引用）

器 具 名	水　栓	器具給水負荷単位	
		公衆用	私室用
大 便 器	洗浄弁	10	6
大 便 器	洗浄タンク	5	3
小 便 器	洗浄弁	5	－
小 便 器	洗浄タンク	3	－
洗 面 器	給水栓	2	1
手洗い器	〃	1	0.5
医療用手洗い器	〃	3	－
水飲み器	水飲み水栓	2	1
浴　　槽	給水栓	4	2
シャワー	混合栓	4	2
浴室一そろい	大便器が洗浄弁による場合	－	8
浴室一そろい	大便器が洗浄タンクによる場合	－	6
事務室用流し	給水栓	3	－
台所流し	〃	－	3
料理場流し	〃	4	2
料理場流し	混合栓	3	－
食器洗い流し	給水栓	5	－
連合流し	〃	－	3
洗面流し（水栓１個につき）	給水栓	2	－
掃除用流し	給水栓	4	3
湯沸し器	ボールタップ	2	－
散水･車庫	給水栓	5	－

※　給湯栓併用の場合、１個の水栓に対する器具給水負荷単位は上記の数値の３／４とする。

※　事務所、施設等不特定多数の人が使用するものを公衆用、住居等個人で使用するものを私室用とする。

別図第２　＜給水用具給水負荷単位による同時使用水量図＞

（空気調和・衛生工学便覧から引用）

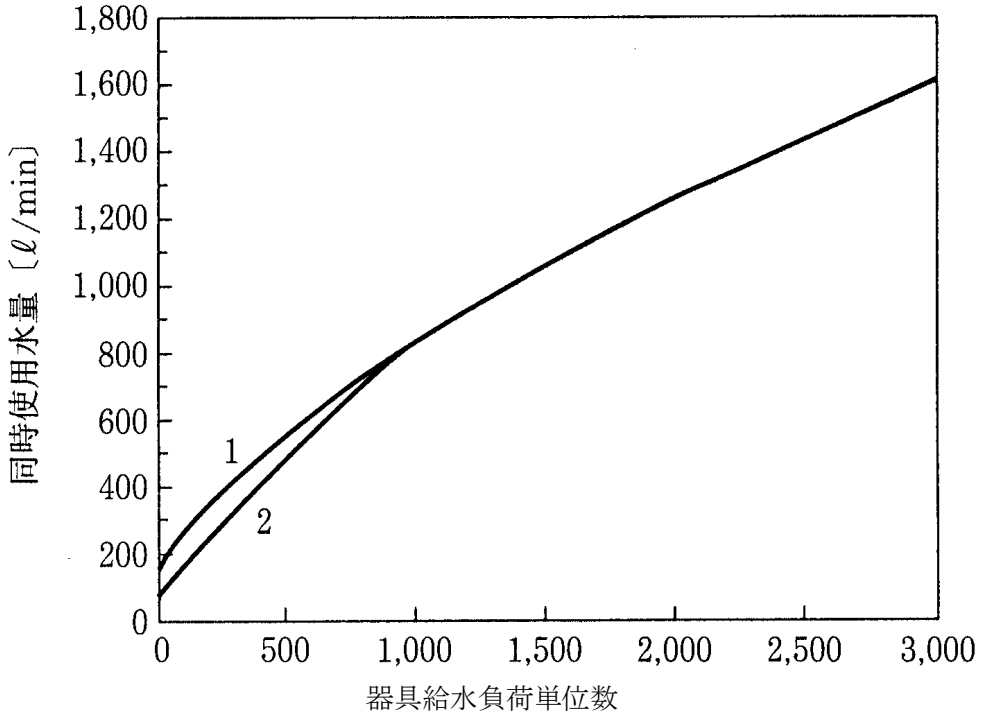

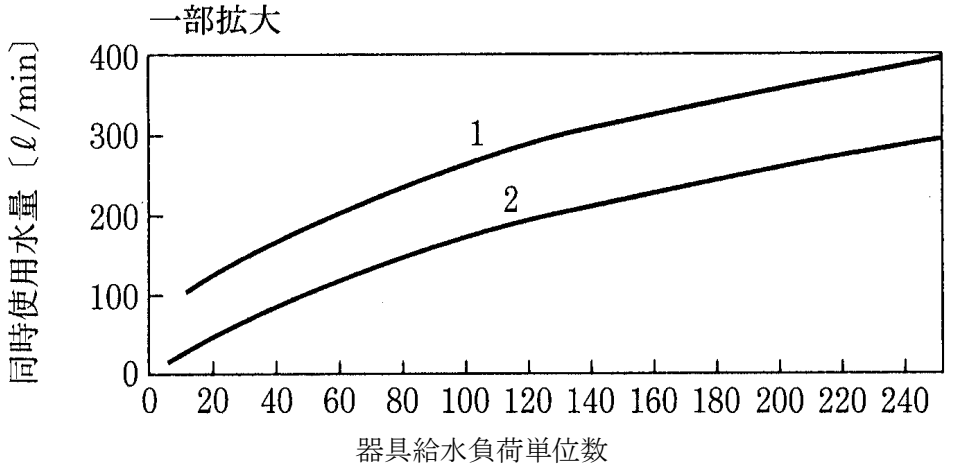

※　曲線１は大便器洗浄弁の多い場合、曲線２は大便器洗浄タンクの多い場合に用いる。

２・２・３　計画一日使用水量

１　計画一日使用水量とは、給水装置に給水される一日当たりの水量をいう。 ２　受水槽式の場合の受水槽の有効容量の決定等の基礎となるものである。 ３　建物用途別標準単位給水量・使用時間・人員（別表第６）を参考にするとともに、当該施設の規模と内容、給水区域内における類似施設の使用実態等を十分考慮して設定する。 ４　給水管の口径を決定するための受水槽への単位時間当たり給水量は、計画一日使用水量を使用時間で除した水量とする。

〈解説〉

２　受水槽式の場合で改造工事を行う場合は、実績使用水量について十分に勘案すること。

３　別表第６に明記されていない業態等については、使用実態及び類似した業態の使用水量実績等を調査して算出すること。その場合は、根拠となる資料を提出すること。

別表第６　＜建物用途別標準単位給水量・使用時間・人員＞

（水道施設設計指針、空気調和・衛生工学便覧から引用）

建物種別	単位給水量 (1日当たり)	使用時間 (h/日)	注記	有効面積当たりの人員など	備考
戸建て住宅 集合住宅 独身寮	200～400L/人 200～350L/人 400～600L/人	10 15 10	居住者1人当たり 居住者1人当たり 居住者1人当たり	0.16人/m2 0.16人/m2	参考：盛岡市の１人当たりの単位給水量は約250Ｌ/日 参考：盛岡市世帯当たり人口 住宅規模 / 一戸建 / 共同住宅 0～29m2 / 1.3 / 1.2 30～49m2 / 2.0 / 1.7 50～69m2 / 2.3 / 2.3 70～99m2 / 2.5 / 2.5 100～149m2 / 3.0 / 2.5 150m2以上 / 3.3 / 2.7 H22国勢調査結果から抜粋
官公庁・事務所	60～100L/人	9	在勤者1人当たり	0.2人/m2	男子50L/人，女子100L/人，社員食堂 ・テナントなどは別途加算
工場	60～100L/人	操業時間+1	在勤者1人当たり	座作業0.3人/m2 立作業0.1人/m2	男子50L/人，女子100L/人，社員食堂 ・シャワーなどは別途加算
総合病院	1500～3500L/床 30～60L/m2	16	延べ面積1m2当たり		設備内容などにより詳細に検討する
ホテル全体 ホテル客室部	500～6000L/床 350～450L/床	12 12			同上 客室部のみ
保養所	500～800L/人	10			
喫茶店 飲食店 社員食堂 給食センター	20～35L/客 55～130L/店舗m2 55～130L/客 110～530L/店舗m2 25～50L/食 80～140L/食堂m2 20～30L/食	10 10 10 10		店舗面積には 厨房面積を含む 同上 同上 同上	厨房で使用される水量のみ 便所洗浄水などは別途加算 同上 定性的には，軽食・そば・和食・洋食・中華の順に多い 同上 同上
デパート・スーパーマーケット	15～30L/m2	10	延べ面積1m2当たり		従業員分・空調用水を含む
小・中・ 普通高等学校 大学講義棟	70～100L/人 2～4L/m2	9 9	（生徒+職員）1人当たり 延べ面積1m2当たり		教師・職員分を含む。プール用水（40～ 100L/人）は別途加算 実験・研究用水は別途加算
劇場・映画館	25～40L/m2 0.2～0.3L/人	14	延べ面積1m2当たり 入場者1人当たり		従業員分・空調用水を含む
ターミナル駅 普通駅	10L/1000人 3L/1000人	16	乗降客1000人当たり 乗降客1000人当たり		列車給水・洗車用水は別途加算 従業員分・多少のテナント分を含む
寺院・教会	10L/人	2	参会者1人当たり		常住者・常勤者分は別途加算
図書館	25L/人	6	閲覧者1人当たり	0.4人/m2	常勤者分は別途加算

(1) 単位給水量は設計対象給水量であり、年間１日平均給水量ではない。

(2) 備考欄に特記のないかぎり、空調用水、冷凍機冷却水、実験・研究用水、プロセス用水、プール・サウナ用水などは別途加算する。

２・２・４　設計水圧

１　設計水圧は、0.15MPa とすること。

〈解説〉

１　中高層建物直結給水技術基準に該当する場合を除く。

２　管理者が別に定める場合を除く。

２・２・５　給水管内の流速

１　給水管内の流速は、２ｍ／秒以下とすること。

〈解説〉

１　配水支管への影響、流水音、ウォーターハンマー、管路や器具の損傷等を防止するため、給水管内の流速が過大にならないように配慮する必要がある。（空気調和・衛生工学会）

２・２・６　メーターの性能とメーター口径の選定

１　メーターの性能は、メーター口径別許容流量（別表第７）のとおりである。 ２　メーター口径の選定は、次によること。 （１）同時使用水量又は計画一日使用水量が、メーター口径別許容流量（別表第７）の範囲内である。 （２）メーター口径は、接続する給水管（メーター上流側）の口径以下である。

〈解説〉

１　平成 23 年４月以降、メーターの規格が変更となった。

２　直結直圧式の戸建て専用住宅等の場合のメーター口径は、おおむね次のとおりとすること。

（１）同時に使用する給水用具数（φ13 ㎜）が２個の場合は、メーター口径はφ13 ㎜とする。

（２）同時に使用する給水用具数（φ13 ㎜）が３個の場合は、メーター口径はφ20 ㎜とする。

（ただし、φ13 ㎜を超える給水用具（給湯器等）がある場合は、同時に使用する給水用具数に関わらずメーター口径はφ20 ㎜とする。）

（３）φ13 ㎜を超える給水用具（給湯器等）が２個の場合等は、メーター口径はφ25 ㎜とする。

別表第７　＜メーター口径別許容流量＞

新規格（JIS 規格）メーター

口径(㎜)	型　　式	適正使用流量範囲(㎥／ｈ)	一時的使用の許容流量(㎥／ｈ)		１日当たりの使用量(㎥／日)			月間使用量(㎥/月)
			10 分/日以内の使用の場合	１時間/日以内の使用の場合	１日の使用時間の合計が５時間のとき	１日の使用時間の合計が10時間のとき	１日24時間使用のとき	
13	接線流羽根車式	0.1～1.0	2.5	1.5	4.5	7	12	100
20	接線流羽根車式	0.2～1.6	4	2.5	7	12	20	170
25	接線流羽根車式	0.23～2.5	6.3	4	11	18	30	260
30	電子式接線流羽根車式 電子たて型軸流羽根車式	0.4～4	10	6	18	30	50	420
40	電子たて型軸流羽根車式	0.4～6.5	16	9	28	44	80	700
50	電子たて型軸流羽根車式	1.25～17.0	50	30	87	140	250	2,600
75	電子たて型軸流羽根車式	2.5～27.5	78	47	138	218	390	4,100
100	電子たて型軸流羽根車式	4.0～44.00	125	74.5	218	345	620	6,600

２・２・７　給水管の口径の決定

１　給水管の口径は、配水管の設計水圧において計画使用水量を供給できる口径とすること。

２　給水管の口径は、著しく過大とならないように決定するものとし、次によること。

（１）口径の決定は、口径の決定手順（別図第４）による。

（２）各種給水用具の直管換算延長は、給水用具の種類別直管換算延長（別表第８）によるものとし、それ以外のものについては、製造メーカーの資料等をもとに計算して求める。

（３）摩擦損失水頭の計算は、次のとおりとする。

ア　給水管の口径が50㎜以下の場合は、ウエストン公式によるものとする。

$$h = \{0.0126 + (0.01739 - 0.1087D) / V^{0.5}\} \cdot (L/D) \cdot (V^2/2g)$$

$$Q = (\pi D^2/4) \cdot V$$

h：管の摩擦損失水頭（m）

V：管の平均流速（m／ sec）

L：管の長さ（m）

D：管の口径（m）

g：重力の加速度（ 9.8m／sec^2）

Q：流量（m^3／ sec）

ウエストン公式による流量図（別図第５）

イ　給水管の口径が75㎜以上の場合は、ヘーゼン・ウィリアムズ公式によるものとする。

$$h = 10.666 \cdot C^{-1.85} \cdot D^{-4.87} \cdot Q^{1.85} \cdot L$$

$$V = 0.35464 \cdot C \cdot D^{0.63} \cdot I^{0.54}$$

$$Q = 0.27853 \cdot C \cdot D^{2.63} \cdot I^{0.54}$$

h：管の摩擦損失水頭（m）

V：管の平均流速（m／ sec）

Q：流量（m^3／ sec）

C：流速係数（屈曲部損失等を考慮し 110とする。）

D：管の口径（m）

L：管の長さ（m）

I：動水勾配（h／L）

ヘーゼン・ウィリアムズ公式による流量図（別図第６）

（４）水理計算は、次のとおりとする。

ア　水理計算は、次の式による。

$$h' + \Sigma h \leqq 15$$

h´：配水管分岐位置から給水栓までの高さ（m）

Σh：総摩擦損失水頭（m）

15：設計水圧（m）

イ　中高層建物直結給水技術基準の適用を受けるものについては、別途その定めによる。

（5）メーター先の給水管の口径は、立ち上がり管を除いてメーター口径以下とする。

〈解説〉

1　給水管の口径は、設計水圧において、計画使用水量を十分に供給できるもので、かつ、経済性を考慮し著しく過大でない合理的な大きさにすること。

2（1）給水管の口径は、給水用具の立ち上がり高さと計画使用水量に対する総損失水頭を加えたものが、設計水圧の圧力水頭以下となるよう計算によって求めること。また、給水管内の流速が２m／秒以下となることを確認すること。

（2）将来の使用水量の増加、配水管の水圧変動を考慮して、ある程度の余裕水頭を確保しておくことが望ましい。（別図第３）

3（1）湯沸器や直圧式トイレ等のように最低作動水圧を必要とする給水用具がある場合は、給水用具の取付け部において３～５m程度の水頭を確保すること。

（2）先止め式瞬間湯沸器で給湯管路が長い場合等は、給湯水栓、シャワー等において所要水量を確保できるようにすること。

別図第３　＜動水勾配線図＞

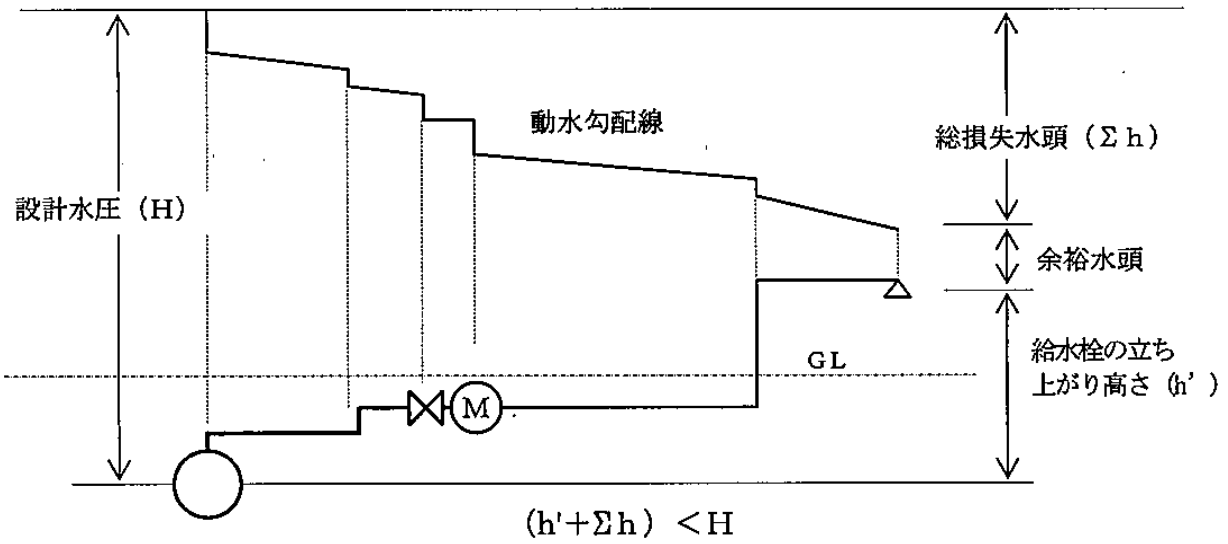

別図第４　＜口径の決定手順＞

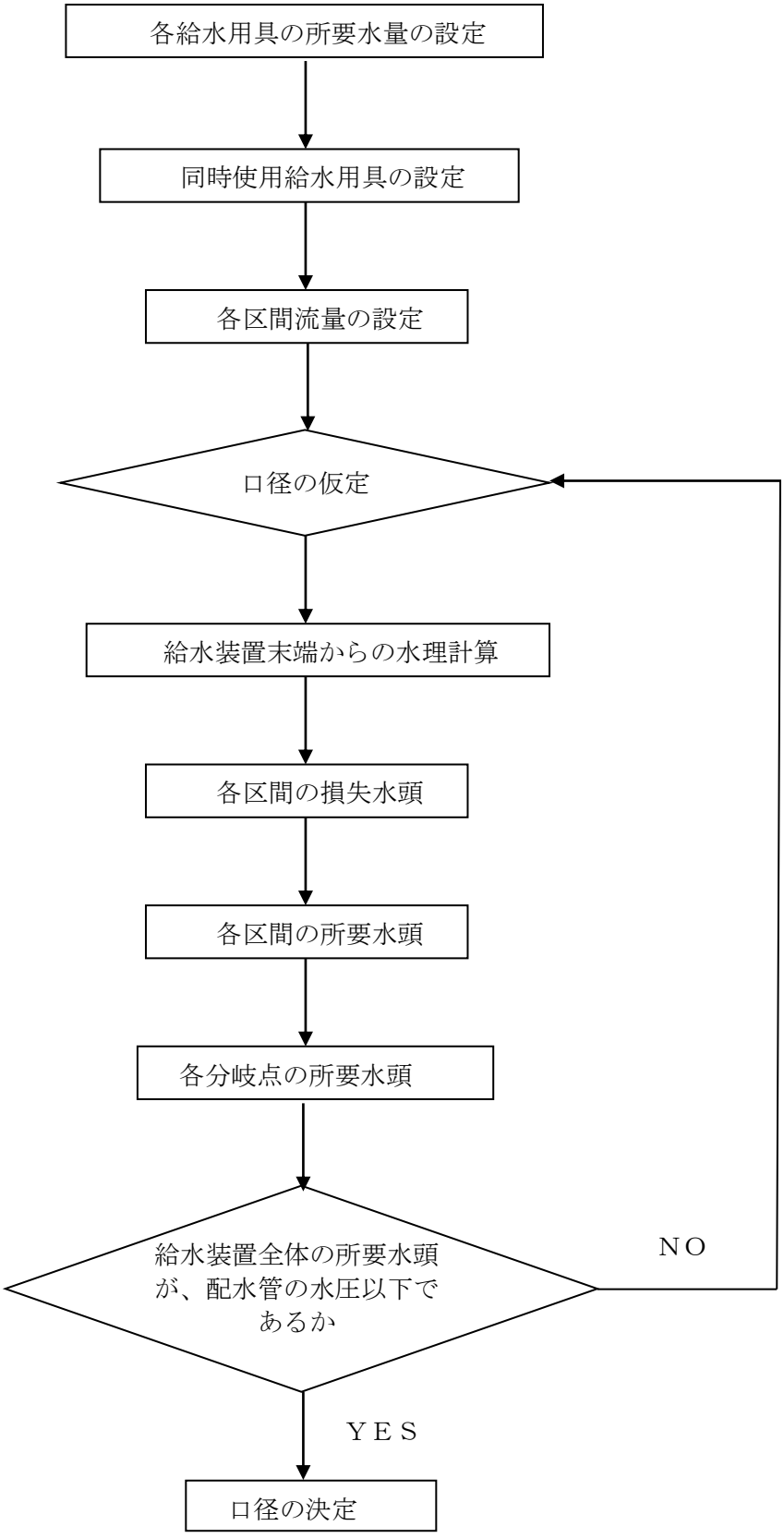

別表第８　＜給水用具の種類別直管換算延長＞

＜単位：ｍ＞

管径（㎜）／種　別	13	20	25	30	40	50	75	100	150	200
サドル付分水栓	1.5	2.0	3.0							
分岐箇所	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0				
止水栓	3.0	8.0	10.0							
仕切弁				0.24	0.3	0.39	0.63	0.81	1.2	1.4
メーター直結止水栓	1.5	2.0	3.0	5.0	6.0	8.0				
メーター	4.0	11.0	15.0	24.0	26.0	35.0	55.0	120.0	250.0	
逆止弁(スイング式)							5.7	7.6	12.0	
逆止弁(ばね式単式)	2.6	5.0	5.7	6.2	10.0	11.8				
水抜栓	3.0	8.0	8.0	11.0	14.0	18.0				
水抜きバルブ	4.0	21.0	16.0	17.0	38.0	34.0				
エルボ(45°)	0.36	0.45	0.54	0.72	0.9	1.2	1.8	2.4	3.6	
エルボ(90°)	0.6	0.75	0.9	1.2	1.5	2.1	3.0	4.2	6.0	
ベント(45°)							1.5	2.0	3.0	4.0
ベント(90°)							3.0	4.0	6.0	8.0
Ｔ字管分流	0.9	1.2	1.5	1.8	2.1	3.0	4.5	6.3	9.0	
Ｔ字管直流	0.18	0.24	0.27	0.36	0.45	0.6	0.9	1.2	1.8	
径違継手	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
ストップバルブ	4.5	6.0	7.5	10.5	13.5	16.5	24.0	37.5	49.5	70.0
アングルバルブ	2.4	3.6	4.5	5.4	6.6	8.4	12.0	16.5	24.0	33.0
定水位弁			9.2	11.9	13.9	17.6	26.9	35.1	51.7	68.2
ボールタップ	2.4	3.6	13.7	17.7	21.0	26.2	40.0	52.0		
ストレーナー	1.38	2.18	3.0	4.62	5.47	8.0	14.11	21.62	41.17	54.83

※　径違継手は、小さい方の管径とする。

別図第５　＜ウエストン公式による流量図＞

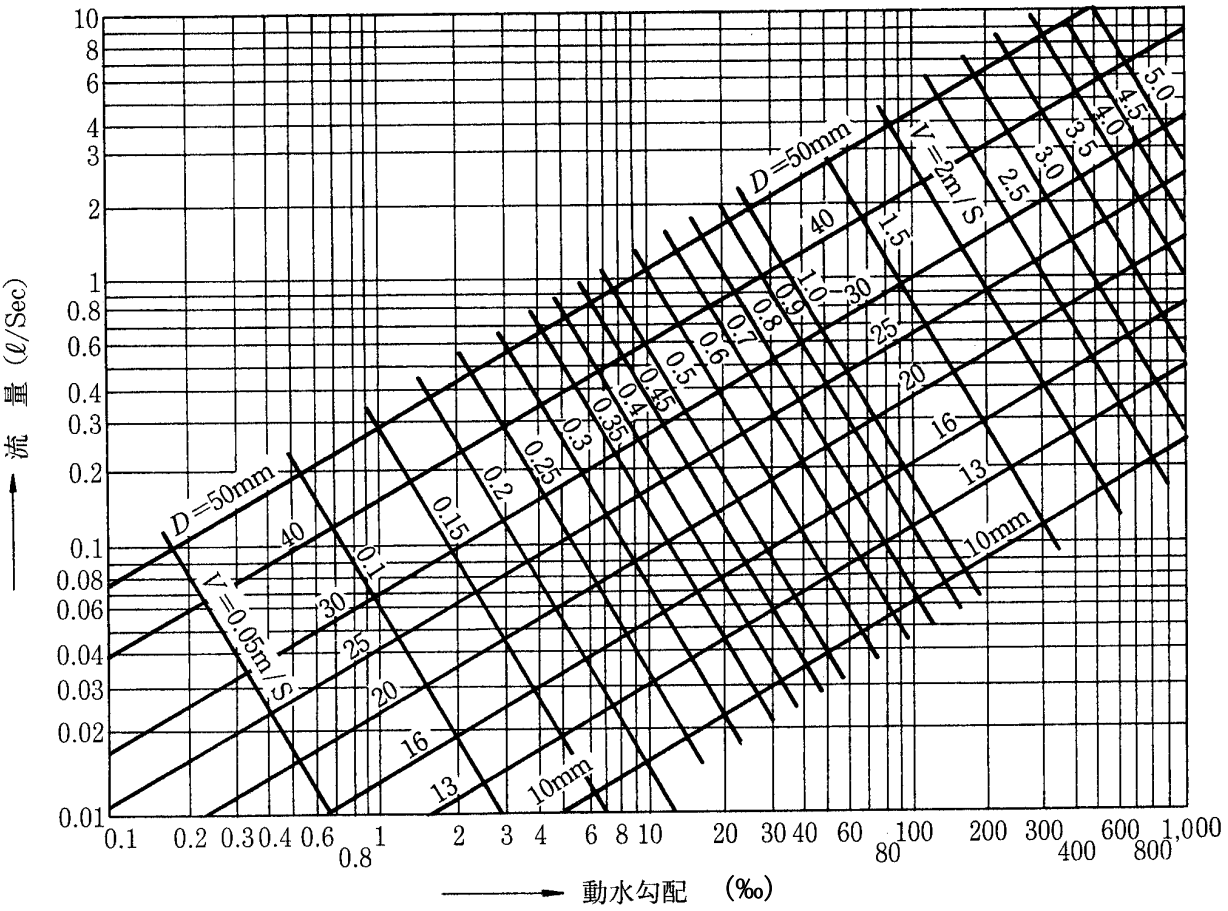

※　動水勾配早見表（別表第 10）を参照のこと。

別図第６　＜ヘーゼン・ウィリアムズ公式による流量図＞

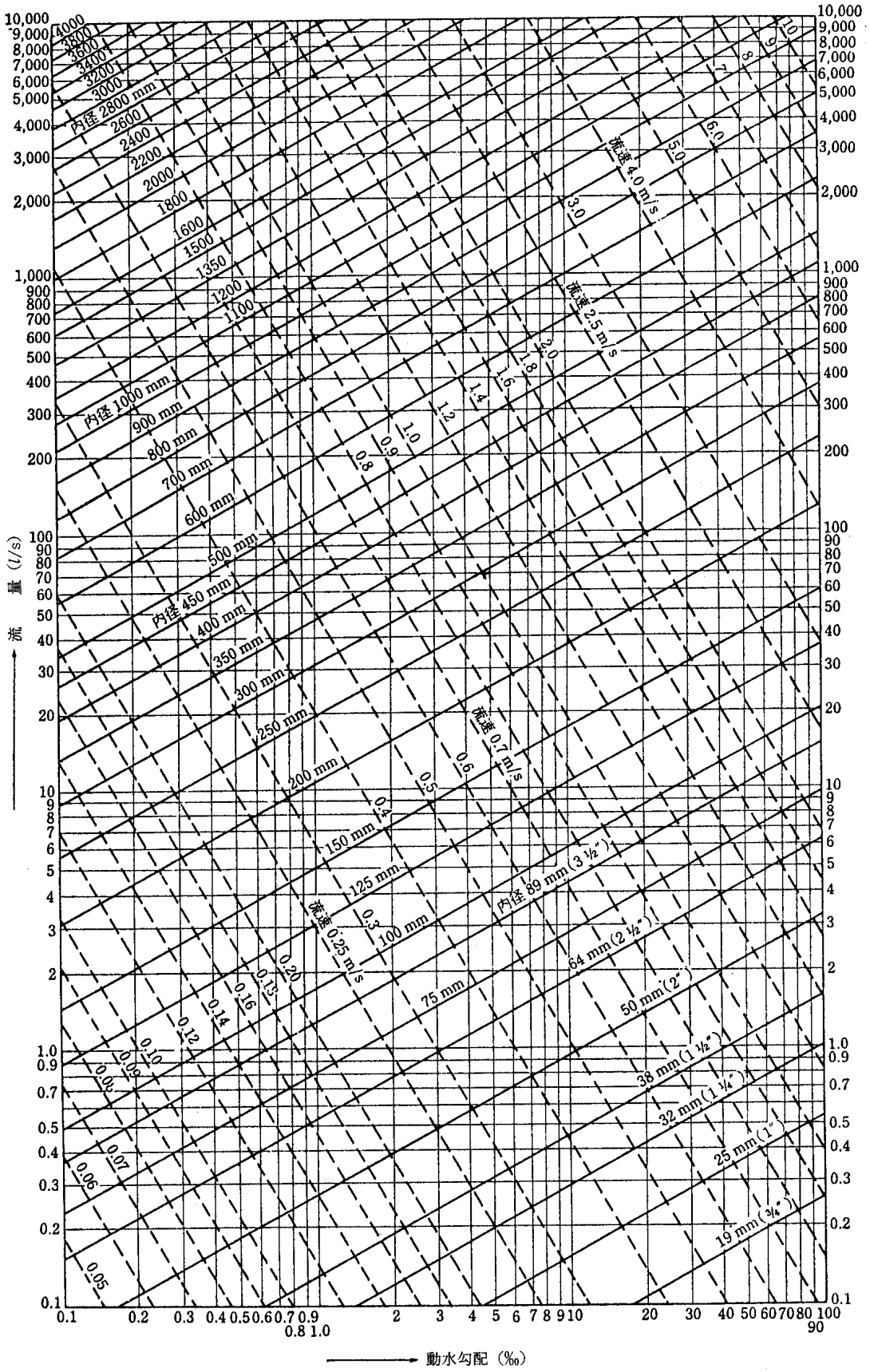

※　動水勾配早見表（別表第９）を参照のこと。

別表第９　＜動水勾配早見表＞

（ウエストン公式：流量の単位はℓ／分）　　＜網かけ部は、流速 2.0m／秒以上＞

［動水勾配(‰)］　№.1

流量	φ13	φ16	φ20	φ25	φ30	φ40	φ50	流量	φ25	φ30	φ40	φ50
1	4	1	1	0	0	0	0	43	108	47	12	4
2	11	4	2	1	0	0	0	44	112	48	13	5
3	22	9	3	1	1	0	0	45	117	50	13	5
4	35	14	5	2	1	0	0	46	121	52	14	5
5	51	20	8	3	1	0	0	47	126	54	14	5
6	69	27	10	4	2	0	0	48	131	56	15	5
7	90	36	13	5	2	1	0	49	135	58	16	5
8	113	45	17	6	3	1	0	50	140	61	16	6
9	138	55	20	7	3	1	0	51	145	63	17	6
10	166	65	24	9	4	1	0	52	150	65	17	6
11	196	77	28	10	5	1	0	53	156	67	18	6
12	228	89	33	12	5	1	1	54	161	69	18	6
13	263	103	38	14	6	2	1	55	166	72	19	7
14	299	117	43	16	7	2	1	56	171	74	20	7
15	338	131	48	18	8	2	1	57	177	76	20	7
16	378	147	54	20	9	2	1	58	182	79	21	7
17	421	163	59	22	10	3	1	59	188	81	21	8
18	466	181	66	24	11	3	1	60	194	83	22	8
19	513	198	72	26	12	3	1	61	200	86	23	8
20	561	217	79	29	13	3	1	62	205	88	23	8
21	612	237	86	31	14	4	1	63	211	91	24	8
22	665	257	93	34	15	4	1	64	217	93	25	9
23	720	278	100	36	16	4	2	65		96	25	9
24	777	299	108	39	17	5	2	66		99	26	9
25		322	116	42	18	5	2	67		101	27	9
26		345	124	45	20	5	2	68		104	27	10
27		369	132	48	21	6	2	69		107	28	10
28		393	141	51	22	6	2	70		109	29	10
29		419	150	54	24	6	2	71		112	29	10
30			159	57	25	7	2	72		115	30	11
31			169	61	26	7	3	73		118	31	11
32			178	64	28	7	3	74		121	32	11
33			188	68	29	8	3	75		124	32	11
34			199	71	31	8	3	76		126	33	12
35			209	75	33	9	3	77		129	34	12
36			220	79	34	9	3	78		132	35	12
37			231	83	36	10	3	79		135	35	12
38			242	87	38	10	4	80		138	36	13
39			253	91	39	10	4	81		142	37	13
40			265	95	41	11	4	82		145	38	13
41			277	99	43	11	4	83		148	40	14
42			289	103	45	12	4	84		151	40	14

（ウエストン公式：流量の単位はℓ／分）　　＜網かけ部は、流速 2.0m／秒以上＞

［動水勾配(‰)］　№.2

流量	φ30	φ40	φ50	流量	φ40	φ50	流量	φ50	流量	φ50
85	154	41	14	128	83	29	171	48	214	72
86	157	41	14	129	84	29	172	49	215	72
87	161	42	15	130	85	30	173	49	216	73
88	164	43	15	131	87	30	174	50	217	74
89	167	44	15	132	88	31	175	50	218	74
90		45	16	133	89	31	176	51	219	75
91		45	16	134	90	31	177	51	220	75
92		46	16	135	91	32	178	52	221	76
93		47	17	136	93	32	179	53	222	77
94		48	17	137	94	33	180	53	223	77
95		49	17	138	95	33	181	54	224	78
96		50	18	139	96	34	182	54	225	78
97		51	18	140	98	34	183	55	226	79
98		52	18	141	99	34	184	55	227	80
99		53	18	142	100	35	185	56	228	80
100		54	19	143	101	35	186	56	229	81
101		55	19	144	103	36	187	57	230	82
102		56	19	145	104	36	188	57	231	82
103		57	20	146	105	37	189	58	232	83
104		58	20	147	106	37	190	58	233	84
105		59	20	148	108	37	191	59	234	84
106		59	21	149	109	38	192	60	235	85
107		60	21	150	110	38	193	61	236	86
108		61	22	151	112	39	194	61	237	86
109		63	22	152	113	39	195	61	238	87
110		64	22	153	114	40	196	62	239	88
111		65	23	154	116	40	197	62	240	88
112		66	23	155	117	41	198	63	241	89
113		67	23	156	118	41	199	63	242	89
114		68	24	157		42	200	64	243	
115		69	24	158		42	201	65	244	
116		70	24	159		43	202	65	245	
117		71	25	160		43	203	66	246	
118		72	25	161		44	204	66	247	
119		73	26	162		44	205	66	248	
120		74	26	163		44	206	67	249	
121		75	26	164		45	207	68	250	
122		76	27	165		45	208	68		
123		77	27	166		46	209	69		
124		79	27	167		46	210	69		
125		80	28	168		47	211	70		
126		81	28	169		47	212	70		
127		82	29	170		48	213	71		

(ヘーゼン･ウィリアムズ公式：流量の単位はℓ／秒)

［動水勾配(‰)］　№1

流量	φ75	φ100	流量	φ75	φ100	流量	φ75	φ100
4.0	19.6	4.8	6.0	41.6	10.0	8.0	70.9	17.5
4.1	20.6	5.1	6.1	42.9	11.0	8.1	72.5	17.9
4.2	21.5	5.3	6.2	44.2	11.0	8.2	74.2	18.3
4.3	22.4	5.5	6.3	45.5	11.0	8.3	75.9	18.7
4.4	23.4	5.8	6.4	46.9	12.0	8.4	77.6	19.1
4.5	24.4	6.0	6.5	48.3	12.0	8.5	79.3	19.5
4.6	25.4	6.3	6.6	49.7	12.0	8.6	81.0	20.0
4.7	26.5	6.5	6.7	51.1	13.0	8.7	82.8	20.4
4.8	27.5	6.8	6.8	52.5	13.0	8.8	84.6	20.8
4.9	28.6	7.1	6.9	53.9	13.0	8.9	86.3	21.3
5.0	29.7	7.3	7.0	55.4	14.0	9.0	88.1	21.7
5.1	30.8	7.6	7.1	56.8	14.0	9.1	89.9	22.2
5.2	31.9	7.9	7.2	58.8	14.0	9.2	91.8	22.6
5.3	33.1	8.2	7.3	59.8	15.0	9.3	93.6	23.1
5.4	34.3	8.4	7.4	61.4	15.0	9.4	95.5	23.5
5.5	35.4	8.7	7.5	62.9	15.0			
5.6	36.6	9.0	7.6	64.4	16.0			
5.7	37.8	9.3	7.7	66.0	16.0			
5.8	39.1	10.0	7.8	67.6	17.0			
5.9	40.3	10.0	7.9	69.3	17.0			

２・３　給水装置の構造及び材質

２・３・１　給水装置の構造及び材質の基準

給水装置の構造及び材質は、次によること。

1　配水管への取付口の位置は、他の給水装置の取付口から 30 ㎝以上離れていること。

2　配水管への取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。

3　配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。

4　水圧、土圧、その他の荷重に対して充分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものであること。

（1）給水装置の接合箇所は、水圧に対する充分な耐力を確保するためにその構造及び材質に応じた適切な接合が行われているものでなければならない。

（2）家屋の主配管等は、配管の経路について構造物の下の通過を避けること等により漏水時の修理を容易に行うことができるようにしなければならない。

（3）給水装置は、末端部が行き止まりとなっていること等により水が停滞する構造であってはならない。ただし、当該末端部に排水機構が設置されているものにあっては、この限りでない。

（4）給水装置は、シアン、六価クロムその他水を汚染するおそれのある物を貯留し、又は取扱う施設に近接して設置されていてはならない。

（5）鉱油類、有機溶剤その他の油類が浸透するおそれのある場所に設置されている給水装置は、当該油類が浸透するおそれのない材質のもの又はさや管等により適切な防護のための措置が講じられているものでなければならない。

5　凍結、破壊、侵食等を防止するための適当な措置が講じられていること。

（1）屋外で気温が著しく低下しやすい場所その他凍結のおそれがある場所に設置されている給水装置のうち減圧弁、逃し弁、逆止弁、空気弁及び電磁弁にあっては、耐久性能及び耐寒性能、それ以外の給水装置にあっては、耐寒性能を有するものとするか、又は断熱材で被覆すること等により、適切な凍結の防止のための措置が講じられているものでなければならない。

（2）水栓その他水撃作用を生じるおそれのある給水用具は、水撃限界性能を有するものでなければならない。ただし、当該給水用具の上流側に近接してエアチャンバーその他の水撃防止器具を設置すること等により適切な水撃防止のための措置が講じられているものを除く。

（3）酸又はアルカリによって侵食されるおそれのある場所に設置されている給水装置は、酸又はアルカリに対する耐食性を有する材質のもの又は防食材で被覆すること等により適切な侵食防止のための措置が講じられているものでなければならない。

（4）漏えい電流により侵食されるおそれのある場所に設置されている給水装置は、非金属製の

材質のもの又は絶縁材で被覆すること等により適切な電気防食のための措置が講じられているものでなければならない。

6　当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。

7　水槽、プール、流しその他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあっては、水の逆流を防止するための適当な措置が講じられていること。

（1）水が逆流するおそれのある場所に設置されている給水装置は、次のいずれかによること。

ア　逆流を防止するための性能を有する給水用具が水の逆流を防止することができる適切な位置（バキュームブレーカにあっては、水受け容器の越流面の上方 150 ㎜以上の位置）に設置されていること。

イ　吐水口空間（別表第 20）に規定する吐水口空間が確保されていること。

（2）水を汚染するおそれのある場所に給水する給水装置は、吐水口空間（別表第 20）に規定する吐水口空間を確保し、当該場所の水管その他の設備と当該給水装置を分離することにより、適切な逆流の防止のための措置が講じられていること。

〈解説〉

1 （1）政令第 6 条（給水装置の構造及び材質の基準）を参照のこと。

（2）給水装置の構造及び材質が、政令で定める基準に適合しないときは、給水契約の申込みを拒み、又はその基準に適合させるまでの間、給水を停止することができる。（法第 16 条）

（3）主任技術者は、給水装置が基準省令に定める給水装置の構造及び材質の基準に適合していることを確認しなければならない。（法第 25 条の 4）

（4）給水管及び給水用具に適用される性能基準は、別表第 10 のとおりである。

別表第10　＜給水管及び給水用具の性能基準＞

性能基準 ／ 給水管及び給水用具		耐圧	浸出	水撃限界	逆流防止	負圧破壊	耐寒	耐久
給　水　管		●	●	—	—	—	—	—
水　栓 ボールタップ	飲　　用	●	○	○	○	○	○	—
	飲用以外	●	—	○	○	○	○	—
バ　ル　ブ		●	○	○	—	—	○	○
継　　手		●	○	—	—	—	—	—
浄　水　器		○	●	—	○	—	—	—
湯　沸　器	飲　　用	○	○	○	○	○	○	—
	飲用以外	○	—	—	○	○	○	—
逆流防止器		●	○	—	●	○	—	●
水撃防止器		●	●	●	—	—	—	—
ユニット器具 （流し台、洗面台、浴槽、便器等）	飲　　用	●	○	○	○	○	○	—
	飲用以外	●	—	○	○	○	○	—
自動食器洗い器、冷水機・洗浄装置付便座等		●	○	○	○	○	○	—

凡　例

●　適用される性能基準

○　給水用具の種類、設置場所により適用される性能基準

4（5）ガソリンスタンド、自動車修理工場等では、ポリエチレン管等合成樹脂性の管の使用は避け、金属管を使用すること。

7（1）イ　吐水口空間（別表第 20）は、「2・4・17　受水槽への給水と受水槽の構造等」を参照のこと。

２・４　給水装置の設計基準

２・４・１　配水管等への取付口からメーターまでの給水管及び給水用具

１　配水管等への取付口からメーターまでの間に使用する給水管及び給水用具については、次によること。

（１） 使用する給水管及び給水用具は、給水装置工事の指定材料一覧表（別表第 11）による。

（２）配水管からφ25ｍｍ以下の分岐をする場合は、高密度ポリエチレン管を使用すること。

（３）配水管からφ50ｍｍ以上の分岐をする場合は、仕切弁まで耐震化を図ること。

（４）道路、法定外道路及び私道内にφ50ｍｍ以上の給水管を布設する場合は、耐震管（GX 形、S50 形ダクタイル鋳鉄管）を使用すること。

（５）ダクタイル鋳鉄管は、エポキシ樹脂粉体塗装管（EP）を使用すること。

（６）ダクタイル鋳鉄管を使用する場合において、曲管やＴ字管等の異形管、仕切弁の前後等は、一体化長さ早見表により管路の一体化を図る。

（７）管路の一体化は、GX 形、Ｓ50 形継手の場合はライナによること。また、Ｋ形継手の場合は離脱防止型特殊押輪（３ＤｋＮ）を使用する。

（８）ダクタイル鋳鉄管からの分岐については、原則として断水・切落し工法を基本とするが、やむを得ない場合は不断水工法とする。

（９）分岐する場合は他の分岐箇所から 30ｃｍ以上離す。

〈解説〉

管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするために、配水管等への取付口からメーターまでの間に使用する給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定している。（条例第８条の２）

１（１）ダクタイル鋳鉄管を布設する場合は耐震管（GX 形、S50形）を原則とする。ただし、既設管との接続や複雑な配管の場合を除く。

（３）配水管分岐部から仕切弁（止水栓）までの耐震性等を高めるためである。仕切弁先メーター上流側までの管種はφ75以上の場合はGX形ダクタイル鋳鉄管、φ50の場合はS50形ダクタイル鋳鉄管又は給水用高密度ポリエチレン管とすること。

（４）開発行為等で道路予定地内に布設する場合を含む。宅地内の場合も耐震管（GX形、S50形ダクタイル鋳鉄管）を使用することが望ましい。

（６）一体化長さ早見表は、「10　参考資料」を参照のこと。

（８）耐震継手を使用した配水管を断水・切落し施工により接続する場合等は、離脱防止継手（ＧＸ形、S50形）またはＫ形継手の離脱防止型特殊押輪（３ＤｋＮ）を使用すること。ＧＸ形ダクタイル鋳鉄管の切管を接合する場合は、G-Linkを使用すること。

なお、配水管の一体化長さ（1.0m以上）を必ず確保すること。

（８）耐震継手を使用した既設配水管から切落し又は不断水で分岐する場合は既設配水管の一

体化長さ（1.0m以上）を必ず確保することとし、施工時には目視で確認すること。

なお、配水管しゅん工図と現地が整合しない場合もあり得るので、試掘等調査を行い確認することが望ましい。「耐震継手を使用した既設配水管から分岐する場合の施工方法」（別図第７）を参照のこと。

（８）配水管口径が150㎜を超える場合や、断水件数や仕切弁の操作箇所数が多い場合、または断水できない現場事情がある場合は、事前に給排水課審査係に相談すること。

（９）「サドル付分水栓、非耐震継手を使用した配水管から不断水分岐する場合の施工方法」（別図第８）を参照のこと。

別図第７　耐震継手を使用した既設配水管から分岐する場合の施工方法

１　既設管を切落して分岐する場合

掘削範囲を一体化長さも含めた範囲とする。

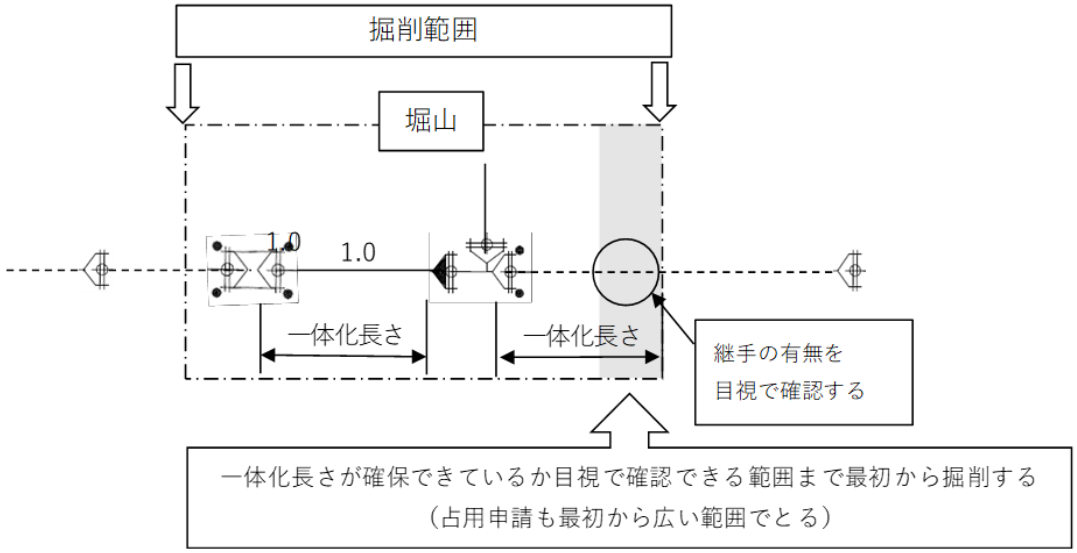

補足　一体化長さの範囲内に一体化されていない既設の継手を確認した場合

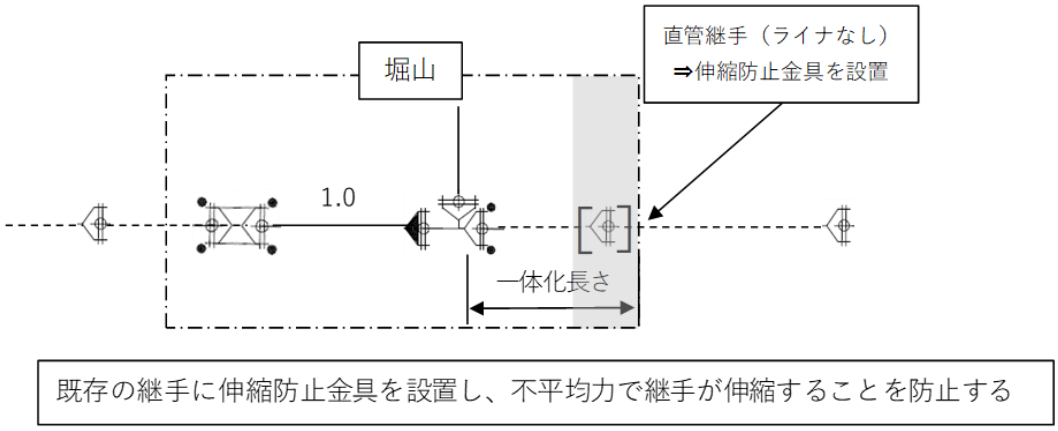

※設計図及びしゅん工図に掘削延長を図示すること。

また、伸縮防止金具を設置した際には、その旨を記載すること。

2　不断水分岐の場合

掘削範囲を一体化長さも含めた範囲とする。

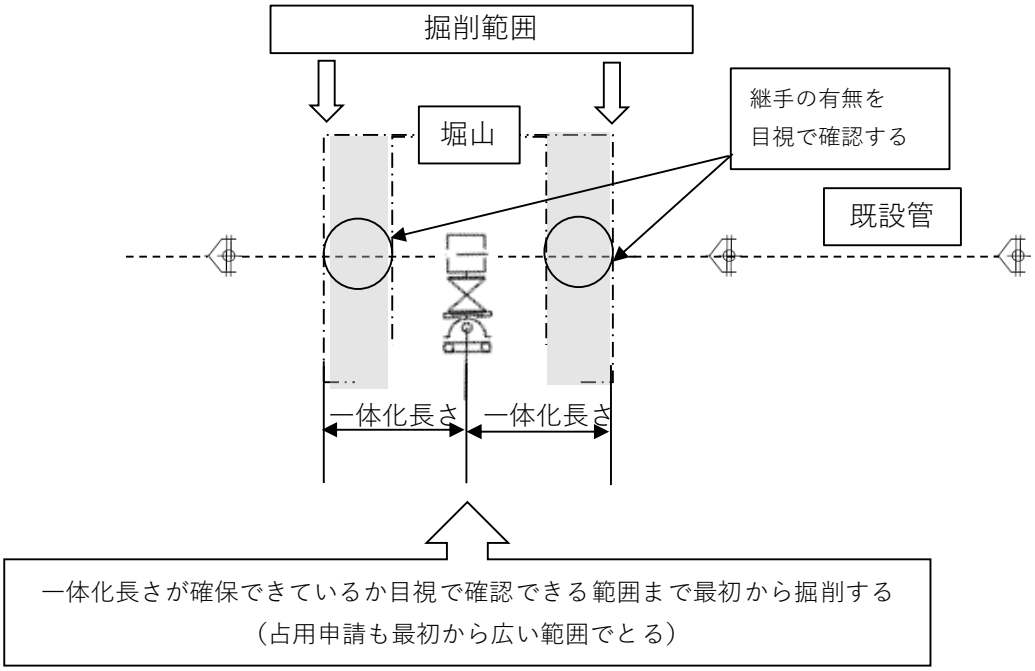

補足　一体化長さの範囲内に一体化されていない既設の継手を確認した場合

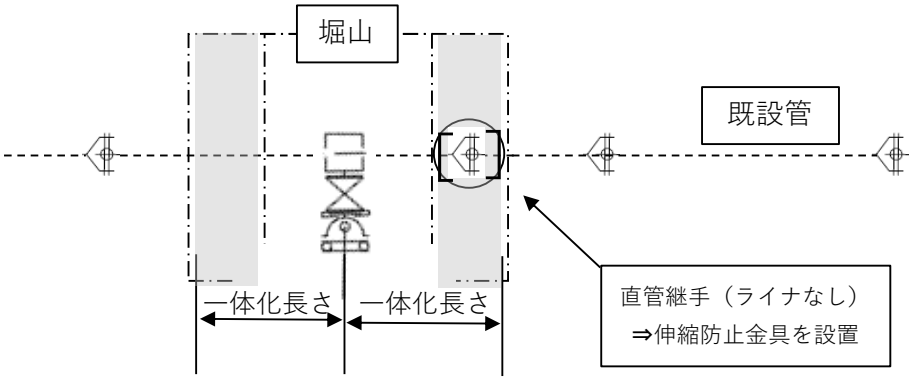

既存の継手に伸縮防止金具を設置し、不平均力で継手が伸縮することを防止する

別図第８　サドル付分水栓、非耐震継手を使用した配水管から不断水分岐する場合の施工方法

１　サドル付分水栓の場合

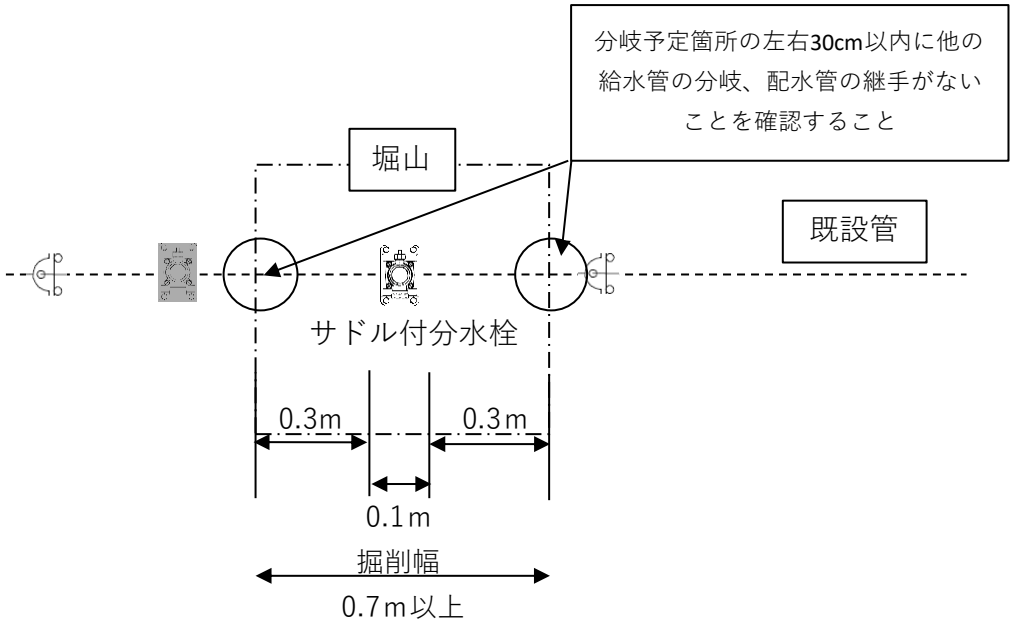

２　不断水分岐の場合

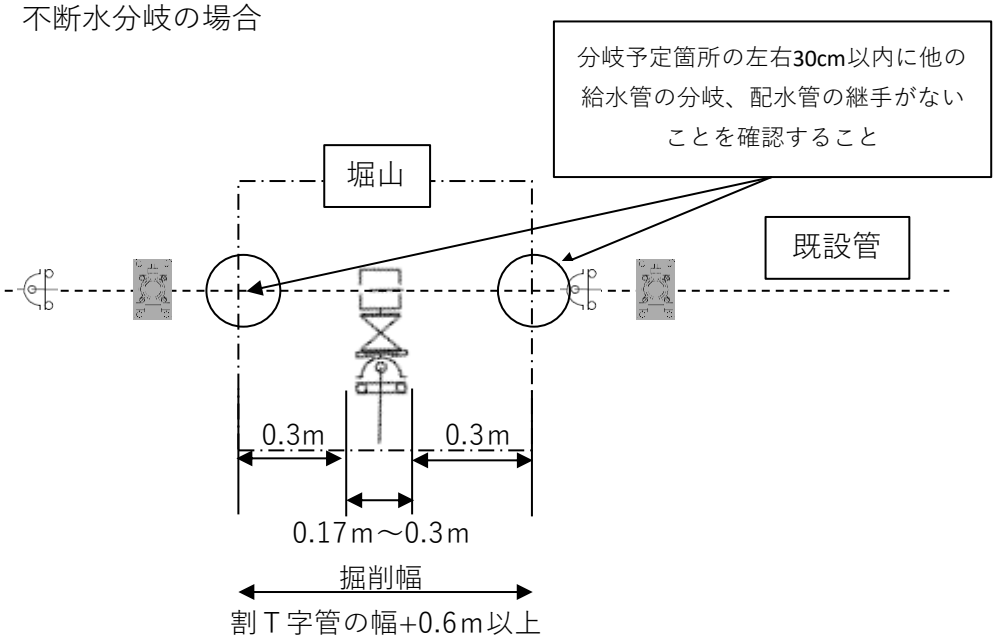

※分岐予定箇所付近に、他の給水管の分岐又は継手部が近接している場合は、分岐個所から0.3m以上離れていることを確認するため、掘削幅は概ね0.7m以上とすること。

分岐予定箇所の左右0.3m以内に他の給水管の分岐、配水管の継手等が無いことが確実な場合は、掘削幅を最小で0.5mとすることができる。

別表第11　＜給水装置工事の指定材料一覧表＞

1　分岐用具

品　　名	種　　類	口径(mm)	規 格 等	適　　用
サドル付分水栓	鋳鉄管用	20～25	JWWA B 117	銅製密着コア※1を装着
	S50 形ダクタイル鋳鉄管用	20～25	JWWA B 117 に準拠	銅製密着コア*を装着 栗本商事㈱ 前澤給装工業㈱ ㈱日邦バルブ ㈱タブチ ㈱光明製作所
	石綿セメント管用	13～25	JWWA B 117	
	硬質ポリ塩化ビニル管用	13～25	JWWA B 117	
	配水用ポリエチレン管用	20～25	PTC B 20	
甲形分水栓変換用サドル付分水栓	鋳鉄管用	20～25	盛岡市上下水道局仕様	㈱栗本鐵工所 ㈱タブチ ㈱日邦バルブ 前澤給装工業㈱
耐震型バルブ付割Ｔ字管	FCD 製 K形挿し口	75～300 ×75～150		ステンレス製密着コアまたは樹脂製密着コアを装着 コスモ工機㈱ RLKVKS 大成機工㈱ TⅡ-12
	S50 形受口	50 ×75～200		ステンレス製密着コアまたは樹脂製密着コアを装着 コスモ工機㈱RLVS50US

バルブ付割Ｔ字管	FCD 製	75～300 ×50		ステンレス製密着コアまたは樹脂製密着コアを装着※2 コスモ工機㈱ STCPFSP 大成機工㈱ TY-105
		分岐口径 75 以上	標準仕様書による。	ステンレス製密着コアまたは樹脂製密着コアを装着※2

【解説】

*1 従来の脱酸銅製コア及びステンレス製密着コアは使用しないこと。

※2 高級鋳鉄管（CIP）の場合は不要とする。

２　給水管・継手類

（１）ポリエチレン管・継手類

品　　名	種　　類	口径(mm)	規 格 等	適　　用
ポリエチレン管	１種二層管（軟質）	13～50	JIS K 6762	
高密度ポリエチレン管	PE100	20～50	PWA005	ポリエチレン管１種二層管と同一外径
ポリエチレン管金属継手	メカニカルＢ形	13～50	JWWA B 116	
	ワンタッチ式継手	13～50	認証機関による品質認証品	㈱日邦バルブ ㈱タブチ 前澤給装工業㈱ ㈱光明製作所 前田バルブ工業㈱
高密度ポリエチレン管用金属継手	メカニカルＢ形（PWA005用）	20～50	認証機関による品質認証品	前澤給装工業㈱ ㈱光明製作所 ㈱タブチ ㈱日邦バルブ

（２）ステンレス鋼管・継手類

品　　名	種　　類	口径(mm)	規 格 等	適　　用
波状ステンレス鋼管(B)	SUS316	20、25	JWWA G 119	
伸縮可とう式ステ	１形	20、25	JWWA G 116	

ンレス鋼管継手	２形			
被覆可とう管		20、25	認証機関による品質認証品	

（３）鋼管・継手類

品　　名	種　　類	口径(mm)	規 格 等	適　　用
ポリエチレン粉体ライニング鋼管	SGP-PB SGP-PD	13～50	JWWA K 132	埋設管にはSGP-PDを使用する。
硬質塩化ビニルライニング鋼管	SGP-VB SGP-VD	13～50	JWWA K 116	埋設管にはSGP-VDを使用する。
管端防食継手		13～50	JPF MP 003	

（４）その他

品　　名	種　　類	口径(mm)	規 格 等	適　　用
合フランジ		50		φ50mmのメーターに使用する。 上水フランジ
PCジョイント		75～150	PTC G 30	配水用ポリエチレン管とダクタイル鋳鉄管を接続する。
異種管継手		75×50		ダクタイル鋳鉄管φ75と高密度ポリエチレン管φ50を接続する。 ㈱川西水道機器　スッポンMD-V-K 大成機工㈱　V-KING　VCジョイント片落　(VK-00VC)
		50×40		ダクタイル鋳鉄管S50と高密度ポリエチレン管φ40を接続する。 ㈱川西水道機器　スッポンMD-SKX
		50		高密度ポリエチレン管φ50とS50形ダクタイル鋳鉄管を接続する。 ㈱川西水道機器　スッポンMD-V
		50		高密度ポリエチレン管φ50またはポリエチレン管φ50とフランジ形ソフトシール仕切弁φ50を接続する。 ㈱川西水道機器 スッポンロングMVFポリ用（PE/AW用）

				大成機工㈱　V-KING　VC短管１号（VK-00I） 大成機工㈱　V-KING　VC短管１号（VK-00IL）
		F75×40 F75×50		高密度ポリエチレン管φ40またはφ50とフランジ形ソフトシール仕切弁φ75を接続する。 ㈱川西水道機器 スッポンショートMVF-Kポリ用（AW用） 高密度ポリエチレン管φ50とフランジ形ソフトシール仕切弁φ75を接続する。 大成機工㈱　V-KING VC短管１号片落（VK-00I）
		13～50		㈱川西水道機器　SKX各種
		20～50		高密度ポリエチレン管とVP管を接続 前澤給装工業㈱ HI伸縮継手 H-PE S型 CACコア AW管用 ㈱光明製作所 ﾋﾞﾆﾙ管用伸縮継手(ﾌﾘｰｼﾞｮｲﾝﾄA形)S型ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ管用×ﾋﾞﾆﾙ管用

３　止水用具

（１）仕切弁

品　　名	種　　類	口径(mm)	規 格 等	適　　用
ソフトシール仕切弁（FCD製・立形・内ねじ式・右回り開）	内外面粉体塗装　フランジ形	50～200	JWWA B 120	
	内外面粉体塗装　耐震形(NS形)	75～200	JWWA B 120に準拠	
	内面粉体塗装　外面耐食塗装 耐震形(GX形)	75～200	JWWA B 120に準拠	
	内面粉体塗装　外面耐食塗装 耐震形(S50形)	50	JWWA B 120に準拠	
ゲートバルブ	スピンドル付 弁体ゴム製	30～40	認証機関による品質認証品	

仕切弁筐	A1L(従来埋設φ50～100) A1(従来埋設φ150～300) A1S(浅層埋設φ50～200)		標準仕様書による。	
仕切弁筐台	コンクリート製		標準仕様書による。	
	再生プラスチック製			

（2）止水栓

品　　名	種　　類	口径(㎜)	規格等	適　　用
止水栓	M型止水栓	20～25	盛岡市上下水道局仕様	㈱竹村製作所 ㈱光合金製作所
メーター直結止水栓	ボール式開閉防止伸縮止水栓	13～25	盛岡市上下水道局仕様	㈱柿崎機械 ㈱キッツ ㈱光明製作所 ㈱タブチ ㈱日邦バルブ 前澤給装工業㈱ 前田バルブ工業㈱
メーター直結止水栓	ボール式伸縮止水栓 (φ50㎜片側フランジ)	30～50	盛岡市上下水道局仕様	㈱光明製作所 ㈱タブチ ㈱日邦バルブ 前澤給装工業㈱ 前田バルブ工業㈱
止水栓筐	二段式伸縮型 (鋳鉄製、FRP製)	13～25	盛岡市上下水道局仕様	日之出水道機器㈱ 前澤化成工業㈱ アロン化成㈱

4　逆止弁

品　　名	種　　類	口径(㎜)	規格等	適　　用
ばね式単式逆止弁	Ⅰ形、Ⅱ形 (φ50㎜両端フランジ)	13～50	JWWA B 129	
汎用形スイング式逆止弁	弁体はソフトシート	75～150	JIS B 2071	

5　メーターボックス

品　　名	種　　類	口径(㎜)	規 格 等	適　　用
メーターボックス	樹脂製(25㎜用)	13、20	盛岡市上下水道局仕様	前澤化成工業㈱ 日之出水道機器㈱ アロン化成㈱
	樹脂製(30㎜用)	25	盛岡市上下水道局仕様	前澤化成工業㈱ 日之出水道機器㈱
メーターボックス用蓋	鋳鉄製	13、20	盛岡市上下水道局仕様	前澤化成工業㈱
	鋳鉄製小窓付	30～100	盛岡市上下水道局仕様	伊藤鉄工㈱ 長谷川鉄工所

6　ダクタイル鋳鉄管・継手類、消火栓、排水弁、空気弁、等

（1）ダクタイル鋳鉄管・継手類

品　　名	種　　類	口径(㎜)	規 格 等	適　　用
ダクタイル鋳鉄管直管	K形、GX形	75～200	標準仕様書による。	
	S50形	50		
ダクタイル鋳鉄異形管	K形、フランジ形、 GX形、S50形	50～200	標準仕様書による。	
ダクタイル鋳鉄異種継手管		50～200	標準仕様書による。	
ダクタイル鋳鉄管接合部品	K形、フランジ形、 GX形	75～200	標準仕様書による。	
	S50形	50		

（2）消火栓

品　　名	種　　類	口径(㎜)	規 格 等	適　　用
地上式消火栓	単口、単口（回転式）、双口	75	標準仕様書による。	
地下式消火栓（FCD製・内面粉体・左回り開）	単口 双口	75	標準仕様書による。	
地下式消火栓弁室口環蓋			標準仕様書による。	
組立マンホール			標準仕様書による。	

コンクリートＬ型座台			標準仕様書による。	

（３）排水弁

品　　名	種　　類	口径(㎜)	規 格 等	適　　用
不凍式排水弁	固定式	40、50	標準仕様書による。	
排水弁室口環蓋	φ500㎜用		標準仕様書による。	
排水弁室	φ500㎜		標準仕様書による。	

（４）空気弁

品　　名	種　　類	口径(㎜)	規 格 等	適　　用
水道用急速空気弁（FCD製、内外面粉体）	フランジ形	75	標準仕様書による。	
不凍急速型空気弁	SUS304 製		標準仕様書による。	
空気弁室口環蓋	FCD 製		標準仕様書による。	
組立マンホール			標準仕様書による。	

（５）補修弁

品　　名	種　　類	口径(㎜)	規 格 等	適　　用
ボール型補修弁（FCD製、内面粉体）	レバー式 φ75　Ｌ＝100、150 φ100　Ｌ＝200	75、100	標準仕様書による。	地下式消火栓、空気弁に使用する。

（６）その他

品　　名	種　　類	口径(㎜)	規 格 等	適　　用
埋設標示シート	幅 150 ㎜		標準仕様書による。	埋設深さが 1.2m 未満の場合は、黄色で「浅埋」と記載されたものを使用する。
明示テープ			標準仕様書による。	
管探知ワイヤ			標準仕様書による。	

※　標準仕様書は、「10　参考資料」を参照のこと。

２・４・２　給水管の占用位置

給水管を道路、法定外道路、河川区域、水路敷地、鉄道敷地又は私道内に布設する場合の占用位置は、当該管理者又は当該所有者等の指示に従うこと。

〈解説〉

1　歩車道の区別のある道路内に布設するときは、原則として歩道内に布設すること。

２・４・３　給水管の埋設深さ

給水管の埋設深さは、次によること。

1　公道内（国県道、市道、法定外道路内）については、次のとおりとする。

（1）道路及び法定外道路内に給水管を布設する場合の管頂部と路面との距離（以下「土被り」という。）は、当該道路の下層路盤の下面に 0.3mを加えた深さ以上（最小土被りは、0.9m）とする。

（2）マウンドアップ歩道の場合は、最小土被りにマウンドアップの高さ分を加える。

（3）これによりがたい場合は、当該管理者と協議する。

2　河川区域、水路敷地又は鉄道敷地に給水管を布設する場合の土被りは、当該管理者と協議すること。

3　私道内については、次のとおりとする。

（1）給水管を布設する場合の土被りは、当該道路の下層路盤の下面に 0.3mを加えた深さ以上（最小土被りは、 0.9m）とする。

（2）これによりがたい場合は、当該所有者と協議すること。

4　宅地内については、次のとおりとする。

（1）管理用止水栓までを道路内等の土被り（最小土被り 0.9m）と同一とし、メーター以降については0.6m以上とする。

（2）メーター以降について0.6m未満とする場合は、適切な凍結防止策を施す。

〈解説〉

1　水管橋取付部の堤防横断箇所、他の埋設物との交差の関係で土被りを標準値まで取れない場合等は、河川管理者又は道路管理者と協議することとし、必要に応じて防護措置を施すこと。

4　盛岡市の凍結深度を考慮したものである。

なお、標高が高い等、凍結深度が 0.6mより大きい場合は、埋設深さを凍結深度以上とすること。

２・４・４　給水管の埋設工法

給水管の埋設工法は、次によること。

1　公道内（国県道、市道、法定外道路内）については、次によること。

（1）道路、法定外道路及び私道内に給水管を布設する場合は、開削工法を基本とする。

（2）掘削断面は、標準掘削断面図（別図第９）とし、道路幅員、交通の状況、埋設物の状況、土質条件、掘削深さ等を考慮し、最小かつ安全な断面とする。

（3）当該管理者又は当該所有者から埋設工法の指示があった場合は、それに従うこと。

2　河川区域、水路敷地又は鉄道敷地に給水管を布設する場合の埋設工法は、当該管理者と協議すること。

3　宅地内については、次によること。

（1）宅地内に給水管を布設する場合の埋設工法は、開削工法とする。

（2）掘削断面は標準掘削断面図（別図第９）とし、埋設物の状況、土質条件、掘削深さ等を検討し、最小かつ安全な断面とする。

別図第９　＜標準掘削断面図＞

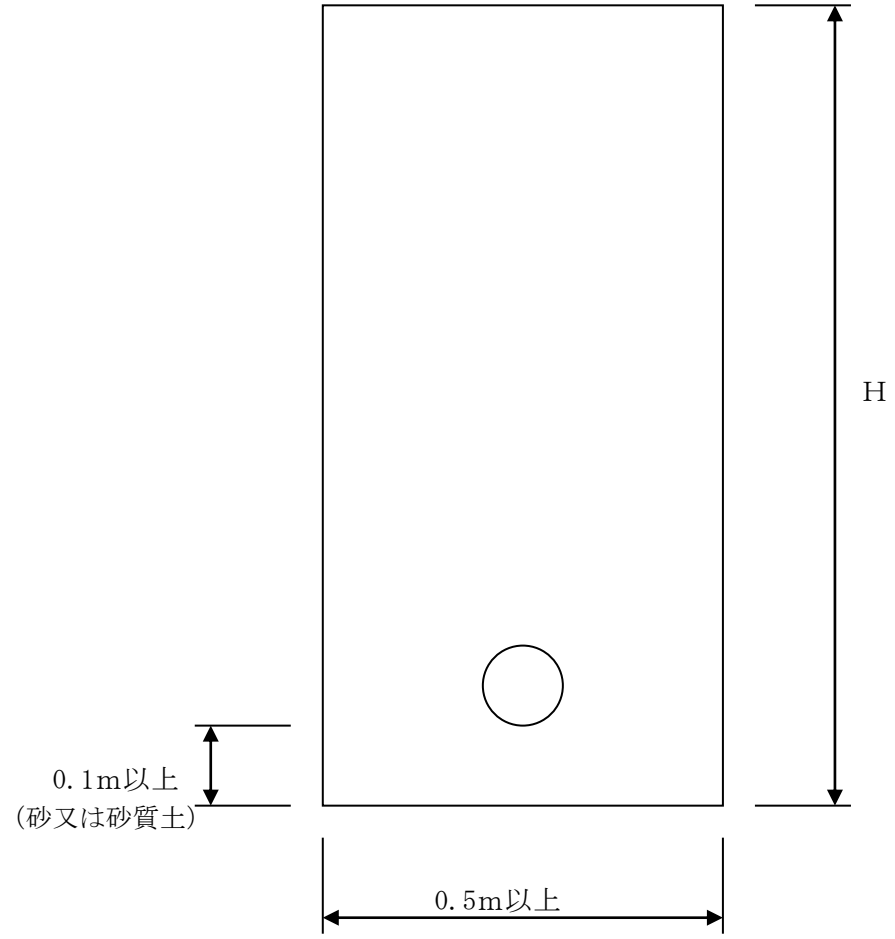

※１　Ｈ：掘削深さ

※２　Ｈが 1.5mを超える場合は、土留工とすること。

※３　Ｈが 1.5m以下の場合は、勾配掘りを標準とするが、自立性に乏しい地山の場合等は、土留工を施すこと。

※４　管下は砂又は砂質土とすること。

２・４・５　給水管等の分岐

配水管等から給水管等を分岐する場合は、次によること。

1　分岐の位置等

（１）分岐の位置は、他の給水管の分岐位置及び継手部の端面から 30 ㎝以上離す。

（２）配水管等の異形管及び継手からは、分岐しない。

（３）道路の交差点内では、分岐しない。

（４）同一敷地内への分岐取出しは、１箇所とする。

（５）分岐口径は、直結直圧式は配水管等の口径より一段落ち以下、受水槽式は二段落ち以下とする。

（６）道路及び法定外道路内の分岐口径は 20 ㎜以上とする。

（７）GX 形、NS、ＳⅡ、Ｓ形、Ｓ50 形ダクタイル鋳鉄管からφ50 ㎜以上のダクタイル鋳鉄管で分岐する場合は、一体化長さを考慮する。

（８）これによりがたい場合は、管理者と協議すること。

2　配水管等からの分岐数

（１）標準管径均等表（別表第 12）によること。

（２）これによりがたい場合は、管理者と協議すること。

3　分岐方法及び使用材料

（１）配水管等の管種及び口径並びに給水管等の必要口径に応じて、サドル付分水栓、Ｔ字管、バルブ付割Ｔ字管又はチーズを用いるものとし、分岐方法は、分岐方法一覧表（別表第 13）によること。

（２）配水管等に対して直角に分岐する。

（３）分岐部分の配管は、分岐部分の標準配管図（別図第 10）によること。

（４）ダクタイル鋳鉄管からφ50 ㎜以上で分岐する場合は、原則として断水・切り落とし工法を基本とし、やむを得ない場合は、不断水工法とする。

4　取出し管の配管

（１）　単独栓である取出し管の配管は、配水管等への取付口からメーターまでの標準配管図（別図第 11）によること。

（２）　既設の給水管に　接続する場合は、既設給水管の途中で接続する場合の配管例（別図第 12）を参照すること。

（３）　道路内及び宅地内で高密度ポリエチレン管を布設する場合において、屈曲させるときは継手を使用し、生曲げによる配管とはしないことを原則とする。

（４）宅地内でポリエチレン管を生曲げによる配管とする場合は、ポリエチレン管の曲げ配管（別表第 17）によること。

（５）配水管等への取付口からメーターまでは、メーター二次側の給水管や、他のメーター先の

給水管と交差させないこと。

別表第 12　＜標準管径均等表＞

枝管 / 主管 (㎜) (㎜)	13	20	25	30	40	50	65	75	100	150
13	1.00									
20	2.89	1.00								
25	5.10	1.74	1.00							
30	8.02	2.72	1.57	1.00						
40	15.59	5.65	3.23	2.05	1.00					
50	29.00	9.80	5.65	3.58	1.75	1.00				
65	55.90	19.03	10.96	6.90	3.36	1.92	1.00			
75	79.97	27.23	15.59	9.88	4.80	2.75	1.43	1.00		
100	164.50	55.90	32.00	20.28	7.89	5.65	2.94	2.05	1.00	
150	452.00	154.00	88.18	56.16	27.27	15.58	8.09	5.65	2.75	1.00

（主管と枝管の均等径）$N = \left(\frac{D}{d} \right)^{\frac{5}{2}}$

D：主管の呼び径

d：枝管の呼び径

※　配水管等が管網を形成している場合（ループ配管）は、表の数値の２倍の分岐数を標準とする。

別表第 13　＜分岐方法一覧表＞

配水管等		必要口径	分岐口径	工　法	使用材料
管　種	口径(㎜)	(㎜)	(㎜)		
ダクタイル鋳鉄管 鋳鉄管	50～300	13～25	20～25	不断水	サドル付分水栓
		30 以上	50～150	断水・切落	Ｔ字管
			50～150 (配水管等の口径の一段落ち以下)	不断水	バルブ付割Ｔ字管
ポリエチレン管	20～50	13～40	13～40	断水・切落	チーズ
ポリエチレン粉体ライニング鋼管 硬質塩化ビニルライニング鋼管	30～50	13～40	13～40	断水・切落	チーズ
硬質ポリ塩化ビニル管	20～50	13～40	13～40	断水・切落	チーズ
	75～150	13～25	20～25	不断水	サドル付分水栓
		30 以上	50～100	断水・切落	Ｔ字管
石綿セメント管	75～300	13～25	20～25	不断水	サドル付分水栓
		30 以上	75～150	断水・切落	Ｔ字管
配水用ポリエチレン管	75～150	13～25	20～25	不断水	サドル付分水栓
		30 以上	50～100	断水・切落	Ｔ字管

別図第 10　＜分岐部分の標準配管図＞

<table>
<tr><th colspan="2">配水管等</th><th colspan="2">取出し管の管種及び配管</th></tr>
<tr><th>管種</th><th>口径
（㎜）</th><th>ダクタイル鋳鉄管
φ50～200 ㎜</th><th>高密度ポリエチレン管
φ20・25・30・40 ㎜</th></tr>
<tr><td>ダクタイル鋳鉄管（耐震継手GX、NS、SⅡ、S形）</td><td>50 ～
300</td><td>断水・切落し
 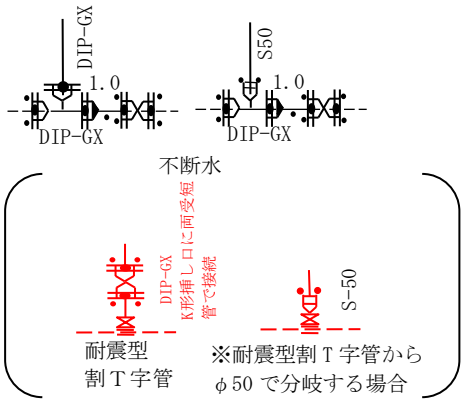
</td><td>φ20・φ25
 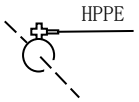
</td></tr>
<tr><td>ダクタイル鋳鉄管・鋳鉄管</td><td>50 ～
300</td><td>断水・切落し
 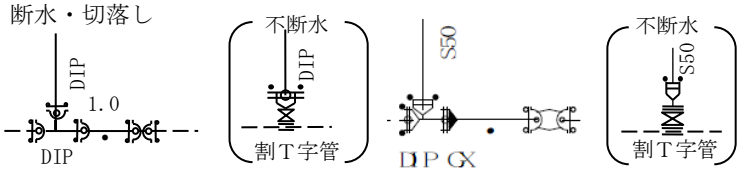
</td><td>φ20・φ25
 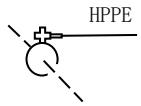
</td></tr>
<tr><td>ポリエチレン管</td><td>20 ～
50</td><td></td><td>φ20～φ40
 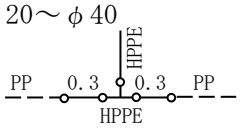
</td></tr>
<tr><td>ポリ粉体・硬質塩ビライニング鋼管</td><td>30 ～
50</td><td></td><td>φ20～φ40
 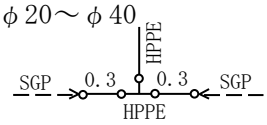
</td></tr>
<tr><td rowspan="2">硬質ポリ塩化ビニル管</td><td>20 ～
50</td><td></td><td>φ20～φ40
 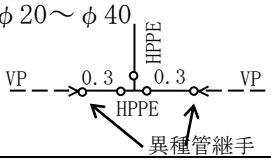
</td></tr>
<tr><td>75 ～
150</td><td> 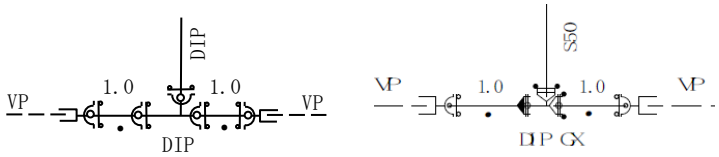
</td><td>φ20・φ25
 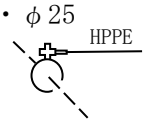
</td></tr>
<tr><td>配水用ポリエチレン管</td><td>75 ～
150</td><td> 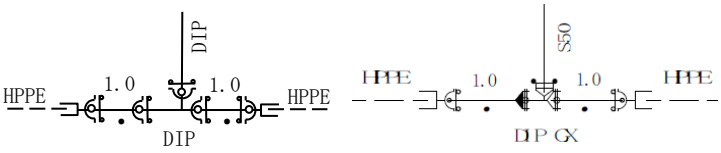
</td><td>φ20・φ25
 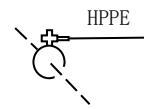
</td></tr>
</table>

別図第 11　＜配水管等への取付口からメーターまでの標準配管図＞

1　メーター口径が 25 ㎜以下の場合

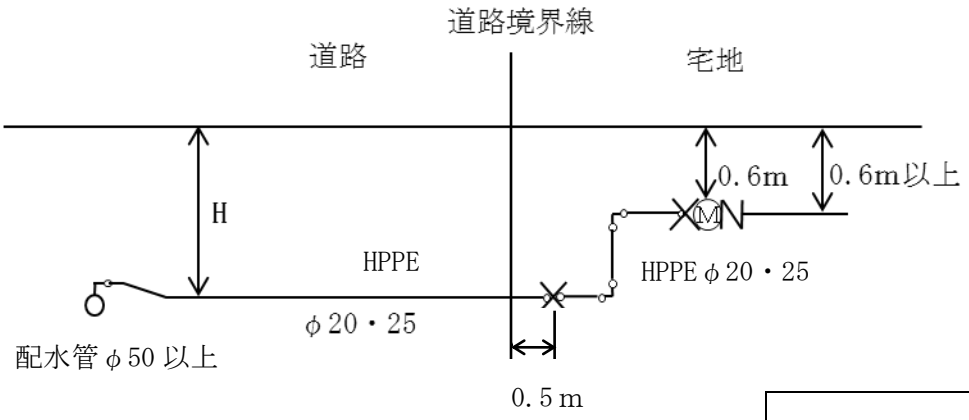

埋設深さH（m）	管理用止水栓の寸法（長さ）
H=0.60～0.75 未満	0.30m
H=0.75～1.05 未満	0.65m
H=1.05 以上～1.40	0.8m

※深さ 1.40m以上となる場合は協議すること。宅地盤が高い場合は別図第16＜宅地盤が配水管布設面より高い場合の止水栓の設置例＞を参照すること。

※１　給水管の埋設深さHは、当該道路の下層路盤の下面に 0.3mを加えた深さ以上（最小土被りは、0.9m）とすること。

※２　地盤沈下のおそれがある場合、他の地下埋設物が支障になる場合等は、分水栓接続部に被覆可とう管を使用すること。

※３　国県道の車道内に埋設する場合において、道路管理者から非開削工法の指示があったときは、適正な口径の防護管を使用すること。防護管については、別表第 14 を参照のこと。

【参考】国道地下占用浅層埋設許可管種（土被り 0.6m以上）

・水道用鋼管（φ80㎜以上）
・水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管（SGP-VD）
・水道用硬質塩化ビニル管(VP、HIVP)
・水道用ポリエチレン１種二層管
・配水用ポリエチレン管
・ダクタイル鋳鉄管（φ75㎜以上）
・高密度ポリエチレン管（φ300㎜以下）

２　メーター口径が 30～40 ㎜の場合

（１）配水管の口径が 40 ㎜の場合

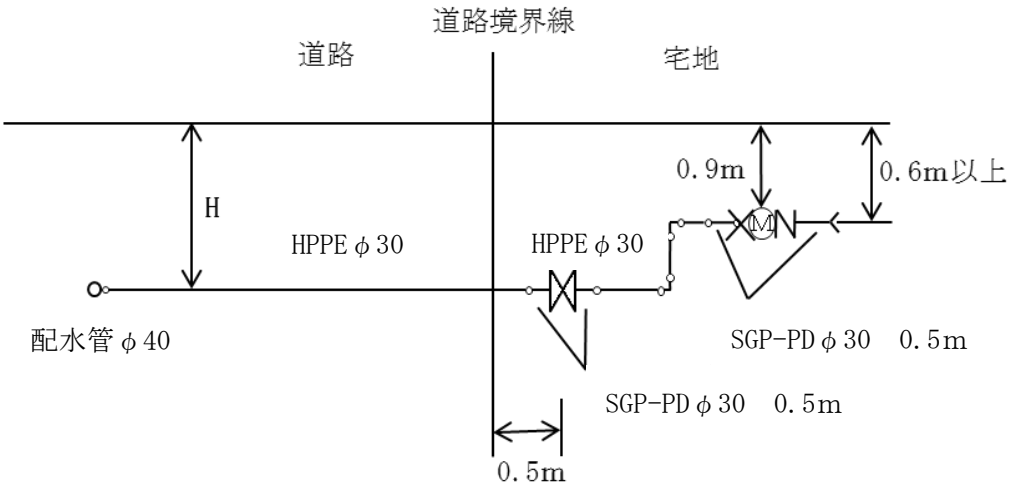

※１　給水管の埋設深さＨは、当該道路の下層路盤の下面に 0.3ｍを加えた深さ以上（最小土被りは、0.9ｍ）とすること。

※２　国県道の車道内に埋設する場合において、道路管理者から非開削工法の指示があったときは、適正な口径の防護管を使用すること。防護管については、別表第 14 を参照のこと。

（２） 配水管の口径が 50 ㎜以上の場合

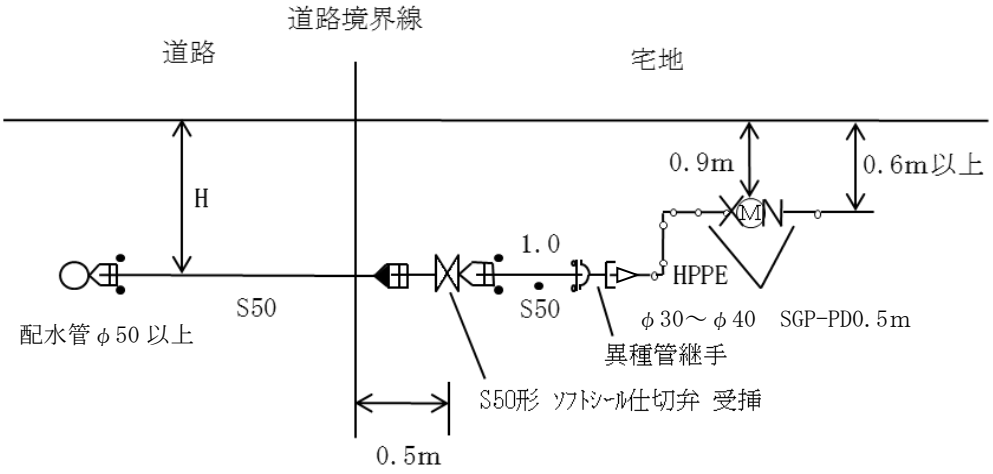

※１　給水管の埋設深さＨは、当該道路の下層路盤の下面に 0.3ｍを加えた深さ以上（最小土被りは、0.9ｍ）とすること。

※２　国県道の車道内に埋設する場合において、道路管理者から非開削工法の指示があったときは、適正な口径の防護管を使用すること。防護管については、別表第 14 を参照のこと。

※３　配水管等がφ50 の場合は、取出し管を S50、仕切弁は S50 型ソフトシール仕切弁受挿とし、仕切弁先で口径を落とすこと。

※４　既設のソフトシール仕切弁（φ50）フランジ型の後に接続する場合は、スッポンロング MVF-K を使用すること。ショートは使用しないこと。

（３） 配水管の口径が 75 ㎜以上の場合

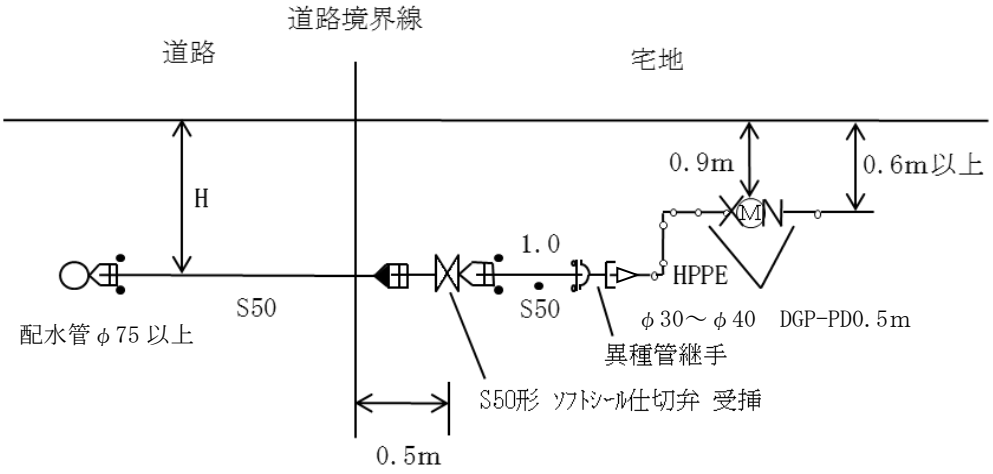

※１　給水管の埋設深さＨは、当該道路の下層路盤の下面に 0.3ｍを加えた深さ以上（最小土被りは、0.9ｍ）とすること。

※２　国県道の車道内に埋設する場合において、道路管理者から非開削工法の指示があったときは、適正な口径の防護管を使用すること。防護管については、別表第 14 を参照のこと。

※３　国道の場合、S50 形ダクタイル鋳鉄管は埋設を認められていないため、φ75ｍｍGX 形ダクタイル鋳鉄管を埋設し、仕切弁先で S50 型ダクタイル鋳鉄管とすること。

3　メーター口径が 50 ㎜の場合

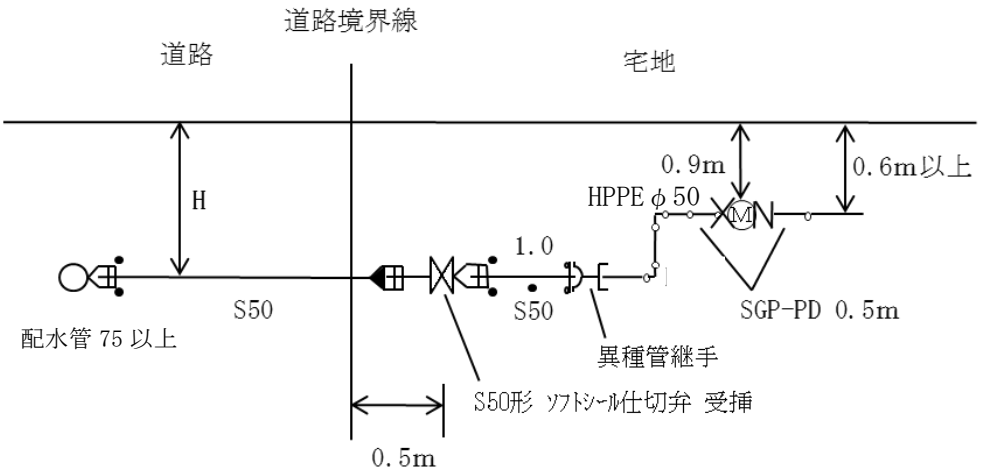

※１　給水管の埋設深さＨは、当該道路の下層路盤の下面に 0.3ｍを加えた深さ以上（最小土被りは、0.9ｍ）とすること。

※２　既設のソフトシール仕切弁（φ50）フランジ型の後に接続する場合は、スッポンロング MVF を使用すること。ショートは使用しないこと。

※３　国道の場合、S50 形ダクタイル鋳鉄管は埋設を認められていないため、φ75ｍｍの GX 形ダクタイル鋳鉄管を埋設し、仕切弁先で S50 形ダクタイル鋳鉄管とすること。

4　メーター口径が 75 ㎜以上の場合

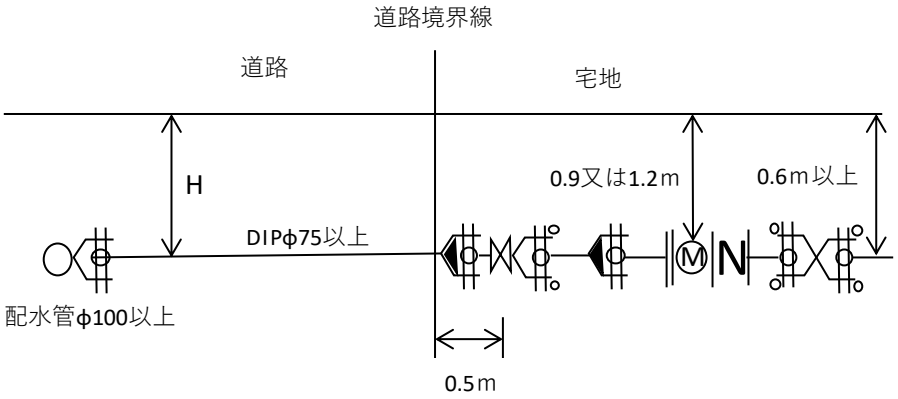

※１　給水管の埋設深さＨは、当該道路の下層路盤の下面に 0.3ｍを加えた深さ以上（最小土被りは、0.9m）とすること。

※２　GX 形で配管し、仕切弁は GX 形ソフトシール仕切弁を設置すること。

別図第 12　＜既設給水管の途中で接続する場合の配管例＞

1　VP に HPPE を接続する場合

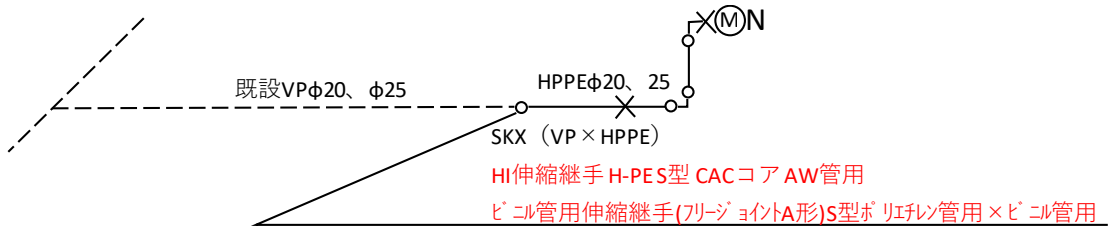

2　DIP-S50 に HPPE を接続する場合

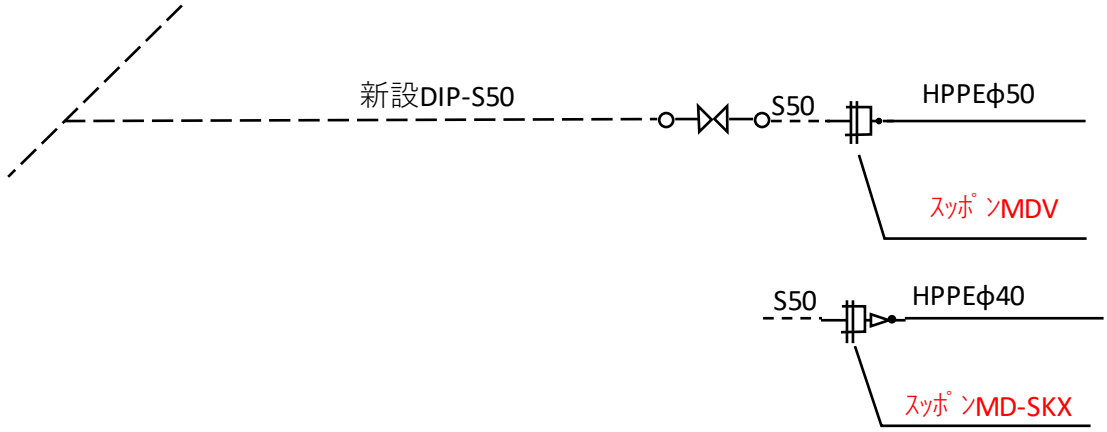

3　既設の仕切弁に HPPE を接続する場合

（1）　既設管が PP φ50ｍｍの場合

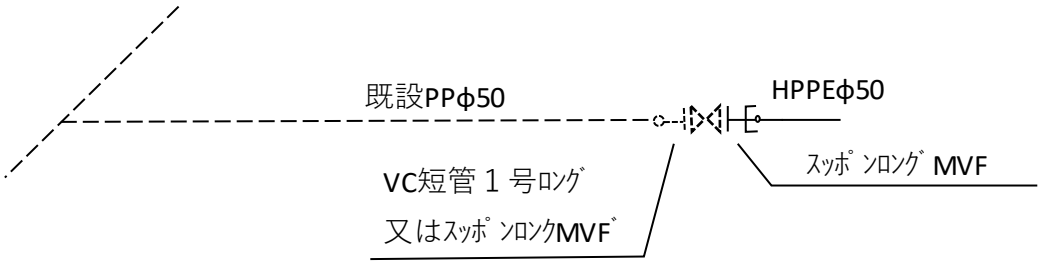

（2）既設管が DIP φ75ｍｍの場合

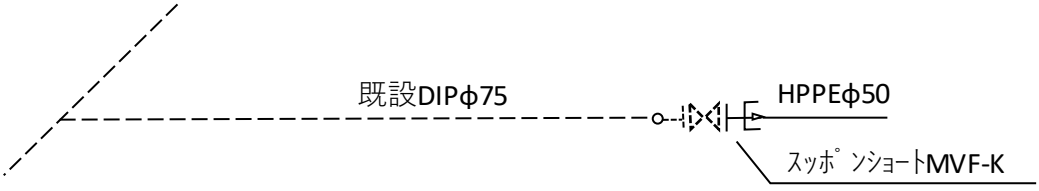

別表第 14　＜ポリエチレン管の口径別防護管口径目安表＞

＜単位：㎜＞

PP 管口径	20	25	30	40	50
PP 管外径	27	34	42	48	60
防護管(PD 管)	50 以上	65 又は 80	80	80	100

※１　防護管の管種は、PD 管や DIP 管を使用することが望ましい。

２・４・６　構造物等に近接又は交差する場合の配管

構造物等に近接又は交差する場合の配管は、次によること。

1　構造物等に近接する場合の配管

（1）道路、法定外道路、私道、水路敷地及び宅地内で構造物等に近接して給水管を布設する場合

ア　構造物等に近接又は交差する場合の標準配管図（別図第13）によること。

イ　構造物又は埋設物から60㎝以上離して布設する。

（2）軌道又は変電所等に近接して金属製の給水管を布設する場合は、電食防止措置を行う。

（3）給水管と構造物又は埋設物の離れが60㎝未満の場合は、保温工を行う。

（4）鉄道沿線において工事を施行する場合は、工事計画段階において当該管理者と協議すること。

（5）河川区域内に給水管を布設する場合は、当該管理者と協議すること。

2　構造物と交差する場合の配管

（1）道路、法定外道路、私道、水路敷地及び宅地内で構造物等と交差して給水管を布設する場合

ア　構造物等に近接又は交差する場合の標準配管図（別図第13）によること。

イ　構造物の基礎コンクリート下面又は埋設物下面から30㎝以上離して布設すること。

ウ　構造物の上部を通過する場合は離れを60ｃｍ以上確保すること。

エ　これによりがたい場合は、当該管理者と協議すること。

（2）軌道又は河川を横断して給水管を布設する場合は、当該管理者と協議すること。

（3）橋梁等に添架等を行う場合は、橋梁等の管理者又は所有者と協議すること。

（4）給水管と構造物又は埋設物の離れが60㎝未満の場合は、防護管を設置し保温工を行うこと。

別図第 13　＜構造物等に近接又は交差する場合の標準配管図＞

1　構造物等に近接する場合の配管

（1）ブロック積工に近接する場合

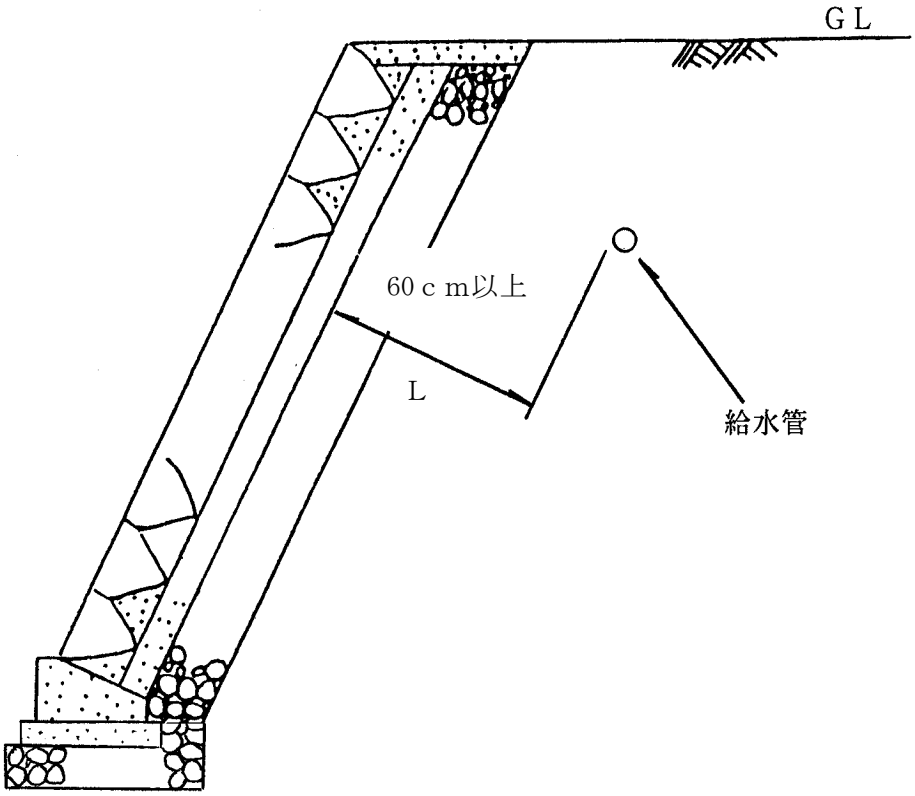

（2）雨水渠に近接する場合

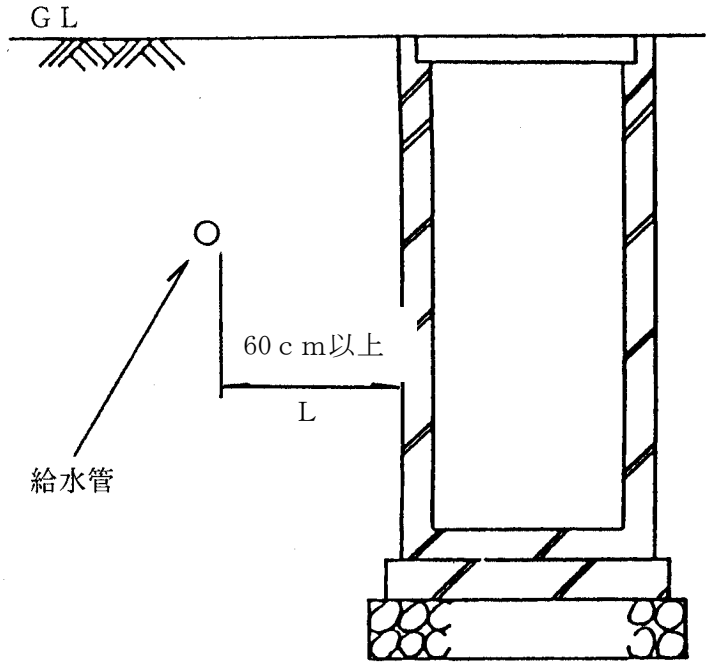

※　Ｌが 60 ㎝未満の場合は、保温工を行うこと。

２　構造物等を交差する場合の配管

（１）給水管の口径が 40 ㎜以下

ア　標準配管

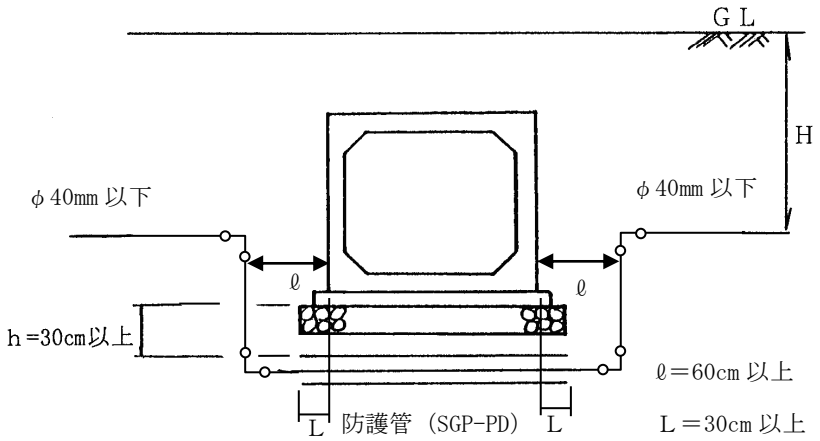

イ　地盤沈下のおそれがある場合の配管

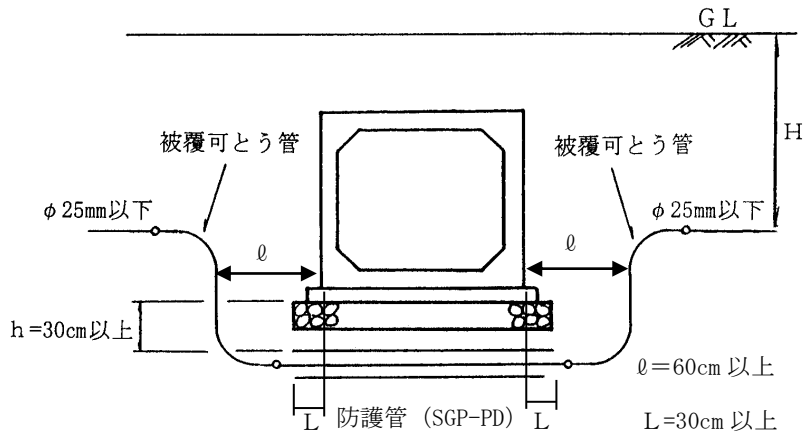

（２）給水管の口径が 50 ㎜以上

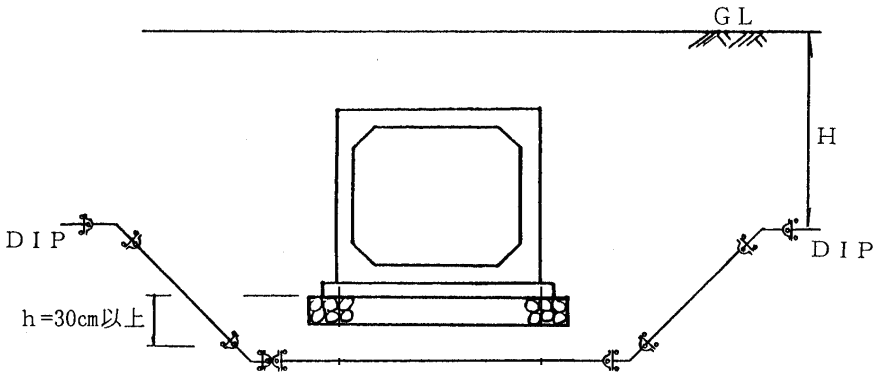

※１　ℓが 60 ㎝未満の場合は、保温工を行うこと。

※２　防護管の端部は、土砂等が流入しないように防食テープ等で処理すること。

（３）構造物の上部を通過する場合の配管

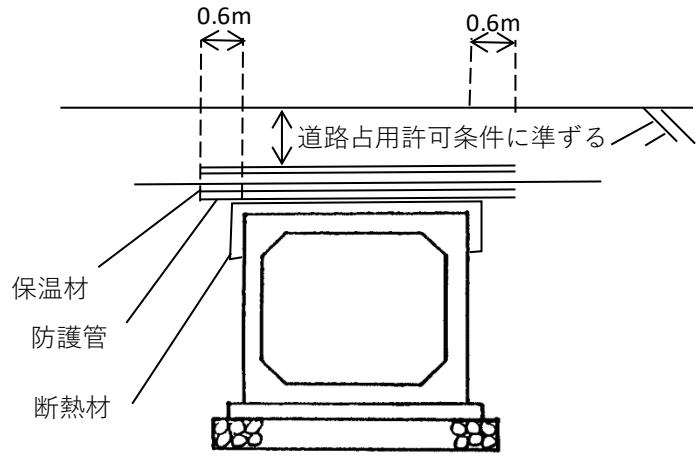

※ 断熱材・保温材は発砲プラスチック保温材（発砲スチロール、ポリスチレンフォーム、ポリエチレンフォーム等）を使用すること。

２・４・７　給水管の布設替えと切替え

給水管の布設替えと切替えにあたっては、次によること。

1　既設の鉛製給水管については、原則として、すべての鉛製給水管を布設替えすること。

2　甲形分水栓により鋳鉄製の配水管から取出している鉛製給水管を布設替えする際は、甲形分水栓変換用サドル付分水栓を採用することが望ましい。

3　連合栓等の給水管の増径工事にあたって、既に分岐されている給水管については、既設給水管の標準切替図（別図第14）により分岐から仕切弁又は止水栓の間を布設替えすること。ただし、ダクタイル鋳鉄管で既設管の一部が利用可能である場合は、利用できるものとする。

4　分岐からメーターまでの間でポリエチレン管等の部分的な修繕工事を行う場合、高密度ポリエチレン管で施工することを原則とする。

〈解説〉

1　盛岡市鉛製給水管布設替え工事費補助金交付制度については、「10　参考資料」を参照のこと。

別図第 14　＜既設給水管の標準切替図＞

1　給水管口径が 25 ㎜以下の場合

（1）既設給水管に管理用止水栓がある場合

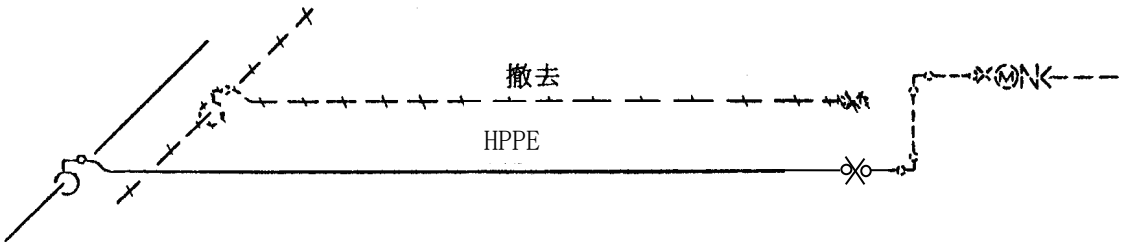

（2）既設給水管に管理用止水栓がない場合

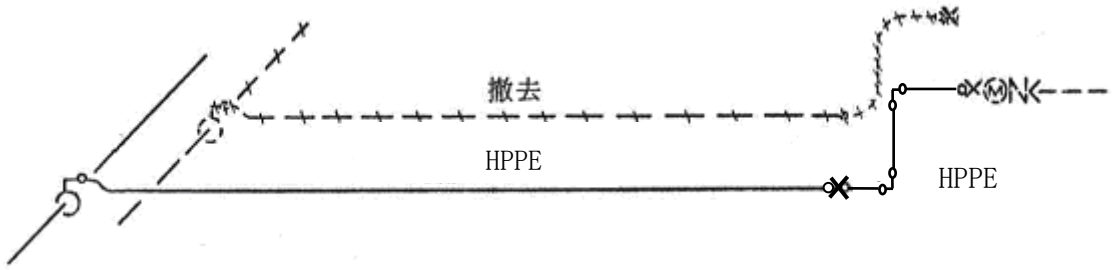

2　給水管口径が 30・40・50 ㎜の場合

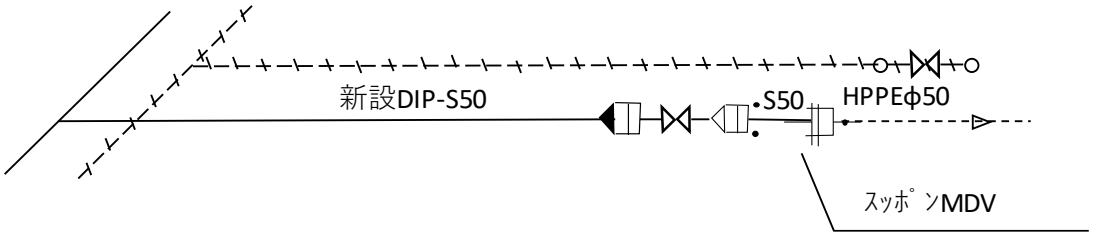

3　給水管口径が 75 ㎜以上の場合

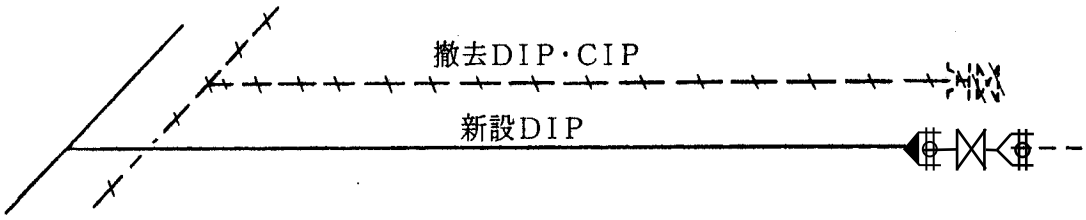

２・４・８　仕切弁及び止水栓の設置

仕切弁及び止水栓の設置は、次によること。（配水管等への取付口からメーターまでの標準配管図（別図第11）を参照のこと。）

１　設置の留意点

（１）仕切弁及び止水栓は、配水管等から直角に分岐した方向線上に設置する。

（２）専用の筐又はメーターボックスに収納して設置する。

（３）止水栓の傾きを防ぐため、止水栓にスペーサー（樹脂製）を設置することを標準とする。

２　道路内に設置する場合

（１）交差点の外側に設置する。（道路内に仕切弁又は止水栓を設置する場合の標準図（別図第15）を参照のこと。）

（２）仕切弁又は止水栓を設置する給水管の埋設深さに合わせて設置する。また、止水栓の寸法（呼び長さ）については、土被りが0.6ｍの場合は呼び長さ0.3m、土被りが0.9ｍの場合は0.65m、1.2ｍの場合は0.8ｍを標準とする。

（３）仕切弁筐は、舗装仕上がり面より高くしないこと。段差は５ｍｍ以内とすること。

（４）仕切弁筐は管の土被りが0.9ｍの場合にはA1Sを、土被り1.2ｍの場合にはA1Lを使用すること。

３　単独で給水装置を宅地内に設置する場合

（１）　操作が容易で維持管理に支障がない場所に管理用止水栓又は仕切弁を設置する。

（２）　配水管の分岐から宅地まで延長が長い場合は、第一及び第二止水栓を設置する。

（３）メーター口径が25㎜以下の場合

ア　管理用止水栓及びメーター直結止水栓を設置する。

イ　管理用止水栓は、道路境界から宅地側に約0.5ｍの位置に設置し、配水管等への取付口の土被りと同一とする。また、管理用止水栓の寸法（呼び長さ）については、土被りが0.6ｍの場合は呼び長さ0.3m、土被りが0.9ｍの場合は0.65m、1.2ｍの場合は0.8ｍを標準とする。

ウ　メーター直結止水栓は、メーターボックス内に収納して設置し、土被りは0.6ｍとする。

エ　管理用止水栓の設置が困難な場合は、メーター直結止水栓のみを設置する。

オ　宅地盤が盛土等で高い場合は宅地内で立上り管を設置する。（別図第16を参照のこと）

（４）メーター口径が30～50㎜の場合

ア　仕切弁及びメーター直結止水栓を設置する。

イ　仕切弁は、道路境界から宅地側に約0.5ｍの位置に設置し、配水管等への取付口の土被りと同一とする。

ウ　メーター直結止水栓は、メーターボックス内に収納して設置し、土被りは0.9ｍとする。

（５）メーター口径が75㎜以上の場合

ア　仕切弁は、道路境界から宅地側に約0.5mの位置に設置し、配水管等への取付口の土被りと同一とする。

4　連合栓の場合

（1）操作が容易で維持管理に支障がない場所に、管理用止水栓又は仕切弁を設置する。

（2）それぞれの給水装置に、メーター直結止水栓を設置する。

（3）管理用止水栓又は仕切弁は、道路境界から宅地側に約0.5mの位置の共用部分に設置し、配水管等への取付口の土被りと同一とする。また、管理用止水栓の寸法（呼び長さ）については、土被りが0.6mの場合は呼び長さ0.3m、土被りが0.9mの場合は0.65m、1.2mの場合は0.8mを標準とする。

（4）系統又は棟ごとにも、管理用止水栓又は仕切弁を設置する。

（5）配水管の分岐から宅地まで距離が遠い場合は第一及び第二止水栓を設置する。

（6）メーター直結止水栓は、メーターボックス内に収納して設置し、土被りはメーター口径に応じて0.6～0.9mとする。

5　予定栓の場合

（1）操作が容易で維持管理に支障がない場所に、管理用止水栓又は仕切弁を設置する。

（2）取出し管の口径が25㎜以下の場合

ア　管理用止水栓を設置する。

イ　管理用止水栓は、道路境界から宅地側に約0.5mの位置に設置し、配水管等への取付口の土被りと同一とする。また、管理用止水栓の寸法（呼び長さ）については、土被りが0.6mの場合は呼び長さ0.3m、土被りが0.9mの場合は0.65m、1.2mの場合は0.8mを標準とする。

（3）取出し管の口径が30㎜以上の場合

ア　仕切弁を設置する。

イ　仕切弁は、道路境界から宅地側に約0.5mの位置に設置し、配水管等への取付口の土被りと同一とする。

別図第15　＜道路内に仕切弁又は止水栓を設置する場合の標準図＞

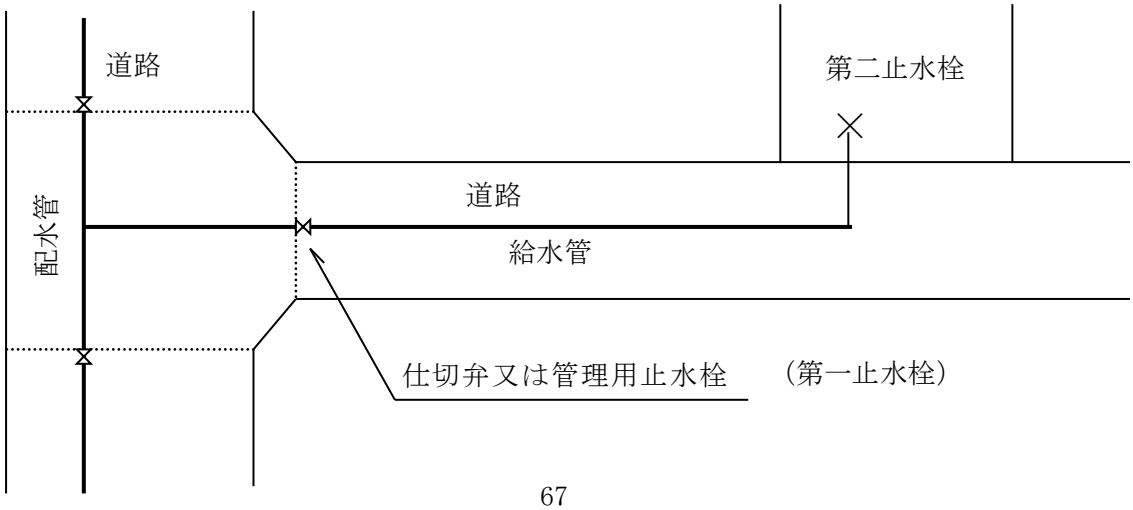

別図第 16＜宅地盤が配水管布設面より高い場合の止水栓の設置例＞

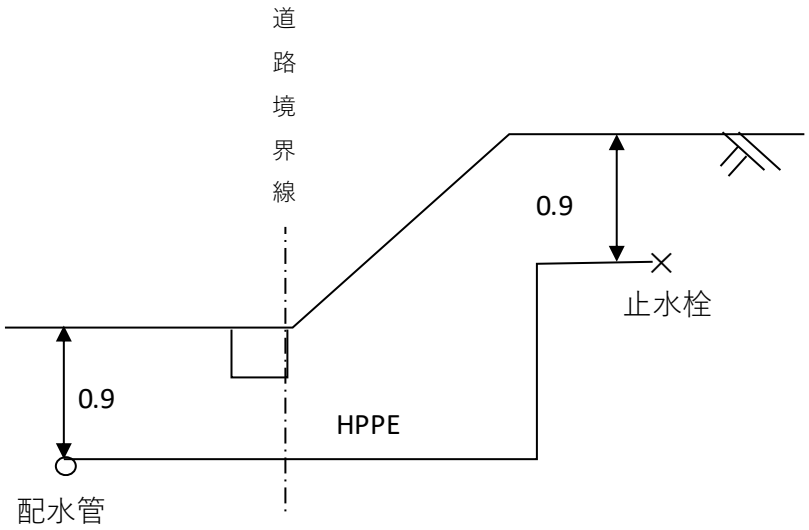

２・４・９　メーターの設置

１　メーターの設置基準等は、次のとおりである。

（１）検針及び維持管理が容易であり、かつ、損傷、凍結、汚染等のおそれがない場所に設置すること。

（２）建物内、車庫内又は駐車場で車の下になるような場所、車の出入りする通路、小屋、ゴミ置場、庭園又は花壇、室外器等の下部、屋根からの雪等でメーターが隠れてしまうような場所等には設置しないこと。

（３）単独で給水装置を宅地内に設置する場合のメーターの設置は、当該宅地の出入口に近い場所とし、配水管等への取付口からメーターまでの標準配管図（別図第11）により設置すること。

（４）直結直圧式の場合、一世帯につき１個のメーターを設置するものとし、集合住宅等のメーターの配置は、メーターの標準配置図（別図第19）により、建物の奥から手前へ、かつ最上階の世帯から順にその下の階の世帯へといった順に同方向で直列又は並列に設置すること。

（５）電子メーターを設置する場合の遠隔指示装置及び通信用ケーブルの設置は、電子メーターの設置標準図（別図第20）によるものとし、遠隔指示装置の設置場所は、検針の維持管理が容易に出来るように常時目視可能な場所とすること。

２　メーターの設置方法等は、次によること。

（１）メーターは原則、地中に設置するものとし、メーターボックス内に収納すること。（メーターボックスの仕様（別図第17）を参照のこと。）ただし、中高層建物直結給水技術基準に該当する場合はその基準に従うこと。

ア　メーター口径が13～25㎜の場合は、樹脂製の防寒型メーターボックスとする。底から約0.2m（下から１段目）付近に発泡スチロール製の中蓋を設置しメーターを保温する。

イ　メーター口径が30㎜以上の場合は、鉄筋コンクリート構造のメーターボックスに保温材を設置し収納する。

（２）メーターの土被りは、次によること。

ア　メーター口径が13～25㎜の場合は、0.6ｍとする。

イ　メーター口径が30～50㎜の場合は、0.9ｍとする。

ウ　メーター口径が75㎜以上の場合は、0.9ｍ又は1.2ｍとする。

（３）メーター周りの配管は、メーター前後の標準配管図（別図第18）によること。

〈解説〉

１　メーターの位置は、管理者が定める。（条例第 20 条の 2）

２　電子メーターは、メーター口径が 30 ㎜以上の場合に設置することとなる。

３　玉山地域については、全て遠隔指示装置付きのメーターを設置することとなる。

４　配管に際しては、できるだけ継ぎ手の数を少なくなるように計画すること。（「別図第 11」

及び「別表第 17」を参照のこと。）

5　メーターの取付部ねじについては、盛岡地域と玉山地域では仕様が異なるため注意すること。（「別表第 15」を参照のこと。）

6　メーターの維持管理は、給水装置の所有者の責任において確実に行うこと。（条例第 21 条）

7　メーターの設置に当たっては、メーターの逆取付等を防止するため、メーターの向きが取り出し方向と逆向きとならないように設置すること。（メーターの取付（別図第 18）を参照のこと。）

8　メーターを撤去しておく場合，スペーサーを設置することができる。メーターを取り外した状態では前後の配管がよじれてしまうおそれがある。スペーサーは通水ができず、かつ虫・ゴミ等が給水装置に入り込まないメーター代用管等の設置を標準とする。

別図第 17　＜メーターボックスの仕様＞

1　メーターボックスの内寸

メーター口径 （㎜）	メーターボックスの種類	ボックスの内寸法（L） （㎜）
13～20	ＦＲＰ又は同等の性能を有する合成樹脂製 二重構造防寒型（25 ㎜用）	490 以上
25	ＦＲＰ又は同等の性能を有する合成樹脂製 二重構造防寒型（30 ㎜用）	560 以上
30	鉄筋コンクリート構造	750
40	鉄筋コンクリート構造	750
50～100	鉄筋コンクリート構造	1,100
150	鉄筋コンクリート構造	1,400

２　メーターの取付（流水方向について）

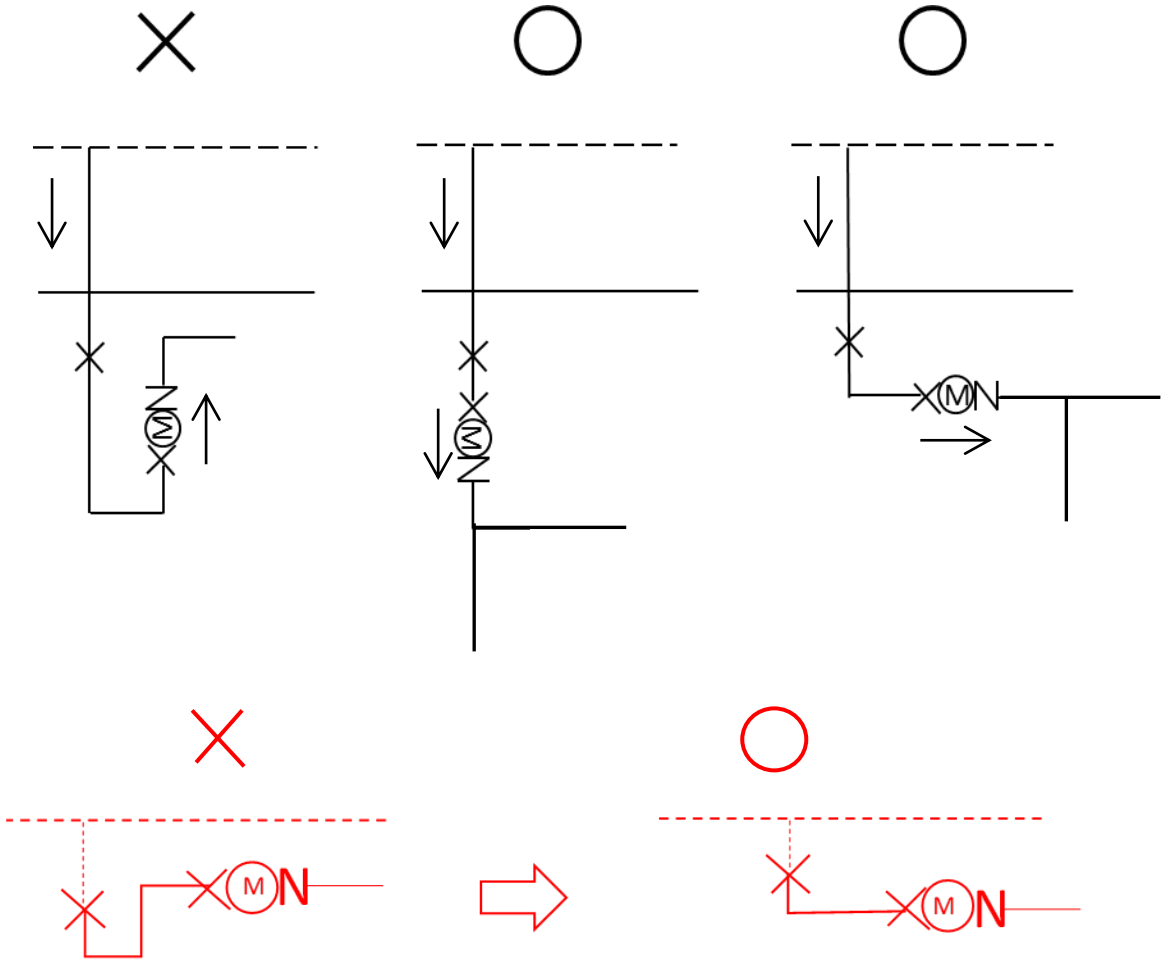

3　メーター口径が30㎜以上の場合のメーターボックスの構造図

（1）メーターボックスの構造

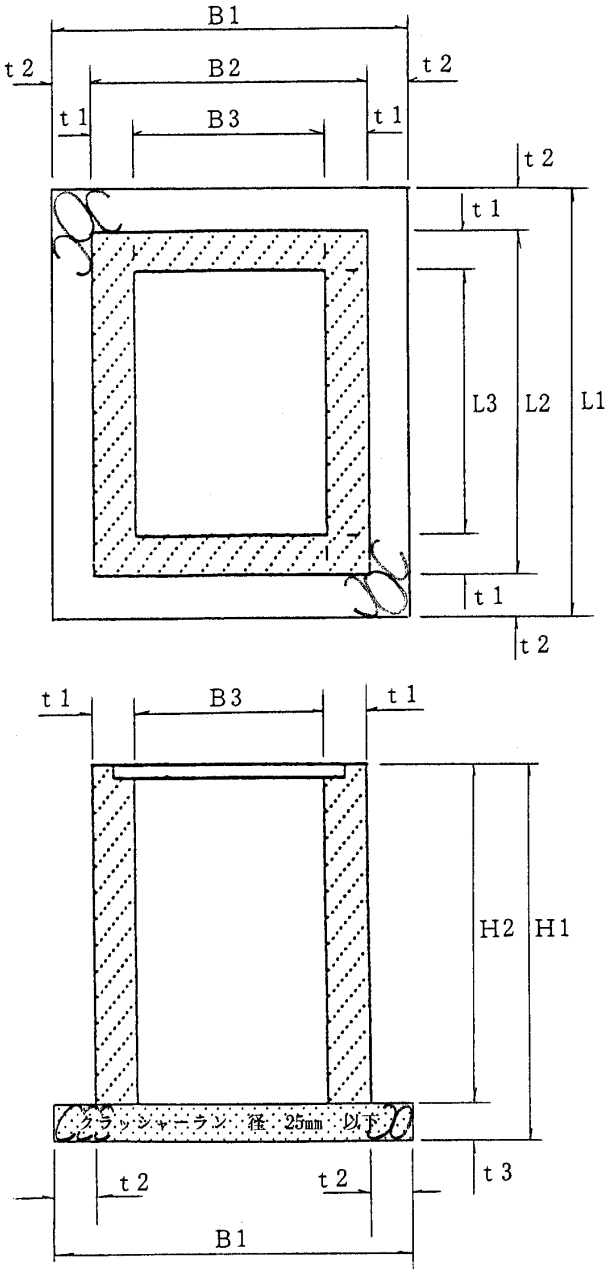

メーター口径（㎜）	B1（m）	B2（m）	B3（m）	L1（m）	L2（m）	L3（m）	H1（m）	H2（m）	t1（m）	t2（m）	t3（m）	適　用
30、40	1.05	0.85	0.55	1.25	1.05	0.75	1.15	1.00	0.15	0.10	0.15	
50	1.25	1.05	0.75	1.60	1.40	1.10	1.15	1.00	0.15	0.10	0.15	
75、100	1.25	1.05	0.75	1.60	1.40	1.10	1.15	1.00	0.15	0.10	0.15	埋設深さ0.9mの場合
75、100	1.25	1.05	0.75	1.60	1.40	1.10	1.45	1.30	0.15	0.10	0.15	埋設深さ1.2mの場合

※　メーターボックスについては、盛岡市上下水道局仕様に適合する鉄筋コンクリート二次製品も使用できる。

（2）筐蓋（鋳鉄製）の寸法等

ア　メーター口径が 30・40 ㎜

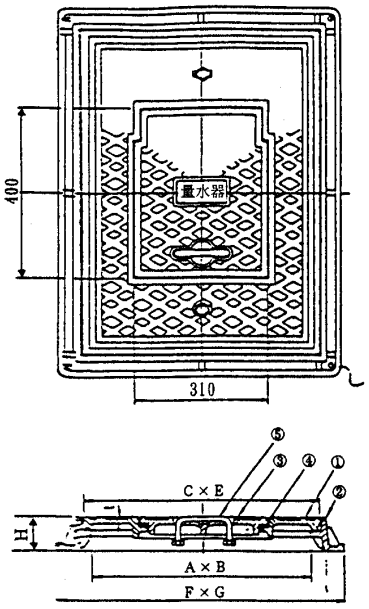

＜単位：㎜＞

符号	A	B	C	E	F	G	H	t	破壊荷重	重量kg
MB１－２Ｎ	515	715	560	760	650	850	75	12	13Ｔ	87

イ　メーター口径が 50～100 ㎜

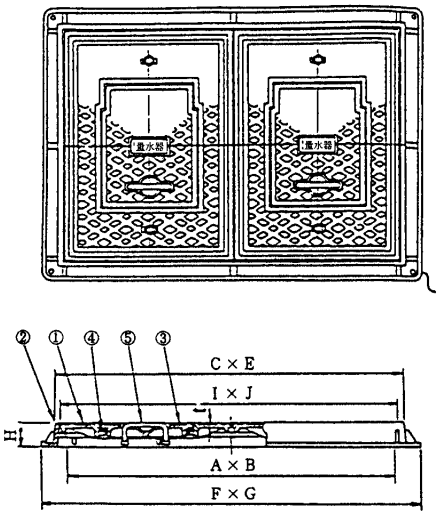

＜単位：㎜＞

符号	A	B	C	E	F	G	H	I	J	t	破壊荷重	重量kg
MB２－２Ｎ	1,077	715	1,146	784	1,240	880	75	1,120	760	12	13T	190

※　口径が 150 ㎜のメーターボックス及び筐蓋の寸法等は、別途協議によること。

別図第 18　＜メーター前後の標準配管図＞

1　口径が 13～25 ㎜の場合

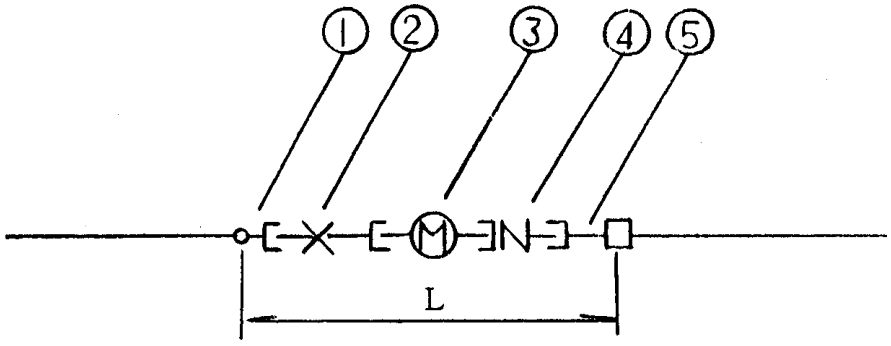

2　口径が 30～40 ㎜の場合

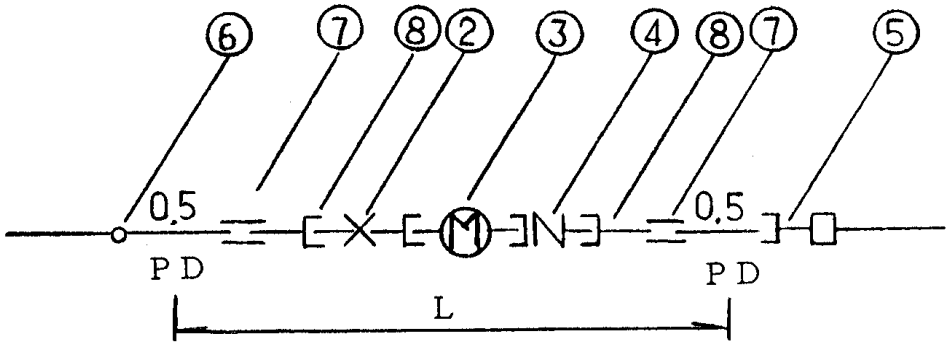

3　口径が 50 ㎜の場合

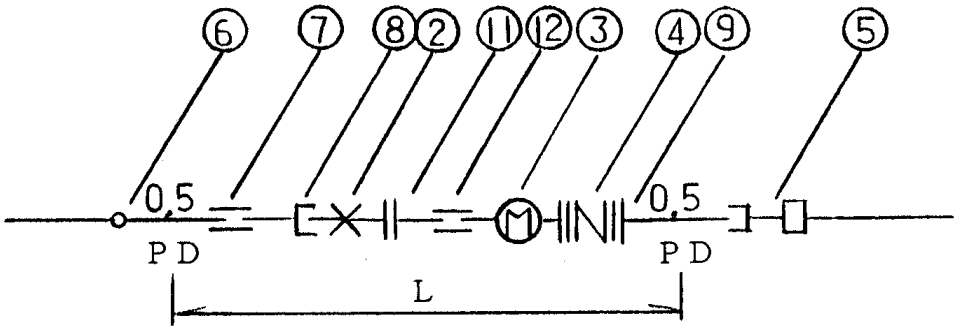

4　口径が 75～150 ㎜の場合

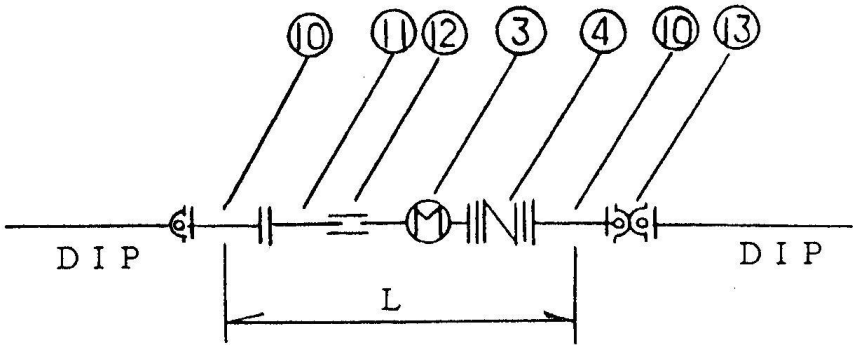

材　　料　　表

No.	名　　称	対応口径 (㎜)	摘　　要
①	メーター用継手	13～25	PP の場合は、回転継手
②	メーター用直結止水栓	13～50	50 ㎜は、片フランジ（上水）
③	水道メーター	13～150	
④	ばね式単式逆止弁	13～50	20～40 ㎜はユニオンナット平行おねじ 50 ㎜は、両フランジ
	汎用形スイング式逆止弁	75～150	
⑤	伸縮継手（ＴＳソケット共）	13～50	13～25 ㎜は、メーター用
⑥	めねじ付ソケット	30～50	30～50 ㎜は、鋼管用めねじ
⑦	ソケット（異種金属用）	30～50	
⑧	ユニオンソケット（袋ナット付）	30～50	
⑨	合フランジ	50	
⑩	DIP 短管２号	75～150	
⑪	メーター用補足管	50～150	75～150 ㎜は、伸縮
⑫	ビクトリックジョイント	50～150	
⑬	DIP 継輪	75～150	

別表第15　＜メーター仕様表＞

1　盛岡地域

口径(㎜)	型式	主要寸法（単位；㎜）	
		長さ	取付部ねじ（外径×山数）
13	接線流羽根車型　単乾式　直読型	165	旧ねじ　(25.8 × 14)
20	接線流羽根車型　複乾式　直読型	190	上水ねじ　(33.2 × 11)
25	〃	225	〃　(41.9 × 11)
30	電子式　接線流羽根車型　複式	230	旧ねじ　(49.0 × 11)
30	電子式　軸流羽根車型　たて型	230	旧ねじ　(49.0 × 11)
40	電子式　軸流羽根車型　たて型	245	〃　(56.0 × 11)
50	〃	560	フランジ
75	〃	630	フランジ
100	〃	750	フランジ
150	電磁式	1、000	挟込み式　または　フランジ

2　玉山地域

口径(㎜)	型式	主要寸法（単位；㎜）	
		長さ	取付部ねじ（外径×山数）
13	電子式　接線流羽根車型　単式	165	上水ねじ　(26.4 × 14)
20	電子式　接線流羽根車型　複式	190	〃　(33.2 × 11)
25	〃	225	〃　(41.9 × 11)
30	電子式　接線流羽根車型　複式	230	旧ねじ　(49.0 × 11)
30	電子式　軸流羽根車型　たて型	230	旧ねじ　(49.0 × 11)
40	電子式　軸流羽根車型　たて型	245	〃　(56.0 × 11)
50	〃	560	フランジ
75	〃	630	フランジ
100	〃	750	フランジ
150	電磁式	1、000	挟込み式　または　フランジ

※1　50㎜以上のメーター長さについては、補足管付きの寸法である。

※2　13～25㎜について、盛岡地域は直読型、玉山地域は電子式（隔測）である。

※3　13㎜の取付部ねじについて、盛岡地域は旧ねじ、玉山地域は上水ねじ（JIS B 202）である。

※4　玉山地域の30～40㎜の取付部ねじについて、合併前は上水ねじを使用していた。（メーター交換等の際に旧ねじに変更している。）

別図第 19　＜メーターの標準配置図＞

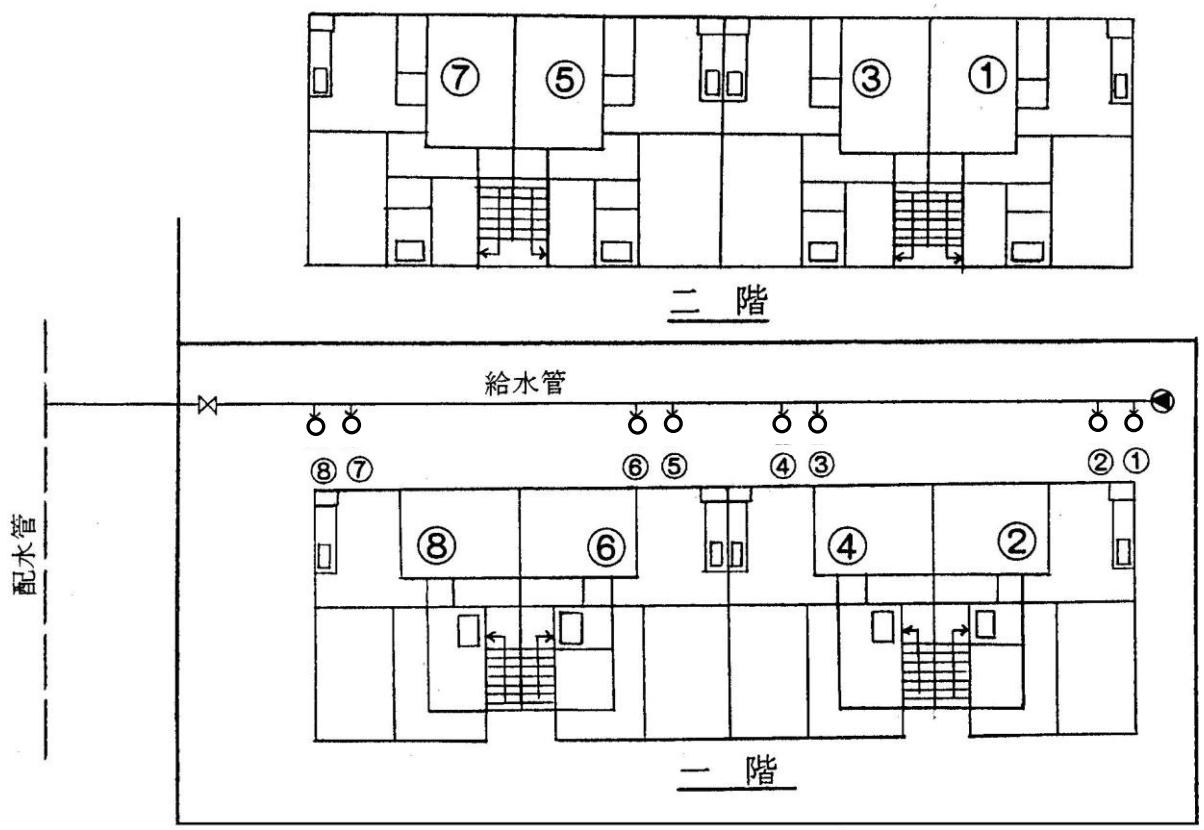

別図第 20　＜電子メーターの設置標準図＞

1　遠隔指示装置を建物等に直接取付ける場合

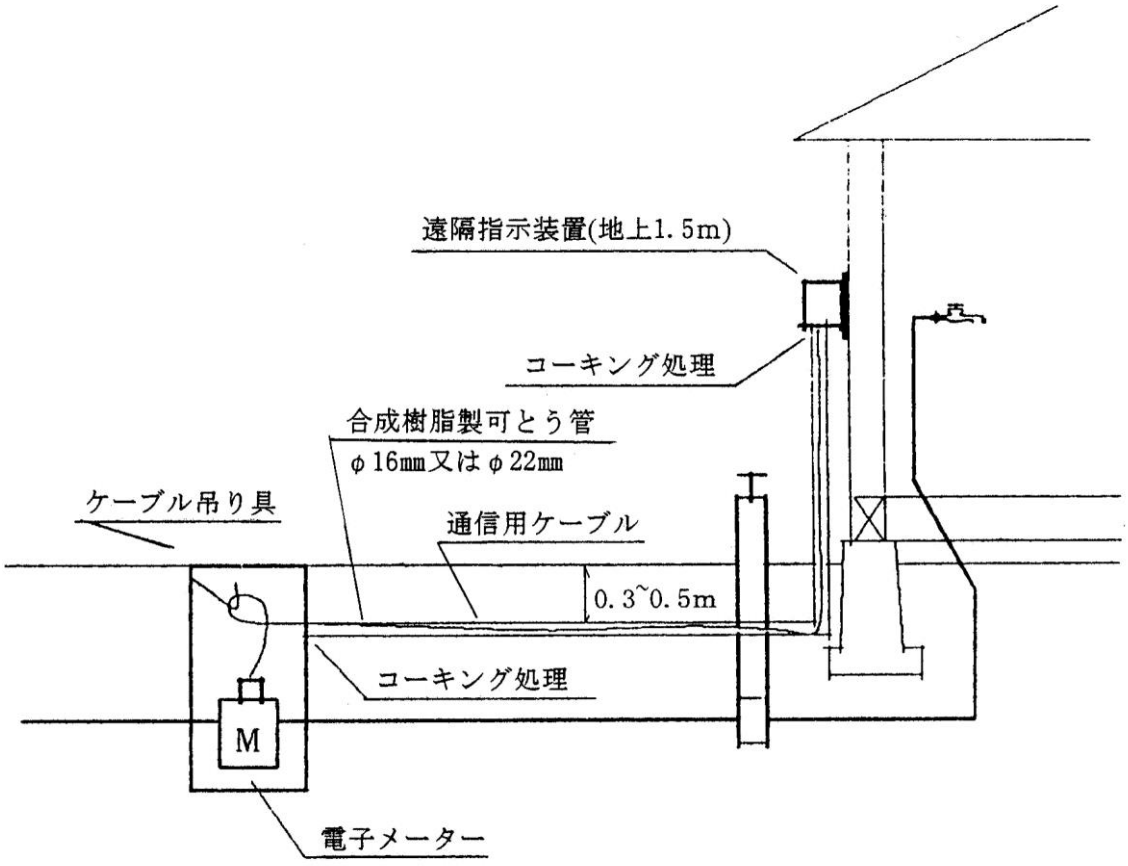

2　遠隔指示装置を自立スタンドで設置する場合

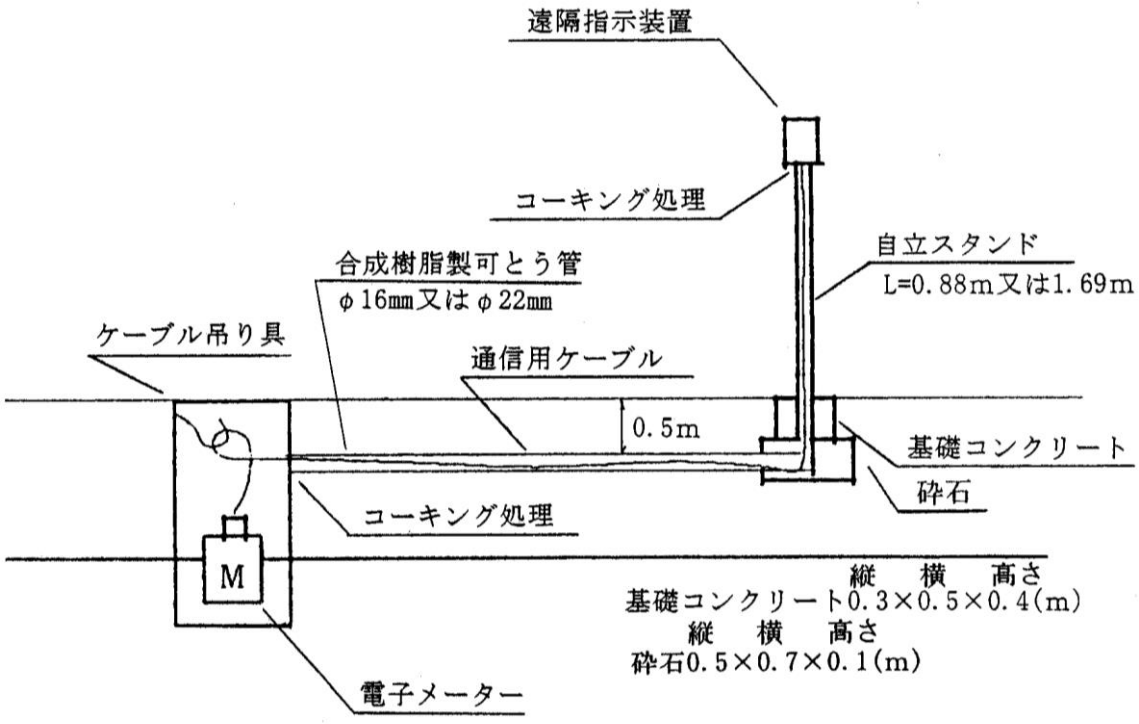

２・４・10　メーター直結止水栓及び逆止弁の設置

メーター直結止水栓及び逆止弁は、メーター前後の標準配管図（別図第18）によりメーターボックス内に収納して設置すること。

1　新設工事では、メーター直結止水栓及び逆止弁を設置すること。

2　改造工事ではメーター直結止水栓は設置するものとし、逆止弁は次のようなとき設置するものとする。

（1）自家水配管等の既設配管を流用するとき。

（2）メーター周りの工事を伴うとき。

（3）メーターボックス内に設置するスペースがあるとき。

（4）事業所や美容院などで特殊器具を接続するとき。

（5）その他管理者が必要と認めたとき。

〈解説〉

2（2）メーター周りの工事が伴わない場合でも、逆止弁を設置するように努めること。

（4）逆止弁を内蔵する特殊器具などの場合は、故障等による不具合が想定されるため。

（5）鉛製給水管布設替え工事費補助金交付制度を適用する場合で、メーター周りの工事を行うときは逆止弁を設置すること。又、未承認施工箇所がある場合は逆止弁を設置すること。

２・４・11　自己メーターの設置

自己メーターを設置するときは、メーター全体を黄色に着色すること。また、メーターボックス蓋は市章マークのないものを使用すること。

〈解説〉

1　市が貸与するメーターと区別するために着色するものである。

2　自己メーターは、基準に適合したものを使用し、管理及び検定満期交換は、給水装置の所有者の責任において確実に行うこと。

3　自己メーターには、メーター直結止水栓を設置することが望ましい。

4　汚水排出量を減量するために設置する「控除メーター」の場合、「盛岡市公共下水道計量装置設置及び認定等に関する要領」に則り、予め「控除メーター設置承認」を得た上で給水装置工事の申請をすること。「盛岡市公共下水道計量装置設置及び認定等に関する要領」は、「10　参考資料」を参照のこと。

5　カラン表に自己メーターを記入すること。

２・４・12　私設消火栓の設置

私設消火栓は、所轄の消防署と協議のうえ設置するものとし、次によること。

1　私設消火栓が設置できる配水管等は、消防水利の基準（昭和39年消防庁告示第７号）第３条第２項及び３項の規定に合致したものであること。

2　私設消火栓の仕様

（1）消火栓は地上式単口消火栓を標準とする。

（2）φ300㎜以上の配水管に設置する場合は、地上式双口消火栓とする。

（3）地上式消火栓の設置が困難な場合は、管理者と協議すること。

3　私設消火栓の設置場所

（1）道路内に消火栓を設置する場合は、通行等に支障がなく、かつ、消防自動車の出入りに支障とならない場所とする。

（2）歩道内に設置する場合は、歩道の有効幅員を確保する。なお、植樹帯には設置しない。

4　地上式消火栓の設置については、地上式消火栓の標準図（別図第21）によること。

5　地上式消火栓の放水口の向きは、単口の場合は進行方向を標準とし、双口の場合は進行方向と平行とする。

6　消火栓の使用材料は、給水装置工事の指定材料一覧表（別表第11）によること。

7　地下式消火栓の鉄蓋は、舗装仕上がり面より高くしないこと。段差は５ｍｍ以内とすること。

〈解説〉

2（3）地下式消火栓を設置できる場合がある。

3　道路内に消火栓を設置する場合は、道路管理者の指示に従うこと。

4　地上式消火栓の設置高（舗装仕上がり面から上胴部最下面までの距離）については、80㎜とすること。

6　地下式消火栓の弁室の構造は、地下式消火栓弁室構造図（別図第22）によること。

別図第 21　＜地上式消火栓の標準図＞

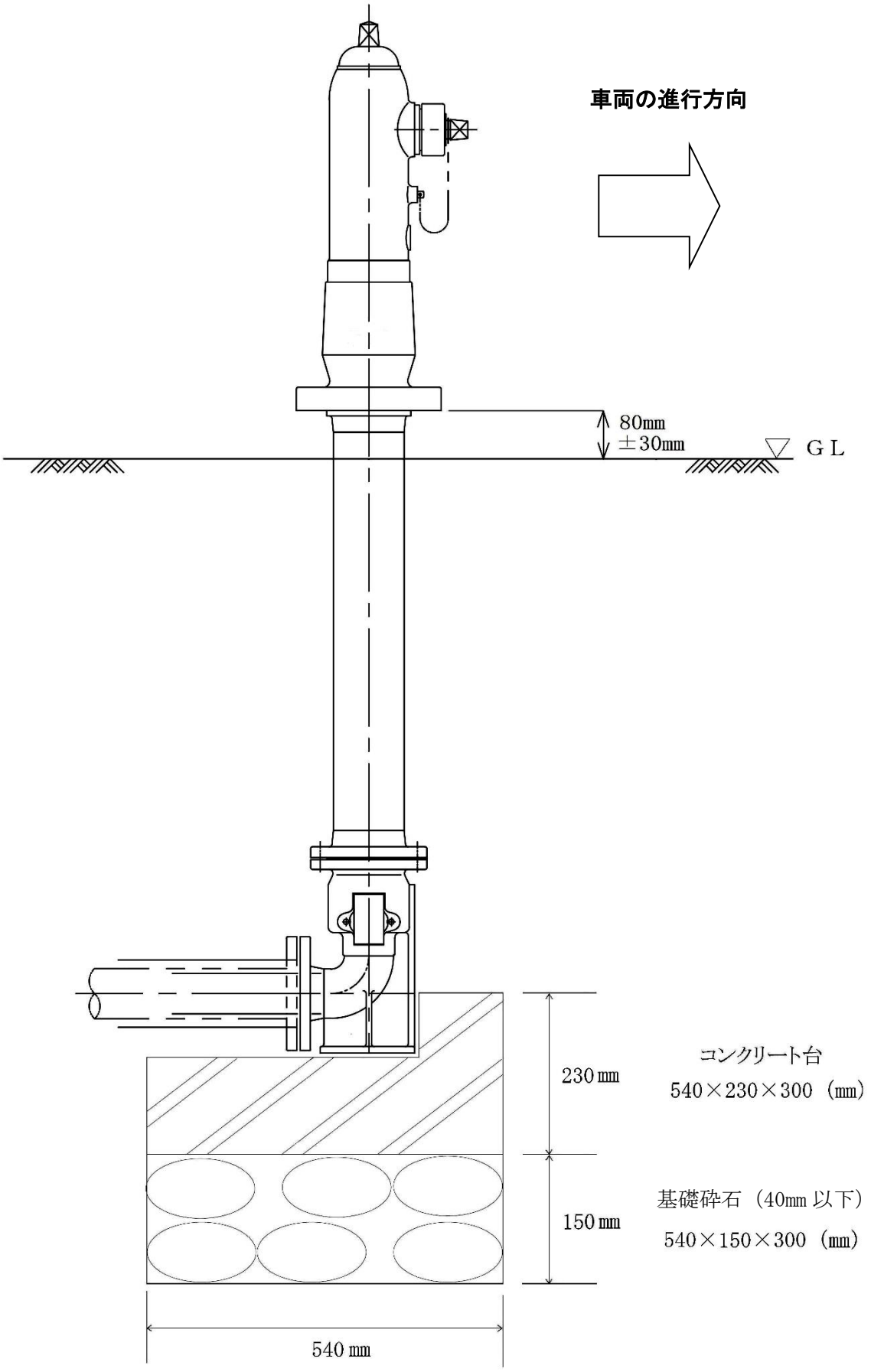

別図第 22　＜地下式消火栓弁室構造図＞

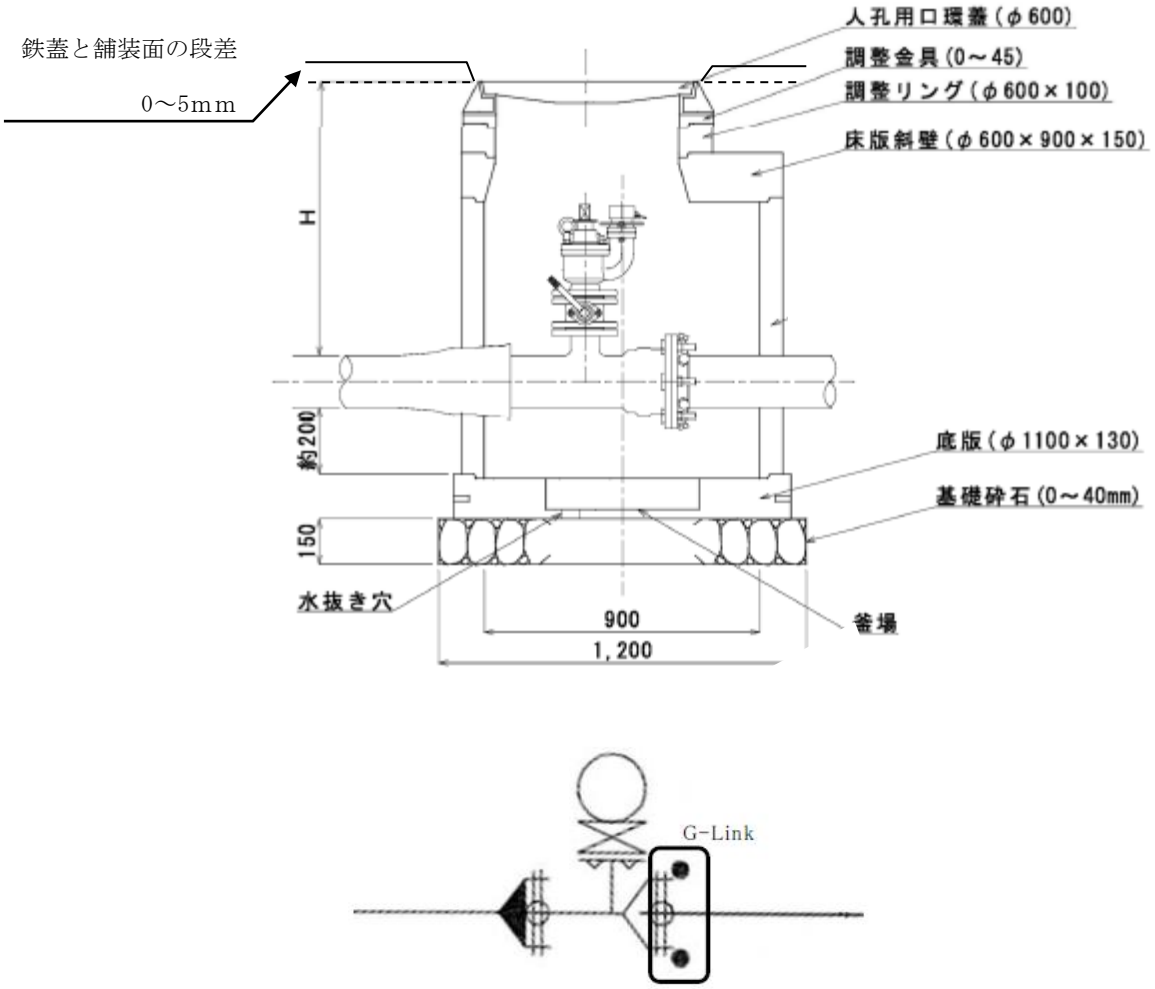

注１　H=120cm の場合は、直壁（φ900×300）を 1 個追加すること。

注２　現場状況に応じて、躯体ブロックφ900×900 の代わりに、躯体ブロックφ900×600 及び直壁φ900×300 を使用してもよい。

２・４・13　空気弁の設置

1　管路の凸部に空気が停滞するおそれがある場合は、空気を排出するために空気弁を設置すること。
2　空気弁の使用材料は、給水装置工事の指定材料一覧表（別表第11）によること。
3　弁室は空気弁室構造図（別図第23）によること。

別図第 23　＜空気弁室構造図＞

〈単位：㎜〉

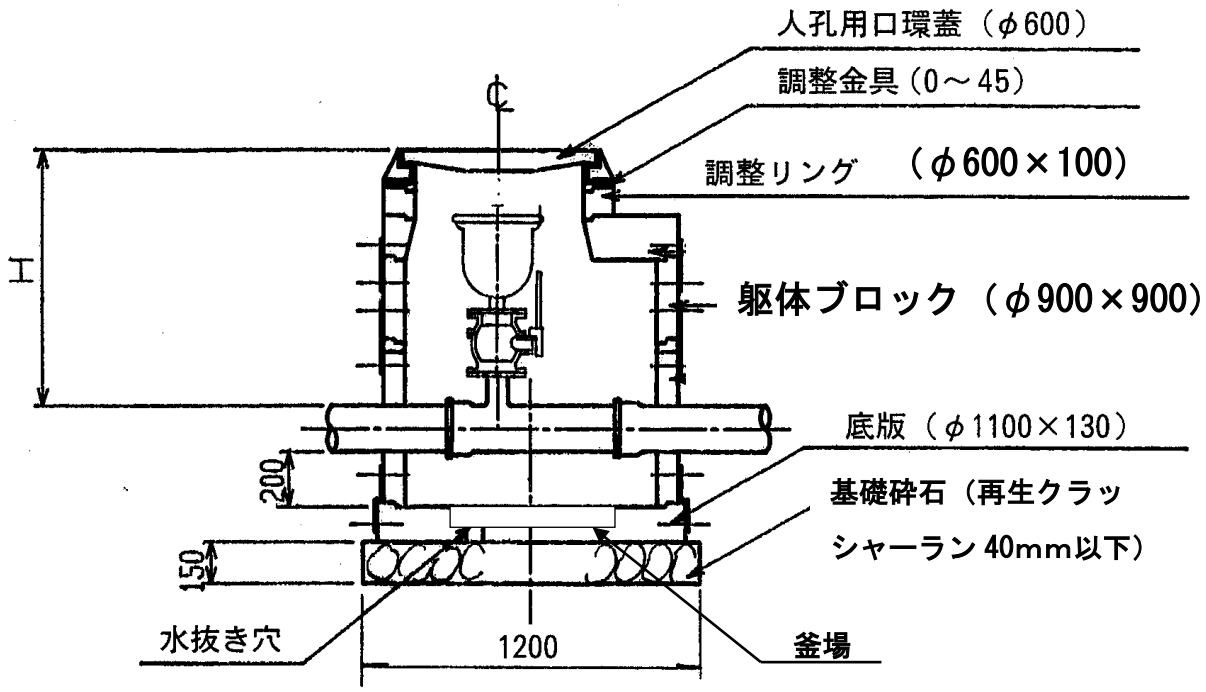

※図は頂版使用

注１　H=120cm の場合は、直壁（φ900×300）を１個追加すること。

注２　現場状況に応じて、躯体ブロックφ900×900 の代わりに、躯体ブロックφ900×600 及び直壁φ900×300 を使用してもよい。

２・４・14　排水弁の設置

1　排水弁は、次の場合に設置すること。 （1）口径が 30 ㎜以上の給水管で、基幹となる給水管の分岐箇所から末端までの管内水量が概ね 40 リットルを超える場合 （2）その他管理者が必要と認めた場合 2　排水弁は、給水管の末端部に設置するものとし、末端口径別の排水弁選定表（別表第 16）によること。 3　排水弁の使用材料は、給水装置工事の指定材料一覧表（別表第 11）によること。 4　弁室は、排水弁室構造図（別図第 24）によること。 5　排水弁及び排水弁に至る給水管の土被りは、0.9m以上とすること。 6　排水弁室は、舗装仕上がり面より高くしないこと。段差を５ｍｍ以内とすること。

〈解説〉

1　排水弁の設置場所は、できるだけ車両の出入口や駐車スペースを避け放流先（側溝までの距離等）を考慮すること。

別表第 16　＜末端口径別の排水弁選定表＞

給水管の末端口径（㎜）	不凍式排水弁（㎜）
φ 40 以下	φ 40
φ 50	φ 50
φ 75 以上	φ 50 又は地下式消火栓

別図第 24　＜排水弁室構造図＞

＜単位：㎜＞

構造図はH=900㎜の場合である。

（H＝1200 の場合は不等式排水弁φ50×0.9 またはφ40×0.9 を使用する。）

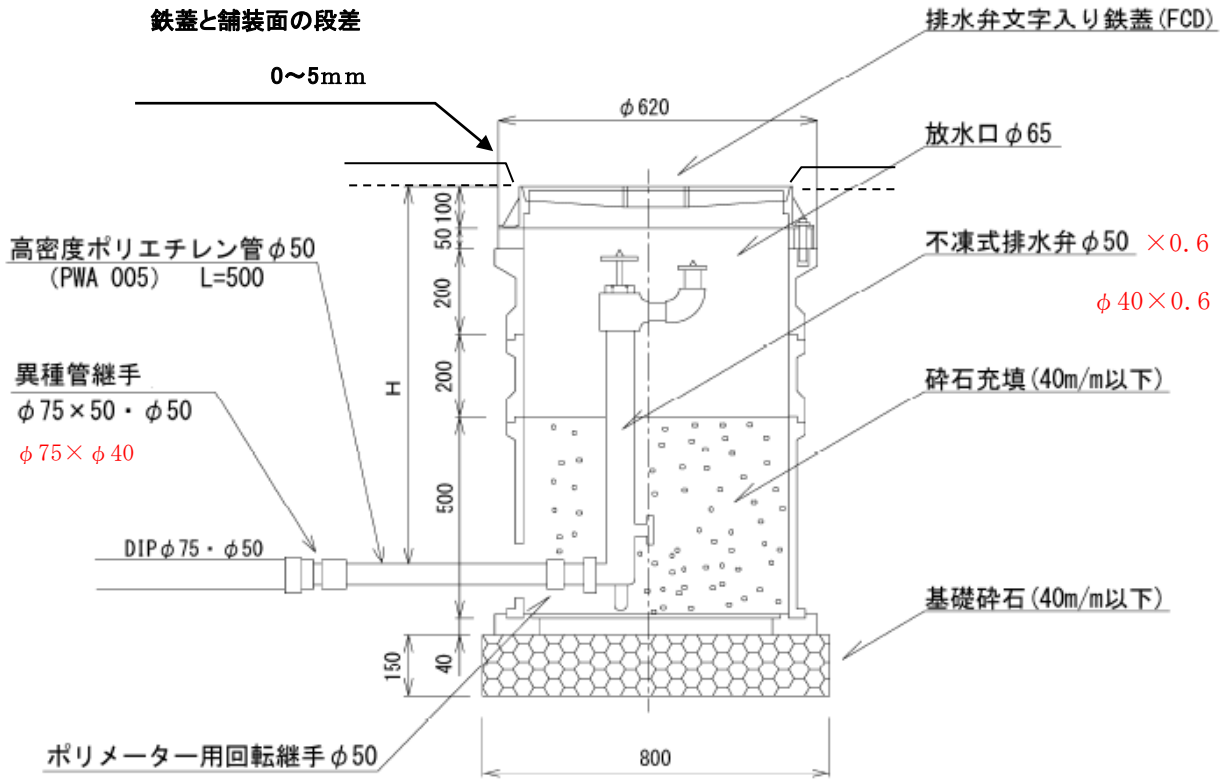

２・４・15　メーター下流側の配管

１　配管工事の基本事項は、次によること。

（１）給水管及び給水用具は、最終の止水機構の流出側に設置される給水用具を除き、耐圧性能を有するものを用いる。

（２）給水装置の接合箇所は、水圧に対する充分な耐力を確保するために、その構造及び材質に応じた適切な接合を行う。

（３）家屋の主配管は、建物基礎の外回りに布設することを原則とし、構造物の下の通過を避けること等により漏水時の修理を容易に行うことができるようにする。

（４）凍結防止のための措置を行う。

２　配管にあたっての留意事項は、次によること。

（１）　配管材料は、配管場所に応じた管種を選定することとし、十分な耐食性能を有すること。メーター先から建物までは、ポリエチレン管又は高密度ポリエチレン管を使用することが望ましい。

（２）宅地内の配管は、修理等の維持管理のため、直線的に配管する。

（３）曲げ配管を行う場合は、管種に応じ適切な曲げ半径以上を確保する。また、メーター直後では、直線部を１ｍ以上確保すること。

（４）とんぼ配管（しゅもく配管）はしないこと。分岐箇所の配管例（別図第25）を参照のこと。

（５）立ち上がり管以降の地上配管は、屋内配管とすることが望ましい。やむを得ず屋外配管とする場合は、保温工等の凍結対策を施すものとする。電熱線による保温を行う場合は省エネルギーに配慮したものが望ましい。

（６）立ち上がり管

ア　凍結対策等から口径を20㎜以上とする。

イ　立ち上がり管の保温工は、土中の深さ 0.6ｍから行う。

ウ　凍結した場合の解凍作業を考慮して、鋼管等とすることが望ましい。

エ　修理等の維持管理を考慮して、ソケット又はユニオン継ぎ手を設置する。

（７）さや管ヘッダ方式

ア　維持管理のために、床下等に点検口を設ける。

イ　管種及び口径等に適合した継手を使用する。

ウ　曲げ配管を行う場合は、管種に応じ適切な曲げ半径以上を確保し、管をしっかり固定する。

エ　ヘッダは給水栓数に応じたものを使用し、末端まで単独配管とし先分岐は行わない。ただし、ヘッダー先で分岐している手洗い付きトイレ（既製品等）については、設置条件等を確認の上でお客様に十分に説明して使用すること。

（８）各階ごとに修理等の維持管理のため、水抜き栓又は水抜きバルブを設置することが望ましい。

（９）給水装置は、ボイラー、煙道等高温となる場所を避けて設置する。

(10) 結露のおそれのある場所に配管する場合は、防露工を行う。

(11) 工事の中断時又は１日の工事終了後は、管端部にプラグ等で栓をして汚水等が流入しないようにする。

３　活水器等の設置にあたっては、次によること。

（１）活水器等の設置場所は、メーター下流側とし、メーターボックスから50㎝以上離す。

（２）磁気活水器を設置する場合は、磁気漏洩防止の措置を講じる。

４　自家水配管などの既設配管を流用する場合は、給水装置の構造材質の基準に適合していることを確認する。

〈解説〉

１（１）ア　最終の止水機構の流出側に設置される給水用具とは、シャワーヘッド、大気圧式バキュームブレーカ等をいう。

イ　給水装置に使用する用具は、構造及び材質の基準に適合していることを自己認証又は第三者機関によって認証されたものとし、認証品であることを示すマークが表示されているものを使用すること。

ウ　主任技術者は、認証品であるかどうかを、資料、インターネットによる給水装置データベース等で確認すること。

エ　主任技術者は、施主が使用を希望する製品が基準に適合しないときは、その旨説明し理解を得ること。

（２）管種、施工環境、施工技術等を考慮し、最も適当と考えられる接合方法及び工具を選択すること。

（３）主配管は、建物基礎の外回りに布設するほか、小屋、外壁、庭木、コンクリート基礎、その他の工作物の下には埋設しないこと。やむを得ず工作物の下になる場合は、さや管に入れること。

（４）ア　屋外配管は、凍結深度より深く埋設すること。

イ　屋内配管は、水抜き用の給水用具を設置すること。

ウ　鳥居配管の場合、確実に水抜きが行えるようにするために最上部に吸気弁を設置すること。

２（２）給水管は、将来の取替え、漏水修理等の維持管理を考慮し、建物等に平行で、かつ、直線的に配管することが望ましい。

（３）ポリエチレン管の曲げ配管（別表第17）を参照のこと。

（４）継手部分の圧力損失が極端に大きくなるため。

（５）屋内配管は、ピット又はシャフト内配管として充分なスペースを確保するとともに、適切な場所に出入口又は点検口を設けることが望ましい。

（６）メーター下流側の標準配管図（別図第26）を参照のこと。

（７）ア　給水管の交換又は漏水修理を容易にするために、点検口を設けること。

イ　さや管ヘッダ方式には、架橋ポリエチレン管、ポリブテン管等が使用されるが、架橋ポリエチレン管とポリブテン管の継手は、口径によって共用できないものがあるので注意すること。

ウ　ポリエチレン管の最小曲げ半径については、ポリエチレン管の曲げ配管（別表17）を参照すること。また架橋ポリエチレン管及びポリブテン管の最小曲げ半径については、架橋ポリエチレン管及びポリブテン管の曲げ半径（別表第18）を参照のこと。

エ　架橋ポリエチレン管及びポリブテン管をやむを得ず土中に配管する場合は、保温材のほか防護管を使用すること。

３（１）給水管に直結する活水器等は給水用具であるため、その取付けは給水装置工事となる。

（２）給水管の外側に取付ける活水器等は給水用具にはあたらないが、管の切断等を伴う場合は給水装置工事となる。

（３）適切に維持管理できる構造とすること。

４　使用材料の確認のほか、耐圧性能についても確認すること。

別図第25　＜分岐箇所の配管例＞

とんぼ配管

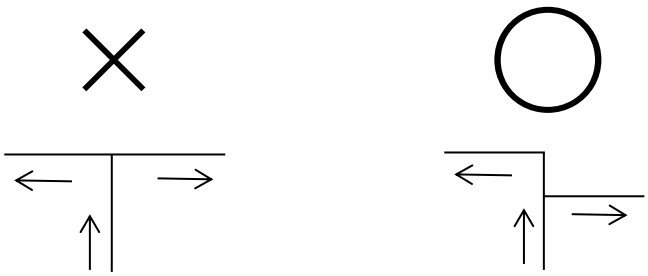

別図第26　＜メーター下流側の標準配管図＞

1　１階の配管

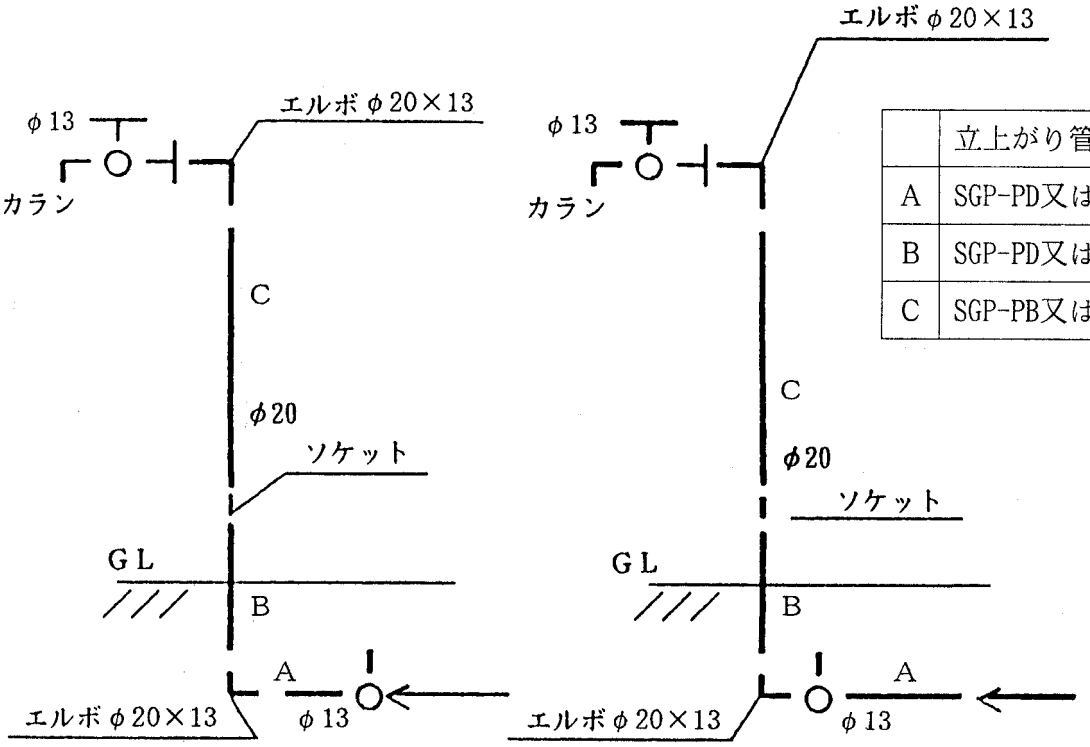

	立上がり管の管種
A	SGP-PD又はSGP-VD
B	SGP-PD又はSGP-VD
C	SGP-PB又はSGP-VB

2　２階の配管

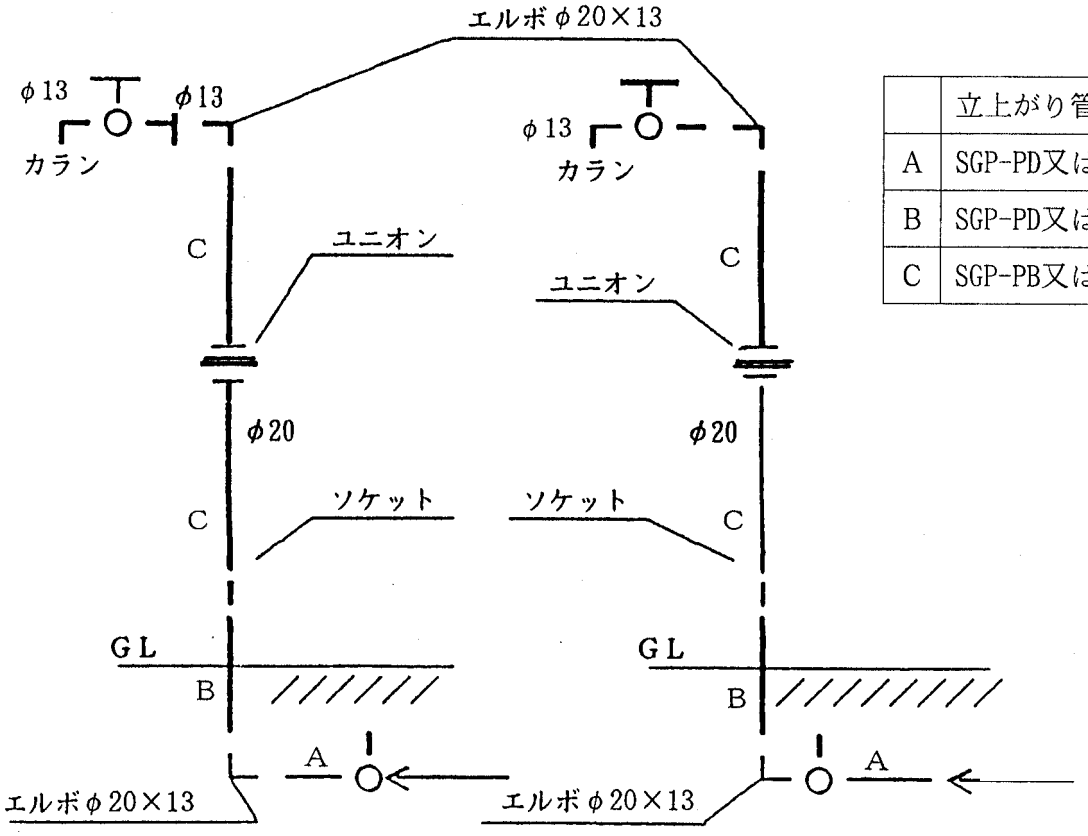

	立上がり管の管種
A	SGP-PD又はSGP-VD
B	SGP-PD又はSGP-VD
C	SGP-PB又はSGP-VB

別表第17　＜ポリエチレン管の曲げ配管＞

1（1）水道用ポリエチレン１種二層管（JISK6762）を生曲げによる配管とする場合は、次の表の曲げ半径以上とすること。

（2） ポリエチレン管を水平及び垂直方向に同時に生曲げ（ねじれ配管）としないこと。

（3） 分岐部前後や散水栓の手前、水抜栓手前でも直線部を１m以上確保すること。

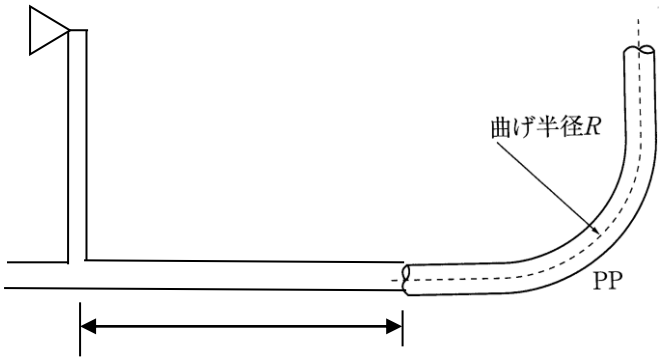

直線部１m以上確保

口径（mm）	曲げ半径R（cm）
13	55 以上
20	70 以上
25	85 以上
30	105 以上
40	120 以上
50	150 以上

（給水装置工事技術指針から引用）

別表第 18　＜架橋ポリエチレン管及びポリブテン管の曲げ半径＞

1　架橋ポリエチレン管の曲げ半径等目安　（単位・㎜）

呼び径	適合さや管	曲げ半径の目安 （ ）内はさや管	立ち上がり曲げ	合計曲げ個所数
13	22・25	200（450）	150	5箇所以下
20	36	300（1000）	350	

（架橋ポリエチレン管工業会技術資料から引用）

2　ポリブテン管の曲げ半径等目安　（単位・㎜）

呼び径	適合さや管	曲げ半径の目安 （ ）内はさや管	立ち上がり曲げ	合計曲げ個所数
13	22・25	150（200・250）	150	6箇所以下（水平部４以下、立上部２以下）
20	36	300（450）	250	

（ポリブテンパイプ工業会技術資料から引用）

２・４・16　水抜き用の給水用具の設置

１　水抜き用の給水用具は、操作及び修理等が容易な場所に設置すること。

（１）水抜き栓の設置

ア　水抜き栓の排水口の位置は、土中の深さ 0.6m以上とする。

イ　水抜き栓の排水口の周りは、切込砕石等で置換えを行い、水を容易に排水できるようにする。（別図第27）

ウ　水抜き栓の種類は、使用条件等に適したものを選定する。

エ　水抜き栓は、維持管理上から使用用途ごとに設置すること。また、床下に設置する場合は、修理等の維持管理のため点検口を設ける。

（２）水抜きバルブの設置

ア　地下又は鳥居配管等で水抜き栓によることが困難な場合は、水抜きバルブを設置する。この場合、維持管理が容易にできるように地下室又はピット内等に取付ける。

イ　水抜きバルブからの排水は、バルブの排水口に接しないように排水管を設置し、間接排水を行う。また、排水は、専用の浸透桝等で処理する。

（３）外部排水式不凍給水栓の設置

ア　当該給水栓の排水口の位置は、土中の深さ 0.6m以上とする。

イ　当該給水栓の排水口の周りは、外部排水式不凍給水栓の排水口周りの標準図（別図第28）により切込砕石等で置換えを行い、水を容易に排水できるようにする。

〈解説〉

１　水抜き用の給水用具を設置できない場合は、保温工等別に凍結防止策を施すこと。

（１）　鳥居配管等の場合は、最高部に吸気弁等を設置すること。その場合、維持管理ができるようにすること。

別図第 27　＜水抜き栓の排水口周りの標準図＞

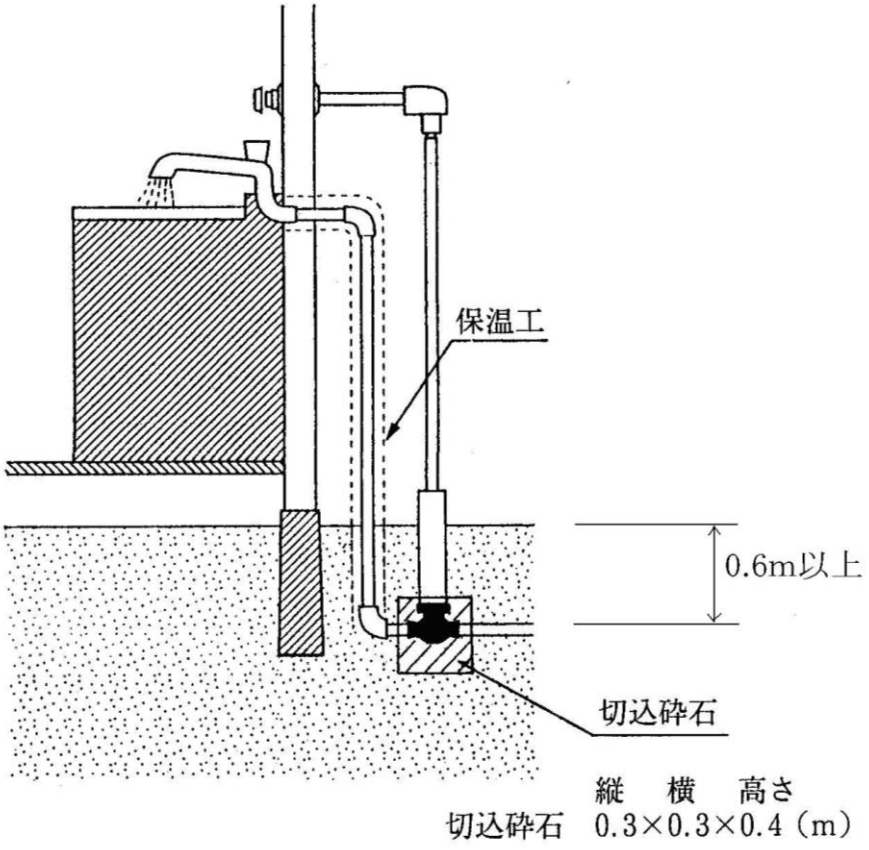

※　管内の水抜き水量が多い場合は、切込砕石量について考慮すること。

別図第 28　＜外部排水式不凍給水栓の排水口周りの標準図＞

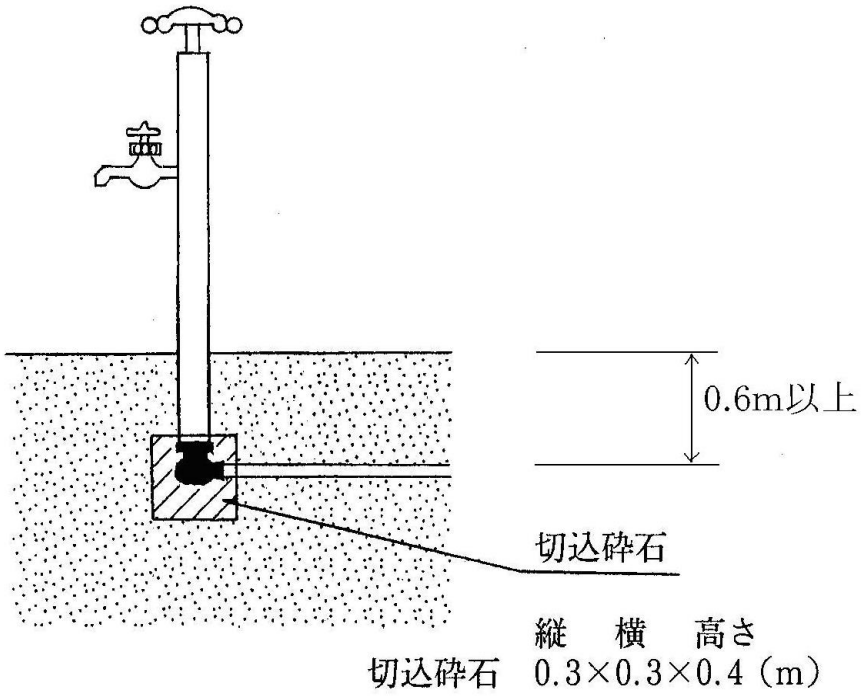

２・４・17　受水槽への給水と受水槽の構造等

１　受水槽への給水は、次によること。

（１）受水槽の有効容量は、計画一日使用水量の40～60％を標準とする。

（２）受水槽への給水にあたっては、吐水口空間（別表第20）に規定する吐水口空間を確保する。

（３）受水槽への給水は、給水管の口径が20㎜以下にあっては複式ボールタップを、25㎜以上にあっては副弁付定水位弁を使用する。

（４）受水槽が二槽式で定水位弁をそれぞれ設置する場合は、一段落ちの口径とする。

（５）ボールタップで給水する場合は、波立ち防止板等を設置することが望ましい。

（６）受水槽への配管は、維持管理のためストップバルブを設置する。

（７）定水位弁等の開閉や過流量により発生するウォーターハンマー、配水管水圧への影響を防止するため、定水位弁の流量調節機能や定流量弁または減圧弁の設置等によりメーター適正流量での流入及び給水管内流速２ｍ/ｓ以下となる対策を講じるものとする。

（８）立上管の途中に可とう管を設ける。

（９）受水槽への給水管には、給水栓を設け、立ち上がり部分には凍結対策を施すこと。

２　受水槽の構造等は、建築基準法施行令（昭和25年政令第 338号）、建築物に設ける飲料水の配管設備及び排水のための配管設備を安全上及び衛生上支障のない構造とするための基準（昭和50年建設省告示第1597号）及び給排水設備技術基準（（財）日本建築センター）によること。

〈解説〉

１（１）良好な水質を保持し、停滞水が生じることのないようにするためである。

（２）吐水口空間は、逆流防止のもっとも一般的で確実な手段である。

受水槽、流し、洗面器、浴槽、ロータンク等に給水する場合は、給水栓の吐水口と水受け容器の越流面との間に必要な吐水口空間を確保する。この吐水口空間は、ボールタップ付きロータンクのように給水用具の内部で確保されていてもよい。

ア　吐水口空間とは、給水装置の吐水口の最下端から越流面までの垂直距離及び近接壁から吐水口の中心（25㎜を超えるものは吐水口の最下端）までの水平距離をいう。

イ　越流面とは、洗面器等の場合は当該水受け容器の上端をいう。（別図第29）

また、水槽等の場合は立取り出しにおいては越流管の上端、横取り出しにおいては越流管の中心をいう。（別図第29）

（７）受水槽への流入がメーター適正流量以上となり、配水管水圧の変動の要因となる場合があることから、メーター適正流量での流入と給水管内流速２ｍ/ｓ（２・２・５給水管内の流速）以下を確認するものとする。また、受水槽への通水を行う場合は、事前に施工連絡票（要領様式第14号）を給排水課検査係に提出し、日程等調整の上現地で立ち会いのもと通水

すること。その際に流量調節と確認を行う。

流量調節は定水位弁、定流量弁、減圧弁等により行うものとし、ストップバルブ、ゲートバルブでは行わないものとする。なお、メーター口径が30㎜以上においては定流量弁の設置が望ましい。

（9）受水槽の清掃、故障又は停電で受水槽以下の設備に支障をきたした場合等を想定し、メーター下流側の立上管までに直結の給水栓（飲用水用）を設ける。

2　受水槽を屋内に設置する場合は、給排水設備技術基準により点検スペースを考慮のうえ配置すること。（次頁図参照）

3　断水や停電時等の緊急時において受水槽内の水を使用できるようにするため、受水槽以降に自然流下で使用可能なバルブ又はカラン等を設置することが望ましい。

4　停電時等の対策として予備電源や発電機又はエンジン付きポンプ等を確保しておくことが望ましい。

5　使用水量が減少した場合等にも容易に水位調整が行えるよう、水位調整が可能なボールタップの設置やオーバーフロー管の配管等について考慮すること。（オーバーフロー管については、受水槽内で立ち上げておくことにより、水位調節後の吐水口空間の確保が容易となる。）

6　オーバーフロー管の排水口部には排水口空間(最小150ｍｍ）を確保すること。(別図第30)

7　水槽式集合住宅の水道料金について

市で貸与するメーター（親メーター）で検針した水量に基づき建物の所有者等から徴収することとなるが、一定の要件の下で一般住宅程度とする認定制度がある。（別表第19）

詳細については、お客さまセンターに問い合わせること。

別表第19　＜受水槽式集合住宅の認定制度の概要＞

受水槽式（一括請求）集合住宅	1　親メーターにより計量する集合住宅。 2　親メーターの口径にかかわらず、入居者戸数に管理者が認定した口径（最小φ20㎜）の基本料金を乗じた額を基本料金とし、親メーターにより検針した水量を、各戸が均等に使用したものとみなして算定した額を従量料金として徴収する。
受水槽式（各戸請求）集合住宅	1　3階以上の建物で、受水槽以下の使用水量を各戸検針する集中検針方式による隔測式メーター（子メーター）を有する集合住宅。 2　集中検針メーターの表示装置と同階に受入箱を設置する。 3　子メーターの設置と検定期限満了等による交換は、所有者が行う。 4　管理者が、親メーターと子メーターの検針を行う。 5　子メーターの口径により料金を算定し、各戸の使用者から徴収する。 6　親メーターにより検針した水量が子メーターの合計水量よりも多い場合は、所有者から徴収する。

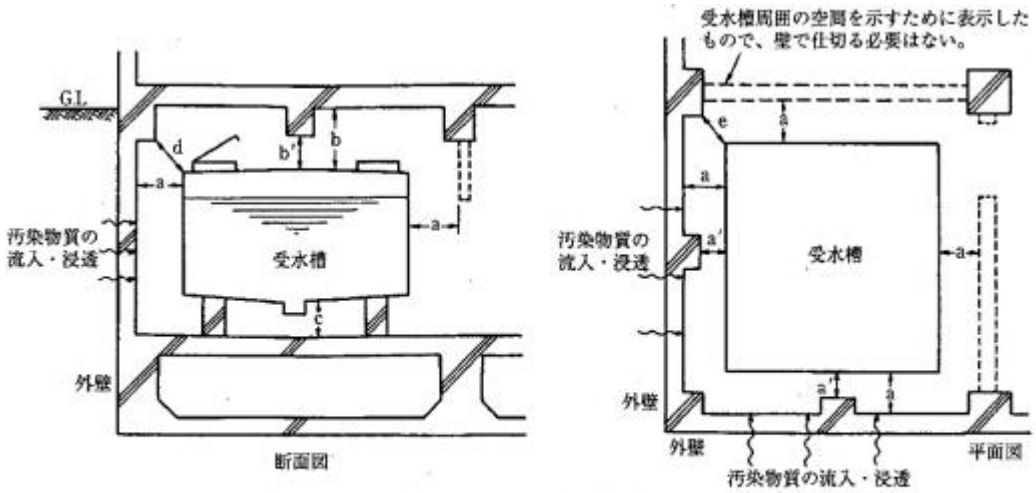

a、b、cのいずれも保守点検が容易にできる距離とする（標準的にはa、c≧60cm、b≧100cm）。また、梁・柱等はマンホールの出入りに支障となる位置としてはならず、a'、b'、d、eは保守点検に支障のない距離とする。

図 6-6 受水槽などの設置位置の例

別表第 20　＜吐水口空間＞

1　呼び径が 25 ㎜以下の場合

口径の区分	近接壁から吐水口の 中心までの水平距離　B1	越流面から吐水口の 最下端までの垂直距離　A
13 ㎜以下	25 ㎜以上	25 ㎜以上
13 ㎜を超え 20 ㎜以下	40 ㎜以上	40 ㎜以上
20 ㎜を超え 25 ㎜以下	50 ㎜以上	50 ㎜以上

※1　浴槽に給水する場合は、越流面から吐水口の最下端まで垂直距離は 50 ㎜未満であってはならない。

※2　プール等水面が特に波立ちやすい水槽並びに、事業活動に伴い洗剤又は薬品を使う水槽及び容器に給水する場合には、越流面から吐水口の最下端までの垂直距離は 200 ㎜未満であってはならない。

※3　※1 及び※2 は、給水用具の内部の吐水口空間には適用しない。

2　呼び径が 25 ㎜を超える場合

区　　分		壁からの離れ　B2	越流面から吐水口の最下端までの垂直距離　A
近接壁の影響がない場合			1.7ｄ’＋5㎜以上
近接壁の影響がある場合	近接壁１面の場合	３ｄ以下	3.0ｄ’以上
		３ｄを超え５ｄ以下	2.0ｄ’＋５㎜以上
		５ｄを超えるもの	1.7ｄ’＋５㎜以上
	近接壁２面の場合	４ｄ以下	3.5ｄ’以上
		４ｄを超え６ｄ以下	3.0ｄ’以上
		６ｄを超え７ｄ以下	2.0ｄ’＋５㎜以上
		７ｄを超えるもの	1.7ｄ’＋５㎜以上

※1　ｄ：吐水口の内径(m)　ｄ’：有効開口の内径(㎜)

※2　吐水口の断面が長方形の場合は長辺をｄとする。

※3　越流面より少しでも高い壁がある場合は近接壁とみなす。

※4　浴槽に給水する給水装置（吐水口一体型給水用具を除く。）において、算定された越流面から吐水口の最下端までの垂直距離が 50 ㎜未満の場合にあっては、50 ㎜以上とする。

※5　プール等の水面が特に波立ちやすい水槽並びに事業活動に伴い洗剤又は薬品を使う水槽及び容器に給水する給水装置（吐水口一体型給水用具を除く。）において、算定された越流面から吐水口の最下端までの垂直距離が 200 ㎜未満の場合にあっては、200 ㎜以上とする。

別図第 29　＜水槽等の吐水口空間＞

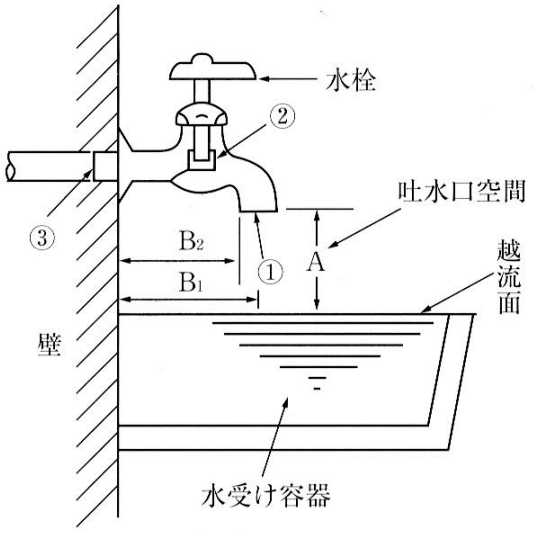

①吐水口の内径d
②こま押さえ部分の内径
③給水栓の接続管の内径
　以上三つの内径のうち、最小内径を有効開口の内径d'として表わす。

（1）水受け容器

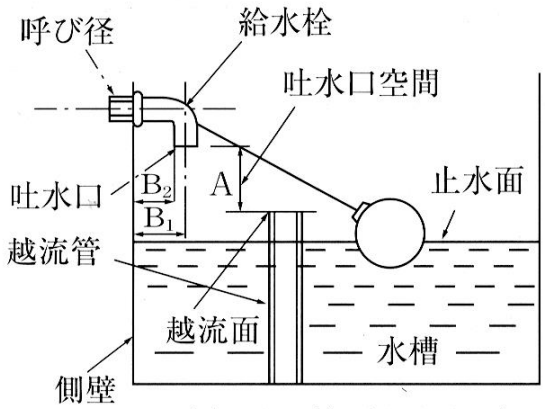

（2）越流管（立取出し）

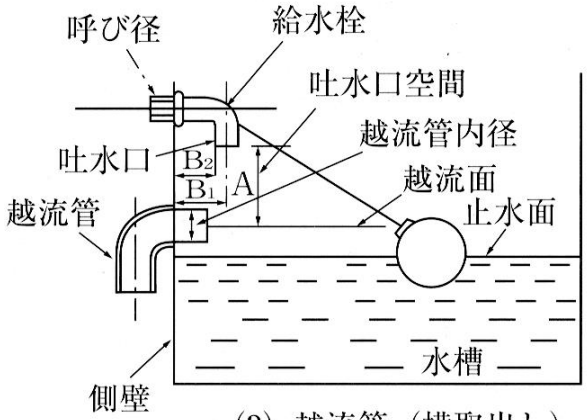

（3）越流管（横取出し）

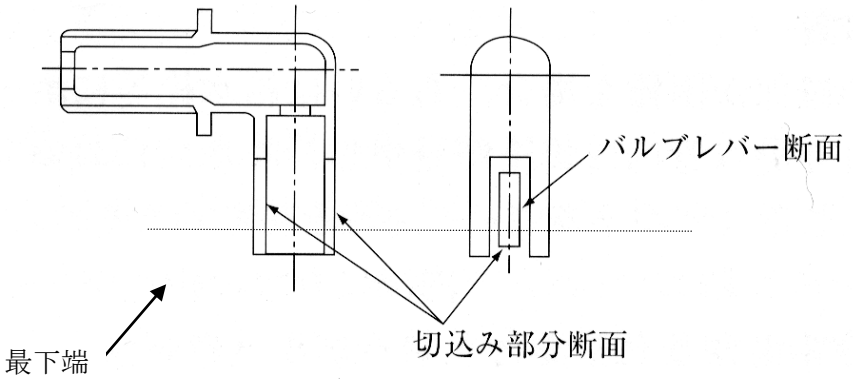

(4) ボールタップの吐水口
切込み部分の断面

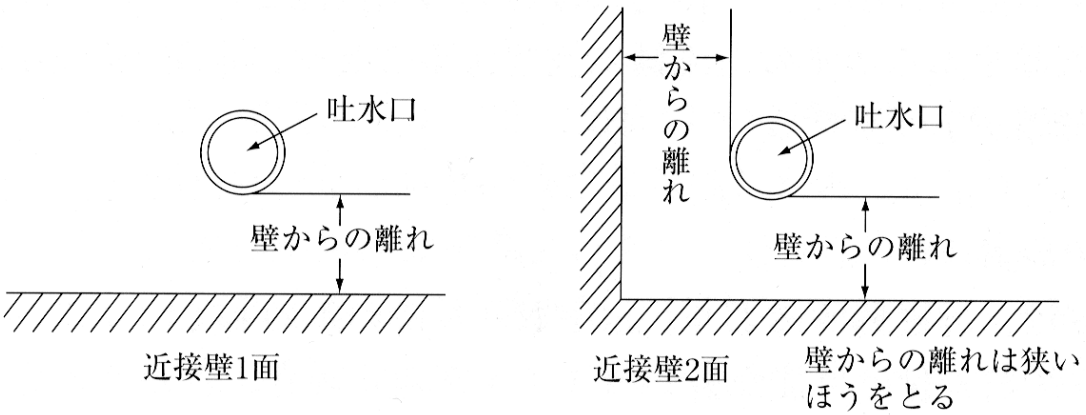

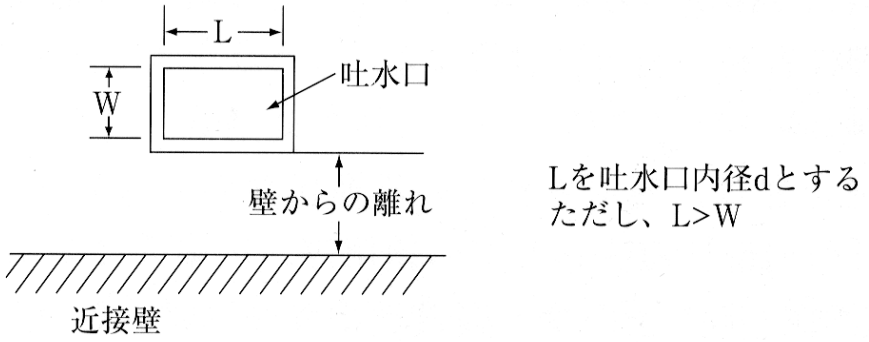

(5) 壁からの離れ

吐水口空間

吐水口から越流面までAの設定		
呼び径の区分なし		吐水口の最下端から越流面までの垂直距離
壁からの離れBの設定		
25 ㎜以下の場合	B_1	近接壁から吐水口の中心
25 ㎜を超える場合	B_2	近接壁から吐水口の最下端の壁側の外表面

別図第 30　＜オーバーフロー管の排水口空間＞

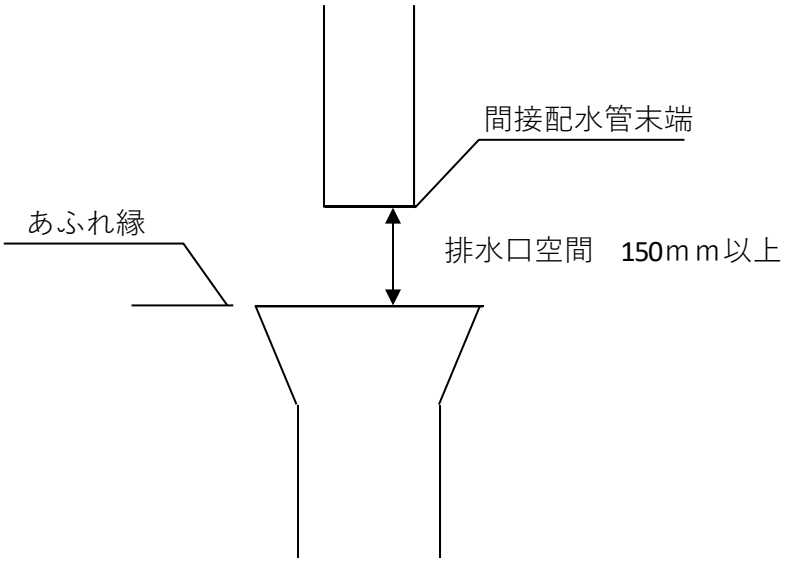

２・４・18　特定施設水道連結型スプリンクラー設備の設置

１　小規模社会福祉施設等に設置する特定施設水道連結型スプリンクラー設備の設置にあたっては、次によること。

（１）特定施設水道連結型スプリンクラー設備については、消防設備士が水理計算を行い消防と協議することとなるが、給水装置工事を行う場合はその消防設備士の指導の下で工事事業者及び主任技術者が設計施工を行う。

（２）特定施設水道連結型スプリンクラー設備については、直結式又は受水槽式のうち必要な水圧及び水量が得られるものを選択する。

（３）配水管の断水又は水圧低下によりスプリンクラー設備の性能が十分発揮されない場合が想定されることを、設置者に周知する。

（４）給水装置工事の申込の際は、特定施設水道連結型スプリンクラー設備の設置に関する承諾書（要領様式第21号）を提出する。

（５）当該スプリンクラー設備が設置された家屋又は部屋を賃貸するときは、当該設備が条件付きであることを、借家人等に周知する。

（６）当該スプリンクラー設備の所有者を変更するときは、当該設備が条件付きであることを譲受人に周知する。

（７）給水装置工事が完了したときは、消防設備士等が消防署等へ提出した書類の写し（水圧及び水量の設計方法等）を提出する。

（８）当該スプリンクラー設備の維持管理上における必要事項及び連絡先を、見やすいところに表示する。

〈解説〉

１　ア　小規模社会福祉施設等にスプリンクラー設備の設置が義務付けられ、また、特定施設水道連結型スプリンクラー設備の設置が認められたことによる。（消防法施行令及び消防法施行規則。平成 21 年４月１日施行。）

イ　水理計算を行う場合の設計水圧（配水管の分岐位置における水圧）は、0.15MPa とすること。ただし、事前協議によっては 0.20MPa とする場合もあるので、協議すること。

１　（７）受水槽式の場合は提出不要とする。

２・４・19　水道の給水管に直結する非常用貯水槽の設置

１　水道の給水管に直結する非常用貯水槽（以下「非常用貯水槽」という）の設置にあたっては、次によること。

（１）「水道の給水管に直結する非常用貯水槽の取扱いについて」（薬生水発0711第１号　令和5年7月11日）を確認の上申請を行うこと。

（２）非常用貯水槽設置箇所の直近上流側に逆止弁を設置すること。

（３）非常用貯水槽設置箇所の上流側に水質確認用の水栓を設けること。

（４）給水装置工事申込みの際に、「水道の給水管に直結する非常用貯水槽の設置に関する承諾書」（要領様式 31 号）を提出すること。

〈解説〉

１（１）ア　厚生労働省通知による。

イ　非常用貯水槽については、製造業者等から製品についての情報収集を十分に行うとともに、所有者に対して説明を行うこと。

ウ　非常用貯水槽を設置する際には、事前に給排水課審査係へ協議すること。

（１）ア　管理者の水質管理範囲は、非常用貯水槽の上流側までとなる。

イ　非常用貯水槽を含む下流側の水質については、所有者において適切に管理すること。

3　施工

3・1　施工の準備と現場管理

3・1・1　許可等の取得と許可条件の遵守

道路、水路等の占用を伴う給水装置工事の施行にあたっては、あらかじめ当該関係官公署から許可を取得するものとし、その許可条件を遵守すること。

1　国県道、他市町道、水路等の占用許可は、管理者が取得する。なお、盛岡市が管理する道路（市道・法定外道路）の占用許可は、申込者が取得する。また、メーター下流側（宅地内を横断している水路等）の占用許可についても、申込者が取得すること。

2　所轄警察署長からの道路使用許可は、工事事業者が取得すること。

3　工事に伴い通行の制限を必要とする場合は、工事事業者が所轄消防署長等へ各種工事届を提出すること。

4　急傾斜地、埋蔵文化財等に係る許可又は届出等を必要とする事項については、申込者が取得又は届出等を行うこと。

〈解説〉

1　申込者が取得又は届出等とあるものについては、工事の委任を受けた工事事業者がその手続を行うこと。

2　占用許可の工事期間は、30日を標準とする。これによりがたい場合は協議すること。

3　道路の場合は、掘削規制に注意すること。

（1）県管理の国県道及び市道については、12月中旬～３月末の冬期間。

（2）掘り返し規制個所

4　道路、水路等の占用申請については、「7　占用許可申請図の作成」を参照のこと。

3・1・2　分岐位置及び埋設物の確認

1　工事事業者は、事前調査により分岐する配水管等の位置が不明な場合又は他の埋設物の近くを施工する場合は、次のとおり確認すること。

（1）当該管理者又は所有者に立ち会いを求める。

（2）試掘調査を実施する。

〈解説〉

1　「2・1・1　事前調査等」を参照のこと。

３・１・３　現場管理

１　工事事業者は、給水装置工事の施行にあたっては道路交通法（昭和35年法律第105号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、関係法令等を遵守し、交通及び工事の安全に十分留意すること。
２　道路等管理者、警察署等から付される施工許可条件を精読し、内容を把握した者を現場に常駐させること。
３　工事に伴う騒音、振動等をできるだけ防止し、生活環境の保全に努めること。
４　資材は適切に管理し、劣化防止に留意すること。

〈解説〉

工事事業者は、次により現場管理を行うこと。

１　保安施設の設置と安全管理

（１）工事場所の安全等を確保するために保安施設を設置し、必要に応じて交通整理員等の保安要員を配置すること。

（２）工事標示板を設置し、工事完了後は速やかに撤去すること。

（３）本復旧工事完了まで、常に工事場所を巡回し、地盤沈下又はその他の不良箇所が生じた場合は直ちに修復すること。

（４）道路又は水路内の給水装置工事について、当該管理者から指示を受けた場合はそれに従うこと。

（５）作業員等の安全について、十分留意すること。

２　許可条件に不明な点がある場合は、作業前に確認すること。

３　不測の事故等への対応

（１）あらかじめ管理者並びに道路管理者、所轄警察署、消防署及び埋設物の管理者等（以下「関係機関」という。）の緊急連絡先を確認しておき、不測の事故等へ迅速に対応できるようにしておくこと。

（２）工事中、不測の事故等が発生した場合は、管理者及び関係機関に連絡し、その指示に従うこと。

（３）工事中、不測の事故等が発生した場合は、第三者及び作業員等の人命の安全確保を最優先すること。

４　資材は関係機関の手引きや製品の説明書・仕様書等に従い適切に保管すること。特に高密度ポリエチレン管は紫外線により劣化することから留意すること。

３・２　土工事

３・２・１　掘削

１　掘削は、安全かつ適切な施工を行うものとし、翌日まで掘置きとはしないで、その日のうちに埋戻しを行うこと。 ２　舗装道路を掘削する場合は、隣接する既設舗装部分へ影響を及ぼさないように、舗装切断機を使用して周りが矩形になるように切断した後、他の埋設物に注意して所定の深さまで施工すること。 ３　掘削幅は、安全に施工できる幅とし、分岐方法、周辺の分岐状況等に応じて適正な幅とすること。（別図第７、第８参照）

〈解説〉

１　道路掘削を伴う工事等の場合は、当該道路管理者及び所轄警察署長への許可申請が必要となる。この場合、道路占用及び使用許可等の条件を遵守して適正に施工し、事故防止に努めること。

３・２・２　土留め

１　掘削深さが1.5mを超える場合は、土留工を施すこと。 ２　掘削深さが1.5m以下の場合は、勾配掘りを標準とするが、自立性に乏しい地山の場合等は、土留工を施すこと。

〈解説〉

１　掘削断面は、道路管理者等が指示する場合を除き、道路状況、地下埋設物、土質条件、周辺の環境、給水管の土被り等を総合的に検討し、最小で安全かつ確実な施工ができるような断面及び土留法とすること。

２　勾配掘りの場合は、土質条件等に応じた適切な安定勾配で床掘すること。

３・２・３　埋戻し

１　道路内及び宅地内の埋戻しは、20cm以下の仕上り厚となるように、層ごとに十分締固め、陥没又は沈下等が生じないように施工すること。 ２　管の底部は、凹凸が生じないように均し、砕石又は石塊等が管に接触しないように管の周囲を10cm以上の砂又は砂質土で保護すること。

〈解説〉

１　本復旧標準断面図（別図第31）を参照のこと。

２（１）ポリエチレン管以外の管を布設する場合で、土質条件が良好な場合を除く。

（２）発生土による埋戻しは、掘上げた土砂のうち産業廃棄物及びその他の雑物を取り除いた良質の土砂をもって行うこと。

別図第31　＜本復旧標準断面図＞

1　国道４号、国道46号

（１）歩道

乗入部（幅員 4.0m 以内）

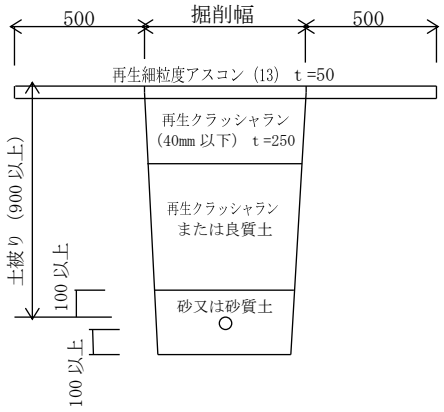

乗入部（幅員 4.0m を超え 8.0m 以内）

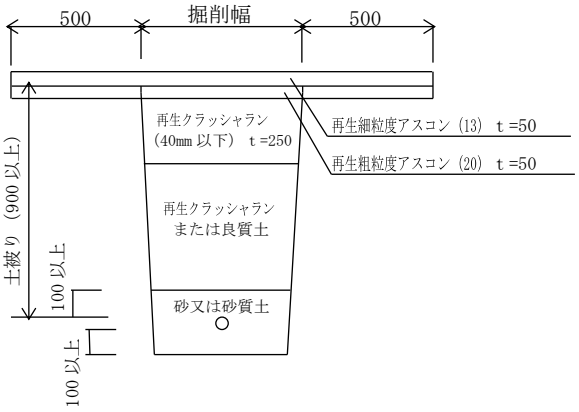

乗入部（幅員 8.0m を超え 12.0m 以内）

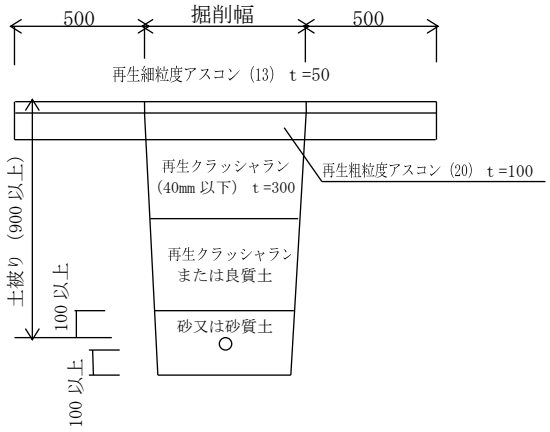

その他の歩道

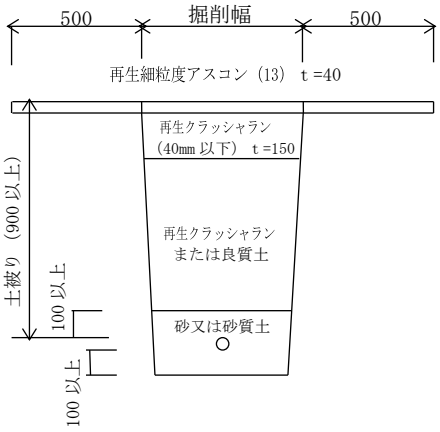

※１　ポリエチレン管以外の管を布設する場合で、土質条件の良好な場合は、管下の防護砂は必要ないものとする。

※２　舗装の影響幅は0.5ｍを標準とするが、舗装端までの残りの幅が1.2ｍ未満の場合は、その幅を影響幅に含めること。

（２）取付道路

幅員 4.0m 以内

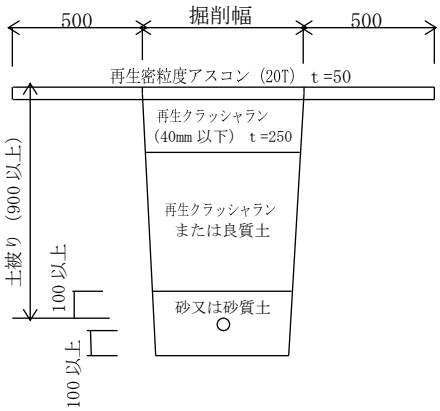

幅員 4.0m を超え 8.0m 以内

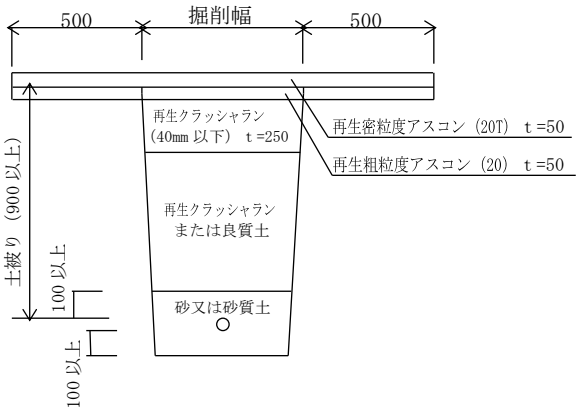

幅員 8.0m を超え 12.0m 以内

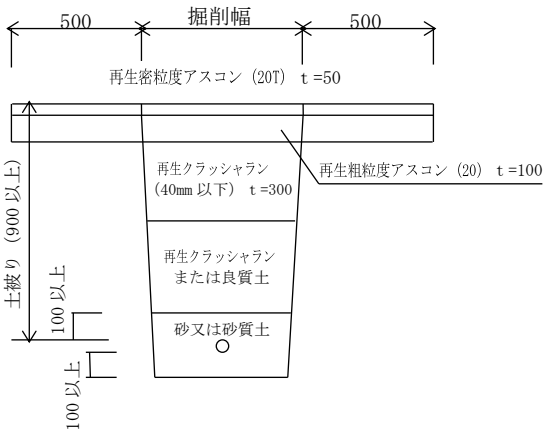

※１　ポリエチレン管以外の管を布設する場合で、土質条件の良好な場合は、管下の防護砂は必要ないものとする。

※２　舗装の影響幅は0.5ｍを標準とするが、舗装端までの残りの幅が1.2ｍ未満の場合は、その幅を影響幅に含めること。

２　岩手県管理の国道、主要地方道及び県道

車 道 部 復 旧

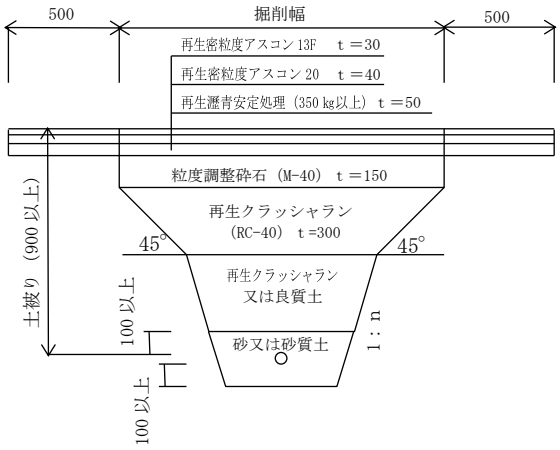

歩 道 部 復 旧

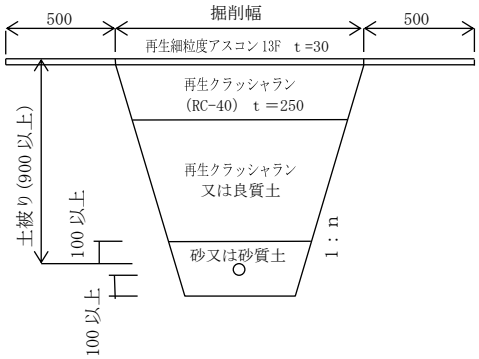

※１　土質条件等に応じた適切な安定勾配で床掘すること。

ただし、特に地質の悪い地山の場合には、さらに緩い勾配とすること。

地山の種類	勾配（１：ｎ）
岩盤又は堅い粘土（Ｎ値８以上）	１：0.3
砂	１：1.5 以上
その他	１：0.5

※２　舗装の影響幅は0.5ｍを標準とするが、舗装端又は舗装縦目地までの残りの幅が1.5m未満の場合は、その幅を影響幅に含めること。

3　市道

（1）標準

舗装幅員 5.0m 未満

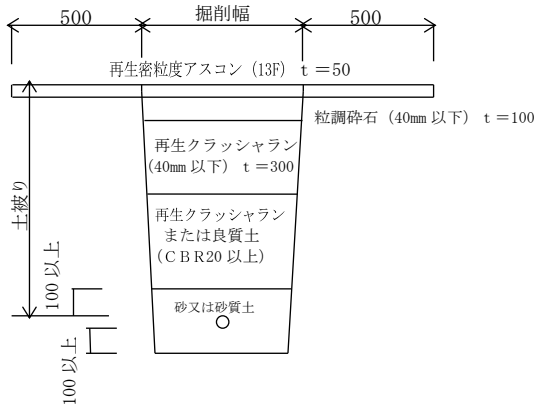

舗装幅員 5.0m 以上 8.0m 未満

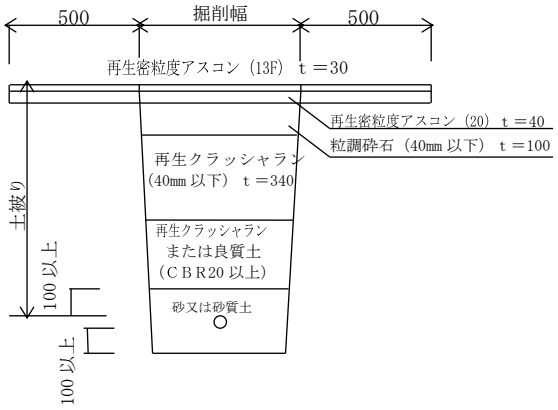

舗装幅員 8.0m 以上

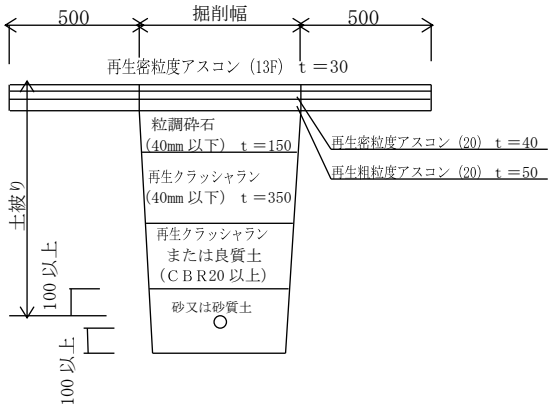

コンクリート舗装

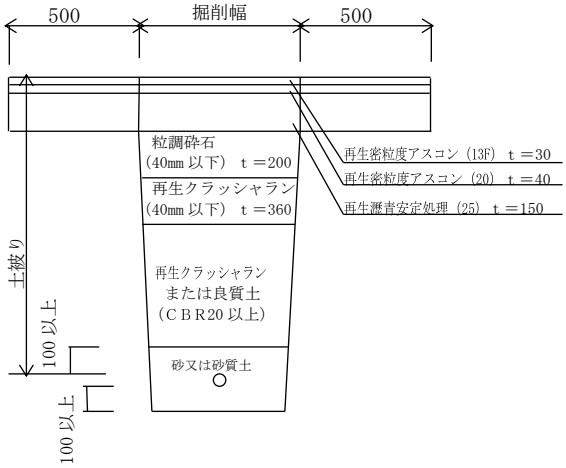

歩道部復旧

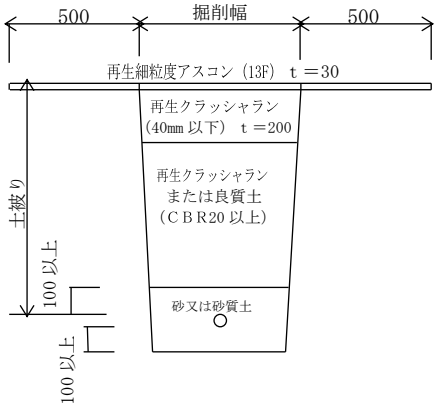

砂利道復旧

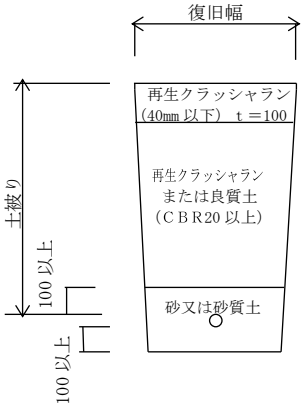

※　舗装の影響幅は 0.5mを標準とするが、舗装端までの残りの幅が 1.2m以下の場合は、その幅を影響幅に含めること。

（２）区画整理事業区域内（浅岸地区、太田地区）

車 道 部 復 旧
W=6.0m

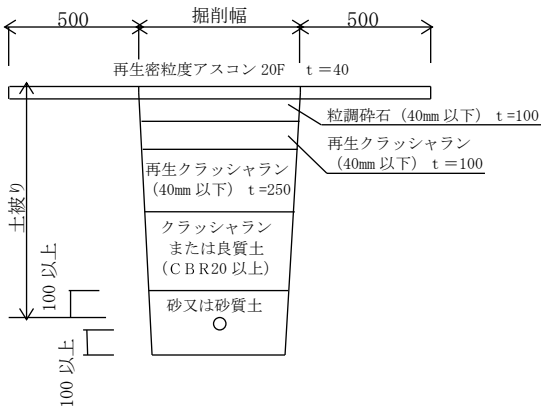

車 道 部 復 旧
W=8.0m、W=12.0m

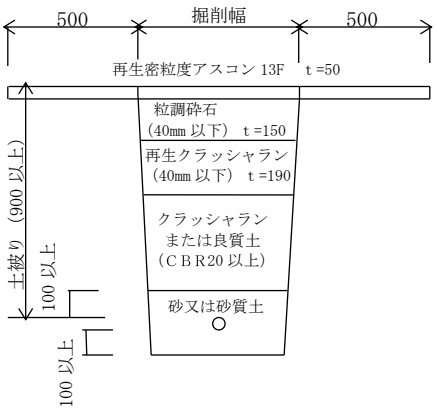

歩 道 部 復 旧

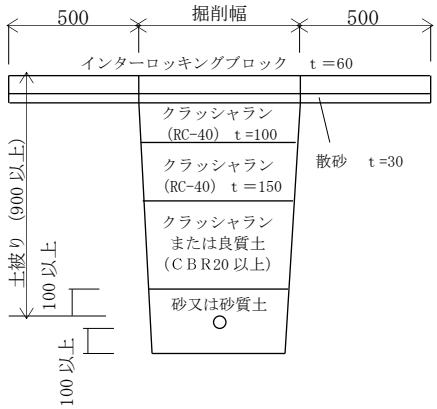

※１　上記に無い幅員の道路等については、別途確認すること。

※２　未舗装道路の復旧断面については、別途確認すること。

※３　舗装の影響幅は0.5ｍを標準とするが、舗装端までの残りの幅が1.2ｍ以下の場合は、その幅を影響幅に含めること。

（３）区画整理事業区域内　（盛岡南新都市（盛南開発））

車 道 部 復 旧

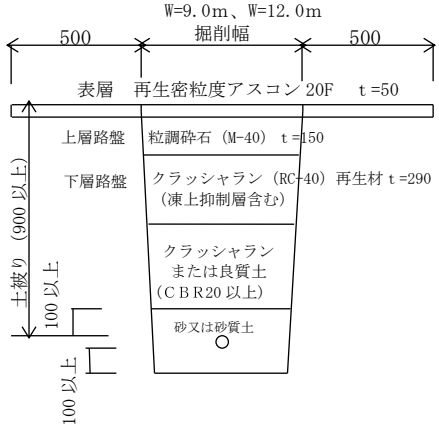

歩 道 部 復 旧

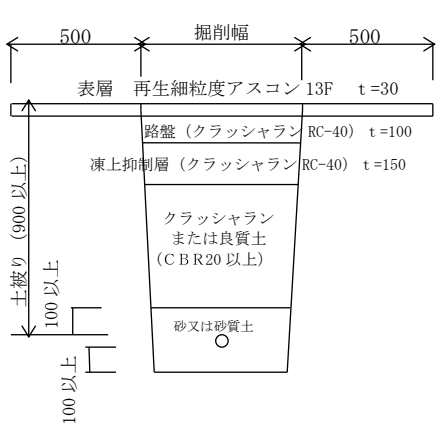

車 道 部 復 旧

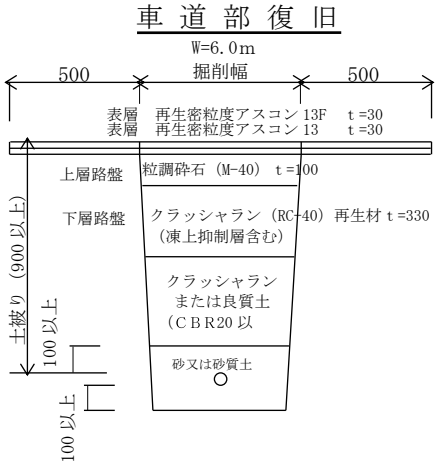

車 道 部 復 旧

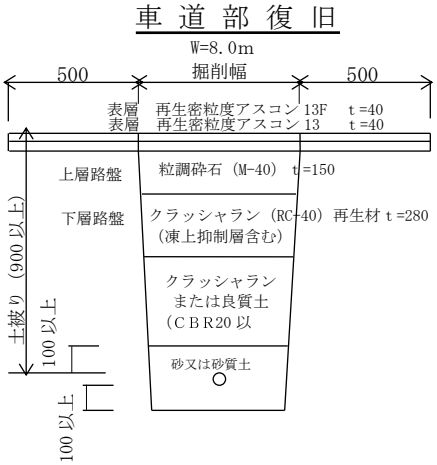

※１　上記に無い幅員の道路等については、別途確認すること。

※２　未舗装道路の復旧断面については、別途確認すること。

※３　舗装の影響幅は 0.5ｍを標準とするが、舗装端までの幅が 1.2m以下の場合は、その幅を影響幅に含めること。

※４　向中野 216・217・218・219 号線については、下図舗装構成により復旧すること。

車 道 部 復 旧

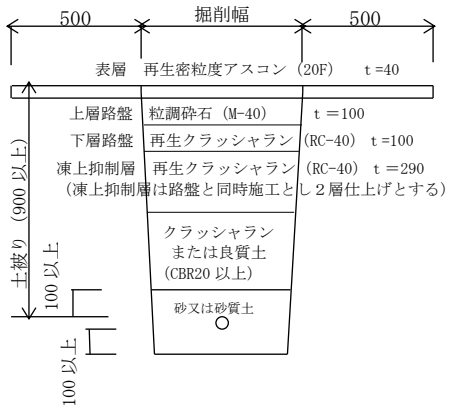

歩 道 部 復 旧

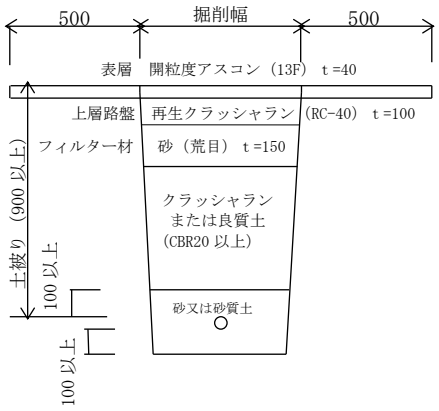

（４）区画整理事業区域内（都南中央第三地区、道明地区）

車 道 部 復 旧

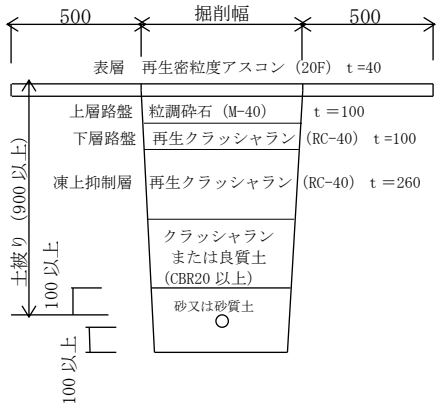

※１　上記に無い幅員の道路等については、別途確認すること。

※２　未舗装道路の復旧断面については、別途確認すること。

※３　舗装の影響幅は 0.5ｍを標準とするが、舗装端までの幅が 1.2ｍ以下の場合は、その幅を影響幅に含めること。

※４　歩道部については、施工区域により舗装構成が異なるため、盛岡南整備課に別途確認すること。

３・２・４　残土処理

給水装置工事の施行によって生じた建設発生土及び建設廃棄物等の不要物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第 137号）及びその他の規定に基づき、工事事業者が責任を持って適正かつ速やかに処理すること。

〈解説〉

1　残土の搬出にあたっては、路面の汚損を防止するとともに、運搬路線は随時点検して路面の清掃を行うこと。また、必要に応じて散水し土砂及び粉塵を飛散させないように適切な措置を行うこと。

３・２・５　舗装の本復旧

1　道路の舗装の本復旧は、次のとおりとすること。

（１）既設舗装部分への影響範囲に舗装切断機を使用し、周りが矩形になるように切断した後、本復旧標準断面図（別図第31）の舗装構成に従い施工する。

（２）舗装の構造に関する技術基準・同解説（日本道路協会)、舗装設計施工指針（日本道路協会)、舗装施工便覧（日本道路協会)、舗装設計便覧（日本道路協会）に準拠すること。

（３）既設の区画線及び道路標示は、原状復旧する。

2　インターロッキングブロック又はカラー舗装等の特殊な舗装の本復旧は、当該道路管理者等の指示に従うこと。

3　舗装道路の本復旧は、埋戻し完了後速やかに行うこと。

〈解説〉

1　道路管理者等から別途道路占用許可条件を付されたときは、必ず遵守すること。

３・２・６　舗装の仮復旧

1　埋戻しを完了した後、舗装道路の本復旧を速やかに実施することが困難な場合は、仮復旧工事を行うこと。

2　仮復旧の表層材は、常温又は加熱アスファルト合材を用い、舗装厚は３㎝以上とし、これにより難い場合は、道路管理者と協議すること。

3　既設の区画線及び道路標示は、仮復旧すること。

4　舗装の本復旧を行うまでは、常にパトロールを実施し、不良箇所が生じた場合又は道路管理者等から指示を受けたときは、直ちに修復を行うこと。

〈解説〉

1　道路管理者等から別途道路占用許可条件を付されたときは、必ず遵守すること。

３・３　給水管の分岐

３・３・１　分岐工事を行う場合等の立ち会い及び届出

１　工事事業者が、配水管等からの分岐又は撤去工事等を行う場合は、管理者が現場で立ち会う。
２　工事事業者が、配水管等からの分岐又は撤去工事、洗管作業を伴う仕切弁先の工事及び凍結工法による工事を行う場合は、あらかじめ分岐等工事着手届（要領様式第13号）を１部提出すること。
３　２の工事のうち、洗管作業を伴う配水管等からの分岐又は撤去工事、不断水工法による分岐工事、洗管作業を伴う仕切弁先の工事及び凍結工法による工事を行う場合は、分岐等工事着手届と併せて施工連絡票（要領様式第14号）を５部提出すること。
４　給水装置工事に伴い、仕切弁の操作が必要となる場合には、給排水課検査係にあらかじめ連絡をすること。

〈解説〉

１　分岐工事又は撤去工事の立ち会いに関する指針（以下「指針」という。）第４に定める要件全てに適合する場合は、当該工事を適切に施工していることが確認できる資料の提出をもって、立ち会いに代えることとする。指針第４に定める要件は次のとおり。

（１）サドル付分水栓による分岐工事であること。

（２）分岐する配水管の種類はダクタイル鋳鉄管であること。

（３）事前調査により、埋設物の種類、布設位置、口径等が明確であること。

２（１）施工希望日の前週の木曜日（木曜日が祝日等の場合には水曜日。）の午後３時までに、給排水課検査係に提出すること。

（２）断水を伴う給水装置工事を行う場合は、施工日について事前に給排水課検査係と調整すること。

（３）日程調整を行い施工日が決定したならば、速やかに住民に周知等を行うこと。

なお、直接関係する断水世帯等へ確実に周知するとともに、騒音、通行制限等を考慮して地区町内や周辺住民等へも広く周知すること。

３　施工連絡票には、施工箇所、断水範囲、操作仕切弁等を記入した住宅地図等及び給水装置工事設計図をＡ４の大きさに折りたたんで添付すること。

４　新たに私幹や給水装置を設置する場合でポリピッグ洗管が必要となる場合も、分岐等工事着手届及び施工連絡票を提出すること。

５　給水装置工事の通水を行う際、配水管、給水管の状況によっては、にごりが発生する場合があることから、必要に応じて上下水道局職員が仕切弁の操作を行う。

６　分岐工事の立ち合いで、仕切弁操作や洗管作業等を行う際に費用が発生する場合があるので、事前に給排水課検査係と打ち合わせること。

３・３・２　給水装置工事に関し技能を有する者の施工・監督

工事事業者は、配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口からメーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。（規則第36条第１項第２号）

〈解説〉

１　給水装置工事に関し技能を有する者とは、次のとおりである。

（１）公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する給水装置工事配管技能検定会の検定合格者。（旧：給水装置工事配管技能者講習会の修了者）

（２）公益財団法人給水工事技術振興財団が認定し発行する給水装置工事配管技能者証（旧：給水装置工事配管技能者認定証）の交付を受けた者。

（３）φ75mm以上の管を布設する場合は、「盛岡市水道工事標準仕様書７章７－１」に定める技能者

３・３・３　給水管の分岐の際の留意事項

給水管の分岐にあたっては、次のことに留意すること。

１　サドル付分水栓又はバルブ付割Ｔ字管を取付ける部分の配水管等は、十分清掃すること。

２　サドル付分水栓は、栓を配水管等に対して垂直に取付けること。また、バルブ付割Ｔ字管は、ゴムリング等に滑材を塗布し、その取出し管を水平に取付けること。

３　サドル付分水栓又はバルブ付割Ｔ字管を取付ける場合は、異物が入らないようにし、ボルトは片締にならないように平均して締付けること。また、締付けるときは、サドル付分水栓又はバルブ付割Ｔ字管を無理に動かさないこと。

４　ダクタイル鋳鉄管からサドル付分水栓で分岐する場合は、穿孔端面に防食のためコアを装着すること。

５　サドル付分水栓は、電食及び腐食の防止のためにポリエチレンシートを使用し、サドル付分水栓全体を覆うように包み込み、確実に防食用ポリ塩化ビニル粘着テープにより密着及び固定すること。（別図第32）

６　耐震継手（ＧＸ形、ＮＳ形等）を使用した配水管から不断水工法で分岐する場合は、耐震型バルブ付割Ｔ字管を使用し、穿孔箇所に防食のためコアを装着すること。

７　非耐震継手（A形、Ｔ形及びK形等）を使用した配水管から不断水で分岐する場合は、バルブ付割Ｔ字管（非耐震型）を使用し、穿孔箇所に防食のためコアを装着すること。ただし分岐する配水管が高級鋳鉄管（ＣＩＰ）の場合は不要とする。

８　バルブ付割Ｔ字管は、配水管等に取付けた後、バルブが全開になっていることを確認し、

穿孔前に水圧テストを行うこと。この場合の水圧テストは、0.75MPaで10分間以上の保持を標準とする。

9　バルブ付割Ｔ字管又はＴ字管は、電食及び腐食の防止のために外面をポリエチレンスリーブで被覆し、防食用ポリ塩化ビニル粘着テープにより確実に密着及び固定すること。

10　穿孔機は、工法に応じて適切なものを選定し、確実に取付けること。また、穿孔する場合に使用するドリルは、穿孔機の仕様及び配水管等の管種並びに管の内面処理に応じて適切なものを使用すること。

11　穿孔は、管の内面被膜等に悪影響を与えないように注意すること。

12　既設配水管から分岐する場合において、掘削範囲内に非耐震継手（A形、Ｔ形及び特殊押輪以外のK形）が露出した場合は、切落すかまたは離脱防止金具を設置すること。

13　既設配水管の継手が耐震継手（ＧＸ形、ＮＳ形等）である場合は、切落すか伸縮防止金具を設置すること。なお、計画の段階で既設管の一体化長さを考慮した分岐位置とすること。（２・４・１〈解説〉（５）参照）

14　Ｔ字管又はチーズによる分岐は、分岐部分の標準配管図（別図第８）によるものとし、管の切断加工及び接合等は、配水管等の管種に適した機械器具を使用すること。

〈解説〉

1　給水管の分岐にあたっては、ガス管等の水道以外の管と誤って接続しないように、明示テープ、消火栓又は仕切弁等の位置の確認、試掘等により当該配水管等であることを確認して施工すること。

別図第32　＜サドル付分水栓等の外面防食＞

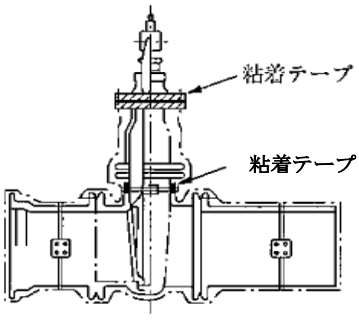

仕切弁

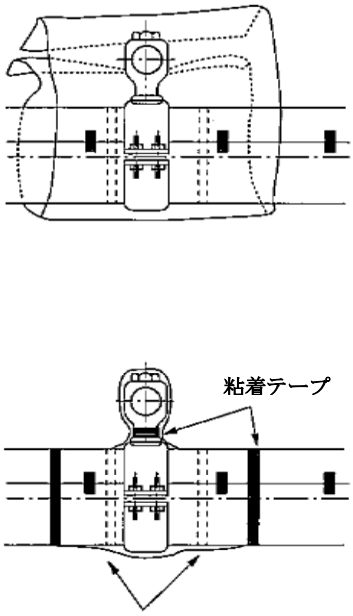

粘着テープ

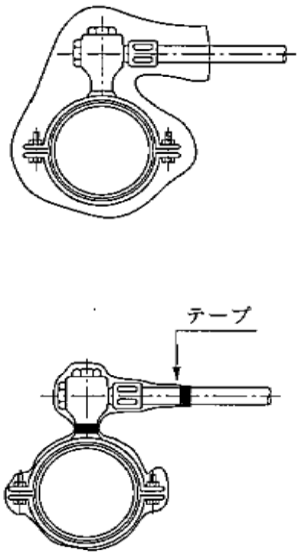

サドル付分水栓

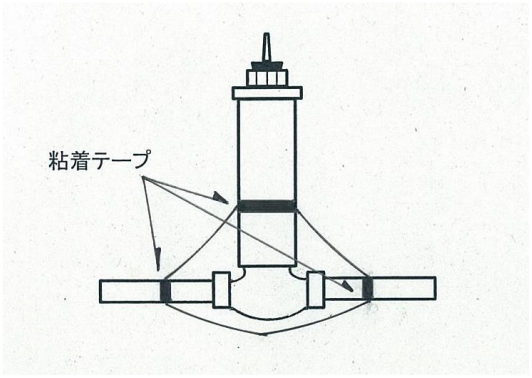

管理用止水栓

３・４　配管

３・４・１　配管施工上の留意事項

配管の施工にあたっては、次のことに留意すること。

1　管に外傷又は亀裂を生じさせないように、ていねいに取扱うこと。

2　管の布設に際しては、管内部に土砂等が流入しないようにすること。

3　管の接合は、給水装置工事の指定材料一覧表（別表第11）によるほか、管種、使用する継手、施工環境、施工技術等を勘案して、最も適切な接合方法を選択すること。

4　管の切断、加工、接合等は、管種に適した機械器具を用いて施工すること。

5　鋳鉄管の切断面には、腐食や赤錆の発生防止のため、水道用ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗料(JWWA K 139)に適合した塗料を塗布し、所定の乾燥時間（別表第21）を確保すること。

6　鋳鉄直管を切断して使用する場合は、施工上やむを得ない場合を除き、長さを１ｍ以上とすること。

7　工事の中断時又は一日の工事終了後には、管の端にプラグ等で栓止めをし、汚水等が流入しないようにする等、衛生面に十分注意すること。

8　管が構造物の基礎又は壁等を貫通する場合は、配管スリーブ等を設け、スリーブと管の間隙を弾性体で充填し、管の損傷を防止すること。(別図第33)

9　配管は、先上がり配管とし、露出の横走り配管については１／100以上の勾配とすること。

10　立ち上がり管及び横走り管は、屈曲部のほか直線部分についても支持金具等で１～２ｍの間隔で固定すること。また、支持金具等は、他の金属と接触することのないようにすること。

11　水圧又は水撃作用等により給水管が離脱するおそれのある箇所には、適切な離脱防止の措置を施すこと。

12　管布設の際は、鋳鉄管及び仕切弁等の付属設備について、電食及び腐食の防止のために外面をポリエチレンスリーブで被覆し、防食用ポリ塩化ビニル粘着テープ及びゴムバンドで確実に密着及び固定すること。また、管軸方向のスリーブのつなぎ部分は、確実に重ね合わせること。(別図第34)

13　管の接合は、それぞれの管種や継手に応じた施工要領（日本ダクタイル鉄管協会等）に基づき行うこと。

14　ダクタイル鋳鉄管の継手接合終了後は、全部のボルトが規定の締付けトルクに達しているかトルクレンチを用いて確認し、「継手チェックシート」を検査申込みの際に提出すること。また、給水装置工事しゅん工図とは別に継手No.を表示した平面図・配管図を作成し、併せて提出すること。

15　ダクタイル鋳鉄管を配管する場合は、ポリピッグ洗管を行うこと。(概ね10m以上の場合)

16　防護管を布設する場合は、土砂等が流入しないように端部を処理すること。

17　改造工事等により不要となった既設配管を撤去とする場合には、「掘上撤去」または「残

置」としゅん工図に記載するとともに、申請者及び土地所有者にその状況を十分説明すること。

〈解説〉

3（1）生曲げ配管を行う場合に、トーチランプ等の炎をあてて曲げ加工をしないこと。
（2）曲げ配管が不適切な場合は、エルボを使用すること。

14　「継手チェックシート」については、「10　参考資料」を参照のこと。

17　将来の土地利用等で問題が発生しないよう、適切に対処すること。特に他人の土地に埋設されている管を撤去する場合に留意すること。

別表第22　＜乾燥時間＞

気温	乾燥時間
10℃	30分以上
20℃・30℃	15分以上

別図第33　＜配管スリーブの設置＞

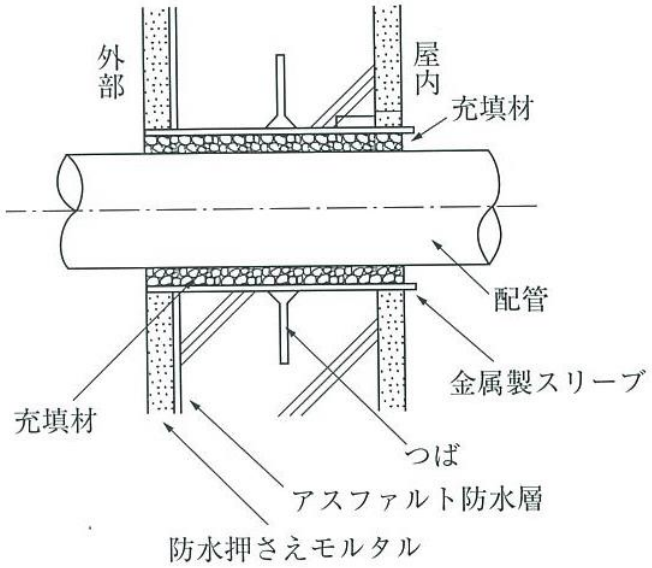

別図第 34　＜ポリエチレンスリーブ施工図＞

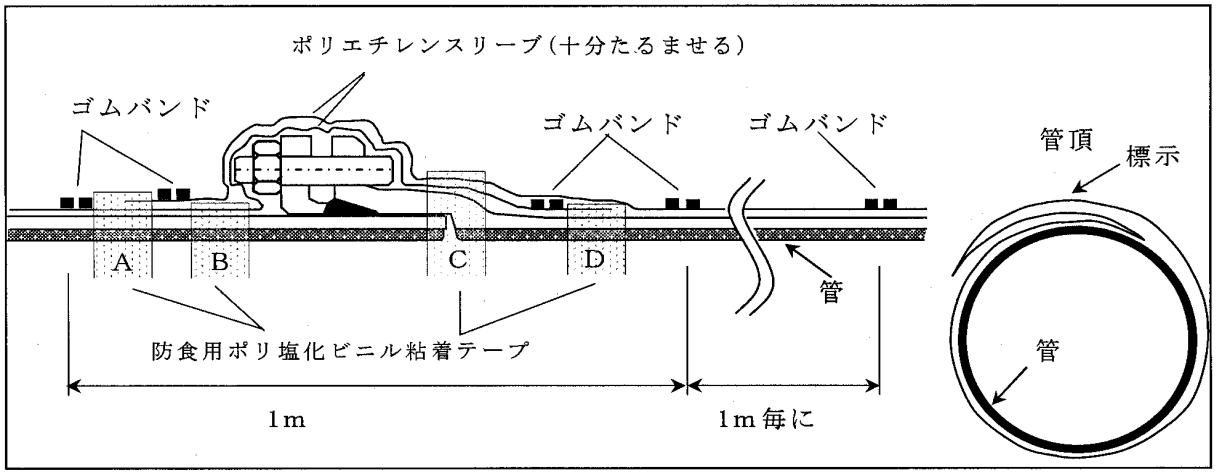

※1　ポリエチレンスリーブは、鋳鉄管に密着させて折り重ね部（3重部）及び標示部が管頂にくるようにすること。

※２　管の継手部分等においては、ポリエチレンスリーブを十分にたるませること。

※３　ポリエチレンスリーブ端部となるＡ･Ｄ及びＢ･Ｃは、ゴムバンドの他、防食用ポリ塩化ビニル粘着テープでしっかり固定し、地下水の浸入を防止すること。

※４　直管部は、１ｍごとにゴムバンドで固定すること。

※５　エポキシ樹脂紛体塗装の水道用ダクタイル鋳鉄管に用いる場合は「紛体塗装管」と表示されたポリエチレンスリーブを使用し、それ以外の場合は口径のみを記載したポリエチレンスリーブを使用すること。

３・４・２　撤去工事の施工

撤去工事は、次によること。

1　給水管の分岐部分がチーズ、Ｔ字管又はバルブ付割Ｔ字管の場合は、当該チーズ、Ｔ字管又はバルブ付割Ｔ字管を撤去し、直管に布設替えすること。ただし、これによりがたい場合は、管理者と協議すること。

2　給水管の分岐部分がサドル付分水栓の場合は、当該分水栓を閉とし、給水管との継手部分を取外し、上部と側部のキャップ止めを行うこと。

3　給水管の分岐部分が建込式分水栓の場合は、コマで閉栓した後に上部を取外し、キャップ止めを行うこと。

4　撤去後は、電食及び腐食の防止のために管及びサドル付分水栓等の外面をポリエチレンスリーブで被覆し、防食用ポリ塩化ビニル粘着テープ及びゴムバンドで確実に密着及び固定すること。

5　撤去工事により不要となった既設配管を残置する場合には、しゅん工図に記載するとともに申請者及び土地所有者にその状況を十分説明すること。

〈解説〉

1　不要となった給水装置を放置することは、配水管等への水質の影響、漏水事故等を引き起こすおそれがあることから、配水管等の分岐部から撤去すること。

5　将来の土地利用等で問題が発生しないよう、適切に対処すること。特に他人の土地に埋設されている管を撤去する場合に留意すること。

３・５　弁、栓、メーター及び筐等の設置

３・５・１　仕切弁、止水栓及び筐の設置

仕切弁、止水栓及び筐の設置は、次によること。

１　仕切弁及び筐の設置

（１）仕切弁は、底部に仕切弁台を設置のうえ、前後の給水管の管種に適した継手で接合するものとし、垂直に設置する。(別図第35)

（２）仕切弁筐は、基礎を十分締固め、仕切弁筐台を設置し、その上に筐を設置する。(別図第35)

（３）仕切弁筐は、スピンドルが中心にくるように据付け、かつ据付高さは地盤高に合わせる。

（４）仕切弁筐は、舗装仕上がり面より高くしないこと。段差を５ｍｍ以内とすること。

２　管理用止水栓及び筐の設置

（１）止水栓は、前後の給水管の管種に適した継手で接合するものとし、垂直に設置する。

（２）止水栓筐は、基礎を十分締固めて設置し、スピンドルが中心にくるように据付け、かつ据付高さは地盤高に合わせる。

（３）電食等の恐れのある場所においては、管理用止水栓をポリエチレンシートで覆うように包み込み、防食用ポリ塩化ビニル粘着テープで確実に密着及び固定する。

（４）止水栓筐の蓋の向きは、流水方向を標準とする。(下図参照)

（５）予定栓とする場合、キャップ止は行わず流出側をビニールテープ巻きとする。

３　メーター直結止水栓は、メーター前後の標準配管図（別図第15）のとおり接合し、水平に設置する。

〈解説〉

１　（１)仕切弁筐については、給水装置工事の指定材料一覧表（別表第 11）を参照のこと。

２　（２)止水栓筐には、スピンドルが中心にくるようにスペーサーを使用すること。

その際、スペーサーはスピンドル上部から 10ｃｍ程度に設置すること。(下図参照)

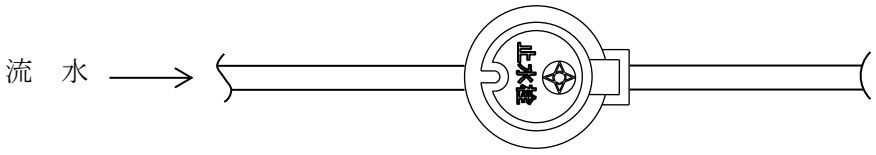

（５)通水が確認できるようにしておくこと。

別図第 35　＜仕切弁標準図＞

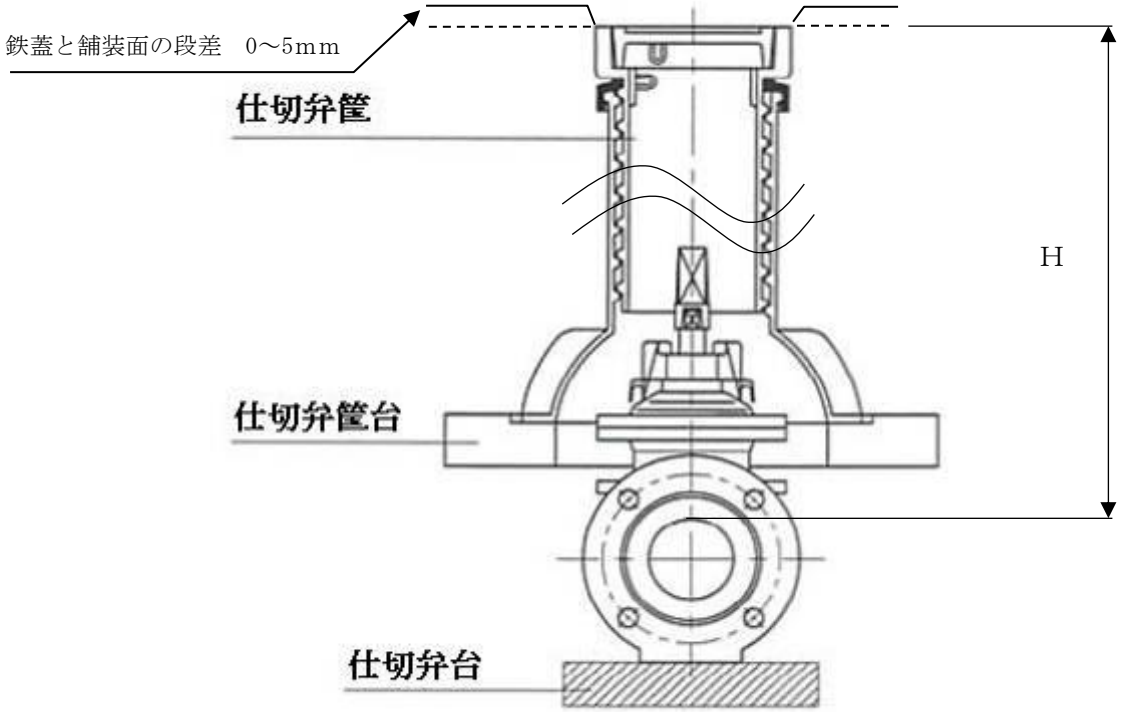

埋設深　H（m）	仕切弁筐
0.9	Ａ１Ｓ
1.2	Ａ１Ｌ

３・５・２　メーター及びメーターボックスの設置

メーター及びメーターボックスの設置は、次によること。

1　メーターを取付ける前に管内を洗浄し、メーターに表示されている流入方向の矢印を確認して水平に設置すること。

2　電子メーターの遠隔指示装置への電送のための配線は、合成樹脂の可とう管に入れ、水等の侵入を防止すること。

3　メーターボックスは、水平に設置し、据付高さは地盤高に合わせること。

4　メーターボックス内に土砂が流入しないように、土留板等でふさぐこと。

5　メーターボックス蓋の裏面には、水栓番号等を明記すること。（別図第 36）

6　メーターの逆取付や不進行を回避するため、

①　通止水に伴うメーターパイロットの回転・停止を確認すること。

②　通水によりメーター指針が順（正）進することを確認すること。

〈解説〉

1　メーターボックスの中に雨水等が流入しないように、地盤高より低くしないこと。

2　メーターボックスが凍上等により浮き上がらないように、設置する地盤及びメーターボックスの周囲を十分につき固めること。また、メーターボックスの接合部（調整枠、底板）から土砂が侵入しないように、プッシュリベットでしっかり連結すること。（別図第 37）

3　メーターボックス上をやむを得ず車両が通行するような場合は、鉄製蓋等の使用も検討すること。

別図第 36　＜メーターボックス蓋裏面図＞

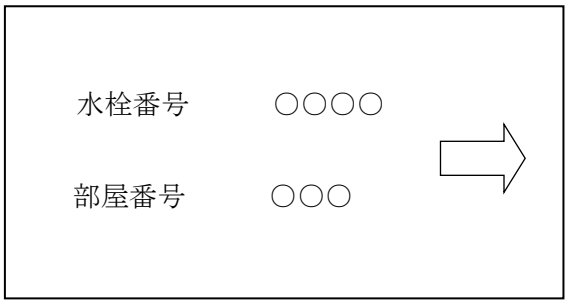

※　共同住宅の場合は、水栓番号のほかに部屋番号を記載すること。

※　流水方向を表示すること。（右側または左側に記載すること）

※　矢印の記載例

別図第 37

メーターボックスの調整枠と底板の連結について

プッシュリベットで 、確実に連結すること。

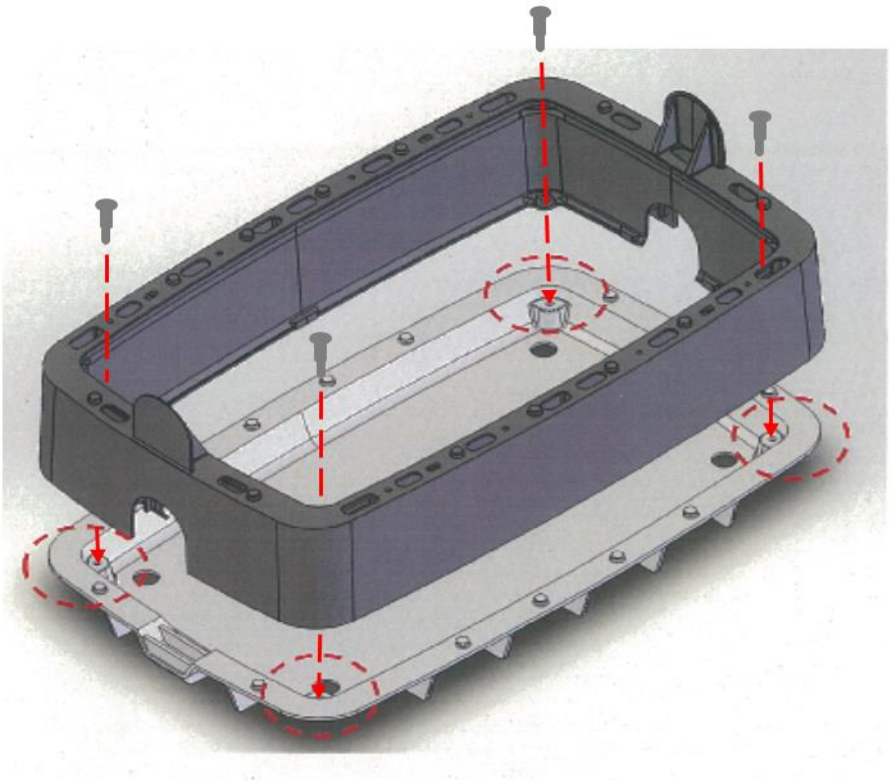

３・６　給水管等の明示

３・６・１　給水管等の明示

給水管等の明示は、次によること。

１　給水管の明示

（１）道路内にφ50 ㎜以上のダクタイル鋳鉄管を布設する場合は、他の埋設物との誤認及び事故回避のため、明示テープを貼る。

（２）道路内にφ50㎜以上の給水管を布設する場合は、埋設標識シート標準断面図（別図第38）により、車道・歩道共に土被り60㎝程度の位置（下層路盤の下側等）に埋設標識シートを設置する。

（３）道路内にφ20～50ｍｍの高密度ポリエチレン管を布設する場合は、管上部に管探知ワイヤを設置する。設置する区間は、分岐箇所からメーターボックス内のメーター直結止水栓手前までとする。

（４）給水管の分岐位置は、３点以上のオフセット測量を行い、位置を明らかにする。

（５）敷地が広く、将来の給水装置の維持管理に支障をきたすおそれがある場合は、給水管の埋設位置について３点以上のオフセット測量を行い、位置を明らかにする。また、この場合、明示杭も併せて設置することが望ましい。

２　管理用止水栓、仕切弁、消火栓、排水弁、空気弁等は、３点以上のオフセット測量を行い、位置を図面上で明らかにする。

３　バルブ付割Ｔ字管の埋設表示

市道内にバルブ付割Ｔ字管を設置する場合は、他工事によるバルブ付割Ｔ字管の破損防止のため、バルブ上端に埋設表示を設置する。

〈解説〉

１（２）埋設標識シート標準断面図（別図第38）を参照のこと。

（３）管探知ワイヤは、予定栓やメーターボックスまで設置し、予定栓の場合はワイヤ設置が確認できるようにスリット部から上に出し、ワイヤ端部を青色キャップ止め（付属品）とすること。メーターボックスの場合は内部からワイヤ設置が確認できるようにワイヤ端部を青色キャップ止め（付属品）とすること。ワイヤをスピンドル等に何重にも巻かないこと。

（下図参照）

上から青色キャップ止めが確認できること。

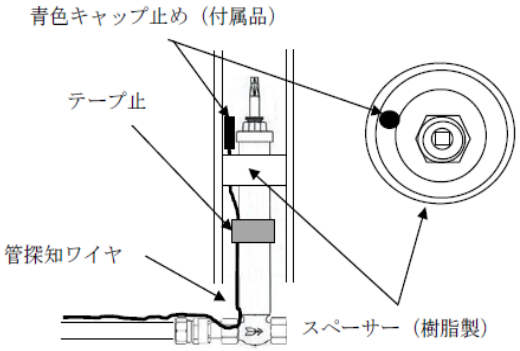

予定栓の場合

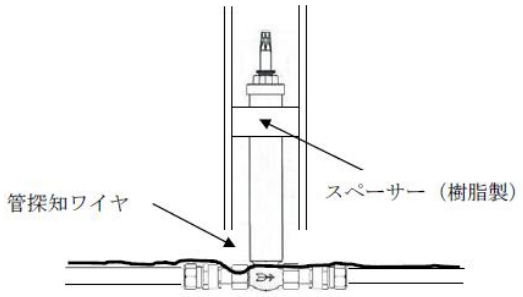

専用栓の場合

2　予定栓を設ける場合は、止水栓の位置を明確にするために水色の明示杭を設置することが望ましい。

3　バルブ埋設表示の設置参考図（別図第 39）を参照のこと。

別図第 38　＜埋設標識シート標準断面図＞

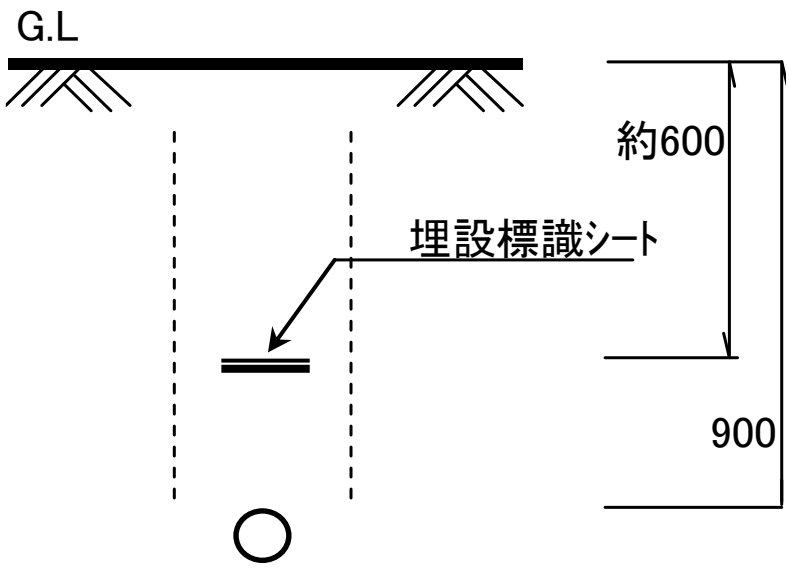

給水管（φ50 ㎜以上 ）

別図第 39　＜バルブ埋設表示の設置参考図＞

（不断水バルブが仕切弁タイプ，埋設深さ0．9m）

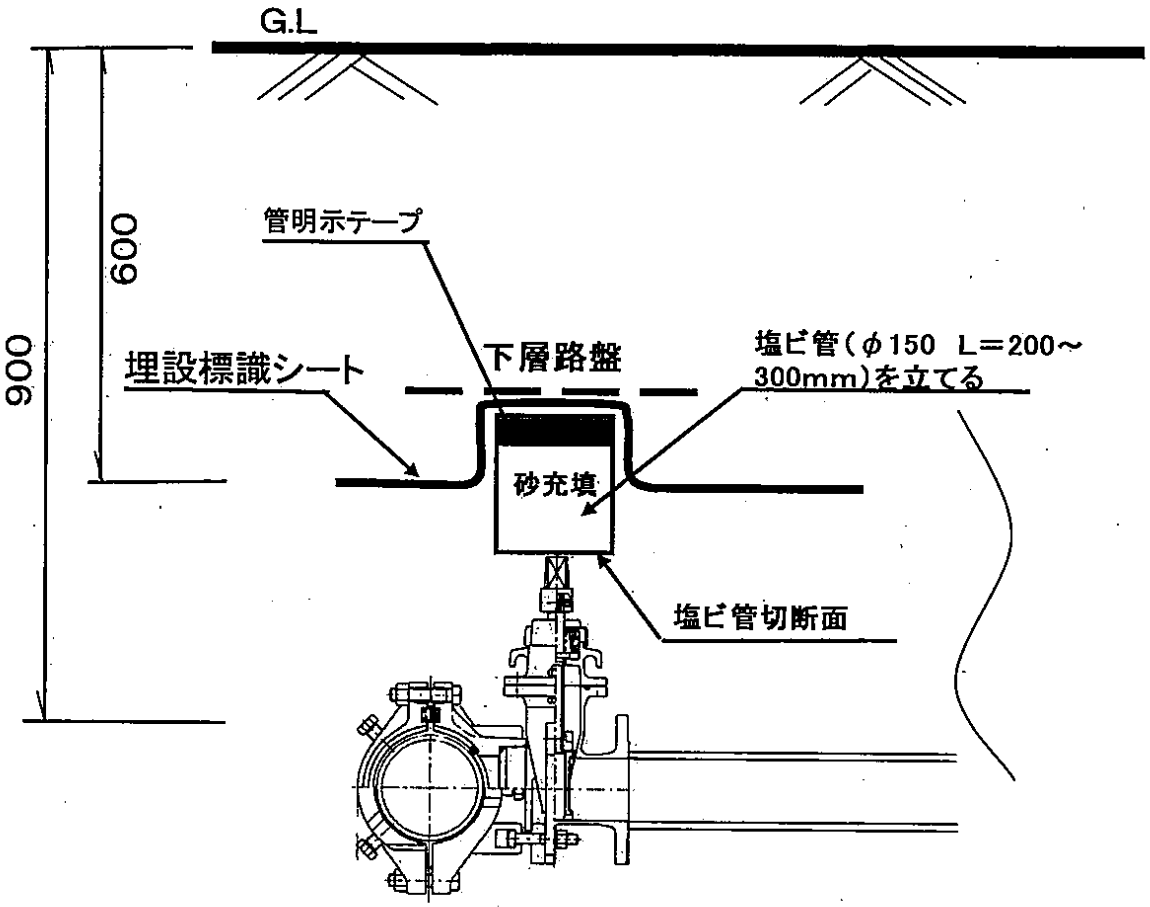

※１　埋設標識シートの土被りは、600 ㎜以上確保すること。

※２　道路路盤の中に塩ビ管及び埋設標識シートを設置しないこと。

※３　設置対象道路は、市道とする。市道以外については設置しないこと。

4　申込み等の手続と設計審査

4・1　申込み等の手続と設計審査

4・1・1　給水装置工事の手続

1　給水装置工事の手続は、給水装置工事の手続フロー（別図第40）のとおりである。 2　工事事業者は、給水装置工事台帳チェックリスト（参考）（別表第22）等を作成し、手続状況を確認すること。

〈解説〉

1　給水装置工事の申込み手続等は、工程管理の中で重要であることから、申請等に漏れのないように、給水装置工事台帳チェックリスト等を作成し、手続状況等の確認に努めること。

別図第40　＜給水装置工事の手続フロー＞

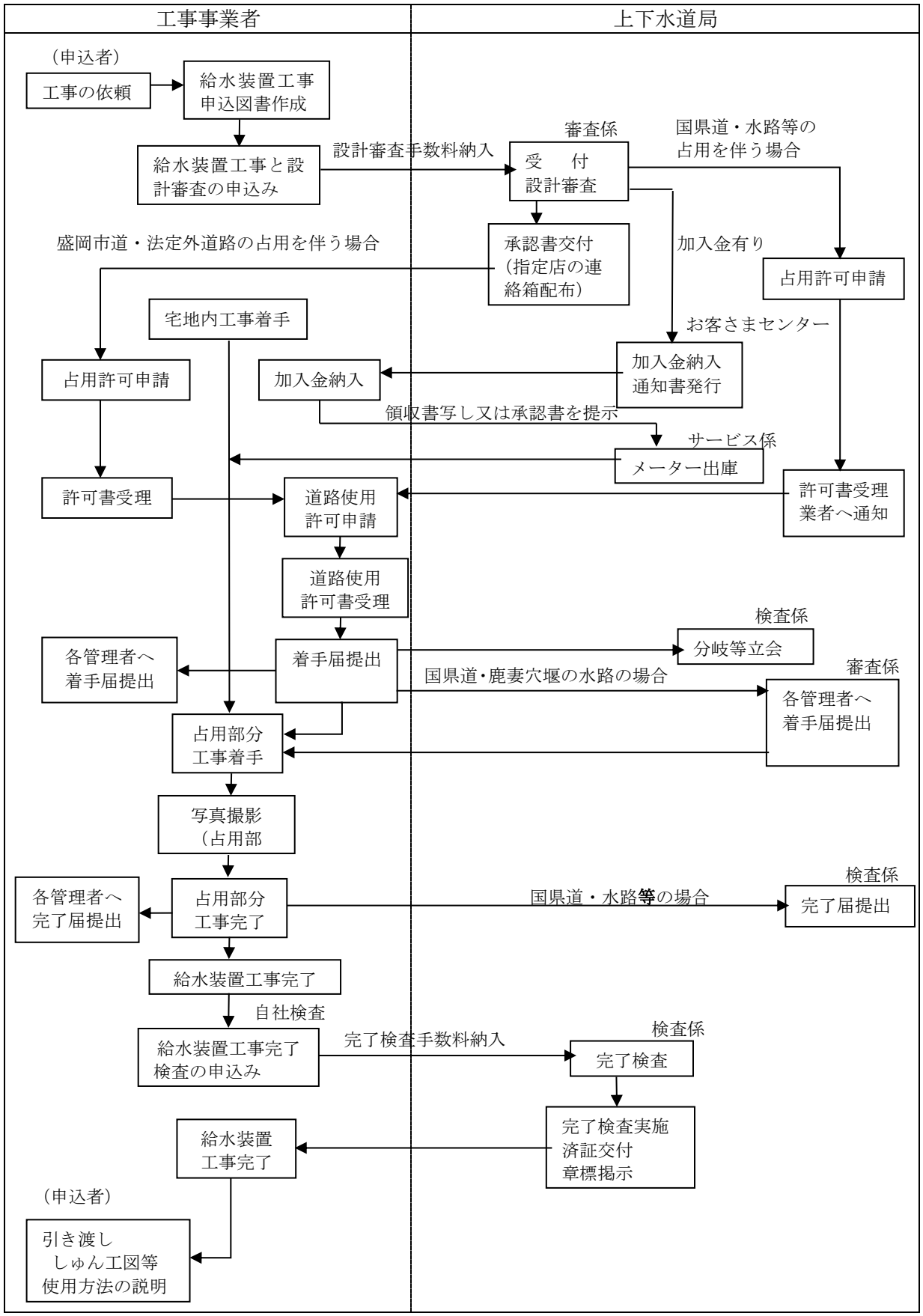

※　中高層建物直結給水の場合は、給水装置工事の申込み前に、事前協議が必要となります。

別表第22　＜給水装置工事台帳チェックリスト（参考）＞

申請者名	工事発注会社	工事担当主任技術者名	工事着手竣工予定日	工事種別（申請件数）	工事内容	部分施行提出月日	工事申請		工事承認			工事着手	工事完了	竣工検査	
申請地	建築工程調整確認日						月日	確認印	栓種番号（収受番号）	月日	確認印	月日	月日	月日	確認印
				新設（　　件） 改造（　　件） 撤去（　　件）	臨時給水　（有り・無し） 加入金　　（有り・無し） 道路占用　（有り・無し） 工事負担金（有り・無し）										
				新設（　　件） 改造（　　件） 撤去（　　件）	臨時給水　（有り・無し） 加入金　　（有り・無し） 道路占用　（有り・無し） 工事負担金（有り・無し）										
				新設（　　件） 改造（　　件） 撤去（　　件）	臨時給水　（有り・無し） 加入金　　（有り・無し） 道路占用　（有り・無し） 工事負担金（有り・無し）										
				新設（　　件） 改造（　　件） 撤去（　　件）	臨時給水　（有り・無し） 加入金　　（有り・無し） 道路占用　（有り・無し） 工事負担金（有り・無し）										
				新設（　　件） 改造（　　件） 撤去（　　件）	臨時給水　（有り・無し） 加入金　　（有り・無し） 道路占用　（有り・無し） 工事負担金（有り・無し）										
				新設（　　件） 改造（　　件） 撤去（　　件）	臨時給水　（有り・無し） 加入金　　（有り・無し） 道路占用　（有り・無し） 工事負担金（有り・無し）										
				新設（　　件） 改造（　　件） 撤去（　　件）	臨時給水　（有り・無し） 加入金　　（有り・無し） 道路占用　（有り・無し） 工事負担金（有り・無し）										
				新設（　　件） 改造（　　件） 撤去（　　件）	臨時給水　（有り・無し） 加入金　　（有り・無し） 道路占用　（有り・無し） 工事負担金（有り・無し）										
				新設（　　件） 改造（　　件） 撤去（　　件）	臨時給水　（有り・無し） 加入金　　（有り・無し） 道路占用　（有り・無し） 工事負担金（有り・無し）										
				新設（　　件） 改造（　　件） 撤去（　　件）	臨時給水　（有り・無し） 加入金　　（有り・無し） 道路占用　（有り・無し） 工事負担金（有り・無し）										
				新設（　　件） 改造（　　件） 撤去（　　件）	臨時給水　（有り・無し） 加入金　　（有り・無し） 道路占用　（有り・無し） 工事負担金（有り・無し）										

４・１・２　給水装置工事の申込み

１　給水装置工事をしようとする者は、給水装置工事申込書に必要な書類を添付して申し込むこと。

申込みに必要な書類は、次のとおりである。

（１）給水装置工事申込書（施行規程様式第１号）

（２）給水装置所有者変更届（施行規程様式第18号）

（３）給水装置共同所有者届（要領様式第１号）

（４）給水装置工事申込者代理人選定届（施行規程様式第４号）

（５）特別計量栓撤去誓約書（要領様式第２号）

２　申込みを省略できる給水装置工事に該当する場合を除く。

〈解説〉

１　給水装置工事の申込みは、工事の委任を受けた工事事業者が行うこと。

（１）　業態については、盛岡市水道給水装置の用途の認定基準を参考に記入すること。（「10　参考資料」を参照のこと。）

（２）給水装置所有者が変更となる場合、又は変更となっていたが届出されていなかった場合に提出すること。（施行規程第18条）

（３）給水装置の一部又は全部を共同所有する場合に提出すること。

（４）給水装置工事の申込者が市内に居住ないときに、管理者から請求があった場合は提出すること。

（５）特別計量栓の工事を申込む場合に提出すること。

２　申込みを省略できる給水装置工事については、「４・２　申込みを省略できる給水装置工事」を参照のこと。

３　漢字は楷書とする等、文字等は明瞭に記入すること。

４　申請時の添付図書チェックリスト（参考様式第２号）を活用すること。

４・１・３　給水装置工事設計審査の申込み

１　工事事業者が、給水装置工事の設計審査を受けようとする場合は、給水装置工事の申込みと同時に、給水装置工事設計審査申込書のほか必要な書類に設計審査手数料を添えて申し込むこと。

２　申込みに必要な書類は、次のとおりである。

（１）給水装置工事設計審査申込書（施行規程様式第５号）

（２）給水装置工事設計審査手数料内訳書（要領様式第３号）

（３）給水装置工事設計図（要領様式第25号）

（４）給水装置工事使用材料一覧表（要領様式第４号（その1））
（５）加入金納付書送付先届（要領様式第５号）
（６）占用許可申請用図書（要領様式第27号等）
（７）給水装置の水理計算書及び計画一日使用水量算定資料
（８）給水装置の分岐同意書の写し
（９）給水装置の土地使用同意書の写し
（10）中高層建物直結給水事前協議回答書の写し
（11）その他管理者が必要と認めた書類

〈解説〉

1　ア　午前９時から12時および午後１時から３時までに給排水課審査係に申し込むこと。
　イ　申請にあたっては最新の様式を使用すること。

2（１）業態については、盛岡市水道給水装置の用途の認定基準を参考に記入すること。（「10　参考資料」を参照のこと。）

（２）ア　給水装置工事設計審査手数料内訳書（要領様式第３号）は、管理者が印刷作製したものを使用すること。
　イ　設計審査手数料は、「１・６　加入金・手数料」を参照のこと。
　ウ　電子申請の場合は、電子申請を行った後に給排水課審査係の確認を受けてから設計審査手数料を支払うこと。

（３）給水装置工事設計図の作成方法は、「６　給水装置工事図の作成」を参照のこと。

（４）ア　分岐からメーターまでの使用材料一覧表（その１）を提出すること。
　イ　なお、メーター先に特殊な給水用具を使用する場合は、認証品であることを証する書類を添付すること。

（５）ア　給水装置の新設又は増径（給水装置の改造でメーターの口径の増大を伴うものをいう。）する場合に提出すること。
　イ　加入金は、「１・６　加入金・手数料」を参照のこと。

（６）道路・水路等を占用する場合に提出すること。
　ただし、法定外道路、盛岡市道及び河川水路で盛岡市建設部河川課所管のものは個人申請となるので、確認用図面(占用許可申請図)の提出とする。
　ア　占用許可申請図の作成方法及び提出部数等については、「７　占用許可申請図の作成」を参照のこと。
　イ　工程上の理由等により給水装置工事設計審査の申込みと別に提出する場合は、施工日程に合わせて提出すること。その場合は、給水装置工事承認書の写しを添付すること。
　ウ　メーター先の占用申請は申請者から直接、各管理者へ提出すること。

（７）ア　水理計算は最高地点と最遠地点からの損失水頭を計算し、大きい方を提出する。

イ　次の場合は水理計算書の提出を省略することができる。

（ア）　給水栓数や給水栓の高さ、給水管の延長が標準的な２階建て以下の直結直圧式の戸建て住宅等。

（イ）　２階に直圧式トイレ（作動水圧0.05MPaを超えないもの）を設置する場合。（ただしその場合は、作動水圧を確認できる資料（カタログ、仕様書等）を提出すること。

（ウ）　その他管理者が省略を認めた場合

ウ　２階に作動水圧0.05MPaを超えるトイレ（直圧式トイレ、フラッシュバルブ式トイレ、センサー式トイレ等）を設置する場合は、水理計算を行うこと。

（８）、（９）「１・５　給水装置工事の施行」の第２項に該当する場合に提出すること。

（11）「４・１・12　給水装置工事の事前着工」に基づき部分施行を行った場合は、その承認書の写しを提出すること。

３　漢字は楷書とする等、文字等は明瞭に記入すること。

４　「鉛製給水管布設替え工事費補助金」「私設配水管等設置費補助金」「給水装置工事資金融資」の申込みは、工事の承認後に行うこと。ただし、「盛岡市鉛製給水管布設替え工事費補助金交付要綱」第２第５号の規定による軽微な修繕工事は除く。

４・１・４　給水装置工事及び給水装置工事設計審査の一括申込み

給水装置工事の申込み及び給水装置工事設計審査の申込み（以下「給水装置工事等の申込み」という。）については、次のとおり一括申込みができる。

１　連合栓となる集合住宅等（事務所・テナント等を含む）の場合

（１）次の全てに該当する場合は、一括申込みができる。

ア　申込者及び工事事業者がそれぞれ同一であること。

イ　一棟ごとの申込みであること。

ウ　同時に検査を受けるものであること。

（２）給水装置工事等の申込みは、「４・１・２」及び「４・１・３」によるほか、次のとおりとすること。

ア　給水装置工事申込書及び給水装置工事設計審査申込書は、各一通にまとめて記載する。

イ　給水装置工事一覧表（要領様式第６号）を添付する。

ウ　加入金納付書送付先届は、新設及び改造工事ごとに各一通にまとめて記載する。

エ　給水装置工事設計審査手数料内訳書（要領様式第３号）は、給水装置工事の設計審査手数料区分別にまとめて記載する。

２　同一場所で臨時用と一般用の給水装置が必要な場合

（１）次の全てに該当する場合は、一括申込みができる。

ア　申込者及び工事事業者がそれぞれ同一であること。

イ　一般住宅又は集合住宅等（事務所・テナント等を含む）の申込みであること。

ウ　配水管等からの分岐が一箇所の申込みであること。

エ　メーター口径が、臨時用と一般用で同一であること。

（2）給水装置工事等の申込みは、1（2）の規定を準用する。ただし、単独栓の場合は、給水装置工事一覧表の添付を不要とする。

（3）一般用の工事は臨時用の工事の完了検査前であっても着手できる。

3　複数の予定栓を設ける場合

（1）次の全てに該当する場合は、一括申込みができる。

ア　申込者及び工事事業者がそれぞれ同一であること。

イ　宅地開発等で、設置場所が近接していること。

ウ　同時に検査を受けるものであること。

（2）給水装置工事等の申込みは、1（2）ア、エの規定を準用するほか、予定栓一覧表（要領様式第7号）を添付すること。

〈解説〉

2　臨時用又は一般用とは、給水装置工事申込みにおける用途区分が、臨時用又は一般用である工事をいう。（条例第28条第1項第2号参照）

（3）ア　便宜上、申込みについて一括して受付けて承認するものであるが、臨時用の工事の完了検査前であっても、次の改造工事に着手できることとする。

イ　臨時用の検査はしゅん工後速やかに受けること。

4・1・5　設計審査

「4・1・2」及び「4・1・3」に規定する給水装置工事等の申込みにより提出された書類が、条例、施行規程、本要領等に適合しているか審査する。

〈解説〉

1　給水装置の構造および材質が、政令第6条の基準に適合していることを審査する。

2　給水装置の配水管の取付け口から水道メーターまでの材料、工法、工期その他の工事上の条件に関する指定事項に適合していることを審査する。

3　給水装置工事の申込みに必要な書類及び図面等が、適正であるか審査する。

4・1・6　給水装置工事及び給水装置工事設計審査の承認

1　管理者は、給水装置工事の申込みが設計審査の結果適当と認めたときは、給水装置工事承認書を申込者に交付する。

２　管理者は、給水装置工事設計審査の申込みが設計審査の結果適当と認めたときは、給水装置工事設計審査承認書を工事事業者に交付する。

〈解説〉

１　給水装置工事承認書は、工事の委任を受けた工事事業者に交付するが、申込者に引き渡すこと。

４・１・７　主任技術者の変更の届出

工事事業者は、給水装置工事設計審査承認書の交付を受けた後に、当該給水装置工事の主任技術者を変更したときは、給水装置工事主任技術者変更届（要領様式第19号）を提出すること。

〈解説〉

１　給排水課検査係に提出すること。

４・１・８　設計変更の場合の給水装置工事設計審査の申込み

１　工事事業者は、給水装置工事設計審査承認書の交付を受けた後に、次のいずれかの設計変更をしようとする場合は、当該給水装置工事の着手前に、再度給水装置工事設計審査の申込みをすること。

（１）給水方式を変更する場合

（２）配水管等からの分岐位置を、２ｍを超えて変更する場合

（３）配水管等からの分岐工法又は口径を変更する場合

（４）メーター位置を、２ｍを超えて変更する場合

（５）メーター口径を変更する場合

（６）分岐対象管を変更する場合

（７）用途区分を変更する場合

（８）配管経路または配管方法を変更する場合

（９）２階のタンク式トイレを、直圧式トイレに変更する場合

(10) 特殊器具を追加する場合

(11) その他管理者が必要と認めた場合

２　工事事業者は、給水装置工事設計審査申込書のほか、必要な書類に給水装置工事の設計審査手数料を添えて申し込むこと。

申込みに必要な書類は、次のとおりである。

（１）給水装置工事設計審査申込書（施行規程様式第５号）

（２）給水装置工事設計審査手数料内訳書（要領様式第３号）

（３）給水装置工事設計変更図（要領様式第25号）

（４）給水装置工事使用材料一覧表（要領様式第４号（その1））
（５）その他管理者が必要と認めた書類

〈解説〉

1　工事完了日の変更がある場合にはその旨を記載すること。

（２）施工前に審査係と協議すること。

（８）先分岐方式をヘッダ方式に変更する場合、またはヘッダ方式を先分岐方式に変更する場合を含む。

（９）申込み時に、水理計算書を添付すること。なお、最低必要水圧が0.05ＭＰａである直圧式トイレに変更する場合は、タンク式トイレと同等の取り扱いとし設計変更は不要とするが、事前に資料（カタログ、仕様書等）を提出すること。

2　午後３時までに給排水課審査係に申し込むこと。

（４）使用材料が変更となる場合に提出すること。

（５）ア　加入金が増減する場合

（ア）当初の加入金が納付済みのときは加入金納入通知書兼領収書の写しを、未納のときは加入金納付書を添付すること。

（イ）変更後の加入金納付書送付先届（要領様式第５号）を添付すること。

イ　加入金が不要となる場合

加入金が納付済みのときは加入金納入通知書兼領収書の写しを、未納のときは加入金納付書を添付すること。

４・１・９　給水装置工事の取消し

1　申込者が申込みを行った給水装置工事を取り消したい場合は、給水装置工事取消届（施行規程様式第３号）を提出すること。

〈解説〉

1　承認を受けた後に取消したい場合は、給水装置工事承認書及び給水装置工事設計審査承認書を添えて提出すること。

2　加入金を伴う給水装置工事については、加入金が納付済みのときは加入金納入通知書兼領収書の写し及び加入金還付申出書を、未納のときは加入金納付書を添付すること。

４・１・10　占用許可の変更及び取消し

1　工事事業者は、給水装置工事の工期延期又は設計変更等の理由により、管理者の取得した占用許可の内容を変更する場合は、その旨を管理者に報告し、占用許可変更（取消）願（要領様

式第23号)、占用許可申請図（要領様式第27号）等を速やかに提出すること。

2　工事事業者は、給水装置工事の取消し又は工期延期等の理由により、管理者の取得した占用許可を取り消す場合は、その旨を管理者に報告し、占用許可変更（取消）願（要領様式第23号）を速やかに提出すること。

〈解説〉

1　占用許可の内容を変更することのないように、適正に工程等の管理を行うこと。

2　占用許可変更（取消）願（要領様式第23号）の提出は、許可を受けた工事期間内に提出すること。

4・1・11　占用許可の完了の届出等

工事事業者は、管理者の取得した占用許可の内容を完了したときには、すみやかに完了届及び施工状況の写真を２部、検査係へ提出すること。

〈解説〉

給水装置工事全体の完了が未了でも、提出すること。

4・1・12　給水装置工事の事前着工

工事事業者が、やむを得ない理由により給水装置工事等の申込みの前に当該給水装置工事の一部を施行したい場合は、給水装置工事部分施行願（要領様式第９号）に必要な書類を添付して申し込むこと。

申込みに必要な書類は、次のとおりである。

1　給水装置工事部分施行願（要領様式第９号）

2　給水装置工事設計図（要領様式第25号）

3　給水装置工事使用材料一覧表（要領様式第４号（その1））

4　その他管理者が必要と認めた書類

〈解説〉

1　給水装置工事の事前着工とならないように、適正に工程等の管理を行うこと。

2　やむを得ない理由とは、先行する工事が検査前である場合等をいう。

3　事前に給排水課審査係に協議すること。

4　給水装置工事設計審査の申込みを行う際に、承認書の写しを添付すること。

4・1・13　口径変更の届出

工事事業者は、メーター口径の変更を伴う給水装置工事を行う場合は、口径変更届（要領様式

第８号）を提出すること。

〈解説〉

１　検査を受ける前に、工事事業者がお客さまセンターに提出すること。

２　検査の際に確認を行うので、提出漏れがないようにすること。

４・１・14　しゅん工予定日の変更

工事事業者がしゅん工予定日を延期したい場合は、給水装置工事しゅん工予定日変更届（要領様式第18号）を提出すること。

〈解説〉

１　給排水課検査係に提出すること。

４・２　申込みを省略できる給水装置工事

４・２・１　給水装置工事申込みを省略できる工事の範囲

１　次に該当する改造工事は、給水装置工事の申込みを省略することができる。

（１）メーター下流側の部分的な改造工事

ア　新たに散水栓を設置する工事

イ　既設の散水栓を交換又は撤去する工事

ウ　屋内立ち上がり管から分岐し、元止め式の給湯器具及び給水栓・弁類を設置する工事

エ　屋内立ち上がり管から分岐されている元止め式の給湯器具及び給水栓・弁類を撤去又は交換する工事

オ　建物の部分的な増改築等による小規模な給水管の布設替え、管種変更、切り廻し等を行う工事

（２）一般住宅等（事務所・テナント等を含む）の建替え等に伴い、既設の専用給水装置を利用し、工事用給水として使用する臨時用の給水装置への改造工事の場合で、次の要件をすべて満たした工事

ア　メーター口径が25㎜以下であること。

イ　引続き本設用の工事を予定していること。

ウ　既設の給水装置にメーターが設置されていることを原則とするが、メーターが撤去されている場合であっても引き続き行われる本設用の工事でメーター口径が変わらない場合

エ　メーター下流側において、既設の給水装置の不要となる部分を最上流部で切り離し、必要な給水装置のみ残置又は必要な給水装置を設置して臨時用の給水装置とする工事であること。

（３）盛岡市鉛製給水管布設替え工事費補助金交付要綱第２第５号の規定による軽微な修繕工事

（４）盛岡市水道私設配水管等設置費補助金交付要綱第３第３号オの規定による軽微な管種の変更

（５）その他管理者が申込みを省略できると認めた工事

２　給水装置の修繕工事は、申込みを省略することができる。

〈解説〉

１　申込みが必要な改造工事と判別が難しい場合があるので、その場合は着工前に給排水課（サービス係又は審査係）に協議すること。

（２）イ　①本設用の工事には、改造及び撤去工事を含む。

②引続き行われる本設用の工事は、概ね２年以内とする。

ウ　引続き行われる本設用の工事においてメーターの口径を変更しない予定である場合は、新たにメーターの出庫を受けることができる。

（３）軽微な修繕工事とは、水道メーター周りの老朽化した鉛製給水管の更新のみを目的とした管理者が認めた工事をいう。

（４）軽微な管種の変更とは、盛岡市水道私設配水管等設置費補助金交付要綱第２第５号の規定による更新工事と同時に施工する既設給水管の切替等を目的とした管理者が認めた工事をいう。

２　修繕工事は、給水管及び給水用具の部分的な破損箇所を修理する等給水装置の原形を変えない工事であるが、改造工事と判別が難しい場合があるので、その場合は着工前に給排水課（サービス係又は審査係）に協議すること。

修繕工事完了後に、使用水量の減額認定の申請等をする場合は、お客さまセンターに問い合わせること。

漏水修繕工事に伴い使用水量の減量認定を申請する場合は、

①　修繕工事により漏水が解消されたこと（メーターパイロット停止）を確認すること。

②　修繕完了時にメーター指針を確認し記録しておくこと。

４・２・２　工事の設計及び完了検査等

１　給水装置工事申込みを省略できる工事については、設計審査についても省略できる。この場合、主任技術者が本要領に従って設計を行うこと。

２　給水装置工事申込みを省略できる工事のうち、部分的な改造工事を行おうとする工事事業者は、事前に管理者と協議すること。

３　給水装置工事申込みを省略できる工事については、完了検査についても省略できる。この場合、工事事業者は給水装置工事自社検査票(要領様式第15号)に基づき点検を行うこと。

〈解説〉

１　設計審査は、「４　申込み等の手続と設計審査」を参照のこと。

3　完了検査は、「５　検査」を参照のこと。

3　完了検査前の点検は、「５・３　工事事業者が行う自社検査」を参照のこと。

４・２・３　工事の届出等

工事事業者が給水装置工事申込みを省略できる工事を行った場合は 、次の書類を提出すること。

1　部分的な改造工事を施行した場合

（1）図面の右側に施行年月日及び「軽易な改造工事」と記載した給水装置工事しゅん工図

2　一般住宅等の建替え等に伴い、既設の専用給水装置を利用し、工事用給水として使用する臨時用の給水装置への改造工事を施行した場合

（1）一般住宅等改築工事に伴う仮設給水装置工事届（要領様式第24号）

（2）図面の右側に施行年月日及び「軽易な改造工事」と記載した給水装置工事しゅん工図

3　盛岡市鉛製給水管布設替え工事費補助金交付要綱の規定による軽微な修繕工事を施行した場合

（1）盛岡市鉛製給水管布設替え工事費補助金交付要綱の規定による。

4　修繕工事を施行した場合

（1）給水装置修繕工事報告書（要領様式第29号）

（2）しゅん工図（管理者が必要と認めた場合に限る。）

〈解説〉

1、2　施行後15日以内に給排水課審査係に提出すること。

2（2）本設の工事申請の場合には、カラン表の下部に「一般住宅工事に伴う仮設給水装置工事届出提出済」と記載すること。

3　詳細については「10　参考資料」を参照のこと。

4（1）報告書は一月分をまとめて、翌月の10日までに給排水課サービス係に提出すること。（ファックス又はメール可。）

（2）図面の右側に施行年月日及び「修繕工事」と記載して、施行後15日以内に給排水課サービス係に提出すること。

5　検査

5・1　管理者が行う給水装置工事の検査

管理者が行う給水装置工事の検査は、次のとおりである。

1　中間検査　完了検査時に確認できない部分の出来形の検査、又は水圧試験等の検査をいう。現場の進行状況に合わせ適切な時期に申し込むこと。

2　完了検査　給水装置工事がしゅん工した後に行う検査であり、書類検査、現場検査及び写真検査をいう。給水装置工事がしゅん工した後、遅滞なく申し込むこと。

（1）書類検査　給水装置工事設計図に基づき、給水装置工事しゅん工図等の確認を行う検査をいう。

（2）現場検査　給水装置工事しゅん工図と現場との照合、機能試験、水圧試験及び水質の確認を行う検査をいう。

（3）写真検査　給水装置工事しゅん工図と工事写真を照合し、確認を行う検査をいう。

3　再検査　中間検査又は完了検査において不合格の部分があった場合に再度行う検査をいう。当該部分を修正のうえ、速やかに申し込むこと。

4　管理者が現場検査を行う場合は、必ず主任技術者等が立ち会うこと。

〈解説〉

給水装置工事の検査は、給水装置の構造及び材質が政令で定める基準に適合していることの確認を行うものであり、工事事業者は、給水装置工事の進捗にあわせて必要な検査を受けること。（条例第８条）

4　主任技術者は、中間検査又は現場検査に自ら立ち会うか、又は主任技術者がその責任において指名した者で、施行した給水装置が構造・材質基準に適合していること等、当該給水装置工事の内容について検査員に説明できる者を立ち会わせなければならない。

５・２　検査の申込み

１　工事事業者が、給水装置工事の検査を受けようとする場合は、管理者が指定した日時に申し込むこと。

　なお、完了検査（写真検査、再検査を含む。）の場合は完了検査手数料を添えて申し込むこと。

２　申込みに必要な書類は、次のとおりである。

（１）中間検査（再検査を含む。）

　ア　給水装置工事中間検査願（要領様式第12号）

　イ　検査時添付書類一覧表（別表第23）に定める書類

（２）完了検査（再検査を含む。）

　ア　給水装置工事完了検査申込書（施行規程様式第７号）

　イ　検査時添付書類一覧表（別表第23）に定める書類

（３）写真検査

　ア　給水装置工事完了検査申込書（施行規程様式第７号）

　イ　検査時添付書類一覧表（別表第23）に定める書類

　ウ　給水装置工事自社検査報告書（要領様式第17号）

　エ　写真検査撮影箇所一覧表（別表第24）に定める写真

〈解説〉

１（１）検査の申込みは、現場検査前に書類検査を行う必要があるほか、現場検査の日程調整の必要があることから、管理者が指定した日時に申し込むこと。

（２）管理者は、申込みを受けた検査の日時等について調整を行い、検査日の前日までに検査日時を通知する。

（３）完了検査手数料は、「１・６　加入金・手数料」を参照のこと。

（４）申請にあたっては、最新の様式を使用すること。

２（１）検査の申込みは、検査を希望する日より前の月・水・金曜日（休祭日の場合は、次の通り）の正午までに給排水課検査係に申し込むこと。

　ア　月曜日が休祭日の場合は、火曜日を受付日とする。

　イ　水曜日が休祭日の場合は、木曜日を受付日とする。

　ウ　金曜日が休祭日の場合は、木曜日を受付日とする。

（２）年末年始、ゴールデンウイーク等連休や年度末・年度始めの申込日については、事前に受付窓口に掲示するので確認すること。

３　検査日時の変更が必要となった場合は、直ちに給排水課検査係に連絡するとともに、給水装置工事完了検査変更願（要領様式第16号）を提出すること。

別表第 23　＜検査時添付書類一覧表＞

検査の種類＼提出書類			給水装置工事しゅん工図	給水装置工事使用材料一覧表（その２）	給水装置工事自社検査票	工事写真	分岐写真	備　　考
中間検査	出来形検査		○	△	○	△	×	給水装置工事中間検査願に添付する。
	水圧検査		△	×	○	△	×	
完了検査	写真検査	臨時水栓	×	×	×	○	×	給水装置工事完了検査申込書に添付する。
		戸建住宅	○	○	○	○	○	
		予定栓・撤去	○	×	○	○	○	
	現場検査	新設・改造	○	○	○	△	○	
		撤去	○	×	○	○	×	

凡例　　○：添付　△：必要に応じて添付　×：添付不要

〈解説〉

1　ダクタイル鋳鉄管の継手接合を行った場合は、継手チェックシートを提出すること。また、分岐写真・継手チェックシートは「10　参考資料」を参照のこと。

2　受水槽式給水の場合は、水理計算書と受水槽施設設置報告書（要領様式第 30 号）を提出すること。また、凍結対策等で立ち上がり部分を覆う場合は、配管状況が分かる写真を提出すること。

3　撤去については、写真検査・現場検査とも撤去した状況が分かる写真を提出すること。（施工前後、配管状況等）

4　分岐写真は、他の継手と近接していない（両側離隔0.3m以上）ことや、耐震管の一体化長さ（Ｌ＝1.0m以上）が確保されていることが判別できるように撮影し、提出すること。

別表第24　＜写真検査撮影箇所一覧表＞

撮影種目 / 写真検査種別	メータ番号・指針	ボール止水栓・メータ・逆止弁	蓋への水栓番号記入	止水栓	水圧試験・全景接写	自己・第三者認証器具	章票・全景接写	残塩測定	配管状況
(1) 建物の新築・改築工事等のため臨時に設ける給水装置工事		○						○	
(2) トイレの水洗化工事（直圧式トイレを除く）に伴い既存の給水装置に給水用具を増設する工事							○		○
(3) 既存の給水装置から一部の給水用具を取除く工事							○		○
(4) 私幹新設工事・私幹改造工事と同時施工でない予定栓工事				○					○
(5) 特別計量栓新設工事・特別計量栓撤去工事	○	○	○	○	○	○	○	○	
(6) 分岐箇所からの全装置撤去工事									○
(7) 自家水道を併用していない戸建住宅(メーターが２個ついている二世帯住宅は除く)の新築・改造工事。ただし管理者が認めた工事事業者に限る。	○	○	○	○	△	○	○	○	
(8) その他管理者が、写真検査が適切であると認めた工事	別　途　指　示								

〈解説〉

1　提出する写真は、メーターの取り付け方向や残塩濃度等、検査員が容易に判定でき得るものであること。

2「自己・第三者認証器具」を設置する場合、器具の全景及び型式等が判る写真を添付すること。

3「ボール止水栓・メーター・逆止弁」の種目は、蓋の矢印（流水方向）とメーターボックス内部が一緒に写るように撮影すること。

５・３　工事事業者が行う自社検査

工事事業者は、給水装置工事のしゅん工後、管理者の検査を受ける前に、給水装置工事自社検査票（要領様式第15号）に基づき次の点検を行うこと。

１　給水装置の構造・材質基準に適合していることの確認

２　施工した給水装置の水圧試験及び機能・水質の確認

３　管理者が行う検査に必要な提出書類の確認

〈解説〉

工事事業者に選任された主任技術者は、給水装置工事に関する技術上の管理、給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督のほか、給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が政令で定める基準に適合していることの確認を行うことが責務となっている。（法第25条の４、規則第23条）

したがって、給水装置工事が適正に施工されたことの点検・確認等を行なわなければならない。

１　給水装置の構造・材質の確認

給水装置の構造及び材質が、政令で定める基準に適合していることの確認はもとより、管理者の指定する分岐部からメーターまでの工法、工期その他工事上の条件に適合していることを確認すること。

２　水圧試験及び機能・水質の確認

（１）管理者が行う検査と同様に行うこと。

（２）水圧試験において配管等の条件から試験ができない場合は、管理者と協議すること。

３　書類の確認

（１）給水装置の大部分は埋設部又は隠ぺい部となることから、主任技術者は、使用された材料、施工内容等について給水装置工事に従事した者から確認する等、提出するしゅん工図等の書類と実際の施工内容が相違ないことを確認すること。

（２）給水装置工事しゅん工図の作成方法は、「６　給水装置工事図の作成」を参照のこと。

５・４　管理者が行う完了検査

５・４・１　書類検査

書類検査は、提出されたしゅん工図等の書類の検査を行う。

１　管理者は、「５・２　検査の申込み」の２項に規定する書類が提出されたときは、検査予定日の前日までに書類検査を行う。

２　書類に疑義や不備がある場合には、その結果を工事事業者に通知する。

３　書類検査において、その書類に重大な錯誤等があり現場検査の実施に支障がある場合には、現場検査を中止することがある。

５・４・２　現場検査

現場検査は次のとおりである。

１　メーター設置に係る検査

（１）水道メーターが正しい方向に、かつ交換に支障がないよう設置されていること。

（２）設置位置が検針及びメーター交換に支障がないこと。

（３）メーターボックスについては、凍結・凍上防止が行われていること。

２　給水装置の構造・材質・寸法の検査

（１）給水装置工事しゅん工図及び材料一覧表をもとに確認できる範囲で、構造・材質・寸法を確認する。

（２）露出管、メーター等凍結のおそれがある部分の凍結対策が適切であるかを確認する。

（３）埋設部や隠ぺい部分について、工事写真や主任技術者からの聞き取りにより確認するが、検査員が特に指示した場合は、現地を掘削すること等により目視で確認することがある。

３　水圧試験

（１）給湯配管を除く給水管の水圧試験を行う。

（２）メーター設置場所等から水圧テストポンプにより加圧し、所定の時間水圧の低下がないことを確認する。

（３）加圧する範囲は、上流側の第一止水栓から下流側の水栓までとする。ただし、私幹及び予定栓の水圧試験は検査係と相談のうえ実施すること。

（４）配管等の条件から所定の水圧試験ができない場合は、事前に検査係と協議すること。

（５）試験水圧及び加圧時間は次のとおりである。

布設した給水管の最大口径	試験水圧	加圧時間
φ25㎜以下	1.00 MPa	３分以上
φ30～50㎜未満	1.00 MPa	５分以上
φ50㎜以上	0.75 MPa	10分以上

４　機能検査

（１）給水栓、増圧設備等の吐出量や動作状況等の機能を確認する。

（２）定水位弁、ボールタップ等により給水する場合は、吐水口空間（別表第20）が確保されていることを確認する。

５　通水検査

（１）各給水栓が水道メーターを経由していることを確認する。

（２）受水槽給水の場合、メーター適正流量の範囲内での流入となっていることを確認する。

６　水質確認

（１）ダクタイル鋳鉄管を10m以上新設する場合はポリピッグによる管の洗浄を行う。なお、これによらない場合は別途協議すること。

（２）末端の給水栓において簡易５項目水質検査（残留塩素、色、濁り、臭い、味）を行う。

（３）残留塩素が、0.1mg/ℓ以上であることを確認する。

（４）その他の項目においては異常がないことを確認する。

〈解説〉

現場検査の準備は、工事事業者が行うこと。

直結増圧設備を設置する場合は、「中高層建物直結給水技術基準」（10　直結増圧設備完成時の確認・試験）掲載の「直結増圧給水チェックリスト」に基づき確認を行うこと。

５・４・３　写真検査

給水装置工事の内容が次のいずれかに該当する場合は、現場検査を省略し写真検査とすることができる。

１　新設・改造工事の一括申請工事のうち、臨時給水用の新設工事

２　単独栓で給水している建物で、水洗化工事等により給水用具を増設する工事で、メーター口径の変更を伴わない工事

３　既存の給水装置から一部の給水用具を取除く工事

４　私幹新設工事又は私幹改造工事と同時施工ではない予定栓工事

5　特別計量栓新設工事又は特別計量栓撤去工事

6　分岐箇所からの全装置撤去工事

7　自家水道を併用していない戸建住宅（メーターが２個ついている２世帯住宅は除く）の新設・改造工事。ただし管理者が認めた工事事業者に限る。

8　その他管理者が、写真検査が適当であると認めた工事

５・５　管理者が行う完了検査の合否

1　完了検査を実施した場合は、給水装置工事完了検査実施済証（要領様式第20号）を交付する。

2　完了検査に合格した場合は、章標（水栓プレート）（施行規程様式第８号）を掲示すること。

3　完了検査において、次のような不適合事項が確認された場合は、不合格とする。

（１）水圧試験において、試験水圧を定められた時間以上保持できなかったもの

（２）給水装置工事しゅん工図と現場の給水装置が整合しないもの

（３）凍結対策が不充分であるもの

（４）構造・材質基準に適合していないもの

（５）その他条例及び施行規程に定める基準に適合しないもの

〈解説〉

2（１）章標（水栓プレート）の設置位置は、玄関ドア周辺上部等容易に確認できる場所に掲示すること。

（２）工事事業者は、掲示する位置について検査前に申込者から了承を得ておくこと。

3（１）軽微な手直し工事又は給水装置工事しゅん工図の訂正を行うことにより、管理者が必要ないと認めた場合を除く。

（２）当該事項について修正のうえ、速やかに再検査を受けること。

（３）給水装置の構造及び材質が、政令で定める基準に適合しないときは、給水契約の申込みを拒み、又はその基準に適合させるまでの間、給水を停止することができる。（法第16条）

５・６　給水装置所有者への引き渡し

工事事業者は、工事検査完了後、所有者へ給水装置の引き渡しを行うこと。

〈解説〉

1　給水装置工事しゅん工図（写し）等の関係書類を引き渡すこと。

2　工事内容等について説明すること。特に器具の使用方法や冬期間における水抜きの方法については詳しく説明を行うこと。

6　給水装置工事図の作成

6・1　図の作成

給水装置工事設計図（以下「設計図」という。）及び給水装置工事しゅん工図（以下「しゅん工図」という。）は、正確かつ明瞭に作成すること。

〈解説〉

1（1）図の作成にあたっては、誰にでも容易に理解できるように大きくはっきりと表現すること。

（2）漢字は楷書とし、文字や数字等は複写した場合でも明瞭となるよう表記すること。

（3）給水管について、わかり易くするために他の線と比較して太く表示すること。線が交差する場合は、跨いでいることが容易に判断できるように表示すること。(別表第25・3を参照のこと。)

６・２　設計図及びしゅん工図の様式等

１　設計図は、給水装置工事設計図（要領様式第25号）により作成すること。
２　しゅん工図は、給水装置工事しゅん工図（要領様式第26号）により作成すること。
３　設計図及びしゅん工図は、CADソフトを使用して作成すること。
４　設計図は、新設する給水装置を赤色表示、それ以外を黒色表示とすること。
５　しゅん工図は、全て黒色表示とすること。
６　図面番号等を記載すること。

〈解説〉

１（１）用紙の大きさが日本産業規格Ａ３により難い場合は、Ａ２又はＡ１のいずれかの大きさとすることができる。

（２）図面の折り方については、給水装置工事設計図（要領様式第25号）のとおりである。

（３）Ａ２又はＡ１の場合の図面の折り方については、Ａ３に準じること。

（４）給水装置、地下埋設物及び装置場所等の諸元表について記入すること。

２　１と同様とする。

３　これによりがたい場合は、製図用ペンを使用して作成することができる。

４（１）「６・５　設計図に記載する図」を参照のこと。

（２）設計変更の場合は、「６・９　設計変更の場合の設計図の作成」を参照のこと。

（３）部分施行の場合は、「６・10　部分施行の場合の設計図の作成」を参照のこと。

６（１）図面が複数枚となる場合は、図面タイトル右下にページ数を記載すること。（分母を全体ページ数、分子を当該ページ数とする。）

（２）予定栓を使用する場合は、図面タイトル右下に予定栓番号を記載すること。

（３）私幹又は専用給水装置を幹栓とする場合は、図面タイトル右下に幹栓番号を記載すること。

（４）幹栓と予定栓の両方を記載する場合は、予定栓番号を上にすること。

（５）図面が複数枚ある場合は、すべての図面に上記の(1)～(4)を記載すること。

７　給水切替えをした場合は、しゅん工時に、タイトルを「給水装置工事切替図」とし、図面の右側に「専用栓○○○の○○工事に伴う切替図」と記載した給水装置工事切替図を提出すること。記載する項目はしゅん工図と同様とする。（6・11　しゅん工図に記載する図等を参照）

６・３　作図記号及び地図記号等

１　設計図及びしゅん工図の作図記号は、設計図及びしゅん工図等の作図記号一覧表（別表第25）によること。
２　設計図及びしゅん工図の地図記号等は、国土地理院発行地形図記載の地図記号によること。

6・4　口径及び延長等の単位

1　給水管の口径の単位は、㎜とし、単位記号は記載しないこと。

2　給水管の延長の単位は、m、小数点第一位止めとし、小数点以下第二位を四捨五入すること。単位記号は記載しないこと。

3　横断面図及びオフセット図等の寸法の単位は、mとし、単位記号は記載しないこと。

4　構造図等の単位は、m又は㎜とし、単位記号は記載しないこと。

〈解説〉

1　図面が煩雑にならないように考慮したものである。

６・５　設計図に記載する図

１　設計図に記載する図は、次のとおりである。

（１）位置図

（２）平面図

（３）配置図

（４）配管図

（５）立面図

（６）横断面図

（７）詳細図

（８）構造図

（９）参考図

２　予定栓を使用した新設工事及び改造工事の場合で、前回のしゅん工図に記載されていた横断面図、構造図、オフセット図等のうち、不要となるものを除き全て記載すること。

３　自家水道等の既設配管を流用する場合又は未承認工事部分がある場合は、平面図及び立面図でその部分を線で囲み、明確に判別できるように記載すること。

４　自家水道を併用している場合はカランの位置及び自家水ポンプの位置を記載すること。

〈解説〉

１（１）位置図及び平面図以外は、必要に応じて作成すること。

（２）平面図、配管図、立面図、横断面図、詳細図及び構造図において、既設の給水装置及び配水管等は黒色破線で、新設する給水装置は赤色実線で表示すること。また、同時施工がある場合には他の給水装置工事の申請部分は赤色破線とすること。

（９）管理者が必要と認めた場合に提出すること。（例：やむを得ず受水槽給水とする場合の二次側配管図等。）

２（１）未承認工事部分がある場合、自家水配管等の既設配管を流用する場合等は、必ず立面図を記載すること。

（２）既設配管を流用する部分は、黒色破線とし、流用する旨を表記すること。

（３）大規模施設等において、部分的な改造工事を行う場合、全体の配管に直接影響しない配管の記載は省略することができる。この場合、既設の配置図と整合がとれていること。また、大規模施設の判断については審査係と事前に協議すること。

３　給水装置と自家水道がクロスコネクションとなっていないことを現地で確認するため。

４　平面図、立面図等の頁に、口径や栓数を整理したカラン表（1）を記載すること。

数量 / 工種	既　設		新　設		撤　去		合　計	
	口径	個数	口径	個数	口径	個数	口径	個数
分岐取出	φ13	－	φ20	－	φ13	－	φ20	－
メーター	φ13	－	φ20	－	φ13	－	φ20	－
給水栓	φ13	3	φ13	8	φ13	3	φ13	8
浄水器			φ13	1			φ13	1
給湯器具等			φ20	1			φ20	1
自己メーター			φ13	2			φ13	2

カラン表（1）

〈解説〉４　特殊器具（給湯器具、浄水器、直圧式トイレ、製氷器等）は給水栓数に含めず別項目で記載する。

６・６　位置図の作成

設計図に記載する位置図は、次により作成すること。

１　縮尺は、１／5,000を基本とする。

２　設計図の左上に配置する。

３　必ず真上が北になるように作成する。

４　申請地が位置図の中心付近となるように作成し、引き出し線で表示する。

５　付近の目標物を記載すること。

〈解説〉

１　（１）目標物等が少ない場合においては、１／10,000とすることができる。

（２）位置図は次のデータの写しを使用できる。

ア　もりおか便利マップ（https://www2.wagmap.jp/morioka/Portal）

イ　道路網図(縮尺１／5,000)

ウ　盛岡広域都市計画図(縮尺１／10,000)

ただし、これによりがたい場合（新規の開発行為によるもの等）は、管理者の指示によること。

２　図面が複数枚となる場合は、必ず一枚目の図面の左上の端に記載すること。(大きさは、概ね10cm～12cm角の正方形とする。)

４　（１）申請地を赤色で表示し、枠外に表示すること。

（２）アクセス経路がわかり易いものが望ましい。

６・７　平面図の作成

設計図に記載する平面図は、次により作成すること。

１　縮尺は、１／100又は１／200とする。

２　真上が北になるように作成する。

３　記載する内容は次のとおりとする。

（１）給水装置等

ア　分岐から末端の給水栓等までの管種、口径、延長、給水用具等

イ　当該給水装置の分岐対象である配水管等の位置、管種、口径、工事番号等

ウ　隣接地の水栓番号又は予定栓番号

（２）給水装置等以外

ア　給水装置場所の敷地境界、建物の形状、間取り、駐車場等

イ　道路の形態、歩車道の区分、側溝等の構造物、道路敷地の境界等

ウ　他の地下埋設物（公設桝の位置等）

エ　土地の所有者名

４　臨時用と一般用の給水装置工事を一括で申し込む場合の臨時用の平面図は、余白に枠を設けて分岐から給水用具までを作成するか、又は一般用の図面と分けて別紙とする。

５　集合住宅等を一括で申し込む場合、建物全体のメーター先の水抜栓までの平面図と各戸のメーター以降のタイプ別平面図に分けて作成する。

６　複数の予定栓を一括で申し込む場合は１枚の平面図に作図できるものとし予定栓を設置する区画内に区画番号等を記載する。また予定栓一覧表（要領様式第７号）を添付すること。

７　耐震管からφ50ｍｍ以上で分岐する場合は、一体化長さと掘削延長を表示すること。

〈解説〉

１　100分の１とすることが望ましい。

２　土地の形状等によりこれにより難い場合は、方位を記載のうえ左右45度以内の角度で回転することができる。

３　（１）ア（ア）既設部分も含めて全て表示すること。また、給水管の線は他の線よりも太く表示すること。ただし、水理計算を伴わない一般住宅等で新設工事の場合は、宅内配管延長の記載は不要とする。ただし、改築工事で記載がある場合は除く。

（イ）　撤去する部分は、新設した部分と被らないようにずらして記載し、赤色斜線で表示すること。また、道路内等においては「掘上撤去」または「残置」と記載すること。ただし、メーター先全装置撤去の場合は、既設部分の図示は不要とし、「メーター以降全装置撤去」と赤色で記載すること。

（ウ）１階以外（２階以上）については、余白に記載すること。

（エ）　管種を表示する場合は、継手記号（別図第25・４）としないこと。

（オ）給湯器については給湯器の種類を記入すること。

（カ）給湯器具以外の特殊な給水用具等(直圧トイレ、加湿器等)については、製造業者名、型式等を表示し、第三者機関の認証品であることを確認できる書類の写しを添付すること。

（キ）管理用止水栓及び水抜栓等は、口径、型式、長さ等を表示すること。

（ク）仕切弁、排水弁、消火栓等は、製造業者名、口径、型式等を表示すること。

（ケ）給湯器等の二次側配管は表示しないこと。

（コ）連合栓の場合は、関係する給水装置を分岐からメーターまで作図し、水栓番号又は予定栓番号、建物の名称又は所有者名を表示すること。

（サ）当該敷地内に連合ではない別な給水装置がある場合は、分岐からメーターまで作図し、水栓番号又は予定栓番号、建物の名称又は所有者名を表示すること。

イ（ア）当該給水装置の分岐対象が、専用給水装置又は私幹等の場合は、管種、口径、専用給水装置又は私幹の番号を表示すること。

（イ）管種を表示する場合は、継手記号（別図第25・４）としないこと。

ウ（ア）隣接地は、隣接する敷地のほか、道路等の対面に存する敷地も表示すること。

（イ）隣接する道路等に他の給水装置等が縦断的に埋設されている場合等は、その装置について分岐からメーターまで表示すること。この場合、線が交差しないように跨ぐように表示すること。

（２）ア（ア）敷地境界線及び建物の形状は太線で表示すること。

（イ）小屋、駐車場、植栽、外壁、コンクリート基礎（エコキュート、エアコン室外機、オイルタンク、外階段等）等の計画について表示すること。

イ　幅員、舗装の種別等を表示すること。

ウ　位置、種類、管種及び口径等を表示すること。ただし、道路掘削を伴わない場合は、平面図、横断図ともに水道以外の地下埋設物の記載は不要とするが、従前のしゅん工図に横断面図が記載されている場合は、しゅん工図に地下埋設物を記載する。なお、道路掘削を伴う場合は今まで通り記載すること。

エ　申込者以外が所有する土地の場合は、表示すること。

４　縮尺は、１／100とすること。

５（１）建物全体のメーターまでの平面図は、分岐からメーター先の水抜栓までを作図し、メーター脇に各戸の戸番号・水栓番号等を、建物枠内に各戸の戸番号・水栓番号等及びタイプ名を表示すること。

（２）各戸のメーター以降のタイプ別平面図は、メーターから下流側の全てを作図し、各戸の諸元表を記載すること。

7　耐震管の一体化長さが確保できているか目視で確認するために必要な掘削延長も表示すること。

記載例

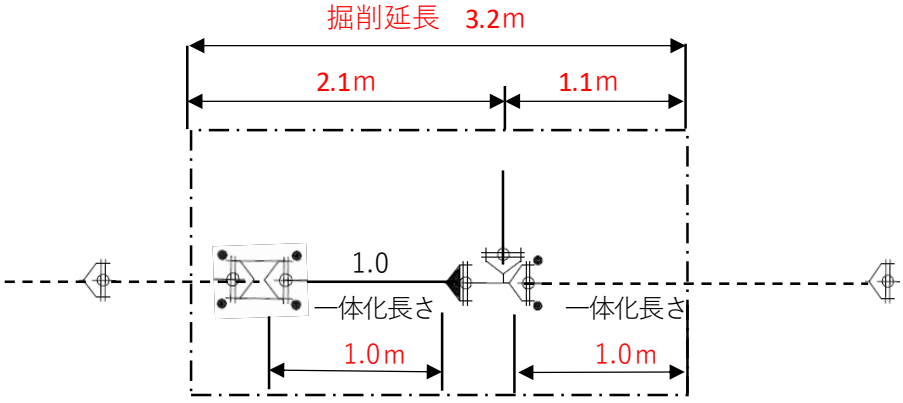

※一体化長さの範囲内に継手が露出した場合は、伸縮防止金具を設置すること。

６・８　その他の図の作成

設計図に記載するその他の図は、次により作成すること。

1　配置図　広範囲に作図する必要があり、平面図に表示しきれない場合等

2　配管図　ダクタイル鋳鉄管を使用する場合等

3　立面図

（1）配水管分岐部からメーターまでの立面図　すべての場合

（2）メーター以降の立面図　平面図の縮尺が1/100以外の場合及び1/100であっても平面図で書き表すことができない場合等

4　横断面図　道路（私道を含む。）内の掘削を伴う場合等

5　詳細図　水路又は軌道等を横断して給水管を布設する場合等

6　構造図　受水槽、地下式消火栓、空気弁又は排水弁を設置する場合等

〈解説〉

1（1）敷地が広大な場合、又は連合栓の工事等で全域を平面図に表示しきれない場合に作図すること。この場合、メーターまで表示すること。

（2）縮尺は、作図範囲を考慮して決定すること。

2　平面図と同方向に作成すること。

3　配管が複雑で、平面図では確認できない場合等に作図すること。

鳥居配管となる場合は作図すること。

4（1）断面ごとに作図すること。

（2）縮尺は、１／100又は１／50とすること。

（3）記載する内容は次のとおり。

ア　道路の形態、歩車道の区分、側溝等の構造物、道路敷地の境界、幅員、舗装の種別等を表示すること。

イ　他の地下埋設物の位置、種類、管種、口径等を表示すること。

ウ　配水管等の位置、種類、管種、口径、工事番号等を表示すること。

エ　当該給水装置の分岐から宅地内の管理用止水栓又は仕切弁までを図示し、管種、口径、延長、埋設深さ等を表示すること。

5　適切な縮尺とすること。

6（1）適切な縮尺とすること。

（2）受水槽について

ア　構造、材質、寸法、吐水口空間及び壁面からの寸法、公称容量、有効容量等を表示すること。

イ　水抜き用の給水用具等から下流側について表示すること。

（3）地下式消火栓、空気弁、排水弁等について、弁室の形状、寸法、材料等を表示すること。

この場合、弁栓類のほか配管も併せて記載すること。

６・９　設計変更の場合の設計図の作成

１　設計内容を変更する場合の設計図は、次のとおり作成すること。

（１）変更する部分は、当初設計を黄色で、変更設計を赤色で表示すること。

（２）変更しない部分は、当初設計と同じ線種とし、全て黒色で表示すること。

２　図面タイトルの表示は、次のとおりとすること。

（１）図面のタイトルを給水装置工事設計変更図と記載すること。

（２）当初設計と変更設計を同じ図面に表示する場合は、タイトル枠の右と下を黄色で、左と上を赤色で表示すること。

（３）当初設計と変更設計の図面を分ける場合は、当初設計図のタイトル枠の全周を黄色で、設計変更図のタイトル枠を赤色で表示すること。

〈解説〉

１　当初設計と変更設計を同じ図面に表示する場合は、線が重ならないように当初設計内容等をずらして表示すること。

６・10　部分施行の場合の設計図の作成

１　給水装置工事部分施行願を提出する場合の設計図は、次のとおり作成すること。
（１）線種は、給水装置工事の申込みの際の設計図と同様とすること。
（２）施行したい部分を赤色で、それ以外を黒色で表示すること。

〈解説〉

１　「４・１・12　給水装置工事の事前着工」を参照のこと。

６・11　しゅん工図に記載する図等

１　しゅん工図に記載する図は、次のとおりである。

（１）位置図

（２）平面図

（３）立面図

（４）配置図

（５）配管図

（６）横断面図

（７）詳細図

（８）構造図

（９）オフセット図

２　装置場所記入欄の上部に収受番号を記入すること。

３　給水装置の撤去工事について撤去部分の表示は、次のとおりとすること。（新設、改造工事を除く）

（１）配水管等から給水管を分岐し直した場合は、分岐からメーターまでについて、従前の給水装置を新設した部分と重ならないようにずらして作図し、斜線表示とする。

（２）メーター以降の撤去部分についての表示は不要とする。

４　臨時用と一般用の給水装置工事を一括で申し込んだ場合は、次のとおりとすること。

（１）臨時用のしゅん工図は不要とする。

（２）臨時用で工事した給水装置のうち、一般用で残った部分は一般用のしゅん工図に実線で表示する。

（３）臨時用で配水管等から給水管を分岐し直した場合は、３（１）と同様とする。

５　改造工事の場合で、前回のしゅん工図に記載されていた横断面図、構造図、オフセット図等のうち、不要となったものを除き全て記載すること。

６　既設の図面に記入されていない情報（止水栓の種類、管種、口径等）についても、工事の際に確認できるものは記入すること。

７　自家水配管等の既設配管を流用する場合又は未承認工事部分があった場合は、平面図及び立面図でその部分を線で囲み、明確に判別できるように記載すること。

８　平面図に、配水管分岐からメーターまでの立面図を別途余白に記載すること。ただし、立面図が必要な場合は不要とする。

９　平面図、立面図、配管図いずれかの項に、カラン表を記載すること。

10　自家水道を併用している場合はカランの位置及び自家水ポンプの位置を記載すること。

11　耐震管からφ50ｍｍ以上で分岐した場合は、一体化長さと掘削延長を表示すること。

〈解説〉

1 （1）位置図、平面図及び立面図以外は、必要に応じて作成すること。

（2）位置図、平面図、配置図、配管図、横断面図、詳細図及び構造図の作成は、設計図の作成に準じること。ただし、一般住宅等で、平面図の縮尺を１／100とした場合は、水抜栓から末端の給水栓まで延長の記載を省略することができる。

（3）すべて黒色で表示すること。

（4）止水栓については、種類（M型、甲止水）口径及びサイズ（長さ等）を表記すること。

（例）M型止水栓φ20×0.65　　甲止水栓φ20　など

3 （1）道路内等で、不要な管を残置したことを確認できるようにするためである。

（2）敷地内等に不要な管を残置する場合においては、図示しておくことが望ましい。

5 （1）大規模施設等において、部分的な改造工事を行う場合、全体の配管に直接影響しない配管の記載は省略することができる。この場合、既設の配置図と整合がとれていること。

9　カラン表は下記の例を参考とすること。

工　種	口　径	数　量
分岐取出	φ20	―
メーター	φ20	―
給水栓	φ13	10
〃		
給湯器具等	φ20	1

カラン表（2）

11　耐震管の一体化長さが確保されていることを記載する。

記載例

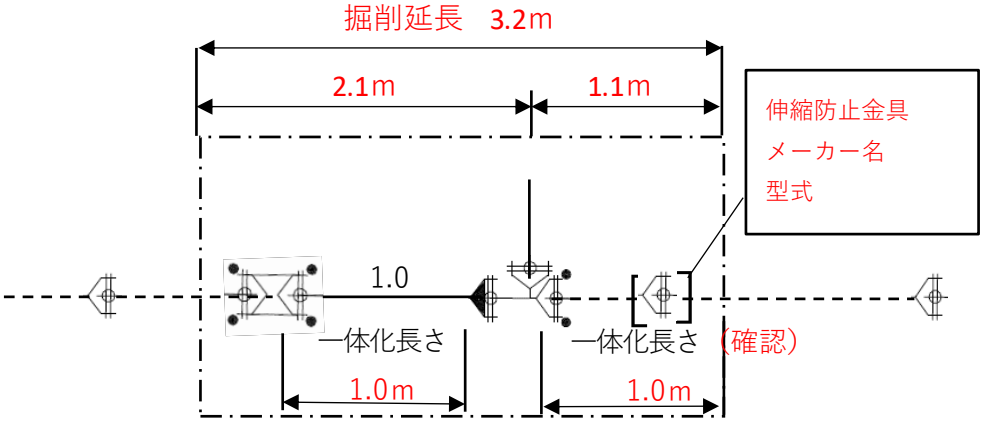

6・12　立面図の作成

しゅん工図に記載する立面図は、次により作成すること。

1　記載する内容は次のとおりである。

（1）当該給水装置の分岐から末端の給水栓等までの配管（既設装置及び給湯器等の二次側配管を含む）

（2）当該給水装置の分岐対象である配水管等の管種、口径及び工事番号

2　平面図と整合を図る。

3　水平な配管は水平に、水平方向に直角な配管は45度の角度に、立ち上がり配管は垂直に作図し、給水管の管種、口径及び各区間の延長を記載する。

4　給水管及び給湯器等の二次側配管の表示は、既設管を破線で、新設管を実線で表示する。

5　管理用止水栓及び水抜栓は、口径・型式等を表示する。

6　仕切弁、排水弁、消火栓等は、製造業者名及び口径・型式等を表示する。

7　集合住宅等の場合は、建物全体のメーター先の水抜栓までの立面図と、各戸のメーター以降のタイプ別立面図に分けて作成する。

〈解説〉

7（1）建物全体のメーター先の水抜栓までの立面図は、分岐からメーター先の水抜栓までの部分を作図し、メーター脇には各戸の戸番号及び水栓番号を、建物枠内には各戸の戸番号、水栓番号及びタイプ名を記載すること。

（2）各戸のメーター以降のタイプ別立面図は、メーターから下流側の部分を作図し、各戸のカラン表を記載すること。

6・13　オフセット図の作成

オフセット図は、次により作成すること。

1　適切な縮尺を選定すること。

2　分岐位置のオフセット図は、分岐位置の中心から３箇所以上の一定不変な構造物等までの距離を実測し、記載すること。

3　管理用止水栓、仕切弁、地下式消火栓、空気弁、排水弁等のオフセット図は、筐又は人孔の中心から３箇所以上の一定不変な構造物等までの距離を実測し、記載すること。

4　撤去工事で生じた継ぎ手や分水栓キャップ止め位置についても、同様にオフセット図を作成すること。

5　平面図とは別枠で記載すること。

〈解説〉

1　100分の１とすること。

2　既設の図面に記載がある場合は転記すること。

3　止水栓等が複数ある場合は、全てについて記載すること。（既設部分を含む）

4　新たに分岐工事等を行う際、次工事の設計施工の参考となるため継ぎ手位置等の離隔を正確に記載する。

5　平面図と重なって見づらくならないようにするため。

６・14　立面図の省略

一般住宅等（中高層建物直結給水を除く）の給水装置工事において、平面図を次のとおり作成する場合は、立面図を省略できる。

1　縮尺が１／100であること。

2　給水管について、既設管を破線で、新設管を実線で書き表していること。

3　給湯管について、既設管を破線で、新設管を実線で書き表していること。また、給湯器具及び湯抜き栓を給水管の平面図にも書き表していること。

〈解説〉

1　ア　平面図で書き表すことができない場合等は、当該部分の立面図を記載すること。

イ　一般住宅等とは、一般住宅のほか事務所・テナント等を含む場合であり、メーター口径が25㎜以下のものとする。

別表第25　設計図及びしゅん工図等の作図記号一覧表

1　管種記号

名　　称	記　　号	名　　称	記　　号
鋳鉄管	CIPφ○○	波状ステンレス鋼管	SSPφ○○
鋳鉄管（更生）	CIP-Lφ○○	硬質ﾎﾟﾘ塩化ﾋﾞﾆﾙ管	VPφ○○
ﾀﾞｸﾀｲﾙ鋳鉄管○形	DIP-○φ○○	耐衝撃性硬質ﾎﾟﾘ塩化ﾋﾞﾆﾙ管	HIVPφ○○
塗覆装鋼管	SPφ○○	ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ管（軟質2層管）	PPφ○○
亜鉛めっき鋼管	GPφ○○	高密度ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ管（PE100）	HPPEφ○○
ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ粉体ﾗｲﾆﾝｸﾞ鋼管	SGP-PBφ○○	鉛管	LPφ○○
ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ粉体ﾗｲﾆﾝｸﾞ鋼管	SGP-PDφ○○	架橋ポリエチレン管	XPEPφ○○
硬質塩化ﾋﾞﾆﾙﾗｲﾆﾝｸﾞ鋼管	SGP-VBφ○○	ポリブテン管	PBPφ○○
硬質塩化ﾋﾞﾆﾙﾗｲﾆﾝｸﾞ鋼管	SGP-VDφ○○	銅管	CPφ○○
石綿セメント管	ACPφ○○	被覆銅管	CP-Dφ○○
被覆可とう管	FJφ○○		

2　給水管等の表示

区　　分	線形・色別	区　　分	線形・色別
新　設	（設計図-赤） （しゅん工図-黒）	設計変更部分（変更前）	黄色
既　設	黒色破線	設計変更部分（変更後）	赤色
撤　去	破線上を斜線	全装置撤去	メーター以降全装置撤去

3　弁栓類・その他

名　　称	記　　号	名　　称	記　　号
地上式単口消火栓		割Ｔ字管取出し	
地上式双口消火栓		さや管（○○は管種・口径記入）	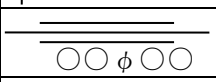
地下式単口消火栓	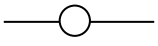	ソフトシール仕切弁	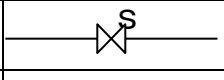
地下式双口消火栓	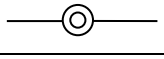	仕切弁	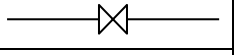
排水弁（弁室有）		ストップ弁	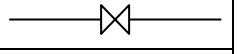
排水弁（弁室無）	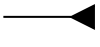	サドル付分水栓	
空気弁（単口）	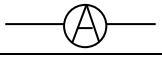	管理用止水栓 メーター直結止水栓	
空気弁（双口）	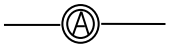	メーター（量水器）	
片落管	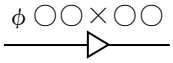	逆止弁	
管の渡り	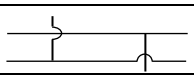	受水槽	

4　継手記号

名　　称	記　　号	名　　称	記　　号
A形継手	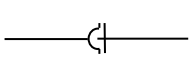	異種管継手（ＣＶＳ）	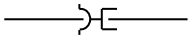
A形特殊押輪	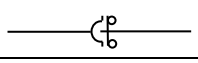	異種管継手(ＣＶＳ-A)	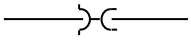
K形継手	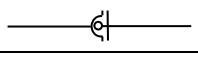	異種管継手 (ｽｯﾎﾟﾝ MDV)	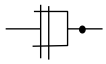
K形特殊押輪	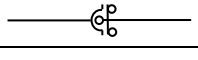	異種管継手 (ｽｯﾎﾟﾝ MDV－K)	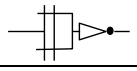
離脱防止型特殊押輪 （K型・３ＤｋＮ）	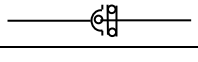	異種管継手 (ｽｯﾎﾟﾝﾛﾝｸﾞ MVF)	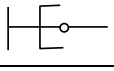
ＯＴキャッチャー	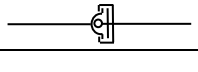	異種管継手 (ｽｯﾎﾟﾝｼｮｰﾄ MVF－K)	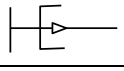
ＮＳ形継手	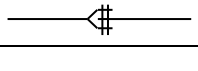	フランジ継手	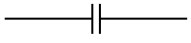
ＮＳ形継手 （ライナ使用箇所）	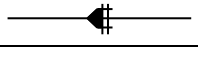	シモク	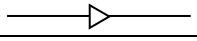
ＳⅡ形継手	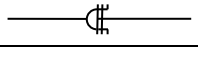	ＬＡ・ＭＣ・ＫＧ継手	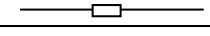
ＳⅡ形継手 （ライナ使用箇所）	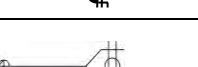	90°　エルボ	
ＧＸ形継手		45°　エルボ	
ＧＸ形継手 （ライナ使用箇所）		被覆可とう管	
Ｐ－Ｌｉｎｋ	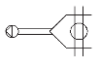	異種管伸縮継手	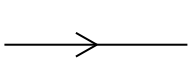
Ｇ－Ｌｉｎｋ		径違エルボ	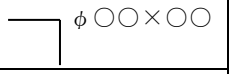
Ｓ５０形継手	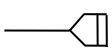	チーズ	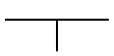
Ｓ５０形継手 （ライナ使用箇所）		径違チーズ	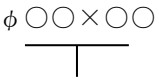
Ｓ５０形継手 （抜け止め押輪）	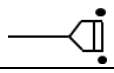	ヘッダー	
		ブッシング	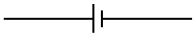
		ユニオン	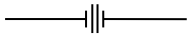
		径違いソケット	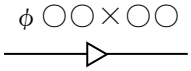
		異種管継手	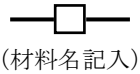

5　異形管記号

名　　称	記　　号	名　　称	記　　号
十字管		栓	
Ｔ字管		割Ｔ字管	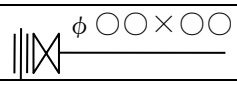
受さし片落管		短管１号	
さし受片落管		短管２号	
曲管		排水Ｔ字管	
フランジ付Ｔ字管		短管１号片落	
継輪		短管２号片落	

6　給水栓類（平面図）

（給水配管）　　（給湯配管）

名　　称	記　　号	名　　称	記　　号
給水栓類	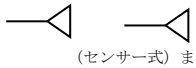	一般給湯栓類	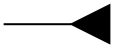
湯水混合水栓類	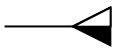	湯水混合水栓類	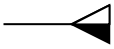
給湯器具等 （給湯以外は種別を表示）	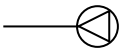	給湯器具等 （給湯以外は種別を表示）	
水抜き栓	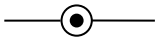	湯抜き栓	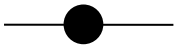
バルブ		バルブ	
ボールタップ	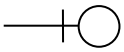	不凍水栓柱	
フラッシュバルブ	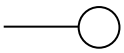		

7　給水栓類（立面図）

（給水配管）　　（給湯配管）

名　　称	記　　号	名　　称	記　　号
給水栓類	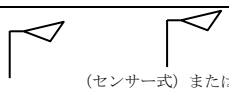	一般給湯栓類	
湯水混合水栓類	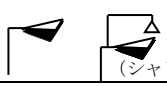	湯水混合水栓類	
給湯器具等 （給湯以外は種別を表示）		給湯器具等 （給湯以外は種別を表示）	

水抜き栓	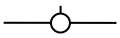	湯抜き栓	
バルブ		バルブ	
ストレート止水栓		ストレート止水栓	
アングル止水栓		アングル止水栓	
ボールタップ		不凍水栓柱	
フラッシュバルブ		吸気弁	

7　占用許可申請図の作成

7・1　申請図書の作成

道路、水路等の占用許可申請図は、正確かつ明瞭に作成すること。

〈解説〉

1　漢字は楷書とする等、文字等は明瞭に表記すること。

7・2　占用許可申請図の様式等

1　道路、水路等の占用許可申請図は、占用許可申請図（要領様式第27号）により作成すること。 2　申請図書の提出部数等については、占用許可申請に係る提出図書一覧表（別表第26）によること。 3　占用許可申請図は、CADソフトを使用して作成すること。

〈解説〉

1（1）道路、水路等の管理者が占用許可申請図等の様式を定めている場合は、当該様式を使用すること。

（2）用紙の大きさが日本産業規格Ａ４により難い場合は、Ａ３、Ａ２又はＡ１のいずれかの大きさとすることができる。その場合は、閉じしろ（左側２㎝程度）を残したうえで、Ａ４の大きさに折りたたんで提出すること。

3　これによりがたい場合は、製図用ペンを使用して作成することができる。

７・３　作図記号及び地図記号等

１　占用許可申請図の作図記号は、設計図及びしゅん工図等の作図記号一覧表（別表第25）によること。

２　占用許可申請図の地図記号等は、国土地理院発行地形図記載の地図記号によること。

７・４　口径及び延長等の単位

１　「６・４　口径及び延長等の単位」に準じること。

２　面積の単位は、㎡、小数点第二位止めとし、単位記号は記載しないこと。

７・５　占用許可申請図に記載する図

占用許可申請図（要領様式第27号）に記載する図は、次のとおりである。

１　位置図

２　平面図

３　横断面図

４　本復旧標準断面図

〈解説〉

１　その他、必要に応じて求積図等を作成すること。

7・6　申請概要表の作成について

申請概要表には、次の項目を記載すること。

1　占用目的
2　路線名
3　占用場所
4　占用物件
5　占用管延長
6　歩車道の区分
7　舗装の種別
8　掘削面積
9　復旧面積
10　路面表示の復旧
11　道路の規制方法
12　申込者
13　工事事業者

〈解説〉

1　工事の内容により、「新設」「撤去」「新設・撤去」のいずれかを記載すること。

2　占用する路線の種別により、次のとおり記載すること。

（1）市道　盛岡市認定路線網図により路線名を確認して記載する。

（2）国県道　路線名を確認して記載する。

（3）水路・法定外道路　路線名の記載は不要とする。ただし、土地改良区が管理する水路の場合は、水路名を記載する。

3　占用する場所により、次のとおり記載すること。

（1）市道　隣接する土地の住居表示の末尾に「地先」と加えて記載する。

（2）国県道　隣接する土地の地番の末尾に「地先」と加えて記載する。

（3）水路　水路に地番がある場合は地番の末尾に「地内」と加えて記載し、水路に地番が無い場合（公図で「水」と記載されている場合）は隣接する土地の地番の末尾に「地先」と加えて記載する。

（4）法定外道路　道路に地番がある場合はその地番の末尾に「地内」と加えて記載し、道路に地番が無い場合（公図で「道」と記載されている場合）は隣接する土地の地番の末尾に「地先」と加えて記載する。

４、５　占用物件及び占用管延長は、次の表を参考にして管種、口径等を記載すること。なお、新設・撤去工事の場合は、区別して記載すること。

占用物件の表記	占用管延長の表記
鋳鉄管φ○○	CIPφ○○　　○○
ダクタイル鋳鉄管φ○○	DIPφ○○　　○○
内外面被覆鋼管（鞘管）φ○○	PDφ○○　　○○
石綿セメント管φ○○	ACPφ○○　　○○
波状ステンレス鋼管φ○○	SSPφ○○　　○○
硬質ポリ塩化ビニル管φ○○	VPφ○○　　○○
ポリエチレン管φ○○	PPφ○○　　○○
高密度ポリエチレン管φ○○	HPPEφ○○　　○○
鉛管φ○○	LPφ○○　　○○
仕切弁φ○○	仕切弁　　基
止水栓φ○○	止水栓　　基
排水弁　　等φ○○	排水弁　　等　　基

６　歩道、車道、その他（路肩等）のいずれかを記載すること。

７　アスファルト、砂利、土等と記載すること。

８（１）計算式も記載すること。

（２）求積図等により計算した場合は、その図面を記載すること。

（３）CADにより計測した場合は、その旨を記載すること。

９（１）本舗装する場合は、舗装面積を記載すること。

（２）本舗装しない場合は、埋戻し面積を記載すること。

10　白線等の路面表示がある場合は、延長等を記載すること。

11　片側交互通行、全面通行止、規制無のいずれかを記載すること。

12（１）給水装置工事の申込者の氏名を記載すること。

（２）申込者が複数の場合は、平面図等に記載すること。

13　工事事業者名、担当主任技術者名及び連絡先を記載すること。

７・７　位置図の作成

位置図は、次により作成すること。

１　縮尺は１／5,000を基本よする。

２　占用許可申請図の左上に配置すること。

３　必ず真上が北になるように作成すること。

４　申請地（占用する場所）が中心付近となるように作成し、引き出し線で表示すること。

５　付近の目標物を記載すること。

〈解説〉

１（１）目標物等が少ない場合においては、１／10,000とすることができる。

（２）位置図は下記のデータの写しを使用できるものとする。

ア　もりおか便利マップ（https://www2.wagmap.jp/morioka/Portal）

イ　道路網図(縮尺１／5,000)

ウ　盛岡広域都市計画図(縮尺１／10,000)

ただし、これによりがたい場合（新規の開発行為によるもの等）は、管理者の指示によること。

４（１）申請地は、給水装置場所ではなく、占用を申請する場所（道路・水路等）を赤色で表示すること。

（２）付近の目標物を記載すること。

７・８　平面図の作成

平面図は、次により作成すること。

1　縮尺は１／500から１／100の範囲とすること。

2　真上が北になるように作成すること。

3　記載する内容は、次のとおりとすること。

（1）給水装置等

ア　分岐から宅地内の管理用止水栓又は仕切弁までの管種、口径、延長等

イ　当該給水装置の分岐対象である配水管等の位置、管種、口径、工事番号等

（2）給水装置等以外の構造物等

ア　給水装置場所の敷地境界及び建物の形状等

イ　道路等の場合は、形態、歩車道の区分、側溝等の構造物、道路敷地の境界等

ウ　水路等の場合は、形態、水路等の構造物及び附属物、水路敷地の境界等

エ　他の地下埋設物

オ　当該地及び隣接地の建物の名称又は使用者名等

（3）掘削及び本復旧を行う範囲を赤色で表示し（塗りつぶし又は斜線）、延長、幅員等を記載すること。

〈解説〉

1　作図範囲を考慮して決定すること。

2　土地の形状等によりこれにより難い場合は、方位を記載の上、回転させることができる。

3（1）ア（ア）占用する部分は赤色、それ以外（宅地内等）の部分を黒色の実線で表示すること。

（イ）撤去する部分は、新設した部分と重ならないようにずらして黒色破線で記載し、赤色斜線で表示すること。

イ　当該給水装置の分岐対象が、専用給水装置又は私幹等の場合は、管種、口径、専用給水装置又は私幹の番号等を表示すること。

ウ　給水装置等の書き方については、「６・７　平面図の作成」を参照のこと。

（2）ア　建物の形状は太線で表示すること。

イ　道路等の幅員、舗装の種別等を表示すること。

ウ　水路等の幅を表示すること。

エ　位置、種類、管種、口径等を表示すること。

オ　市道を除く道路及び水路等の場合は、当該地及び隣接地の地番も表示すること。

７・９　横断面図の作成

１　縮尺は、１／200から１／50の範囲とすること。

２　記載する内容は、次のとおりとすること。

（１）給水装置等

ア　分岐から宅地内の管理用止水栓又は仕切弁までの管種、口径、延長、埋設深さ等

イ　当該給水装置の分岐対象である配水管等の位置、管種、口径、工事番号等

（２）給水装置等以外の構造物等

ア　道路等の場合は、形態、歩車道の区分、側溝等の構造物、道路敷地の境界等

イ　水路等の場合は、形態、水路等の構造物及び附属物、水路敷地の境界等

ウ　他の地下埋設物

（３）掘削及び本復旧を行う範囲を赤色で表示し（塗りつぶし又は斜線）、延長、深さ等を記載すること。

〈解説〉

１　作図範囲を考慮して決定すること。

２（１）ア（ア）占用する部分は赤色、それ以外（宅地内等）の部分を黒色の実線で表示すること。

（イ）撤去する部分は、新設した部分と重ならないようにずらして黒色破線で記載し、赤色斜線で表示すること。

イ　当該給水装置の分岐対象が、専用給水装置又は私幹等の場合は、管種、口径、専用給水装置又は私幹の番号等を表示すること。

ウ　給水装置等の書き方については、「６・７　平面図の作成」を参照のこと。

（２）ア　道路等の幅員、舗装の種別等を表示すること。

イ　水路等の幅を表示すること。

ウ　位置、種類、管種、口径等を表示すること。

7・10　本復旧標準断面図の作成

1　縮尺は、1／50とすること。 2　記載する内容は、次のとおりとすること。 （1）給水装置の位置、管種、口径及び埋設深さ等を表示する。 （2）別図第27により、本復旧の範囲及び舗装構成等を記載し、掘削幅、復旧幅、掘削深さ等を表示する。 3　掘削範囲及び本復旧範囲を赤色で図示し（塗りつぶし又は斜線表示)、幅、深さ等を表示すること。

〈解説〉

2（1）給水装置は、赤色で表示すること。

（2）舗装構成等については、「本復旧標準断面図（別図第27)」を参照のこと。

3　本舗装を行わない場合の表示については、次のとおりとすること。

（1）路盤までの復旧とする場合は、本復旧標準断面図の路盤まで赤色で図示する。

（2）仮復旧を行う場合は、本復旧標準断面図を記載したほかに、仮復旧標準断面図を記載し、赤色で図示する。

別表第26　占用許可申請に係る提出図書一覧表

道路、水路等の種類	提　出　図　書	提出部数
一般国道４号 一般国道46号	占用許可申請図	３部
	位置図	３部
	道路管理台帳図の写し	３部
	保安施設設置変更移設等計画図書	３部
	埋設物確認兼工事立会い申込書写し	３部
	給水装置工事設計図(平面図)	３部
	申請場所の舗装種別が分かる現況写真	３部
一般国道106号 一般国道282号 一般国道396号 一般国道455号 主要地方道又は一般県道	占用許可申請図	３部
	位置図	３部
	道路管理台帳図の写し	３部
	保安施設設置変更移設等計画図書	３部
	埋設物確認兼工事立会い申込書写し	３部
	給水装置工事設計図(平面図)	３部
	申請場所の舗装種別が分かる現況写真	３部
法定外道路	占用許可申請図	１部
	位置図	１部
盛岡市道（区画整理事業区域内含む)	占用許可申請図	１部
	位置図	１部
河川(盛岡市建設部河川課所管のもの) 水路(　　〃　　)	占用許可申請図	１部
	位置図	１部
河川(盛岡市建設部河川課所管のものを除く) 水路(　　〃　　) 下水道用地（下水道排水施設等)	占用許可申請図	３部
	位置図	３部
	公図写し	３部
	埋設物確認兼工事立会い申込書写し	３部
	給水装置工事設計図(平面図)	３部
土地改良区所管の水路	占用許可申請図	３部
	位置図	３部
	公図写し	３部
	埋設物確認兼工事立会い申込書写し	３部
	給水装置工事設計図(平面図)	３部

※　法定外道路、盛岡市道及び河川水路で盛岡市建設部河川課所管のものは個人申請となるので、確認用図面(占用許可申請図)の提出とする。

8　様式集

＜施行規程様式＞

	様式の名称	関係条文
様式第１号	給水装置工事申込書	第２条
様式第２号	給水装置工事承認書	第２条
様式第３号	給水装置工事取消届	第２条
様式第４号	給水装置工事申込者代理人選定届	第４条
様式第５号	給水装置工事設計審査申込書	第５条
様式第６号	給水装置工事設計審査承認書	第５条
様式第７号	給水装置工事完了検査申込書	第７条
様式第８号	章標	第７条
様式第９号	盛岡市指定給水装置工事事業者証	第７条の３
様式第10号	給水装置工事費分割納付承認申込書	第９条
様式第11号	加入金分割納付承認申込書	第10条
様式第12号	給水開始申込書	第11条
様式第13号	給水装置所有者代理人選定届	第12条
様式第14号	管理人選定（変更）届	第13条
様式第15号	水道メーター亡失（き損）届	第16条
様式第16号	水道使用中止届	第18条
様式第17号	私設消火栓使用許可申請書	第18条
様式第18号	給水装置所有者変更届	第18条
様式第19号	給水装置機能（水質）検査請求書	第19条
様式第20号	給水装置構造材質確認申請書	第19条の３

＜要領様式＞

	様式の名称	備　考
様式第１号	給水装置共同所有者届	
様式第２号	特別計量栓撤去誓約書	
様式第３号	給水装置工事設計審査手数料内訳書	
様式第４号	給水装置工事使用材料一覧表	その１、その２
様式第５号	加入金納付書送付先届	
様式第６号	給水装置工事一覧表	
様式第７号	予定栓一覧表	
様式第８号	口径変更届	
様式第９号	給水装置工事部分施行願	
様式第 10 号	給水装置図面写し交付申請書兼排水設備(等)図面写し交付申請書	
様式第 12 号	給水装置工事中間検査願	
様式第 13 号	分岐等工事着手届	
様式第 14 号	施工連絡票	
様式第 15 号	給水装置工事自社検査票	
様式第 16 号	給水装置工事完了検査変更願	
様式第 17 号	給水装置工事自社検査報告書	
様式第 18 号	給水装置工事しゅん工予定日変更届	
様式第 19 号	給水装置工事主任技術者変更届	
様式第 20 号	給水装置工事完了検査実施済証	
様式第 21 号	特定施設水道連結型スプリンクラー設備の設置に関する承諾書	
様式第 23 号	占用許可変更（取消）願	

	様式の名称	備　考
様式第 24 号	一般住宅等改築工事に伴う仮設給水装置工事届	
様式第 25 号	給水装置工事設計図	
様式第 26 号	給水装置工事しゅん工図	
様式第 27 号	占用許可申請図	
様式第 28 号	使用印鑑届	
様式第 29 号	給水装置修繕工事報告書	
様式第30号	受水槽施設設置報告書	
様式第31号	水道の給水管に直結する非常用貯水槽の設置に関する承諾書	

＜参考様式＞

	様式の名称	備　考
参考様式第１号	委任状	
参考様式第２号	申請時の添付図書チェックリスト	

施行規程様式第１号　（第２条関係）（日本産業規格Ａ４）

給水装置工事申込書

年　　月　　日

盛岡市上下水道事業管理者　様

申　込　者　　住所
氏名

次の給水装置工事を施行したいので、下記の事項を了承の上、申し込みます。

工　事　種　別	新設 ・ 改造 ・ 修繕 ・ 撤去
給水装置場所	盛岡市　（住居表示）
業　　態	一般用 ・ 学校病院用 ・ 団体用 ・ 営業用 ・ 工業用 ・ その他（　　）
用　途　区　分	一般 ・ 臨時 ・ 臨時あり一般 ・ 公衆浴場　用

1　この工事について利害関係人の同意を得ること。もし第三者から異議があったときは、申込者においてこれを処理すること。
2　加入金及び各手数料について、盛岡市水道事業給水条例を契約の内容とすることに合意すること。

委　任　状

年　　月　　日

受　任　者（盛岡市指定給水装置工事事業者）
氏名又は名称
代表者氏名

この給水装置工事の一切を盛岡市指定給水装置工事事業者に委任します。

委　任　者
氏　名

施行規程様式第２号　(第２条関係)(日本産業規格Ａ４)

給　水　装　置　工　事　承　認　書

年　　月　　日

様

盛岡市上下水道事業管理者　　㊞

年　　月　　日付けで申込みのあった給水装置工事について、次のとおり承認したので通知します。

工　事　種　別	新設・改造・修繕・撤去
給水装置場所	盛岡市
業態・用途区分	(　　用)
収受年月日	年　　月　　日
収受番号	第　　号
栓種・番号	第　　号
盛岡市指定給水装置工事事業者	氏名又は名称 代表者氏名
承　認　条　件	
申込時了承事項	１　この工事について利害関係人の同意を得ること。もし第三者から異議があったときは、申込者においてこれを処理すること。 ２　加入金及び各手数料について、盛岡市水道事業給水条例を契約の内容とすることに合意すること。

施行規程様式第３号　（第２条関係）（日本産業規格Ａ４）

給　水　装　置　工　事　取　消　届

年　　月　　日

盛岡市上下水道事業管理者　様

申　込　者　　住所

氏名

年　　月　　日付けで申込みを行った給水装置工事を取り消しますので、次のとおり届け出ます。

工　事　種　別	新設・改造・修繕・撤去
給水装置場所	盛岡市
※収受年月日	年　　月　　日
※収受番号	
※承認日	年　　月　　日
栓　種　・　番　号	専用･共用･私消･私幹･予定･特計　第　　号
盛岡市指定 給水装置工事事業者	氏名又は名称 代表者氏名
取　消　事　由	

※承認を受けた給水装置工事を取消す場合に記入すること。

施行規程様式第４号　（第４条関係）（日本産業規格Ａ４）

給　水　装　置　工　事　申　込　者　代　理　人　選　定　届

年　　月　　日

盛岡市上下水道事業管理者　　様

給水装置工事申込者　住所
氏名

選定の請求のあった代理人を次のとおり選定したので届け出ます。

工　事　種　別	新設・改造・修繕・撤去
給水装置場所	盛岡市
業態・用途区分	（　　用）
栓　種・番　号	専用･共用･私消･私幹･予定･特計　第　　号
代　理　人	住所　盛岡市 氏名
備　考	

施行規程様式第５号　（第５条関係）（日本産業規格Ａ４）

給水装置工事設計審査申込書

年　　月　　日

盛岡市上下水道事業管理者　様

盛岡市指定給水装置工事事業者
氏名又は名称
代表者氏名
担当給水装置工事主任技術者
氏　　名
電　　話

給水装置工事の設計審査を受けたいので、次のとおり申し込みます。

工事種別	新設 ・ 改造 ・ 修繕 ・ 撤去		
基幹給水装置	幹栓①第　　号・幹栓②第　　号 私幹　第　　号・私消　第　　号・予定栓　第　　号		
給水装置場所	盛岡市　　（住居表示）		
業態	一般用・学校病院用・団体用・営業用・工業用・その他（　　）		
用途区分	一般 ・ 臨時 ・ 臨時あり一般 ・ 公衆浴場用		
工事完了予定日	年　　月　　日		
申込者	住所 氏名		
※ 設計変更内容			
設計審査手数料	円	内訳	新設１：　　件　　改造：　　件 新設２：　　件　　修繕：　　件 新設３：　　件　　撤去：　　件

備考　※の欄は設計変更審査申込みの場合のみ記入してください。

施行規程様式第６号 （第５条関係）（日本産業規格Ａ４）

給 水 装 置 工 事 設 計 審 査 承 認 書

年　　月　　日

様

盛岡市上下水道事業管理者　　㊞

年　　月　　日付けで申込みのあった次の給水装置工事の設計審査を行った結果、適当と認めたので承認します。

工　事　種　別	新設・改造・修繕・撤去
基 幹 給 水 装 置	
給 水 装 置 場 所	盛岡市
業 態 ・ 用 途 区 分	（　　用）
工 事 完 了 予 定 日	年　　月　　日
申　込　者	住所 氏名
収 受 年 月 日	年　　月　　日
収　受　番　号	第　　号
栓　種　・　番　号	第　　号
備　考	

施行規程様式第７号　（第７条関係）（日本産業規格Ａ４）

給　水　装　置　工　事　完　了　検　査　申　込　書

年　　月　　日

盛岡市上下水道事業管理者　　様

盛岡市指定給水装置工事事業者

氏名又は名称

代表者氏名

給水装置工事が別添しゅん工図のとおり完了しましたので、完了検査をお願いします。

検査予定　（希望）　　年　　月　　日（調整）　　年　　月　　日							完了検査手数料
区分	収受番号	給水装置場所	申　込　者	希望時刻	調整時刻	完　結	
計							

施行規程様式第８号　（第７条関係）

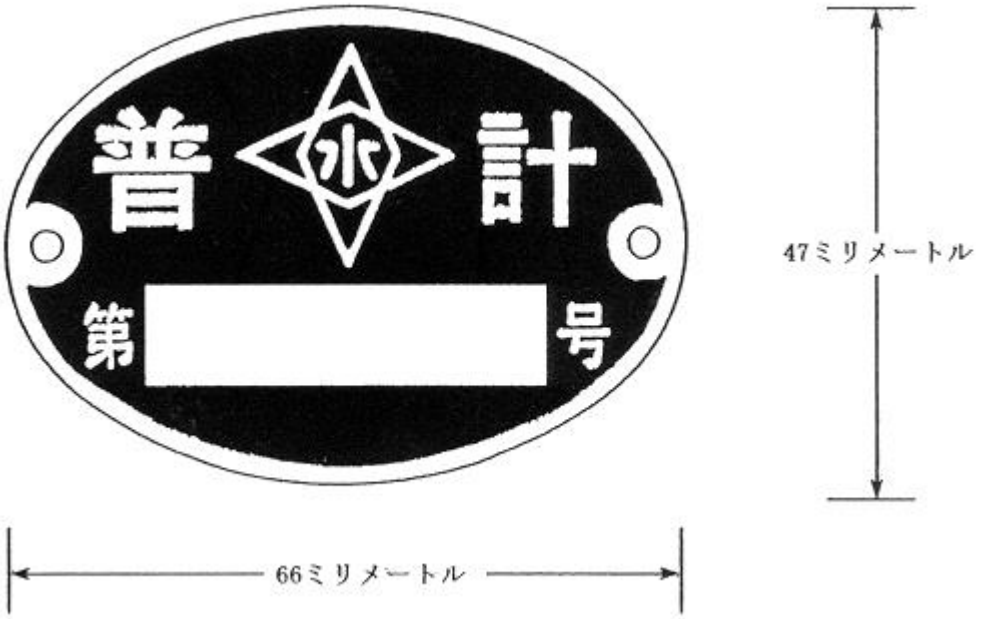

施行規程様式第９号　（第７条の３関係）（日本産業規格Ｂ４）

第　　号

盛　岡　市　指　定　給　水　装　置　工　事　事　業　者　証

盛岡市指定給水装置工事事業者として指定する

住所又は所在地

氏名又は名称及び
代表者氏名

年　　月　　日

盛岡市上下水道事業管理者　　㊞

施行規程様式第10号　（第９条関係）（日本産業規格Ａ４）

給水装置工事費分割納付承認申込書

年　　月　　日

盛岡市上下水道事業管理者　　様

申込者　住所

氏名

給水装置の工事費を次のとおり分割納付したいので申し込みます。

1　給水装置場所　盛岡市
2　給水装置の種類
3　メーターの口径
4　給水装置工事費の総額　　円
5　分割納付の内訳

区　　分	金　　額(円)	納 付 年 月 日	備　　考
第　　回		年　月　日	
第　　回		年　月　日	

切……取……線

給水装置工事費分割納付承認書

年　　月　　日

様

盛岡市上下水道事業管理者　　㊞

年　　月　　日付けで申込みのあった給水装置の工事費の分割納付について、次のとおり承認します。

1　給水装置場所　盛岡市
2　給水装置の種類
3　メーターの口径
4　給水装置工事費の総額　　円
5　分割納付の内訳

区　　分	金　　額(円)	納 付 年 月 日	備　　考
第　　回		年　月　日	
第　　回		年　月　日	

施行規程様式第11号　（第10条関係）（日本産業規格Ａ４）

加入金分割納付承認申込書

年　　月　　日

盛岡市上下水道事業管理者　　様

申込者　住所

氏名

加入金を次のとおり分割納付したいので申し込みます。

1　給水装置場所　盛岡市
2　給水装置の種類
3　メーターの口径
4　加入金の額　　円
5　分割納付の内訳

区　　分	金　　額(円)	納 付 年 月 日	備　　考
第　　回		年　月　日	
第　　回		年　月　日	

……切……取……線……

加入金分割納付承認書

年　　月　　日

様

盛岡市上下水道事業管理者　　㊞

年　　月　　日付けで申込みのあった加入金の分割納付について、次のとおり承認します。

1　給水装置場所　盛岡市
2　給水装置の種類
3　メーターの口径
4　加入金の額　　円
5　分割納付の内訳

区　　分	金　　額(円)	納 付 年 月 日	備　　考
第　　回		年　月　日	
第　　回		年　月　日	

施行規程様式第12号　（第11条関係）（日本産業規格Ａ４）

（その１）

給　水　開　始　申　込　書

盛岡市上下水道事業管理者　　様

水道の使用を開始したいので、次のとおり申し込みます。

※使 用 者 番 号				

※水　栓　番　号		

※使 用 者 住 所	
※方　　書 (アパート名、宿舎名等)	

※フ　リ　ガ　ナ	
※使 用 者 氏 名	
※連　　絡　　先	1自宅　2勤務先　3管理人　4所有者　5実家　6その他 ☎

（注）　前住所の口座振替を継続するとき記入してください。（市内転居者）

前住所情報	預　金　口　座	銀行コード	支店コード	種　目	口座番号	名 義 人 氏 名
				1普通 2当座		
	使 用 者 番 号		水栓番号		口座領収書発行要	
	住　　所				有　・　無	

収　納 区　分	家　族 人　数	業　　種	世帯数	注　意	配 布 先	開始時指針	BP 指針
※	※						

開　閉　理　由	使用開始日	調定開始月	異 動 事 由	受　付　日
※	※　・　・	年　月	※	※　・　・

送付先	町 名 コ ー ド					☎　〒
	市　　内					
	市　　外					
	方　　書					
	氏　　名					

			住　　所	
所有者	連絡先	本籍等	方　　書	〒
			氏　　名	☎

前 使 用 者 氏 名		備　　考		・本人(妻) ・代理 ・家主

備考　※の欄は必ず記入してください

（その２）インターネットでの申込（参考）

上下水道等使用開始のお申し込み

【 上下水道使用開始お申し込みフォーム 】

以下の1～5の項目に入力してください。

1. 使用場所、使用者氏名等を入力してください。

水せん番号	番号がお分かりにならないときは、空欄のままで結構です。 （半角）
井戸水・農業集落排水施設使用（必須）	井戸水のご利用について選択してください。 ―選択してください―
使用場所 （住所・番地・物件名・部屋番号）（必須）	―選択してください― 物件名、部屋番号等：
使用者氏名（必須）	法人名を希望されるときは法人名と代表者名を入力してください。 フリガナ：（全角カタカナ） 氏名：（全角） 【記入例】 株式会社〇〇 → (株)〇〇　代表取締役　□□　□□ △△合同会社 → △△(同)　社長　◇◇　◇◇ ※株式会社、合同会社などは(株)、(同)での登録となります。
使用人数（必須）	※家事用井戸水や農業集落排水施設をご利用の場合、使用人数で料金が計算されます。 ※必ず1人以上の人数で記入してください。 人（半角数字）
連絡先電話番号（1つは必須）	連絡先1：－－（半角数字）（必須） 連絡先1の種類：―選択してください―（必須） 連絡先2：－－（半角数字） 連絡先2の種類：―選択してください―
使用開始日（必須）	使用を開始する日を選択してください。 ―選択してください―

2. お支払い方法についてお伺いします。

支払い方法（必須）	新規にお申込のときは、料金のお支払いは納付書払いとなります。 納付書の送付先を選択してください。 〇使用場所と同じ → 5へ進んでください。 〇使用場所と異なる → 3へ進んでください。 〇口座振替（市内転居で前住所の引落し口座を継続されるとき） → 4へ進んでください。

3. 納付書の送付先が使用場所と異なるときは、以下に入力してください。

送付先氏名	法人名を希望される場合は法人名と代表者名を入力してください。 フリガナ: （全角カタカナ） 氏名: （全角） 【記入例】 株式会社〇〇 → (株)〇〇　代表取締役　□□　□□ △△合同会社 → △△(同)　社長　◇◇　◇◇ ※株式会社、合同会社などは(株)、(同)での登録となります。
送付先住所	郵便番号: － （半角数字） 住所: 物件名、部屋番号等:
連絡先電話番号	連絡先: － － （半角数字） 連絡先の種類: ―選択してください―

4. 2で「口座振替」を選択された方は、以下に入力してください。

※前住所が自家用水道又は集合住宅でお支払先が所有者や管理会社等のときは、口座の継続はできませんのでご了承ください。
前使用場所の検針票や領収書をご用意ください。

前住所の水せん番号	番号がお分かりにならないときは、空欄のままで結構です。 （半角）
使用者氏名	フリガナ: （全角カタカナ） 氏名: （全角）
使用場所 (住所・番地・物件名・部屋番号)	住所は番地も含めて全角文字で入力してください。 ―選択してください― 物件名、部屋番号等:

5. 申込者について以下に入力してください。

申込者（必須）	以下の項目から選択してください。 ―選択してください― 「本人」以外のときは、以下に入力してください。 氏名: （全角）
申込者電話番号（必須）	－ － （半角数字）
申込者Eメールアドレス（必須）	（半角）

施行規程様式第13号　(第12条関係)(日本産業規格Ａ４)

給　水　装　置　所　有　者　代　理　人　選　定　届

年　　月　　日

盛岡市上下水道事業管理者　　様

給水装置所有者　住所

氏名

給水装置の所有者の代理人を次のとおり選定したので届け出ます。

給　水　装　置　場　所	盛岡市
栓　種　・　番　号	第　　号
代　理　人	住所　盛岡市 氏名
備　考	

施行規程様式第14号　（第13条関係）（日本産業規格Ａ４）

管　理　人　選　定　（変　更）　届

年　　月　　日

盛岡市上下水道事業管理者　　様

届出者　住所

氏名

電話

水道の使用に係る管理人を次のとおり選定したので届け出ます。

給　水　装　置　場　所	盛岡市
水　　栓　　番　　号	第　　号
該　　当　　項　　目	給水装置の共有　　給水装置の共用 共用給水装置を使用　　その他（　　）
新　　管　　理　　人	住所 氏名 電話
旧　　管　　理　　人	住所 氏名 電話
備　　考	

施行規程様式第15号　（第16条関係）（日本産業規格Ａ４）

水　道　メ　ー　タ　ー　亡　失　（き　損　）届

年　　月　　日

盛岡市上下水道事業管理者　　様

届出人　氏名又は名称
住所
代表者氏名
電話

水道メーターを亡失(き損)したので、次のとおり届け出ます。

給　水　装　置　場　所	盛岡市		
水　　栓　　番　　号	第　　号		
メ　ー　タ　ー　口　径	mm	メ　ー　タ　ー　番　号	
亡失(き損)の理由			

施行規程様式第16号　（第18条関係）（日本産業規格Ａ４）

水　道　使　用　中　止　届

盛岡市上下水道事業管理者　　様

水道の使用を中止したいので、次のとおり申し込みます。

※使　用　者　番　号				

※水　栓　番　号	

使　用　者　住　所	

※方　書 〔アパート名、宿舎名等〕	

※フ　リ　ガ　ナ	
使　用　者　氏　名	

転居(送付)先	町　内　コ　ー　ド					☎　　（　）
	市　内					
	市　外					
	方　書					〒　—
	氏　名					

受　付　日	中止検針月日	口座	中　止　理　由	指　示	精　算　方　法
・　・	・　・	1 口座領収書発行	1 転居中止　2 一時中止　3 取壊し　4 店舗閉鎖　5 無届転居	1 水を止める　2 メーター撤去	1 所有者　2 市内精算送付　3 市外精算送付　4 口座振替　5 現地精算　6 精算なし
	転居月日				
	・　・				

備　　考		・本人(妻) ・代理 ・家主

施行規程様式第17号　（第18条関係）（日本産業規格Ａ４）

私設消火栓使用許可申請書

年　　月　　日

盛岡市上下水道事業管理者　　様

使用者　住　所
氏　名

私設消火栓を使用したいので、次のとおり申請します。

消火栓所在地	盛岡市		
消火栓の口径及び番号	ミリメートル　　第　　号		
使用目的			
使用予定月日	年　月　日	使用予定量	立方メートル
使用予定時間	時　　分から　　時　　分まで　　分間		

※立会者		※調定者	
※使用年月日	年　月　日	※調定年月日	年　月　日
※使用水量	立方メートル	※水道料金	円

備考　※の欄は記入しないでください。

切……取……線

私設消火栓使用許可書

年　　月　　日

様

盛岡市上下水道事業管理者　　㊞

年　　月　　日付けで申請のあった私設消火栓の使用については、これを許可します。

施行規程様式第18号　（第18条関係）（日本産業規格Ａ４）

給水装置所有者変更届

令和　　年　　月　　日

盛岡市上下水道事業管理者　　様

新所有者　住所
氏名
電話
旧所有者　住所
氏名

給水装置の所有者を変更したので、盛岡市水道事業給水条例第 22 条に基づき次のとおり届け出ます。

給水装置場所	（住居表示） 盛岡市
栓種・番号	□専用給水装置　□共用　□私消　□私幹　□予定栓　□特計 第　　号
変更年月日	□昭和　□平成　□令和　　年　　月　　日
理　　由	□相続　□売買　□譲渡　□その他（　　）
証明書類 ※いずれか１点添付	□　土地・建物登記簿　　□　土地・建物の売買契約書 □　建築確認通知書　　□　固定資産税納税通知書等 □　その他（　　）
備　　考	

注　１　土地・建物登記簿、土地・建物の売買契約書、建築確認通知書、固定資産税、納税通知書等により現所有者を確認させていただきます。
　　２　後日、利害関係人等から、この届出の内容等について異議の申出があっても、盛岡市上下水道事業管理者はその責任を負いません。

施行規程様式第19号（第19条関係）（日本産業規格Ａ４）

給水装置機能(水質)検査請求書

年　　月　　日

盛岡市上下水道事業管理者　　様

請求者　住　所

氏　名

電話

給水装置の機能(水質)の検査を次のとおり請求します。

給　水　装　置　場　所	盛岡市
栓　種　・　番　号	第　　号
検　査　請　求　の　理　由	1　異常な臭味　　2　異常な色(　色) 3　異物の流出　　4　出水不良 5　水撃　　6　異状音 7　その他(　　)

施行規程様式第20号（第19条の3関係）（日本産業規格Ａ４）

給水装置構造材質確認申請書

年　　月　　日

盛岡市上下水道事業管理者　　様

請求者　住　所

氏　名

電話

給水装置の構造及び材質が水道法施行令(昭和32年政令第336号)第6条に定める基準に適合していることの確認を受けたいので、次のとおり申請します。

給水装置場所	盛岡市
栓種・番号	第　　号
確認部分	
添付図書	
備考	

要領様式第１号　給水装置共同所有者届（日本産業規格Ａ４）

給水装置共同所有者届

年　　月　　日

盛岡市上下水道事業管理者　　様

代表者　住所
　　氏名

給水装置の共同所有者を次のとおり届け出ます。

給水装置場所	盛岡市
栓 種 ・ 番 号	専用・共用・私消・私幹・予定・特計　　第　　号

給　水　装　置　の　共　同　所　有　者	
住　　所	氏　　名

要領様式第２号　特別計量栓撤去誓約書（日本産業規格Ａ４）

特別計量栓撤去誓約書

年　　月　　日

盛岡市上下水道事業管理者　　様

申込者　住所

氏名

次の特別計量栓は、使用期間終了後速やかに水道料金を精算し、撤去することを誓約します。

給水装置場所	盛岡市
使用目的	
予定使用期間	（自）　　年　　月　　日 （至）　　年　　月　　日
予定使用水量	１日　　m^3　　日間 合計　　m^3

要領様式第３号　給水装置工事設計審査手数料内訳書（日本産業規格Ａ４）

給水装置工事設計審査手数料内訳書

年　　月　　日

盛岡市上下水道事業管理者　　様

盛岡市指定給水装置工事事業者
氏名又は名称
代表者氏名

次の給水装置工事について、設計審査手数料を納付します。

番号	給水装置場所	申込者	区分※		手数料	摘要
1			新･改･修･撤	１・２・３		
2			新･改･修･撤	１・２・３		
3			新･改･修･撤	１・２・３		
4			新･改･修･撤	１・２・３		
5			新･改･修･撤	１・２・３		
6			新･改･修･撤	１・２・３		
7			新･改･修･撤	１・２・３		
8			新･改･修･撤	１・２・３		
9			新･改･修･撤	１・２・３		
10			新･改･修･撤	１・２・３		
合計						

※「新」の場合、１、２、３のいずれかに○をすること。

工事種別		分岐口径	設計審査手数料(円)	工事種別	設計審査手数料(円)
新　設	1	φ25mm以下	2,500	改　造	2,000
	2	φ30～50mm	4,000	修　繕	2,000
	3	φ75mm以上	6,500	撤　去	1,000

要領様式第４号　給水装置工事使用材料一覧表(日本産業規格Ａ４)

（その１）　　給 水 装 置 工 事 使 用 材 料 一 覧 表

給水装置場所	盛岡市
栓種・番号	専用・共用・私消・私幹・予定・特計　　第　　号

《分岐からメーターまで》

	製品名	口径(㎜)	製造業者	規格認証方法
分岐材料				
給水管材料				
継手材料				
栓・弁材料				
その他の材料				

備考　・ダクタイル鋳鉄管接合部品等についても、基準適合品を使用。
　　・メーター下流側の使用材料については、基準適合品を使用。

（その２）　　給水装置工事使用材料一覧表

給水装置場所	盛岡市
栓種・番号	専用・共用・私消・私幹・予定・特計　　第　　号

《メーター先から器具まで》

	製品名	口径（㎜）	製造業者	規格認証方法
給水管材料				
継手材料				
栓・弁材料				
その他・器具類				

要領様式第５号　加入金納付書送付先届（日本産業規格Ａ５）

通知番号＿＿＿＿＿＿＿＿

加入金納付書送付先届

年　　月　　日

盛岡市上下水道事業管理者　様

申込者　住所
　　氏名

給水装置の　新　設　改　造　工事にかかる加入金納付書の送付先を次のとおり届け出ます。

加入金納付書送付先	住　所　盛岡市 氏　名
盛岡市指定給水装置工事事業者	
給水装置場所	盛岡市
収受番号	（新設・改造）第　　号
栓種・番号	（専用・共用・特計）第　　号
メーター口径	新設　　mm　×　　既設　　mm　×
加入金	円（うち消費税相当額　　円）

要領様式第６号　給水装置工事一覧表（日本産業規格Ｂ４）

給水装置工事一覧表

No.	設計審査手数料		用途区分	収受番号	(部屋番号) 専用栓番号	メーター口径・番号				加　入　金		工事着手時		幹栓 ・ 予定栓	承 認 条 件 等	工事終了時開閉状況	台帳記入
						既　設		新　設									
	区分	手数料				口径	番号	口径	番号	金額	内 消費税	開閉状況	利用区分				
合計																	

要領様式第７号　予定栓一覧表(日本産業規格Ａ４)

予　定　栓　一　覧　表

番　号	分岐 口径	収受番号	予定栓番号	栓種・番号	備　　考 (私幹・幹栓)

要領様式第８号　口径変更届（日本産業規格Ａ４）

口　径　変　更　届

年　　月　　日

盛岡市上下水道事業管理者　　様

盛岡市指定給水装置工事事業者
氏名又は名称
代表者氏名
担当給水装置工事主任技術者
氏名

給水装置のメーター口径を変更しますので、次のとおり届け出ます。

給水装置場所	盛岡市
給水装置工事申込者	住　所 氏　名
使用者	住　所 氏　名
収受番号	（改造）第　　号
栓種・番号	専用・共用・特計　　第　　号
メーター口径	新設　　㎜　　既設　　㎜
メーター番号	新設　　既設
現指針	新設　　㎥　　既設　　㎥
変更年月日	年　　月　　日

要領様式第９号　給水装置工事部分施行願（日本産業規格Ａ４）

給水装置工事部分施行願

年　　月　　日

盛岡市上下水道事業管理者　　様

申込者
住　所

氏　名

次の給水装置工事の一部を給水装置工事等の申込みの前に施行したいので、承認願います。

工事種別	新設・改造・修繕・撤去
基幹給水装置	幹栓①第　　号・幹栓②第　　号 私幹 第　　号･私消 第　　号･予定栓 第　　号
給水装置場所	盛岡市
栓種・番号	専用・共用・私消・私幹・予定・特計　第　　号
業態・用途区分	（　　用）
盛岡市指定給水装置事業者 氏名又は名称 代表者氏名	
事前着工の理由	
部分施行着工予定日	年　　月　　日
給水装置工事等申込み予定日	年　　月　　日
備考	

要領様式第 10 号　給水装置図面写し交付申請書（日本産業規格Ａ５）

給水装置・排水設備図面写し交付申請書

年　　月　　日

盛岡市上下水道事業管理者　様

・盛岡市水道事業給水条例第34条の規定に同意します。
・盛岡市下水道条例第25条又は盛岡市農業集落排水施設条例第12条の規定に同意します。
・取得した個人情報を漏えいすることなく適切に管理することを誓約します。

申請者	住所	
	氏名	

No.	水栓番号等	給水装置	排水設備		No.	水栓番号等	給水装置	排水設備		摘　要
			下水道	農集				下水道	農集	
1		□	□	□	5		□	□	□	
2		□	□	□	6		□	□	□	
3		□	□	□	7		□	□	□	
4		□	□	□	8		□	□	□	
給水装置		円			枚		合　計			
排水設備	下水道	円			枚		交付枚数		枚	
	農集	円			枚		金額		円	

備考
・給水装置所有者又は盛岡市指定給水装置工事事業者以外の方は、委任状を添付してください。
・排水設備所有者又は盛岡市指定下水道工事店以外の方は、委任状を添付してください。

要領様式第 12 号　給水装置工事中間検査願（日本産業規格Ａ４）

給水装置工事中間検査願

年　　月　　日

盛岡市上下水道事業管理者　　様

盛岡市指定給水装置工事事業者
氏名又は名称
代表者氏名
担当給水装置工事主任技術者
氏名

次の給水装置工事について、中間検査をお願いします。

中間検査の内容	１．出来形　２．水　圧　３．その他（　　）
工種・収受番号	新設・改造・修繕・撤去　第　　号
給水装置場所	盛岡市
栓種・番号	専用・共用・私消・私幹・予定・特計　　第　　号
申込者	
希望日時	年　　月　　日　　時　　分
＊調整日時	年　　月　　日　　時　　分
備考	

＊は、記入しないで下さい。

要領様式第 13 号　分岐等工事着手届（日本産業規格Ａ４）

分岐等工事着手届

年　　月　　日

盛岡市上下水道事業管理者　　様

盛岡市指定給水装置工事事業者
氏名又は名称
代表者氏名
担当給水装置工事主任技術者
氏名

次のとおり工事に着手したいので届け出ます。

工種	水栓番号	占用許可番号	施工場所	既設管×分岐口径	工法	施工月日			備考
	収受番号	道路種別※	申請者氏名			希望	調整	分岐時刻	
新改修撤									
新改修撤									
新改修撤									
新改修撤									
新改修撤									
新改修撤									
新改修撤									
新改修撤									

※　道路種別の欄には、国・県・市道または法定外道路等の別を記入すること。

要領様式第 14 号　施工連絡票(日本産業規格Ａ４)

施　工　連　絡　票

年　　月　　日

申　込　者			水栓番号　　収受番号	
工事事業者		TEL		
		担当主任技術者　　TEL		
施工	日時	月　　日　　時から		
		月　　日　　時から		
		断水時間　　時～　　時まで		
	場所	(図面は別紙掲載)		
	分岐	(既設管)　　×(取出管)		
	工種	新設　改造　修繕　撤去	目標	
	内容	断水工事　不断水工事　凍結工事　切り廻し　洗管作業		
		バルブ操作　その他(　　)		
影　響		断水　濁り　減圧　減水　(　　)	約　　世帯	
広　報		チラシ　口頭　広報車　その他(　　)		
注意事項				

要領様式第15号　給水装置工事自社検査票(日本産業規格Ａ４)

給水装置工事自社検査票

収　受	年　月　日 新設・改造・撤去	第　号	栓種・番号	
給水装置場所	盛岡市			
申　込　者		工事事業者		
検　査　者		自社検査年月日	年　月　日	

確認事項			確認欄	確認事項				確認欄
書類等	1	利害関係人の同意は得ているか		現場確認	管・水栓類	8	既設管は異常ないか	
	2	審査時の指示事項は守られているか				9	ボールタップの性能は良いか	
	3	設計図との相違はないか				10	水抜栓の位置は適当か	
	4	方位、記号、線種は正しいか				11	水抜栓の排水対策は良いか	
	5	弁栓類のオフセットは記入しているか				12	水抜栓の逆取付はないか	
	6	道路横断図は記入しているか				13		
	7	隣接家屋の栓番号、境界を記入しているか			しゅん工図	1	位置図は正確か、判読できるか	
	8	構造材質基準適合品を使用しているか				2	配管位置はしゅん工図のとおりか	
	9	適切な施工方法か(汚染･逆流･凍結等対策)				3	止水栓、メーターの位置はしゅん工図のとおりか	
	10	口径変更届は提出したか				4	管種、口径はしゅん工図のとおりか	
現場確認	分岐・メーター・止水栓	1	分岐工法は適切か			5	縮尺は間違いないか	
		2	分岐部のオフセットは正確か			6	弁、栓類のオフセットはしゅん工図のとおりか	
		3	止水栓の位置、機能は良いか			7		
		4	止水栓筐の取付は良いか、傾きはないか		その他	1	審査時の指示事項は守られているか	
		5	メーターは水平か、逆取付はないか			2	路面の復旧は良いか	
		6	検針、交換に支障はないか			3	汚染、逆流対策は十分か	
		7	メーターの防寒対策は良いか			4	クロスコネクションはないか	
		8	逆止弁の位置、機能は良いか			5	給水用具の吐水量、動作状態は良いか	
		9	隔測メーター発信部にゆるみはないか			6	受水槽の吐水口空間は十分か	
		10	隔測メーター受信部の結線に誤りはないか			7	メーターを経由しているか（集合住宅は個々）	
		11				8	メーター番号は間違いないか(同上)	
	管・水栓類	1	構造材質基準適合品を使用しているか			9	管の洗浄は十分か	
		2	メーターまでの材料、工法は指示どおりか			10	水圧試験　　MPa　　分間	
		3	所定の埋設深さが確保されているか			11	残留塩素　　mg/ℓ	
		4	立上り管等の防寒対策は十分か			12	水質確認（色・濁り・臭気・味）	
		5	管の固定は適切か		特記事項 工事完了時開閉状態（開・閉）			
		6	水栓類の選定は適切か					
		7	ウォーターハンマー対策は十分か					

1　確認項目のうち該当する番号を○で囲み、良好なものに✓印する。

2　アパート等の集合住宅は、一棟単位で記入する。

要領様式第 16 号　給水装置工事完了検査変更願（日本産業規格Ａ４）

給水装置工事完了検査変更願

年　　月　　日

盛岡市上下水道事業管理者　　様

盛岡市指定給水装置工事事業者
氏名又は名称
代表者氏名
担当給水装置工事主任技術者
氏名

年　　月　　日付けで給水装置工事完了検査申込書を提出していましたが、次のとおり検査日時を変更したいので願い出ます。

工種・収受番号	新設・改造・修繕・撤去　　第　　号
栓種・番号	専用・共用・私消・私幹・予定・特計第　　号
給水装置場所	盛岡市
申込者	
納入済額	
変更理由	
当初予定日時	年　　月　　日　　時　　分
変更希望日時	年　　月　　日　　時　　分
＊調整日時	年　　月　　日　　時　　分
備考	

＊は、記入しないで下さい。

要領様式第 17 号　給水装置工事自社検査報告書(日本産業規格Ａ４)

給水装置工事自社検査報告書

年　　月　　日

盛岡市上下水道事業管理者　　様

盛岡市指定給水装置工事事業者
氏名又は名称
代表者氏名
給水装置工事主任技術者
氏名
給水装置工事配管技能者
氏名

次の給水装置工事について自社検査した結果、水道法施行令第６条に定める「給水装置の構造及び材質の基準」に適合していることを確認したので報告します。

工種・収受番号	新設・改造・修繕・撤去　　第　　号		
給水装置場所	盛岡市		
申　込　者			
栓種・番号	専用・共用・私消・私幹・予定・特計　　第　　号		
残留塩素	mg/ℓ	工事完了時 開閉状態	開　・　閉

判　定	合　格　・　再検査　・　不合格

年　　月　　日　　検査員　　㊞

要領様式第 18 号　給水装置工事しゅん工予定日変更届（日本産業規格Ａ４）

給水装置工事しゅん工予定日変更届

年　　月　　日

盛岡市上下水道事業管理者　　様

盛岡市指定給水装置工事事業者
氏名又は名称
代表者氏名
担当給水装置工事主任技術者
氏名

給水装置工事のしゅん工予定日を変更したいので、次のとおり届け出ます。

栓　　種	収受年月日	給 水 装 置 場 所	前回しゅん工予定月日	延 期 理 由
番　　号	収 受 番 号	申　　込　　者	延期しゅん工予定月日	
専用・共用・私消 私幹・予定・特計	年　月　日	盛岡市	年　月　日	
第　　号	第　　号		年　月　日	
専用・共用・私消 私幹・予定・特計	年　月　日	盛岡市	年　月　日	
第　　号	第　　号		年　月　日	
専用・共用・私消 私幹・予定・特計	年　月　日	盛岡市	年　月　日	
第　　号	第　　号		年　月　日	
専用・共用・私消 私幹・予定・特計	年　月　日	盛岡市	年　月　日	
第　　号	第　　号		年　月　日	
専用・共用・私消 私幹・予定・特計	年　月　日	盛岡市	年　月　日	
第　　号	第　　号		年　月　日	
専用・共用・私消 私幹・予定・特計	年　月　日	盛岡市	年　月　日	
第　　号	第　　号		年　月　日	
専用・共用・私消 私幹・予定・特計	年　月　日	盛岡市	年　月　日	
第　　号	第　　号		年　月　日	

要領様式第 19 号　給水装置工事主任技術者変更届（日本産業規格Ａ４）

給水装置工事主任技術者変更届

年　　月　　日

盛岡市上下水道事業管理者　　様

盛岡市指定給水装置工事事業者
氏名又は名称
代表者氏名

次の給水装置工事の担当給水装置工事主任技術者を　　年　　月　　日付けで変更したので、届け出ます。

工事種別	新設・改造・修繕・撤去
給水装置場所	盛岡市
業態・用途区分	（　　用）
収受年月日	年　月　日
収受番号	第　　号
栓種・番号	専用・共用・私消・私幹・予定・特計　第　　号
申込者	住　所 氏　名
担当給水装置工事主任技術者	変更前氏名 変更後氏名
変更の理由	
備考	

要領様式第 20 号　給水装置工事完了検査実施済証(日本産業規格Ａ５)

区分・収受番号	
手数料	円

給水装置工事完了検査実施済証

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様

盛岡市上下水道事業管理者　　㊞

さきに申請のありました給水装置工事について完了検査を
実施した結果は次のとおりでしたので、お知らせします。

記

装置場所
　盛岡市＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
水栓番号　　第　　号
検査日　　年　月　日
結　果　　合格　・　不合格
工事事業者
　　TEL ：

手数料納入済

要領様式第21号　特定施設水道連結型スプリンクラー設備の設置に関する承諾書(日本産業規格Ａ４)

特定施設水道連結型スプリンクラー設備の設置に関する承諾書

年　　月　　日

盛岡市上下水道事業管理者　様

申　込　者　住所

氏名

給水装置場所	盛岡市
水栓番号	第　　号
指定給水装置工事事業者	氏名又は名称 代表者氏名
担当給水装置工事主任技術者名	
消防設備士名	
スプリンクラー設備への給水方式について	1　直結直圧式 2　受水槽式　　受水槽は　　1　単独　・　2　一般給水と兼用 受水槽容量　　ℓ

特定施設水道連結型スプリンクラー設備の設置にあたり、下記の条件を承諾いたします。

記

1　配水管の断水（災害その他の正当な理由による一時的な断水又は水道施設の工事に係る断水）又は水圧低下のために、受水槽への給水が不足する事等により、スプリンクラー設備の性能が十分発揮されない状況が生じたとしても、盛岡市上下水道局へは一切の異議申し立て及び責任の追求を行わないこと。

2　当該スプリンクラー設備が設置された家屋又は部屋を賃貸するときは、当該設備が上記の条件付きであることを、借家人等に周知すること。

3　当該スプリンクラー設備の所有者を変更するときは、上記事項について譲受人に周知すること。

4　当該スプリンクラー設備等の消防用設備に関する情報（水圧及び水量の設計方法等）について、盛岡市上下水道局へ提出すること。（ただし、受水槽式の場合は除く。）

5　当該スプリンクラー設備の維持管理上における必要事項及び連絡先を、見やすいところに表示すること。

要領様式第 23 号　占用許可変更（取消）願(日本産業規格Ａ４)

占用許可変更（取消）願

年　　月　　日

盛岡市上下水道事業管理者　　様

盛岡市指定給水装置工事事業者
氏名又は名称
代表者氏名

年　　月　　日付けで占用許可を受けた次の給水装置工事の占用許可を　変更　（取消）したいので願い出ます。

工　事　種　別	新設・改造・修繕・撤去
給　水　装　置　場　所	盛岡市
業　態　・　用　途　区　分	（　　用）
収　受　年　月　日	年　　月　　日
収　受　番　号	第　　号
栓　種　・　番　号	専用・共用・私消・私幹・予定・特計　第　　号
申　込　者	住　所 氏　名
占用許可申請番号	盛水給第　　－　　号
占用許可年月日	年　　月　　日
占　用　許　可　番　号	
変更（取消）事由	
備　考	

要領様式第24号　一般住宅等改築工事に伴う仮設給水装置工事届（日本産業規格Ａ４）

年　　月　　日

盛岡市上下水道事業管理者　様

申込者
住所
氏名

一般住宅等改築工事に伴う仮設給水装置工事届

給水装置工事施行要領４・２・１第１項(2)の給水装置工事を施行したので届け出ます。

記

１．装 置 場 所　盛岡市

２．水 栓 番 号　専用給水装置　　第　　号

３．メ ー タ ー　口径　　ミリ　　番号　第　　号

４．施行した日　　年　　月　　日

５．工事事業者

６．使 用 期 間　　年　　月　　日　から　　年　　月　　日　まで

７．使 用 水 量　　立方メートル

８．給水装置工事
　申込予定月日　　年　　月　　日

９．そ　の　他

要領様式第25号　給水装置工事設計図(日本産業規格Ａ３)

給水装置工事設計図

専・私・予・消・特

S＝

数量 / 工種	既設		新設		撤去		合計	
	口径	個数	口径	個数	口径	個数	口径	個数
分岐取出								
メーター								
給水栓								
〃								
給湯器具等								

収受No.○○○

地下埋設物		
種類	道路	宅内
NTT ケーブル		
NTT ケーブル		
ガス管		
下水道管		

装置場所	
申込者	
工事事業者	
主任技術者	
しゅん工年月日	

要領様式第 25 号　給水装置工事設計図（日本産業規格Ａ３）

給水装置工事設計図の折り方について

給水装置工事設計図は、日本産業規格Ａ３を標準の大きさとし、下記の折り方を目安に図面を折り提出すること。また、Ａ３以外の図面の折り方は、別途管理者の指示に従うこと。

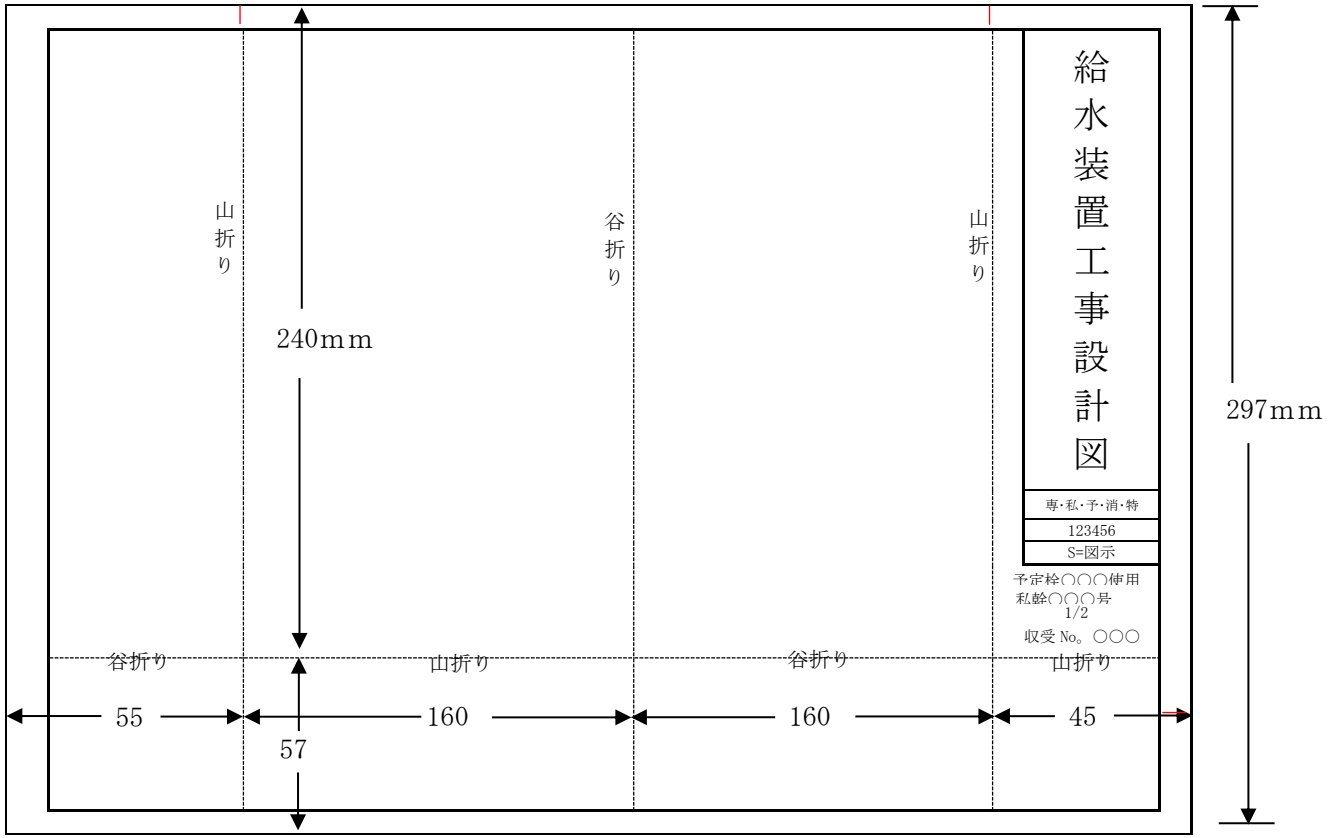

要領様式第 26 号　給水装置工事しゅん工図（日本産業規格Ａ３）

給水装置工事しゅん工図

専・私・予・消・特
S＝

工　種	口径	個数
分岐取出		
メーター		
給水栓		
〃		
給湯器具等		

収受No.○○○

地下埋設物		
種　類	道路	宅内
NTT ケーブル		
NTT ケーブル		
ガス管		
下水道管		

装置場所	
申込者	
工事事業者	
主任技術者	
しゅん工年月日	

要領様式第 26 号　給水装置工事しゅん工図（日本産業規格Ａ３）

給水装置工事しゅん工図の折り方について

給水装置工事しゅん工図は、日本産業規格Ａ３を標準の大きさとし、下記の折り方を目安に図面を折り提出すること。また、Ａ３以外の図面の折り方は、別途管理者の指示に従うこと。

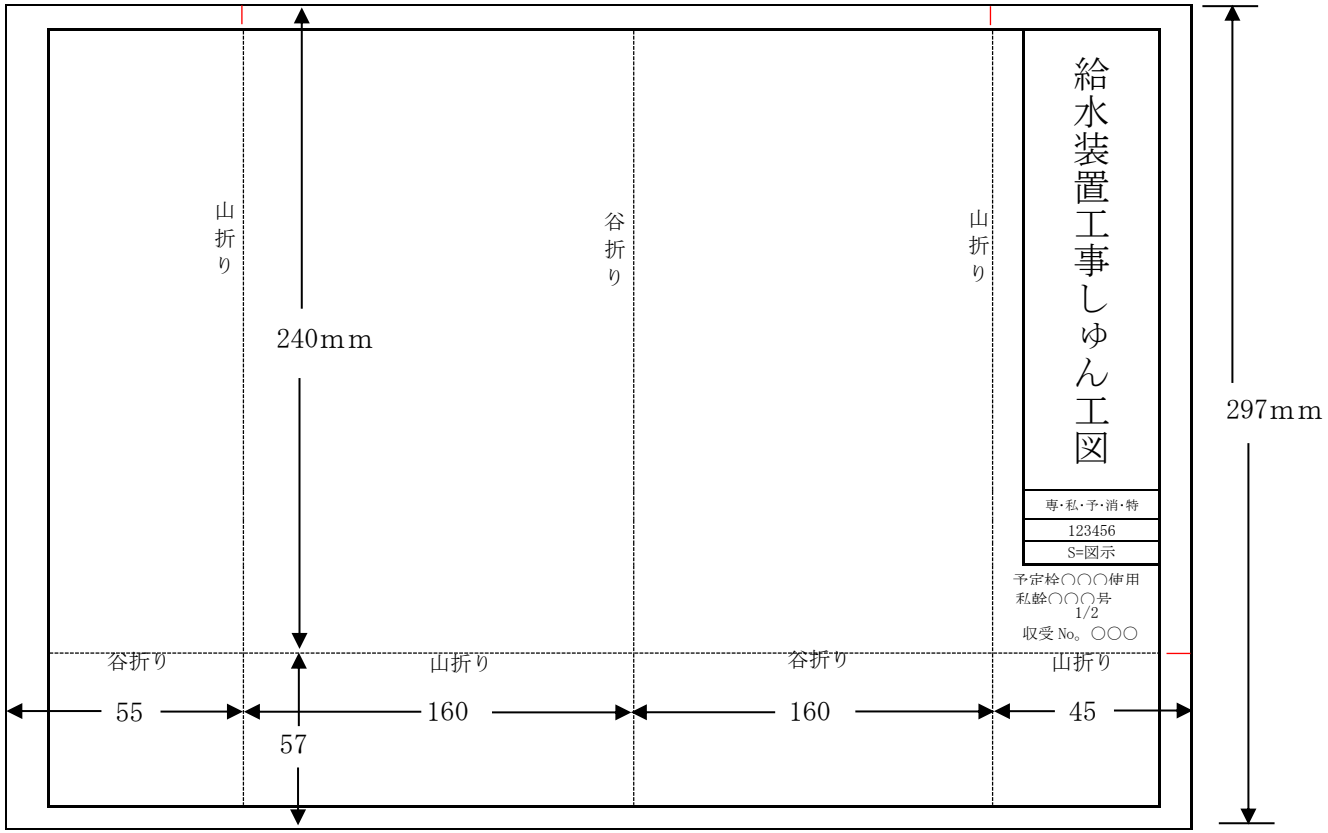

要領様式第 27 号　占用許可申請図（日本産業規格Ａ４）

位　置　図

占　用　許　可　申　請　図

占用目的	盛岡市上水道給水管　　工事
路線名	
占用場所	
占用物件	
占用管延長(m)	
歩車道の区分	歩道・車道・その他（　　）
舗装の種別	
掘削面積(㎡)	
復旧面積(㎡)	
路面標示の復旧	有　　m・無
道路規制方法	片側交互通行・全面通行止め・規制無し
申込者	
工事事業者	名　称 担　当 連絡先

平　面　図

横　断　面　図

本復旧標準断面図

要領様式第28号　使用印鑑届（日本産業規格Ａ４）

使　用　印　鑑　届

使用印

上記の印鑑を盛岡市水道事業給水条例施行規定及び給水装置工事施行要領等に規定する様式等の押印に使用したいので届出をします。

年　　月　　日

盛岡市上下水道事業管理者　　様

盛岡市指定給水装置工事事業者

氏名または名称　　（※）

住所

代表者氏名

（※）本人(代表者)が手書きしない場合は記名押印してください。

要領様式第29号　給水装置修繕報告書（日本産業規格A4）

給水装置修繕工事施工報告書（　　月分）

令和　　年　　月　　日

盛岡市上下水道事業管理者
様

住所又は所在地

氏名又は名称及
び代表者氏名

令和　　年　　月分の給水装置修繕工事(メーター下流側，ただし凍結解凍を除く)施工状況について，下記表のとおり報告します。

〔単位：件〕

工　種	状　態　別	原　因　別　集　計　欄						計
		A	B	C	D	E	F	
ビニル管	折　　損							
	穴　あ　き							
	亀　　裂							
	継 手 抜 け							
	ソケット割れ							
	そ　の　他							
鋼　　管	折　　損							
	穴　あ　き							
	亀　　裂							
	継　手　部							
	そ　の　他							
鉛　　管	折　　損							
	穴　あ　き							
	亀　　裂							
	接　合　部							
	そ　の　他							
水抜き栓	部　　品							
	コマパッキン							
	排水砂利入替							
	そ　の　他							
湯沸し器	湯 抜 き 弁							
	そ　の　他							
水洗トイレ	ボールタップ							
	ロータンク等							
	部　　品							
	そ　の　他							
そ の 他								
計								

〔原因の種類〕

A	経年劣化	C	接合不良	E	埋戻不良
B	腐　食	D	電　食	F	他工事関連

※ 給水装置修繕工事施工報告は，当月分を翌月の１０日までに報告願いします。(FAXでも可能です)

要領様式第 30 号　受水槽施設設置等報告書（日本産業規格 A４）

受水槽施設（設置・改造・撤去）報告書

年　月　日

水栓番号		第　　号		
建物名称				
建築物	所在地		郵便番号	－
	所有者		電話番号	
	所有者住所		郵便番号	－
	構造・階数			
	主たる用途	一般住宅・共同住宅・店舗・事務所・その他（　　）		
維持管理に係る連絡先	氏名		電話番号	
	住所		郵便番号	－
給水装置工事	新設 改造 撤去 ― 竣工	令和　年　月　日　、　メーター口径　φ　mm		
	工事事業者		電話番号	
	撤去内容	給水装置撤去　・　直圧への変更		
	その他			
受水槽	新設 改造 ― 水槽容量	呼称水量　　m^3　、　有効水量　　m^3　、　設置数　　基		
	用途	飲用　・　飲用外（　産業用　・　消防用　）		
	材質	FRP・RC・SUS・その他（　　）		
	設置位置	屋内式・屋外式　、　地上式・地下式 建物の［前・後・右・左・地下室内・一階室内・専用室内・その他（　　）］		
	給水方法	加圧ポンプ式・高置水槽式・気圧タンク式・その他（　　）		
	保健所への届出	※該当する場合のみ提出 簡易専用水道施設（設置・変更・廃止）届		チェック欄

要領様式第31号　水道の給水管に直結する非常用貯水槽の設置に関する承諾書(日本産業規格Ａ４)

水道の給水管に直結する非常用貯水槽の設置に関する承諾書

年　　月　　日

盛岡市上下水道事業管理者　様

水栓番号	第　　号
容量	m^3
給水装置場所	盛岡市
給水装置所有者	住所 氏名 連絡先
指定給水装置工事事業者	住所 氏名又は名称 代表者氏名
管理責任者 (管理会社等)	住所 管理会社名 責任者 連絡先

水道の給水管に直結する非常用貯水槽（以下「非常用貯水槽」という。）の設置にあたり、下記の条件を承諾いたします。

記

1　配水管の断水（災害その他の正当な理由による一時的な断水又は水道施設の工事に係る断水）又は水圧低下のために、非常用貯水槽の性能が十分に発揮されない状況が生じても、盛岡市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）はその責任を負わないこと。

2　非常用貯水槽を通じて給水される水の水質については、管理者はその責任を負わないこと。

3　非常用貯水槽はその所有者に管理責任がある。給水装置工事事業者は当該装置の製造業者と連携して、当該装置の設置場所、非常時の使用方法、維持管理・点検方法、水質の確認方法等、管理に関する事項を周知徹底すること。

4　非常用貯水槽を含む下流側の水質については、所有者において適切に管理すること。

5　非常用貯水槽の所有者を変更するときは、上記事項について譲受人に周知すること。

6　非常用貯水槽が設置された家屋又は部屋を賃貸するときは、当該装置が上記の条件付きであることを、借家人等に周知すること。

参考様式第１号　委任状

委　任　状

盛岡市上下水道事業管理者　様

代理人　住　所
氏　名

私は、{　不動産売買のための調査　・　建築物の設計　・　その他（　　）}のため、上記の者を代理人と定め、下記装置設置場所における{　給水装置　・　排水設備等　}図面の写しの交付申請及び受領に関することについて委任します。

記

装置設置場所　盛岡市

年　　月　　日

委任者　住　所
氏　名　　（※）

（※）本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

【注意事項】
（１）共通事項
代理人の確認等のため、身分証明書の提示や工事請負契約書（写）等を求めることがあります。
（２）個別事項（給水装置関係）
委任者と給水装置台帳の所有者（名義）が異なる場合は、写しの交付ができない場合があります。その場合、委任者の所有が確認できる書類（登記事項証明書（写）や売買契約書(写)等）を求めることがあります。

参考様式第２号　申請時の添付図書チェックリスト

申請時の添付図書チェックリスト

様　式	チェック欄	備　考
給水装置工事設計審査申込書		必須
給水装置工事申込書		必須
加入金納付書送付先届		加入金ありの場合
所有者変更届		所有者の変更がある場合
工事一覧表		二つ以上の水栓番号について一つの申込書で申請する場合
予定栓一覧表		二つ以上の予定栓を一つの申込書で申請する場合
材料表 （分岐からメーターまで）		撤去工事以外の場合
給水装置工事申込者代理人選定届		市外にお住いの方が申請人となる場合で、管理者から請求があった場合
第三者機関の認証品であることを確認できる書類の写し		特殊器具がある場合
水理計算書		メーター口径 30ｍｍ以上の場合 受水槽の場合

記載例

施行規程様式第１号　（第２条関係)(日本産業規格Ａ４）

給水装置工事申込書

令和〇年〇月〇日

盛岡市上下水道事業管理者　様

申　込　者　　住所　**盛岡市〇〇一丁目〇-〇**
氏名　〇〇　〇〇

次の給水装置工事を施行したいので、下記の事項を了承の上、申し込みます。

工　事　種　別	(新設)・(改造)・ 修繕 ・ 撤去
給水装置場所	盛岡市**〇〇二丁目〇-〇**
業　　態	(一般用)・学校病院用・団体用・営業用・工業用・その他（　　）
用　途　区　分	一般 ・ 臨時 ・(臨時あり一般)・ 公衆浴場　用

1　この工事について利害関係人の同意を得ること。もし第三者から異議があったときは、申込者においてこれを処理すること。
2　加入金及び各手数料について、盛岡市水道事業給水条例を契約の内容とすることに合意すること。

委　任　状

令和〇 年 〇 月 〇 日

受　任　者（盛岡市指定給水装置工事事業者）
氏名又は名称　**株式会社 〇〇〇〇**
代表者氏名　**代表取締役〇〇 〇〇**

この給水装置工事の一切を盛岡市指定給水装置工事事業者に委任します。

委　任　者
氏　名　　〇〇 〇〇

収受年月日	令和　　年　　月　　日
収受番号	第　　号
栓種・番号	(専用) 共用・私消・私幹・予定・特計 第　　〇〇〇〇〇〇　号

この給水装置工事について承認してよろしいか。

課長	補佐	係長	係員

公印	照査

記載例

施行規程様式第３号　（第２条関係）（日本産業規格Ａ４）

給　水　装　置　工　事　取　消　届

令和〇年〇月〇日

盛岡市上下水道事業管理者　様

申　込　者　　住所　**盛岡市〇〇一丁目〇-〇**

氏名　〇〇　〇〇

令和〇年　〇月　〇日付けで申込みを行った承認のあった給水装置工事を取り消しますので、次のとおり届け出ます。

工　事　種　別	(新設)・(改造)・修繕・撤去
給水装置場所	盛岡市**〇〇二丁目〇-〇**
※収受年月日	令和　〇　年　〇　月　〇　日
※収受番号	**新設**　S2×1　No. 1000　**改造**　K×１　No.2000
※承認日	令和　〇　年　〇　月　〇　日
栓種・番号	(専用)・共用・私消・私幹・予定・特計　第　**200000**　号
盛岡市指定給水装置工事事業者	氏名又は名称　**株式会社　〇〇〇〇** 代表者氏名　**代表取締役　〇〇　〇〇**
取消事由	**住宅の建築を中止したため**

※承認を受けた給水装置工事を取消す場合に記入すること。

課　長	補　佐	係　長	係　員

記載例

施行規程様式第４号　（第４条関係)（日本産業規格Ａ４）

給　水　装　置　工　事　申　込　者　代　理　人　選　定　届

令和〇年〇月〇日

盛岡市上下水道事業管理者　　様

給水装置工事申込者　住所　**盛岡市〇〇一丁目〇-〇**
氏名　〇〇　〇〇
電話　〇〇〇ー〇〇〇〇

選定の請求のあった代理人を次のとおり選定したので届け出ます。

工　事　種　別	(新設)・(改造)・修繕・撤去
給水装置場所	盛岡市**〇〇二丁目〇-〇**
業態・用途区分	**一般住宅**　　（　**臨時あり一般**　用）
代　理　人	住所　盛岡市**〇〇町〇-〇** 氏名　**××　××**
備　考	

施行規程様式第５号　（第５条関係）（日本産業規格Ａ４）　　**記載例**

給水装置工事設計審査申込書

令和〇年〇月〇日

盛岡市上下水道事業管理者　様

盛岡市指定給水装置工事事業者
氏名又は名称　**株式会社**　〇〇〇〇
代表者氏名　　**代表取締役**　〇〇　〇〇
担当給水装置工事主任技術者
氏　　名　　〇〇　〇〇
電　　話　　〇〇〇　〇〇〇〇

給水装置工事の設計審査を受けたいので、次のとおり申し込みます。

工事種別	新設・改造・修繕・撤去		
基幹給水装置	幹栓①第　　号・幹栓②第　　号 私幹　第　**3000**　号・私消　第　　号　予定栓　第　**4000**　号		
給水装置場所	盛岡市〇〇**二丁目**〇-〇		
業態	一般用　学校病院用・団体用・営業用・工業用・その他（　　）		
用途区分	一般・臨時　臨時あり一般　公衆浴場　用		
工事完了予定日	令和〇年〇月〇日		
申込者	住所**盛岡市〇〇一丁目**〇-〇 氏名〇〇　〇〇		
※ 設計変更内容			
設計審査手数料	**4,500**　円	内訳	新設１：　**1**　件　改造：　**1**　件 新設２：　　件　修繕：　　件 新設３：　　件　撤去：　　件

備考　※の欄は設計変更審査申込みの場合のみ記入してください。

収受年月日	令和　　年　　月　　日
収受番号	第　　号
栓種・番号	専用・共用・私消・私幹・予定・特計 第　〇〇〇〇〇〇　号

この給水装置工事について承認してよろしいか。

課長	補佐	係長	係員	公印	照査

施行規程様式第18号　（第18条関係）（日本産業規格Ａ４）

記載例

給水装置所有者変更届

令和　　年　　月　　日

盛岡市上下水道事業管理者　　様

新所有者　住所　〇〇市〇〇一丁目〇―〇
　　氏名　〇〇　〇〇
　　電話　〇〇〇―〇〇〇〇
旧所有者　住所
　　氏名

給水装置の所有者を変更したので、盛岡市水道事業給水条例第 22 条に基づき次のとおり届け出ます。

給水装置場所	（住居表示） 盛岡市　〇〇二丁目〇―〇
栓種・番号	☑専用給水装置　☐共用　☐私消　☐私幹　☐予定栓　☐特計 第　　号
変更年月日	☐昭和　☐平成　☑令和　〇年　〇月　〇日
理　　由	☑相続　☐売買　☐譲渡　☐その他（　　）
証明書類 ※いずれか１点添付	☑　土地・建物登記簿　　☐　土地・建物の売買契約書 ☐　建築確認通知書　　☐　固定資産税納税通知書等 ☐　その他（　　）
備　　考	

注　１　土地・建物登記簿、土地・建物の売買契約書、建築確認通知書、固定資産税納税通知書等により現所有者を確認させていただきます。
　　２　後日、利害関係人等から、この届出の内容等について異議の申出があっても、盛岡市上下水道事業管理者はその責任を負いません。

要領様式第１号　給水装置共同所有者届（日本産業規格Ａ４）

記載例

給水装置共同所有者届

令和〇年〇月〇日

盛岡市上下水道事業管理者　　様

代表者　住所 **盛岡市〇〇一丁目〇-〇**
氏名　　〇〇　〇〇

給水装置の共同所有者を次のとおり届け出ます。

給水装置場所	盛岡市**〇〇二丁目〇-〇**
栓 種 ・ 番 号	(専用)・共用・私消・私幹・予定・特計　　第　　〇〇〇〇　　号

給　水　装　置　の　共　同　所　有　者	
住　　所	氏　　名
盛岡市〇〇一丁目〇-〇	〇〇　〇〇
××県××市××三丁目×-×	××　××

要領様式第２号　特別計量栓撤去誓約書(日本産業規格Ａ４)

記載例

特別計量栓撤去誓約書

令和〇年**〇**月**〇**日

盛岡市上下水道事業管理者　様

申込者　住所**〇〇市〇〇一丁目〇-〇**

氏名　**〇〇　〇〇**

次の特別計量栓は、使用期間終了後速やかに水道料金を精算し、撤去することを誓約します。

給水装置場所	盛岡市**〇〇一丁目〇-〇**
使用目的	**解体工事**
予定使用期間	(自)　**令和〇**年　**〇**月　**〇**日 (至)　**令和〇**年　**〇**月　**〇**日
予定使用水量	１日　**〇〇〇**m^3　**〇〇**日間 合計　**〇〇〇**　m^3

要領様式第３号　給水装置工事設計審査手数料内訳書（日本産業規格Ａ４）

記載例

給水装置工事設計審査手数料内訳書

令和〇年**〇**月**〇**日

盛岡市上下水道事業管理者　　様

盛岡市指定給水装置工事事業者

氏名又は名称　**〇〇株式会社**

代表者氏名　**代表取締役　〇〇　〇〇**

次の給水装置工事について、設計審査手数料を納付します。

番号	給水装置場所	申込者	区分		手数料	摘要
1	**〇〇一丁目〇－〇**	**〇〇　〇〇**	(新)・改・修・撤	①・2・3	**2,500**	
2	**××一丁目×－×**	**××　××**	(新)・改・修・撤	①・2・3	**5,000**	**2,500×2**
3	**〇〇一丁目〇－〇**	**〇〇　〇〇**	新・(改)・修・撤	1・2・3	**2,000**	
4	**××一丁目×－×**	**××　××**	新・改・修・(撤)	1・2・3	**1,000**	
5			新・改・修・撤	1・2・3		
6			新・改・修・撤	1・2・3		
7			新・改・修・撤	1・2・3		
8			新・改・修・撤	1・2・3		
9			新・改・修・撤	1・2・3		
10			新・改・修・撤	1・2・3		
合計					**10,500**	

※「新」の場合、１、２、３のいずれかに〇をすること。

工事種別		分岐口径	設計審査手数料(円)	工事種別	設計審査手数料(円)
新　設	1	φ25mm以下	2,500	改　造	2,000
	2	φ30～50mm	4,000	修　繕	2,000
	3	φ75mm以上	6,500	撤　去	1,000

要領様式第４号　給水装置工事使用材料一覧表(日本産業規格Ａ４)

記載例

（その１）　　給 水 装 置 工 事 使 用 材 料 一 覧 表

給水装置場所	盛岡市向中野字細谷地
栓種・番号	専用・共用・私消・私幹・予定・特計　　第　　号

《分岐からメーターまで》

	製品名	口径(mm)	製造業者	規格認証方法
分岐材料	サドル付分水栓	20・25	前澤給装・栗本・タブチ その他（　　）	JWWA
	バルブ付割Ｔ字管	×	大成・コスモ	水道工事標準仕様書
	耐震管（型）割Ｔ字管	×	大成・コスモ	給水装置工事施行要領
	ニ受Ｔ字管（K形・GX型・S50形）	×	クボタ・栗本・幡豆 その他（　　）	JIS　JWWA 水道工事標準仕様書
給水管材料	高密度ポリエチレン管	20・25・30・40・50	積水化学工業 その他（　　）	PWA005
	ダクタイル鋳鉄管（K形・GX形・S50形）	50・75・100 その他（　　）	クボタ・栗本・日鋳 その他（　　）	JIS　JWWA 水道工事標準仕様書
	水道用ポリエチレン管	20・25・30・40・50	イノアック・クボタ その他（　　）	JIS
継手材料	高密度ポリエチレン管用金属継手	20・25・30・40・50 20×13　その他（　）	前澤給装・光明・タブチ その他（　　）	JWWA
	被覆可とう管	20・25	前澤給装・光明・タブチ その他（　　）	第三者
	ダクタイル鋳鉄異形管(K形・GX形・S50形)	50・75・100 その他（　　）	クボタ・栗本・幡豆 その他（　　）	JIS　JWWA 水道工事標準仕様書
	ダクタイル鋳鉄管異種管継手 (ｽｯﾎﾟﾝMD-V(-K)・ｽｯﾎﾟﾝﾛﾝｸﾞ MVF(-K))	75・100・50×50・75×50 その他（　　）	大成・コスモ・川西	水道工事標準仕様書 給水装置工事施行要領
	水道用ポリエチレン管用金属継手	30・40・50 その他（　　）	前澤給装・タブチ・光明・日邦 その他（　　）	JWWA
	異種管継手 (SKA)	20×20 その他（　　）	川西・前澤・光明	給水装置工事施行要領
栓・弁材料	止水栓（H＝0.3・0.5・0.65・0.8）	20・25	竹村・光合金	水道部仕様
	ソフトシール仕切弁	50・75・100 その他（　　）	クボタ・角田・森田・前澤工業 その他（　　）	JWWA　水道工事標準仕様書
	ゲートバルブ	30・40	前澤給装 その他（　　）	
	メーター直結止水栓	13・20・25・30・40・50 20×13	前澤給装・タブチ・光明・日邦	水道部仕様
	逆止弁	13・20・25・30・40・50	前澤給装・タブチ・光明・日邦 その他（　　）	JIS　JWWA
	排水弁	40・50	日之出・光合金	JWWA　水道工事標準仕様書
その他の材料	止水栓筐		日之出・前澤化成 その他	水道部仕様
	仕切弁筐（A1S・A1―L）		日之出・トミス・川彦・長島・平野・北勢	水道工事標準仕様書
	メーターボックス	φ25（メーターφ13・φ20）	日之出・前澤化成 その他（　　）	水道部仕様
	排水弁室	40・50	日之出・川彦	水道部仕様　水道工事標準仕様書

備考　~~・ダクタイル鋳鉄管接合部品等についても、基準適合品を使用。~~

・メーター下流側の使用材料については、基準適合品を使用。

記載例

（その２）　　給水装置工事使用材料一覧表

給水装置場所	盛岡市
栓種・番号	専用・共用・私消・私幹・予定・特計　　第　　号

《メーター先から器具まで》

	製品名	口径（㎜）	製造業者	規格認証方法
給水管材料	硬質塩化ビニル管（ＶＰ）	１３・２０・２５ その他（　　）		JIS （　　）
	耐衝撃性硬質塩化ビニル管（ＨＩ－ＶＰ）	１３・２０・２５ その他（　　）		JIS ・JWWA （　　）
	ポリエチレン管	１３・２０・２５ その他（　　）	イノアック	JIS ・JWWA （　　）
	水道用ライニング鋼管（PB、ＶＢ）	１３・２０・２５ その他（　　）		JIS ・JWWA （　　）
	水道用ライニング鋼管（PD、ＶＤ）	１３・２０・２５ その他（　　）		JIS ・JWWA （　　）
				JIS ・JWWA・自己・第三者 その他（　　）
				JIS ・JWWA・自己・第三者 その他（　　）
継手材料	硬質塩化ビニル管継手（ＴＳ）	１３・２０・２５ その他（　　）		JIS ・JWWA・自己・第三者 その他（　　）
	耐衝撃性硬質塩化ビニル管継手（ＴＳ）	１３・２０・２５ その他（　　）		JIS ・JWWA・自己・第三者 その他（　　）
	ポリエチレン管金属継手	１３・２０・２５ その他（　　）	光明	JIS ・JWWA・自己・第三者 その他（　　）
	水道用ライニング鋼管継手（ＰＢ、ＶＢ）	１３・２０・２５ その他（　　）		JIS ・JWWA・自己・第三者 その他（　　）
	水道用ライニング鋼管継手（PD、ＶＤ）	１３・２０・２５ その他（　　）		JIS ・JWWA・自己・第三者 その他（　　）
				自己・第三者・ その他（　　）
				自己・第三者・ その他（　　）
栓・弁材料	水抜栓（ 0.8H）	１３・２０・２５ その他（　　）	竹村	自己・第三者・ その他（JWWA　　）
	不凍水栓柱（　．　H）	１３・２０・２５ その他（　　）		自己・第三者・ その他（　　）
	ゲートバルブ	１３・２０・２５ その他（　　）		自己・第三者・ その他（　　）
	ストレート止水栓 アングル止水栓	１３ その他（　　）		自己・第三者・ その他（　　）
	給水栓	１３・２０ その他（　　）		自己・第三者・ その他（　　）
	混合水栓	１３ その他（　　）		自己・第三者・ その他（　　）
	吸気弁	１３・２０ その他（　　）		自己・第三者・ その他（　　）
				自己・第三者・ その他（　　）
その他・器具類	給湯器			自己・第三者・その他（　　）
	湯沸器			自己・第三者・その他（　　）
	電気温水器			自己・第三者・その他（　　）
				自己・第三者・その他（　　）
	定水位弁			自己・第三者・その他（　　）
	ボールタップ付ロータンク			自己・第三者・その他（　　）
	二次側配管材料（給湯配管）	１３・２０	ＨＶＡ・ＳＳＰ・その他（　　）	自己・第三者・その他（　　）
				自己・第三者・その他（　　）
				自己・第三者・その他（　　）
				自己・第三者・その他（　　）
				自己・第三者・その他（　　）

要領様式第５号　加入金納付書送付先届（日本産業規格Ａ５）

記載例

通知番号＿＿＿＿

加入金納付書送付先届

令和　　年　　月　　日

盛岡市上下水道事業管理者　様

申込者　住所　**〇〇市〇〇一丁目〇-〇**

氏名　**〇〇　〇〇**

給水装置の（新設／改造）工事にかかる加入金納付書の送付先を次のとおり届け出ます。

加入金納付書送付先	住　所　盛岡市**××一丁目×-×** 氏　名　**××株式会社　代表取締役　××　××**
盛岡市指定給水装置工事事業者	**××株式会社**
給水装置場所	盛岡市△△**三丁目**△-△
収受番号	（新設）・改造）第　　号
栓種・番号	（専用）・共用・特計　　第　　号
メーター口径	（新設）　**20** ㎜　×　**1**　　既設　　㎜　×
加入金	**129,800** 円（うち消費税相当額　**11,800** 円）

要領様式第６号　給水装置工事一覧表（日本産業規格Ｂ４）

記載例

給水装置工事一覧表

No.	設計審査手数料		用途区分	収受番号	(部屋番号) 専用栓 番号	メーター口径・番号				加　入　金		工事着手時		幹栓 ・ 予定栓	承 認 条 件 等	工事終了時開閉状況	台帳記入
						既　設		新　設									
	区分	手数料				口径	番号	口径	番号	金額	内 消費税	開閉状況	利用区分				
1	新２	4,000	一般		(203 号室) ① (※鉛筆書き)			20		129,800	11,800						
2	新１	2,500	一般		(103 号室)			20		129,800	11,800			幹 栓 計　① (※①は鉛筆書き)			
3	新１	2,500	一般		(202 号室)			20		129,800	11,800			〃			
4	新１	2,500	一般		(102 号室)			20		129,800	11,800			〃			
5	新１	2,500	一般		(201 号室)			20		129,800	11,800			〃			
6	新１	2,500	一般		(101 号室)			20		129,800	11,800			〃			
合計		16,500								778,800	70,800						

要領様式第６号　給水装置工事一覧表（日本産業規格Ｂ４）

記載例

給水装置工事一覧表

No.	設計審査手数料		用途区分	収受番号	(部屋番号) 専用栓番号	メーター口径・番号				加　入　金		工事着手時		幹栓 ・ 予定栓	承 認 条 件 等	工事終了時開閉状況	台帳記入
						既　設		新　設									
	区分	手数料				口径	番号	口径	番号	金額	内 消費税	開閉状況	利用区分				
1	改	2,000	一般		(203号室) 200001	13		20		82,500	7,500						
2	改	2,000	一般		(103号室) 200002	13		20		82,500	7,500			幹 栓 計 200001			
3	改	2,000	一般		(202号室) 200003	13		20		82,500	7,500			〃			
4	改	2,000	一般		(102号室) 200004	13		20		82,500	7,500			〃			
小計		8,000								330,000	30,000						
5	新１	2,500	一般		(201号室) ⑤ (鉛筆書き)			20		129,800	11,800			幹 栓 計 200001			
6	新１	2,500	一般		(101号室) ⑥ (鉛筆書き)			20		129,800	11,800			〃			
小計		5,000								259,600	23,600						
合計		13,000								589,600	53,0						

要領様式第 10 号　給水装置図面写し交付申請書（日本産業規格Ａ５）

記載例

《記入例》

赤枠内を記入し給排水課窓口へ提出願います。
（緑枠内は給排水課職員が記入します。）

給水装置・排水設備図面写し交付申請書

令和〇〇年△△月××日

盛岡市上下水道事業管理者　様

・盛岡市水道事業給水条例第34条の規定に同意します。
・盛岡市下水道条例第25条又は盛岡市農業集落排水施設条例第12条の規定に同意します。
・取得した個人情報を漏えいすることなく適切に管理することを誓約します。

申請者	住所	盛岡市愛宕町６－８
	氏名	愛宕水道工業㈱　下小路　花子　←申請者のフルネームで

No.	水栓番号等	給水装置	排水設備 下水道	排水設備 農集	No.	水栓番号等	給水装置	排水設備 下水道	排水設備 農集	摘　要
1	201598	☑ 2	☑ 2	☐	5		☐	☐	☐	
2	395478	☑ 1	☐	☑ 1	6		☐	☐	☐	
3	↑水栓番号等を記入	☐	☐	☐	7		☐	☐	☐	
4		☐	☐	☐	8		☐	☐	☐	

給水装置		￥１５００　円	３枚	合　計	
排水設備	下水道	￥１０００　円	２枚	交付枚数	６　枚
	農集	￥５００　円	１枚	金額	￥３０００　円

↑必要な箇所に✓を記入

備考
・給水装置所有者又は盛岡市指定給水装置工事事業者以外の方は、委任状を添付してください。
・排水設備所有者又は盛岡市指定下水道工事店以外の方は、委任状を添付してください。

要領様式第 12 号　給水装置工事中間検査願(日本産業規格Ａ４)

記載例

給水装置工事中間検査願

令和〇年　〇月　〇日

盛岡市上下水道事業管理者　様

盛岡市指定給水装置工事事業者
氏名又は名称　**株式会社**　〇〇〇〇
代表者氏名　**代表取締役**　〇〇　〇〇
担当給水装置工事主任技術者
氏名　〇〇　〇〇

次の給水装置工事について、中間検査をお願いします。

中間検査の内容	(1．出来形)　(2．水　圧)　3．その他（　　）
工種・収受番号	新設・(改造)・修繕・撤去　第　　号
給水装置場所	盛岡市 〇〇**一丁目〇-〇**
栓種・番号	(専用)・共用・私消・私幹・予定・特計　　第　**200000**　号
申込者	〇〇　〇〇
希望日時	〇年　〇月　〇日　〇時　〇 分
＊調整日時	年　月　日　時　分
備考	添付書類　(有)　無　（しゅん工図、施工写真）

＊は、記入しないで下さい。

要領様式第 13 号　分岐等工事着手届（日本産業規格Ａ４）

記載例

分岐等工事着手届

令和〇年　**〇**月　**〇**日

盛岡市上下水道事業管理者　様

盛岡市指定給水装置工事事業者
氏名又は名称　**株式会社　〇〇〇〇**
代表者氏名　**代表取締役　〇〇　〇〇**
担当給水装置工事主任技術者
氏名　**〇〇　〇〇**

次のとおり工事に着手したいので届け出ます。

工種	水栓番号 / 収受番号	占用許可番号 / 道路種別※	施工場所 / 申請者氏名	既設管×分岐口径	工法	施工月日 希望	施工月日 調整	施工月日 分岐時刻	備考
新 (改) 修 撤	**190000**	**盛岡市指令 5 道管第 2-000 号**	**盛岡市岩山〇-〇**	**φ100×50mm**	断水	7/7		13：30	予約済
	123	**市道**	**〇〇　〇〇**						
新 (改) 修 撤	**190010**	**盛岡市指令 5 道管第 2-111 号**	**盛岡市内丸〇-〇**	**φ100×25mm**	サドル分水	7/9		10：00	
	234	**市道**	**〇〇　〇〇**						
新 改 修 撤									
新 改 修 撤									
新 改 修 撤									
新 改 修 撤									
新 改 修 撤									

※　道路種別の欄には、国・県・市道または法定外道路等の別を記入すること。

要領様式第 14 号　施工連絡票(日本産業規格Ａ４)

施　工　連　絡　票

年　　月　　日

申　込　者		○○　○○	水栓番号　**190000**　収受番号　**K-123**
工事事業者		**株式会社**　○○○○	TEL　**666-1111**
		担当主任技術者　○○　○○	TEL　**090-111-2222**
施工	日時	令和　**○**年　**○**月　**○**日　**○**時から	**当日現場状況が確認できる人を記入してください。**
		令和　**○**年　**○**月　**○**日　**○**時まで	
		断水時間　**13:30**　～　16：00 まで	
	場所	**盛岡市岩山○-○**　(図面は別紙掲載)	
	分岐	(既設管) **DIPGXφ100**　×(取出管) **DIPS50**	**洗管作業を含めるため、配布するチラシは 13～16 時としてください。**
	工種	新設　(改造)　修繕　撤去　目標	
	内容	(断水工事)　不断水工事　凍結工事　切り廻し　(洗管作業)	
		(バルブ操作)　その他(　　)	
		・同時施工の撤去工事は後日実施予定。	
影　響		(断水)　(濁り)　減圧　減水　(　　)	約　　世帯
広　報		(チラシ)　口頭　広報車　その他(　　)	
注意事項		**・片側交互通行のため車両や歩行者等には十分注意する。(交通誘導員2名配置)**	

要領様式第 23 号　占用許可取消願（日本産業規格Ａ４）

記載例

占用許可変更~~（取消）~~願

令和〇年 〇月 〇日

盛岡市上下水道事業管理者　様

盛岡市指定給水装置工事事業者
氏名又は名称 **株式会社 〇〇〇〇**
代表者氏名 **代表取締役 〇〇 〇〇**

令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日付けで占用許可を受けた次の給水装置工事の占用許可を変更~~（取消）~~したいので願い出ます。

工事種別	(新設)・(改造)・修繕・撤去
給水装置場所	盛岡市**〇〇二丁目〇-〇**
業態・用途区分	**一般住宅**　（**臨時あり一般**　用）
収受年月日	**令和**　〇年　〇月　〇日
収受番号	**新設 S2×1　No. 1000**
栓種・番号	(専用)・共用・私消・私幹・予定・特計　第　**200000**　号
申込者	住　所**盛岡市〇〇一丁目〇-〇** 氏　名　**〇〇　〇〇**
占用許可申請番号	〇〇盛水給第〇－〇〇〇号
占用許可年月日	**令和**　〇年　〇月　〇日
占用許可番号	**〇〇盛道管第〇-〇〇〇号**
変更~~（取消）~~事由	**建築工事が中止になったため**
備考	

要領様式第24号　一般住宅等改築工事に伴う仮設給水装置工事届（日本産業規格Ａ４）**記載例**

令和〇年　〇月　〇日

盛岡市上下水道事業管理者　様

申込者
住所　〇〇市〇〇一丁目〇―〇
氏名　〇〇　〇〇

一般住宅等改築工事に伴う仮設給水装置工事届

給水装置工事施行要領４・２・１第１項(2)の給水装置工事を施行したので届け出ます。

記

１．装 置 場 所　盛岡市〇〇一丁目〇―〇

２．水 栓 番 号　専用給水装置　第　000000　号

３．メ ー タ ー　口径　20　ミリ　番号　第　00000　号

４．施行した日　令和〇年　〇月　〇日

５．工事事業者　㈱〇〇

６．使 用 期 間　令和〇年　〇月　〇日　から　令和〇年　〇月　〇日　まで

７．使 用 水 量　〇　立方メートル

８．給水装置工事
申込予定月日　令和〇年　〇月　〇日

９．そ　の　他

記載例

要領様式第 27 号　占用許可申請図　（日本産業規格Ａ４）

道　路　占　用　許　可　申　請　図

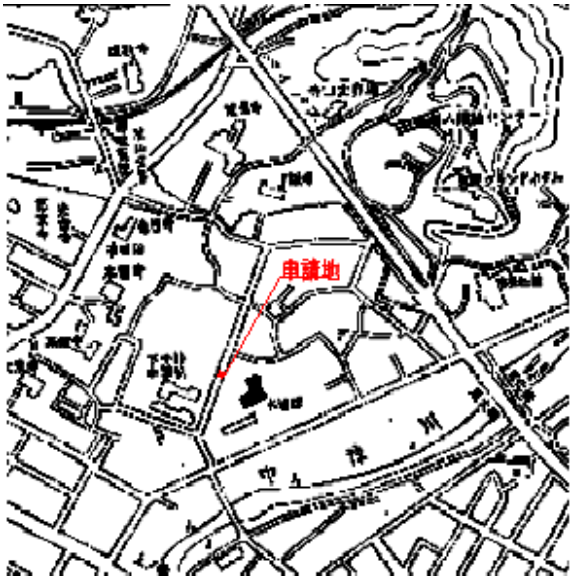

位置図Ｓ=1：5000

占用目的	盛岡市上水道給水管**新設・撤去**工事
路線名	**名須川町愛宕町線**
占用場所	**愛宕町 6－8　地先**
占用物件	**新設　ポリエチレン管　φ20** **撤去　鉛管　φ13**
占用管延長(m)	**新設　PPφ20　1.0** **撤去　LPφ13　1.0**
歩車道の区分	歩道・車道・その他（　　）
舗装の種別	**アスファルト舗装**
掘削面積(㎡)	**0.6×1.5＝0.90**
復旧面積(㎡)	**1.6×2.0＝3.20**
路面標示の復旧	有　**2.2**　m・無
道路規制方法	片側交互通行・全面通行止・規制無
申込者	**給水　太郎**
工事事業者	名　称　㈱〇〇〇〇 担　当　〇〇　〇〇 連絡先　〇〇〇－〇〇〇〇

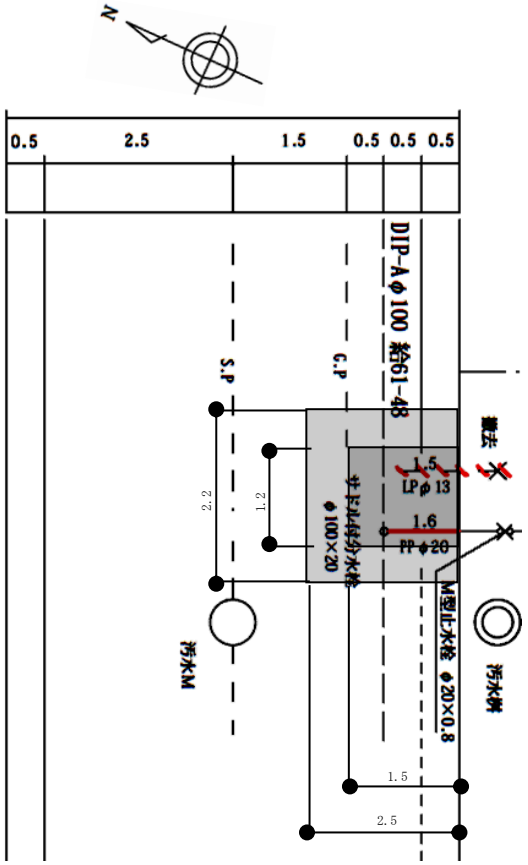

平面図Ｓ=1：100

※　平面図，横断面図の配置については
　図の大きさにより変更すること。

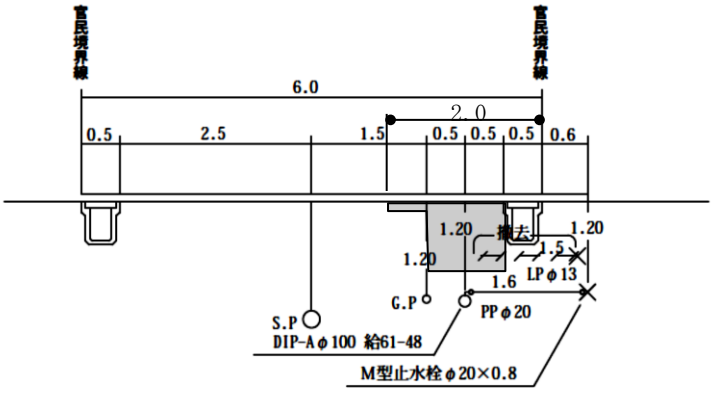

横断面図　Ｓ＝１：１００

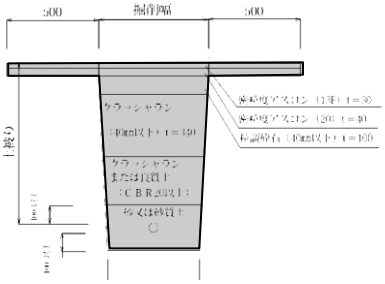

本復旧標準断面図Ｓ=1：50

要領様式第 29 号　給水装置修繕工事施工報告書　（日本産業規格Ａ４）

記 載 例

給水装置修繕工事施工報告書（　　月分）

令和　　年　　月　　日

盛岡市上下水道事業管理者
様

住所又は所在地

氏名又は名称及
び代表者氏名

令和　　年　　月分の給水装置修繕工事(メーター下流側，ただし凍結解凍を除く)施工状況について，下記表のとおり報告します。

〔単位：件〕

工　種	状　態　別	原　因　別　集　計　欄						計
		A	B	C	D	E	F	
ビニル管	折　　損							0
	穴　あ　き							0
	亀　　裂							0
	継 手 抜 け			1				1
	ソケット割れ							0
	そ　の　他							0
鋼　　管	折　　損							0
	穴　あ　き				1			1
	亀　　裂							0
	継　手　部							0
	そ　の　他							0
鉛　　管	折　　損						1	1
	穴　あ　き	1						1
	亀　　裂							0
	接　合　部							0
	そ　の　他							0
水抜き栓	部　　品	1						1
	コマパッキン							0
	排水砂利入替							0
	そ　の　他							0
湯沸し器	湯 抜 き 弁							0
	そ　の　他							0
水洗トイレ	ボールタップ	1						1
	ロータンク等							0
	部　　品							0
	そ　の　他							0
そ の 他								0
計		3	0	1	1	0	1	6

〔原因の種類〕

A	経年劣化	C	接合不良	E	埋戻不良
B	腐　食	D	電　食	F	他工事関連

※ 給水装置修繕工事施工報告は，当月分を翌月の１０日までに報告願いします。(FAXでも可能です)

要領様式第 30 号　受水槽施設設置等報告書（日本産業規格 A４）

記載例

受水槽施設（設置・改造・撤去）報告書

令和　○年　○月　○日

水　栓　番　号		第　○○○○○○　号		
建　物　名　称		盛岡市上下水道局		
建　築　物	所　在　地	盛岡市愛宕町６－８	郵便番号	020－0013
	所　有　者	盛岡市上下水道事業管理者	電話番号	623-1411
	所有者住所	同　上	郵便番号	－
	構造・階数	３階建て　RC 造		
	主たる用途	一般住宅・共同住宅・店舗・事務所・その他（　　）		
維持管理に係る連絡先	氏　　名	盛岡市上下水道局給排水課	電話番号	623-1423
	住　　所	盛岡市愛宕町６－８	郵便番号	020－0013
給水装置工事	新設・改造・撤去　竣工	令和　○年　○月　○日　、　メーター口径　φ　○○mm		
	工事事業者	（株）○○○○○	電話番号	○○○○
	撤去内容	給水装置撤去　・　直圧への変更		
	その他			
受　水　槽	新設・改造　水槽容量	呼称水量　0.01 ㎥　、　有効水量　0.01 ㎥　、　設置数　1 基		
	用　　途	飲用　・　飲用外（　産業用　・　消防用　）		
	材　　質	FRP・RC・SUS・その他（パワーシスターン）		
	設置位置	屋内式・屋外式　、　地上式・地下式		
		建物の［前・後・右・左・地下室内・一階室内・専用室内・その他（　　）］		
	給水方法	加圧ポンプ式・高置水槽式・気圧タンク式・その他（　　）		
	保健所への届出	※該当する場合のみ提出 簡易専用水道施設（設置・変更・廃止）届	チェック欄	

参考様式第１号　委任状

記載例

委 任 状　　令和

盛岡市上下水道事業管理者　様

代理人 住 所 **〇〇市〇〇一丁目〇-〇**

氏 名 **〇〇　〇〇**

私は、{ 不動産売買のための調査 ・ 建築物の設計 ・ その他（　　）}のため、上記の者を代理人と定め、下記装置設置場所における{ 給水装置 ・ 排水設備等 }図面の写しの交付申請及び受領に関することについて委任します。

記

装置設置場所　盛岡市**××二丁目×－×**

令和〇年**〇**月**〇**日

委任者 住 所 **△△市△△三丁目△－△**

氏 名 **△△　△△**　　（※）

（※）本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

【注意事項】
（１）共通事項
代理人の確認等のため、身分証明書の提示や工事請負契約書（写）等を求めることがあります。
（２）個別事項（給水装置関係）
① 委任者と給水装置台帳の所有者（名義）が異なる場合は、写しの交付ができない場合があります。その場合、委任者の所有が確認できる書類（登記事項証明書（写）や売買契約書（写）等）を求めることがあります。
② 代理人は印鑑を持参してください。

9　附則

この要領は、令和７年５月１日から施行する。

参考資料　目次

10・１　条例・要綱等 …… 1
10・１・１　盛岡市水道事業給水条例 …… 1
10・１・２　盛岡市水道事業給水条例施行規程 …… 25
10・１・３　盛岡市上下水道局補助金交付規程 …… 34
10・１・４　盛岡市水道私設配水管等設置費補助金交付要綱 …… 62
10・１・５　盛岡市鉛製給水管布設替え工事費補助金交付要綱 …… 66
10・１・６　盛岡市給水装置工事資金融資要綱 …… 70
10・１・７　中高層建物直結給水技術基準 …… 74
10・１・８　盛岡市公共下水道計量装置設置及び認定等に関する要領 …… 103
10・１・９　盛岡市水道給水装置の用途の認定基準 …… 122

10・２　水道工事標準仕様書（抜粋） …… 124
10・２・１　水道工事承認材料一覧表 …… 125
10・２・２　一体化長さ早見表 …… 133
10・２・３　標準図、構造図 …… 146
10・２・４　継手チェックシート …… 160

10・３　給水装置工事設計図・しゅん工図の作図例 …… 169

10・４　パンフレット等 …… 179
10・４・１　鉛管布設替補助パンフレット …… 179
10・４・２　給水装置工事（窓口用）パンフレット …… 181
10・４・３　工事資金融資パンフレット …… 183
10・４・４　分岐工事又は撤去工事等の施行に関する現地立ち会いについて …… 185

10・５　水理計算事例集 …… 189
10・５・１　一戸建て住宅（３階建て）の場合 …… 190
10・５・２　集合住宅（３階建て）の場合 …… 197
10・５・３　一定規模以上の給水用具を有する施設等の場合 …… 209
10・５・４　受水槽式の場合 …… 224

10・５・５　直結増圧式（集合住宅、５階建て）の場合 ····· 234

10・６　水理計算様式 ····· 251
10・６・１　一戸建て住宅（３階建て）の場合 ····· 252
10・６・２　集合住宅（３階建て）の場合 ····· 257
10・６・３　一定規模以上の給水用具を有する施設等の場合 ····· 263
10・６・４　受水槽式の場合 ····· 274
10・６・５　直結増圧式（集合住宅、５階建て）の場合 ····· 281

10・７　専用給水装置（水栓番号）の付番の仕方等について ····· 293

10・８　工事完成図一覧表 ····· 297

10・９　使用材料の推移 ····· 298

10・１　条例・要綱等

10・１・１　盛岡市水道事業給水条例

○盛岡市水道事業給水条例

昭和35年３月30日条例第14号

改正

昭和36年３月28日条例第16号
昭和37年３月29日条例第20号
昭和38年３月27日条例第19号
昭和39年３月30日条例第42号
昭和41年12月26日条例第50号
昭和43年３月29日条例第23号
昭和45年３月31日条例第24号
昭和49年３月29日条例第29号
昭和51年２月９日条例第２号
昭和57年９月29日条例第38号
昭和61年６月17日条例第27号
昭和62年12月22日条例第36号
平成元年３月24日条例第23号
平成４年３月24日条例第74号
平成５年６月28日条例第27号
平成８年３月28日条例第24号
平成８年９月30日条例第36号
平成９年３月27日条例第19号
平成９年12月24日条例第43号
平成11年12月27日条例第56号
平成12年12月26日条例第43号
平成14年３月29日条例第17号
平成15年３月28日条例第22号
平成17年12月26日条例第122号
平成22年３月26日条例第19号
平成22年12月22日条例第48号
平成26年３月26日条例第５号

平成28年12月22日条例第58号

平成31年３月27日条例第６号

令和元年９月30日条例第14号

令和元年10月30日条例第25号

令和２年３月26日条例第24号

令和６年３月29日条例第20号

盛岡市水道事業給水条例

目次

第１章　総則（第１条～第４条）

第２章　給水装置の工事及び費用（第４条の２～第15条の２）

第３章　給水（第16条～第26条）

第４章　料金及び手数料（第27条～第35条）

第５章　管理（第36条～第39条）

第６章　貯水槽水道（第40条・第41条）

第７章　雑則（第42条）

第８章　罰則（第43条・第44条）

附則

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、水道法（昭和32年法律第177号）その他法令に定めがあるもののほか、水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めることを目的とする。

（給水区域）

第２条　水道事業の給水区域は、盛岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第48号）第３条第２項に定めるところによる。

（給水装置の定義）

第３条　この条例において「給水装置」とは、給水のため市の配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

（給水装置の種類）

第４条　給水装置は、次の３種とする。

（１）　専用給水装置　１世帯又は１箇所で専用するもの

（２）　共用給水装置　２世帯以上が共用するもので上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）の指定するもの

（３）　私設消火せん　消防用に使用するもの

第２章　給水装置の工事及び費用

（給水装置の構造及び材質）

第４条の２　給水装置の構造及び材質は、水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「令」という。）第６条に定める基準に適合しているものでなければならない。

（給水装置の新設等工事の申込み）

第５条　給水装置の新設、改造、修繕（水道法第16条の２第３項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去（以下「給水装置工事」という。）をしようとする者は、あらかじめ、管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。ただし、改造又は修繕の工事で管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

２　給水装置工事について利害関係人がある場合は、申込者は、その者の同意を得なければならない。

３　第１項の申込みについて必要な事項は、管理者が定める。

（給水装置工事の申込者の代理人）

第６条　給水装置工事の申込者が市内に居住しないときは、この条例に定める事項を処理させるため、市内に居住する者のうちから代理人を定めることについて管理者から請求があつた場合は、直ちに届け出なければならない。

２　管理者は、前項の代理人を不適当と認めたときは、変更させることができる。

（給水装置工事の費用負担）

第７条　給水装置工事に要する費用は、当該給水装置工事をしようとする者の負担とする。ただし、管理者が特に必要があると認めたものについては、市においてその費用の全部又は一部を負担することができる。

（給水装置工事の施行）

第８条　給水装置工事は、管理者又は管理者が水道法第16条の２第１項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。

２　指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査（使用材料の確認を含む。以下同じ。）を受け、かつ、工事しゆん工後に管理者の工事完了検査を受けなければならない。

３　指定給水装置工事事業者に関し必要な事項は、管理者が定める。

（給水管及び給水用具の指定）

第８条の２　管理者は、災害時による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため、配水管への取付口から市の水道メーター（以下「メーター」という。）までの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造

及び材質を指定することができる。

２　管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口からメーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

（工事費の算出方法）

第９条　管理者が施行する給水装置工事の工事費（以下「工事費」という。）は、次に掲げる費用の合計額とする。

（１）　材料費

（２）　運搬費

（３）　労力費

（４）　道路復旧費

（５）　工事監督費

（６）　工事雑費

（７）　間接経費

２　前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

３　前２項に定める工事費の算出について必要な事項は、管理者が定める。

（工事費の納付）

第10条　工事費は、工事のしゆん工後管理者の指定する納期限までに納付しなければならない。

（工事費の分納）

第11条　管理者は、給水装置工事の申込者から申請があつた場合において、特別の理由があると認めたときは、新設、改造又は修繕の工事に限り、前条の規定にかかわらず、管理者の定めるところにより、10月以内の期間において工事費を分割納付させることができる。

２　前項の分割納付を認められた給水装置工事の申込者は、毎月の分割納付額に別に定める割合による額を加算して納付しなければならない。

３　第１項の分割納付を申請しようとするときは、管理者が適当と認める連帯保証人２人を付さなければならない。

（給水装置所有権の留保等）

第12条　給水装置工事の申込者に帰属すべき給水装置の所有権は、工事費を完納したときに帰属する。ただし、工事費が完納前であつても、その給水装置は、給水装置工事の申込者が保管の責めを負わなければならない。

（工事費の未納の場合の措置）

第13条　工事費（第11条第２項の規定による加算額を含む。）を管理者の指定する納期限までに納付しなかつたときは、更に納期限を指定して催告し、なおその納期限までに納付しないときは、管理者は、給水装置を撤去し、これを処分して未納の工事費及び撤去に要した費用に充当するこ

とができる。

２　前項によつて措置した後、なお損害があるときは、給水装置工事の申込者は、市にその損害を賠償しなければならない。

（給水装置工事の取消し等の場合の工事費）

第13条の２　管理者は、給水装置工事に着手した後は、申込者が給水装置工事を取り消し、又は天災その他市の責めによらない事故により、給水装置を損傷し、若しくは亡失した場合において、未納の工事費があるときは、これを徴収する。分割納付を認められた給水装置工事の申込者が分割納付額（第11条第２項の規定による加算額を含む。）を完納する前に給水装置を撤去しようとするときも、同様とする。

（給水装置工事の保証）

第13条の３　管理者の施行した給水装置工事が完成後１年以内に給水装置に異状があることを発見した場合は、市の費用でこれを補修する。ただし、天災その他市の責めによらない事故によるとき又は給水装置の所有者若しくは使用者若しくは第19条の管理人の故意若しくは過失によるものと認めたときは、この限りでない。

（第三者の異議についての責任）

第14条　管理者が施行する給水装置工事について利害関係人その他の者から異議があるときは、給水装置工事の申込者がその責めを負うものとする。

（給水装置の変更等の工事）

第15条　管理者は、配水管の移転その他特別の理由によつて、給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、給水装置の所有者又は使用者の同意がなくても、その工事を施行することができる。

２　前項の場合において給水装置の変更に要する費用は、配水管の移転等その工事の必要を生じさせた者の負担とする。ただし、管理者が市の費用で施行することが適当と認めたときは、この限りでない。

（加入金）

第15条の２　給水装置の新設又は増径（給水装置の改造でメーターの口径の増大を伴うものをいう。以下同じ。）をする者から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の加入金を徴収する。

（１）　新設の場合　次表の左欄に掲げるメーターの口径の区分に応じ、同表の当該右欄に定める額

メーターの口径	金額
13ミリメートル	47,300円
20ミリメートル	129,800円

25ミリメートル	220,000円
30ミリメートル	336,600円
40ミリメートル	669,900円
50ミリメートル	1,151,700円
75ミリメートル	3,103,100円
100ミリメートル	6,364,600円
150ミリメートル	17,567,000円

（２）　増径の場合　増径前後の各メーターの口径に対応する前号の表の額の差額に相当する額

２　加入金は、第５条第１項の規定による承認の際送付する納入通知書により納入しなければならない。

３　既納の加入金は、還付しない。ただし、当該新設又は増径に係る給水装置による給水の開始前に当該給水装置工事の申込み又はその承認が取り消された場合は、この限りでない。

４　第11条及び第13条第１項の規定は、加入金について準用する。この場合において、第11条第２項中「毎月」とあるのは、「納期ごと」と読み替えるものとする。

第３章　給水

（給水の原則）

第16条　給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上必要な場合その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限又は停止しないものとする。

２　給水を制限又は停止しようとするときは、管理者は、その日時及び区域を定めてその都度これを予告するものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

３　第１項の規定による給水の制限又は停止のため損害を生ずることがあつても、市はその責を負わない。

（給水契約の申込み等）

第17条　水道を使用しようとする者は、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

２　管理者は、前項の承認をしたときは、共用給水装置の使用者に対し、証票及びかぎを交付するものとする。

（給水装置の所有者の代理人）

第18条　給水装置の所有者が市内に居住しないとき、又は管理者において必要があると認めたときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、市内に居住する者のうちから、代理人を定め、管理者に届け出なければならない。代理人に異動があつたときも、同様とする。

（管理人の選定）

第19条　次の各号の一に該当するときは、水道の使用について必要な事項を処理させるため、給水装置の使用者又は所有者のうちから管理人を選定し、管理者に届け出なければならない。

（１）　給水装置を共有するとき。

（２）　給水装置を共用するとき。

（３）　共用給水装置を使用するとき。

（４）　前各号のほか、管理者が必要と認めたとき。

２　管理者は、前項の管理人を不適当と認めたときは、変更させることができる。

（給水の計量等）

第20条　給水量は、メーターにより計量する。

２　次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定にかかわらず、管理者は、メーターによらないで給水量を認定することができる。

（１）　メーターに異状があつたとき。

（２）　給水量が不明のとき。

（３）　積雪等により計量が不能のとき。

（４）　使用者の責めによらない漏水があつたと認められるとき。

（５）　前各号に定めるもののほか、管理者が必要と認めたとき。

（メーターの貸与等）

第20条の２　メーターは、市が給水装置に設置して水道使用者、給水装置の所有者又は管理人（以下「水道使用者等」という。）に貸与する。

２　前項のメーターの位置は、管理者が定める。

（メーターの保管等）

第21条　前条第１項の規定によりメーターの貸与を受けた水道使用者等は、善良な管理の下に必要な注意を払い、その保管に当たらなければならない。

２　水道使用者等が前項の管理義務を怠つたために、メーターを亡失し、又はき損した場合は、管理者が定める損害額を弁償しなければならない。

（水道の使用中止、変更等の届出）

第22条　水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ、管理者に届け出なければならない。

（１）　水道の使用を中止し、又は廃止するとき。

（２）　水道の使用用途を変更するとき。

（３）　消防訓練に私設消火栓を使用するとき。

２　水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、管理者に届け出なければならない。

（１） 水道使用者の氏名又は住所に変更があつたとき。

（２） 給水装置の所有者に変更があつたとき。

（３） 消防用として水道を使用したとき。

（４） 管理人に変更があつたとき又はその住所に変更があつたとき。

（私設消火せんの使用）

第23条 私設消火せんは、消防又は消防訓練の場合のほか、使用してはならない。

２ 私設消火せんを私的消防訓練に使用するときは、管理者の指定する職員の立会を受けなければならない。

３ 私設消火せんは、管理者において封かんする。

（給水装置の管理上の責任）

第24条 水道使用者等は、善良な管理のもとに必要な注意を払い、水道水が汚染され又は漏水しないよう給水装置を管理し、水質又は給水装置に異状があると認めたときは、直ちに管理者に届け出なければならない。

２ 第１項の管理義務を怠つたために生じた損害は水道使用者等が、その責を負うものとする。

３ 共用給水装置には、交付された証票及びかぎ以外のものを使用してはならない。

（修繕等の費用）

第25条 前条第１項の届け出があつた場合において給水装置の修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、管理者が必要と認めたときは、その費用の全部又は一部を徴収しないことができる。

（給水装置及び水質の検査請求）

第26条 管理者は、給水装置の機能又は水質について、水道使用者等から検査の請求があつたときは、検査を行い、その結果を請求者に通知しなければならない。

２ 前項の検査において、特別の費用を要したときは、その実費額を徴収する。

第４章 料金及び手数料

（料金の徴収）

第27条 水道料金（以下「料金」という。）は、水道使用者（第19条第１項第２号又は第３号に該当する場合にあつては管理人。以下同じ。）から徴収する。

２ 料金は、給水の中止又は廃止の届出がない限り徴収する。

（料金の額）

第28条 料金の額は、次の各号に掲げる料金の区分に応じ、当該各号に定める額を合算した額とする。

（１） 基本料金 次表に定める額

メーターの口径	金額（１月につき）

13ミリメートル	990円
20ミリメートル	1,650円
25ミリメートル	2,640円
30ミリメートル	4,950円
40ミリメートル	9,130円
50ミリメートル	16,610円
75ミリメートル	43,670円
100ミリメートル	91,080円
150ミリメートル	261,690円

（２） 従量料金　次表に定める額

用途等の区分		給水量	金額（１立方メートルにつき）
一般用	メーターの口径が25ミリメートル以下	10立方メートルまでの分	66円
		10立方メートルを超え20立方メートルまでの分	124円
		20立方メートルを超え30立方メートルまでの分	220円
		30立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	275円
		1,000立方メートルを超える分	220円
	メーターの口径が30ミリメートル以上	1,000立方メートルまでの分	275円
		1,000立方メートルを超える分	220円
公衆浴場用	一般公衆浴場	―	52円
	温泉浴場	100立方メートルまでの分	143円
		100立方メートルを超える分	220円
臨時用		―	517円

２　前項第１号の表において「１月」とは、毎月の定例日（料金算定の基準日としてあらかじめ管理者が定めた日をいう。以下同じ。）から翌月の定例日までの期間をいう。

３　第１項の規定にかかわらず、定例日以外の日に水道の使用を開始し、中止し、又は廃止した場合（正当な理由がないと管理者が認めた場合を除く。）における当該使用を開始し、中止し、又は廃止した日の直前の定例日から当該使用を開始し、中止し、又は廃止した日の直後の定例日までの期間に係る料金の額（30ミリメートル以上のメーターの口径に係る料金の額を除く。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める基本料金の額（その額に１円未満の端数

が生じたときは、これを切り捨てた額）に従量料金の額を加算して得た額とする。

（１）　定例日以外の日に水道の使用を開始した場合　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める基本料金の額

ア　当該使用を開始した日からその日の直後の定例日までの期間の日数（以下「開始後日数」という。）が30日未満の場合　１月分の基本料金の額を30で除し、これに開始後日数を乗じて得た額

イ　開始後日数が30日以上の場合　１月分の基本料金の額

（２）　定例日以外の日に水道の使用を中止し、又は廃止した場合　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める基本料金の額

ア　当該使用を中止し、又は廃止した日の直前の定例日の翌日から当該使用を中止し、又は廃止した日までの期間の日数（以下「中止・廃止前日数」という。）が30日未満の場合　１月分の基本料金の額を30で除し、これに中止・廃止前日数を乗じて得た額

イ　中止・廃止前日数が30日以上の場合　１月分の基本料金の額

４　第１項第２号の表に規定する用途の認定基準は、管理者が定める。

（私設消火栓の料金）

第29条　私設消火栓を消防訓練のため使用した場合の料金は、私設消火栓１個につき１回の放水10分までごとに220円として算定した額とする。

（従量料金の算定）

第29条の２　従量料金は、毎月の定例日に給水量を計量し、その給水量により算定する。

２　前項の規定にかかわらず、管理者が必要と認めたときは、隔月の定例日に給水量を計量し、その給水量をもつて２月分の従量料金を算定することができる。この場合における各月分の給水量は、均等とみなす。

３　前２項の規定にかかわらず、定例日以外の日に水道の使用を中止し、又は廃止した月にあつては、当該使用を中止し、又は廃止した日に給水量を計量し、その給水量により従量料金を算定する。

（給水量等の認定による料金の算定）

第30条　料金の算定の基礎となる事項が、第17条第１項の給水の申込み又は第22条の届出若しくは届出を怠つたことによつて事実と相違するときは、管理者の認定したところに従つて料金を算定する。

２　第20条第２項各号に該当した場合の料金については、管理者の認定した給水量に従つて料金を算定する。

（特別な場合における料金の算定）

第31条　定例日以外の日においてメーターの口径又は用途等の区分に変更があつたときの料金は、

その使用日数の多いメーター又は用途等の区分（使用日数が等しいときは、変更後のメーター又は用途等の区分）の料率を適用して算定する。

（臨時使用の場合の概算料金の前納）

第32条　工事、興行等のため一時的に給水を受けようとするときは、その申し込みの際、管理者が定める概算料金を前納しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、その限りでない。

２　前項の概算料金は、使用の中止若しくは廃止の届け出があつたとき、又は使用の中止若しくは廃止の状態にあると管理者が認めたときにこれを精算する。この場合に過不足があるときは還付し、又は追徴する。

（料金の徴収方法）

第33条　料金は、納入通知書、口座振替又は集金の方法により、毎月又は隔月徴収する。ただし、水道の使用を中止し、又は廃止したとき及び管理者において必要があると認めたときは、その都度、これを徴収することができる。

（口座振替報償金）

第33条の２　管理者は、水道使用者が口座振替の方法により料金（第28条第３項の規定により算定した料金を除く。）を納付したときは、当該料金を納付した者に口座振替報償金を交付することができる。

（遅延損害金）

第33条の３　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第171条の規定による料金の督促を受けた者は、督促状の指定期限までに料金を完納しない場合においては、当該料金の額にその納期限の翌日から完納の日までの期間の日数に応じ、年３パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する遅延損害金を加算して納付しなければならない。ただし、遅延損害金の額に１円未満の端数があるとき又はその全額が１円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

２　管理者は、遅延損害金の徴収に関し、やむを得ない理由があると認めたときは、前項の遅延損害金を減免することができる。

（手数料）

第34条　次の各号に掲げる事務について当該各号に定める額の手数料を徴収する。

（１）　給水装置工事に係る第８条第２項の設計審査　次表に定める額

区分		手数料の額（１件につき）
給水装置を新設する場合	分岐口径（配水管又は給水管から分岐する部分の給水管の口径をいう。以下同じ。）が25ミリメートル以下のもの	2,500円

	分岐口径が30ミリメートル以上50ミリメートル以下のもの	4,000円
	分岐口径が75ミリメートル以上のもの	6,500円
給水装置を改造する場合		2,000円
給水装置を修繕する場合		2,000円
給水装置を撤去する場合		1,000円

（２） 給水装置工事に係る第８条第２項の工事完了検査（写真によるものを除く。） 次表に定める額

区分		手数料の額（１回につき）
給水装置を新設する場合	分岐口径が25ミリメートル以下のもの	5,000円
	分岐口径が30ミリメートル以上50ミリメートル以下のもの	8,500円
	分岐口径が75ミリメートル以上のもの	14,000円
給水装置を改造する場合		4,000円
給水装置を修繕する場合		4,000円
給水装置を撤去する場合		2,000円

（３） 給水装置工事に係る第８条第２項の工事完了検査（写真によるものに限る。） 2,000円

（４） 給水装置図面の写しの交付 １枚につき500円

（５） 料金の納入に係る証明書の交付 １件につき300円

（６） 水道法第16条の２第１項の指定 １件につき11,000円

（７） 水道法第25条の３の２第１項の指定の更新 １件につき11,000円

２ 前項の手数料は、同項各号に掲げる事務の申請等の際当該申請者等から徴収する。

（加入金、料金、手数料等の減免等）

第35条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、この条例によつて納付しなければならない加入金、料金、手数料その他の費用を軽減し、若しくは免除し、又はその徴収を猶予することができる。

第５章 管理

（給水装置の検査等）

第36条 管理者は、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対して適切な措置を指示することができる。

（給水装置の基準違反に対する措置）

第37条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が令第６条に定める基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置を当該基準に適合

させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

２　管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が管理者又は指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、当該給水装置の構造及び材質が令第６条に定める基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

３　前項ただし書に規定する確認に要する費用は、当該確認を受けようとする者の負担とする。

（給水の停止処分）

第38条　管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道使用者等に対し、その理由が継続する間給水を停止することができる。

（１）　第９条の工事費、第15条の２の加入金、第25条の修繕に要する費用又は第28条の料金を指定納期限内に納付しないとき。

（２）　水道使用者等が給水装置の使用を中止し、又は廃止したと認められるとき。

（３）　正当の理由がなくて、第20条の２第１項の規定によるメーターの設置、第29条の２第１項の規定による給水量の計量又は第36条の規定による検査を拒み、又は妨げたとき。

（４）　第17条第１項に規定する手続をしないで水道を使用したとき。

（５）　みだりに止水栓を開閉したとき。

（６）　給水装置を汚染するおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において警告を発しても、なおこれを改めないとき。

（給水装置の所有権承継者の義務）

第38条の２　給水装置の所有権を承継した者は、これに付随する工事費等の納付義務についても、承継したものとする。

（同居人等の行為に対する責任）

第38条の３　水道使用者等は、その家族、同居人、使用人その他その従業員の行為についても、この条例に定める責めを負わなければならない。

（給水装置の切り離し）

第39条　管理者は次の各号の一に該当する場合で、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を切り離すことができる。

（１）　給水装置の所有者の所在が不明であつて、かつ、90日以上給水装置の使用者がないとき。

（２）　給水装置が使用中止の状態にあつて将来使用の見込がないと認めたとき。

第６章　貯水槽水道

（指導、助言又は勧告等）

第40条　管理者は、貯水槽水道（水道法第14条第２項第５号に規定する貯水槽水道をいう。以下同じ。）の管理に関し必要があると認めたときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言又は勧

告をすることができる。

２　管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

（貯水槽水道の設置者の責務）

第41条　貯水槽水道のうち簡易専用水道（水道法第３条第７項に規定する簡易専用水道をいう。以下同じ。）の設置者は、水道法第34条の２の規定の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

２　簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、管理者の定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

第７章　雑則

（委任）

第42条　この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

第８章　罰則

第43条　次の各号のいずれかに該当する者は、５万円以下の過料に処する。

（１）　第５条第１項の規定による承認を受けないで、給水装置工事を行つた者

（２）　正当な理由がなくて、第20条の２第１項の規定によるメーターの設置、第29条の２第１項の規定による給水量の計量、第36条の規定による検査又は第38条の規定による給水の停止を拒み、又は妨げた者

（３）　第23条第３項の規定による封かんをみだりに破棄した者

（４）　第24条第１項の規定による給水装置の管理を著しく怠つた者

（５）　第24条第３項に規定する交付されたかぎ以外の器具等を使用した者

第44条　詐欺その他不正の行為により料金又は手数料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の５倍に相当する金額（当該５倍に相当する金額が５万円を超えないときは、５万円）以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、昭和35年４月１日から施行する。

（関係条例の廃止）

２　盛岡市水道給水条例（昭和８年盛岡市条例第１号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

（手続及び処分等に関する経過措置）

３　この条例施行の際旧条例の規定によつてなされた承認、検査、その他の処分又は申込、届出、その他の手続はそれぞれこの条例の規定によりなされたものとみなす。

４　この条例施行の際旧条例の規定によつて現に受付け中の手続及び手数料については、なお従前

の例による。

（都南村の編入に伴う経過措置）

5　都南村の編入の日前に旧都南村水道事業給水条例（昭和52年都南村条例第８号。以下「旧都南村条例」という。）の規定に基づきなされた手続、処分その他の行為は、この条例の相当規定に基づきなされたものとみなす。

6　旧都南村の給水区域における水道の使用に係る料金については、都南村の編入の日以後に最初に計量し、又は認定した給水量に係る月分の料金からこの条例の規定を適用し、同日前に計量し、又は認定した給水量に係る月分の料金については、旧都南村条例の例による。

7　都南村の編入の日前に申込みがなされた同村の給水区域における給水装置の新設又は増径については、旧都南村条例の例により分岐負担金を徴収する。

8　旧都南村条例第13条第１項の規定に基づき徴収した分岐負担金は、第15条の２第１項の規定に基づき徴収する加入金とみなす。

9　都南村の編入の日前に申込みがなされた同村の給水区域における給水工事に係る手数料については、旧都南村条例の例による。

10　都南村の編入の日前にした旧都南村条例に違反する行為に対する罰則の適用については、旧都南村条例の例による。

（量水器の口径の廃止に伴う経過措置）

11　平成９年２月１日以後に存する量水器の口径が16ミリメートルのもの（給水装置の増径によらないで、量水器の口径が16ミリメートルのものに替えて設置された量水器の口径が20ミリメートルのものを含む。）に係る第15条の２第１項の規定の適用については、当分の間、同項第１号の表中「20ミリメートル」とあるのは、「16ミリメートル又は20ミリメートル」とする。

12　平成９年１月１日以後に存する量水器の口径が16ミリメートルのもの（給水装置の増径によらないで、量水器の口径が16ミリメートルのものに替えて設置された量水器の口径が20ミリメートルのものを含む。）に係る第28条第１項の規定の適用については、当分の間、同項第１号の表中「13ミリメートルのもの」とあるのは、「13ミリメートル又は16ミリメートルのもの（給水装置の増径によらないで、量水器の口径が16ミリメートルのものに替えて設置された量水器の口径が20ミリメートルのものを含む。）」とする。

（玉山村の編入に伴う経過措置）

13　玉山村の編入の日前に旧玉山村水道事業給水条例（平成９年玉山村条例第12号。以下「旧玉山村条例」という。）の規定に基づきなされた手続、処分その他の行為は、この条例の相当規定に基づきなされたものとみなす。

14　盛岡市水道事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第48号）第２条第２項に規定する盛岡市玉山区水道事業（以下「玉山区水道事業」という。）における給水装置の新設又は増径に係る加

入金は、第15条の２第１項の規定にかかわらず、平成18年１月10日から平成23年３月31日までの間、附則別表第１に規定する額に100分の105を乗じて得た額とする。

15　玉山村の編入の日前に申込みがなされた同村の給水区域における給水装置の新設又は増径については、旧玉山村条例の例により分岐負担金を徴収する。

16　旧玉山村条例第６条第２項の規定に基づき徴収した分岐負担金は、第15条の２第１項の規定に基づき徴収する加入金とみなす。

17　玉山区水道事業における水道の使用に係る料金は、第28条第１項の規定にかかわらず、平成18年１月10日から平成23年３月31日までの間、附則別表第２に規定する基本料金、超過料金及び水道メーターの使用料の合算額に100分の105を乗じて得た額（その額に１円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

18　玉山村の編入の日前に申込みがなされた同村の給水区域における給水装置工事に係る手数料については、旧玉山村条例の例による。

19　玉山村の編入の日前にした旧玉山村条例に違反する行為に対する罰則の適用については、旧玉山村条例の例による。

（玉山区水道事業等の給水区域の編入に伴う経過措置）

20　盛岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（平成22年条例第46号）による改正前の盛岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（以下「改正前の水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例」という。）第３条第２項に規定する盛岡市玉山区水道事業（以下「旧玉山区水道事業」という。）及び盛岡市水道事業給水条例の一部を改正する等の条例（平成22年条例第48号）第２条の規定による廃止前の盛岡市簡易水道条例（平成17年条例第123号。以下「旧盛岡市簡易水道条例」という。）第２条第２項に規定する盛岡市前田簡易水道（以下「旧前田簡易水道」という。）の給水区域における給水装置の新設又は増径に係る加入金については、平成25年４月１日以後に申込みを受ける給水装置の新設又は増径に係る加入金から第15条の２第１項の規定を適用し、同日前までに申込みを受けた給水装置の新設又は増径に係る加入金については、改正前の水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例又は旧盛岡市簡易水道条例の例による。

21　旧玉山区水道事業及び旧前田簡易水道の給水区域における平成23年５月１日から平成25年４月30日までの間に計量し、又は認定する給水量に係る水道料金で平成23年５月から平成25年４月までの月分として徴収するものについては、第28条第１項第２号の表一般用の項中「210円」とあるのは「160円」と、「272円」とあるのは「160円」と、「252円」とあるのは「160円」とし、平成23年５月31日までの間に計量し、又は認定する給水量に係る水道料金で同年４月分として徴収するものについては、なお従前の例による。

22　旧玉山区水道事業及び旧前田簡易水道の給水区域における平成25年５月１日から平成27年４月

30日までの間に計量し、又は認定する給水量に係る水道料金で平成25年５月から平成27年４月までの月分として徴収するものについては、第28条第１項第２号の表一般用の項中「272円」とあるのは「210円」と、「252円」とあるのは「210円」とし、平成25年５月１日から同月31日までの間に計量し、又は認定する給水量に係る水道料金で同年４月分として徴収するものについては、同項中「210円」とあるのは「160円」と、「272円」とあるのは「160円」と、「252円」とあるのは「160円」とする。

23　平成23年４月１日前にした旧盛岡市簡易水道条例に違反する行為に対する罰則の適用については、旧盛岡市簡易水道条例の例による。

附則別表第１（附則第14項関係）

（１）　新設の場合　メーターの口径に応じ次表に定める額

メーターの口径	金額
13ミリメートル	10,000円
20ミリメートル	20,000円
25ミリメートル	40,000円
30ミリメートル	70,000円
40ミリメートル	130,000円
50ミリメートル	200,000円
75ミリメートル	500,000円
100ミリメートル	1,000,000円

（２）　増径の場合　増径前後の各メーターの口径に対応する前号の表の額の差額に相当する額

附則別表第２（附則第17項関係）

（１）　基本料金及び超過料金

用途	基本料金（１月につき）		超過料金１立方メートルにつき
	水量	料金	
一般用	10立方メートルまで	1,270円	140円
営業用	20立方メートルまで	2,800円	160円
浴場営業用	100立方メートルまで	13,500円	160円
団体用	10立方メートルまで	1,400円	160円
共同栓用	20立方メートルまで	2,500円	160円
臨時用	１立方メートルにつき	260円(学校プールに給水したときにあつては、200円)	

備考

１　「一般用」とは、一般家庭に使用するものをいう。

２　「営業用」とは、浴場（浴場営業用に該当する浴場以外のものに限る。）、料理飲食店、旅館、病院等営業に使用するものをいう。

３　「浴場営業用」とは、毎月の使用水量が1,000立方メートルを超える浴場に使用するものをいう。

４　「団体用」とは、官公署、学校、事務所等に使用するものをいう。

５　「共同栓用」とは、２世帯以上で共同して使用するものをいう。

６　「臨時用」とは、工事等のため、臨時に使用するものをいう。

（２）　水道メーターの使用料

メーターの口径	金額（１月につき）
13ミリメートル	180円
20ミリメートル	400円
25ミリメートル	500円
30ミリメートル	700円
40ミリメートル	900円
50ミリメートル	1,600円
75ミリメートル	3,000円
100ミリメートル	3,700円

附　則（昭和36年条例第16号）

１　この条例は、昭和36年４月１日から施行する。

２　改正後の盛岡市水道事業給水条例第28条の適用において、昭和36年度に限り、給水量が８立方メートル以上12立方メートルまでの場合における同条第１項第１号の表の専用給水装置一般用の基本料金は、80円を70円とし、同項第２号の表の専用給水装置の基本料金は、70円を60円とする。

３　この条例施行の日の前日の属する給水量算定期間にかかる料金については、なお従前の例による。

附　則（昭和37年条例第20号）

１　この条例は、昭和37年４月１日から施行する。

２　この条例施行の際、改正前の盛岡市水道事業給水条例の規定に基づいてすでになされた承認、検査、その他の処分又は申し込み、届出、その他の手続は、それぞれ改正後の盛岡市水道事業給水条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附　則（昭和38年条例第19号）

１　この条例は、昭和38年４月１日から施行する。

２　昭和38年４月１日（以下「施行日」という。）以後に給水量を算定する場合において、当該給水量の算定期間に施行日前の期間が含まれているときの従量料金については、当該算定期間にお

ける１日当たりの平均給水量を基礎として施行日前の期間の給水量又は施行日以後の期間の給水量を算定し、それぞれ改正前の盛岡市水道事業給水条例（以下「条例」という。）の規定又は改正後の条例の規定により計算して得た額の合計額による。

附　則（昭和39年条例第42号）

1　この条例は、昭和39年４月１日から施行する。

2　この条例の施行の日前に、この条例による改正前の盛岡市水道事業給水条例の規定に基づいて発した督促状及び納付の告知をした延滞金については、なお従前の例による。

附　則（昭和41年条例第50号）

この条例は、昭和42年１月１日から施行する。

附　則（昭和43年条例第23号抄）

1　この条例は、昭和43年４月１日から施行する。

2　改正後の盛岡市水道事業給水条例第28条の規定は、昭和43年４月分の料金から適用する。

附　則（昭和45年条例第24号）

1　この条例は、昭和45年４月１日から施行する。ただし、第２章中第15条の次に１条を加える改正規定並びに第35条及び第38条の改正規定は昭和45年５月１日から、第28条の改正規定は昭和45年６月１日から施行する。

2　改正後の盛岡市水道事業給水条例（以下「新条例」という。）第15条の２の規定は、昭和45年５月１日以降の申込みに係る給水装置の新設又は増径について適用する。

3　新条例第28条の規定は、昭和45年６月分の料金から適用する。

附　則（昭和49年条例第29号）

1　この条例は、昭和49年５月１日から施行する。ただし、第28条の改正規定は、昭和49年９月１日から施行する。

2　改正後の盛岡市水道事業給水条例（以下「新条例」という。）第10条から第13条までの規定は、昭和49年５月１日以降の申込みに係る給水工事について適用する。

3　新条例第13条の３の規定は、昭和49年５月１日以降の工事検査に係る給水工事について適用する。

4　新条例第28条の規定は、昭和49年９月分の料金から適用する。

附　則（昭和51年条例第２号）

1　この条例は、昭和51年４月１日から施行する。

2　改正後の盛岡市水道事業給水条例（以下「新条例」という。）第15条の２の規定は、昭和51年４月１日以後に申込みをした給水装置の新設又は増径に係る分岐負担金について適用する。

3　新条例第28条の規定は、昭和51年４月分として徴収する水道料金から適用する。

附　則（昭和57年条例第38号）

1　この条例は、昭和58年４月１日から施行する。

2　改正後の盛岡市水道事業給水条例第28条及び第28条の２の規定は、昭和58年４月分として徴収する水道料金から適用する。

3　盛岡市下水道条例（昭和36年条例第15号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附　則（昭和61年条例第27号）

1　この条例は、公布の日から施行する。

2　改正後の盛岡市水道事業給水条例（以下「新条例」という。）第28条の規定は、昭和61年９月分として徴収する水道料金から適用する。

3　新条例第34条の規定はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の申請に係る手数料について、新条例第44条の規定は施行日以後の給水の申込みに係る工事負担金について適用する。

4　盛岡市手数料条例（昭和23年条例第39号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附　則（昭和62年条例第36号抄）

（施行期日）

1　この条例は、規則で定める日から施行する。

附　則（平成元年条例第23号）

1　この条例は、平成元年４月１日から施行する。

2　改正後の盛岡市水道事業給水条例（以下「新条例」という。）第15条の２の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に申込みを受けた給水装置の新設又は増径に係る加入金について適用する。

3　新条例第28条の規定にかかわらず、施行日前から継続している水道の使用で、施行日から平成元年４月30日までの間に水道料金（以下「料金」という。）の支払を受ける権利が確定されるものに係る料金（施行日以後初めて料金の支払を受ける権利の確定される日が同月30日後である水道の使用にあっては、当該確定された料金のうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定される料金を前回確定日（その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。）から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定される日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。）については、なお従前の例による。

4　前項の月数は、暦に従って計算し、１月に満たない端数を生じたときは、これを１月とする。

附　則（平成４年条例第74号）

この条例は、平成４年４月１日から施行する。

附　則（平成５年条例第27号）

1　この条例は、平成５年９月１日から施行する。ただし、第15条の２の改正規定は、同年10月１日から施行する。

2　改正後の盛岡市水道事業給水条例（以下「新条例」という。）第15条の２の規定は、平成５年10月１日以後に申込みを受けた給水装置の新設又は増径に係る加入金について適用する。

3　新条例第28条の規定は、この条例の施行の日以後に計量し、又は認定した給水量に係る水道料金で平成５年10月分として徴収するものから適用し、同年９月分までの月分として徴収する水道料金については、なお従前の例による。

附　則（平成８年条例第24号）

1　この条例は、平成８年４月１日から施行する。

2　この条例の施行の日前に盛岡市簡易水道条例（平成４年条例第75号）の規定に基づきなされた手続、処分その他の行為は、第１条の規定による改正後の盛岡市水道事業給水条例の相当規定に基づきなされたものとみなす。

附　則（平成８年条例第36号）

1　この条例は、平成９年１月１日から施行する。ただし、第８条第２項、第15条の２第１項、第34条第１項及び附則第11項の改正規定は、同年２月１日から施行する。

2　改正後の盛岡市水道事業給水条例（以下「新条例」という。）第15条の２第１項及び附則第11項の規定は、平成９年２月１日以後に申込みを受ける給水装置の新設又は増径に係る加入金について適用し、同日前に申込みを受けた給水装置の新設又は増径に係る加入金については、なお従前の例による。

3　新条例第28条第１項及び附則第12項の規定は、この条例の施行の日以後に計量し、又は認定する給水量に係る水道料金で平成９年２月分として徴収するものから適用し、同年１月分までの月分として徴収する水道料金については、なお従前の例による。

附　則（平成９年条例第19号抄）

（施行期日）

1　この条例は、平成９年４月１日から施行する。

（経過措置）

3　第３条の規定による改正後の盛岡市水道事業給水条例第28条の規定にかかわらず、施行日前から継続している水道の使用で、施行日から平成９年４月30日までの間に水道料金（以下「料金」という。）の支払を受ける権利が確定するもの（施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日が同月30日後であるものにあっては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する料金を前回確定日（その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下この項において同じ。）から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日

までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分）に係る料金については、なお従前の例による。

5　前２項の月数は、暦に従って計算し、１月に満たない端数を生じたときは、これを１月とする。

附　則（平成９年条例第43号）

この条例は、平成10年４月１日から施行する。

附　則（平成11年条例第56号）

1　この条例は、平成12年４月１日から施行する。

2　この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附　則（平成12年条例第43号）

この条例は、平成13年１月６日から施行する。

附　則（平成14年条例第17号抄）

1　この条例は、平成14年４月１日から施行する。

附　則（平成15年条例第22号）

この条例は、平成15年４月１日から施行する。

附　則（平成17年条例第122号）

この条例は、平成18年１月10日から施行する。

附　則（平成22年条例第19号）

1　この条例は、平成22年４月１日から施行する。

2　この条例の施行の日前に改正前のそれぞれの条例の規定に基づきなされた手続、処分その他の行為は、改正後のそれぞれの条例の相当規定に基づきなされたものとみなす。

附　則（平成22年条例第48号）

1　この条例は、平成23年４月１日から施行する。

2　盛岡市特別会計設置条例（昭和39年条例第21号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

3　盛岡市簡易水道事業費特別会計の平成22年度分の収入、支出及び決算に関しては、なお従前の例による。

4　盛岡市簡易水道事業費特別会計の平成22年度の出納閉鎖の際、同会計に属する現金は、盛岡市一般会計に帰属するものとする。

附　則（平成26年条例第５号抄）

1　この条例は、平成26年４月１日から施行する。

2　第２条の規定による改正後の盛岡市水道事業給水条例第28条の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続している水道の使用で、施行日から平成26年４月30日までの間に水道料金（以下「料金」という。）の支払を受ける権利が確定するもの（施行

日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日が同月30日後であるものにあっては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する料金を前回確定日（その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下この項において同じ。）から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分）に係る料金については、なお従前の例による。

4　前２項の月数は、暦に従って計算し、１月に満たない端数を生じたときは、これを１月とする。

附　則（平成28年条例第58号）

（施行期日）

1　この条例は、平成29年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の盛岡市水道事業給水条例（以下「新条例」という。）第28条第１項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる水道料金（以下「料金」という。）については、なお従前の例による。

（１）　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続している水道の使用で施行日から平成29年４月の定例日（料金算定の基準日としてあらかじめ上下水道事業管理者が定めた日をいう。以下同じ。）までの間に料金の支払を受ける権利が確定するものに係る料金

（２）　施行日前から継続している水道の使用で平成29年４月の定例日の翌日から同年５月の定例日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するもの（同年４月の定例日までの期間のものを含むものに限る。）のうち、同月の定例日までの期間のものに係る料金

3　新条例第28条第３項及び第33条の３の規定は、施行日以後に料金の支払を受ける権利が確定する水道の使用に係る料金について適用する。

4　新条例第33条の２の規定は、新条例第28条第１項の規定の適用を受ける料金について適用する。

5　施行日前に料金の支払を受ける権利が確定した水道の使用に係る料金を給水停止執行通知書に記載された指定期日後に納付する場合の当該料金については、なお従前の例による。

6　新条例第34条第１項の規定は、施行日以後に申込みがされる盛岡市水道事業給水条例第８条第２項の設計審査及び工事完了検査の手数料について適用し、施行日前に申込みがされた同項の設計審査及び工事完了検査の手数料については、なお従前の例による。

附　則（平成31年条例第６号抄）

1　この条例は、平成31年10月１日から施行する。

2　第２条の規定による改正後の盛岡市水道事業給水条例第28条の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続している水道の使用で、施行日から平成31年10月31日までの間に水道料金（以下「料金」という。）の支払を受ける権利が確定するもの（施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日が同月31日後であるもの（以下「特定水道使

用」という。）にあっては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する料金を前回確定日（その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいい、当該確定した日がない場合には、特定水道使用を開始した日をいう。以下この項において同じ。）から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で徐し、これに前回確定日から同月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分）に係る料金については、なお従前の例による。

4　前２項の月数は、暦に従って計算し、１月に満たない端数を生じたときは、これを１月とする。

附　則（令和元年条例第14号）

この条例は、令和元年10月１日から施行する。

附　則（令和元年条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（令和２年条例第24号）

1　この条例は、令和２年４月１日から施行する。

2　改正後の盛岡市水道事業給水条例第33条の３第１項の規定は、この条例の施行の日以後に納期限の到来する料金に係る遅延損害金について適用し、同日前に納期限の到来した料金に係る遅延損害金については、なお従前の例による。

10・１・２　盛岡市水道事業給水条例施行規程

○盛岡市水道事業給水条例施行規程

昭和60年３月31日水道部管理規程第５号

改正

昭和61年10月21日水道部管理規程第７号
昭和62年９月１日水道部管理規程第４号
平成元年３月31日水道部管理規程第５号
平成６年３月31日水道部管理規程第９号
平成８年９月３日水道部管理規程第12号
平成９年１月24日水道部管理規程第１号
平成９年３月31日水道部管理規程第15号
平成10年３月18日水道部管理規程第３号
平成15年３月31日水道部管理規程第４号
平成16年３月31日水道部管理規程第６号
平成18年１月６日水道部管理規程第12号
平成22年４月１日上下水道局管理規程第17号
平成23年４月１日上下水道局管理規程第２号
平成27年４月１日上下水道局管理規程第９号
平成29年３月30日上下水道局管理規程第３号
令和元年９月20日上下水道局管理規程第８号
令和元年10月30日上下水道局管理規程第10号
令和６年２月21日上下水道局管理規定第２号

盛岡市水道事業給水条例施行規程

目次

第１章　総則（第１条）
第２章　給水装置の工事及び費用（第２条～第10条）
第３章　給水（第11条～第19条の３）
第４章　貯水槽水道（第20条）
附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この規程は、盛岡市水道事業給水条例（昭和35年条例第14号。以下「条例」という。）の施行その他給水に関し必要な事項を定めるものとする。

第２章　給水装置の工事及び費用

（給水装置工事の申込み）

第２条　条例第５条第１項に規定する給水装置工事の申込みは、給水装置工事申込書により行わなければならない。

２　上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、前項の申込みがあつたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、給水装置工事承認書を当該申込みをした者に交付するものとする。

３　給水装置工事の申込みを取り消すときは、給水装置工事取消届により届け出なければならない。

（利害関係人の同意）

第３条　給水装置工事の申込者は、次の各号のいずれかに該当するときは、条例第５条第２項の利害関係人が同意した旨を証する書面を管理者に提出しなければならない。ただし、同意を得られない場合は、民法（明治29年法律第89号）第213条の２第３項の通知をした旨の誓約書を提出しなければならない。

（１）　他人の所有地を通過し、又は他人の所有地に給水装置を設置しようとするとき。

（２）　他人の所有する構築物に給水装置を設置しようとするとき。

（３）　他人の給水装置から分岐して給水装置を設置しようとするとき。

（４）　前３号に定めるもののほか、管理者が必要と認めるとき。

（申込者の代理人の届出）

第４条　条例第６条第１項の規定による届出は、給水装置工事申込者代理人選定届によるものとする。

（設計審査）

第５条　条例第８条第２項に規定する設計審査を受けようとする者は、給水装置工事設計審査申込書に設計図書及び管理者が必要と認める書類並びに条例第34条第１項第１号に定める手数料を添えて申し込まなければならない。

２　前項の申込みは、電子申請（電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって管理者が定めるものをいう。）を用いて申込みをすることをいう。以下に同じ。）により行うことができる。この場合において、前項に掲げる手数料は、電子申請後14日以内に支払わなければならない。

３　管理者は、第一項の申込みがあつたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、給水装置工事設計審査承認書を当該申込みをした者に交付するものとする。

４　第１項の設計審査の基準は、別に定める。

（設計審査における材質の証明）

第６条　管理者は、条例第８条第２項に定める設計審査において、当該設計審査に係る給水装置工

事に使用しようとする材料の材質が、水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「令」という。）第６条に定める基準に適合していることの証明を当該給水装置工事を施行する指定給水装置工事事業者に求めることがある。

２　管理者は、指定給水装置工事事業者が前項に規定する証明の求めに応じないときは、当該証明を求めた材料の使用を制限し、又は禁止することがある。

（工事完了検査）

第７条　条例第８条第２項に規定する工事完了検査を受けようとする者は、給水装置工事完了検査申込書にしゆん工図及び管理者が必要と認める書類並びに条例第34条第１項第２号又は第３号に定める手数料を添えて管理者に申し込まなければならない。

２　前項の申込みは電子申請により行うことができる。この場合において、前項に掲げる手数料は、電子申請後14日以内に支払わなければならない。

３　管理者は、第１項の工事完了検査の結果が適当と認められるときは、当該給水装置の所在する建築物の門戸等に水栓番号を明示した章標を掲示するものとする。

４　指定給水装置工事事業者は、第１項の工事完了検査の結果が不適当とされたときは、指定された期間内にこれを改め、同項の工事完了検査を受けなければならない。

５　第１項の工事完了検査の基準は、別に定める。

（工事完了検査における材質の証明）

第７条の２　第６条の規定は、工事完了検査について準用する。この場合において、同条第１項中「設計審査」とあるのは「工事完了検査」と、「使用しようとする」とあるのは「使用した」と、「施行する」とあるのは「施行した」と、同条第２項中「材料」とあるのは「材料を使用した給水装置」と、「使用を制限し、又は禁止する」とあるのは「取替えを命じる」と読み替えるものとする。

（指定工事業者証及び指定更新証明書の交付）

第７条の３　管理者は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の２第１項の指定を行つたときは、速やかに当該指定を受けた者に盛岡市指定給水装置工事事業者証（以下「指定工事業者証」という。）を交付するものとする。

２　管理者は、法第25条の３の２第１項の指定の更新を認めたときは、速やかに当該更新を受けた者に盛岡市指定給水装置工事事業者更新証明書（以下「指定更新証明書」という。）を交付するものとする。

３　管理者は、指定給水装置工事事業者が次の各号のいずれかに該当する旨を届け出たときは、当該届出に係る事項を記載した指定工事業者証及び指定更新証明書を当該届出をした者に交付するものとする。

（１）　氏名又は事業所の名称に変更があつたとき。

（２） 住所又は事業所の所在地に変更があつたとき。

（３） 法人にあつては、その代表者の氏名に変更があつたとき。

４　指定給水装置工事事業者は、給水装置工事の事業を廃止する旨を届け出たとき又は法第25条の11第１項の規定による法第16条の２第１項の指定を取り消されたときは、指定工事業者証及び指定更新証明書を管理者に返納しなければならない。

５　指定給水装置工事事業者は、給水装置工事の事業を休止する旨を届け出たとき又は次条第１項の規定により指定を停止されたときは、指定工事業者証及び指定更新証明書をその期間管理者に返納しなければならない。

６　指定給水装置工事事業者は、指定工事業者証及び指定更新証明書を汚損し、又は紛失したときは、指定工事業者証及び指定更新証明書の再交付を申請しなければならない。

（指定の効力の停止）

第７条の４　管理者は、法第25条の11第１項各号のいずれかに該当する場合において、指定給水装置工事事業者に特別の事情があると認めたときは、同項に規定する指定の取消しに代えて、６月を超えない期間を定め、法第16条の２第１項の指定の効力を停止することがある。

２　管理者は、前項の規定により指定の効力を停止したときは、遅滞なくその旨を告示するものとする。

（工事費の算出方法）

第８条　条例第９条第１項各号の費用の算出は、次の各号に定めるところによる。

（１） 材料費は、管理者が定める材料単価の額に使用材料の数量を乗じて得た額とする。

（２） 運搬費は、材料その他の運搬のために要する経費で管理者が別に定めるところにより算出した額とする。

（３） 労力費は、管理者が定める工種別の賃金に所要の員数を乗じて得た額とする。

（４） 道路復旧費は、管理者が定めるところによる。

（５） 工事監督費は、管理者が定めるところによる。

（６） 工事雑費は、管理者が定める消耗器材費、損料、保険料その他に要する費用とする。

（７） 間接経費は、材料費及び労力費の合計額に管理者が定める率を乗じて得た額とする。

（工事費の分納）

第９条　条例第11条第１項の規定に基づき工事費を分割納付させる場合は、工事費が35万円を超える新設工事、改造工事又は修繕工事で工事費を一括して納付する資力がないと認められるとき及び公益上分割納付が適当と認められるときとする。

２　前項の分割納付をしようとする者は、給水装置工事費分割納付承認申込書に次に掲げる書類を添えて管理者に申し込まなければならない。

（１） 市町村民税の所得証明書

（２） 本人及び連帯保証人の印鑑証明書

（３） その他管理者が必要と認める書類

３　毎月の分割納付額は、管理者が別に定める。

４　条例第11条第２項に規定する別に定める額は、毎月の分割納付額に日歩２銭５厘の割合を乗じて得た額とする。

５　条例第11条第３項の連帯保証人は、市内に居住する者で管理者が適当と認めるものとする。

６　分割納付の工事費の完納前に連帯保証人が死亡し、若しくは市外に転居する等連帯保証人としての資格を失つたときは、遅滞なく連帯保証人を変更して管理者の承認を受けなければならない。

（加入金の分割納付）

第10条　条例第15条の２第４項において準用する条例第11条第１項の規定に基づき加入金を分割納付させる場合は、給水装置のメーターの口径が新設又は増径後20ミリメートル以上のときとする。

２　前条第２項から第６項までの規定は、加入金の分割納付について準用する。この場合において、「給水装置工事費分割納付承認申込書」とあるのは「加入金分割納付承認申込書」と、「毎月」とあるのは「納期ごと」と読み替えるものとする。

第３章　給水

（給水契約の申込み）

第11条　条例第17条第１項の規定による水道の使用の申込みは、給水開始申込書により行わなければならない。

（所有者の代理人の届出）

第12条　条例第18条の規定による代理人の届出は、給水装置所有者代理人選定届によるものとする。

（管理人選定の届出）

第13条　条例第19条第１項の規定による管理人の届出は、管理人選定（変更）届によるものとする。

（給水量の告知）

第14条　メーターによる計量をしたときは、水道使用者等に対しその都度給水量を告知するものとする。

２　前項の計量において、指示数量に１立方メートル未満の端数があるときは、これを次回分に算入する。

（給水量の認定）

第15条　条例第20条第２項又は第30条第１項の規定により給水量を認定するときは、水道使用者等に対しその旨を告知するものとする。

２　前項の認定は、次に掲げる事項を基準として管理者が定める。ただし、当該認定が条例第20条第２項第３号に該当するときは、次回の計量の際これを精算する。

（１） 前２月（隔月計量の場合は、前２期）の平均給水量

（２） 前年度同期の給水量

（３） 世帯人員

（４） 類似する使用者の実態

（５） 前各号に掲げるもののほか、給水量の認定に当たつて参考となる事項

（隔月の定例日に給水量を計量し、又は認定する場合において定例日以外の日に水道の使用の開始等をした場合における給水量の認定）

第15条の２ 隔月の定例日に給水量を計量し、又は認定する場合において定例日以外の日に水道の使用を開始し、中止し、又は廃止した場合における条例第20条第２項の規定による給水量の認定については、開始後日数又は中止・廃止前日数の各日における給水量は、均等とみなす。

（メーターの保管）

第16条 メーターの設置場所には、メーターによる計量又は機能を妨害する物品を置き、又は工作物を設けてはならない。

２ 水道使用者等は、メーターを亡失し、又はき損したときは、水道メーター亡失（き損）届を管理者に届け出なければならない。

（指示水量の端数処理）

第17条 メーターによる計量の際指示数量に１立方メートル未満の端数があるときは、これを次回分に算入する。ただし、給水装置の使用を中止し、又は廃止したときの１立方メートル未満の端数は、これを切り捨てる。

（水道の使用中止等の届出）

第18条 条例第22条第１項の届出は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

（１） 水道の使用を中止し、又は廃止するとき　水道使用中止届

（２） 水道の使用用途を変更するとき　給水開始申込書

（３） 消防訓練に私設消火栓を使用するとき　私設消火栓使用許可申請書

２ 条例第22条第２項の届出は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

（１） 水道使用者の氏名又は住所に変更があつたとき　給水開始申込書

（２） 給水装置の所有者に変更があつたとき　給水装置所有者変更届

（３） 管理人に変更があつたとき又はその住所に変更があつたとき　管理人選定（変更）届

３ 水道（私設消火栓を含む。）を消防用として使用したときは、直ちにその旨を口頭で届け出なければならない。

４ 第１項第１号の届出が共用給水装置に係るものであるときは、水道の使用をやめた後速やかに条例第17条第２項の規定により交付したかぎを返納しなければならない。

（給水装置及び水質の検査）

第19条　条例第26条第１項に規定する検査の請求は、給水装置機能（水質）検査請求書により行わなければならない。

２　条例第26条第１項に規定する通知は、書面により行うものとする。

（口座振替報償金の額）

第19条の２　条例第33条の２の規定に基づき交付する口座振替報償金の額は、１月分の納付につき50円とする。

（給水装置の構造及び材質の確認）

第19条の３　条例第37条第２項ただし書に規定する確認を受けようとする者は、給水装置構造材質確認申請書により管理者に申請しなければならない。

２　管理者は、前項の申請があつたときは、速やかに当該申請に係る給水装置の構造及び材質の確認をしなければならない。

３　前項の確認に要する費用は、条例第９条に規定する工事費の例による。

第４章　貯水槽水道

（簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び自主検査）

第20条　条例第41条第２項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査は、次に定めるところによるものとする。

（１）　次に掲げる管理基準に従い、管理すること。

ア　水槽の掃除を１年以内ごとに１回、定期に行うこと。

イ　水槽の点検等有害物質、汚水等によつて水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。

ウ　給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により給水する水に異常を認めたときは、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

エ　供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知つたときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

（２）　前号の管理に関し、１年以内ごとに１回、定期に、簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者が給水栓における水の色、濁り、臭い及び味に関する検査並びに残留塩素の有無に関する検査を行うこと。

附　則

１　この規程は、昭和61年４月１日から施行する。

２　この規程の施行の際、現になされている給水事務に係る手続等は、この規程の相当規定によりなされたものとみなす。

３　国又は地方公共団体が施行する公共の利用に供する施設の建設事業（公営競技等の収益事業の

ための施設の建設事業その他管理者が別に定める建設事業を除く。）に伴い必要となる水道施設の建設又は増強に係る工事負担金は、第20条第２項の規定にかかわらず、当分の間、徴収しない。

4　盛岡市水道事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第48号）第２条第２項に規定する盛岡市玉山区水道事業の給水区域内における第20条第１項の規定による給水申込みに伴い必要となる水道施設の建設又は増強に係る工事負担金は、第20条第２項の規定にかかわらず、当分の間、徴収しない。

附　則（昭和61年水管規程第７号）

この規程は、昭和61年11月１日から施行する。

附　則（昭和62年水管規程第４号）

この規程は、昭和62年９月１日から施行する。

附　則（平成元年水管規程第５号）

この規程は、平成元年４月１日から施行する。

附　則（平成６年水管規程第９号）

1　この規程は、平成６年４月１日から施行する。

2　この規程の施行の際現に使用している改正前の様式は、この規程の施行後も、当分の間、使用することができる。

附　則（平成８年水管規程第12号）

この規程は、平成８年９月３日から施行する。

附　則（平成９年水管規程第１号）

この規程は、平成９年２月１日から施行する。

附　則（平成９年水管規程第15号）

この規程は、平成９年４月１日から施行する。

附　則（平成10年水管規程第３号）

1　この規程は、平成10年４月１日から施行する。

2　盛岡市指定水道工事業者に関する規程（昭和45年水管規程第７号）は、廃止する。

附　則（平成15年水管規程第４号）

この規程は、平成15年４月１日から施行する。

附　則（平成16年水管規程第６号）

この規程は、平成16年４月１日から施行する。

附　則（平成18年水管規程第12号）

この規程は、平成18年１月10日から施行する。

附　則（平成22年上下水管規程第17号抄）

1　この規程は、平成22年４月１日から施行する。

3　この規程の施行の日前に第２条から第23条までの規定による改正前のそれぞれの規程の規定に基づきなされた手続、処分その他の行為は、第２条から第23条までの規定による改正後のそれぞれの規程の相当規定に基づきなされたものとみなす。

附　則（平成23年上下水管規程第２号）

この規程は、平成23年４月１日から施行する。

附　則（平成27年上下水管規程第９号）

この規程は、平成27年４月１日から施行する。

附　則（平成29年上下水管規程第３号）

この規程は、平成29年４月１日から施行する。

附　則（令和元年上下水管規程第８号）

この規程は、令和元年10月１日から施行する。

附　則（令和元年上下水管規程第10号）

この規程は、令和元年10月30日から施行する。

附　則（令和６年上下水管規程第２号）

この規程は、令和６年４月１日から施行する。

１０・1・３　盛岡市上下水道局補助金交付規程

（趣旨）

第１条　この規程は、別に定めるものを除くほか、補助金の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規程において、「補助事業」とは補助金の交付の対象となる事務又は事業をいい、「補助事業者」とは補助事業を行う者をいう。

（補助金の名称等）

第３条　補助金の名称、交付の目的及び交付の対象、補助事業の内容、補助金の額又は補助率、補助の実施期限等は、補助金交付要綱又は補助金交付要領（以下「要綱等」という。）で定める。

（補助金の交付の申請）

第４条　補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金交付申請書に要綱等で定める書類を添えて、要綱等で定める期日までに上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に提出しなければならない。

（補助金の交付の決定）

第５条　管理者は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、及び必要な現地調査等を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付の決定をするものとする。

（補助金の交付の条件）

第６条　管理者は、補助金の交付の決定をする場合において、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 補助事業の内容の変更をする場合には、管理者の承認を受けること。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、管理者の承認を受けること。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合には、管理者に報告してその指示を受けること。

２　管理者は、補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すべき旨の条件を付することがある。

３　管理者は、前２項に規定するもののほか補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付することがある。

（決定の通知）

第７条　管理者は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を補助金交付決定通知書により補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

２　管理者は、補助金を交付しないことを決定したときは、速やかにその決定の内容を補助金不交

付決定通知書により補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第８条　補助金の交付の申請をした者は、前条第１項の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、当該申請を取り下げようとするときは、要綱等で定める期日までに補助金申請取下書を管理者に提出しなければならない。

２　前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

（補助事業の内容の変更等の承認の申請）

第９条　補助事業者は、第６条第１項第１号の承認を受けようとするときは、補助事業変更承認申請書を管理者に提出しなければならない。

２　補助事業者は、第６条第１項第２号の承認を受けようとするときは、補助事業中止（廃止）承認申請書を管理者に提出しなければならない。

３　管理者は、前２項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、第６条第１項第１号の承認をしたときは補助事業変更承認通知書により、第６条第１項第２号の承認をしたときは補助事業中止（廃止）承認通知書により、当該申請書を提出した者に通知するものとする。

（決定の変更）

第10条　管理者は、第６条第１項第１号又は第２号の承認をした場合において、補助事業の内容の変更又は補助事業の中止若しくは廃止に伴い補助金の交付の決定の変更を要するときは、当該変更を行い、その内容を補助金交付決定変更通知書により当該変更に係る補助事業者に通知するものとする。

（事情変更による決定の取消し等）

第11条　管理者は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

２　前項の規定により補助金の交付の決定を取り消すことがある場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(2) 補助事業者が補助事業を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができないこと、補助事業に要する経費のうち補助金によって賄われる部分以外の部分を負担することができないことその他の理由により補助事業を遂行することができない場合

３　管理者は、第１項の規定により補助金の交付の決定の取消し等を行ったときは、その内容を補助金交付決定取消等通知書により当該取消し等に係る補助事業者に通知するものとする。

（補助事業の遂行）

第12条　補助事業者は、この規程の規定、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件並びに管理者がこの規程に基づいてする指示に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない。

（補助事業遂行の指示）

第13条　管理者は、補助事業者が補助事業を補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行していないと認めたときは、その者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを指示するものとする。

２　管理者は、補助事業者が前項の指示に従わないときは、その者に対し、当該補助事業の遂行の一時停止を命ずることがある。

（完了の報告）

第14条　補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業完了報告書に要綱等で定める書類を添えて、要綱等で定める期日までに管理者に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第15条　管理者は、前条の規定による報告があったときは、当該報告に係る書類を審査し、及び必要な現地調査等を行い、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書により、当該補助事業者に通知するものとする。

（是正のための措置）

第16条　管理者は、第14条の規定による報告があった場合において、当該補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めたときは、これに適合させるための措置をとるべきことを補助事業者に対して指示するものとする。

２　補助事業者は、前項の指示に従って措置したときは、その結果を管理者に報告しなければならない。

（補助金の請求及び交付）

第17条　第15条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書を管理者に提出しなければならない。

２　管理者は、前項の補助金交付請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（前金払）

第18条　管理者は、必要があると認めたときは、補助金の全部又は一部を前金払することがある。

２　補助事業者は、前項の規定による補助金の前金払を受けようとするときは、補助金前金払請求書を管理者に提出しなければならない。

（条件違反等の場合の決定の取消し）

第19条　管理者は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

(1) 管理者が行う調査を妨げ、管理者が求める報告を拒んだとき。

(2) 第６条の規定により付した条件に違反したとき。

(3) 第13条第１項又は第16条第１項の規定による管理者の指示に従わなかったとき。

(4) 第21条第１項の規定に違反したとき。

(5) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

(6) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

２　管理者は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書により当該取消しに係る補助事業者に通知するものとする。

３　第１項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

（補助金の返還）

第20条　管理者は、第10条の規定により補助金の交付の決定の変更があった場合又は第11条第１項若しくは前条第１項の規定により補助金の交付の決定を取り消した　場合において、補助事業の当該変更又は取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該変更又は取消しに係る補助事業者に対し、補助金返還命令書により、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

２　管理者は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、当該補助事業者に対し、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（財産の処分の制限）

第21条　補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で次に掲げるものを、管理者の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して管理者が別に定める期間を経過した場合は、この限りでない。

(1) 不動産及びその従物

(2) 機械及び重要な器具で管理者が指定するもの

(3) 前２号に掲げるもののほか、管理者が補助金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めて指定するもの

２　補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書を管理者に提出しな

ければならない。

3　管理者は、第１項に規定する財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することを承認しようとするときは、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額の返還を補助事業者に命ずることがある。

（加算金及び延滞金）

第22条　補助事業者は、第19条第１項の規定により補助金の交付の決定を取り消され、第20条第１項の規定によりその返還を命ぜられたときは、返還すべき補助金の金額につき、当該補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、年 10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

2　補助金が２回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する補助金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次遡りそれぞれの受領の日において受領したものとする。

3　第１項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てられたものとする。

4　補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付の額につき年 10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

5　前項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を命ぜられた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

6　管理者は、第１項又は第４項の場合において、やむを得ない事情があると認めたときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することがある。

（他の補助金の一時停止等）

第23条　管理者は、補助事業者が補助金の返還を命ぜられ、当該補助金、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、当該補助事業者に対して、交付すべき補助金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金と未納付額とを相殺することがある。

（理由の提示）

第24条　管理者は、第13条第１項若しくは第16条第１項の規定による指示、第13条第２項の規定による命令又は第11条第１項若しくは第19条第１項の規定による取消しをするときは、当該補助事業者に対してその理由を示すものとする。

（関係書類等の整備等）

第25条　補助事業者は、補助事業に係る経費の収支の状況を明らかにした書類、帳簿等を整備し、当該補助金の交付が決定された日の属する年度の翌年度の初日から起算して５年間保存しなければならない。

（補則）

第26条　この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附　則

１　この規程は、令和３年４月１日から施行する。

２　盛岡市上下水道局補助金交付規程（平成15年水道部告示第８号）は、廃止する。

補助金交付に係る共通様式

様式第１号　補助金交付申請書
様式第２号　事業計画書
様式第３号　収支予算書
様式第４号　補助金交付決定通知書
様式第５号　補助金不交付決定通知書
様式第６号　補助金申請取下書
様式第７号　補助事業変更承認申請書
様式第８号　補助事業中止（廃止）承認申請書
様式第９号　補助事業変更承認通知書
様式第10号　補助事業中止（廃止）承認通知書
様式第11号　補助金交付決定変更通知書
様式第12号　補助金交付決定取消等通知書
様式第13号　補助事業完了報告書
様式第14号　事業実績書
様式第15号　収支決算書
様式第16号　補助金額確定通知書
様式第17号　補助金交付請求書
様式第18号　補助金前金払請求書
様式第19号　補助金交付決定取消通知書
様式第20号　補助金返還命令書
様式第21号　財産処分承認申請書

様式第１号　補助金交付申請書（第４条関係）

年　　月　　日

盛岡市上下水道事業管理者　　様

申請者の住所
申請者の氏名
（団体の場合は、団体名及び代表者名）

補助金交付申請書

次の補助事業について、盛岡市上下水道局補助金交付規程（令和３年上下水道局管理規程第２号）第４条の規定により、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

事業実施年度	年度
補助金の名称	
交付を受けようとする補助金の金額	円
事業実施期間	年　　月　　日から　　年　　月　　日まで
関係書類	

様式第２号　事業計画書

事業計画書

事業の目的	
事業の内容	
事業の効果	
補助金の交付を受けようとする理由	
備考（その他）	

様式第３号　収支予算書

収支予算書

１　収入の部　（単位：円）

収入の種類	予算額	内容説明（算出基礎等）
盛岡市上下水道局補助金	※	
収入合計		

２　支出の部　（単位：円）

項　　目	予算額	左のうち盛岡市上下水道局補助金充当額	内容説明（算出基礎等）
支出合計		※	

※は、それぞれ一致するものとする。

様式第４号　補助金交付決定通知書（第７条関係）

盛岡市上下水道局指令　　第　　号

住　　所

法人名又は氏名

年　月　日付け第　　号で申請のあった何々・・・・事業に要する経費に対し、盛岡市上下水道局補助金交付規程（令和３年上下水道局管理規程第２号）第６条の規定により、次のとおり条件を付けて補助金〇〇〇〇を交付することに決定したので同規程第７条第１項の規定により通知します。

年　　月　　日

盛岡市上下水道事業管理者　氏　　名

１　補助金をその目的以外に使用しないこと。

２　補助事業の内容、経費の配分又は執行計画を変更する場合には、何々・・・の場合を除き、管理者の承認を受けること。

３　補助事業を中止し、又は廃止する場合には、管理者の承認を受けること。

４　補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合には、管理者に報告してその指示を受けること。

５　何々・・・・

注１）補助事業の内容等を変更する場合には、補助事業計画変更申請書を提出すること。

２）補助事業が完了したときは、30日以内又は完了した日の属する年度の３月31日までのいずれかの早い日に補助事業完了報告書を提出すること。

様式第５号　補助金不交付決定通知書（第７条関係）

盛岡市上下水道局指令　　第　　号

住　　所

法人名又は氏名

年　月　日付け第　　号で申請のあった何々・・・・事業に要する経費に対し、次のとおり不交付することに決定したので、盛岡市上下水道局補助金交付規程（令和３年上下水道局管理規程第２号）第７条第２項の規定により通知します。

年　　月　　日

盛岡市上下水道事業管理者　氏　　名

１　不交付決定の理由

様式第６号　補助金申請取下書（第８条関係）

年　　月　　日

盛岡市上下水道事業管理者　　様

申請者の住所

申請者の氏名

（団体の場合は、団体名及び代表者名）

補助金申請取下書

年　　月　　日付け盛岡市上下水道局指令　　第　　号で補助金の交付決定を受けた補助金について、盛岡市上下水道局補助金交付規程（令和３年上下水道局管理規程第２号）第８条第１項の規定により、次の理由により申請を取り下げます。

補助金の名称	
交付決定額	円
取下げの理由	

様式第７号　補助事業変更承認申請書（第９条関係）

年　　月　　日

盛岡市上下水道事業管理者　　様

申請者の住所

申請者の氏名

（団体の場合は、団体名及び代表者名）

補助事業変更承認申請書

年　　月　　日付け盛岡市上下水道局指令　　第　　号で補助金の交付決定を受けた補助事業について、次のとおりその内容等を変更したいので、盛岡市上下水道局補助金交付規程（令和３年上下水道局管理規程第２号）第９条第１項の規定により、関係書類を添えて申請します。

補助金の名称	
変更の内容	
変更の理由	
関係書類	(1) 変更後の収支予算書 (2)

様式第８号　補助事業中止（廃止）承認申請書（第９条関係）

年　　月　　日

盛岡市上下水道事業管理者　　様

申請者の住所

申請者の氏名

（団体の場合は、団体名及び代表者名）

補助事業中止（廃止）承認申請書

年　　月　　日付け盛岡市上下水道局指令　　第　　号で補助金の交付決定を受けた補助事業について、次のとおり中止（廃止）したいので、盛岡市上下水道局補助金交付規程（令和３年上下水道局管理規程第２号）第９条第２項の規定により申請します。

補助金の名称	
中止（廃止）の理由	
中止（廃止）の年月日	年　　月　　日
備　　考	

様式第９号　補助事業変更承認通知書（第９条関係）

盛岡市上下水道局指令　　第　　号

住　　所

法人名又は氏名

年　月　日付け第　　号で変更承認申請のあった補助金の交付については、申請のとおりこれを承認することとしたので、盛岡市上下水道局補助金交付規程（令和３年上下水道局管理規程第２号）第９条第３項の規定により通知します。

年　　月　　日

盛岡市上下水道事業管理者　氏　　名

補助金の名称	
承認の理由	
備考	

様式第10号　補助事業中止（廃止）承認通知書（第９条関係）

盛岡市上下水道局指令　　第　　号

住　　所

法人名又は氏名

年　月　日付け第　　号で中止（廃止）承認申請のあった補助金の交付については、申請のとおりこれを承認することとしたので、盛岡市上下水道局補助金交付規程（令和３年上下水道局管理規程第２号）第９条第３項の規定により通知します。

年　　月　　日

盛岡市上下水道事業管理者　氏　　名

補助金の名称	
承認の理由	
備考	

様式第11号　補助金交付決定変更通知書（第10条関係）

盛岡市上下水道局指令　　第　　号

住　　所

法人名又は氏名

年　月　日付け第　　号で変更（中止、廃止）承認申請のあった補助金の交付については、これを承認し、次のとおり決定したので、盛岡市上下水道局補助金交付規則（令和３年上下水道局管理規程第２号）第10条の規定により通知します。

年　　月　　日

盛岡市上下水道事業管理者　氏　　名

補助金の名称	
変更前の交付決定額	円
変更後の交付決定額	円
変更の内容	
交付の条件	年　　月　　日付け盛岡市上下水水道局指令　　第　　号により交付決定通知に記載のとおり。（変更なし。）

注１）補助事業の内容等を再変更する場合には、補助事業計画変更申請書を提出すること。

２）補助事業が完了したときは、〇〇以内に補助事業完了報告書を提出すること。

様式第12号　補助金交付決定取消等通知書（第11条関係）

盛岡市上下水道局指令　　第　　号

住　　所

法人名又は氏名

年　　月　　日付け盛岡市上下水道局指令　　第　　号で交付の決定を通知した補助金については、盛岡市上下水道局補助金交付規程（令和３年上下水道局管理規程第２号）第11条第１項及び第２項の規定により、次のとおり交付決定を取り消した（変更した）ので、同条第３項の規定により通知します。

年　　月　　日

盛岡市上下水道事業管理者　氏　　名

補助金の名称(又は補助事業名)	
補助金交付決定額	円
補助金交付決定取消（変更）額	円
決定取消（変更）の内容	

様式第13号　補助事業完了報告書（第14条関係）

年　　月　　日

盛岡市上下水道事業管理者　　様

申請者の住所

申請者の氏名

（団体の場合は、団体名及び代表者名）

補助事業完了報告書

次の補助事業について事業が完了しましたので、盛岡市上下水道局補助金交付規程（令和３年上下水道局管理規程第２号）第14条の規定により、関係書類を添えて実績を報告します。

事業実施年度	年度
補助事業の名称	
補助事業完了年月日	年　　月　　日
補助金の交付決定額	円
既交付済の補助金額	円
関係書類	

様式第14号　事業実績書

事業実績書

事業の実施期間	年　　月　　日から　　年　　月　　日まで
事業の実施内容	
事業実施による効果	
備考（その他）	

様式第15号　収支決算書

収支決算書

1　収入の部　（単位：円）

収入の種類	予算額	決算額	備考
盛岡市上下水道局補助金	※		
収入合計			

2　支出の部　（単位：円）

項　　目	予算額	決算額	左のうち盛岡市下水道局補助金充当額	備考
支出合計			※	
歳入歳出差引残額				

※は、それぞれ一致するものとする。

様式第16号　補助金額確定通知書（第15条関係）

盛岡市上下水道局指令　　第　　号

住　　所

法人名又は氏名

年　　月　　日付け盛岡市上下水道局指令　　第　　号で交付決定した補助金について、補助事業完了報告書の審査結果に基づき、次のとおり補助金額を確定したので、盛岡市上下水道局補助金交付規程（令和３年上下水道局管理規程第２号）第15条の規定により、通知します。

年　　月　　日

盛岡市上下水道事業管理者　氏　　名

補助年度	年度
補助金の名称(又は補助事業名)	
補助金交付決定額	円
補助金確定額	円

様式第17号　補助金交付請求書（第17条関係）

年　　月　　日

盛岡市上下水道事業管理者　　様

申請者の住所

申請者の氏名　　印

（団体の場合は、団体名及び代表者名）

補助金交付請求書

年　　月　　日付け盛岡市上下水道局指令　　第　　号で補助金額の確定を受けた補助金について、次のとおり請求します。

<table>
<tr><td>補助金の名称
（又は補助事業名）</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>補助金確定額</td><td colspan="4">円</td></tr>
<tr><td>前金払受領済額</td><td colspan="4">円</td></tr>
<tr><td>今回請求額</td><td colspan="4">円</td></tr>
<tr><td rowspan="3">振込先</td><td>金融機関名</td><td colspan="3">銀行・金庫　　本店（所）・
協同組合　　支店（所）・出張所</td></tr>
<tr><td>口座の種類</td><td>普通・当座
別段・貯蓄</td><td>口座番号</td><td></td></tr>
<tr><td>(フリガナ)
口座名義</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

※申請書と振込先名義が異なる場合は、以下もご記入ください。

私に対する補助金の支払いは、上記口座名義人に委任します。

申請者氏名　　印

様式第18号　補助金前金払請求書（第18条関係）

年　　月　　日

盛岡市上下水道事業管理者　　様

申請者の住所

申請者の氏名　　印

（団体の場合は、団体名及び代表者名）

補助金前金払請求書

年　　月　　日付け盛岡市上下水道局指令　　第　　号で交付決定を受けた補助金について、次のとおり補助金の前金払を請求します。

<table>
<tr><td>補助金の名称
（又は補助事業名）</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>補助金交付決定額</td><td colspan="4">円</td></tr>
<tr><td>前金払請求額</td><td colspan="4">円</td></tr>
<tr><td>前金払請求の理由</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">振込先</td><td>金融機関名</td><td colspan="3">銀行・金庫　　本店（所）・
協同組合　　支店（所）・出張所</td></tr>
<tr><td>口座の種類</td><td>普通・当座
別段・貯蓄</td><td>口座番号</td><td></td></tr>
<tr><td>(フリガナ)
口座名義</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

※申請書と振込先名義が異なる場合は、以下もご記入ください。

私に対する補助金の支払いは、上記口座名義人に委任します。

申請者氏名　　印

様式第19号　補助金交付決定取消通知書（第19条関係）

盛岡市上下水道局指令　　第　　号

住　　所

法人名又は氏名

　　年　　月　　日付け盛岡市上下水道局指令　　第　　号で交付の決定を通知した補助金については、盛岡市上下水道局補助金交付規程（令和３年上下水道局管理規程第２号）第19条第１項の規定により、次のとおり交付決定を取り消したので、同条第２項の規定により通知します。

　　年　　月　　日

盛岡市上下水道事業管理者　氏　　名

補助金の名称 （又は補助事業名）	
補助金交付決定額	円
補助金交付決定取消額	円
決定取消の内容	

様式第20号　補助金返還命令書（第20条関係）

盛岡市上下水道局達第　　号

住　　所

法人名又は氏名

年　　月　　日付け盛岡市上下水道局指令　　第　　号で交付の決定を通知した補助金については、盛岡市上下水道局補助金交付規程（令和３年上下水道局管理規程第２号）第20条の規定により、次のとおり返還を命じます。

年　　月　　日

盛岡市上下水道事業管理者　氏　　名

補助金の名称 （又は補助事業名）	
補助金返還金額	円
補助金返還期限	年　　月　　日

様式第21号　財産処分承認申請書（第21条関係）

年　　月　　日

盛岡市上下水道事業管理者　　様

申請者の住所

申請者の氏名

（団体の場合は、団体名及び代表者名）

補助事業による取得に係る財産処分承認申請書

　　年度において、補助事業により取得した財産について、次により○○したいので、申請します。

1　補助金の名称(又は補助事業名)

2　財産の処分内容

3　処分対象の財産内容

4　取得時の状況

事業名	取得財産の内容	取得金額	取得年月日	取得金額の内容		摘要
				補助金	その他	
		円		円	円	

5　処分に係る方法及び条件等

注）財産の処分内容（補助金の交付の目的に反しての使用、譲渡、交換、貸し付け、担保）毎に分けて記載すること。

１０－１－４　　盛岡市水道私設配水管等設置費補助金交付要綱

（平成11年４月26日
水道部告示第６号）

改正　平成18年１月10日水道部告示第３号
平成22年４月１日上下水道局告示第７号
令和２年３月23日上下水道局告示第５号
令和３年３月30日上下水道局告示第１号
令和６年３月26日上下水道局告示第15号

（目的）

第１　水道普及の促進及び給水管の漏水防止を図るため、水道事業の給水区域（以下「給水区域」という。）内の私道内において、水道の給水を受けようとする者が共同で私設配水管及びこれに伴う附属設備を設置する場合、水道の給水を受けようとする者及び既設の給水装置を増径しようとする者が共同で私設配水管の増径等をする場合、既設の私設配水管の所有者が共同で当該私設配水管を布設替えする場合及び管種が石綿セメント管である給水管の所有者が当該給水管を布設替えする場合に要する経費に対し、予算の範囲内で、盛岡市上下水道局補助金交付規程（令和３年上下水道局管理規程第２号。以下「規程」という。）及び告示に定めるところにより補助金を交付する。

（定義）

第２　この告示において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 私道　道路法（昭和27年法律第180号）第３条各号に掲げる道路以外の道路で一般の用に供しているもの（給水区域内のものに限る。）をいう。

(2) 私設配水管　私道の敷地内に設置する水道の配水管で当該給水を受ける場合に共同で使用される幹線であるものをいう。

(3) 附属設備　消火栓、排水弁その他配水管の設置に伴つて必要な附属的設備（受水槽方式によつて給水を受ける場合における受水槽、加圧送水の設備等を除く。）をいう。

(4) 能力増強工事　既設の私設配水管の管径を増径して布設替えする工事及び管網を形成するため、既設の私設配水管を延長して配水管等に接続する工事をいう。

(5) 更新工事　既設の老朽化した私設配水管の布設替えを行う工事をいう。

（補助金の交付の対象）

第３　補助金の交付の対象となる私設配水管及びその附属設備の新設工事、能力増強工事若しくは更新工事又は給水管の布設替え工事（以下「補助事業」という。）は、次の各号に掲げる工事の区分に応じ、当該各号に定める要件を具備したものでなければならない。

(1) 私設配水管及びその附属設備の新設工事

ア　私道に連たんする住宅その他の建築物（以下「連たん建築物」という。）が３棟以上であ

ること。

イ　私設配水管の布設延長が30メートル以上で、かつ、その材質、構造及び工事方法について上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が適当と認めるものであること。

ウ　連たん建築物が５棟以上の場合にあつては、当該建築物のうち８割以上、連たん建築物が３又は４棟の場合にあつては、当該建築物のうち３棟以上の建築物について補助事業の施行に併せて給水装置の設置及び給水の申込みが予定されていること。

エ　連たん建築物の所有者が３人以上であること。

オ　開発行為若しくはこれに準ずる行為に伴う新設工事又は業務用として使用する建物等の建築若しくは共同住宅、貸家等の建築に伴う新設工事でないこと。

(2) 既設の私設配水管の能力増強工事

ア　連たん建築物が３棟以上あること。

イ　私設配水管の布設延長が30メートル以上で、かつ、その材質、構造及び工事方法について管理者が適当と認めるものであること。

ウ　連たん建築物のうち３棟以上の建築物について補助事業の施行に併せて給水装置の設置及び給水の申込み又は給水装置の増径工事の申込みが予定されていること。

エ　連たん建築物の所有者が３人以上であること。

オ　開発行為若しくはこれに準ずる行為に伴う能力増強工事又は業務用として使用する建築物の建築若しくは共同住宅、貸家等の建築に伴う能力増強工事でないこと。

(3) 既設の私設配水管の更新工事

ア　既設の私設配水管は設置から40年以上経過したもの又は当該私設配水管の布設替えが必要と管理者が認めるもの。

イ　連たん建築物が３棟以上あること。

ウ　連たん建築物の所有者が３人以上であること。

エ　私設配水管の材質、構造及び工事方法について管理者が適当と認めるものであること。

オ　軽微な管種変更が必要な場合にあっては、管理者が適当と認めるものであること。

カ　開発行為若しくはこれに準ずる行為に伴う更新工事又は業務用として使用する建築物の建築若しくは共同住宅、貸家等の建築に伴う更新工事でないこと。

(4) 管種が石綿セメント管である給水管の布設替え工事

ア　開発行為若しくはこれに準ずる行為に伴う給水管の布設替え工事又は業務用として使用する建築物の建築若しくは共同住宅、貸家等の建築に伴う給水管の布設替え工事でないこと。

イ　国、地方公共団体若しくは公共的団体又は宗教法人が所有する給水管でないこと。

（補助金の額）

第４　補助金の額は、補助事業に要する経費の10分の８に相当する額（その額に 1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）以内の額とし、その額が200万円を超えるときは、200

万円を限度とする。ただし、第３第４号の工事で管理者が特別な事情があると認めたものに係る補助金の額は、補助事業に要する経費の10分の10に相当する額（その額に 1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）以内の額とする。

２　前項の補助事業に要する経費が、管理者が別に定める補助基準工事費を超えるときは、補助基準工事費を当該経費とする。

（代表者の選任等）

第５　補助金の交付を受けようとする者は、補助金の交付申請、請求その他の行為をするときは、代表者１人を定め、その者の名で行わなければならない。

２　補助金の交付の決定の通知その他の行為は、前項の代表者に対して行うものとする。

（申請の取下期日）

第６　規程第８条第１項に規定する申請の取下期日は、補助金交付の決定の通知を受領した日から起算して14日以内とする。

（提出書類）

第７　規程の規定により提出する書類並びに当該書類の提出部数及び提出期日は、別表のとおりとする。

改正文（平成18年１月10日水道部告示第３号）抄

平成18年１月10日から施行する。

改正文（平成22年上下水道局告示第７号）抄

平成22年４月１日から施行する。

改正文（令和２年上下水道局告示第５号）抄

令和２年４月１日から施行する。この場合において、改正後の盛岡市水道私設配水管等設置費補助金交付要綱の規定は、同日以後に交付の申請のある補助金について適用し、同日前に交付の申請のあった補助金については、なお従前の例による。

改正文（令和３年上下水道局告示第１号）抄

令和３年４月１日から施行する。この場合において、改正後の盛岡市水道私設配水管等設置補助金交付要綱の規定は、同日以後に交付の申請のある補助金について適用し、同日前に交付の申請のあった補助金については、なお従前の例による。

改正文（令和６年上下水道告示第15号抄）

令和６年４月１日から施行する。この場合において、改正後の盛岡市水道私設配水管等設置費補助金交付要綱の規定は、同日以後に交付の申請のある補助金について適用し、同日前に交付の申請のあった補助金については、なお従前の例による。

別表（第７条関係）

条項	提出書類	提出部数	提出期限
規程第４条	１　補助金交付申請書 ２　収支予算書 ３　工事設計書及び関係図面（平面図、縦断図、付近状況図等）見積書の写し ４　工事見積書 ５　土地使用承諾書 ６　その他管理者が必要と認める書類	１部 １部 １部 １部 １部	補助事業に着手しようとする日の20日前
規程第９条第１項	補助金変更承認申請書	１部	変更しようとする日の20日前
規程第９条第２項	補助金中止（廃止）承認申請書	１部	中止し、又は廃止しようとする日の７日前
規程第14条	１　補助事業完了報告書 ２　収支精算書 ３　領収書の写し ４　事業結果の分かる書類（完成写真、報告書等） ５　その他管理者が必要と認める書類	１部 １部 １部 １部	補助事業が完了した日から15日以内又は補助事業が完了した日の属する年度の３月15日のいずれか早い日
規程第17条第１項	補助金交付請求書	１部	補助金額確定通知日から起算して15日以内
規程第18条第２項	補助金前金払請求書	１部	前金払を受けようとする日の14日前
規程第21条第２項	財産処分承認申請書	１部	財産を処分しようとする日の20日前

１０・１・５　○盛岡市鉛製給水管布設替え工事費補助金交付要綱

平成15年４月21日水道部告示第９号

改正

平成20年２月28日水道部告示第１号

平成22年４月１日上下水道局告示第３号

平成27年３月24日上下水道局告示第６号

令和２年３月19日上下水道局告示第４号

令和３年３月30日上下水道局告示第２号

盛岡市鉛製給水管布設替え工事費補助金交付要綱

（目的）

第１　市民に安全でおいしい水を安定的に供給するため、給水装置に鉛製給水管を使用している者が布設替え工事を行う場合に要する経費に対し、予算の範囲内で、盛岡市上下水道局補助金交付規程（令和３年上下水道局管理規程第２号。以下「規程」という。）及びこの告示の定めるところにより補助金を交付する。

（用語の定義）

第２　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　給水装置　水道法（昭和32年法律第177号）第３条第９項に規定する給水装置をいう。

（２）　鉛製給水管　鉛製の給水管（その一部が鉛製である給水管を含む。）をいう。

（３）　布設替え工事　既設の鉛製給水管を鉛製以外の管種の給水管に布設替えする工事で、次に掲げる要件に該当するものをいう。

ア　分岐口径の増径若しくは水道メーター口径の増径が伴わない工事又は増径後の分岐口径若しくは水道メーター口径が20ミリメートル以下の工事であること。

イ　布設替え工事の施工後に鉛製給水管が存しないこと。

（４）　完了検査　盛岡市水道事業給水条例（昭和35年条例第14号。以下「条例」という。）第８条第２項に規定する工事完了検査をいう。

（５）　軽微な修繕工事　水道メーター周りの老朽化した鉛製給水管の更新のみを目的とした盛岡市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が認めた工事。

（補助金の交付の対象者）

第３　補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件に該当する個人及び法人（国、地方公共団体及び独立行政法人を除く。）とする。

（１）　布設替え工事が条例第５条第１項の規定による給水装置工事に係る管理者の承認（以下「管理者の承認」という。）を受けていること。ただし、軽微な修繕工事は管理者の承認は要しない。

（２） 水道料金を滞納していないこと。

（申請期間）

第４ 補助金交付の申請期間は、管理者の承認を受けてから当該布設替え工事に係る完了検査実施の前までとする。ただし、軽微な修繕工事は当該布設替え工事完了の前までとする。

（補助金の交付の対象及び補助額）

第５ 第１に規定する経費は、鉛製給水管の布設替え工事に要する経費（舗装及び工作物に係る経費は除く。）とし、これに対する補助額は、当該経費の10分の８に相当する額以内の額とし、その額が布設替え工事１件につき40万円を超えるときは、40万円を限度とする。ただし、その額が当該経費に関し管理者が査定した額を超えるときは当該査定した額を限度とする。

２ 前項の補助額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（提出書類）

第６ 規程の規定により提出する書類の様式並びに当該書類の提出部数及び提出期日は、別表１のとおりとする。ただし、軽微な修繕工事は別表２のとおりとする。

（申請の取下期日）

第７ 規程第８条第１項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

制定文 抄

平成15年５月１日から施行する。

改正文（平成20年水道部告示第１号抄）

平成20年４月１日から施行する。この場合において、改正後の盛岡市鉛給水管布設替え工事費補助金交付要綱の規定は、同日以後に交付の申請のある補助金について適用し、同日前に交付の申請のあった補助金については、なお従前の例による。

改正文（平成22年上下水道局告示第３号抄）

平成22年４月１日から施行する。

改正文（平成27年上下水道局告示第６号抄）

平成27年４月１日から施行する。この場合において、改正後の盛岡市鉛製給水管布設替え工事費補助金交付要綱の規定は、同日以後に交付の申請のある補助金について適用し、同日前に交付の申請のあった補助金については、なお従前の例による。

改正文（令和２年上下水道局告示第４号抄）

令和２年４月１日から施行する。この場合において、改正後の盛岡市鉛製給水管布設替え工事費補助金交付要綱の規定は、同日以後に交付の申請のある補助金について適用し、同日前に交付の申請のあった補助金については、なお従前の例による。

改正文（令和３年上下水道局告示第２号抄）

令和３年４月１日から施行する。この場合において、改正後の盛岡市鉛製給水管布設替え工事費補助金交付要綱の規定は、同日以後に交付の申請のある補助金について適用し、同日前に交付の申請のあった補助金については、なお従前の例による。

別表１（第６関係）

条項	提出書類	提出部数	提出期日
規程第４条	1　補助金交付申請書 2　収支予算書 3　給水装置工事設計図 4　給水装置工事承認書の写し 5　工事費用見積書の写し 6　その他管理者が必要と認める書類	1部 1部 1部 1部 1部	別に定める。
規程第８条第１項	補助金申請取下書	1部	別に定める。
規程第９条第１項	補助事業変更承認申請書	1部	別に定める。
規程第９条第２項	補助事業中止（廃止）承認申請書	1部	別に定める。
規程第14条第１項	1　補助事業完了報告書 2　収支決算書 3　給水装置工事しゅん工図 4　工事写真 5　給水工事完了検査実施済証の写し 6　その他管理者が必要と認める書類	1部 1部 1部 1部 1部	別に定める。
規程第17条第１項	補助金交付請求書	1部	補助事業完了後14日以内
規程第18条第２項	補助金前金払請求書	1部	別に定める。

別表２（第６関係）

条項	提出書類	提出部数	提出期日
規程第４条	1　補助金交付申請書 2　収支予算書 3　給水装置工事設計図	1部 1部 1部	別に定める。

	4　その他管理者が必要と認める書類		
規程第８条第１項	補助金申請取下書	１部	別に定める。
規程第９条第１項	補助事業変更承認申請書	１部	別に定める。
規程第９条第２項	補助事業中止（廃止）承認申請書	１部	別に定める。
規程第14条第１項	1　補助事業完了報告書 2　収支精算書 3　工事内容報告書 4　工事写真 5　その他管理者が必要と認める書類	１部 １部 １部 １部	別に定める。
規程第17条第１項	補助金交付請求書	１部	補助事業完了後14日以内
規程第18条第２項	補助金前金払請求書	１部	別に定める。

10・１・６　盛岡市給水装置工事資金融資要綱

盛岡市給水装置工事資金融資要綱

平成15年３月31日
水道部告示第４号

改　正　平成16年３月26日水道部告示第３号
平成17年３月29日水道部告示第１号
平成17年８月30日水道部告示第９号
平成17年９月30日水道部告示第12号
平成17年12月28日水道部告示第24号
平成18年２月23日水道部告示第３－３号
平成18年３月31日水道部告示第５号
平成19年３月30日水道部告示第９号
平成22年４月１日上下水道局告示第４号
平成25年12月27日上下水道局告示第１号
平成26年３月31日上下水道局告示第９号

（趣旨）

第１　この要綱は、市水道の普及促進を図るため、給水装置の新設又は改造（以下「給水装置工事」という。）に要する資金の融資について必要な事項を定めるものとする。

（取扱金融機関）

第２　給水装置工事の資金（以下「資金」という。）は、盛岡信用金庫（以下「金融機関」という。）が融資する。

（融資の対象となる給水装置工事）

第３　融資の対象となる給水装置工事は、次の要件を備えていなければならない。

(1) 市水道使用の用途が一般的で、かつ、メーターの口径が20ミリメートル以下であること。

(2) 次のいずれかに該当する給水装置工事であること。

ア　既存の建築物において現に使用している自家用水道又は専用水道を市水道に変更する給水装置工事

イ　便所の水洗化に伴い既設の市水道給水管を増径する給水装置工事

ウ　共用給水装置をそれぞれの専用給水装置に変更するために施工する給水装置工事

(3) 給水装置工事に係る工事費（当該給水装置工事について市の補助金が交付されるときは、当該工事費から当該補助金の額を減じた額）が10万円（共同住宅の全戸について行う給水装置工事に係る工事費（当該給水装置工事について市の補助金が交付されるときは、当該工事費から当該補助金の

額を減じた額）にあっては、１棟の戸数が４戸以上のもので１戸当たりの工事費が10万円）以上であること。

（融資者の資格）

第４　資金の融資を受けることができる者は、次の要件を備えていなければならない。

(1) 既存の建築物の所有者又は占有者（占有者にあっては、給水装置工事の施工について所有者の承諾を得た者に限る。）で、当該給水装置工事について盛岡市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）の承認を受けた者（個人に限る。）であること。

(2) 水道料金を滞納していないこと。

(3) 市税を滞納していないこと。

(4) 当該給水装置工事について他の融資制度を利用しないこと。

(5) 市の区域又は別表に定める市町村の区域（以下「市等の区域」という。）内に住所を有すること。

(6) 市等の区域内に住所を有する確実な連帯保証人（資金の融資を受ける者と生計を一にする者を除く。）を有すること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、金融機関が特に必要と認める要件を満たしていること。

（融資条件）

第５　資金の融資条件は、次のとおりとする。

(1) 融資額の範囲　給水装置工事費（当該給水装置工事について市の補助金が交付されるときは、当該工事費から当該補助金の額を減じた額）以内であって、１件につき10万円以上80万円（共同住宅の全戸について行う給水装置工事にあっては、当該工事費（当該給水装置工事について市の補助金が交付されるときは、当該工事費から当該補助金の額を減じた額）の２分の１の額とし、その額が１戸当たり80万円を超えるときは、80万円に当該共同住宅の戸数を乗じて得た額）以内の額で、１万円を単位とする。

(2) 利子　融資に係る利子は、盛岡市の負担とする。

(3) 融資期間　54月以内

(4) 償還方法　元金均等月賦償還

(5) 前各号に掲げるもののほか、金融機関が特に必要と認める条件

（融資の申込み）

第６　資金の融資を受けようとする者は、給水装置工事の管理者の承認を受けた後、速やかに盛岡市給水装置工事資金融資申込書に次に掲げる書類を添えて管理者に提出するものとする。

(1) 当該給水装置工事の給水装置工事承認書の写し

(2) 工事見積書の写し

(3) 申込者及び連帯保証人の印鑑登録証明書

(4) 申込者及び連帯保証人の住民税、固定資産税及び都市計画税に係る前年度の納税証明書

(5) その他管理者または金融機関が必要と認める書類

（融資決定の通知）

第７　管理者は、融資の可否を決定したときは、その旨を速やかに盛岡市給水装置工事資金融資可否決定通知書（以下「決定通知書」という。）により融資の申し込みをした者（以下「融資申込者」という。）に通知するものとする。

（融資申込みの取消し）

第８　融資申込者は、融資の申込みを取り消すときは、盛岡市給水装置工事資金融資取消届を管理者に届け出なければならない。この場合において、当該融資申込者は、当該申込みについて融資決定の通知を受けているときは、決定通知書を添付するものとする。

（融資の時期）

第９　融資の時期は、融資となる給水装置工事が完成し、工事検査に合格した後とする。

（延滞利息）

第10　融資を受けた者は、分割償還金を所定の償還期限までに償還しなかったときは、償還が遅延した日数に応じ当該遅延した元金の額に年13パーセントの割合を乗じて得た額の延滞利息を支払わなければならない。

制定文　抄

平成15年４月１日から施行する。

改正文（平成16年水道部告示第３号）抄

平成16年４月１日から施行する。

改正文（平成17年水道部告示第１号）抄

平成17年４月１日から施行する。

改正文（平成17年水道部告示第９号）抄

平成17年９月１日から施行する。

改正文（平成17年水道部告示第12号）抄

平成17年10月１日から施行する。

改正文（平成17年水道部告示第24号）抄

平成18年１月１日から施行する。

改正文（平成18年水道部告示第３－３号）抄

平成18年３月６日から施行する。

改正文（平成18年水道部告示第５号）抄

平成18年４月1日から施行する。

改正文（平成19年水道部告示第９号）抄

平成19年４月１日から施行する。

改正文（平成22年上下水道局告示第４号）抄

平成22年４月１日から施行する。

改正文（平成25年上下水道局告示第１号）抄

平成26年１月１日から施行する。

改正文（平成26年上下水道局告示第９号）抄

平成26年４月１日から施行する。

別表（第４関係）

花巻市　久慈市　遠野市　八幡平市　滝沢市　雫石町　葛巻町　岩手町
紫波町　矢巾町　田野畑村　普代村　野田村　洋野町

中高層建物直結給水技術基準

盛岡市上下水道局

	平成27年４月17日	上下水道事業管理者決裁	平成27年５月１日施行
改正	平成29年３月24日	上下水道事業管理者決裁	平成29年４月１日施行
改正	平成30年３月26日	上下水道事業管理者決裁	平成30年４月１日施行
改正	平成31年４月11日	上下水道事業管理者決裁	令和元年５月１日施行

目　次

１.目的　・・・

中高層建物直結給水技術基準

１．目 的

この基準は、中高層（３階建て以上）建物への直結給水に伴う設計及び施工について必要事項を定め、給水装置工事の適正な施行を確保し、直結給水の推進と給水サービスの向上を図ることを目的とする。

＜解 説＞

１．小規模受水槽の衛生問題の解消、省エネルギーの推進、設置スペースの有効利用等「給水サービスの向上」を目的として中高層建物への直結給水を推進する。

２．中高層建物への直結給水に係る給水装置を設計、施工する場合の適用条件及び技術的事項について定めるものであり、本技術基準に定めのない事項については「給水装置工事施行要領」（以下「施行要領」という。）に基づくものとする。

２．定 義

直結給水とは受水槽を経由せず、配水管の水圧を利用して直接給水するシステムであり、直結給水には配水管の水圧のみを利用する直結直圧式と、増圧装置を利用する直結増圧式に分類される。

＜解 説＞

直結式 ┬ 直結直圧式（３階まで）

　　└ 直結増圧式（標準的には、４階～15階程度まで）

※階高は標準であり、水理計算で給水可能なことを確認するものとする。

３． 直結給水の適用要件

3．１ 対象区域

３階以上への直結給水は、それぞれの直結給水に必要な配水管の最小動水圧と必要水量を年間通じて確保できる区域とする。この区域は単純に図示できるものではなく、将来にわたり安定給水を行うため個別に判断する必要があることから、３階以上への直結給水を計画する場合、盛岡市上下水道局（以下「局」という。）に事前協議を行うものとする。

＜解 説＞

中高層建物直結給水の対象区域は、水道施設の整備計画等を勘案し、現状及び将来とも必要な配水管水圧を安定的かつ継続的に確保可能と判断できる区域を対象としている。

ただし、対象区域内であっても、直結給水が不可能な場合もあるため、事前協議による確認が必要である。本基準では直結給水に必要な標準的な配水管水圧は0.20MPaとする。

3．2　事前協議

１．中高層建物に直結給水を行う場合は、「直結給水事前協議申請書」により局と事前協議を行い、直結給水の可否について局から「直結給水事前協議回答書」により回答するものとする。

２．直結給水をしようとする者（以下「申請者」という。）は、この事前協議の回答により設定された配水管の分岐箇所での水圧に基づいて、給水装置の設計を行うものとする。

３．事前協議の受付窓口は給排水課審査係とする。

＜解 説＞

１．中高層建物に直結給水する場合は、この直結給水に必要な水量、水圧及び水質を安定的かつ継続的に供給できると判断される場合に限られるので、その都度、現状及び将来水圧の動向等を勘案して直結給水が可能かどうかを判断することが必要となる。

また、直結給水の可否は建築計画の段階で機械室（ポンプ及びその他給水設備）等の配置に重要な影響を与えるので、建築設計、給水装置工事設計前に十分な余裕をもって事前協議の申請を行うこと。事前協議申請書に添付する水理計算書の配水管水圧は申請者が仮設定し計算すること。

この事前協議では申請書に基づいて、給水要望箇所付近の配水管水圧、管路状況等を調査し直結給水の可否を判断した後、結果を局から申請者に対し回答するものである（別表中高層建物直結給水工事フロー参照）。

２．建物規模、用途に変更がある場合及び回答後１年間を経過した場合は再度協議が必要である。

3．3　配水管水圧

水理計算に用いる配水管水圧は、局が「直結給水事前協議回答書」で提示した水圧とする。

＜解 説＞

１．水理計算に用いる配水管水圧は、「直結給水事前協議回答書」により決定する。

２．水圧の基準点は、配水管と給水管の分岐点とする。

3. 4　分岐対象配水管及び分岐給水管口径

１．分岐対象配水管はφ75以上とする。分岐給水管口径は配水管の口径より小さい口径とすることとし、配水管がループしている場合には１段落ち以下、行き止まり管からの分岐は２段落ち以下を原則とする。

２．私管からの分岐は原則認めない。

＜解 説＞

１．配水管水圧への影響を及ぼさないようにするための措置である。

２．私管からの分岐は原則認められないが、私管とその私管から分岐している給水装置全てが申請者の所有で水理計算上可能な場合は分岐を認めることとする。

3. 5　直結給水の対象建物及び給水階高

直結給水の対象建物は、3. 6に定める対象外建物以外の建物で配水管水圧に影響を及ぼさない規模のものとする。給水階高は直結直圧式は３階までとし、直結増圧式は15階程度までを標準とする。

＜解 説＞

直結増圧式の給水階高は、建物規模及び直結増圧装置の能力により幅があることから、一概に規定出来ないため15階程度という表現とした。なお、直結増圧式の給水装置の水圧は、最下階でも0.75MPa を超えないこと。

（参考）直結式と受水槽式比較

	直結式	受水槽式
長所	①安全で新鮮な水が直接供給される。 ②受水槽の設置スペース・設置費用が不要である。 ③配水管の水圧を有効利用できることから、受水槽式と比べて省エネルギーとなる。 ④受水槽の清掃が不要である。 ⑤受水槽の保守管理も不要である。 ⑥配水管の折損事故等により濁水が流入した場合、受水槽に比べて復旧が早く容易である。 ⑦停電時においても配水管の水圧によりある程度の階数まで給水できる。	①受水槽に水を貯留できるので、配水管の断水時にも一定時間給水できる。 ②一時的に多量の水を使用することが可能である。 ③配水管への逆流のおそれがない。

短所	①水の貯留ができないので、配水管断水時には直ちに給水ができなくなる。 ②配水管能力及びポンプ能力により、一時的な多量の水使用の点で受水槽式に劣る。	①受水槽の設置スペース・設置費用が必要である。 ②配水管の水圧を利用できないため、動力費が直結式より割高である。 ③受水槽の保守管理が必要である。 ④受水槽の定期的な清掃が必要であり、受水槽の管理が悪いと水質低下を招きやすい。 ⑤停電やポンプ故障時には断水となる。 ⑥配水管の事故等により濁水が流入した場合、復旧に時間がかかる。

3．6　直結給水の対象外建物

直結給水は、水道水質、省エネルギー、土地の有効活用の点で受水槽式と比較し優れているが、一部の用途の建物については、受水槽式の方が適している場合があることから、この場合は直結給水の対象外とする。

＜解 説＞

次に示す施設等は直結給水の対象外とする。

ア　一時に多量の水を使用する、又は使用水量の変動が大きい施設、建物等で、配水管の水圧低下を招くおそれがあるもの

イ　毒物、劇物、薬品等の危険な化学薬品を取り扱い、これを製造、加工又は貯蔵する工場、事業所及び研究所等（例：クリーニング、写真及び印刷・製版、石油取扱、染料、食品加工、メッキなどの事業を行う施設）

ウ　水道の減断水時に一定程度の貯留機能を確保する必要がある施設

3．7　給水方式の併用

１．直結直圧式と直結増圧式を併用する場合、直圧側の給水階高は２階まで、３階以上を増圧とする。

２．直結増圧式と受水槽式との併用は認めない。

＜解 説＞

１．直結直圧式と直結増圧式との併用の場合、直結増圧装置の起動時に吸込み側（１次側）給水管内の水圧が低下することが考えられる。直結直圧式は、通常３階まで可能であるが、その水圧低下を考慮し、直圧階高を３階ではなく２階までとしたもの。

２．増圧設備のメリットが受水槽との併用により十分に発揮されないこととなるため受水槽式との併用は認めない。

４．　所要水頭の計算

4．１　直結直圧式の計算

直結直圧給水における所要水頭の計算は、下記の点に留意すること。

１．給水装置全体の所要水頭の水圧≦配水管の水圧

給水装置全体の所要水頭＝水理計算による摩擦損失＋給水装置の立上り高さ

２．直結直圧式に必要な配水管水圧は、0.20MPaを標準とする。

＜解 説＞

１．給水装置の立上り高さとは、配水管と給水管の分岐点から水理計算上の末端給水用具までの垂直距離をいう。

２．直結直圧給水が可能な配水管水圧は、一般的に、0.20MPaである。しかし、建物構造、給水装置の内容により変わることから水理計算を行い、直結給水が可能かどうか判断する必要がある。

4. 2　直結増圧式の計算

増圧設備の全揚程は次の計算によること。

Po：設計水圧(配水管水圧)

P1：配水管と増圧設備の高低差

P2：減圧式逆流防止器一次側の給水器具の圧力損失

P3：減圧式逆流防止器及び増圧設備の圧力損失

P4：増圧設備二次側の給水器具の圧力損失

P5：末端最高位の器具を使用するための必要最小動水圧

P6：増圧設備と末端最高位の器具との高低差による圧力損失

P7：吐出圧力設定値(＝P4＋P5＋P6)

全揚程：P7－（P0－P1－P2－P3）

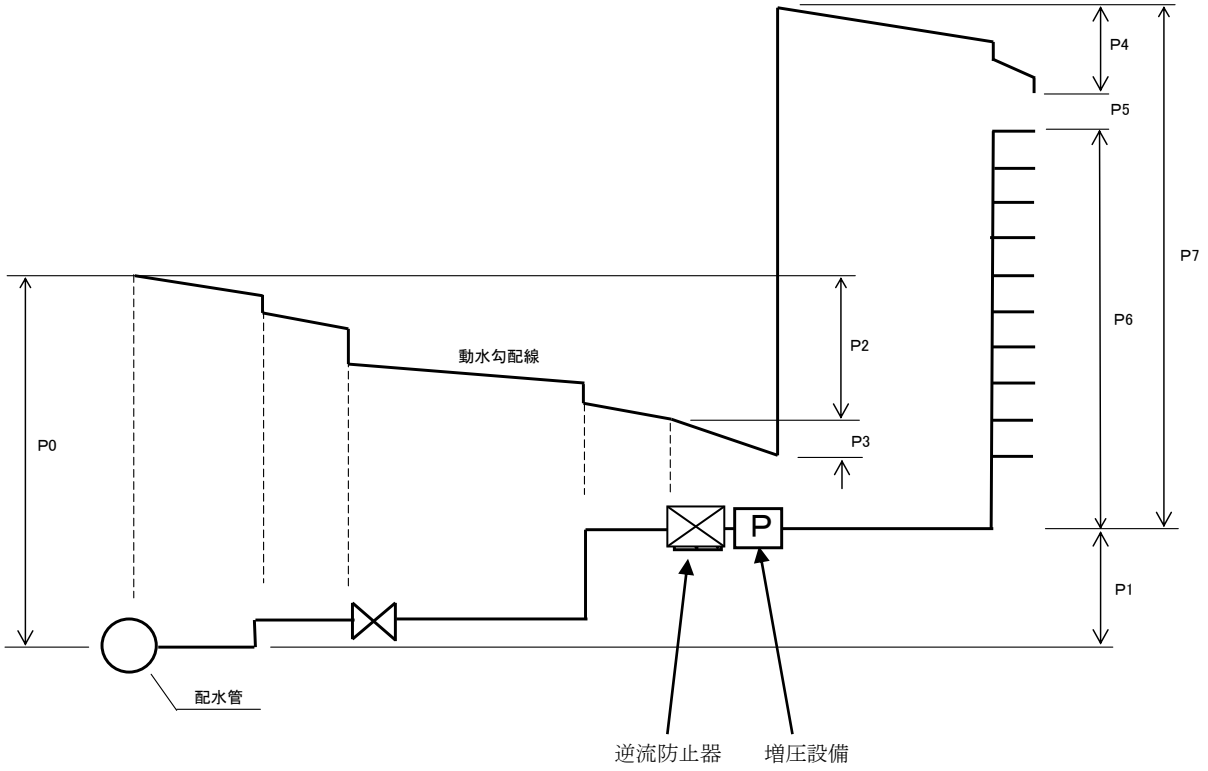

＜解 説＞

直結増圧式は、配水管の水圧では給水できない中高層建物において、末端最高位の給水用具を使用するために必要な圧力を直結増圧装置により補い、これを使用できるようにするものである。

ここで直結増圧装置の吐出圧力は、末端最高位の給水用具を使用するために必要な圧力を確保できるように設定する。すなわち、直結増圧装置の下流側の給水管及び給水用具の圧力損失、末端最高位の給水用具を使用するために必要な圧力及び直結増圧装置と末端最高位の給水用具との高低差の合計が直結増圧装置の吐出圧力の設定値である。

５．中高層建物の給水装置

中高層建物における給水装置の設置には、下記の点に留意すること。

１．第一止水用具までは原則として耐震管（GX形、S50形ダクタイル鋳鉄管等）を使用すること（口径φ25mm以下のものを除く）。公道と民地境界付近の民地内に第一止水用具（仕切弁）を設置すること。

２．給水管は余裕のある給水管口径とし、維持管理に支障がない構造とすること。

３．給水装置は凍結のおそれのないよう施工することとし、特にパイプシャフト等は、外壁に接しない場所に設けること。なお、やむを得ず凍結のおそれのある場所に設ける場合は凍結防止の対策を講じること。

４．同一建物内で直結増圧給水と他の給水方式との併用を行う場合、他の給水系統と誤って接続されないよう、適切な措置を施すこと。

５．４階以上の建物では、各系統立上り配管の最上部で点検が容易な場所に吸排気弁及びバルブ、ドレン配管を設置すること。

６．ウォーターハンマ、騒音、管路や器具の損傷を考慮して、管内流速は原則2.0m/s以下となるよう計画すること。

７.中高層建物では、給水装置の更新が容易ではなく、濁り等の影響が大きいため耐腐食性について、十分な性能を有する材料を選定すること。

＜解 説＞

１．中高層建物では世帯数が比較的多く、地震時等による折損の影響が大きいことから、配水管から取り出す給水管は、第一止水用具まで耐震性確保のため耐震性を有する管（GX形ダクタイル鋳鉄管等の耐震継手管）によることを原則とする。

２．給水管の立上り管は、圧力損失の低減化と凍結防止のため、余裕のある給水管口径とすること。

３．パイプシャフトを外壁に接して設けると、パイプシャフト内が氷点下になりやすく、給水装置が凍結破損するおそれがあるため、外壁に接しない場所に設けること。なお、やむを得ず外壁に接して設ける場合や氷点下になるおそれがある場合は、電気ヒーター等の防寒対策を講じること。

４．直結増圧式と直結直圧式との併用においても、増圧系統と直圧系統が誤って接合された場合、水圧の高い増圧系統の水道水が、直圧系統に流入するおそれがある。このため接近して配管する場合は、系統を明示する等によって誤接続防止をすること。

５．立上り管の通水時及び排水時の空気と水道水の入れ替え、水道水に混入した空気の排出の外、直結給水に逆流が発生し立上り管内に多量の空気の吸入が必要となった時、その吸入が不十分であると立上り管内に大きな負圧が生じ、末端給水用具から分岐給水管及び立上り管に逆流水が流入するおそれが高くなるが、その逆流を発生し難いようにすることを目的として立上り管最上部に吸排気弁及びバルブ、ドレン配管を設置する。吸排気孔に

接続するドレン配管は、空気吸入の抵抗とならないよう吸排気孔の接続ネジに適合した管を用い、下図（吸排気弁の設置例）に示す配管とする。

吸排気弁の設置例

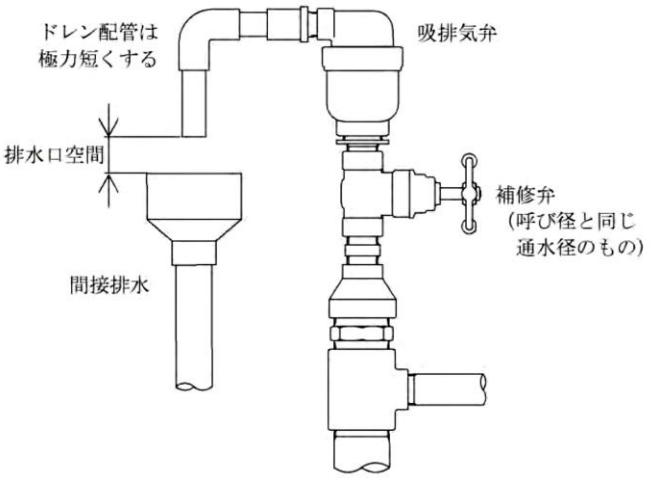

なお、吸排気弁の下部（上流側）には、吸排気弁と同じ口径でボール弁のように口径と同じ通水径の補修弁を設置する。補修弁には誤操作を防止するため「常時開」のプレートを付ける。

(1) 直結直圧式概念図参照

(2) 直結増圧式概念図参照

（１）直結直圧式概念図

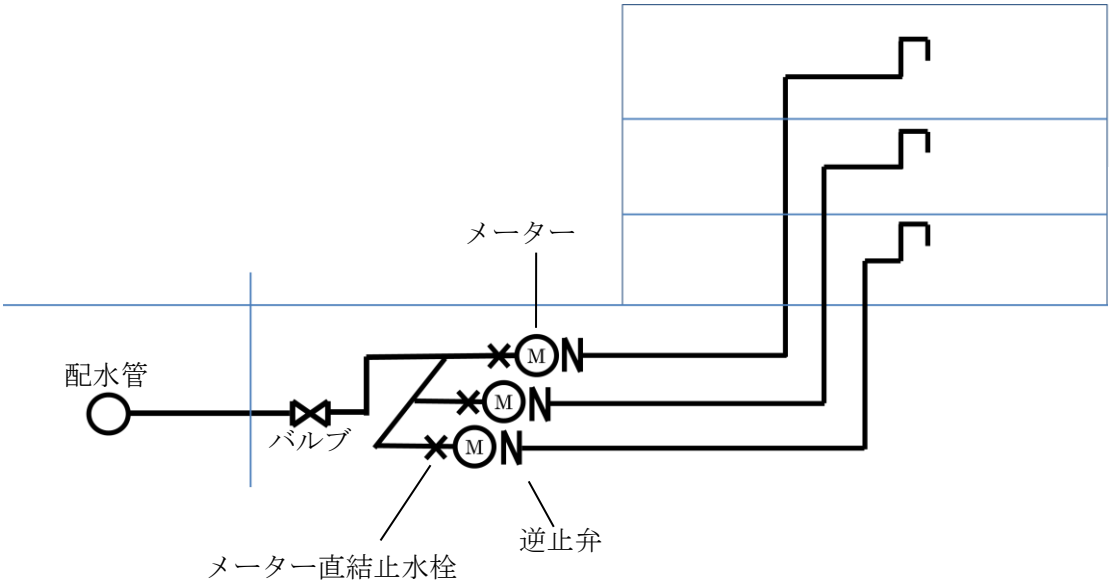

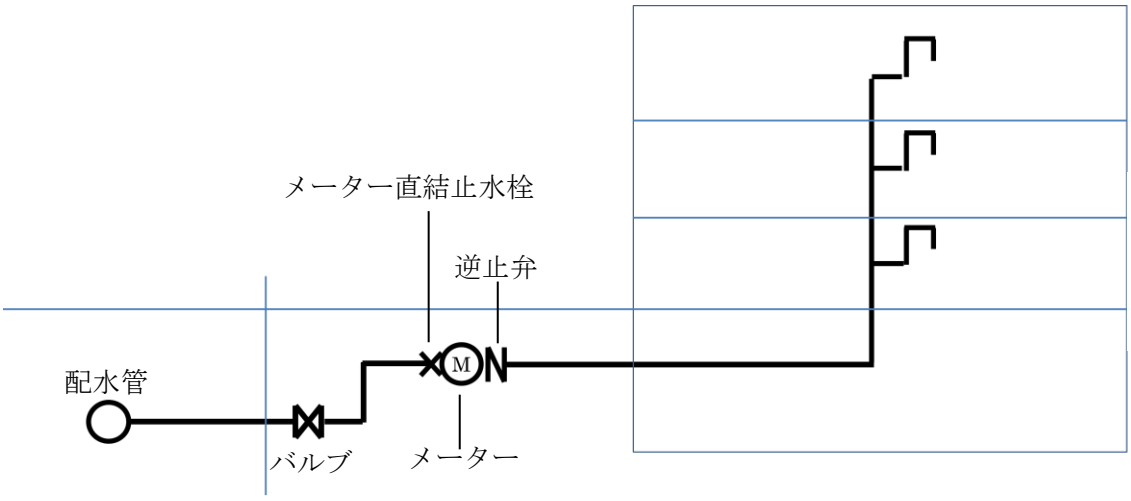

（２）直結増圧式概念図

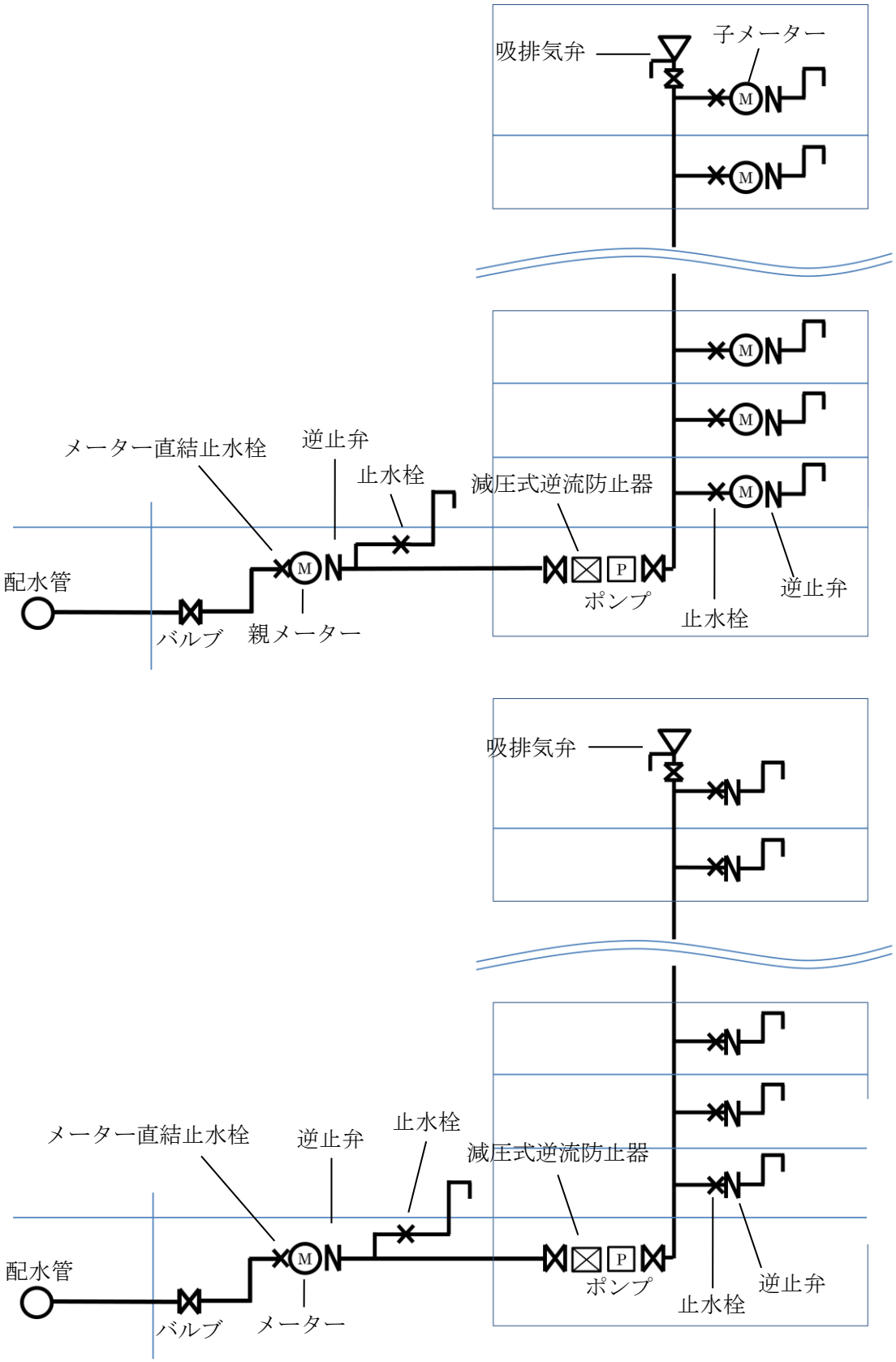
吸排気弁
子メーター
M
メーター直結止水栓
逆止弁
止水栓
減圧式逆流防止器
P
配水管
バルブ
親メーター
ポンプ
止水栓
逆止弁
吸排気弁
メーター直結止水栓
逆止弁
止水栓
減圧式逆流防止器
配水管
バルブ
メーター
ポンプ
止水栓
逆止弁

６．逆流防止装置

メーター及び直結増圧装置には、水道法施行令第６条の規定に基づく給水装置の構造及び材質の基準に適合した逆流防止装置を設置すること。なお、設置にあたっては下記の点に留意すること。

１．メーター直後には、逆止弁を設置すること。

２．直結増圧装置の流入側に、減圧式逆流防止器を設置することを原則とする。

３．減圧式逆流防止器の流入側及び流出側に適切な止水用具を設置すること。

４．減圧式逆流防止器の流入側にストレーナーを設置すること。

５．減圧式逆流防止器の中間室逃し弁の排水は、適切な吐水口空間を確保した間接排水とすること。

６．減圧式逆流防止器には、異常な外部排水を検知して管理人室等に表示できる装置を設置すること。

７．減圧式逆流防止器のメーカー名、型式、連絡先をしゅん工図に記載するとともに、それらのリストをポンプ室内及び管理人室等の目立つところに掲示すること。

８．業務系等で１つの水道メーターで給水する場合、各階の分岐ごとに止水用具及び１．の逆止弁を設置することとする。

９．住戸内の給水装置の配管でサイホン現象による逆流が発生しないよう、立上り管から分岐給水管を分岐する高さは、各階の床面高さより110㎝以上とする。ただし、当該給水装置の末端給水用具のうち、最高位の水受け容器の溢れ縁の高さより30㎝高い位置が、各階の床面高さより110㎝を超える場合はその高さとする。

10. 逆流防止装置の逆流防止性能を長期的に維持するため、設置時の点検及び設置後の定期的な点検を実施することが望ましい。

＜解 説＞

給水装置は、通常有圧で給水しているため、外部から水が流入することは無いが、断減水、漏水等により逆圧又は負圧が生じた場合、逆サイホン作用等により水が逆流し、当該需要者はもちろん、他の需要者に衛生上の危害を及ぼすおそれがある。特に中高層建物は断減水時における負圧の大きさから、より安全な逆流防止対策を講じる必要がある。

１．逆止弁は、各戸ごとの逆流を防止するために必ず設置すること。

２．水道用減圧式逆流防止器は、JWWA B 134規格品又は同等以上の性能を有するものを設置とすること。

３．維持管理を考慮し、両側に止水用器具を設置すること。

４．鉄錆等の異物流入による、減圧式逆流防止器の作動不良を防止するため、その口径に適合したストレーナーを流入側に設置すること。

５．吐水口空間は、減圧式逆流防止器の呼び径20㎜にあっては40㎜以上、25㎜にあっては50㎜以上、呼び径が25㎜を超えるものは1.7×有効開口の内径(㎜)＋5(㎜)以上確保するこ

と。
６．５分間以上継続した外部排水は、異常として検知すること。
７．減圧式逆流防止器の故障時等の対応を迅速にするため必要である。
８．逆止弁は、各階ごとの止水及び逆流を防止するため、設置すること。
９．一般的に台所流し台の溢れ縁は床面より80cm高い位置である。

分岐給水管の分岐位置を水受け容器の溢れ縁よりも30cm高い位置とした場合
立管内の水と水受け容器の水の動きは以下のとおりとなる（下図参照）。
①立管の水位がＡ点にあり、その水位が保持されると仮定すると、Ａ点とＣ点の水位差により水が流れる。その時の管内の静水圧は、Ａ点とＣ点が0kPa、Ｃ点よりも30cm上に位置するＢ点は-2.9kPaとなる。
②立管頂部を閉塞するなどして、Ａ点に-2.9kPaの負圧を発生させると、Ａ点、Ｂ点とも-2.9kPaとなり、水の移動が停止する。
③立管内に発生する負圧が-2.9kPaよりも小さくなるとＡ点の圧力がＢ点の圧力より小さくなり、負圧による逆流が発生する。

吸排気弁の吸気性能の基準となっている吸排気弁の差圧は-2.9kPa（水頭30cm）であることから、立上り管からの分岐位置も末端給水用具の水受け容器越流面から30cm以上高い位置とする。

分岐位置が水受け容器の溢れ縁より30cm高い場合

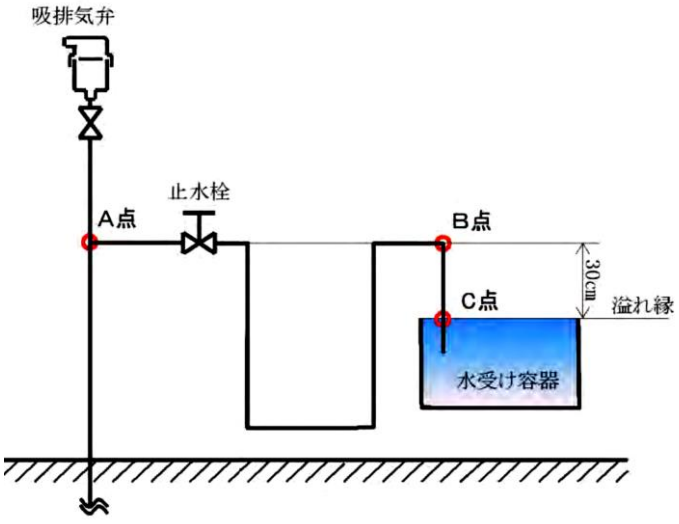

10. 逆流防止装置の不具合に及ぼす要因の一つとして、水管工事や給水装置工事において、現地に設置する以前に配管材料内に入った異物の残存や、配管工事の際の管等の切断屑や土砂等がある。これらは通常、配管内に残存しないように配管工事終了後に洗管作業を行うが、十分に取りきれないと、通水後に流れて逆流防止用具の弁座などの狭窄部に挟まりやすい。また、建物内での給水管の点検・補修作業、直近で行われる配水管工事や給水管

の分岐工事などにより、水垢、錆などの異物が流出し、それが弁座等に噛み込むことがある。

このほか、逆流防止用具自体の劣化がある。この劣化は、弁座のゴム類に及ぼす塩素の影響、頻繁に開閉する可動部の摩耗などにより発生する。

なお、減圧式逆流防止器（JWWA B134）及び水道用逆流防止弁（JWWA B 129）に規定されている複式逆流防止弁（Ⅰ形）、単式逆流防止弁（Ⅰ形）は、使用している状態で外部から専用の器具を使い逆流防止性能が維持されているかを容易に確認することができる。

７．メーター

１.メーターの定義（直結増圧式の場合）

ア　親メーター：「施行要領」（2.4.9メーターの設置１（１）、（２）、（３）、２）に基づき設置するメーター

イ　子メーター：同一建物内で使用者が異なる集合住宅等の場合、各戸検針するため建物内に設置するメーター

※直結直圧式（３階建て）の場合のメーター設置は、「施行要領」（2.4.9メーターの設置（４）直結直圧式の場合）によること（１階～２階建物と同様）。

※集合住宅等：同一建物内で使用者が異なるテナントビルを含む。

２.親メーターは、「施行要領」に基づき設置するものとする。集合住宅等の場合は、親メーターに加え、各戸検針用の各戸メーター（子メーター）を設置するものとする。自社ビル等建物内の使用者が同一の場合は、親メーターのみの設置とする。

３．子メーターは直読式メーターを設置することとし最小口径はφ20㎜とする。

４．子メーターは、居室内には設置せず共用部分に面したパイプシャフト内に設置することとし、市貸与メーターの設置に適合したメーターユニットを使用して設置すること。この場合、メーター交換は工具を必要とせず着脱できるものであること。

５．子メーターが凍結しないよう防寒対策を講じること。

＜解 説＞

１.直結増圧式の場合、親メーター、子メーターともに市貸与メーターとする。「盛岡市水道事業給水条例」第15条の２に基づく加入金は、親メーターに適用することとし、子メーターには適用しない。

２.集合住宅等の各戸検針を適用する子メーター以外の散水栓や管理用水栓等料金徴収を所有者等に対し行うものについては、子メーターを設置しないことを原則とする。この場合、直結増圧式建物に係る水道料金等の算定及び徴収に関する規程第３条により料金徴収を行うものとする。

３．子メーターは、メーター設置箇所の構造上、改造（増径）が困難であることからφ20㎜以上とするもの。

４．メーター検定満期交換等の際に支障をきたさないようにするため、子メーターは居室内及び居室内にのみ面したパイプシャフト内には設置しないこと。

５.パイプシャフト内のメーターが凍結しないよう、凍結防止する処置（防寒材、電熱ヒーターの設置等）を講じることとし、メーター周りの保温材については、メーター取替等の維持管理を考慮して次の事項について留意すること。

(1) 保温材がメーター上部（指針表示部分）を囲う部分と下部（ケース部分）を囲う部分に分離されていること。メーター上部については検針の際に容易に取り外すことができるものとすること。

(2) 特別な工具等を使用せずに上部（上蓋部分）を取外し、もしくは、剥がすことにより検針が可能で、容易に破損しない構造であること。

(3) 下部については、壊すことなく分離、取外しが可能で、メーターの取替えや点検ができる構造であること。

(4) かみ合わせ部は、寒気が進入しない密着構造であること。

８．直結増圧装置

【構造・材質基準に係る事項】

配水管の水圧に影響を及ぼすことのないものとすること。（施行令第６条３項）

＜解 説＞

１．直結増圧装置は、配水管の圧力では給水できない中高層建物において、末端最高位の給水用具を使用するために必要な圧力を増圧し、給水用具への吐出圧力を確保する装置である。

２．通常は、増圧ポンプ、制御盤、圧力タンク、逆流防止装置等をあらかじめ組込んだユニット形式となっている。直結増圧装置は、増圧ポンプ等を用いて直接給水する装置であり、他の需要者の水利用に支障が生じないよう、配水管の水圧に影響を及ぼさないものでなければならない。

直結増圧装置は、(公社)日本水道協会規格水道用直結増圧形ポンプユニット又は同等以上の性能を有するものとし、設置にあたっては、下記の点に注意すること。

１．原則として１建物１ユニットとし、ユニットの呼び径は、20A、25A、32A、40A、50A及び75Aとする。

２．供給する建物内で保守管理が容易な場所に設置すること。

３．直結増圧装置は、凍結のおそれがない所に設置すること。

４．ポンプ室内は十分な換気ができる措置を講じること。

５．直結増圧装置を居住空間に隣接して設置する場合は、防音対策を講じること。

６．設置箇所は機器の点検が可能で、維持管理のための十分なスペース及び開口部があること。
７．ポンプ室内は適切な排水設備を設けること。
８．直結増圧装置のポンプごとに、流入側及び流出側に止水用具を設置すること。なお、流入側の仕切弁は日常操作できることが望ましいが、日常操作ができない場合には、散水栓以降に日常操作ができる仕切弁を設置すること。
９．直結増圧装置の流入管及び流出管の接合部には適切な防振対策を講じること。
10. ポンプ内の水が長時間滞留しないような措置を講じること。
11. 直結増圧装置の異常を検知し、装置本体及び管理人室等に表示できる機構とすること。
12. ポンプ本体の流入設計水圧は0.05MPa 以上確保すること。
13. 流入水圧が通常の範囲より低下した時に自動停止し、水圧が回復した時に自動復帰すること。
(1) 自動停止の設定水圧→「直結増圧装置流入設計水圧（減圧式逆流防止器の直前）－0.05MPa 」を標準とする。
(2) 自動復帰の設定水圧→「直結増圧装置流入設計水圧」を標準とする。
14. 配水管の水圧の変化及び使用水量に対応でき、安定給水ができるような圧力制御、圧力設定を行うこと。
15. ポンプのメーカー名、型式、連絡先をしゅん工図に記載するとともに、そのリストをポンプ室内及び管理人室等の目立つところに掲示すること。
16. 冬期間も使用可能な直圧式で給水できる共用散水栓を設置すること。

＜解 説＞
１．１の建物での直結増圧装置の複数ユニットの設置は、引込み水量が多くなり配水管に与える影響が懸念されるため、原則として１の建物での直結増圧装置は１ユニットとする。
２．別棟に直結増圧装置を設置した場合、増圧された配管が屋外埋設となり漏水事故や増圧設備の故障発見が遅れる懸念があることから、原則として別棟の設置は認めない。
３．センサー部分は、特に凍結に弱く、作動不良の原因となるため、防寒対策を十分行うこと。
４．直結増圧装置の制御盤には、電子部品を多く使用しているため、湿気は故障の原因となることから除湿を考慮する必要がある。特に地下室等多湿となる箇所には、換気設備等を備えること。
５．直結増圧装置は、ポンプ本体及び制御機器等からの騒音もあるため、設置場所に注意する必要がある。やむを得ず住居に隣接して設置する場合は、防音対策を講じること。
６．設置室内は2.0m以上の高さとし、設置されたユニット前面に60㎝以上かつユニット側面に10㎝以上の保守スペースを確保すること。また、設置室内には、ユニットの搬入及び管理人等の出入りに支障のない構造の開口部を設けること。
７．直結増圧装置は、減圧式逆流防止器の中間室逃し弁からの排水等により、装置本体が

水没するおそれがあることから、排水設備を設置する必要がある。特に、地下室に直結増圧装置を設置する場合は、釜場を設けてポンプ排水とすること。
８．水圧試験及び維持管理のため流入側及び吐出側に仕切弁を設置すること。
９．ポンプの振動が配管に伝播しないよう適切な防振対策を講じること。
10．ポンプ内の水質保持及びポンプ機器の性能維持のため、長時間停止は好ましくない。したがって、タイマー等により定期的な運転の措置を講じること。
11．直結増圧式の場合、直結増圧装置本体の故障による断減水も考えられる。そのため配水管の断減水と区別するため、装置本体の故障による場合は、異常を検知し、管理人室等などに表示を行う必要がある。さらに、装置本体の表示盤では、異常原因の細目を確認できること。
12．ポンプ流入管の圧力は、汚染防止のため常時正圧とする必要がある。
13．配水管が断減水等で圧力低下した場合に、ポンプが吸引するのを防止するため、設定水圧以下の場合ポンプは自動停止し、水圧の回復に伴って自動復帰するよう設定すること。
14．圧力制御は、配水管水圧の変動に対応し、用途に応じた制御方式を採用するとともに、圧力設定値は、建物の最上階で圧力不足にならず、最下階で0.75MPa以上にならないこと。なお、低層階などで、給水圧が過大となる場合は、必要に応じ減圧弁を設置すること（0.4MPa以下とすることが望ましい）。
15．直結増圧装置の故障時等の対応を迅速にするためメーカー名等をポンプ室内及び管理人室に掲示する必要がある。
16．直結増圧装置の故障時、停電時に断水となることから、非常給水用として直圧で給水可能な共用散水栓を設置すること。なお、常時施錠されている建物においては、共用散水栓を冬期間でも使用可能な方法で外部に設置すること。

９．既設建物の直結式への変更

１．給水方式を受水槽式から直結式に切替える場合は、原則として既設配管を流用せず新設管とすること。
２．原則として高置水槽を経由しないで給水すること。

＜解 説＞
１．既設配管の老朽化に起因して発生する出水不良、スケールの剥離（赤水）、漏水等が考えられることから、新設管とすることを原則とするが、やむを得ず既設配管を流用する場合には、下記に適合していること。
(1) 流用部分が構造材質基準に適合することを証明できること。
(2) 老朽管等による管内スケールが著しく発生していないこと。
(3) 現状の使用状態で赤水等の発生による水質異常がないこと。

(4) 直結式への切替えに伴い、出水不良や赤水等による異常が発生した場合の対応（配管の布設替え等）を考慮すること。

(5) メーター設置部分は、４階建て以上はメーターユニットによること。（３階建ては「施行要領」(2.4.9メーターの設置（４）直結直圧式の場合）によること（１階～２階建物と同様））

(6) 厚生労働省「受水槽以下設備を給水装置に切り替える場合の手続きについて」（健水発第0905002号）に基づくこと。

２．直結式の効果を十分発揮するため、高置水槽を撤去すること。ただし、建物内配管の布設替えが困難な場合や給水装置の構造及び材質の基準（施行令・基準省令）に適合しない給水用具が接続されている場合などには、高置水槽を速やかには撤去できない場合もある。この場合には局給排水課審査係に協議すること。協議の結果、やむを得ず高置水槽を継続して使用する場合は、高置水槽流入部までが給水装置となる（受水槽式と同様の扱いになる）。

10. 直結増圧設備完成時の確認・試験

10. 1 確認・試験の範囲

直結増圧式は、給水管に直結増圧装置を設置し、受水槽を経由せず給水末端まで直接給水する方法で、末端給水栓まで給水装置であることから、確認・試験範囲は、既設建物においても末端給水栓までとする。

＜解 説＞

直結増圧式は、運転制御のため機器が複雑であり、また、直結増圧装置が故障した場合には断水のおそれがあるため直結増圧給水チェックリスト（例）を参考とし、当該技術基準を遵守すること。

10. 2 確認・試験の時期

完成後、すみやかに確認・試験を実施すること。

＜解 説＞

直結増圧装置は、増圧することにより給水管の水圧が高くなることから、注意が必要である。また、圧力検知器の設定が誤っていた場合、配水管に悪影響を与えることも考えられるので注意を要する。

10. 3 通水及び水圧試験方法

施行要領「5.3工事事業者が行う検査前の点検」に基づき、通水及び水圧試験を実施する。

ただし、直結増圧装置及び減圧式逆流防止器（以下「直結増圧装置ユニット」という。）の水圧試験は除外する。通水及び水圧試験を行う際には、盛岡市給水装置工事施行要領様式第14号の「施工連絡票」を局給排水課検査係に提出し方法について協議を行うこと。

＜解 説＞

直結増圧装置ユニットのうち、「圧力タンク」、「圧力検知器」等が試験圧力0.75MPa 仕様となっていること　、製造工場で水圧試験を実施済みであることから、直結増圧装置ユニットの水圧試験は除外する。

直結増圧式チェックリスト（例）

	項　　目	内　　容	判 断 基 準	判定
水圧	ポンプ１次圧側の水圧検査	ポンプ上流側で水圧を計る。		
	ポンプ２次圧側の水圧検査	ポンプ下流側で水圧を計る。		
減圧式逆流防止器	規格、認証の確認			
	仕切弁の設置	流入、流出側に仕切弁を設置する		
	ストレーナーの設置	減圧式防止器と同口径		
	減圧式逆流防止器のメーカーの記載	しゅん工図、現地に記載があること		
	連絡先の記載	しゅん工図、現地に記載があること		
	減圧式逆流防止器の型式の記載	しゅん工図、現地に記載があること		
	減圧式逆流防止器排水口の吐水口空間	口径25㎜以下は50㎜以上、口径25㎜を越えるものは1.7×口径+5㎜以上		
	減圧式逆流防止器外部排水警報装置の設置	管理室等に表示		
	凍結防止の措置	電気ヒーター等の設置		
直結増圧装置本体その他	規格、認証の確認			
	ポンプメーカーの記載	しゅん工図、現地に記載があること		
	連絡先の記載	しゅん工図、現地に記載があること		
	ポンプ型式の記載	しゅん工図、現地に記載があること		
	ポンプ自動停止設定圧	制御盤で確認（水理計算書参照）		
	ポンプ自動復帰設定圧	制御盤で確認（水理計算書参照）		
	吐水制御水圧（ON）	制御盤で確認	現状水圧で調整	
	吐水制御水圧（OFF）	制御盤で確認	現状水圧で調整	
	直結増圧装置異常警報装置の設置	管理室等に表示		
	防振対策の措置	直結増圧ユニット１次、２次側に可とう継手		
	流出仕切弁の設置			
	通水時の手順の記載	現地に記載があること		
	凍結防止の措置	電気ヒーター等の設置		
	釜場、排水設備の設置			
	点検スペースの確保	高さ2.0m、前面60cm、側面10cm以上		
	換気設備の設置			

10. 4　直結増圧装置試運転

１．直結増圧装置の試運転は、製造メーカー等の立会いで実施すること。

２．直結増圧装置ユニットに漏れが無いことを確認すること。

３．直結増圧装置作動設定値は、下記によること。

(1) 流入圧力制御設定値→給水装置工事申込書水理計算に明記された、水圧低下による直結増圧装置の運転停止及び復帰の設定値とする。
(2) 吐出圧力制御設定値→末端最高位の給水用具で必要な水圧及び現状の流入水圧を考慮し、直結増圧装置の運転及び停止の設定値を決定すること。
４．末端最高位の給水用具でも、適切な吐水量が確保できる水圧があること。

＜解 説＞
１．直結増圧装置は、精密な制御機器で構成されており、専門的な技術が必要である。**通水を伴う場合には局給排水課検査係と協議を行うこと。**
２．直結増圧装置ユニットは、水圧試験を行わないことから目視等により確認すること。
３．流入圧力制御設定値は、局が提示した配水管水圧より計算した値で設定すること。吐出圧力制御設定値は、実際の流入水圧及び水圧変動範囲を考慮し設定すること。実際の流入水圧は、現地の標高、配水管の整備状況等により、局が提示した配水管水圧と多少異なる場合がある。
４．使用給水用具ごとに必要な水圧が異なることから、余裕のある水圧とすること。

11. 直結増圧装置の維持管理

11. 1　直結増圧装置設置条件承諾書の提出

１．給水装置の新設等工事の申し込み時に盛岡市水道事業給水条例第18条に基づく代理人を、第19条第１項第４号に基づく管理人を定め、直結増圧給水設置条件承諾書とともに給水装置所有者代理人届及び管理人選定（変更）届を提出すること。

＜解 説＞
１．給水装置の所有者、代理人及び管理人は、承諾書の内容を十分熟知すること。
２．直結増圧装置設置条件承諾書を参照のこと。

11. 2　維持管理

直結増圧装置の所有者は下記の点に留意すること。
１．直結増圧式の場合、停電、故障等により直結増圧装置が停止した時は断水になることや、共用散水栓が使用可能なことを使用者に周知すること。また、断水後に増圧設備の復帰操作を必要とする場合は、その方法について現地に表示を行うこと。
２．直結増圧式の故障等による断水の場合は、直結増圧装置の製造業者等に連絡するよう給水装置管理人に周知すること。
３．直結増圧装置は、適宜保守点検及び修理を行うこと。減圧式逆流防止器も含め、少なくても１年以内ごとに１回定期点検を実施すること。

＜解 説＞

１．直結増圧式では、直結直圧式とは異なり、直結増圧装置が停止した時は断水になる。

２．直結増圧装置の修理には専門的な知識が必要であり、局、指定工事店では対応できないため、製造業者等に連絡する体制が必要である。また、当該増圧装置の維持管理上の必要事項及び連絡先を、その利用者の見やすいところに表示することによる周知も必要である。

３．直結増圧装置を含む給水装置の管理責任は、設置者側にある。直結増圧装置の機能を確保するためには、定期点検等の維持管理が必要であり、専門的な技術を持った製造業者等と保守点検契約をすることが望ましい。

別図　中高層建物直結給水工事フロー

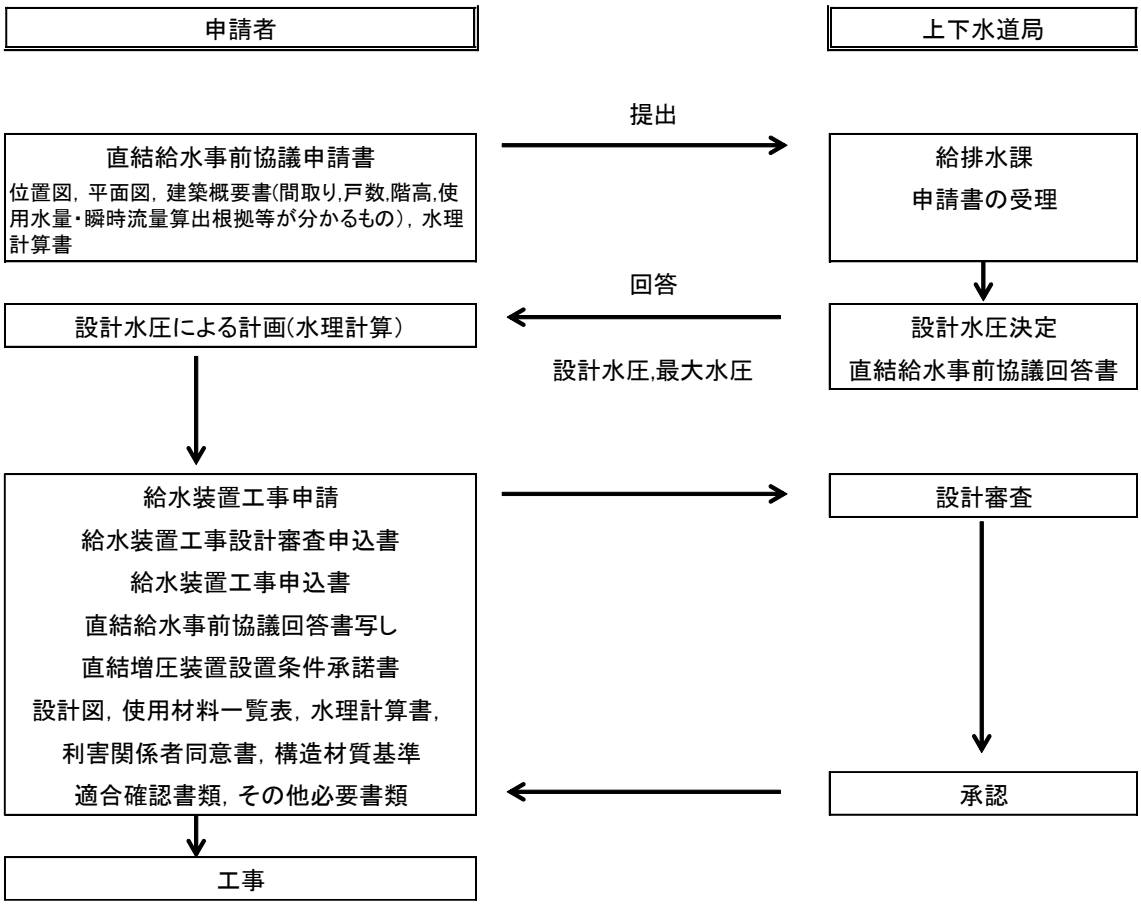

直結増圧装置設置条件承諾書

令和　　年　　月　　日

盛岡市上下水道事業管理者 様

水栓番号		
給水装置場所		
給水装置所有者	住所 氏名 電話番号	
給水装置所有者代理人	住所 氏名 電話番号	
給水装置管理人 (メーカー等)	住所 氏名 電話番号	

直結増圧給水を行うにあたり、下記条件を承諾し適正に管理します。

記

１．使用者への周知について

次の特徴を理解し、使用者等に周知させるとともに、直結増圧装置による給水についての苦情を上下水道局に一切申し立てないこと。

①　停電や故障等により直結増圧装置が停止した時、又は水圧低下に伴い出水不良及び濁水が発生した時には、直圧共同水栓を使用すること。

②　計画的な断水及び緊急的な断水の際に、水の使用ができなくなる場合があること。

２．定期点検について

直結増圧装置についての機能を適正に保つため、適宜、保守点検及び修理を行うとともに、１年以内ごとに１回の定期点検を行うこと。

３．故障時の対応について

直結増圧装置の設置に起因して、逆流又は漏水が発生し、上下水道局もしくは使用者等に損害を与えた場合は、責任をもって補償すること。

４．直結増圧装置所有者等の変更届について

直結増圧装置の所有者、代理人又は管理人（以下「所有者等」という。）を変更するときは、変更後の所有者等にこの装置が条件付きのものであることを熟知させたうえ、上下水道局に書面で届け出ること。

５．給水装置の管理責任について

増圧装置を含む給水装置の漏水、凍結については、所有者等の責任において解決するとともに、上下水道局の指示に従い速やかに改善すること。

６．メーターの管理等について

給水装置に上下水道局のメーターを設置した場合は、メーターの維持管理及び計量に支障が無いようにするとともに、円滑に検針できるよう協力すること。また、メーターまわりの配管について凍結防止対策を行うこと。万一、メーターが凍結し、破損した場合は、水道メーター亡失（き損）届を提出したうえ、交換に係る費用を負担することに同意すること。

７．メーター取替えの措置について

計量法に基づくメーターの取替え及びメーターの異常等による取替えの際には、上下水道局に協力し断水すること。

８．料金徴収方法について

子メーターを設置して直結増圧給水を行う中高層建物における料金徴収方法については、「直結増圧式建物に係る水道料金等の算定及び徴収に関する規程」に基づき行うこと。

９．関係法令等の遵守について

上記各項のほか、取扱上必要な事項は、水道法及び盛岡市水道事業給水条例等の関係法令を遵守し、給水装置工事施行要領、中高層建物直結給水技術基準に基づき施工、管理すること。

10．紛争の解決について

上記各項の条件を使用者等に周知徹底させ、直結増圧装置に起因する紛争等については、当事者間で解決し、上下水道局には一切迷惑をかけないこと。

11．その他

上下水道局が行う断水等作業前後の直結増圧装置の停止、復帰等の作業について協力すること。

当該直結増圧装置の維持管理上における必要事項及び連絡先を、見やすいところに表示すること。

令和　年　月　日

盛岡市上下水道事業管理者　様

申請者　住　所
氏　名

直　結　給　水　事　前　協　議　申　請　書

次の建築物に直結給水を行いたいので、中高層建物直結給水技術基準3.2の規定により事前協議を申請します。

1　給水装置場所	盛岡市		
2　建築物の概要			
(1) 建築物の名称			
(2) 建築物の構造及び階数	階建　最高水栓　階		
(3) 建築物の用途	一戸建専用住宅、共同住宅、店舗、事務所、その他（　）		
(4) 建築物の内容 （①又は②を選択のこと）	①住宅用　全　戸		
	②店舗、事務所等（併用住宅を含む）		
		用途	床面積（㎡）
	ア		
	イ		
	ウ		
	計		
(5) 配水管布設道路面から最高水栓等までの高さ	m		
(6) 計画一日最大使用水量	m3／日		
(7) 瞬時最大流量	L／sec　（　L／min）		
(8) 配水管及び分岐口径	配水管口径　mm　分岐口径　mm		
(9) 直圧・増圧区分	直　圧、増　圧（併用の場合の直圧は２階を限度とする）		
(10)ポンプ型式及び仕様 （増圧の場合に記載し、根拠資料を添付のこと）	メーカー名　形式名		
	ポンプ口径　mm　最大給水量　L／min		
	揚程　m　水理計算上必要揚程　m		
3　指定給水装置工事事業者	住所		
	氏名又は名称		
	主任技術者		
	連絡先		
4　給水装置工事申込予定者	住所		
	氏名又は名称		
5　添付書類	位置図　平面図　水理計算書 建築概要図書（間取り、戸数、階高等　使用水量及び瞬時流量算出根拠が分かるもの）		

直結給水事前協議回答書

令和　年　月　日付けで申請のありました直結給水事前協議について、給水は　可能です
できません

盛水給第　号
令和　年　月　日

申請者　住　所
氏　名　様

盛岡市上下水道事業管理者　㊞

条　件	1　水理計算に用いる配水管の分岐箇所での水圧は0.20Mpaとし、この水圧に基づいて水理計算を行うこと。 2　直結増圧給水の場合は、直結増圧装置設置条件承諾書を提出すること。 3　子メーターを設置して直結増圧給水を行う中高層建物における料金徴収方法については、「直結増圧式建物に係る水道料金等の算定及び徴収に関する規程」に基づく契約を行うこと。

10・１・８　盛岡市公共下水道計量装置設置及び認定等に関する要領

（平成 27 年３月 31 日上下水道事業管理者決裁）

（趣旨）

第１　この要領は、盛岡市公共下水道（以下「下水道」という。）への汚水排出量の認定及び計量のための装置の設置について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２　この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 水道　水道法(昭和 32 年法律第 177 号。以下「法」という。)第３条第１項に規定する水道をいう。

(2) 給水装置　法第３条第９項に規定する給水装置をいう。

(3) 計量装置　水量計量のため、水道の給水装置又は水道以外の水や温泉（以下「井戸水等」という。）の配管に取り付けるもので、次のものをいう。

ア　計量法施行令(平成５年政令第 329 号。以下「令」という。）第２条第５号イ(1)及び(2)に規定される口径が 350 ミリメートル以下の水道メーター及び口径が 40 ミリメートル以下の温水メーター

イ　令で規定されない湧水メーター、温泉メーター及び排水流量計等

(4) 控除水量　計量装置で計量された水量のうち、下水道に排出しない水量をいう。

(5) 控除メーター　控除水量を計量するために設置する計量装置をいう。

（計量装置の設置）

第３　家事用以外で、井戸水等を使用し下水道に汚水を排出する者（以下「計量装置使用者」という。）は、汚水排出量を計量するため、次の各号に定めるところにより井戸水等の配管工事等に併せて計量装置を設置するものとする。

(1) 計量装置は、盛岡市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が無償で貸与するものを使用するものとする。ただし、計量装置のうち、湧水メーター、温泉メーター及び排水流量計を除く。

(2) 設置工事は、盛岡市指定給水装置工事事業者（以下「指定事業者」）に行わせるものとする。

(3) 計量装置を屋外等に設置し、かつ計量装置ボックスの設置が伴う場合は、計量装置ボックスの蓋をアイボリー色に着色し、水道メーターのボックスと色別するものとする。

(4) 計量装置使用者は、計量装置の設置に当たり、事前に水質の確認を行い、その結果を管理者に報告するものとする。

(5) 前号の水質の確認の結果適正な計量ができないと管理者が判断した場合は、水質を改善するための装置を設置して計量するものとする。

（計量装置の設置基準）

第４　計量装置を設置する場合は、次の各号の基準によるものとする。

(1) 管理者が指定する場所において盛岡市給水装置工事施行要領に準ずる配管構造とする。
(2) 井戸水等の配管において計量装置の側管が必要な場合は、側管にも計量装置を設置する。
(3) 設置場所は、気温が 0℃を超え 40℃以下の場所とする。
(4) 設置場所は、水、油及び土砂等がかからない場所とする。
(5) 設置場所は、振動、磁気及びガス等の影響を受けない場所とする。
(6) 水温は、0℃を超え 30℃以下とする。
(7) 水圧は、異常な水圧（キャビテーション、ウォーターハンマー）がなく、0.03～1MPa以下とする。

(計量装置の設置申請)
第５　計量装置使用者は、あらかじめ計量装置設置申請書（様式第１号）に、次の各号に掲げる図書を添付して設置申請を行うものとする。
(1) 建物の位置図及び平面図
(2) 計量装置設置予定箇所の配管系統図、立面図、写真及びその他必要となる図書
(3) 井戸水等計量装置の口径決定資料

（計量装置の設置承認）
第６　管理者は、第５の規定により申請がなされ、書類を審査のうえ設置を承認したときは、計量装置設置承認書（様式第２号）により、申請者に通知するものとする。

（計量装置の貸与）
第７　管理者は、第６の規定による通知に併せて、計量装置を無償で貸与するものとする。なお、計量装置の貸与期間は、計量装置使用者が下水道に接続する期間とする。

（計量装置の交換等）
第８　管理者は、第７の規定により貸与した計量装置について、有効期間が満了したものの交換及び有効期間内に発生した故障等の修繕を行うものとする。ただし、計量装置使用者の過失によるもの及び水質に異常があるものはこの限りでない。

（計量装置の設置変更）
第９　計量装置使用者は、計量装置の位置、口径及び使用様態等が変更になる場合、あらかじめ計量装置設置申請書にて変更の届出をし、管理者の承認を受け設置の変更を行うものとする。なお、施工は指定事業者が行うものとする。

（計量装置使用者の変更）
第 10　計量装置使用者は、井戸水等の所有者及び使用者等が変更になった場合、計量装置設置変更届（様式第３号）を提出するものとする。

（計量装置の検査）
第 11　計量装置使用者は、計量装置を設置したときは、使用を開始する前に計量装置設置完了届（様式第４号）に、計量装置設置箇所の写真及び完成図を提出して管理者の検査を受けるものとする。

（使用開始届）
第 12　計量装置使用者は、計量装置を設置し、下水道への汚水の排除を開始する場合は、井戸水等計量装置使用開始届（様式第５号）を提出するものとする。

（計量装置の返却）
第 13　計量装置使用者は、井戸水等施設を廃止した場合は、計量装置廃止届（様式第６号）を提出するとともに、管理者に計量装置を返納するものとする。なお、管理者は、一定期間使用実態がなく、計量装置廃止届が提出されず、計量装置使用者と連絡が取れない場合は、調査の上計量装置を取り外すことができる。

（控除メーターの設置）
第 14　下水道の使用者のうち、盛岡市下水道条例（昭和 36 年条例第 15 号）第 17 条第１項及び規程第 19 条の規定に基づく調書を提出する者（以下「特殊営業者」という。）は、控除水量を明らかにするため、次の各号に定めるところにより控除メーターを設置するものとする。
(1) 控除メーターは、特殊営業者が用意するものとする。
(2) 設置工事は、指定事業者に行わせるものとする。
(3) 控除メーターの色は、水道に設置するものは、盛岡市給水装置工事要領により黄色に着色し、井戸水等に設置するものは、オレンジ色に着色するものとする。
(4) 控除メーターを屋外等に設置しかつメーターボックスを設置する場合は、メーターボックスの蓋の色を、前号の色に着色し、色別するものとする。

（控除メーターの設置基準）
第 15　控除メーターの設置基準は、第４に準じるものとする。

（控除メーターの設置申請）
第 16　特殊営業者は、あらかじめ控除メーター設置申請書（様式第７号）に、次の各号に掲げる図書を添付して申請を行うものとする。ただし、計量装置使用者以外の特殊営業者は、盛岡市水道事業給水条例（昭和 35 年条例第 14 号）第５条第１項の規定による給水装置工事にかかる管理者の承認を受けた後に当該申請を行うものとする。
(1) 建物の位置図及び平面図
(2) 控除メーターの設置予定箇所の配管系統図、立面図、写真及びその他必要となる図面
(3) 控除メーターの口径決定資料

（控除メーターの設置承認）
第 17　管理者は、第 16 の規定により申請がなされ、書類を審査のうえ設置を承認した時は、控除メーター設置承認書（様式第８号）により、申請者に通知するものとする。なお、管理者は、設置の承認に当たり、控除メーターを適切に設置するために必要な助言及び指導を行うことができるものとする。

（控除メーターの検査）
第 18　特殊営業者は、控除メーターを設置したときは、使用を開始する前に控除メーター設置完了届（様式第９号）に、控除メーター設置箇所の写真を添付して管理者の検査を受けるものとする。ただし、計量装置使用者以外の特殊営業者について、給水装置工事で計量装置を設置又は追加した場合は、給水装置工事の検査で工事完了検査を行ったものとみなす。

（控除メーターの交換・廃止）
第 19　特殊営業者は、控除メーターの検定有効期間が経過する前に当該メーターを交換し、控除メーター交換・廃止届（様式第 10 号）を管理者に提出するものとする。なお、控除メーターを廃止した場合についても当該届を提出するものとする。

（汚水排出量認定開始の届出）
第 20　特殊営業者は、汚水排出量から控除水量の控除を受ける場合は、第 18 に規定する検査後に汚水排出量認定開始届（様式第 11 号）を提出するものとする。なお、当該汚水排出量認定開始届は、事由の発生した場合、その都度、速やかに提出するものとする。

（汚水排出量調書の提出）
第 21　条例第 17 条第 1 項及び規程第 19 条の規定に基づき特殊営業者が提出する調書は、汚水排出量調書（様式第 12 号）とする。

（汚水排出量調書の審査）
第 22　特殊営業者が、控除メーターの検定有効期間が経過したにもかかわらず当該メーターを交換しないときは、条例第 17 条第２項の審査において、当該特殊営業者にかかる当該検定有効期間が経過した日から控除メーターを交換する日の前日まで、控除水量を控除した汚水排出量の認定を行わないこととし、特殊営業者に対し、汚水排出量認定停止通知書（様式第 13 号）を通知するものとする。

（家事用井戸水等の図書の提出）
第 23　家事用のみに井戸水等を使用し、下水道に井戸水等の汚水を排除しようとする者（以下「家事用井戸水等使用者」という。）は、条例第 10 条及び規程第 13 条の規定に基づき提出する下水道使用開始等届に次の各号の図書を添付して提出するものとする。なお、既存建築物の

所有者が、排水設備工事を実施する場合で、井戸水等の配管が不明の場合は、この限りではない。

(1) 建物の位置図及び平面図

(2) 井戸水等の配管立面図

（家事用井戸水等の認定水量の変更）

第 24　管理者は、毎年 1 回、家事用井戸水使用者の世帯の構成人員の調査を行うものとし、当該調査の結果又は第 24 の規定に基づく届出により家事用井戸水使用者世帯の構成人員の変更を確認したときは、規程第 18 条第 1 項の規定により認定水量を変更するものとする。

（その他）

第 25　この要領によりがたいと管理者が認める場合は、別途協議して決定する。

（適用）

第 26　この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

様式第１号（第５第１項関係）

計量装置設置（変更）申請書

年　　月　　日

盛岡市上下水道事業管理者　　様

申請者 住所
氏名　　㊞
電話

次のとおり公共下水道への排除量計測のため、計量装置の設置（変更）を申請します。

申請区分	井戸水計測用・その他（　　）			
汚水の種別				
設置場所	盛岡市			
市水道の有無			水栓番号	
計量装置の口径				
動力揚水機械の緒元	名称		規格	
	能力	Ｋｗ	配管径	ｍｍ
季節変動の有無等				
変更の理由				
計量装置を設置する給水装置工事事業者	事業者名：　　（指定番号　第　　号） 担当者名： 連絡先　：会社　　携帯			

申請者と給水装置、建物、土地などの所有が異なる場合は以下の同意を付加すること。

上記の計量装置設置申請に同意します。
申請者との関係

住所

氏名　　㊞

様式第3号（第10第1項関係）

計量装置設置変更届

年　　月　　日

盛岡市上下水道事業管理者　様

申請者 住所
氏名　　㊞
電話番号

次のとおり、所有者・使用者の変更をしたいので届け出ます。

設置場所	盛岡市	
水栓番号		
変更事項	変更前	変更後
変更年月日		
変更理由		

様式第4号（第11第1項関係）

計量装置設置完了届

年　　月　　日

盛岡市上下水道事業管理者　様

住所（所在地）
氏名（代表者氏名）　　㊞
電話

次のとおり計量装置設置が完了したので届け出ます。

設置場所	盛岡市
承認年月日	
設置日	年　　月　　日
設置した計量装置	種類 形式 口径 計量装置番号 検定有効期間 製造者
計量装置を設置した給水装置工事事業者	事業者名：　　（指定番号　第　　号） 担当者名： 連絡先　：会社　　携帯

備考　計量装置設置箇所の写真及び完成図を添付してください。

様式第5号（第12第1項関係）

井戸水等計量装置使用開始届

年　　月　　日

盛岡市上下水道事業管理者　様

住所（所在地）
氏名（代表者氏名）　　㊞
電話番号

次のとおり井戸水等計量装置の使用開始を届け出ます。

設置場所	盛岡市
使用開始日	年　　月　　日
計量装置指針	
使用を開始する計量装置	種類 形式 口径 計量装置番号 検定有効期間 製造者

様式第 6 号（第 13 第 1 項関係）

計量装置廃止届

年　　月　　日

盛岡市上下水道事業管理者　様

住所（所在地）
氏名（代表者氏名）　　㊞
電話番号

次のとおり計量装置の設置を廃止するので届け出ます。

設置場所	
水栓番号	
廃止の日	年　　月　　日
計量装置形式	
計量装置口径	
計量装置指針	
計 量装置製造者	
計量装置番号	
検定有効期間	年　　月

様式第7号（第16第1項関係）

控除メーター設置（変更）申請書

年　　月　　日

盛岡市上下水道事業管理者　様

住所（所在地）
氏名（代表者氏名）　　㊞
電話番号

次のとおり汚水排出量の控除水量計量のため、控除メーター設置（変更）を申請します。

申請区分	・井戸水控除用・水道控除用・その他（　　）
控除メーター用途	
設置場所	盛岡市
水栓番号	
使用水の区分	・井戸水　・水道　・その他（　　）
季節変動の有無等	
計量装置を設置した給水装置工事事業者	事業者名：　　（指定番号　第　　号） 担当者名： 連絡先　：会社　　携帯

申請者と給水装置、建物、土地などの所有が異なる場合は以下の同意を付加すること。

上記の控除メーター設置申請に同意します。
申請者との関係

住所

氏名　　㊞

様式第8号（第17第1項関係）

控除メーター設置（変更）承認書

年　　月　　日

（申請者）　　様

盛岡市上下水道事業管理者
○　○　○　○　㊞

　　年　　月　　日に申請された控除メーターの設置（変更）について、下記の条件をつけて承認します。

申請区分	
控除メーター用途	
設置場所	盛岡市
水栓番号	
使用水の区分	・水道　　・井戸水　　・その他（　　）
季節変動の有無等	
備考	

承認条件

1　控除メーターの設置が完了したら、速やかに控除メーター設置完了届（様式第9号）を提出し完了検査を受けること。

2　控除メーターを使用開始する際は、上記の完了検査後に汚水排出量認定開始届（様式第11号）の届け出が必要になること。

3　汚水排出量認定開始届を提出した者は、管理者が計量装置の検針を行った日の7日以内に条例第17条第1項の規定により、汚水排出量調書（様式第13号）を管理者に提出すること。

様式第9号（第18第1項関係）

控除メーター設置完了届

年　　月　　日

盛岡市上下水道事業管理者　様

住所（所在地）
氏名（代表者氏名）　　㊞
電話番号

次のとおり控除メーターの設置が完了したので届け出ます。

設置場所	
水栓番号	
設置日	年　　月　　日
メーター口径	
メーター指針	
メーター製造者	
検定有効期間	年　　月
計量装置を設置した給水装置工事事業者	事業者名：　　（指定番号　第　　号） 担当者名： 連絡先　：会社　　携帯

備考 控除メーターの設置箇所の写真を添付してください。

様式第 10 号（第 19 第 1 項関係）

控除メーター交換・廃止届

年　　月　　日

盛岡市上下水道事業管理者　様

住所（所在地）
氏名（代表者氏名）　　㊞
電話番号

□交換
次のとおり控除メーターを　　したので届け出ます。
□廃止

設置場所	
水栓番号	
交換又は廃止の日	年　　月　　日
メーター口径	
メーター指針	取外し時指針　　m^3　　設置時指針　　m^3
メーター製造者	
検定有効期間	年　　月
交換又は廃止の理由	

取外したメーターと設置したメーターそれぞれの指針の写真を添付してください。

様式第 11 号（第 20 第 1 項関係）

汚水排出量認定開始届

年　　月　　日

盛岡市上下水道事業管理者　様

住所（所在地）
氏名（代表者氏名）　　㊞
電話番号

次のとおり控除メーターの使用を開始するので届け出ます。

設置場所	盛岡市		
水栓番号			
使用開始日	年　　月　　日		
メーター口径		製 造 番 号	
メーター指針			
検定有効期間	年　　月		

様式第 12 号（第 21 第 1 項関係）

汚水排出量調書

年　　月　　日

盛岡市上下水道事業管理者　様

住所（所在地）
氏名（代表者氏名）
電話番号

盛岡市下水道条例第 17 条第 1 項により汚水排出量調書を提出します。

年　　月分		
設置場所	盛岡市	
水栓番号		
検針日	年　　月　　日	
量　　水　　器	今回指針（A）	m3
	前回指針（B）	m3
	使用水量（C=A－B）	m3

法人等の場合

担　当　者　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

連絡先電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

様式第13号（第22第1項関係）

汚水排出量認定停止通知書

年　　月　　日

（申請者）　　様

盛岡市上下水道事業管理者
○　○　○　○　㊞

次のとおり盛岡市公共下水道汚水排出量認定及び計量装置設置等に関する要領第22第1項の規定に基づき認定を停止するので通知します。

設置場所	
水栓番号	
計量装置口径	
計量装置番号	
検定有効期間	年　　月
計量装置製造者	
減量認定停止期間	年　　月　　日分から控除メーターを交換する日まで
減量認定を停止した理由	

様式第 14 号（第 23 第 1 項関係）

家事用井戸水等汚水排除届

年　　月　　日

盛岡市上下水道事業管理者　様

住所（所在地）
氏名（代表者氏名）　　㊞
電話番号

次のとおり公共下水道に排除する井戸水等の利用について届け出ます。

設置場所	盛岡市	
開始日	年　　月　　日	
汚水の種類	□井戸水　　□その他 （　　）	□上水道を併用
使用者の構成人員	人	
認定水量	用途＿＿＿＿㎥/月×構成人員＿＿＿人＝＿＿＿＿㎥	

備考 次の図書を添付してください。

1 建物の位置図及び平面図

2 井戸水等の配管図、立体図

承 諾 欄 認定水量の決定に必要な調査のため、　　課の職員が私の住民基本台帳を閲覧することについて承諾します。 住所 氏名　　㊞

様式第15号（第24第1項関係）

家事用井戸水等汚水排除変更・廃止届

年　　月　　日

盛岡市上下水道事業管理者　様

住所（所在地）
氏名（代表者氏名）　　㊞
電話番号

次のとおり井戸水等の公共下水道への排除について　□変更　□廃止　するので届け出ます。

設置場所					
変更又は廃止の日	年　　月　　日				
汚水の種類	□井戸水　　□その他（　　）				□上水道を併用
使用者の構成人員	変更前	人	変更後	人	
認定水量	変更前	用途＿＿＿＿㎥/月×構成人員＿＿＿人＝＿＿＿＿㎥			
	変更後	用途＿＿＿＿㎥/月×構成人員＿＿＿人＝＿＿＿＿㎥			
変更又は廃止の理由					

承 諾 欄

認定水量の決定に必要な調査のため、　　課の職員が私の住民基本台帳を閲覧することについて承諾します。

住所
氏名　　㊞

10・１・９　○盛岡市水道給水装置の用途の認定基準

（昭和38年３月31日
水道事業管理者決裁）

用途別		基準
1	一般用	家事用及び一般用以外の用途に属さないものの使用するもの。
2	学校病院用	学校（国又は地方公共団体、若しくは私立学校法第３条の学校法人の設置するものをいい、学校教育法第102条第１項の私設の盲学校、ろう学校及び養護学校及び幼稚園を含むものとする。） 病院（患者20人以上の収容施設を有するものをいう。）の使用するもの。
3	団体用	官公署、銀行、会議所、図書館、新聞社、公社、教会、会館、集会場、事務所、寄宿舎、寮、保養所及び前号に属さない学校、学園並びに診療所その他これらに類するものの使用するもの。
4	営業用	料理飲食業、旅館業、下宿業、貸席業、理髪美容業、洗濯洗張業、染物業、自動車販売業、自動車運送業、映画演劇場、娯楽場、麺類製造業、かまぼこ製造業、こんにやく豆腐製造業、漬物業、清涼飲料水製造業、菓子製造業、製あん業、生鮮魚介販売業、写真業、氷菓子製造業、自動車燃料給油業、小口消費工場（次号以外のもの）その他これらに類するものの使用するもの。
5	工業用	製氷、醸造、製紙、ベニヤ板製造、金属製品製造等の工業及びこれに類するもので年間通じて月の平均使用水量が200立方米以上のものの使用するもの。
6	公衆浴場用	一般公衆のための浴場営業に使用するもの。
7	温泉浴場用	温泉地にあつて温泉浴場を有する旅館又は、国、地方公共団体、会社等の保養所又はこれらに準ずるもので浴場用に使用するもの。

8	学校プール用	学校（地方公共団体又は体育団体の使用を含む。）プールに使用するもの。
9	臨時用	工事又は興業用に使用するもの、その他臨時に使用するもの。 前各号の用途によりがたいものについては管理者の認定による。

盛 岡 市 水 道 工 事

標　準　仕　様　書

（抜粋）

令和6年10月1日以降適用

盛 岡 市 上 下 水 道 局

別表4-1-(1)　**【水道工事承認材料一覧表(1)】**

製品名			規格等
ダクタイル鋳鉄管類			
ダクタイル鋳鉄管 直管 （エポキシ樹脂粉体塗装管）	K形	3種	JIS G 5526 （ﾀﾞｸﾀｲﾙ鋳鉄管） JWWA G 113 （水道用ﾀﾞｸﾀｲﾙ鋳鉄管） JIS G 5528 （内面樹脂粉体塗料） JWWA G 120、JDPA G 1049 （水道用GX形ﾀﾞｸﾀｲﾙ鋳鉄管） JDPA G 1052 （S50形ﾀﾞｸﾀｲﾙ鉄管）
	KF形･UF形	PF種	
	S形･US形 SⅡ形･NS形	1種(切管)･3種	
	GX形	S種	
	S50形	S種	
ダクタイル鋳鉄 異種継手直管 （エポキシ樹脂粉体塗装管）	KF-K･S-K･SⅡ-K NS-K	3種	JWWA G 113 （水道用ﾀﾞｸﾀｲﾙ鋳鉄管） JIS G 5528 （内面樹脂粉体塗料）
	K-KF･S-KF SⅡ-KF	PF種	
	K-S･K-SⅡ･K-NS KF-S･KF-SⅡ NS-SⅡ･SⅡ-NS	1種(切管)･3種	
ダクタイル鋳鉄 異形管	K形･KF形 SⅡ形･NS形 UF 形･フランジ形 GX形		JIS G 5527 （ﾀﾞｸﾀｲﾙ鋳鉄異形管） JWWA G 114 （水道用ﾀﾞｸﾀｲﾙ鋳鉄異形管） JIS G 5528 （内面樹脂粉体塗料） JWWA G 121、JDPA G 1049 （水道用GX形ﾀﾞｸﾀｲﾙ鋳鉄異形管） JDPA G 1052 （S50形ダクタイル鉄管）
	S50形		
ダクタイル鋳鉄管 接合部品	K形	押輪・ゴム輪 メカニカルボルトナット	JIS G 5527附属書 （ﾀﾞｸﾀｲﾙ鋳鉄異形管） JIS K 6353 （水道用ゴム） JDPA G 1049 （GX形ダクタイル鋳鉄管） JDPA G 1052 （S50形ダクタイル鉄管）
	KF形	押輪・ゴム輪 メカニカルボルトナット ロックリング･シールキャップ、セットボルト	
	SⅡ形	押輪・ゴム輪・ライナ メカニカルボルトナット ロックリング バックアップリング 切管用挿しロリング （改良型）	
	S形	押輪･割輪･ゴム輪 メカニカルボルトナット ロックリング バックアップリング 長尺継ぎ輪用ロックリング セットボルト･シールリング 結合ピース･シールボルト 切管用挿しロリング	

ダクタイル鋳鉄管 接合部品	NS 形	ゴム輪･ライナ･ロックリング メカニカルボルトナット セットボルト 結合ピース・シールボルト 切管用挿しロリング	JIS G 5527 附属書 （ダクタイル鋳鉄異形管） JIS K 6353 （水道用ゴム） JDPA G 1049 （GX 形ダクタイル鋳鉄管） JDPA G 1052 （S50 形ダクタイル鉄管）
	フランジ形	フランジボルトナット ステンレス座金 フランジパッキン （全面ボルト穴付） フランジパッキン（ＧＦ）	
	GX 形	押輪・ゴム輪・ライナ ロックリング・ロックリングホルダ メカニカルボルトナット P-Link・G-Link	
	S50 形	押輪・ゴム輪・ライナ ロックリング メカニカルボルトナット 抜け止め押輪	

別表 4-1-(2)　　**【水道工事承認材料一覧表(2)】**

製品名		規格等
押輪・特殊押輪類		
押輪 (FCD 製)	同軸押輪	川崎機工㈱　KCA 形
特殊押輪(K 形)		川崎機工㈱　KTA 形
		㈱ｸﾛﾀﾞｲﾄ工業　MR31
		コスモ工機㈱　CMB
		㈱水研　SW-S(A)
		大成機工㈱　TN-30(W)
	高圧タイプ	コスモ工機㈱　CMA
		㈱水研　SW-H(A)
		大成機工㈱　TN-30(R)
離脱防止型特殊押輪(K 形)	3DkN 以上	コスモ工機㈱　CMH
		大成機工㈱　TN-30Z
特殊割押輪(SⅡ形)		大成機工㈱　TN-35SW
特殊割押輪(NS・SⅡ形)	継輪用	大成機工㈱　TK-99
		コスモ工機㈱　CMNS-2
メカニカル形帽	K 形	大成機工㈱　TN-30C
		コスモ工機㈱　MCK-KG
	NS・SⅡ形	大成機工㈱　TN-30C
	SⅡ形	コスモ工機㈱　MCKP-S2
	NS 形	コスモ工機㈱　MCKP-NS
既設管継手部耐震補強金具(A・K 形)	3DkN(φ75～600)A 級	大成機工㈱　TO-13H
	3DkN(φ75～150)A 級	コスモ工機㈱　HKK
既設管継手部補強金具(A・K 形)	0.15ｄ TON 以上 (B 級)	大成機工㈱　TO-99
	3DkN 未満(φ200～300)B 級	コスモ工機㈱　HKK
既設管継手部補強金具(T 形)	OT キャッチャーT 形	大成機工㈱　TO-99
	HKT	コスモ工機㈱　HKT
NS 形用管栓		コスモ工機㈱　MCSP-NS
		大成機工㈱　TN-06SN
GX 形用管栓		コスモ工機㈱　MCSP-GX MCSP-GXI
		大成機工㈱　GX-11SN
移動用防止金具(NS 形)		コスモ工機㈱　LKH
		大成機工㈱　NS-07G
ポリエチレン管		
ポリエチレン管	1 種(軟質管)2 層管	JIS K 6762
ポリエチレン管継手	B 形	JWWA B 116
鋼管		
ポリエチレン粉体ライニング鋼管	SGP-PB・SGP-PD	JWWA K 132
硬質塩化ビニルライニング鋼管	SGP-VB・SGP-VD	JWWA K 116

波状ステンレス鋼管(B)	SUS316	JWWA G 119
硬質ポリ塩化ビニル管		
硬質塩化ビニール管	VPW	JIS K 6742
耐衝撃性塩化ビニール管	HI	JIS K 6742
可撓管		
伸縮可撓管	FCD 製	㈱クロダイト工業　BJ70
		コスモ工機㈱　EB
		㈱水研　FBW･FBN･FBS
		大成機工㈱ TF-80W･TF-80S
	ゴム製	西武ポリマ化成㈱　SJ-K
		東洋ゴム工販東日本㈱ ST 型（耐震用）

別表 4-1-(3)　　【水道工事承認材料一覧表(3)】

製　品　名		規格等
その他の管		
ヒューム管	B形１種・２種	JIS A 5303
フレキシブル管		国産ラセン管㈱　KM
		㈱タブチ　S520 型
		㈱ﾃｸﾉﾌﾚｯｸｽﾄｰﾗ　S520
異種管継手類		
ＣＶＳ・ＣＶＳ－Ａ	FCD 製・内面粉体	㈱クロダイト工業
ＶＣジョイント	FCD 製	コスモ工機㈱VC1
		大成機工㈱VK-00VC、同 S50 形用
ＣＡジョイント	FCD 製	コスモ工機㈱C-A
		大成機工㈱TA-80
ＳＰ・ＳＧジョイント	本体　FCD 製 パイプ SUS304 製	㈱栗本鐵工所
ＶＣ短管類	FCD 製・内面粉体	大成機工㈱　VK-00Ⅰ・00Ⅱ、VK-00ⅠL
		コスモ工機㈱ SQVF　SQVFL SQVFR SQVC　SQVCR　SQV2
ブッシング入りフランジ	FCD 製	㈱光明製作所
仕切弁		
ソフトシール仕切弁 (FCD 製・内ねじ式・立形) 内外面粉体・右回り開	フランジ形	JWWA B 120
	NS 形	JWWA B 120 に準拠
	SⅡ形	JWWA B 120 に準拠
ソフトシール仕切弁 (FCD 製・内ねじ式・立形) 内面粉体塗装・外面耐食塗装 右回り開	GX 形	JWWA B 120 に準拠
ソフトシール仕切弁 (FCD 製・内ねじ式・立形) 内面粉体塗装・外面耐食塗装 右回り開	S50 形	JWWA B 120 に準拠
バタフライ弁（FCD 製・立型）		JWWA B 138
立型仕切弁（FCD 製・内ねじ式）	O リング入	JWWA B 122
不断水類		
バルブ付割Ｔ字管 割Ｔ字管・不断水栓	FCD 製	コスモ工機㈱ STCPFP、STCF/10M、BCP、MC/10
		大成機工㈱ TN-02VS、TN-65VS、TN-65F
不断水切替ﾊﾞﾙﾌﾞ	FCD 製	コスモ工機㈱　COﾊﾞﾙﾌﾞ、Rﾊﾞﾙﾌﾞ
		大成機工㈱　TV-210Ⅱ
不断水栓	FCD 製	㈱水研　エスゲート（FC 管は適用外）
		コスモ工機㈱プラグ３型
		大成機工 TV-210、TV-210S

別表 4-1-(4)　　**【水道工事承認材料一覧表(4)】**

製品名		規格等
空気弁・補修弁類		
水道用急速空気弁 (FCD 製･内面粉体)	フランジ形	JWWA B 137
不凍急速型空気弁	SUS304 製	前澤工業㈱　MFA
		明和工業㈱　MAV
ボール型補修弁 (FCD 製･内外面粉体) レバー式	φ 75 H=100（浅埋形）	㈱清水合金製作所 ㈱清水鐵工所 ㈱クボタ ㈱栗本鐵工所 前澤工業㈱ 角田鉄工㈱ 幡豆工業㈱ 千代田工業㈱
	φ 75 H=150 φ100 H=200	
消火栓類		
地上式消火栓	単口	前澤工業㈱CX1E
		㈱北川鉄工所No.52KⅡ
	単口（回転式）	前澤工業㈱CR1E
		㈱北川鉄工所No.52KⅡ
	双口	前澤工業㈱CX2E
		㈱北川鉄工所No.40W
	コンクリートL型座台	岩手大丸ｺﾝｸﾘｰﾄ㈱
		矢巾ケーハン㈱
地下式消火栓 (FCD 製･内面粉体･内外面粉体) 左回り開	単口	JWWA B 103 及び準拠 幡豆工業㈱　　火消しS ㈱清水合金製作所　BR 型 ㈱清水鐵工所　　ｴﾎﾟﾗﾝﾄL 前澤工業㈱　ﾆｭｰﾎﾞﾌﾞﾊｲﾄﾞ 角田鉄工㈱　　ﾆｭｰｴｰｽ ㈱クボタ　　ﾆｭｰめ組 千代田工業㈱ LLE-3 型
	双口（2 スピンドル）	JWWA B 103 準拠
不凍式排水弁	固定式φ40、50	㈱竹村製作所 MH-3、MH-4
		㈱光合金製作所 DB 型
マンホール		
マンホール口環蓋 (FCD 製 T-14・T-25)	仕切弁室 排水弁室 空気弁室	仕様書①　JWWA B 132 川彦㈱ ㈱トミス 長島鋳物㈱ 日之出水道機器㈱ 日本鋳鉄管㈱ 平野鋳工㈱

	消火栓室	JWWA B 132　仕様書④ 川彦㈱ ㈱トミス 長島鋳物㈱ 日之出水道機器㈱
組立マンホール	0 号･1 号･2 号･3 号 ･A１号	仕様書②(社)日本下水道協会認定工場製品
マンホール		JIS A 5317
排水弁室	蓋弁室φ50・φ40 用	仕様書③ 日之出水道機器㈱ 川彦㈱

別表 4-1-(5)　　【水道工事承認材料一覧表(5)】

製品名		規格等
仕切弁筐		
仕切弁筐	A1L　(従来埋設φ50～φ100)	仕様書⑤　JWWA B 110 川彦㈱ 日之出水道機器㈱ ㈱トミス 長島鋳物㈱ 平野鋳工㈱ 北勢工業㈱
	A1　(従来埋設φ150～φ300)	
	A1S　(浅層埋設φ50～φ200)	
	A2　(従来埋設φ400) (浅層埋設φ250～φ300)	仕様書⑤　JWWA B 110 川彦㈱ 日之出水道機器㈱ ㈱トミス 長島鋳物㈱ 平野鋳工㈱
仕切弁筐台	コンクリート製	岩手大丸コンクリート㈱ 矢巾ケーハン㈱
	再生プラスチック製	川彦㈱ ㈱トミス
仕切弁台		岩手大丸コンクリート㈱ 矢巾ケーハン㈱
その他		
埋設標識シート (標識部はリサイクル製品) 幅 150㎜	浅埋用 (標識部W折込、保護部シングル)	㈱アクロス サンエス護謨㈱ ㈱モリヤ ヨツギ㈱
	従来用 (標識部W折込)	
管明示テープ		㈱モリヤ サンエス護謨㈱ 積水化学工業㈱ ヨツギ㈱
ポリエチレンスリーブ類		JWWA K 158
管探知ワイヤ	ロケーティングワイヤ	フジテコム㈱FRT-174W ㈱アクロス　PC706 サンエス護謨㈱ ヨツギ㈱ YS671
サドル付分水栓		
サドル付分水栓 A形　S (ねじ式)	分水栓　　青銅鋳物製 サドル･バンド　FCD製	JWWA B 117
給水装置等		
盛岡市給水装置工事施行要領による		

10-2-2　一体化長さ早見表

【一体化長さ早見表】

1　計算条件他

ここでは、日本ダクタイル鉄管協会「ＮＳ形・ＳⅡ形・Ｓ形ダクタイル鉄管管路の設計」４．２．４～５、同協会「ＧＸ形ダクタイル鉄管管路の設計」４．５、及び同協会「Ｓ50形ダクタイル鉄管管路の設計」５．５、あるいはその適用範囲外のものについては以下の条件で計算した一体化長さで早見表を作成した。また、計算結果は0.5m単位で切り上げた。

なお、異形管前後の一体化長さの合計が50mを越えるものについては、原則として防護コンクリートを併用するものとする。

(1)土の単位体積重量　　γ＝16kＮ／ｍ^3
(2)土の内部摩擦角　　ϕ＝30°
(3)管と土との摩擦係数　　μ＝0.3
(4)地盤反力係数　　ｋ＝3000kＮ／ｍ^3

2　水平曲管部

(1) ＮＳ形、・SⅡ形（呼び径75～450）

①（呼び径75～300）

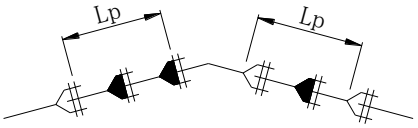

単位：ｍ

曲管角度	呼び径	土被り h=0.6m以上 水圧(MPa)	
		0.75	1.3
45° を越え 90° 以下	75	1.0	4.0
	100	1.0	5.0
	150	4.0	6.0
	200	4.0	8.0
	250	6.0	11.0
	300	7.0	16.0
22.5° を越え 45° 以下	75	1.0	1.0
	100	1.0	1.0
	150	1.0	1.0
	200	1.0	1.0
	250	1.0	2.0
	300	1.0	7.0
22.5° 以下	75	1.0	1.0
	100	1.0	1.0
	150	1.0	1.0
	200	1.0	1.0
	250	1.0	1.0
	300	1.0	2.0

②（呼び径350～450）

単位：m

曲管角度	呼び径	土被り h=1.2m		土被り h=1.5m	
		水圧(MPa)		水圧(MPa)	
		0.75	1.3	0.75	1.3
45° を越え 90° 以下	350	8.0	15.0	7.0	13.0
	400	9.0	17.0	8.0	15.0
	450	10.0	19.0	8.0	16.0
22.5° を越え 45° 以下	350	3.0	7.0	3.0	7.0
	400	4.0	7.0	4.0	7.0
	450	4.0	9.0	4.0	9.0
22.5° 以下	350	1.0	2.0	1.0	2.0
	400	1.0	2.0	1.0	2.0
	450	1.0	3.0	1.0	3.0

(2) ＧＸ形（呼び径75～250）

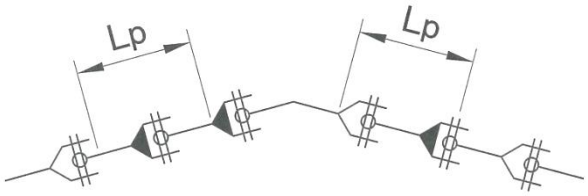

単位：m

曲管角度	呼び径	土かぶりh=0.6m以上	
		水圧(MPa)	
		0.75	1.3
45° を越え 90° 以下	75	1.0	4.0
	100	1.0	5.0
	150	4.0	6.0
	200	4.0	8.0
	250	6.0	11.0
22.5° を越え 45° 以下	75	1.0	1.0
	100	1.0	1.0
	150	1.0	1.0
	200	1.0	1.0
	250	1.0	2.0
22.5° 以下	75	1.0	1.0
	100	1.0	1.0
	150	1.0	1.0
	200	1.0	1.0
	250	1.0	1.0

(3)Ｓ50形（呼び径50）

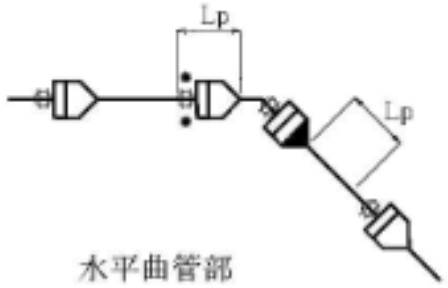

水平曲管部

単位：m

曲管角度θ	呼び径	土被り h＝0.6m 以上 水圧(MPa)	
		0.75	1.3
45° を越え 90° 以下	50	1	1
22.5° を越え 45° 以下		1	1
22.5° 以下		1	1

3　水平Ｔ字管部

(1)ＮＳ形・ＳⅡ形（呼び径75～450）

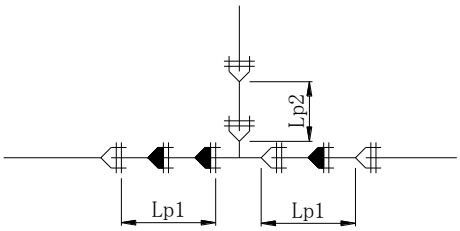

備考　技管側を直管１本分とした場合の本管側の一体化長さを示す。本管側の計算値が発散した場合のみ必要最小の技管側一体化長さに対する本管側一体化長さを示した。

①（呼び径75～300）

単位：m

呼び径		土被り h=0.6m以上 水圧(MPa)			
		0.75		1.3	
本管	枝管	L_{p1}	L_{p2}	L_{p1}	L_{p2}
75～300	75	1.0	1.0	1.0	1.0
	100	1.0	1.0	1.0	1.0
	150	1.0	1.0	1.0	6.0
	200	1.0	1.0	1.0	6.0
	250	1.0	2.0	1.0	7.0
	300	1.0	7.0	1.0	13.0

②（呼び径350～450）

単位：m

呼び径		土被り h=1.2m				土被り h=1.5m			
		水圧(MPa)				水圧(MPa)			
		0.75		1.3		0.75		1.3	
本管	枝管	L_{p1}	L_{p2}	L_{p1}	L_{p2}	L_{p1}	L_{p2}	L_{p1}	L_{p2}
350	350	1.0	7.0	1.0	14.0	1.0	7.0	1.0	13.0
400	300	1.0	6.0	1.0	12.0	1.0	5.0	1.0	10.0
	400	1.0	7.0	1.0	16.0	1.0	7.0	1.0	15.0
450	300	1.0	5.0	1.0	12.0	1.0	4.0	1.0	10.0
	450	1.0	8.0	1.0	18.0	1.0	8.0	1.0	17.0

(2)ＧＸ形（呼び径75～250）

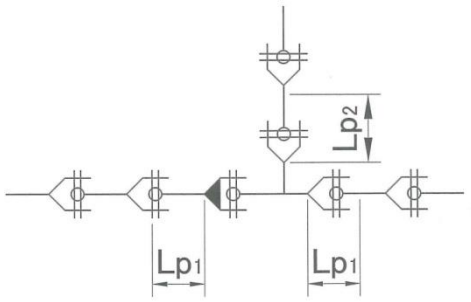

(呼び径75～250)　　単位(m)

呼び径		土かぶりh=0.6m以上			
		水圧(MPa)			
		0.75		1.3	
本管	枝管	Lp1	Lp2	Lp1	Lp2
75～250	75	1.0	1.0	1.0	1.0
	100	1.0	1.0	1.0	1.0
	150	1.0	1.0	1.0	6.0
	200	1.0	1.0	1.0	6.0
	250	1.0	2.0	1.0	7.0

(3)Ｓ50形（呼び径50）

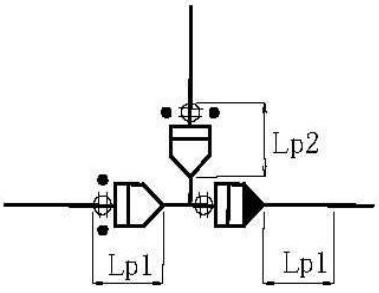

単位：m

呼び径		土被り h＝0.6m 以上			
		水圧(MPa)			
		0.75		1.3	
本管	枝管	Lp1	Lp2	Lp1	Lp2
50～250	50	1	1	1	1

4　伏せ越し部

(1)ＮＳ形・ＳⅡ形（呼び径75～450）

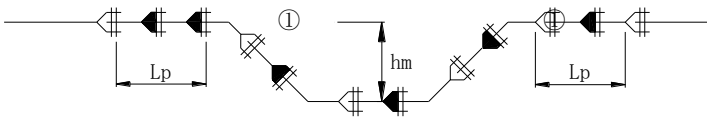

備考　左右の土被りとモーメントアームが等しい場合を示す。表中の直結とは，45°曲管で曲管間の切管①がない場合を示す。また，水平切り回し部の一体化長さも全く同一となる。

①（呼び径75～300）

単位：m

曲管角度	呼び径	土被り h=0.6m以上	
		水圧(MPa)	
		0.75	1.3
45° を越え 90° 以下	75	1.0	4.0
	100	1.0	5.0
	150	4.0	6.0
	200	4.0	8.0
	250	6.0	11.0
	300	7.0	16.0
22.5° を越え 45° 以下	75	1.0	1.0
	100	1.0	1.0
	150	1.0	1.0
	200	1.0	1.0
	250	1.0	2.0
	300	1.0	7.0
22.5° 以下	75	1.0	1.0
	100	1.0	1.0
	150	1.0	1.0
	200	1.0	1.0
	250	1.0	1.0
	300	1.0	2.0

②（呼び径350～450）

単位：m

曲管角度	呼び径	土被り h=1.2m 水圧(MPa)		土被り h=1.5m 水圧(MPa)	
		0.75	1.3	0.75	1.3
45° を越え 90° 以下	350	8.0	15.0	7.0	13.0
	400	9.0	17.0	8.0	15.0
	450	10.0	19.0	8.0	16.0
22.5° を越え 45° 以下	350	3.0	7.0	3.0	7.0
	400	4.0	7.0	4.0	7.0
	450	4.0	9.0	4.0	9.0
22.5° 以下	350	1.0	2.0	1.0	2.0
	400	1.0	2.0	1.0	2.0
	450	1.0	3.0	1.0	3.0

(2)ＧＸ形（呼び径75～250）

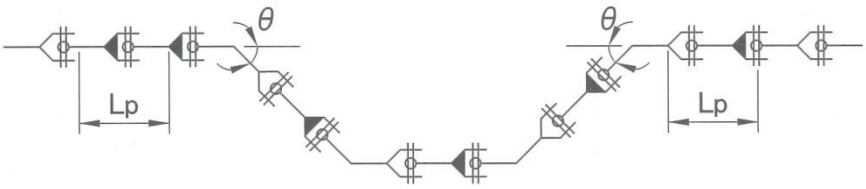

(呼び径75～250)　　単位(m)

曲管角度	呼び径	土かぶりh=0.6m以上 水圧(MPa)	
		0.75	1.3
45° を越え 90° 以下	75	1.0	4.0
	100	1.0	5.0
	150	4.0	6.0
	200	4.0	8.0
	250	6.0	11.0
22.5° を越え 45° 以下	75	1.0	1.0
	100	1.0	1.0
	150	1.0	1.0
	200	1.0	1.0
	250	1.0	2.0
22.5° 以下	75	1.0	1.0
	100	1.0	1.0
	150	1.0	1.0
	200	1.0	1.0
	250	1.0	1.0

(3)Ｓ50形（呼び径50）

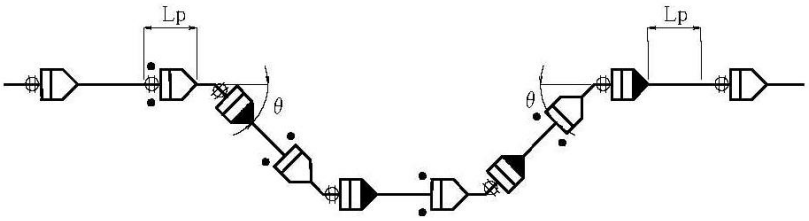

単位：m

曲管角度θ	呼び径	土被りｈ＝0.6m以上 水圧(MPa)	
		0.75	1.3
45°を越え90°以下	50	1	1
22.5°を越え45°以下		1	1
22.5°以下		1	1

5　垂直Ｓベンド部

(1)ＮＳ形・ＳⅡ形（呼び径75～450）

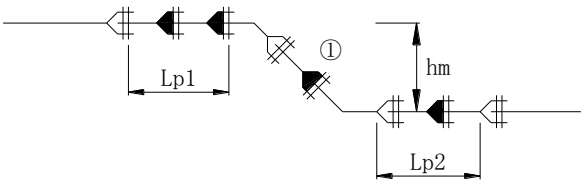

備考　土被りはＬp1側を示す。なお表中の直結とは，45°曲管で曲管間の切管①がない場合を示す。また，水平Ｓベンド部は，左右ともＬp1を確保すればよい。

①（呼び径75～300）

単位：m

曲管角度	呼び径	土被り h=0.6m以上 水圧(MPa)	
		0.75	1.3
45°を越え90°以下	75	1.0	4.0
	100	1.0	5.0
	150	4.0	6.0
	200	4.0	8.0
	250	6.0	11.0
	300	7.0	16.0
22.5°を越え45°以下	75	1.0	1.0
	100	1.0	1.0
	150	1.0	1.0
	200	1.0	1.0
	250	1.0	2.0
	300	1.0	7.0
22.5°以下	75	1.0	1.0
	100	1.0	1.0
	150	1.0	1.0
	200	1.0	1.0
	250	1.0	1.0
	300	1.0	2.0

②（呼び径350～450）

単位：m

曲管角度	呼び径	土被り h=1.2m 水圧(MPa)		土被り h=1.5m 水圧(MPa)	
		0.75	1.3	0.75	1.3
45° を越え 90° 以下	350	8.0	15.0	7.0	13.0
	400	9.0	17.0	8.0	15.0
	450	10.0	19.0	8.0	16.0
22.5° を越え 45° 以下	350	3.0	7.0	3.0	7.0
	400	4.0	7.0	4.0	7.0
	450	4.0	9.0	4.0	9.0
22.5° 以下	350	1.0	2.0	1.0	2.0
	400	1.0	2.0	1.0	2.0
	450	1.0	3.0	1.0	3.0

(2)ＧＸ形（呼び径75～250）

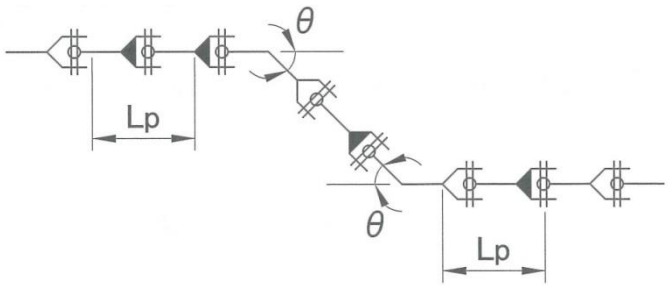

(呼び径75～250)　　単位(m)

曲管角度	呼び径	土かぶりh=0.6m以上 水圧(MPa)	
		0.75	1.3
45° を越え 90° 以下	75	1.0	4.0
	100	1.0	5.0
	150	4.0	6.0
	200	4.0	8.0
	250	6.0	11.0
22.5° を越え 45° 以下	75	1.0	1.0
	100	1.0	1.0
	150	1.0	1.0
	200	1.0	1.0
	250	1.0	2.0
22.5° 以下	75	1.0	1.0
	100	1.0	1.0
	150	1.0	1.0
	200	1.0	1.0
	250	1.0	1.0

(3) S 50形（呼び径50）

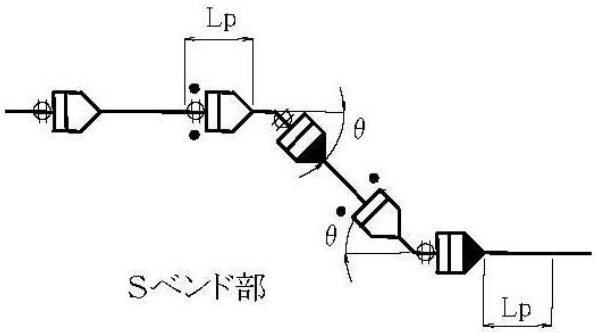

Sベンド部

単位：m

曲管角度θ	呼び径	土被り h＝0.6m 以上	
		水圧(MPa)	
		0.75	1.3
45° を越え 90° 以下	50	1	1
22.5° を越え 45° 以下		1	1
22.5° 以下		1	1

6　片落管部

(1)ＮＳ形・ＳⅡ形（呼び径75～450）

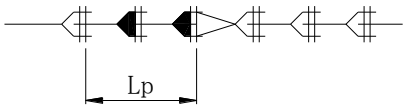

備考　一体化長さは呼び径に応じて決定されるため，接合形式にはよらない。

単位：m

呼び径		土被りh＝0.9m	土被りh＝1.2m	土被りh＝1.5m
		水圧(MPa)	水圧(MPa)	水圧(MPa)
大管	小管	0.75	0.75	0.75
100	75	2.5	2.0	1.5
150	100	4.5	3.5	3.0
200	100	8.0	6.0	5.0
	150	4.5	3.5	3.0
250	100	10.5	8.5	7.0
	150	8.0	6.5	5.0
	200	4.5	3.5	3.0
300	100	13.0	10.5	8.5
	150	11.0	8.5	7.0
	200	8.0	6.5	5.5
	250	4.5	3.5	3.0
350	150	－	10.5	9.0
	200	－	9.0	7.5
	250	－	6.5	5.5
	300	－	3.5	3.0
400	150	－	12.5	10.5
	200	－	11.0	9.0
	250	－	9.0	7.5
	300	－	6.5	5.5
	350	－	3.5	3.0
450	200	－	13.0	11.0
	250	－	11.0	9.5
	300	－	9.0	7.5
	350	－	6.5	5.5
	400	－	3.5	3.0

(2)ＧＸ形（呼び径75～250）

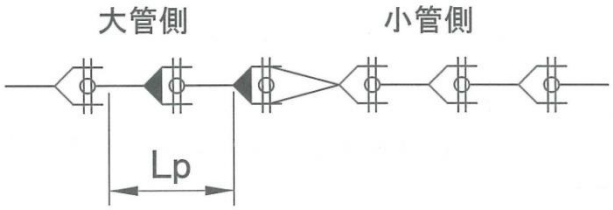

単位：m

呼び径		土被りh=0.9m	土被りh=1.2m	土被りh=1.5m
		水圧(Mpa)	水圧(Mpa)	水圧(Mpa)
大管	小管	0.75	0.75	0.75
100	75	2.5	2.0	1.5
150	100	4.5	3.5	3.0
200	150	4.5	3.5	3.0
250	200	4.5	3.5	3.0

備考　　土かぶりは大管側の土かぶりとした。

(3)Ｓ50形（呼び径50）

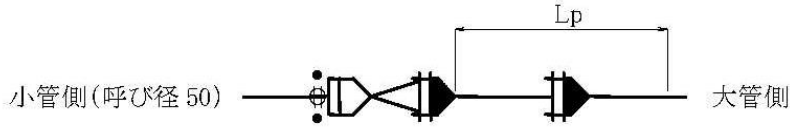

単位：m

呼び径		土被りh＝0.9m	土被りh＝1.2m
		水圧(MPa)	水圧(MPa)
大管	小管	0.75	0.75
75	50	2.0 (2.5)	1.5 (2.0)

備考1）　土かぶりは大管側の土かぶりとした
備考2）　()内の数値はμ=0.3の場合の一体長さを示す

7　管端部および仕切弁部

(1) ＮＳ形・ＳⅡ形（呼び径75～450）

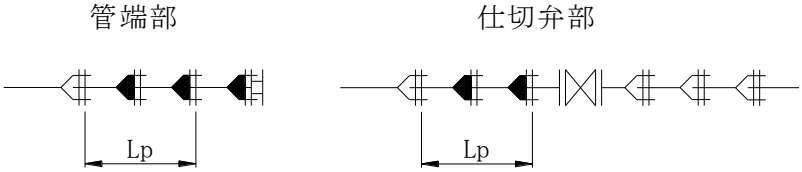

備考　一体化長さは呼び径に応じて決定されるため，接合形式にはよらない。

単位：m

呼び径	土被りh＝0.9m	土被りh＝1.2m	土被りh＝1.5m
	水圧(MPa)	水圧(MPa)	水圧(MPa)
	0.75	0.75	0.75
75	5.0	4.0	3.0
100	6.5	5.0	4.0
150	8.5	6.5	5.5
200	11.0	8.5	7.0
250	13.0	10.0	8.5
300	15.0	12.0	9.5
350	－	13.5	11.0
400	－	15.0	12.5
450	－	16.5	13.5

(2)ＧＸ形（呼び径75～250）

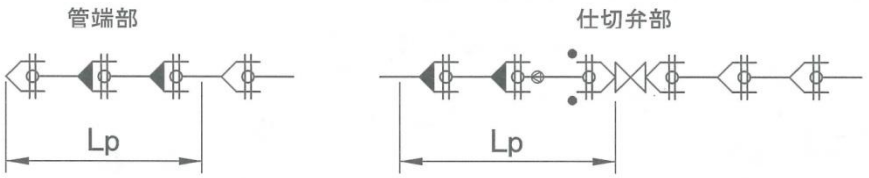

単位(m)

呼び径	土被りh=0.9m	土被りh=1.2m	土被りh=1.5m
	水圧(Mpa)	水圧(Mpa)	水圧(Mpa)
	0.75	0.75	0.75
75	5.0	4.0	3.0
100	6.5	5.0	4.0
150	8.5	6.5	5.5
200	11.0	8.5	7.0
250	13.0	10.0	8.5

(3) S 50形 （呼び径50）

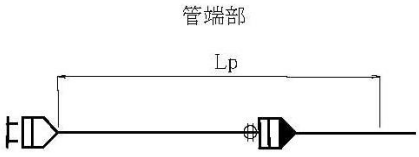

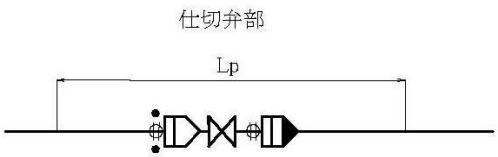

呼び径	土被りh＝0.9m	土被りh＝1.2m
	水圧（MPa）	水圧（MPa）
	0.75	0.75
50	3.0 （4.0）	2.5 （3.0）

備考　（）内の数値はμ=0.3の場合の一体長さを示す

10・２・３　標準図、構造図

＜仕 様 書＞

①　空気弁室、排水弁室及び仕切弁室用鉄蓋仕様書
　別図1-1「鉄蓋標準図（T-14用）」　仕様書①－２
　別図1-2「鉄蓋標準図（T-25用）」　仕様書①－３

②　組立マンホール仕様書
　別図2-1「組立マンホール構造図」　仕様書②－２

③　排水弁室仕様書
　別図3-1「鉄蓋標準図（T-14用）」　仕様書③－２
　別図3-2「鉄蓋標準図（T-25用）」　仕様書③－３
　別図 3-3「弁室構造図」　仕様書③－４

④　消火栓室用鉄蓋仕様書
　別図4-1「鉄蓋構造図（T-14用）」　仕様書④－２
　別図4-2「鉄蓋構造図（T-25用）」　仕様書④－３

⑤　仕切弁筐仕様書
　仕切弁筐A1　仕様書⑤－１
　仕切弁筐 A1S　仕様書⑤－２
　仕切弁筐 A1L　仕様書⑤－３
　仕切弁筐 A2　仕様書⑤－４
　仕切弁筐蓋　仕様書⑤－５

別図 1 - 1

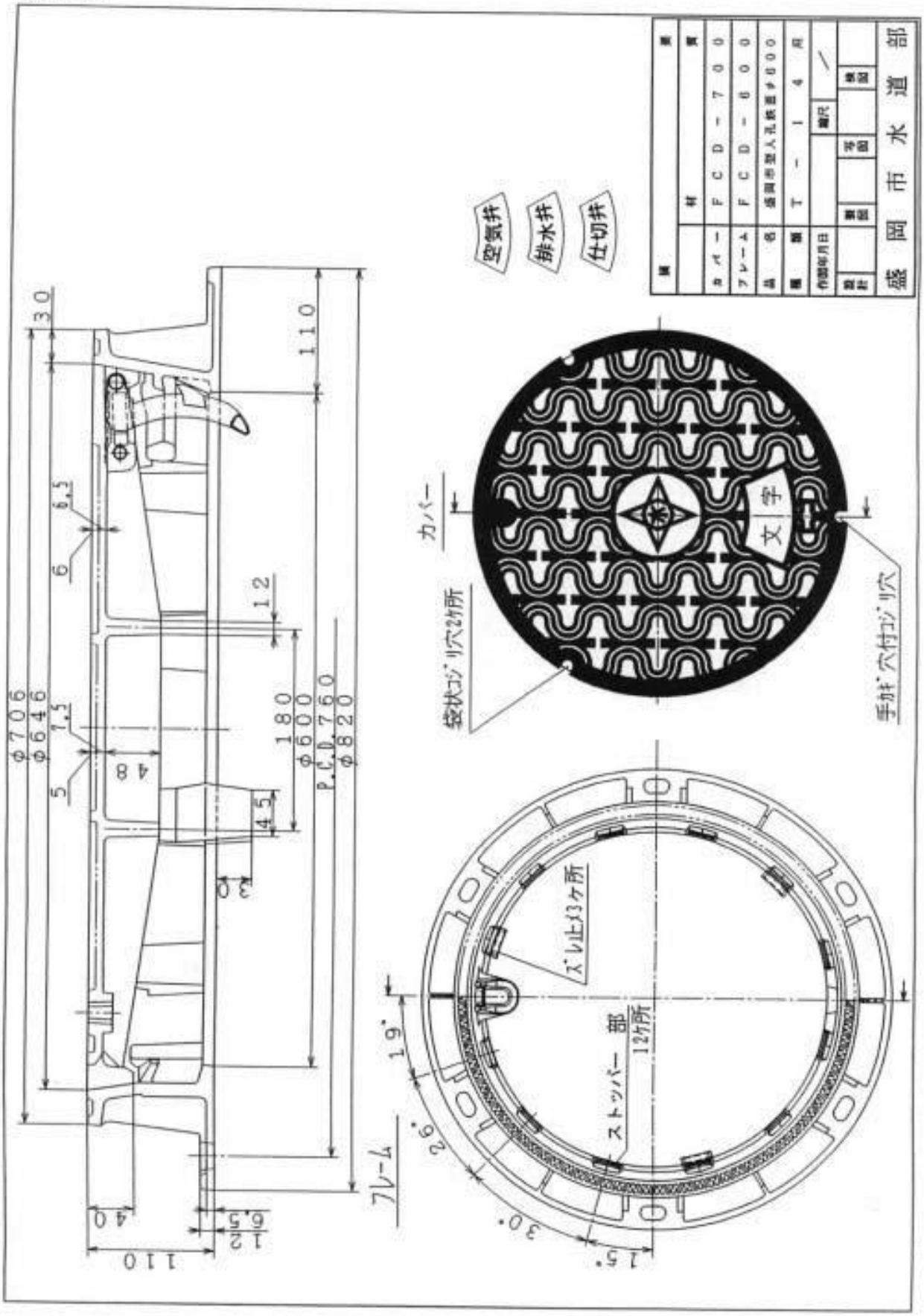
空気弁
排水弁
仕切弁
盛岡市水道部
T－14
FCD－700
FCD－600
カバー
受枠
フレーム
ボルト止め3ヶ所
ストッパー部 12ヶ所
安状ゴリ穴2ヶ所
手かけ穴付ゴリ穴
文字
φ706
φ646
φ600
φ760
φ820
110
30
6.5
6
12
180
48
45
5
1.5
40
19°
26°
30°
15°

別図 1－2

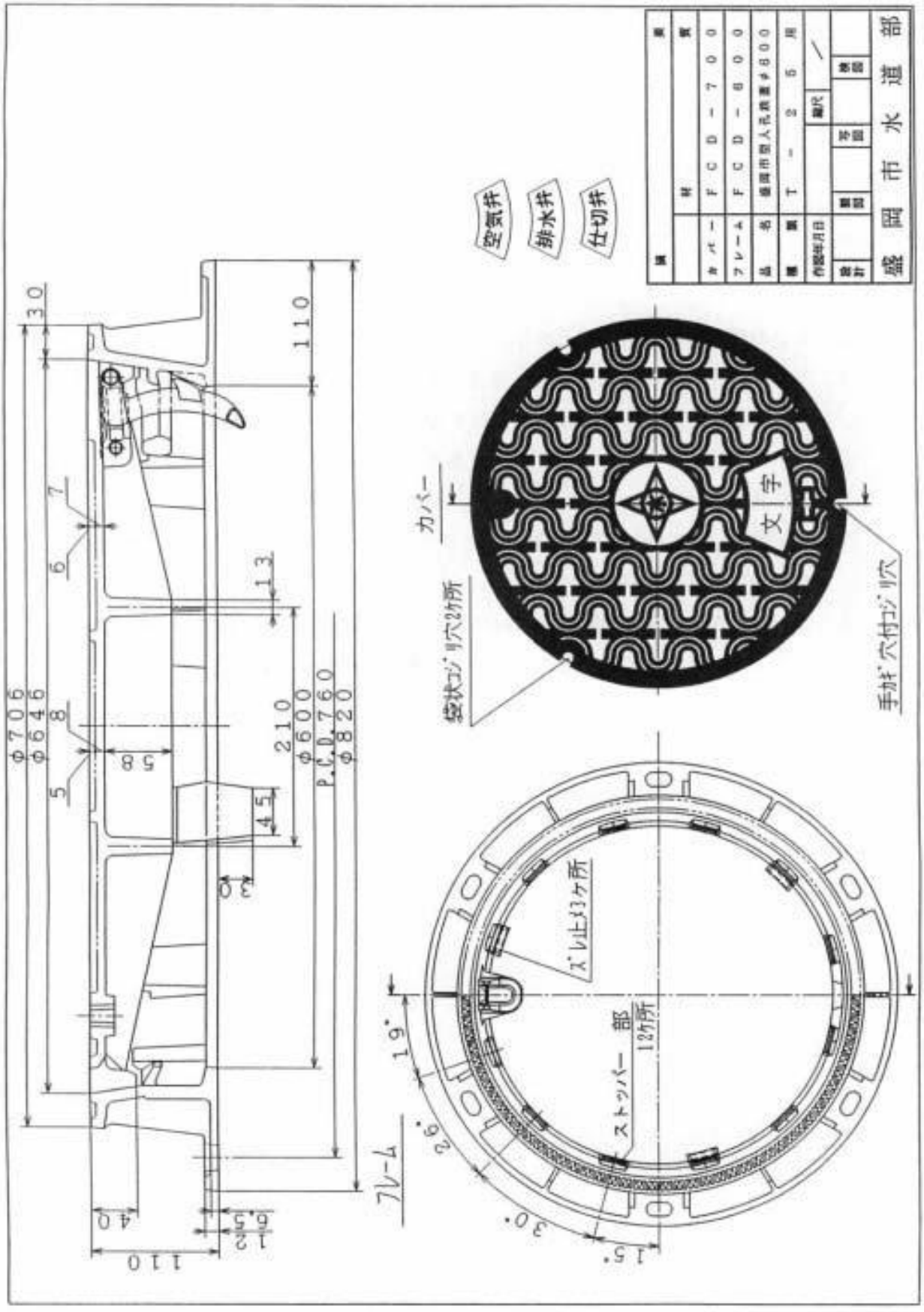
盛岡市水道部
T－25用
FCD－700
FCD－600
盛岡市型人孔蓋φ600
空気弁
排水弁
仕切弁
カバー
蝶状ｺﾞﾘ穴2ヶ所
手かｷﾞ穴付ｺﾞﾘ穴
ｽﾚ止め3ヶ所
ストッパー部
12ヶ所
フレーム
φ706
φ646
φ600
φ820
P.C.D.760
210
110
30
13
45
58
40
110

別図２－１　「組立マンホール標準図」

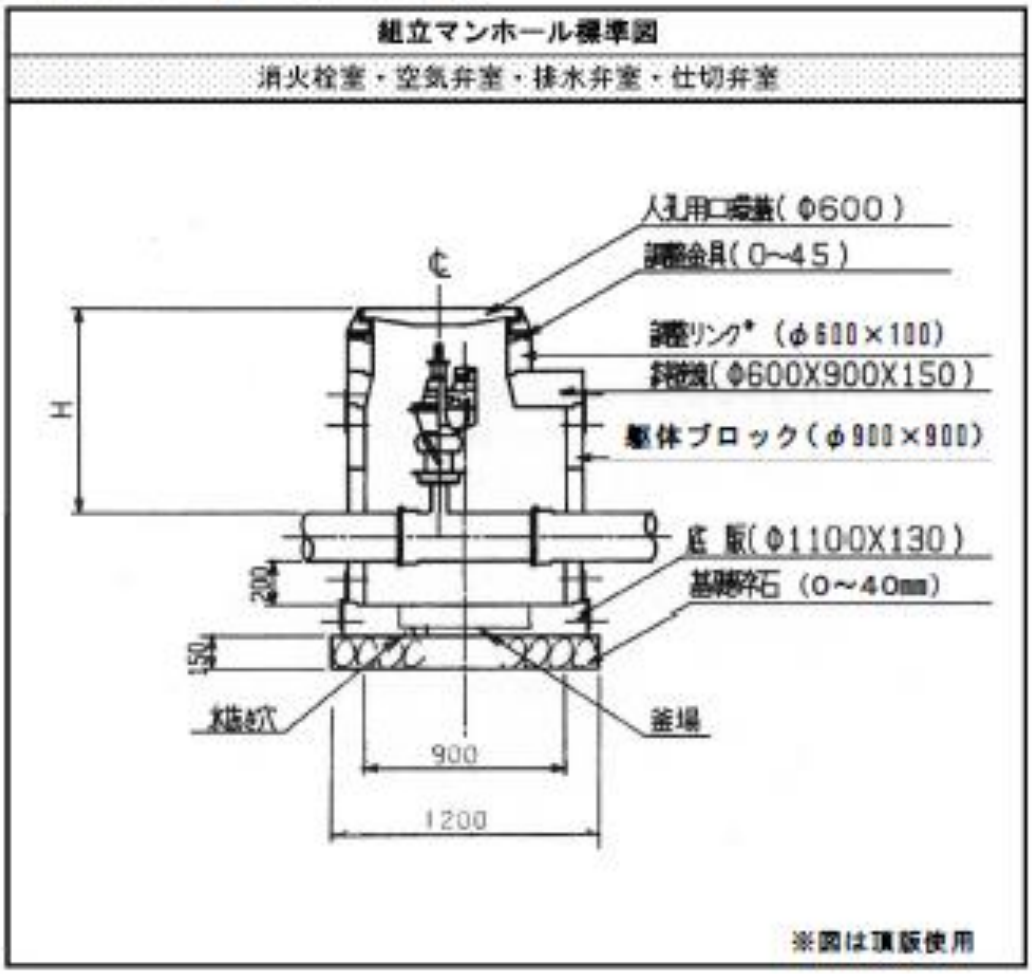

組立マンホール１基当たりの材料表（H=90cm の場合）

単位：個

種別		配水管口径				
		φ75mm	φ100mm	φ150mm	φ200mm	φ300mm
調整金具	(0～45)	1	1	1	1	1
調整リング	φ 600×100	1	1	1		1
調整リング	φ 600×150				1	
床版斜壁	φ 600×900×150	1	1	1	1	
斜壁	φ 600×900×300					1
直壁	φ 900×300	(1)注２	(1)注２	(1)注２		
躯体ブロック	φ 900×600	(1)注２	(1)注２	(1)注２		
躯体ブロック	φ 900×900	1	1	1	1	1
底版	φ1100×130	1	1	1	1	1

注１　H=120cm の場合は、直壁（φ900×300）を１個追加すること。
注２　現場状況に応じて、躯体ブロックφ900×900 の代わりに、躯体ブロックφ900×600 及び直壁φ900×300 を使用してもよい。

別図３－１

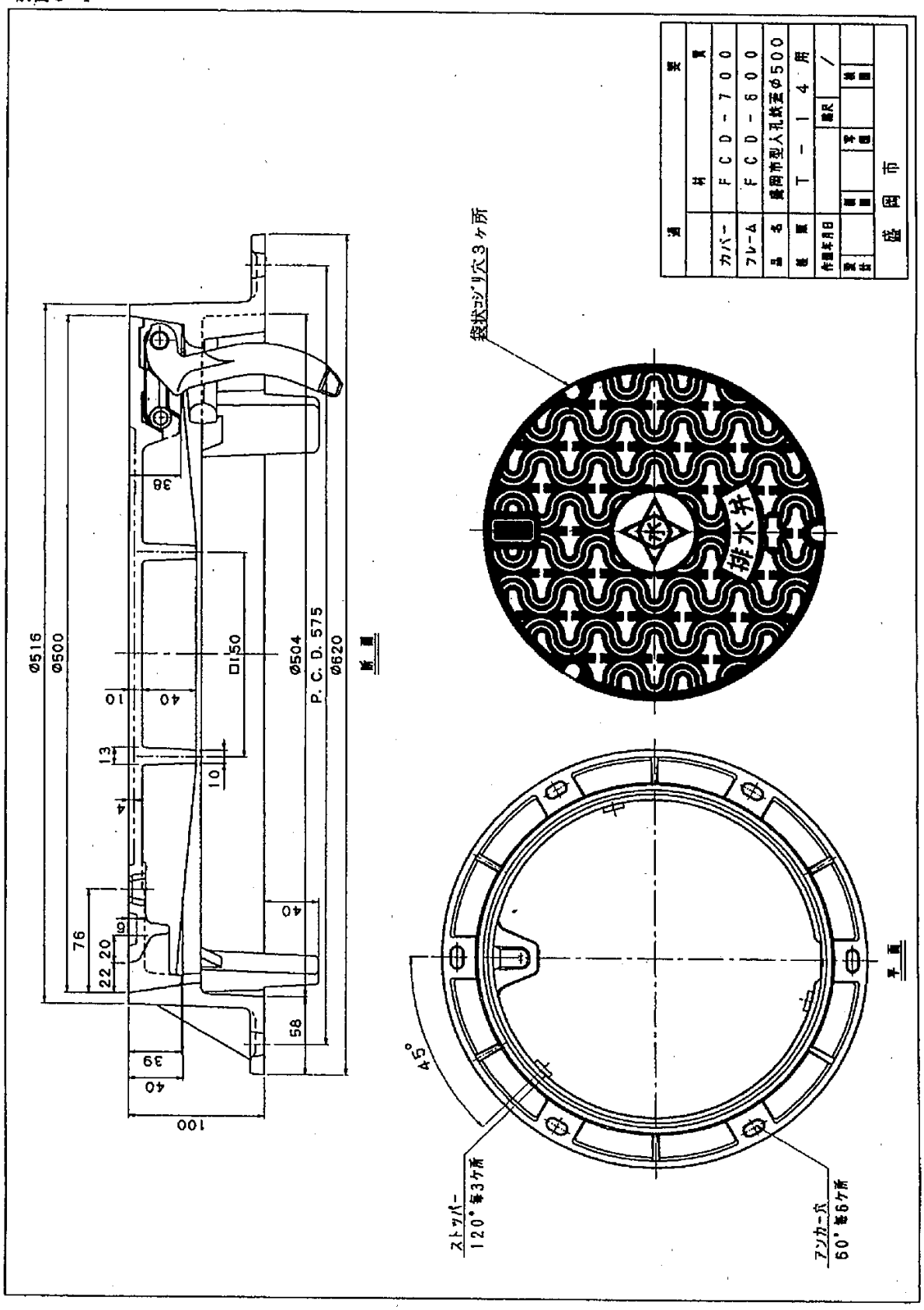
盛岡市
T－14用
盛岡市型入孔鉄蓋φ500
FCD－600
FCD－700
カバー
フレーム
袋状ゴジリ穴３ヶ所
排水
断面
平面
ストッパー
120°等3ヶ所
アンカー爪
60°等6ヶ所
45°
Ø516
Ø500
Ø504
P.C.D.575
Ø620
□150
38
40
10
13
4
10
76
22
20
40
58
39
40
100

別図３－２

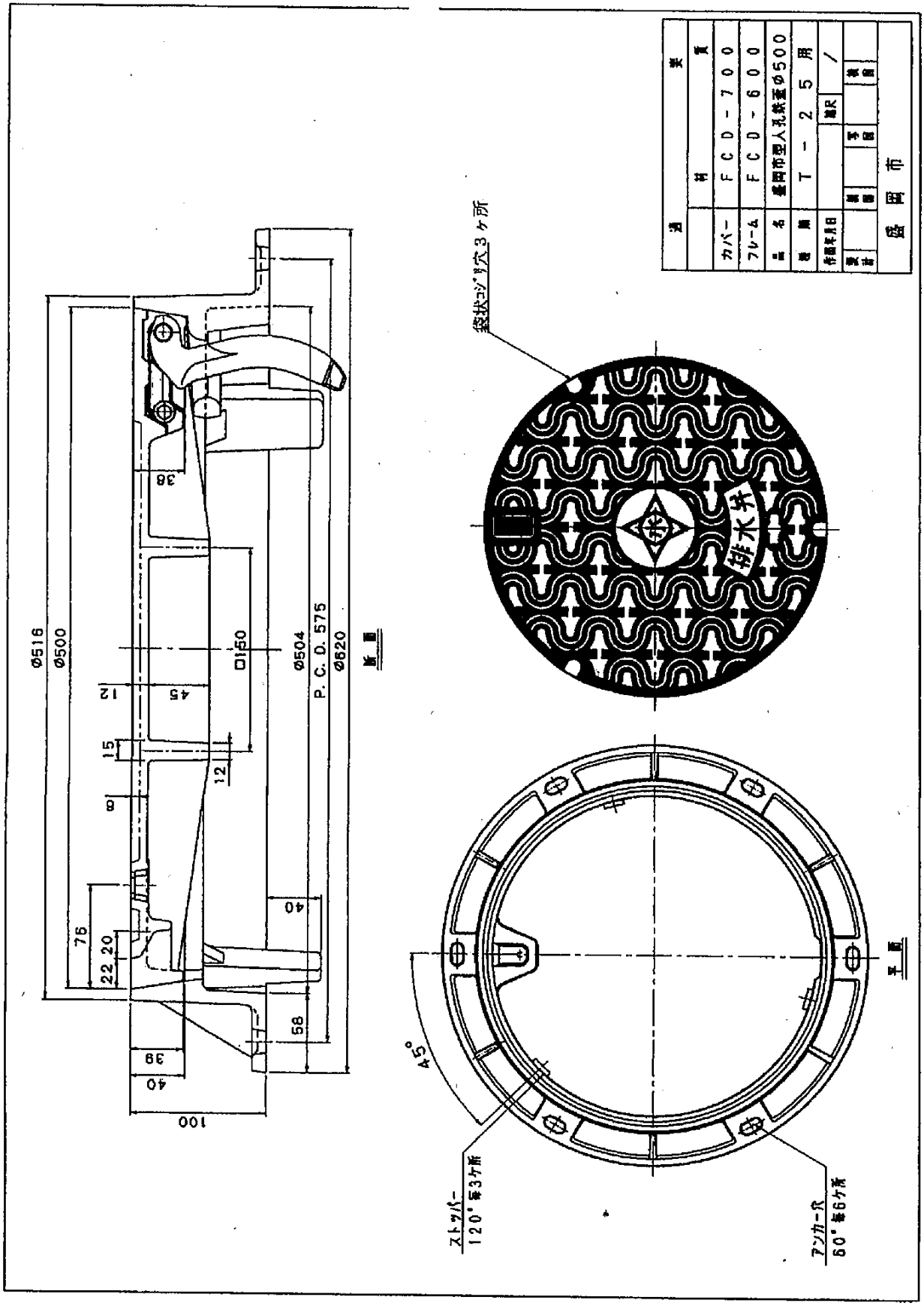
品名 盛岡市型人孔鉄蓋φ500
材質 T－25用
カバー FCD－700
フレーム FCD－600
盛岡市
雨水
排水
袋状ｺﾞﾑ穴3ヶ所
Ø516
Ø500
Ø504
P.C.D.575
Ø620
D150
38
45
12
15
8
76
22
20
40
39
100
58
12
40
45°
ストッパー
120°毎3ヶ所
アンカー爪
60°毎6ヶ所
平面
断面

別図３－３　「弁室構造図」

弁　室　構　造　図

排水弁室	

構造図はH=900mmの場合である。

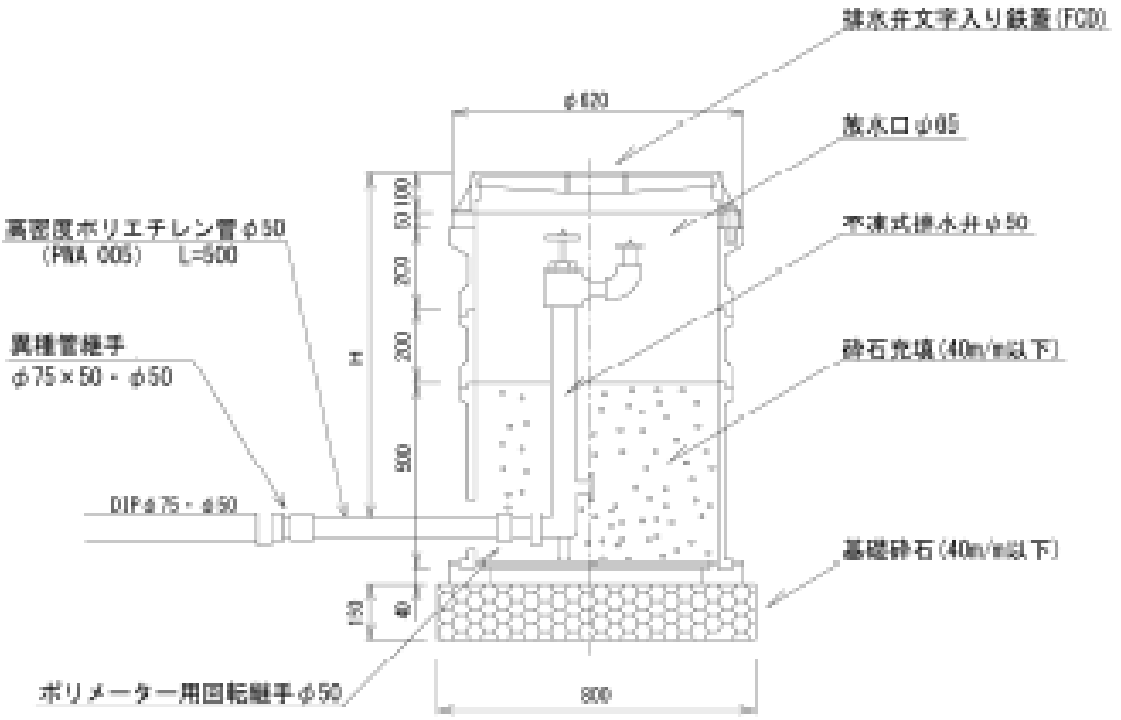

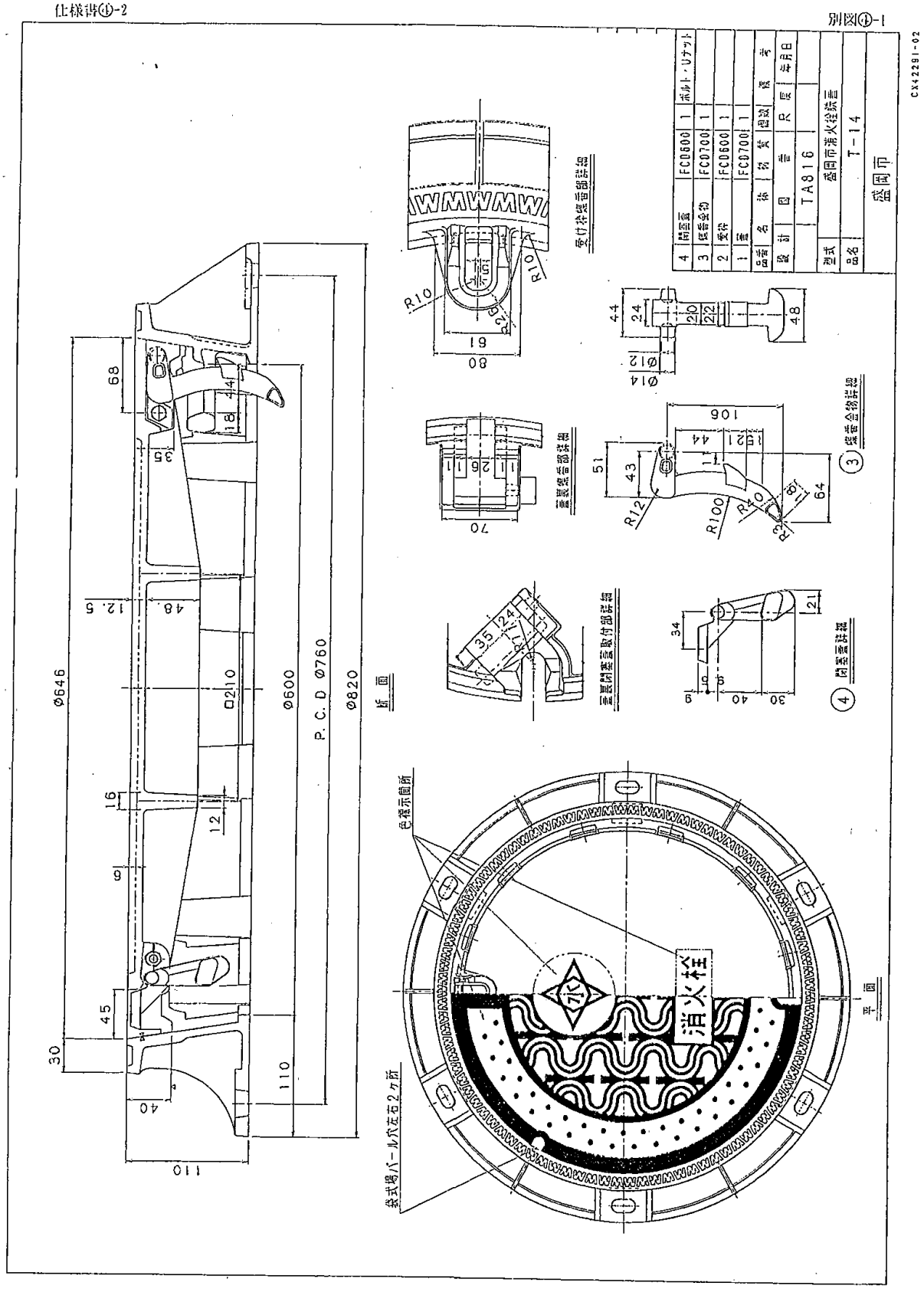
断面
平面
受枠本体部詳細
蓋本体部詳細
蓋裏閉塞盲蓋取付部詳細
閉塞盲蓋詳細
蓋本体格詳細
色標示箇所
袋式場パール穴左右2ヶ所
消火栓
P.C.D Ø760
Ø600
Ø820
Ø646
110
盛岡市
T-14
TA816
盛岡市消火栓蓋

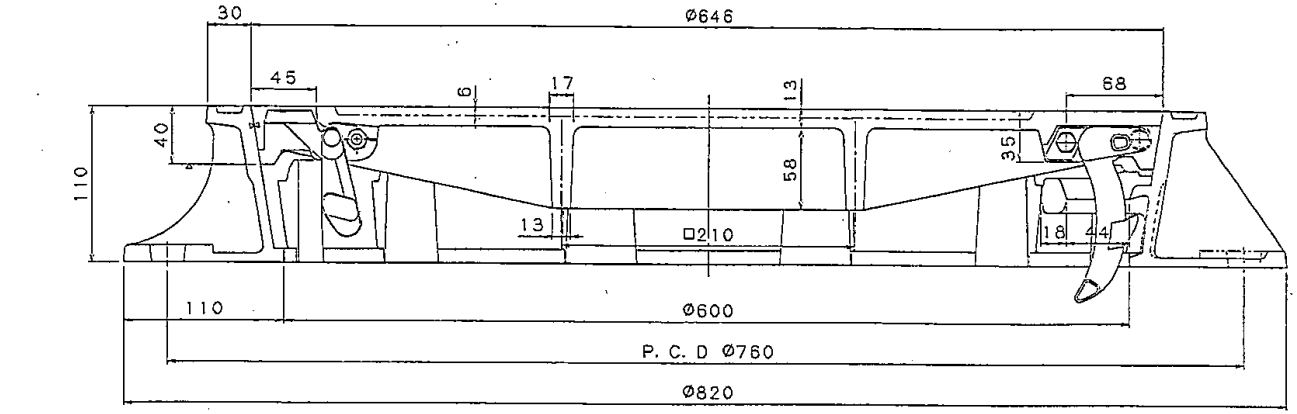

断 面

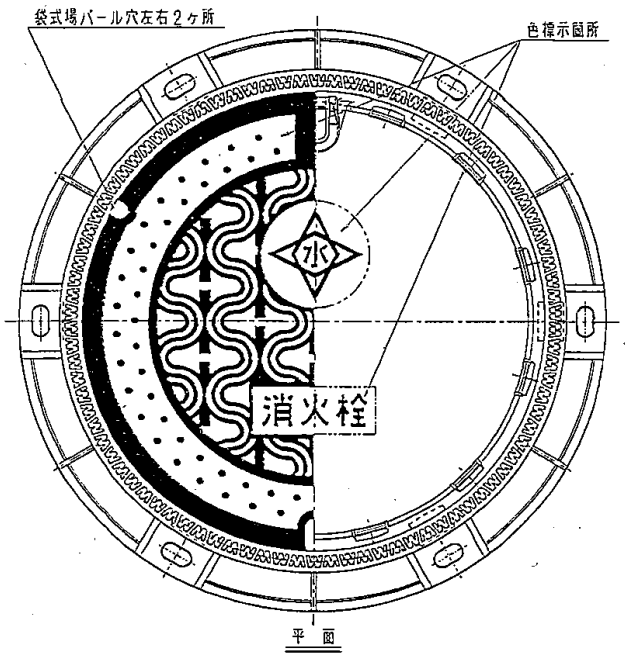

平 面

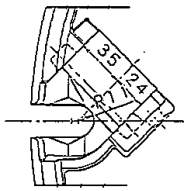

蓋展開蓋受取付部詳細

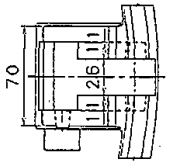

蓋展開番部詳細

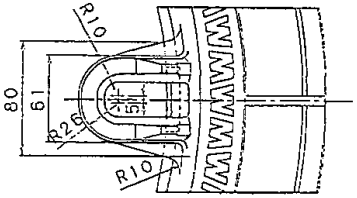

受け枠蝶番部詳細

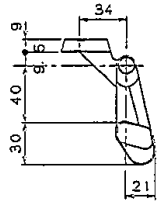

④ 開蓋蓋詳細

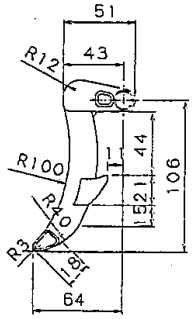

③ 蝶番金物詳細

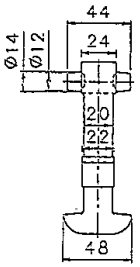

4	開蓋蓋	FCD600	1	ボルト・Uナット
3	蝶番金物	FCD700	1	
2	受枠	FCD600	1	
1	蓋	FCD700	1	
品番	名称	材質	個数	備考
設計	図番	尺度	年月日	
	TA816			
型式	盛岡市消火栓鉄蓋			
品名	T-25			
盛岡市				

CX42251-01

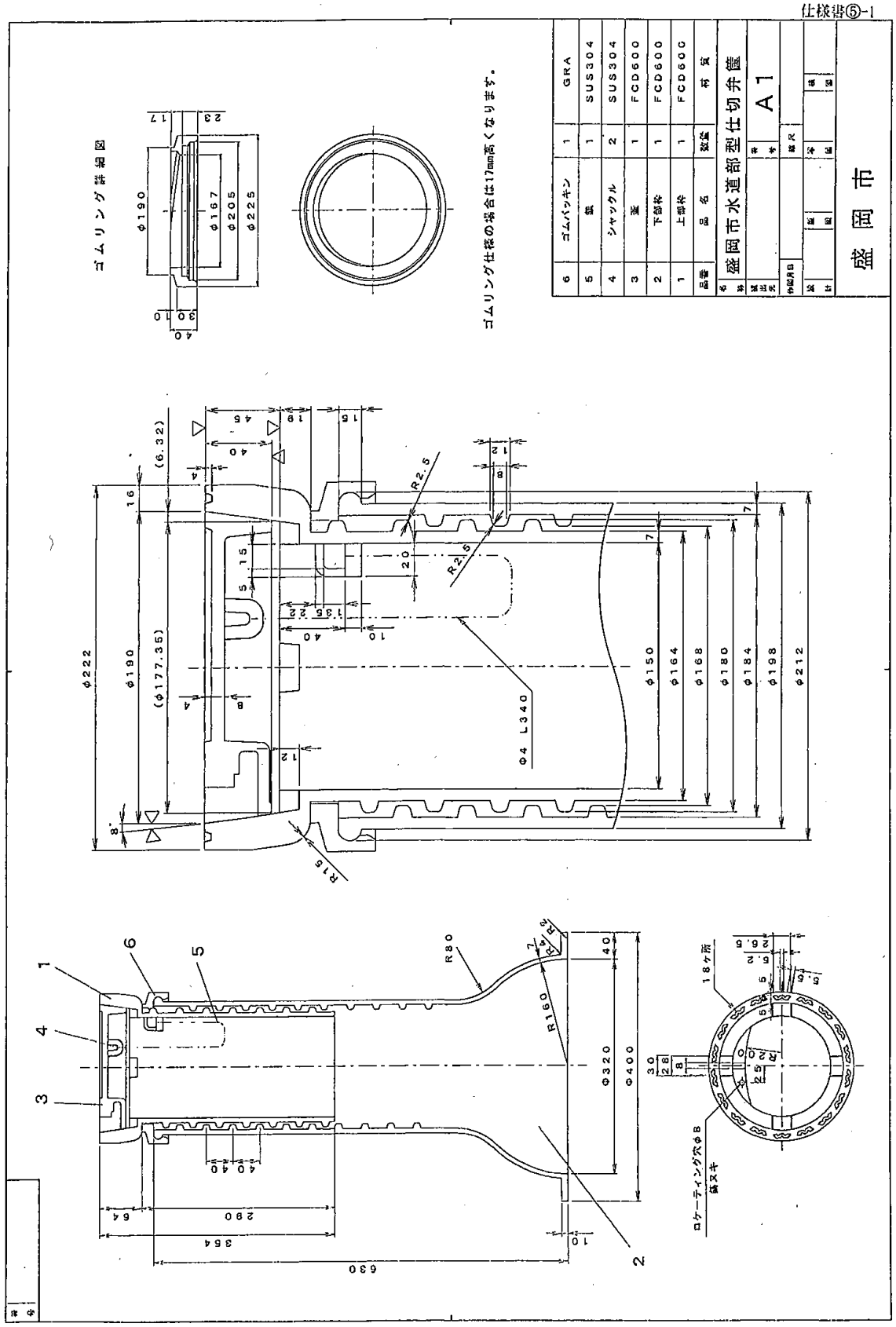
盛岡市
盛岡市水道部型仕切弁筐
A1
GRA
SUS304
SUS304
FCD600
FCD600
FCD600
材質
品名
数量
ゴムパッキン
鉄
シャックル
蓋
下部枠
上部枠
ゴムリング詳細図
ゴムリング仕様の場合は17mm高くなります。
φ222
φ190
(φ177.35)
φ150
φ164
φ168
φ180
φ184
φ198
φ212
R2.5
R15
φ4 L340
R80
R160
φ320
φ400
630
354
280
18ヶ所
ロケーティング穴φ8
鉛又キ

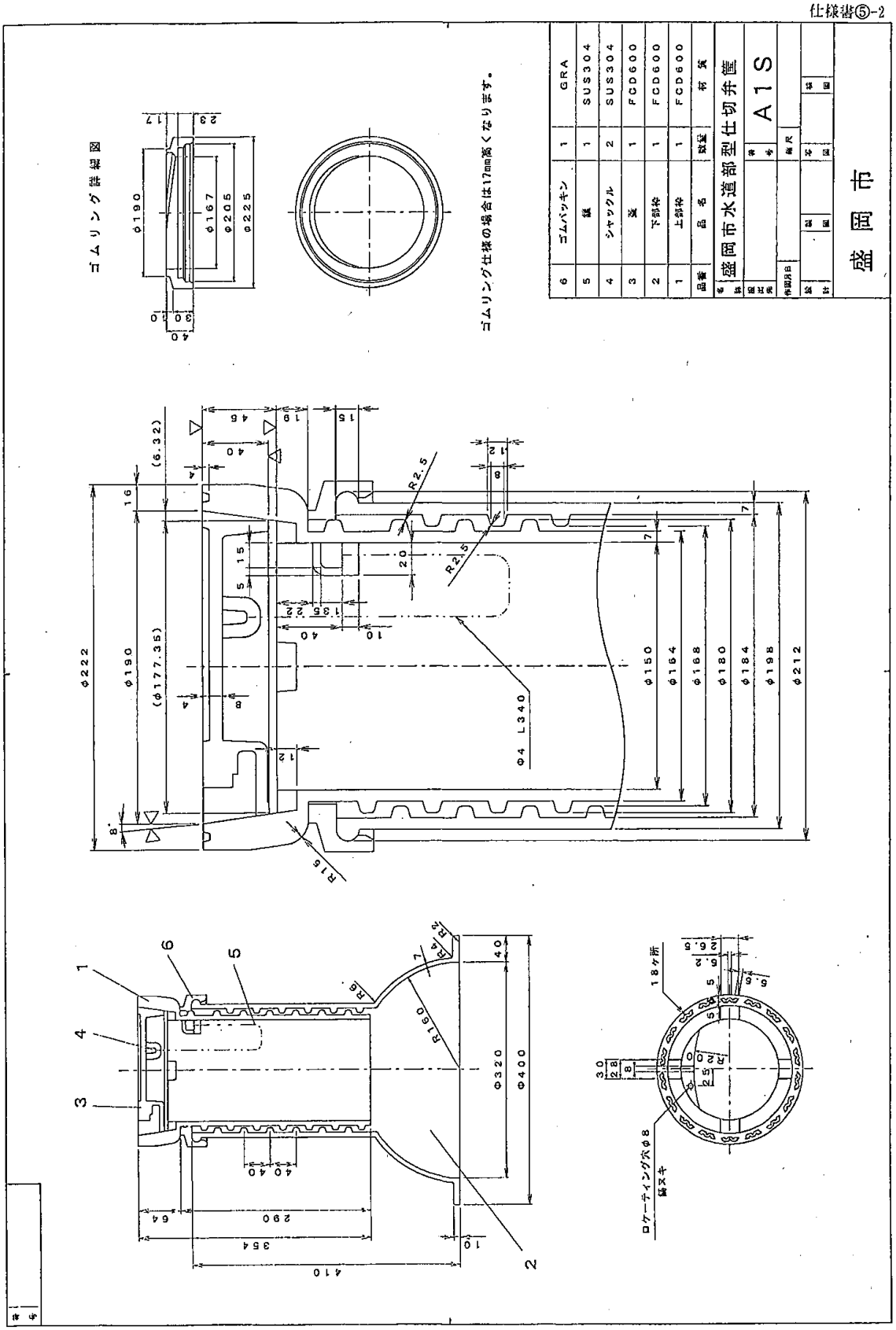
盛岡市
盛岡市水道部型仕切弁座
A1S
ゴムパッキン 1 GRA
鎖 1 SUS304
シャックル 2 SUS304
蓋 1 FCD600
下部枠 1 FCD600
上部枠 1 FCD600
品番 品名 数量 材質
ゴムリング詳細図
ゴムリング仕様の場合は17mm高くなります。
φ190
φ167
φ205
φ225
φ222
φ177.35
φ150
φ164
φ168
φ180
φ184
φ198
φ212
φ4 L340
R2.5
R15
φ320
φ400
290
354
410
64
18ヶ所
ロケーティング穴φ8
長穴

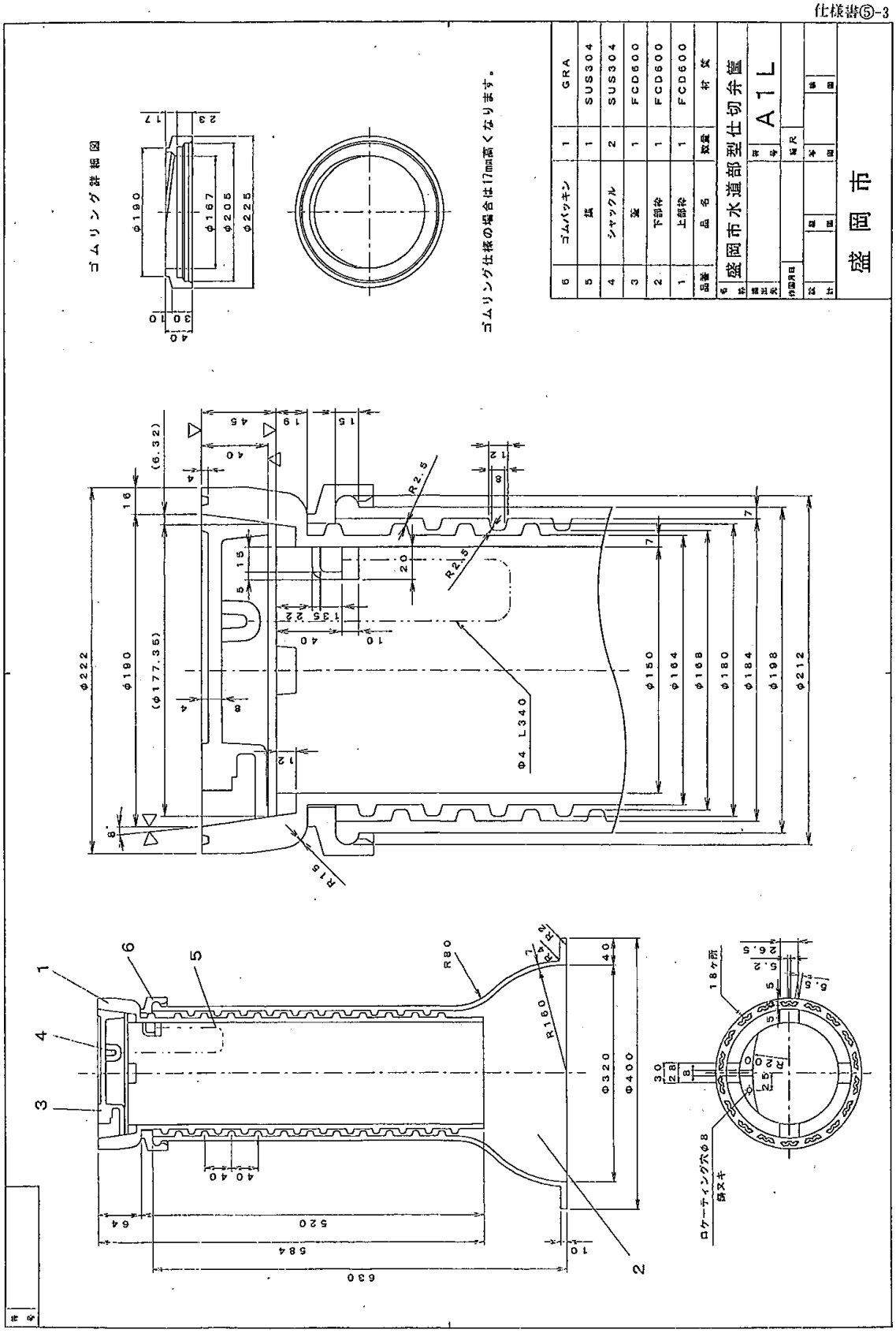
盛岡市
盛岡市水道部型仕切弁筐
A1L
GRA
SUS304
SUS304
FCD600
FCD600
FCD600
ゴムパッキン
鉄
シャックル
蓋
下部枠
上部枠
材 質
数量
品 名
ゴムリング仕様の場合は17mm高くなります。
ゴムリング詳細図
φ190
φ167
φ205
φ225
φ222
φ177.35
φ150
φ164
φ168
φ180
φ184
φ198
φ212
R2.5
R15
Φ4 L340
R80
R160
Φ320
Φ400
520
584
630
18ヶ所
ロケーティング穴φ8
段スキ

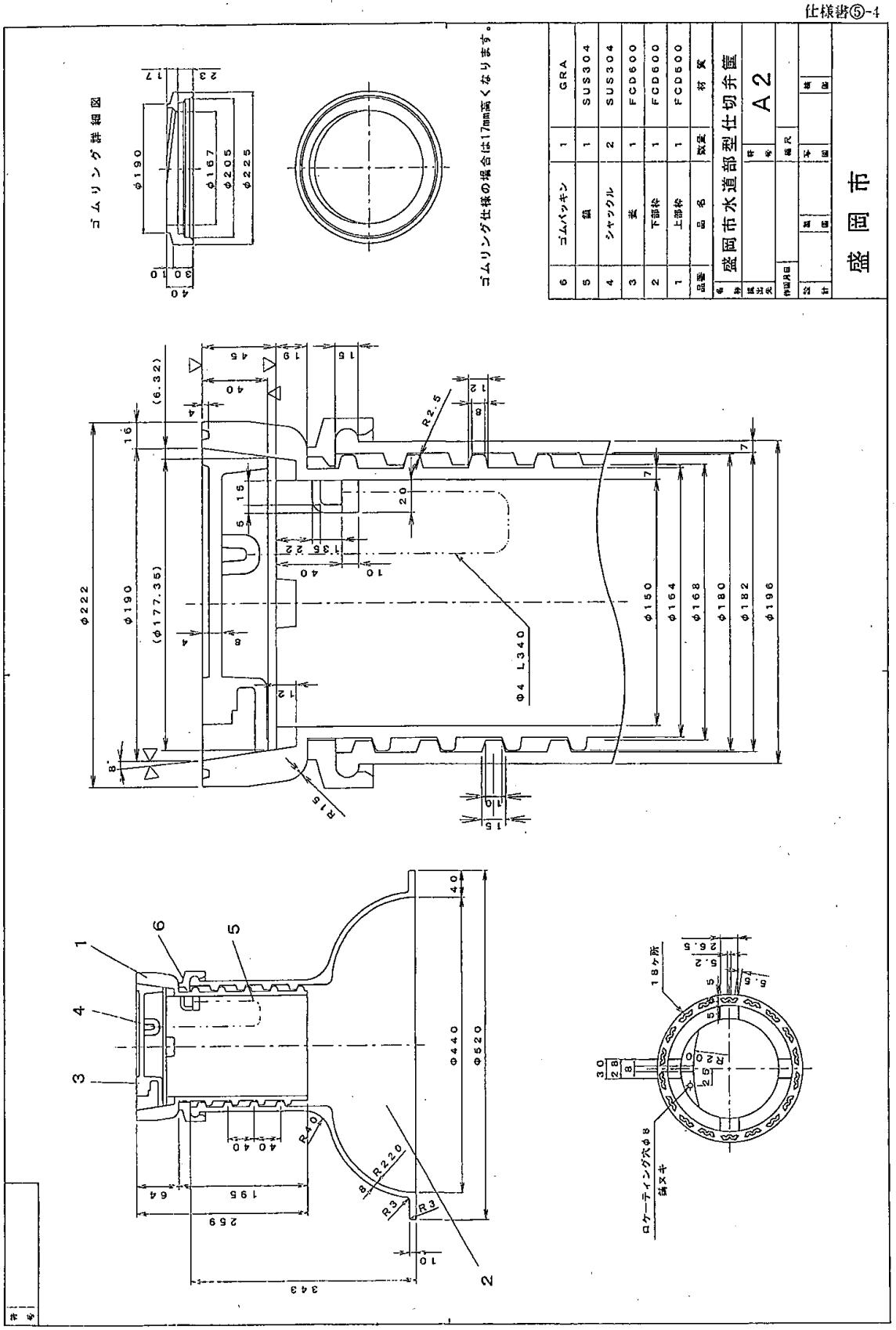
盛岡市
盛岡市水道部型仕切弁蓋
A2
ゴムパッキン 1 GRA
鍔 1 SUS304
シャックル 2 SUS304
蓋 1 FCD600
下部枠 1 FCD600
上部枠 1 FCD600
品名 数量 材質
ゴムリング詳細図
ゴムリング仕様の場合は17mm高くなります。
φ222
φ190
(φ177.35)
φ150
φ164
φ168
φ180
φ182
φ196
R2.5
R15
Φ4 L340
φ440
φ520
R220
R3
R4.0
18ヶ所
ロケーティング穴φ8
鋳ヌキ

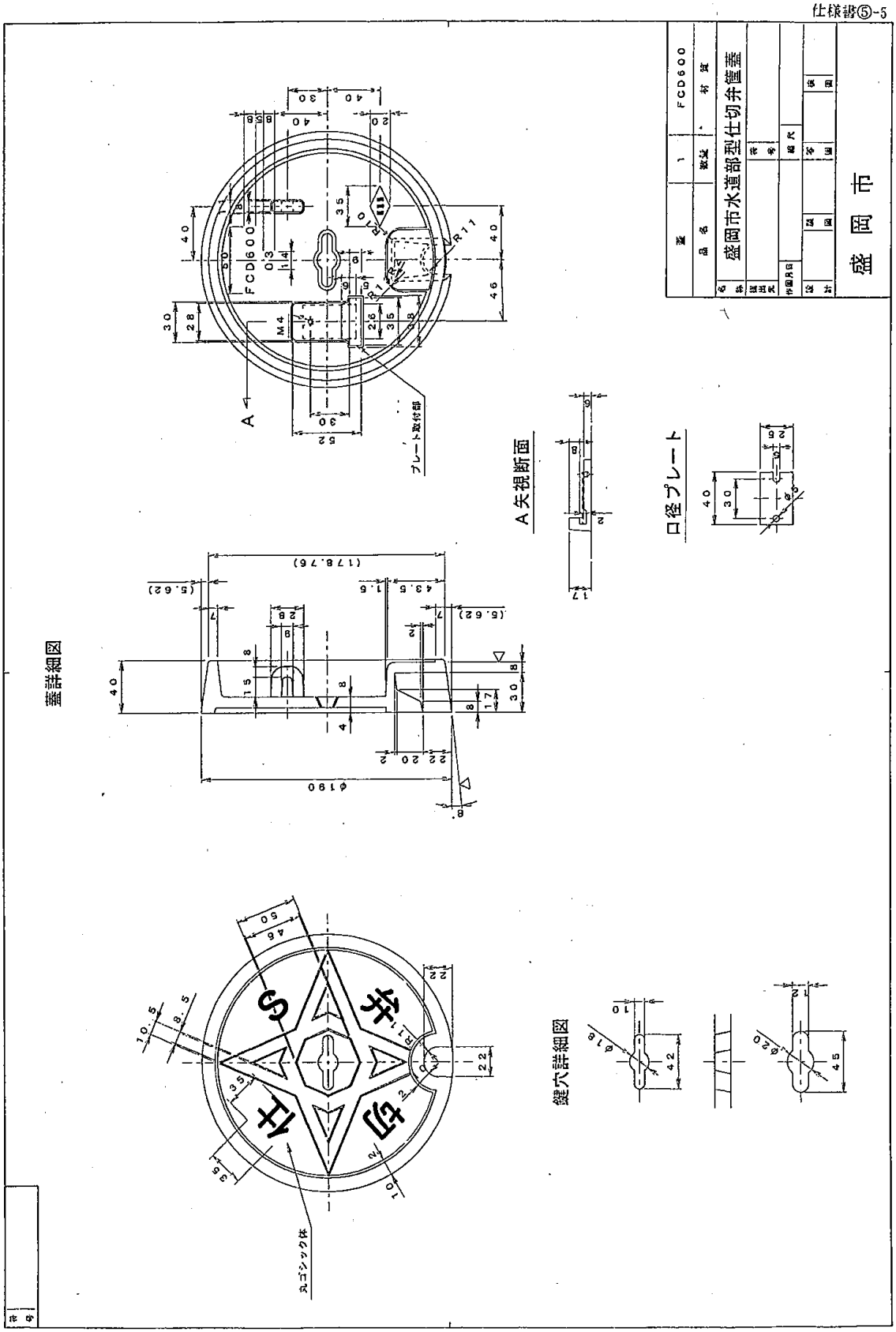
盛岡市
盛岡市水道部型仕切弁筐蓋
FCD600
蓋詳細図
A矢視断面
口径プレート
鍵穴詳細図
丸ゴシック体

K形継手チェックシート

令和　　年　　月　　日

工事名	
図面No.・測点	
呼び径	

	現場代理人	主任技術者	配管技能者

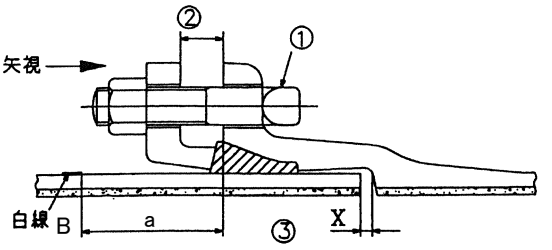

測定位置

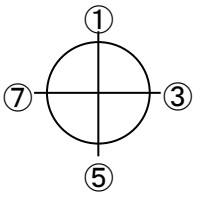

④ゴム輪の出入り状態

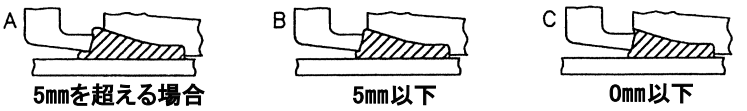

5mmを超える場合　　5mm以下　　0mm以下

管　No.							
管の種類							
略　図							

継　手　No.								
清　掃								
滑　剤								
①ボルト	数							
	トルク(N・m)							
②押輪～受口端面間隔	①							
	③							
	⑤							
	⑦							
③受口端面～白線Bの間隔(a)または胴付間隔(X)	①							
	③							
	⑤							
	⑦							
④ゴム輪の出入状態	①							
	③							
	⑤							
	⑦							
判　定								

判定基準
②押輪－受口端面の間隔　：最大値－最小値≦5mm(同一円周上)
③受口端面－白線の間隔(a)　：呼び径　75～250A≦　95mm
　　呼び径300～700A≦107mm
　　または胴付間隔(X)　：呼び径800～2600 X≦表2の値(接合要領書参照)
④ゴム輪の出入状態　：同一円周上にA,CまたはA,B,Cが同時に存在しないこと。

大平面座形フランジ継手チェックシート

令和　　年　　月　　日

工事名	
図面No.・測点	
呼び径	

現場代理人	主任技術者	配管技能者

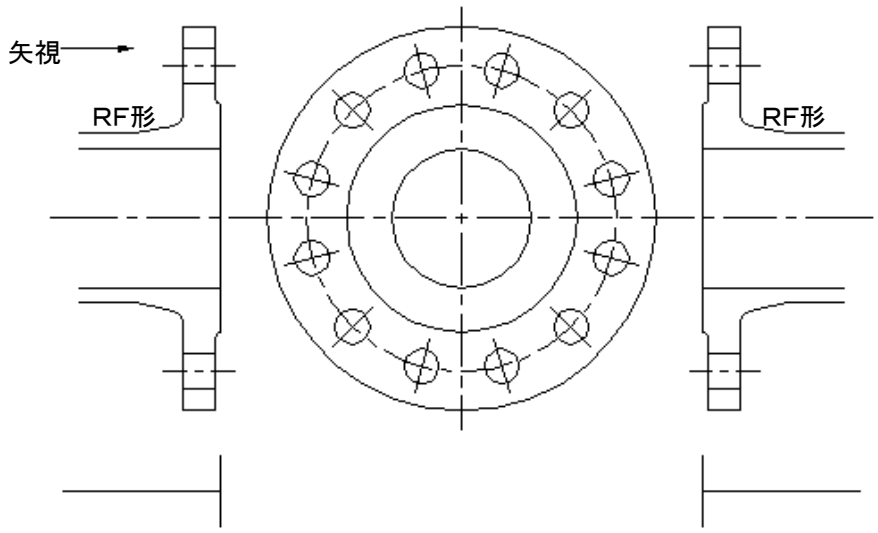

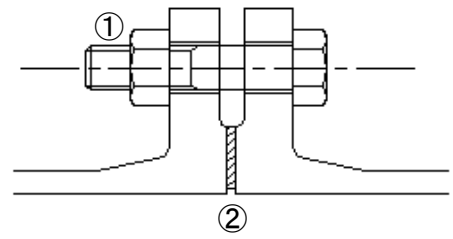

大平面座形フランジのボルト標準締め付けトルク

呼び径	ボルトの呼び	標準締め付けトルク（N・m）
75～200	M 16	60
250・300	M 20	90
350・400	M 22	120
450～600	M 24	260

注）呼び径700以上については、接合要領書巻末に参考値を掲載。

管　No.							
管の種類							
略　図							

継　手　No.								
清　　掃								
接着剤使用の有無								
①ボルト	数							
	トルク（N・m）							
②ガスケットの位置								
判　　定								

判定基準　①ボルトの締め付けトルク　：表の標準締め付けトルクによる。
　　②ガスケットの位置　　：フランジ面の平行にかたよりなく接合されていること、およびガスケットのずれがないこと。

溝形フランジ継手チェックシート(メタルタッチの場合)

令和　　年　　月　　日

工事名	
図面No.・測点	
呼び径	

現場代理人	主任技術者	配管技能者

呼び圧力

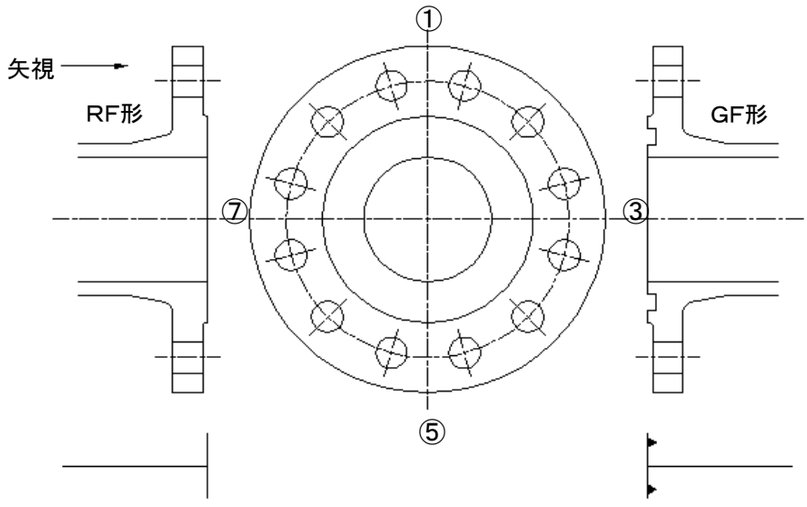

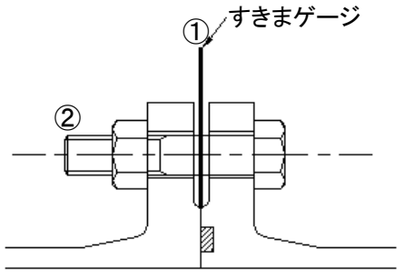

管　No.							
管の種類							
略　図							

継　手　No.								
清　　掃								
接着剤使用の有無								
①すきまゲージ(1㎜厚)によるチェック	①							
	③							
	⑤							
	⑦							
②ボルト	数							
	トルク(N・m)							
判　　定								

判定基準　①すきまゲージによるチェック　:フランジ面間に1㎜厚のすきまゲージが入らないこと。
②ボルトの締め付けトルク　:60N・m以上

GX形継手 チェックシート(直管・P-Link)【新仕様品】

令和　　年　　月　　日

工事名 工区	
配管図No. 測点No.	
呼び径・管種	

継手施工者(　　)

現場代理人	主任技術者	配管技能者

1 直管

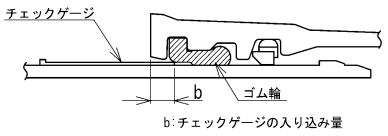

b寸法の合格範囲

呼び径	合格範囲(mm)
75	8～18
100	8～18
150	11～21
200	11～21
250	11～21
300	14～24
400	14～25

2

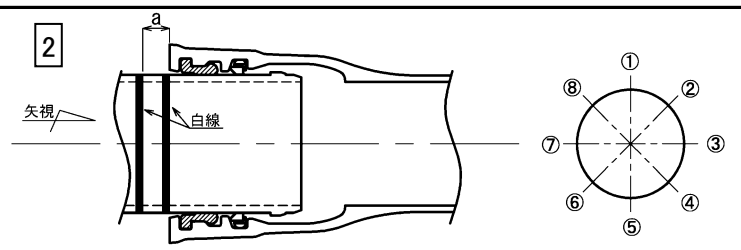

3 P-Link 締め付けトルク：100N･m

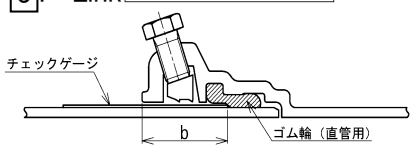

b寸法の合格範囲

呼び径	合格範囲(mm)
75	54～63
100	57～66
150	57～66
200	63～72
250	63～72
300	70～80

4 締め付けトルク：100N･m

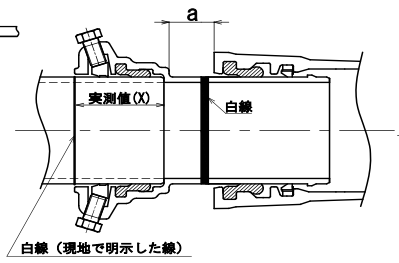

5 （直管挿し口を挿入する場合）

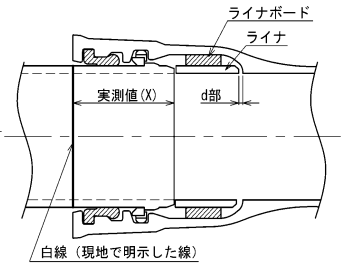

6 （異形管挿し口、P-Linkを挿入する場合）

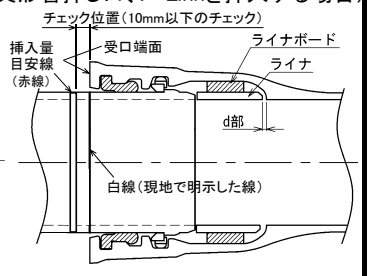

管　No.							
管の種類							
略図／ライナ							

継　手　No.							—
挿し口突部の有無							—
清　掃・　異物の除去							—
ライナの位置確認(d部)※1							5
受口溝(ﾛｯｸﾘﾝｸﾞ)の確認							—
挿し口の挿入量の明示							4 5
爪、押しボルトの確認(P-Link)							—
滑　　剤							—
マーキング(白線)位置の確認※2							5
挿入量目安線(赤線)と受口端面間距離の確認(異形管挿し口)※3							6
マーキング(白線)の明示(異形管挿し口)※4							6
受口端面～ゴム輪間隔(b)※5	全周チェック							
	①							1
	②							
	③							
	④							3
	⑤							
	⑥							
	⑦							
	⑧							
受口端面～白線間隔(a)注)	①							2
	③							
	⑤							4
	⑦							
押しボルト	本数							4
	トルク確認							
判　　定								—
備　　考								

判定基準　：※1　ライナが受口奥部に当たっていることを確認する。
※2　接合直後にマーキング(白線)位置が全周にわたり受口端面の位置にあるか確認する。
※3　挿入量目安線(赤線)と受口端面間距離が全周にわたり10mm以下であるか確認する。
※4　挿し口外周へ受口端面位置の白線を表示したか確認する。
※5　受口端面～ゴム輪間隔(b)が表に示す合格範囲内であること。また、曲げ接合してチェックゲージがゴム輪位置まで挿入できない場合は、チェックできなかったことを記載する。

注)　P-Linkの場合は受口端面からの直部長さ 4 a寸法を記入する。

GX形継手 チェックシート(異形管・G-Link)

令和　　年　　月　　日

工事名 工区	
配管図No. 測点No.	
呼び径・管種	

継手施工者(　　)

現場代理人	主任技術者	配管技能者

1

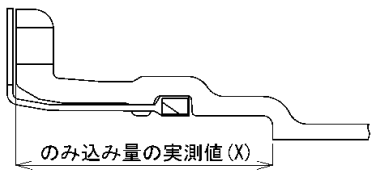

2

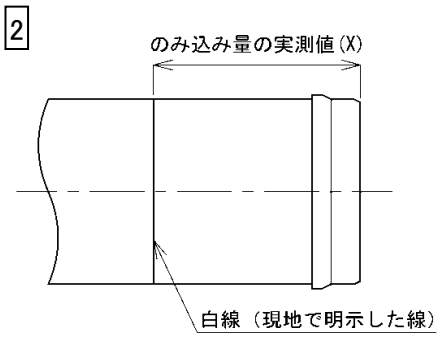

3

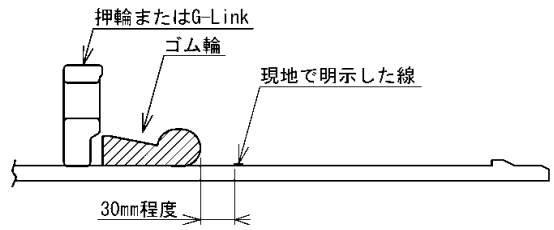

4

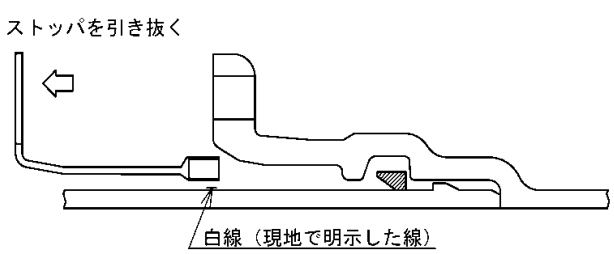

5

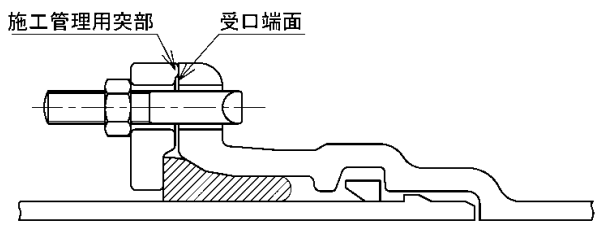

6　G-Linkを使用する場合

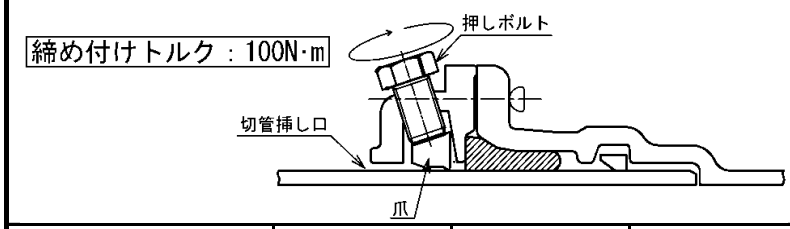

管　No.							
管の種類							
略図							

継　手　No.								—
挿し口突部の有無[注)]								—
清　掃・　異物の除去								—
ロックリング、ストッパの確認								—
挿し口の挿入量の明示								1 2
爪、押ボルトの確認(G-Link)								—
ゴム輪、押輪またはG-Linkの確認								3
滑　　剤								—
ストッパの引き抜き								4
抜け出しチェック(挿し口突部有り)								—
T頭ボルト	本数							5
受口端面～施工管理用突部の隙間　※1	箇所数							5
	隙間ゲージ確認							
押しボルト	本数							6
	トルク確認							
判　　定								—
備　　考								

判定基準　　※1　受口端面と押輪またはG-Linkの施工管理用突部との間に0.5mm以上の隙間がないこと。
注)挿し口突部のない挿し口を異形管受口と接合する場合は、G-Linkを使用すること。

GX形継手 継ぎ輪チェックシート

令和　　年　　月　　日

工事名 工区	
配管図No. 測点No.	
呼び径・管種	

継手施工者（　　）

現場代理人	主任技術者	配管技能者

2

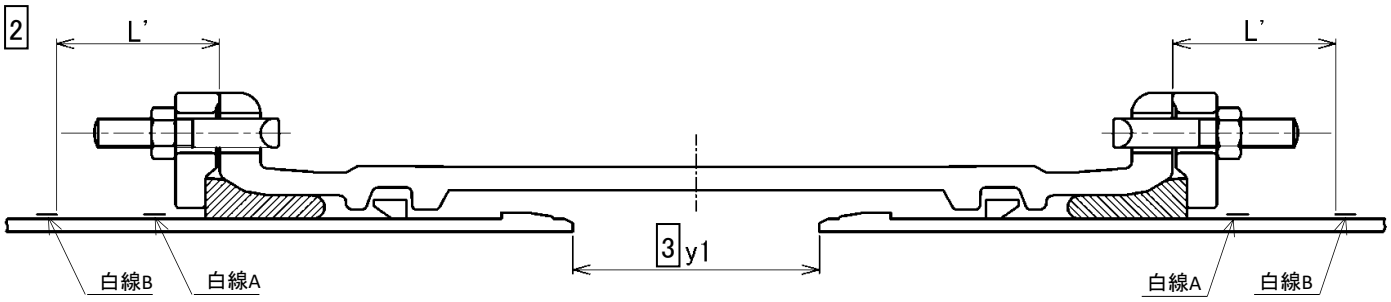

4

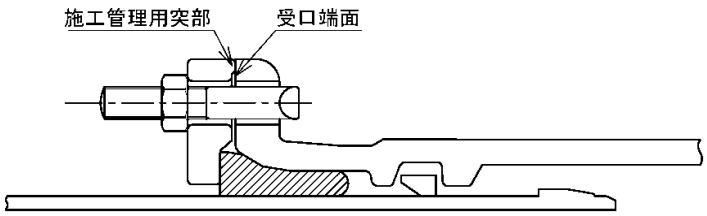

5 G-Linkを使用する場合

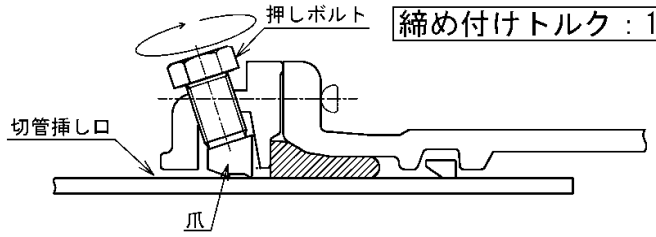

管　No.				
管の種類				
略図				
継　手　No.				—
挿し口突部の有無[注1)]				—
清　掃・　異物の除去				—
白線A,Bの明示				1
爪、押ボルトの確認(G-Link)				—
ゴム輪、押輪またはG-Linkの確認				—
滑　　剤				—
ロックリング、ストッパの確認				—
ストッパの引き抜き				—
受口端面～白線の間隔（L′）[注2)]	①			2
	③			
	⑤			
	⑦			
両挿し口端の間隔（y1）[注2)]	①			3
	③			
	⑤			
	⑦			
T頭ボルト	本数			4
受口端面～施工管理用突部の隙間　※	箇所数			4
	隙間ゲージ確認			
押しボルト	本数			5
	トルク確認			
判　　定				
備　　考				

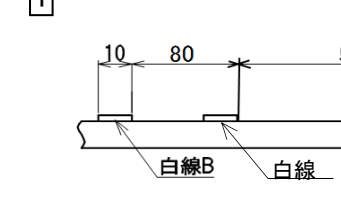

単位mm

呼び径	ℓ1+80
75	240
100	245
150	265
200	275
250	275
300	305
400	320

1

（i）一方から順次配管していく場合

単位mm

呼び径	L'
75	90
100	95
150	110
200	120
250	120
300	135
400	150

（ii）せめ配管の場合

単位mm

呼び径	y1
75	190
100	200
150	240
200	250
250	250
300	300
400	300

判定基準　※　受口端面と押輪またはG-Linkの施工管理突部との間に0.5mm以上の隙間がないこと。

注1）　挿し口突部の無い挿し口を異形管受口と接合する場合は、G-Linkを使用すること。

注2）　一方から順次配管していく場合にはL'寸法、せめ配管の場合はy1寸法を記入すること。

様式29－15号

S50形継手 チェックシート（直管）（挿し口突部有り）

令和　　年　　月　　日

工事名 工区	
配管図No. 測点No.	
呼び径・管種	

現場代理人	主任技術者	配管技能者

1

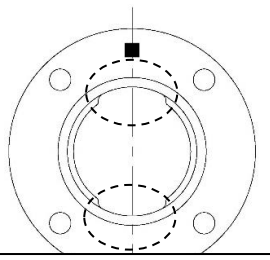

ロックリングの突起位置

2

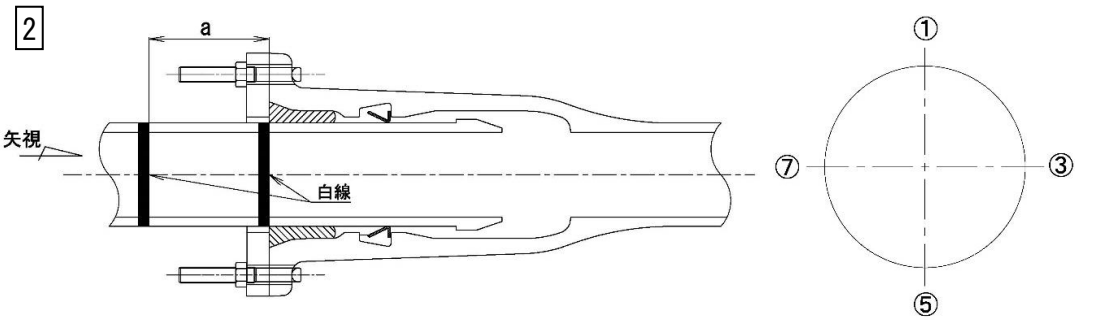

3

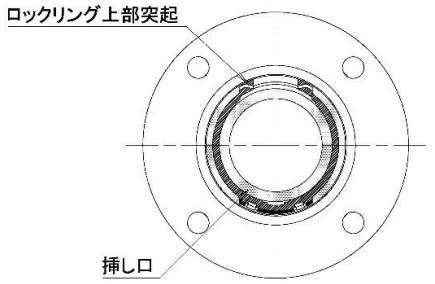

4

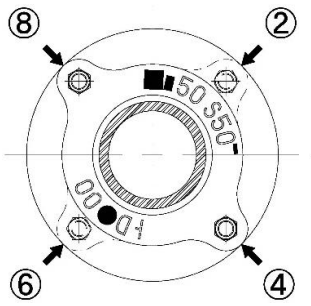

5

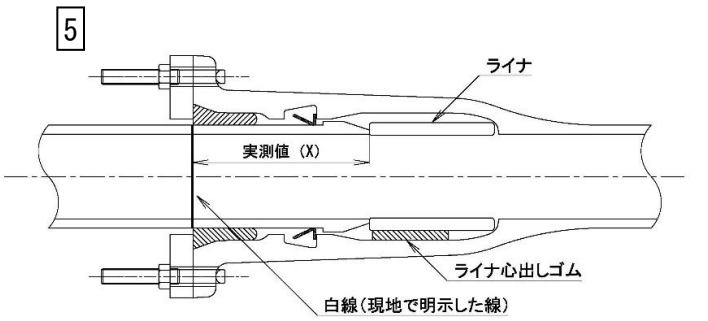

管　No.							
管の種類							
略　図/ライナ							

継　手　No.								—
挿し口突部の有無								—
清　　掃								—
滑　　剤								
挿し口挿入量の明示								5
挿し口挿入前のロックリング確認※1								1
ライナ心出しゴムの確認※2								5
マーキング（白線）位置確認※3								2 5
挿し口挿入後のロックリング確認※1								3
T頭ボルト	本数							4
メタルタッチ確認※4	②(④)							4
	⑥(⑧)							
受口端面～ 白線間隔 （a）	①							2
	③							
	⑤							
	⑦							
判　　定								—
備　　考								

判定基準　※1　ロックリングが正規の位置にあるか確認する。
※2　ライナ心出しゴムが通水部分にはみ出していないかを確認する。
※3　T頭ボルト・ナット締め付け直前にマーキング（白線）位置が全周にわたり受口端面の位置にあるか確認する。
※4　T頭ボルト・ナット取り付け部の受口端面と押輪との間に0.5㎜以上の隙間がないこと。

様式29－16号

S50形継手 チェックシート（異形管・切管）

令和　　年　　月　　日

工事名 工区	
配管図No. 測点No.	
呼び径・管種	

現場代理人	主任技術者	配管技能者

1

直管

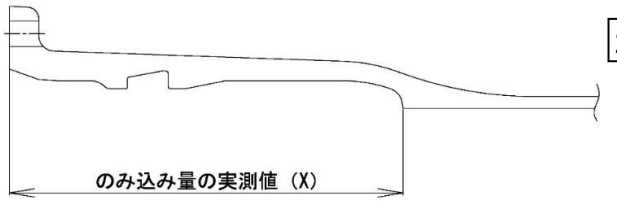

異形管

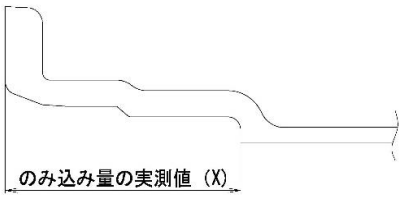

2

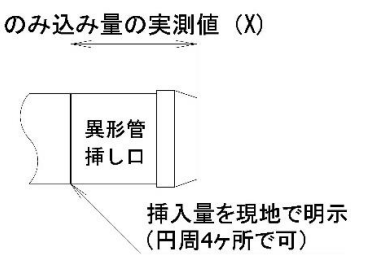

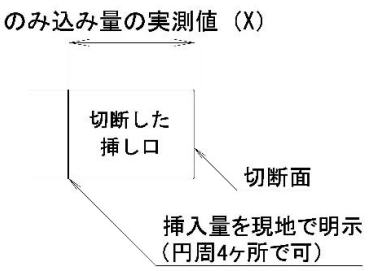

3

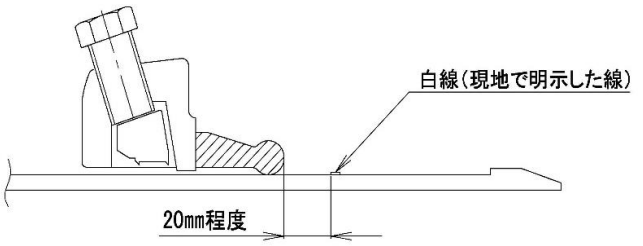

4

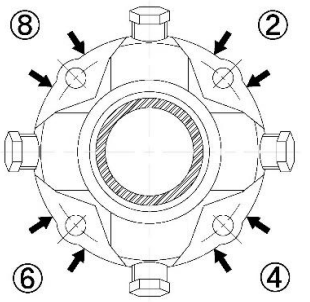

5

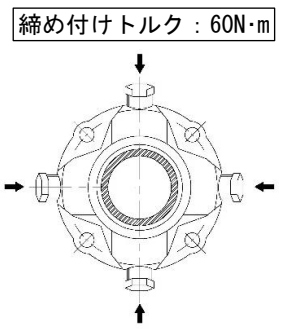

管　No.							
管の種類							
略　図							

継　手　No.								—
挿し口突部の有無								—
清　　掃								—
滑　　剤								—
挿し口挿入量の明示								1 2
爪、押しボルトの確認								
ゴム輪、抜け止め押輪の確認								3
T頭ボルト	本数							4
メタルタッチ確認※	②							4
	④							
	⑥							
	⑧							
押しボルト	本数							5
	トルク確認							
判　　定								—
備　　考								

判定基準　※　受口端面と抜け止め押輪の間に0.5㎜以上の隙間がないこと。
確認はT頭ボルト・ナット穴の横、いずれか一方で行う。

様式29－17号

S50形継手 チェックシート(継ぎ輪)

令和　　年　　月　　日

工事名 工区	
配管図No. 測点No.	
呼び径・管種	

現場代理人	主任技術者	配管技能者

1

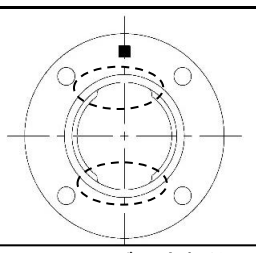

ロックリングの突起位置

2

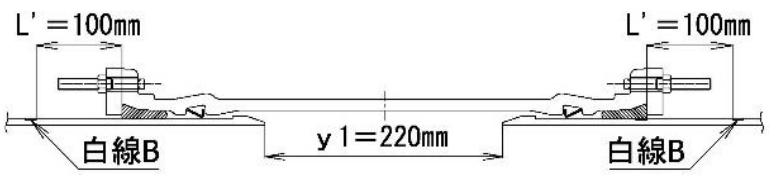

3

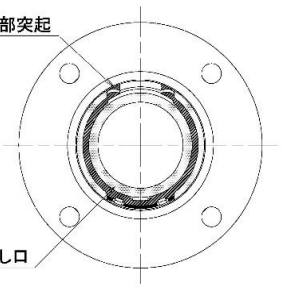

4

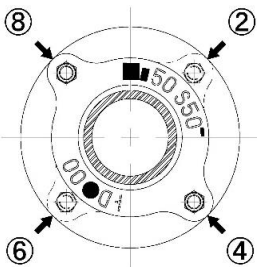

5

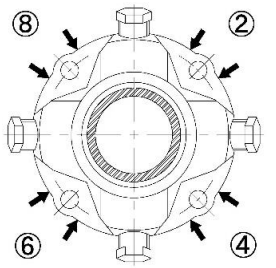

6 締め付けトルク ： 60N･m

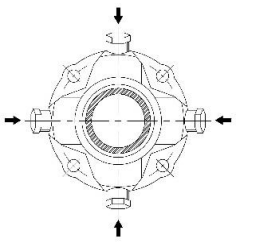

管　No.			
管の種類			
略　図			

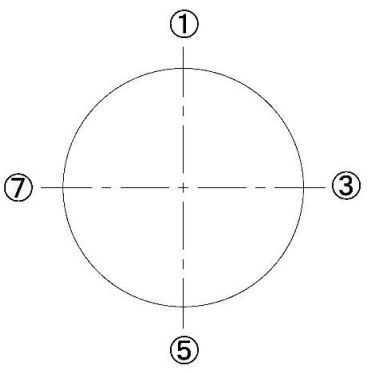

継手No.				—
挿し口突部の有無[注1)]				—
清　掃				—
滑　剤				—
切管挿し口の白線Bの明示				2
爪、押しボルトの確認				
ゴム輪、(抜け止め)押輪の確認				
挿し口挿入前のロックリング確認※1				1
受口端面～白線の間隔 (L´)[注2)]	①			2
	③			
	⑤			
	⑦			
両挿し口端の間隔 (y1)[注2)]	①			2
	③			
	⑤			
	⑦			
挿し口挿入後のロックリング確認※1				3
T頭ボルト	本数			4 5
メタルタッチ確認※2	②			4 5
	④			
	⑥			
	⑧			
押しボルト	本数			6
	トルク確認			
判　定				
備　考				

判定基準　　※1 ロックリングが正規の位置にあるか確認する。
※2 受口端面と押輪の間に0.5㎜以上の隙間がないこと。

注1) 挿し口突部の無い挿し口を接合する場合は、抜け止め押輪を使用すること。

注2) 一方から順次配管していく場合にはL'寸法、せめ配管の場合はy1寸法を記入すること。

給水装置工事設計図

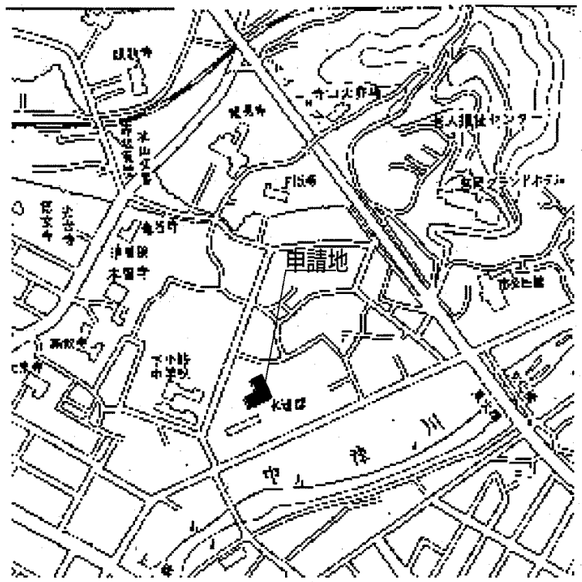

位　置　図

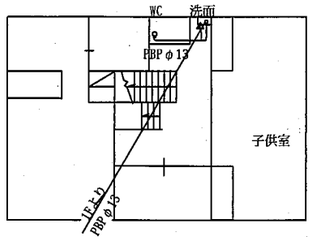

２Ｆ平面図　Ｓ＝１：２００

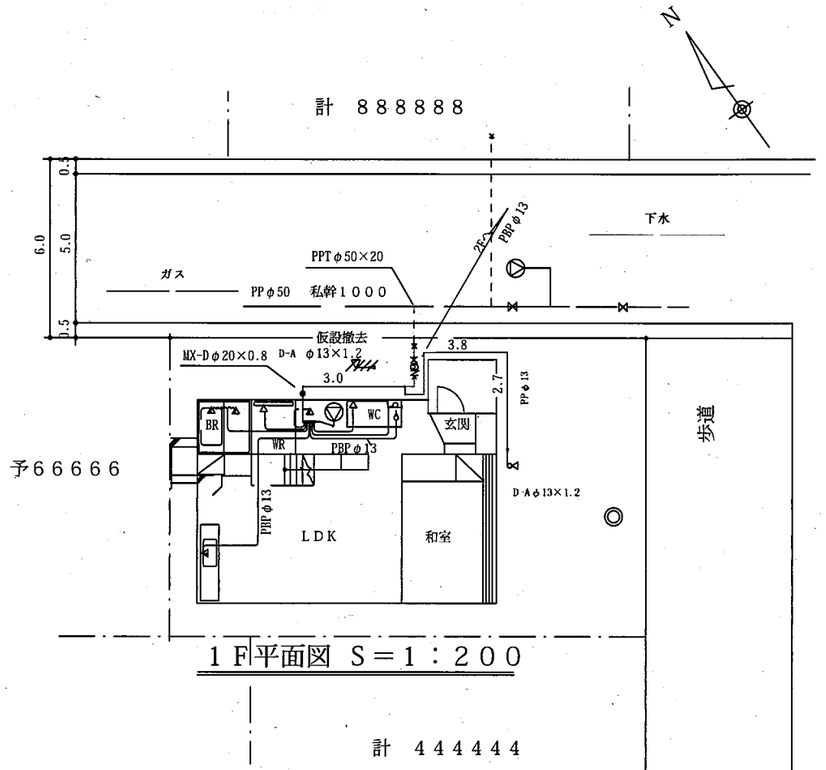

１Ｆ平面図　Ｓ＝１：２００

給水配管立面図

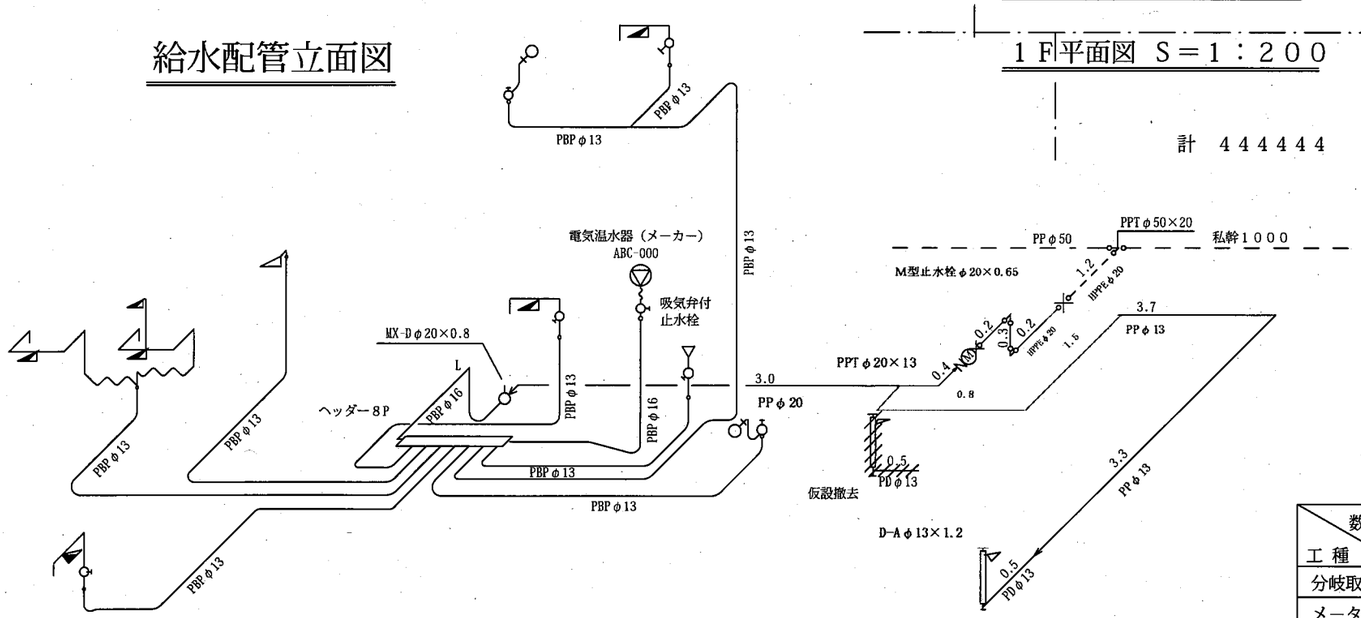

臨時給水工事　Ｓ＝1：200

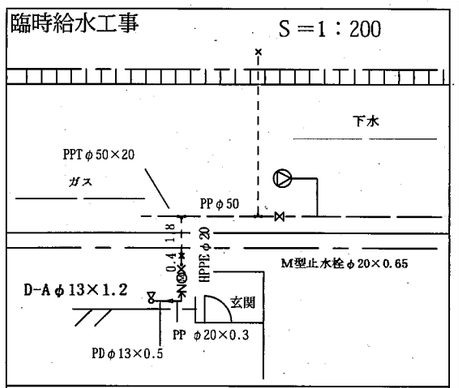

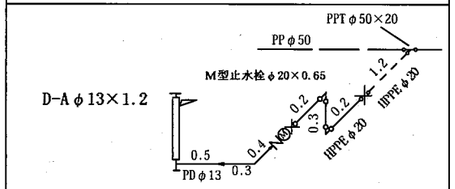

オフセット　Ｓ＝1：200

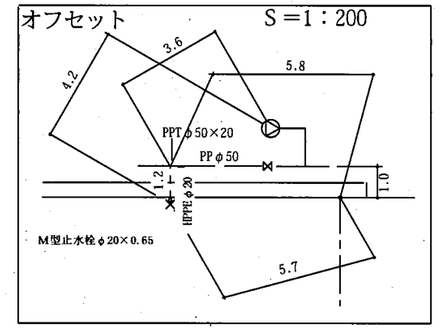

専　私.予.消.特

Ｓ＝１：１００
Ｓ＝１：２００

予定栓55555使用
私幹１０００号

横断面図　1：100

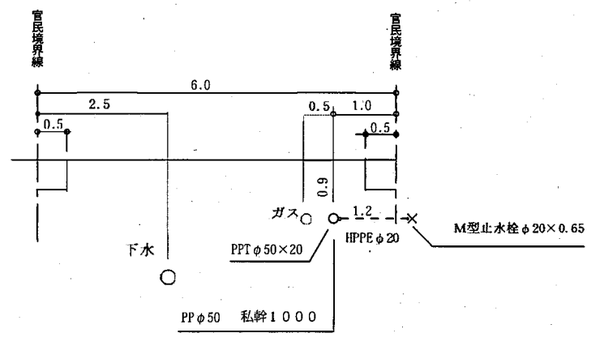

数量 / 工種	既設 口径	既設 個数	新設 口径	新設 個数	撤去 口径	撤去 個数	合計 口径	合計 個数
分岐取出	φ２０	－					φ２０	－
メーター			φ２０	－			φ２０	－
給水栓			φ１３	１０			φ１３	１０
〃								
給湯器具等			φ２０	１			φ２０	１

収受No.

地下埋設物			装置場所	愛宕町６－
種類	道路	宅内	申込者	給水　次郎
ＮＴＴ	×	×	工事事業者	㈱盛岡市水道部
電力	×	×	主任技術者	審査　三郎
ガス管	○	×	しゅん工年月日	
下水道管	○	○		

給水装置工事しゅん工図

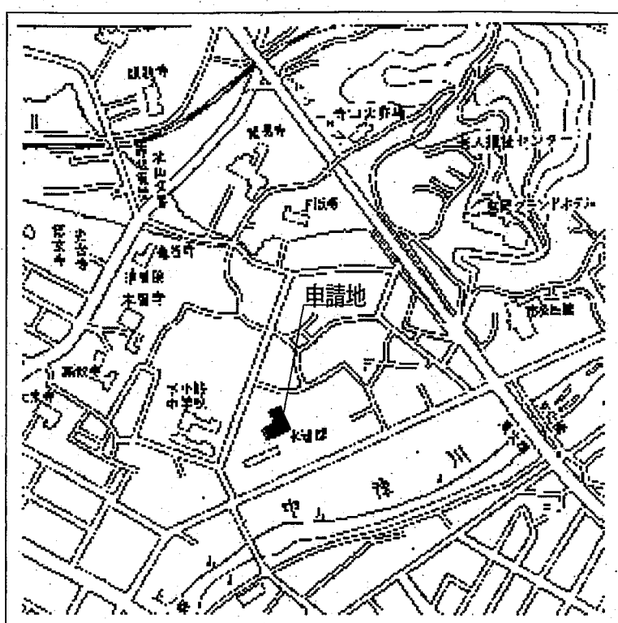

位　置　図

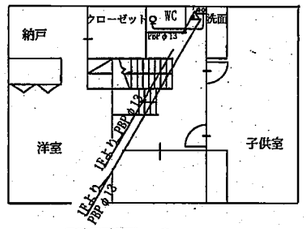

２Ｆ平面図　Ｓ＝1：200

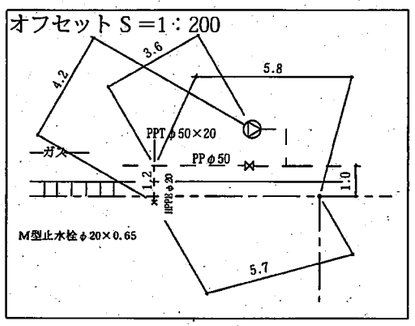

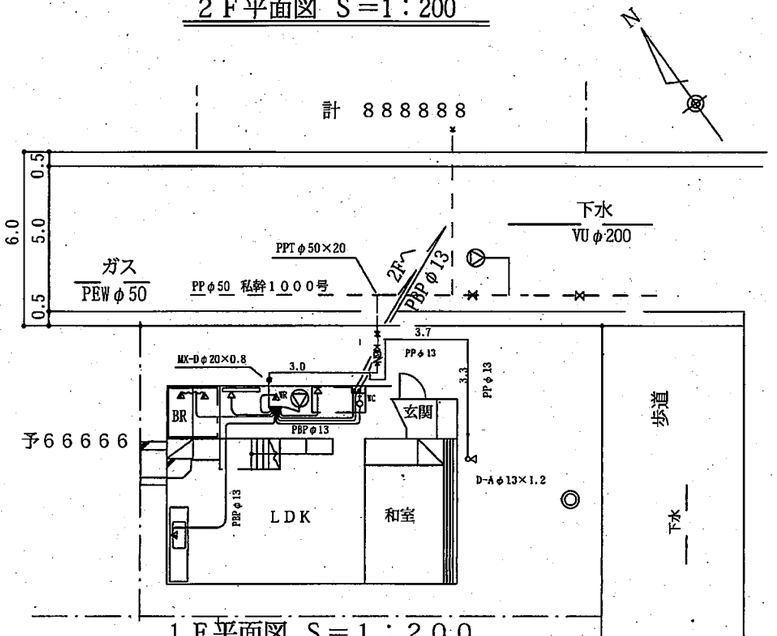

１Ｆ平面図　Ｓ＝1：200

計　444444

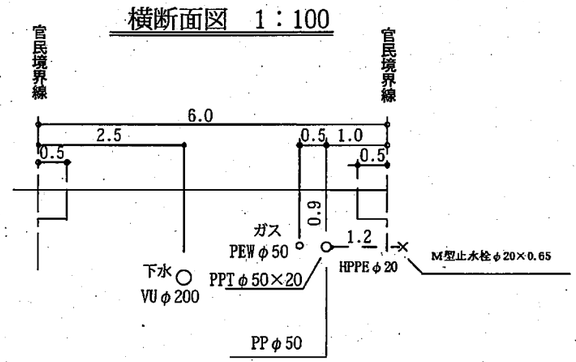

横断面図　1：100

給水配管立面図

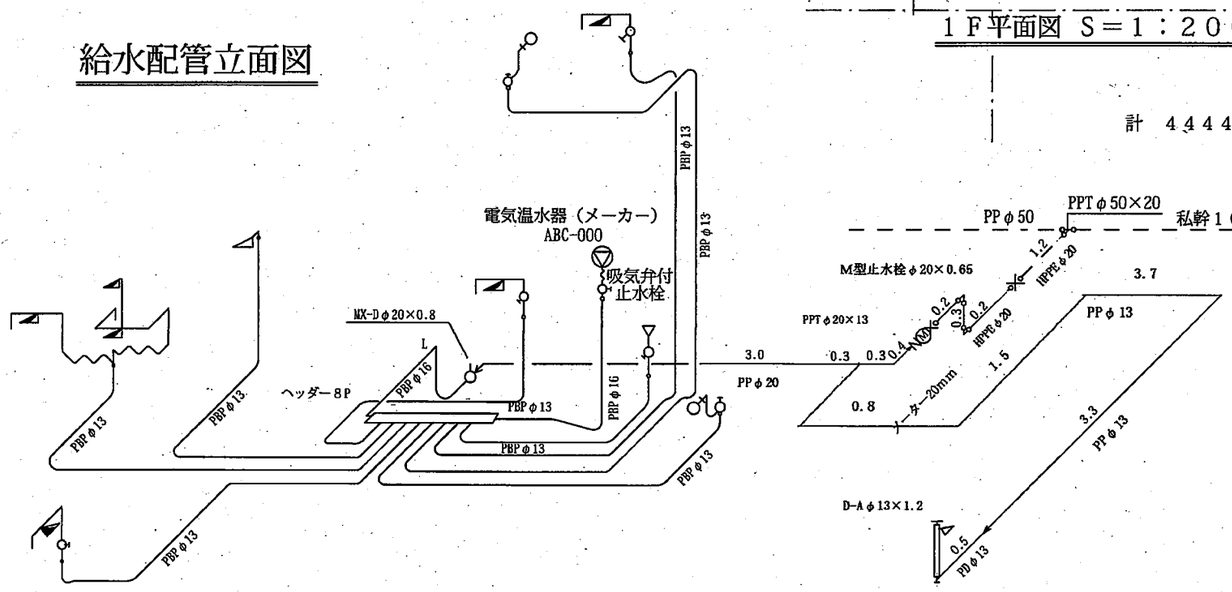

給湯配管立面図

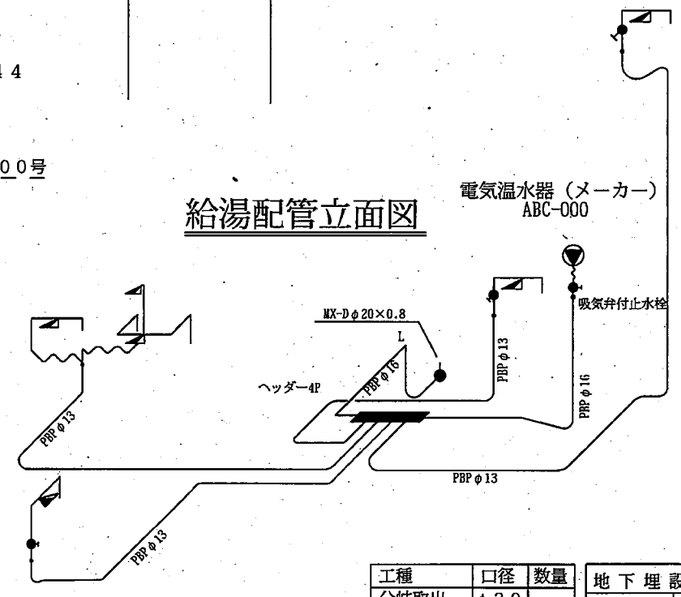

工種	口径	数量
分岐取出	φ２０	—
メータ	φ２０	—
給水栓	φ１３	10
〃		
給湯器具等	φ２０	1

地下埋設物			装置場所	愛宕町６−８
種類	道路	宅内	申込者	給水　太郎
ＮＴＴ	×	×	工事事業者	㈱盛岡市水道部
電力	×	×	主任技術者	審査　三郎
ガス管	○	×	しゅん工年月日	
下水道管	○	○		

㊐私.予.消.特

計９９９９９９

Ｓ＝1：100
Ｓ＝1：200

予定栓55555使用

私幹１０００号

収受Ｎｏ444

給水装置工事設計図

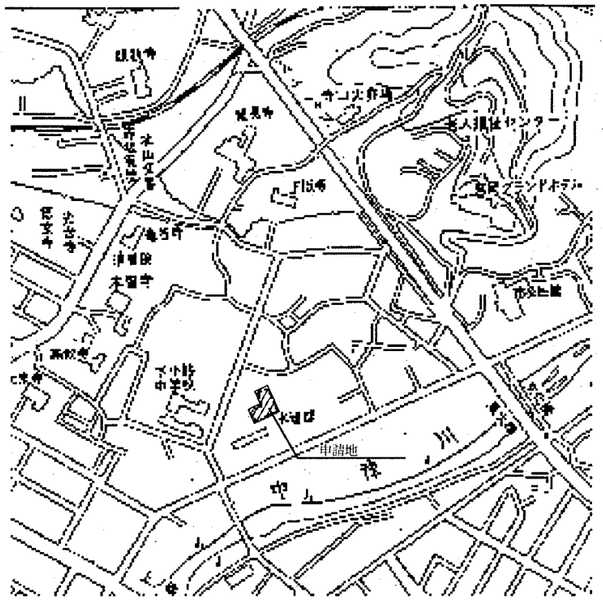

位 置 図

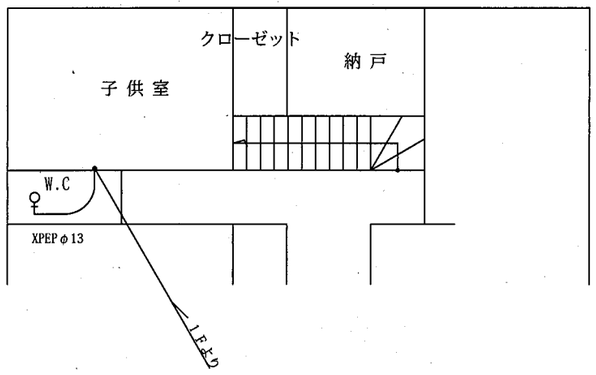

２Ｆ平面図　Ｓ＝１：１００

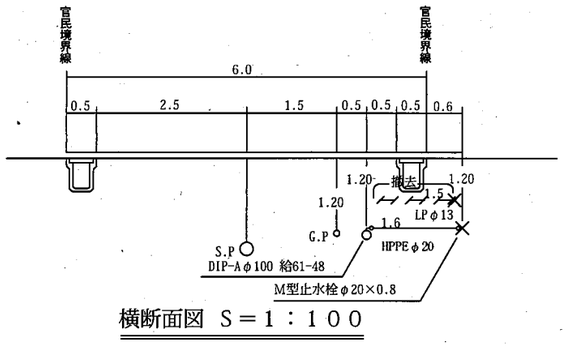

横断面図　Ｓ＝１：１００

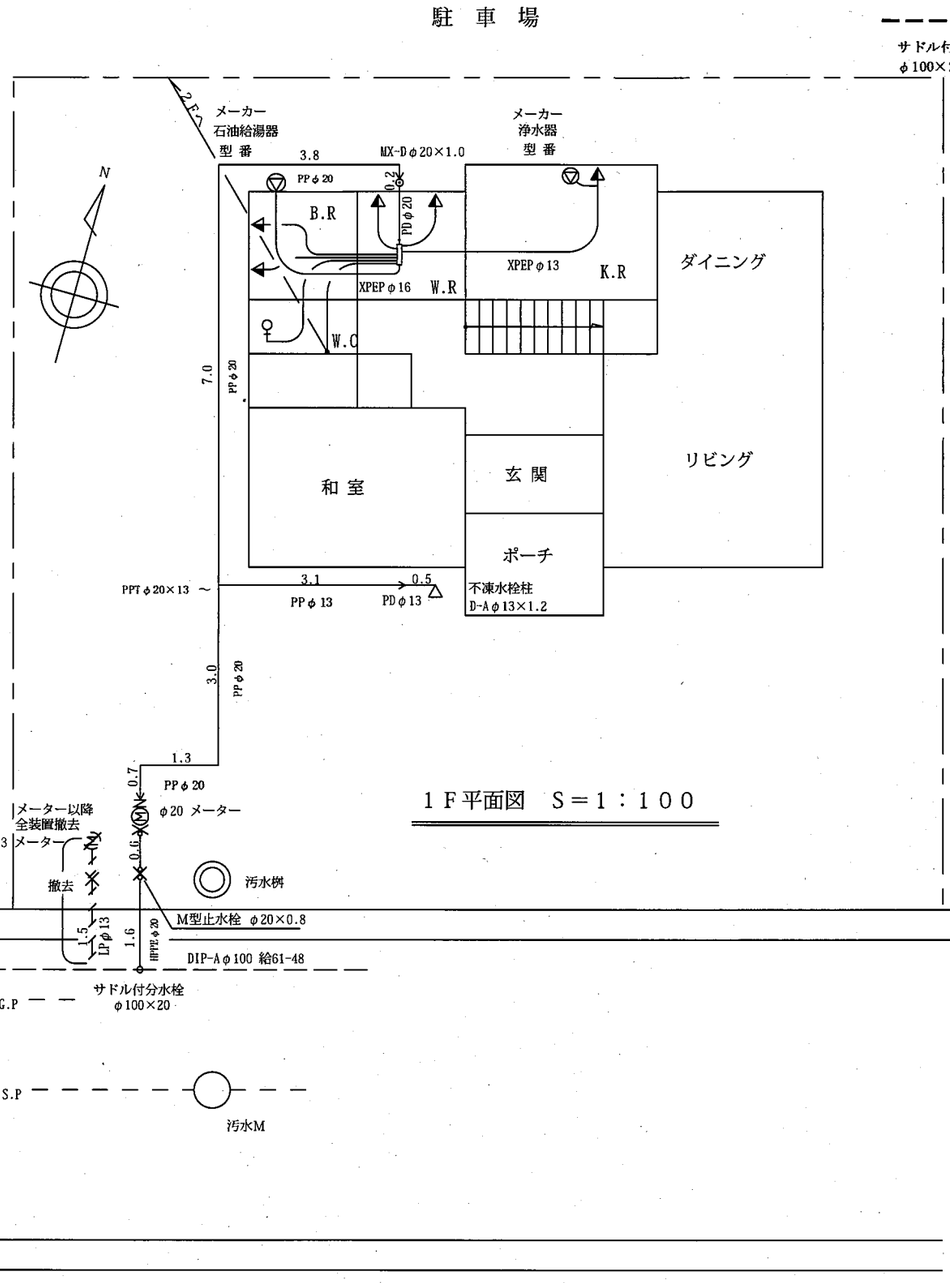

１Ｆ平面図　Ｓ＝１：１００

計555555

計666666

立 面 図

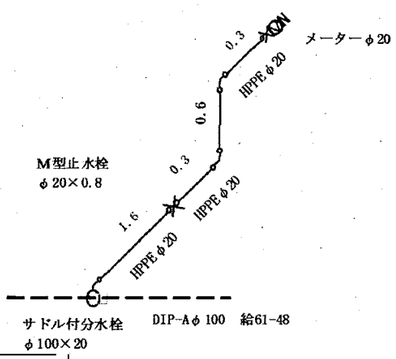

数量 / 工種	既設 口径	既設 個数	新設 口径	新設 個数	撤去 口径	撤去 個数	合計 口径	合計 個数
分岐取出	φ13	—	φ20	—	φ13	—	φ20	—
メータ	φ13	—	φ20	—	φ13	—	φ20	—
給水栓	φ13	3	φ13	8	φ13	3	φ13	8
浄水器			φ13	1			φ13	1
給湯器具等			φ20	1			φ20	1

㊐私.予.消.特	
計40300	
S＝１：１００	

収受Ｎｏ.

地下埋設物		
種類	道路	宅内
ＮＴＴ	×	×
電力	×	×
ガス管	○	×
下水道管	○	○

装置場所	盛岡市愛宕町６－８
申込者	給水 次郎
工事事業者	(株)盛岡市水道部
主任技術者	検査 三郎
しゅん工年月日	

給水装置工事しゅん工図

(専)私.予.消.特	
計40300	
S＝1：100	

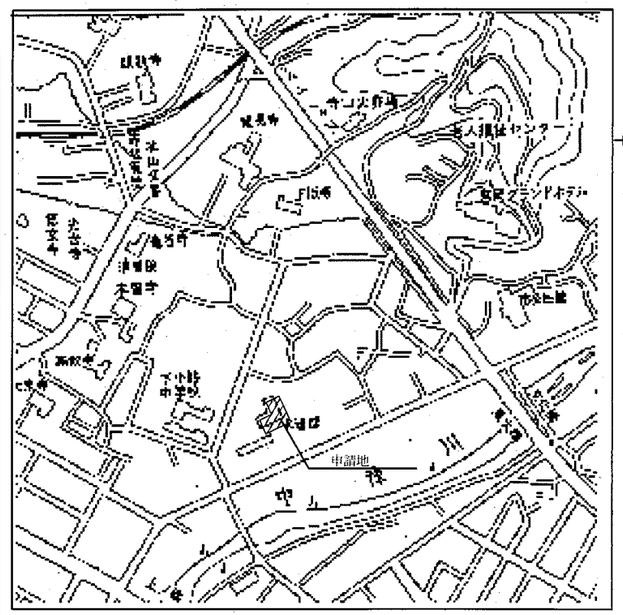

位　置　図

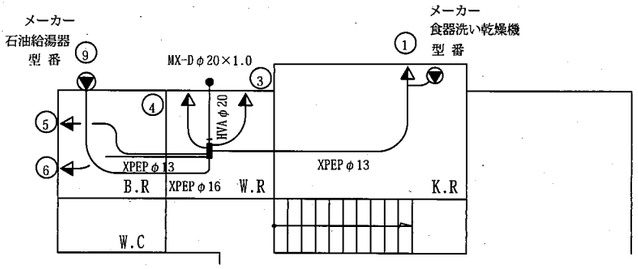

給湯配管平面図　S＝1：100

NO	口径	器具名	水抜栓
①	φ13	混合栓	ヘッダー方式
②	φ13	浄水器	
③	φ13	混合栓	ヘッダー前　PDφ20
④	φ13	混合栓	ヘッダー後　架橋ポリエチレン管
⑤	φ13	シャワー付混合栓	XPEPφ16・13
⑥	φ13	混合栓	サヤ管　有
⑦	φ13	ボールタップ(1F)	MX－Dφ20×1.0(電動)
⑧	φ13	ボールタップ(2F)	
⑨	φ20	石油給湯器	
⑩	φ13	万能水栓	不凍水栓柱（D-Aφ13×1.2）

駐　車　場

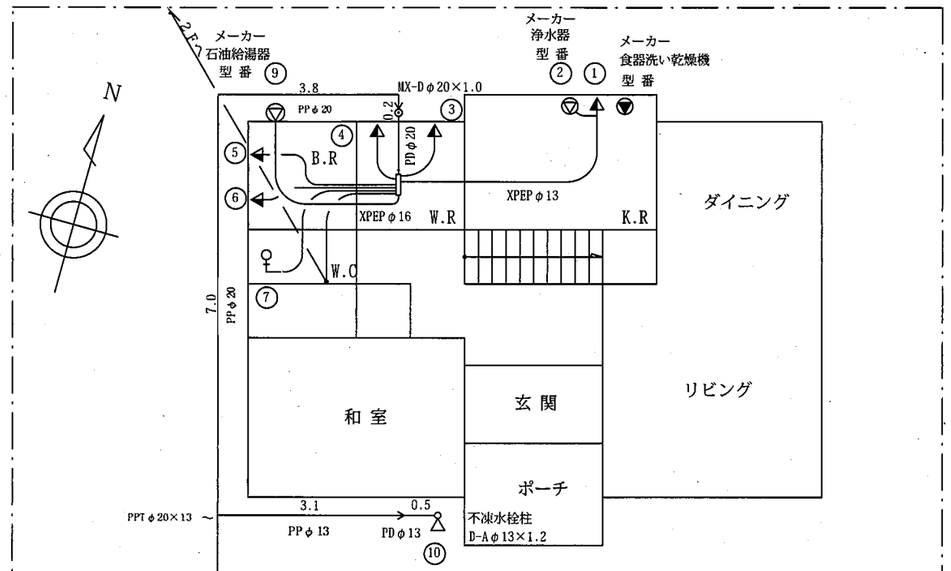

1Ｆ平面図　S＝1：100

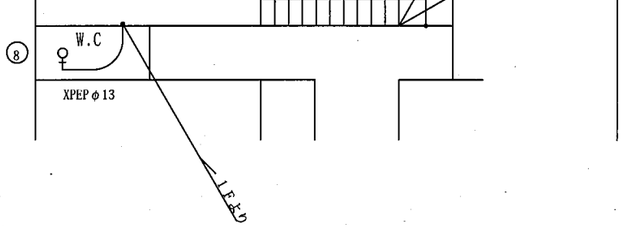

２Ｆ平面図　S＝1：100

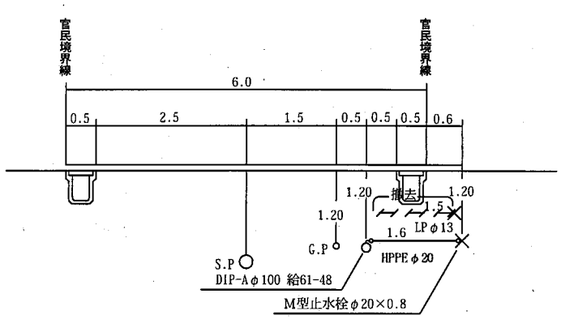

横断面図　S＝1：100

立　面　図

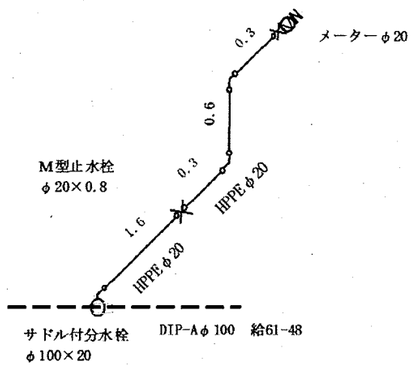

収受Ｎｏ．0000

地下埋設物			装置場所	盛岡市愛宕町６－８
種　類	道　路	宅　内	申込者	給水 次郎
ＮＴＴ	×	×	工事事業者	(株)盛岡市水道部
電力	×	×	主任技術者	検査 三郎
ガス管	○	×	しゅん工年月日	
下水道管	○	○		

給水装置工事設計図

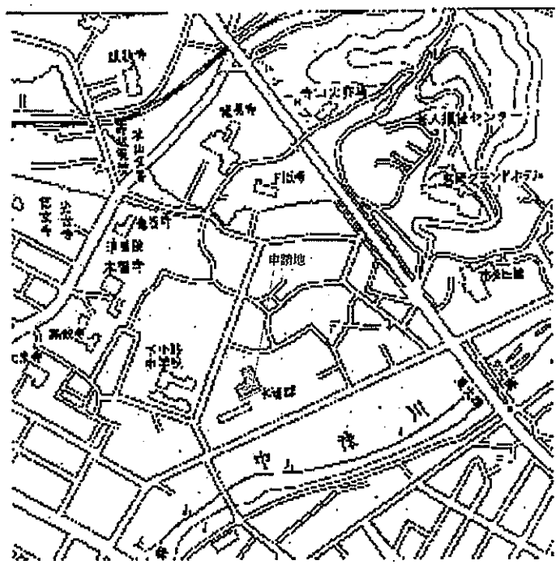

位 置 図

（平面図・立面図ともに，メーター先の水抜栓まで表示して下さい。）

立 面 図

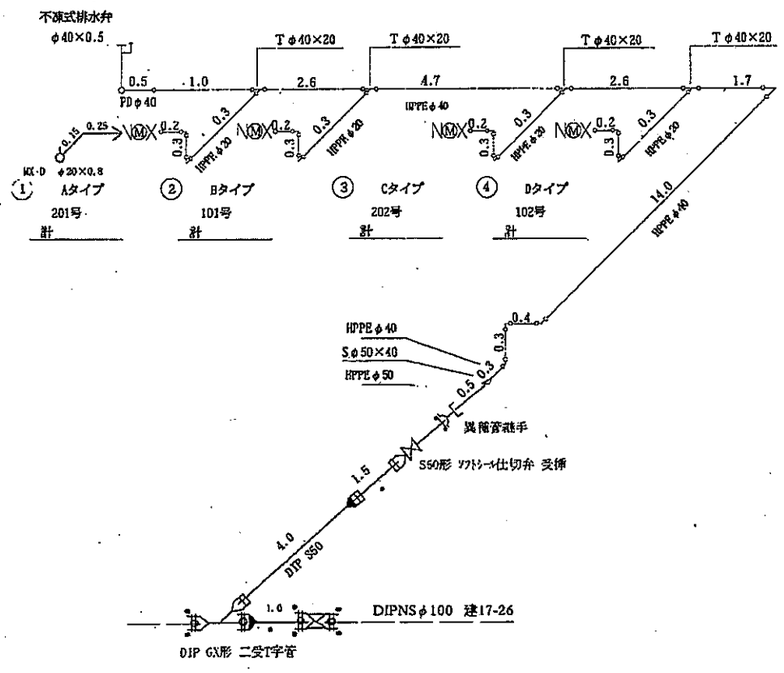

2階平面図 S＝1：200

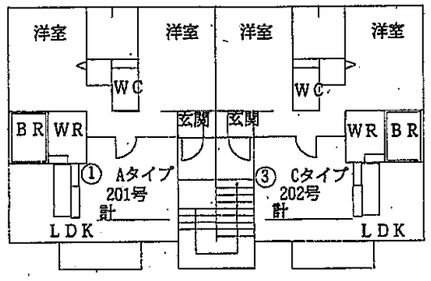

1階平面図 S＝1：200

計 333333

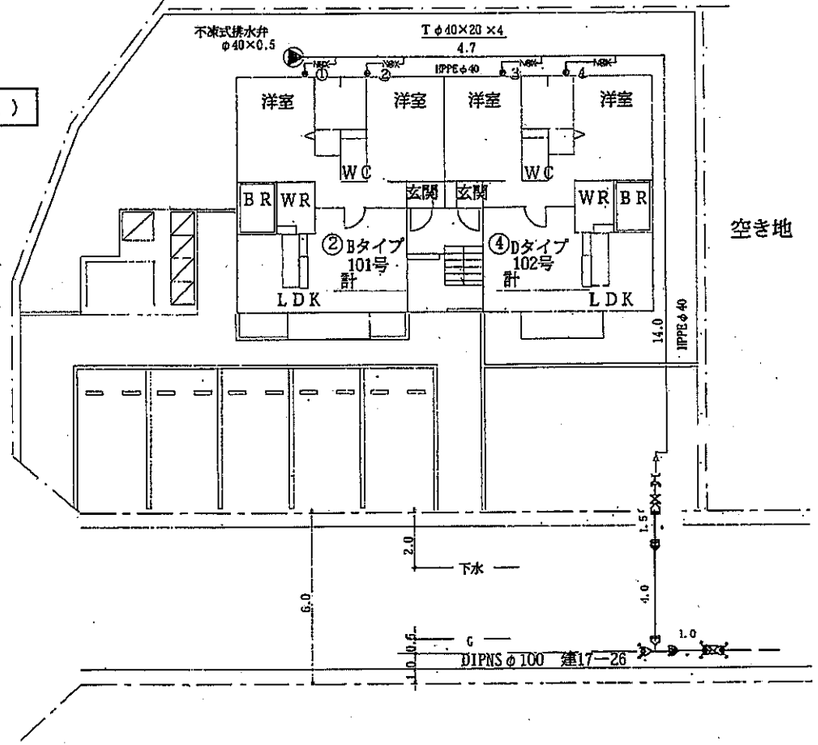

計 222222

排水弁室構造図 S＝1：30

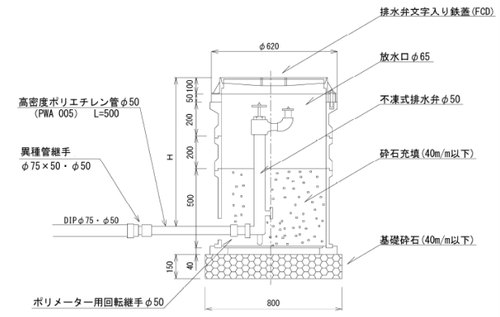

横断面図 1：100

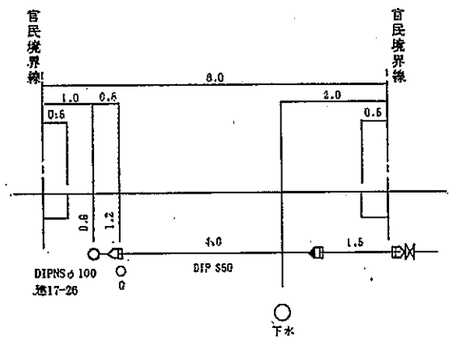

専 私.予.消.特

S＝図示

1/3

幹栓 ①

① Aタイプ(201号) 計

② Bタイプ(101号) 計

③ Cタイプ(202号) 計

④ Dタイプ(102号) 計

収受No.

地下埋設物			装置場所	愛宕町6ニ
種類	道路	宅内	申込者	給水 暢鳴
NTT	×	×	工事事業者	(株)愛宕町水道
電力	×	×	主任技術者	審査 且矩
ガス管	○	×		
下水道管	○	○	しゅん工年月日	

給水装置工事設計図

Aタイプ　平　面　図

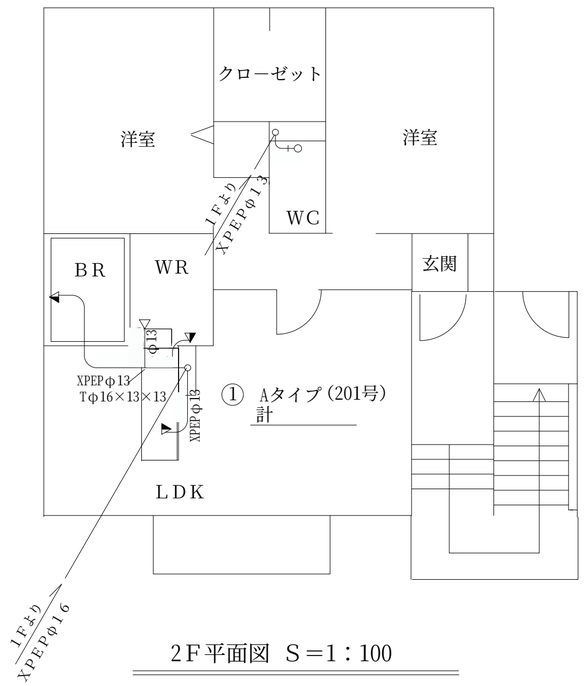

2Ｆ平面図　Ｓ＝1：100

Bタイプ　平　面　図

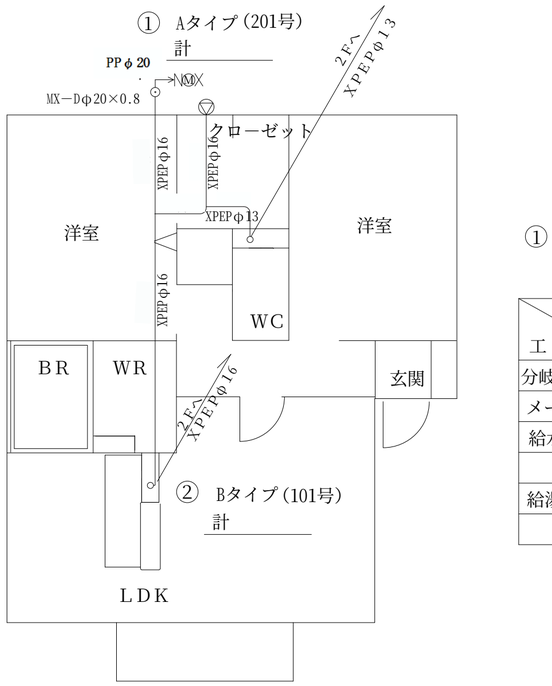

1Ｆ平面図　Ｓ＝1：100

① Aタイプ(201号)
計

工種＼数量	既設 口径	既設 個数	新設 口径	新設 個数	撤去 口径	撤去 個数	合計 口径	合計 個数
分岐取出			φ７５	−			φ７５	−
メーター			φ２０	−			φ２０	−
給水栓			φ１３	5			φ１３	5
〃								
給湯器具等			φ１３	1			φ１３	1

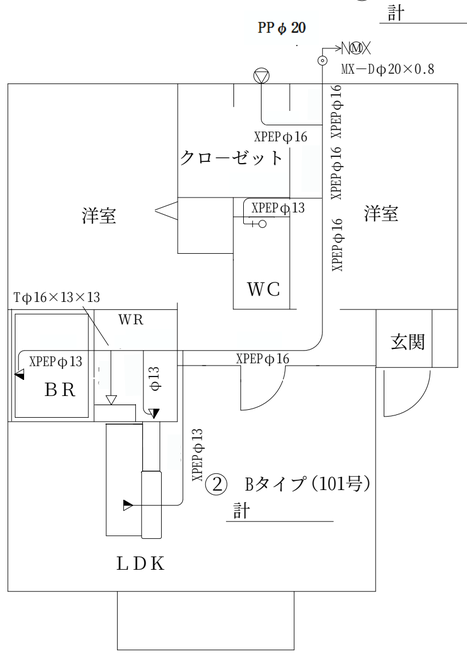

1Ｆ平面図　Ｓ＝1：100

② Bタイプ(101号)
計

工種＼数量	既設 口径	既設 個数	新設 口径	新設 個数	撤去 口径	撤去 個数	合計 口径	合計 個数
分岐取出			φ２０	−			φ２０	−
メーター			φ２０	−			φ２０	−
給水栓			φ１３	5			φ１３	5
〃								
給湯器具等			φ１３	1			φ１３	1

専 私.予.消.特

Ｓ＝1：100

2/3

① Aタイプ(201号)
計

② Bタイプ(101号)
計

収受Ｎｏ.

地下埋設物		
種類	道路	宅内
ＮＴＴ	×	×
電力	×	×
ガス管	○	×
下水道管	○	○

装置場所	盛岡市愛宕町６-
申込者	給水　暢鳴
工事事業者	㈱愛宕町水道
主任技術者	審査　且矩
しゅん工年月日	

給水装置工事設計図

Cタイプ　平 面 図

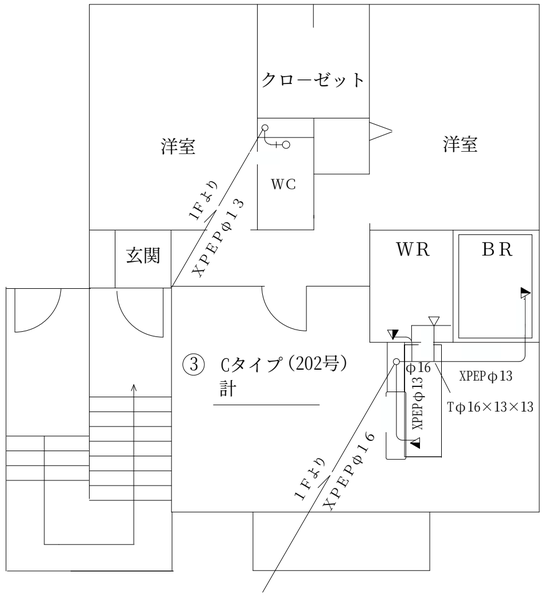

2F平面図　S＝1：100

Dタイプ　平 面 図

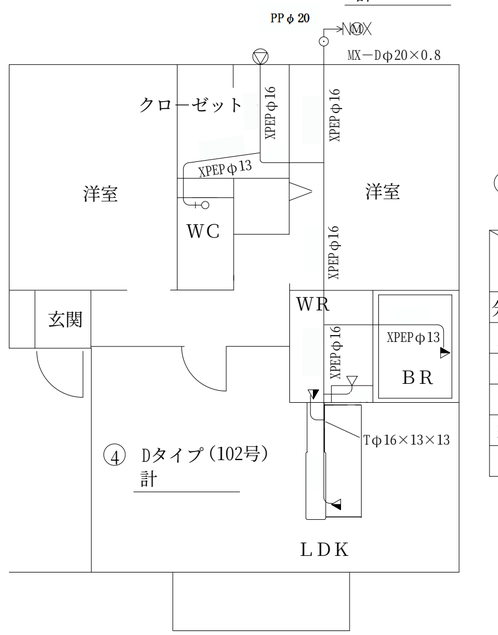

1F平面図　S＝1：100

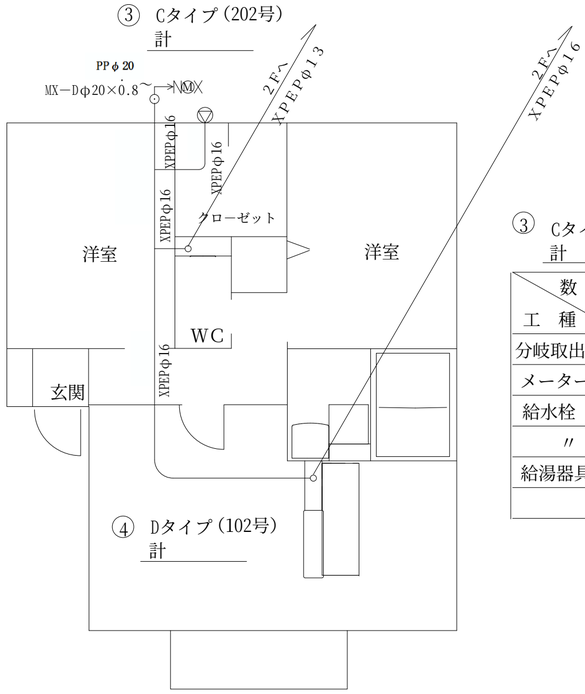

1F平面図　S＝1：100

③ Cタイプ(202号)
計

工種＼数量	既設 口径	既設 個数	新設 口径	新設 個数	撤去 口径	撤去 個数	合計 口径	合計 個数
分岐取出			φ２０	－			φ２０	－
メーター			φ２０	－			φ２０	－
給水栓			φ１３	５			φ１３	５
〃								
給湯器具等			φ１３	１			φ１３	１

④ Dタイプ(102号)
計

工種＼数量	既設 口径	既設 個数	新設 口径	新設 個数	撤去 口径	撤去 個数	合計 口径	合計 個数
分岐取出			φ２０	－			φ２０	－
メーター			φ２０	－			φ２０	－
給水栓			φ１３	５			φ１３	５
〃								
給湯器具等			φ１３	１			φ１３	１

専 私.予.消.特

S＝1：100

3/3

③ Cタイプ(202号)
計
④ Dタイプ(102号)
計

収受Ｎｏ.

地下埋設物			装置場所	盛岡市愛宕町６-
種類	道　路	宅　内	申込者	給水　暢鳴
ＮＴＴ	×	×	工事事業者	㈱愛宕町水道
電力	×	×	主任技術者	審査　且矩
ガス管	○	×		
下水道管	○	○	しゅん工年月日	

給水装置工事しゅん工図

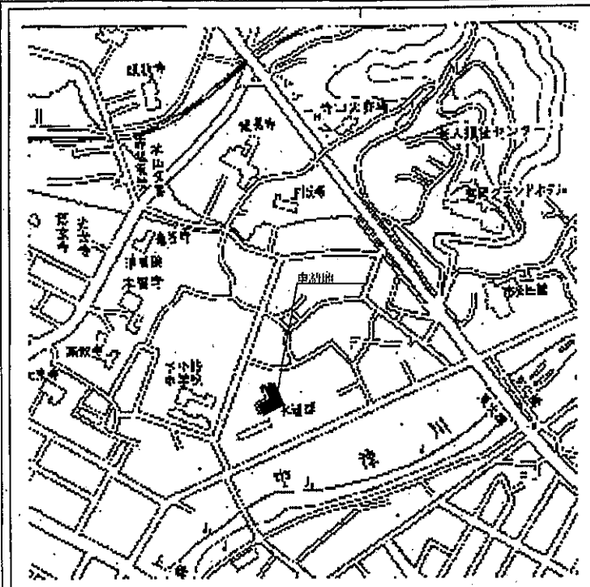

位 置 図

（平面図・立面図ともに，メーター先の水抜栓まで表示して下さい。）

立 面 図

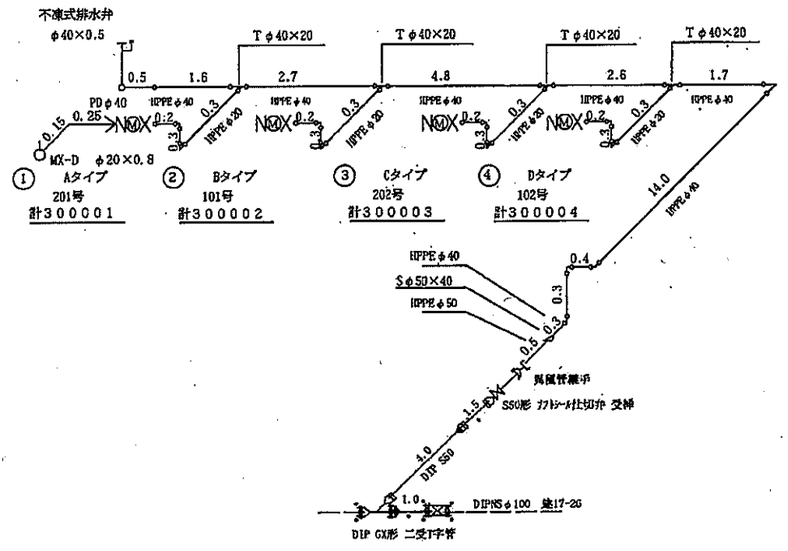

2階平面図 S＝1：200

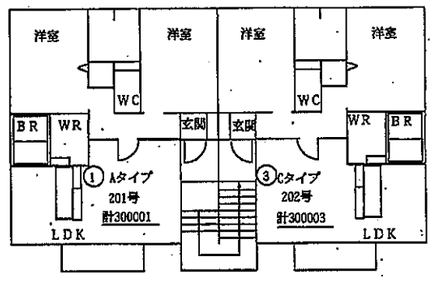

1階平面図 S＝1：200

計 333333

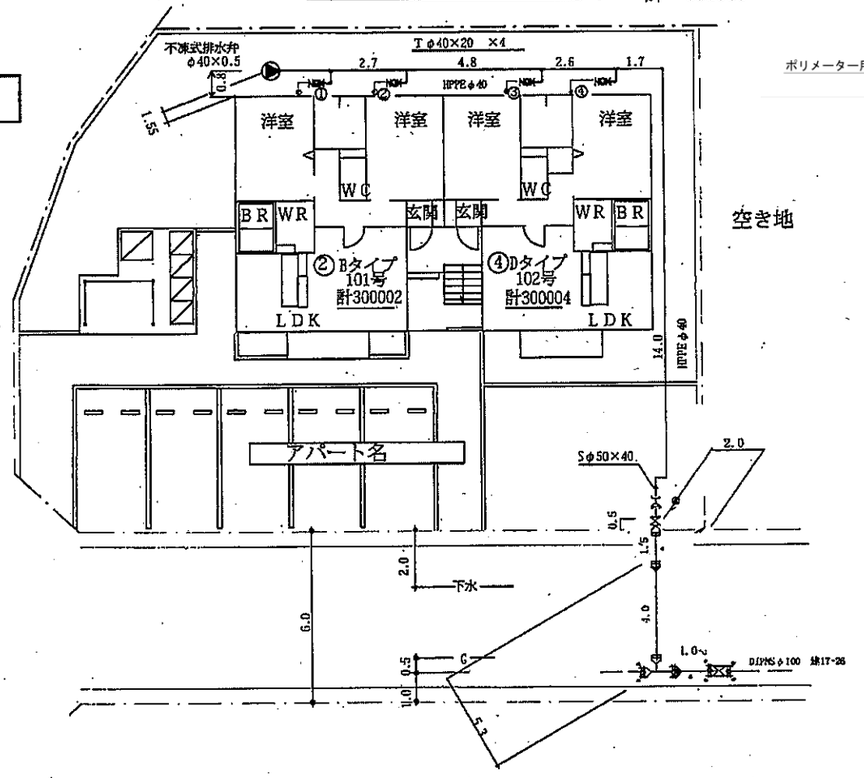

計222222

排水弁室構造図 S＝1：30

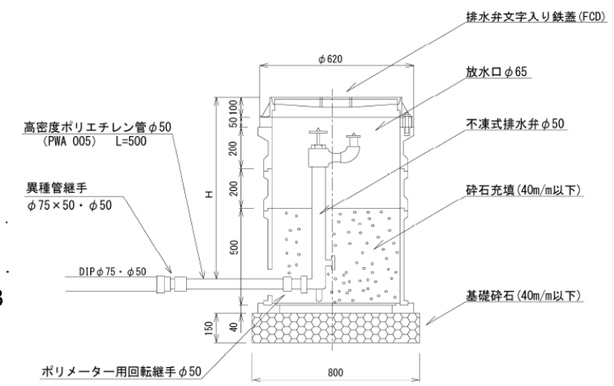

横断面図 1：100

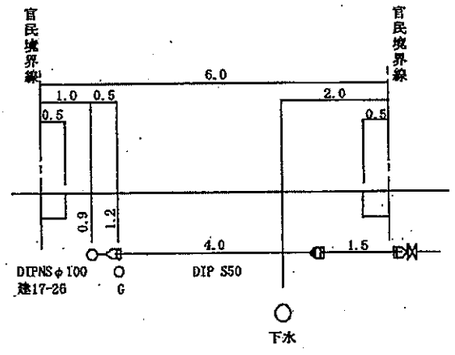

㊫私.予.消.特	
計300001～計300004	
S＝図示	

1/3

幹栓 ①

① Aタイプ(201号) 計 300001
② Bタイプ(101号) 計 300002
③ Cタイプ(202号) 計 300003
④ Dタイプ(102号) 計 300004

収受No.K444, S555～557

地下埋設物	道路	宅内
種類		
NTT	×	×
電力	×	×
ガス管	○	×
下水道管	○	○

装置場所	愛宕町6－8
申込者	給水 暢鳴
工事事業者	㈱愛宕町水道
主任技術者	審査 旦矩
しゅん工年月日	

給水装置工事しゅん工図

Aタイプ　平面図

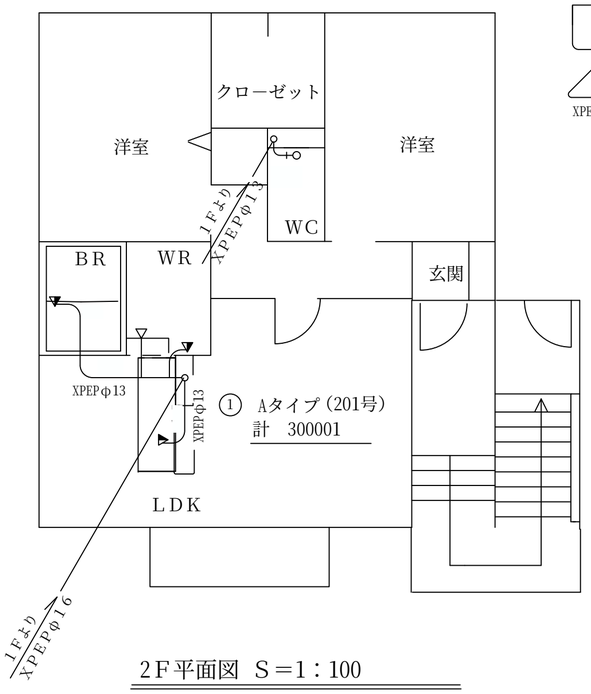

2F平面図　S＝1：100

給水配管立面図

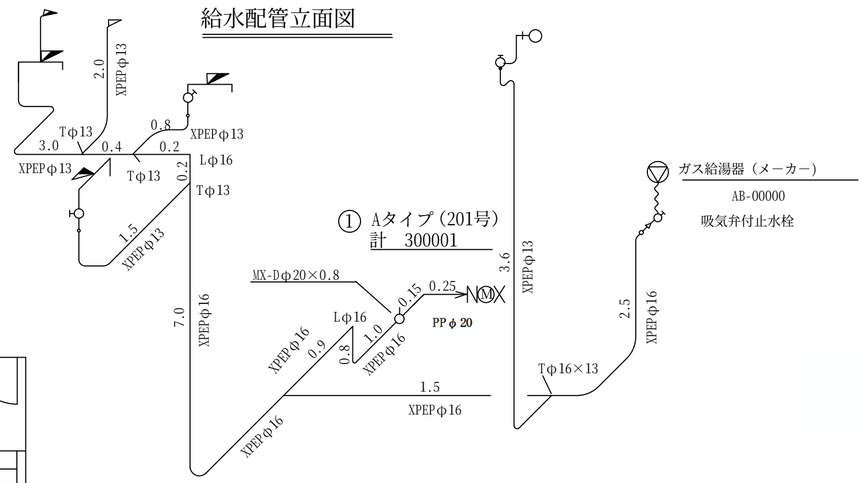

給湯配管立面図

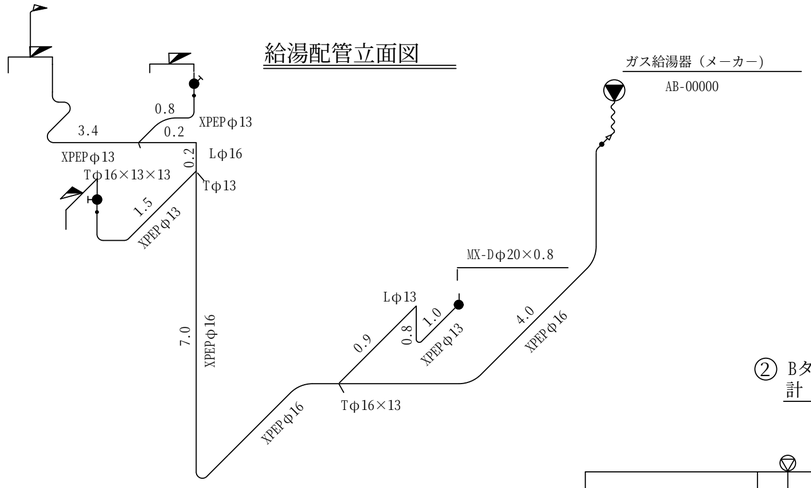

① Aタイプ（201号）
計　300001

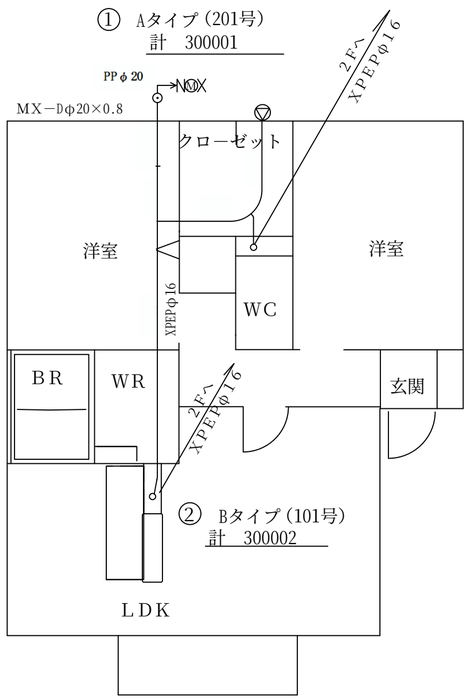

工　種	口径	数量
分岐取出	φ75	—
メータ	φ20	—
給水栓	φ13	5
〃		
給湯器具等	φ13	1

1F平面図　S＝1：100

Bタイプ　平面図

給水配管立面図

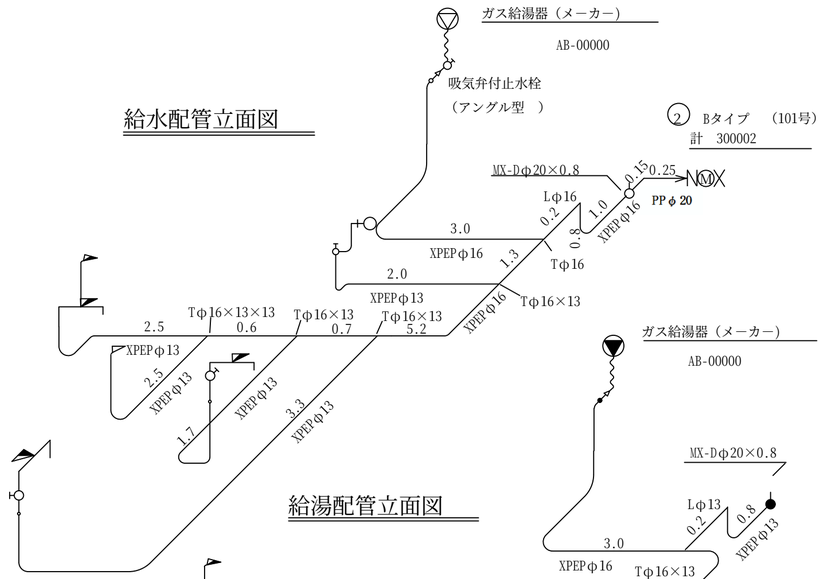

給湯配管立面図

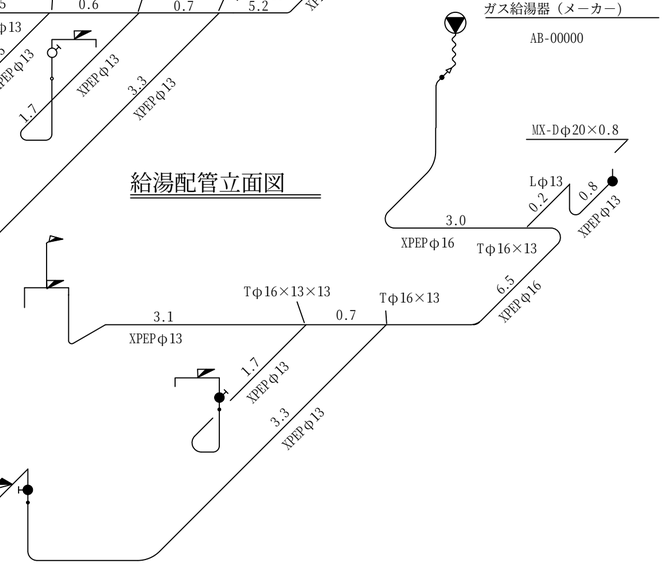

② Bタイプ（101号）
計　300002

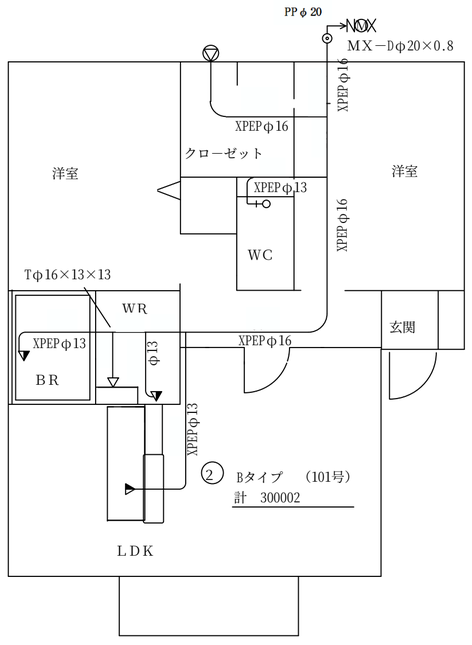

工　種	口径	数量
分岐取出	φ20	—
メータ	φ20	—
給水栓	φ13	5
〃		
給湯器具等	φ13	1

1F平面図　S＝1：100

㊨私.予.消.特	
計　300001 計　300002	
S＝1:100	

2/3

① Aタイプ（201号）
計　300001

② Bタイプ（101号）
計　300002

収受No.K444、S555

地下埋設物			装置場所	盛岡市愛宕町６-８
種類	道路	宅内	申込者	給水　暢鳴
NTT	×	×	工事事業者	㈱愛宕町水道
電力	×	×	主任技術者	審査　且矩
ガス管	○	×		
下水道管	○	○	しゅん工年月日	

給水装置工事しゅん工図

Cタイプ　平 面 図

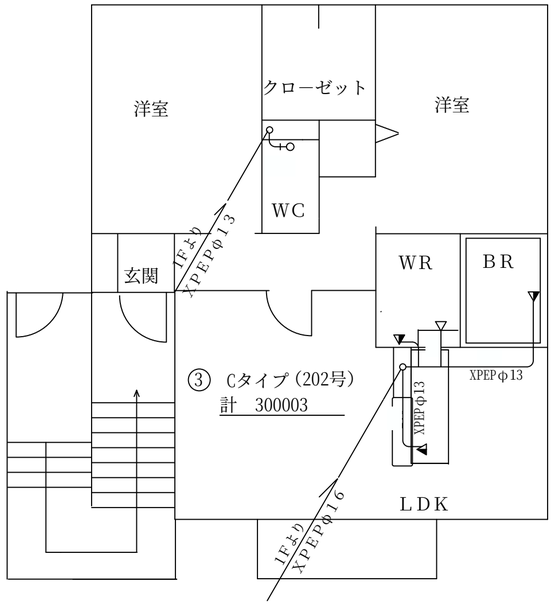

2Ｆ平面図　Ｓ＝1：100

給水配管立面図

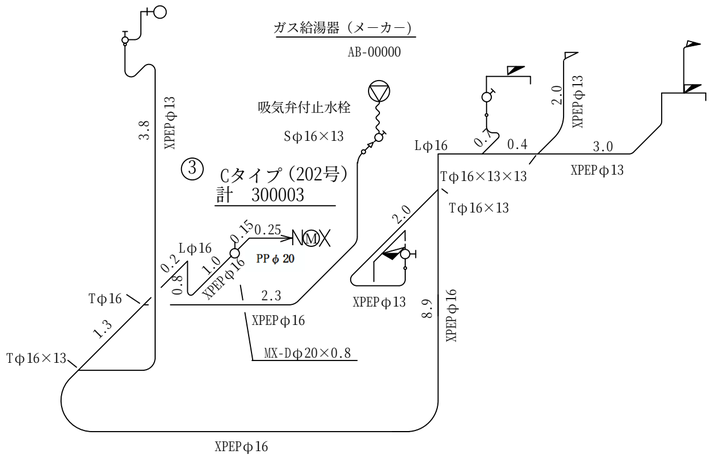

給湯配管立面図

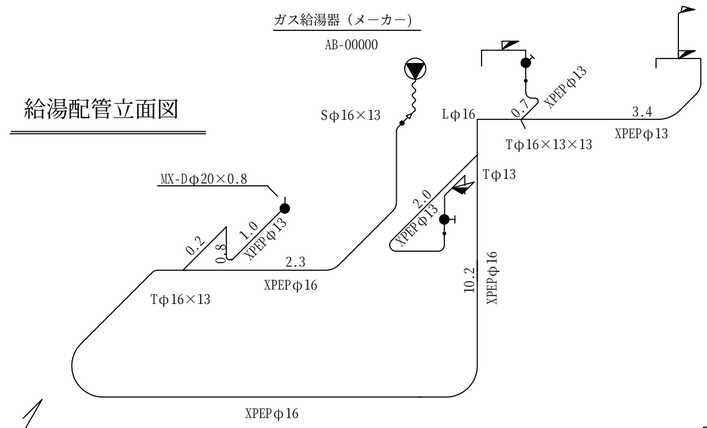

③ Cタイプ（202号）
計　300003

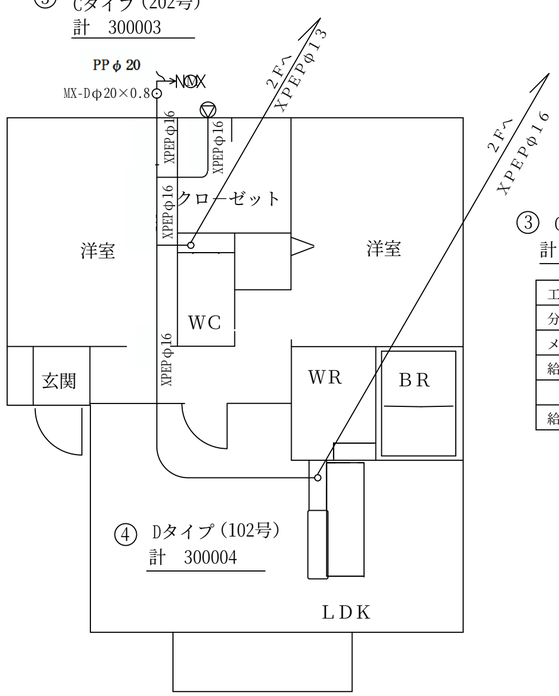

1Ｆ平面図　Ｓ＝1：100

工　種	口径	数量
分岐取出	φ２０	－
メ　ー　タ	φ２０	－
給　水　栓	φ１３	5
〃		
給湯器具等	φ１３	1

Dタイプ　平 面 図

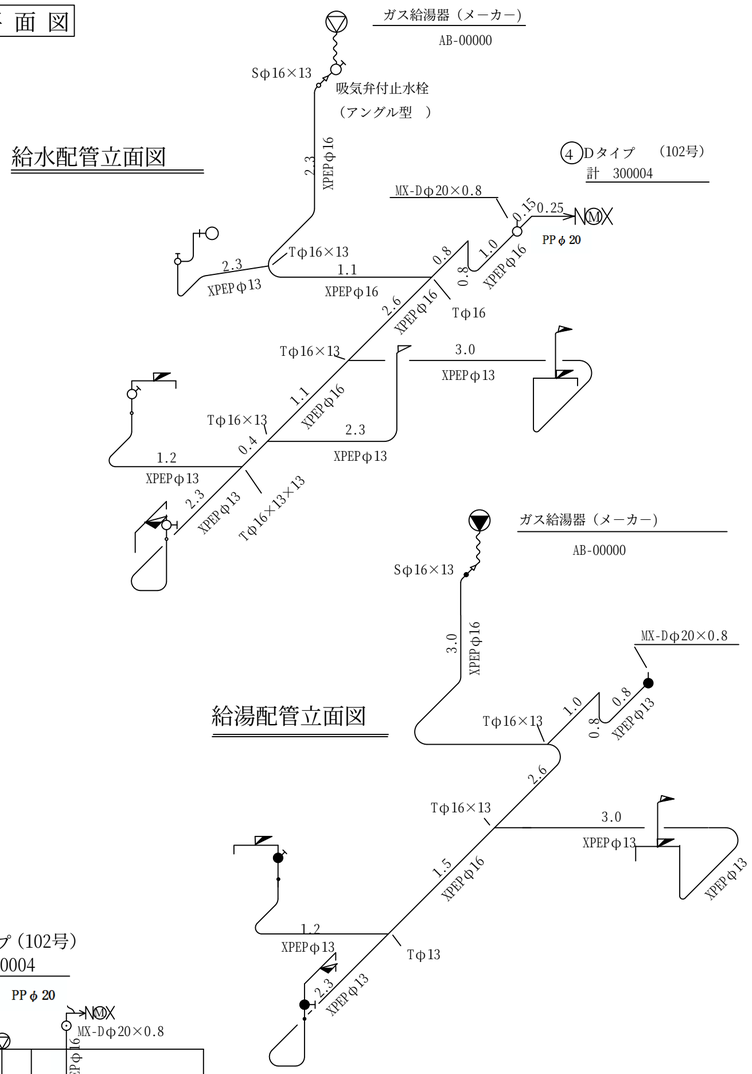

④ Dタイプ（102号）
計　300004

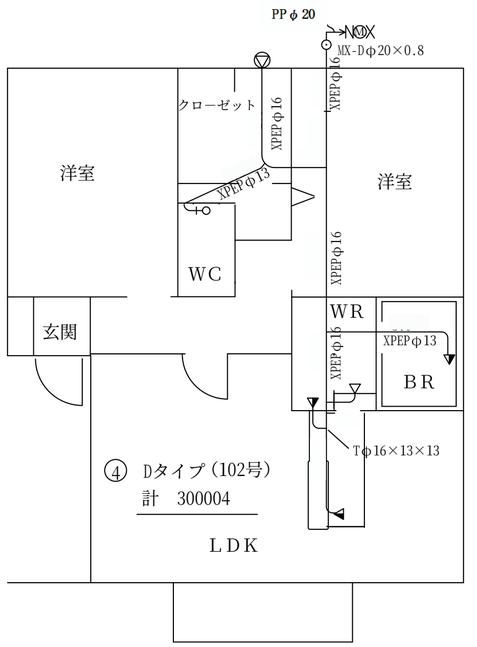

1Ｆ平面図　Ｓ＝1：100

④ Dタイプ（102号）
計　300004

工　種	口径	数量
分岐取出	φ２０	－
メ　ー　タ	φ２０	－
給　水　栓	φ１３	5
〃		
給湯器具等	φ１３	1

専 私.予.消.特
計　300003
計　300004
Ｓ＝1：100

3/3

③ Cタイプ（202号）
計　300003

④ Dタイプ（102号）
計　300004

収受Ｎｏ．Ｓ556～Ｓ557

地下埋設物			装置場所	盛岡市愛宕町６-８
種　類	道　路	宅　内	申込者	給水　暢鳴
ＮＴＴ	×	×	工事事業者	㈱愛宕町水道
電力	×	×	主任技術者	審査　且矩
ガス管	○	×	しゅん工年月日	
下水道管	○	○		

1 鉛製給水管使用のお知らせ

1 鉛製給水管が使用されている可能性があります

盛岡市上下水道局では、給水装置の中で鉛製給水管を使用している住宅の水道所有者へ個別周知を実施しております。上下水道局に保存されている水道図面を確認したところ、お客様の住宅に鉛製給水管が使用されている可能性があります。

2 鉛製給水管とは？

鉛製給水管とは、鉛で出来た給水管で、柔らかく加工し易いことから、盛岡市では平成元年頃まで宅地内へ引き込まれている給水管に使用されてきました。しかし、水質上の問題や漏水の発生が多いこと、新しい材料の開発に伴い使用されなくなりました。

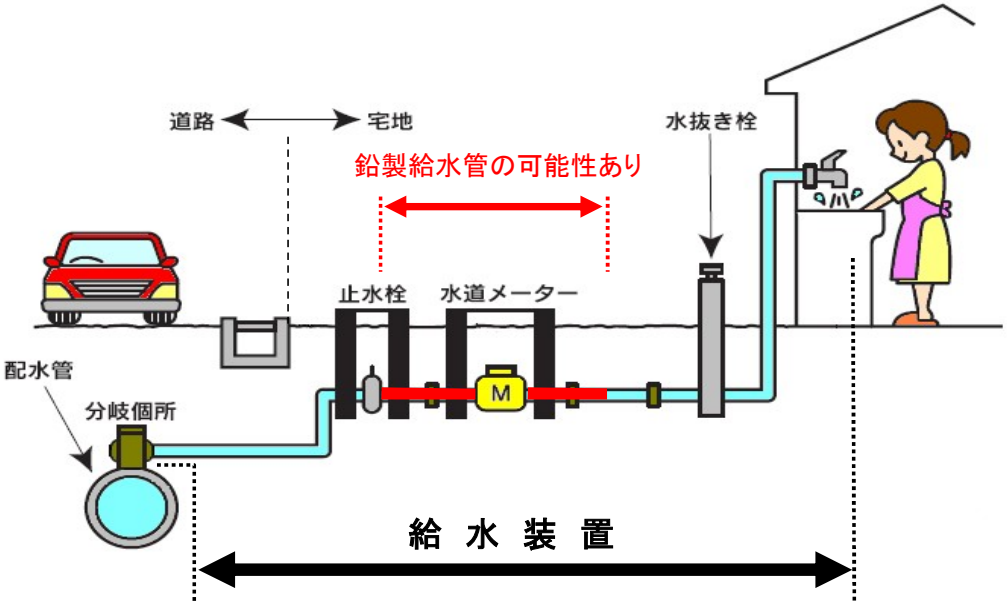

3 鉛製給水管の問題点について

(1) 朝一番に使う水や旅行などで長期間水道を使わなかった場合は、水道水に微量の鉛が溶け出している可能性があります。(常時使用するための水質基準は満たしているので、安心してご使用いただけます)

⇒ 使い始めの水は、念のためバケツ1杯程度(約10リットル)を飲み水以外の用途にお使いください。

※鉛は蓄積性があり、血液中の鉛濃度が高くなると、神経系の障害、頭痛、貧血などの中毒症状を起こすことがあると言われています。

(2) 鉛製給水管は加工がし易い分強度が低く腐食しやすいため、漏水の原因となる可能性があります。

⇒ 鉛製給水管を別の管に取り替え工事をすることで、漏水を防ぐことができます。

4 布設替え検討のお願い

給水装置はお客様の財産であるため、維持管理はお客様自身が行うことになります。

盛岡市上下水道局では、お客様自身が行う鉛製給水管の取り替え工事に対して、補助金制度を設けております。裏面の補助制度内容をご参考のうえ、鉛製給水管の取り替えを、ぜひご検討ください。**※本案内は補助制度を用いての布設替え工事を強制するものではありません。**

2 補助金制度のご案内
～工事金額の80%補助（最大40万円まで）～

※本案内は補助制度を用いての布設替え工事を強制するものではありません。

1 補助金制度について

給水装置にある鉛製給水管の取り替え工事に対し、一定の要件を満たす場合に、取り替え工事の内容に応じて、工事費の一部を補助する制度です。

2 補助金の対象となる取り替え工事

次の①、②全てに該当する工事が対象となります。
① 以下のどちらかの工事であること
（1）分岐口径や水道メーターの増径を伴わない工事であること
（2）分岐口径や水道メーターの増径を伴うが、増径後の口径が20mm以下の工事であること
② 取り替え工事の施工後に鉛製給水管が残っていないこと

3 補助金を受け取ることができる方

次の①～③全てに該当する方が対象となります。
① 個人及び法人（国、地方公共団体及び独立行政法人を除く）であること
② 上下水道局の承認を受けている工事（軽微な修繕工事を除く）であること
③ 水道料金を滞納していないこと

4 補助金の交付額

補助金の交付額は、工事金額（「工事事業者見積額」と「上下水道局における経費算定額」を比較し、どちらか安価な方の金額）の80%に相当する額で、限度額は40万円です。ただし、舗装や工作物に係る経費は補助金の対象外です。

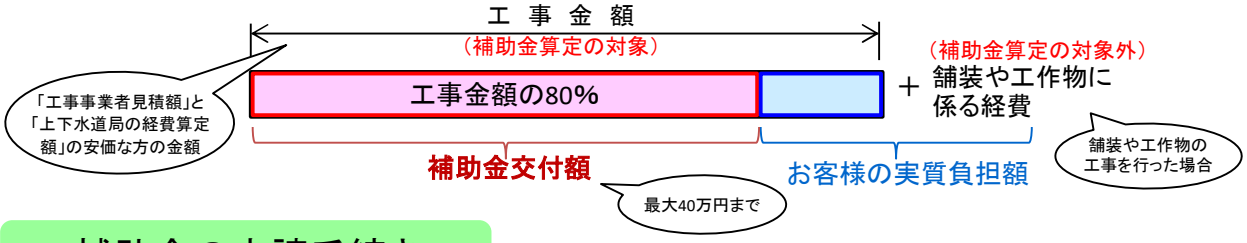

5 補助金の申請手続き

鉛製給水管の取り替え工事をお考えの場合は、**お近くの盛岡市指定給水装置工事事業者へご相談ください。**盛岡市指定給水装置工事事業者が代行して申請手続きを行います。
※事業者によって見積金額に差がありますので、複数の事業者から見積を取って比較してください。
※見積に際して出張料が発生する場合がありますので、事前にご確認ください。

盛岡市上下水道局ホームページ「みずの輪」内下段の『お客さまへ』→ ページ右下『盛岡市指定給水装置工事事業者』に、地域ごとの業者一覧を掲載しております。

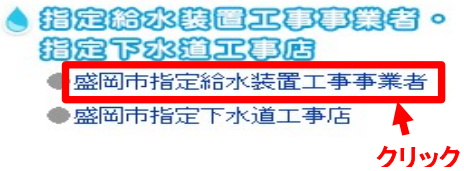

【お問い合わせ・ご相談先】
●盛岡市上下水道局給排水課サービス係
［TEL］019-623-1423
●盛岡市上下水道局ホームページ「みずの輪」
［URL］https://www.morioka-water.jp

＜鉛製給水管布設替え工事費補助金交付申請フロー＞

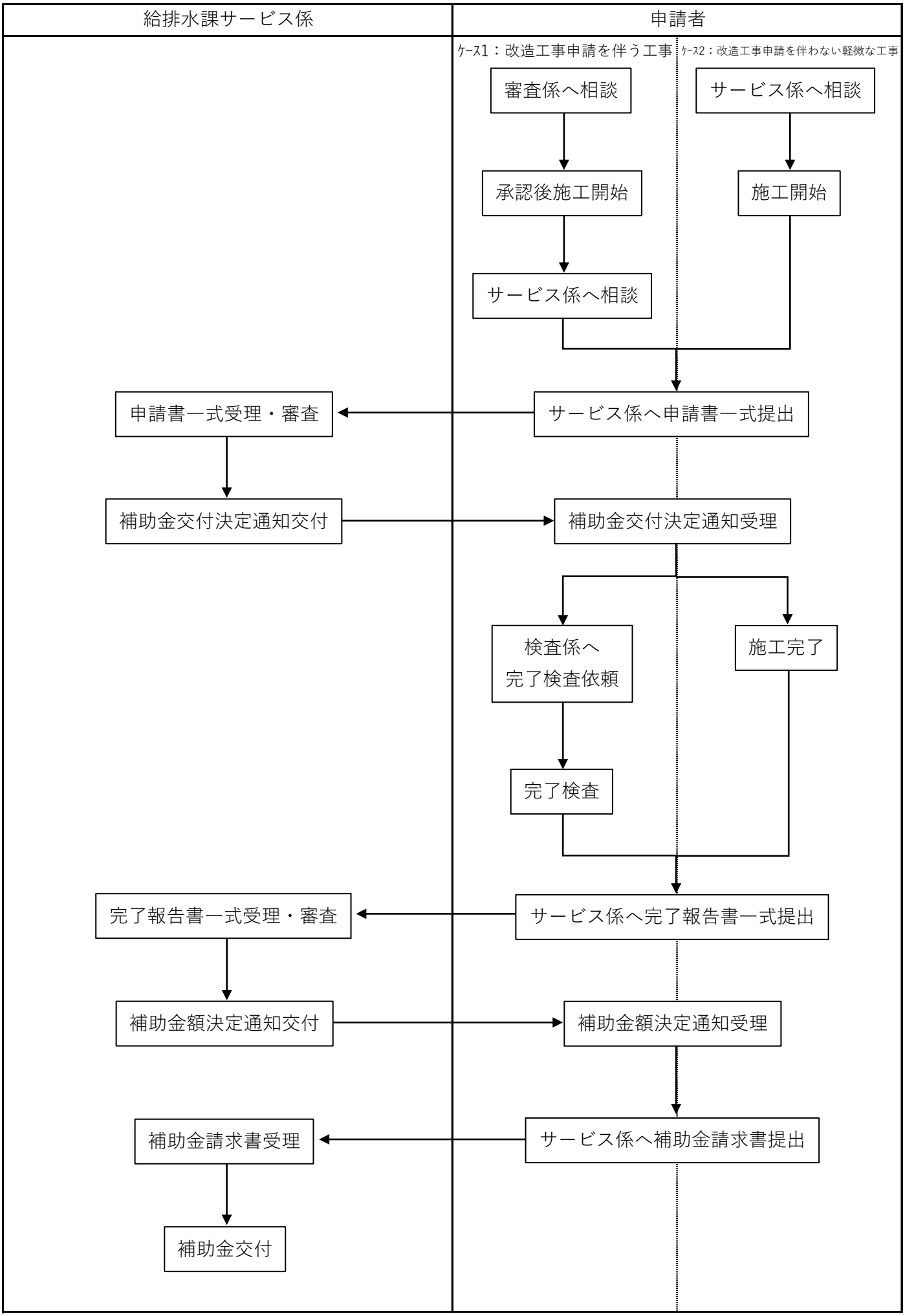

給水装置工事について

上下水道局給排水課

電話　019-623-1424

1　給水装置工事の費用について

給水装置工事の費用には次のものがあり、お客様の負担となります。

(1)　工事費

給水装置工事は、盛岡市指定給水装置工事事業者とお客様との契約となりますので、工事事業者に工事の内容や要望等を伝えた上で見積りをお取りください。

(2)　給水装置工事に係る手数料

給水装置工事の申込みの際に設計審査手数料が、完了検査の申込みの際に完了検査手数料がそれぞれかかります。

工事種別	分 岐 口 径	設計審査手数料(円)	完了検査手数料(円)
新　設	φ25㎜以下	2,500	5,000
	φ30～50㎜	4,000	8,500
	φ75㎜以上	6,500	14,000
改　造		2,000	4,000
撤　去		1,000	2,000
写真検査			2,000

※ 分岐口径とは、配水管等から分岐する給水管の口径のことをいいます。

(3)　加入金（R1.10.1～）

給水装置の新設工事やメーターの口径を大きくする改造工事の場合には、加入金がかかります。

1）新設工事の場合

メーターの口径に応じた額となります。

2）メーターの口径を大きくする改造工事の場合

工事後のメーター口径の加入金と工事前のメーター口径の加入金の差額がかかります。

	メーター口径	金　　額（円）　※消費税等を含む
加　入　金	φ13㎜	47,300 円
	φ20㎜	129,800 円
	φ25㎜	220,000 円
	φ30㎜	336,600 円
	φ40㎜	669,900 円
	φ50㎜	1,151,700 円
	φ75㎜	3,103,100 円
	φ100㎜	6,364,600 円
	φ150㎜	17,567,000 円

※ 新設工事や改造工事と撤去工事を同時に申請する場合には、加入金が減額となることがあります。

※ メーター口径を小さくする改造工事の場合には、既に納めた加入金は返還いたしません。

２　給水装置工事資金融資制度について

自家用水道や専用水道から市水道に変えようとする給水装置工事や、トイレの水洗化に伴って給水管等の増径をしようとする給水装置工事等を行う場合に、融資する制度があります。

３　私設配水管等設置費補助金交付制度について

私道内に共同で水道管を設置する場合、共同で私道内の水道管の増径等をする場合、私道内の石綿セメント管である給水管を所有者が布設替えする場合に、補助金を交付する制度があります。

４　道路の掘削規制について

県・市道については、12月中旬～３月末の冬季期間は原則として掘削規制となります。また、それ以外にも掘削規制となっている箇所がありますので、道路掘削が伴う場合はご注意ください。

５　マンション等の水道料金について

マンション等の水道料金は、基本的には盛岡市上下水道局で貸与するメーター（親メーター）で検針した水量に基づき算定し、建物を所有される方等から徴収することとなりますが、一定の要件の下で料金負担を一般住宅の標準程度とする認定制度があります。詳細については、盛岡市上下水道局のホームページをご覧いただくか、盛岡市上下水道局お客さまセンターにお問合せください。

《集合住宅の認定制度の概要》

受水槽式（一括請求）集合住宅	１　親メーターにより計量する集合住宅。 ２　親メーターの口径にかかわらず、入居者戸数にφ20㎜の基本料金を乗じた額を基本料金とし、親メーターにより検針した水量を、各戸が均等に使用したものとみなして算定した額を従量料金として徴収する。
受水槽式（各戸請求）集合住宅	１　各戸に子メーターを設置し、子メーターの指針を１箇所で確認できる装置（集中検針盤）により計量する集合住宅。 ２　集中検針盤の表示装置と同階に受入箱を設置する。 ３　子メーターの設置と検定期限満了等による交換は、所有者が行う。 ４　盛岡市上下水道局が、親メーターと子メーターの検針を行う。 ５　子メーターの口径により料金を算定し、各戸の使用者から徴収する。 ６　親メーターにより検針した水量が子メーターの合計水量よりも多い場合は、所有者等から徴収する。

６　中高層建物において直結増圧式の給水を行う場合の水道料金について

直結増圧式の場合は、親メーターと同時に各戸（各部屋）に子メーターを貸与し、子メーターの検針水量により各戸へ料金徴収を行います。共同で使用する散水栓や漏水等により親メーターの数値が子メーターの数値の合計より多くなる場合は、その分について建物を所有者等から徴収することとなります。詳細については、盛岡市上下水道局のホームページをご覧いただくか、盛岡市上下水道局お客さまセンターにお問合せください。

～ 給水装置工事資金融資のご案内 （令和２年度）～

１．融資の対象となる給水装置工事について

（１）市水道使用の用途が一般用で、メーターの口径が２０mm以下であること。

（２）次のいずれかの工事であること。

ア　既存の建築物で使用している自家用水道又は専用水道を市水道に変えようとする工事

イ　トイレの水洗化に伴い現在の給水管等を増径しようとする工事

ウ　現在、共同で使用している共用給水装置をそれぞれの専用給水装置に変えようとする工事

（３）給水装置工事費等の要件

ア　戸建て住宅等の場合は給水装置工事費（補助金を除く。）が１０万円以上であること。

イ　共同住宅の場合は全戸についての給水装置工事であり、１棟の戸数が４戸以上のもので１戸当たりの給水装置工事費（補助金を除く。）が１０万円以上であること。

２．融資を受けることができる人の資格について

（１）既存の建築物の所有者又は占有者（個人に限る。）で、当該給水装置工事について上下水道局の承認を受けていること。

（２）占有者の場合は、当該給水装置工事について、土地、建物の所有者の承諾を得ていること。

（３）市税、水道料金を滞納していないこと。

（４）当該給水装置工事について、他の融資制度を利用しないこと。

（５）表－１の市町村の区域内に住所を有していること。

（６）表－１の市町村の区域内に住所を有している連帯保証人が１名いること。ただし、資金の融資を受ける人と生計を一つにする人は、連帯保証人にはなれません。

表－１

盛岡市　久慈市　花巻市　遠野市　八幡平市　滝沢市　雫石町　葛巻町　岩手町　紫波町 矢巾町　田野畑村　普代村　野田村　洋野町

（７）盛岡信用金庫が必要と認める要件を満たしていること。

３．融資の条件について

（１）融資額の範囲

ア　戸建て住宅等の場合は給水装置工事費（補助金を除く。）以内の１万円単位の額で、１０万円以上８０万円以内の額となります。

イ　共同住宅の場合は給水装置工事費（補助金を除く。）の２分の１以内の１万円単位の額で、その額が一戸当たり８０万円を超える場合は８０万円に戸数を乗じた額が上限となります。

（２）融 資 利 息　　無利息

（３）融 資 期 間　　５４ヶ月以内

（４）償 還 方 法　　元金均等月賦償還（月毎の返済額については、盛岡信用金庫にお問い合わせ下さい。）

（５）取扱金融機関　盛岡信用金庫本店又は各支店

４．申込みの方法について

給水装置工事の承認を受けた後、「盛岡市給水装置工事資金融資申込書」に、次の書類を各１通添えて盛岡市指定給水装置工事事業者を通じ、上下水道局給排水課審査係にお申込み下さい。その後、連帯保証人と一緒に盛岡信用金庫にて申込手続きを行ってください。なお、完成した給水装置工事については、融資の申込みはできません。

① 給水装置工事承認書の写し

② 工事見積書の写し

③ 申込者及び連帯保証人の印鑑登録証明書

④ 申込者及び連帯保証人の前年度の納税証明書（住民税、固定資産税、都市計画税）

⑤ その他管理者または盛岡信用金庫が必要と認める書類

５．融資の決定と融資について

（１）融資を決定した場合は「盛岡市給水装置工事資金融資可否決定通知書」を送付します。融資決定通知を受取り次第、工事の着工を盛岡市指定給水装置工事事業者に依頼してください。

（２）工事の完了検査後、　連帯保証人と一緒に盛岡信用金庫本支店で契約手続きをしてください。

（３）融資の期日は、毎月５日、２０日となります。（当該日が休日の場合は、次の営業日）

（４）融資の金額は、給水装置工事を施工する盛岡市指定給水工事事業者に直接払い込まれます。

（５）融資の時期は、給水装置工事が完成し、検査に合格した後となります。

６．融資の返済について

（１）融資の返済は、申込者が盛岡信用金庫に預金口座をつくり、毎月返済期日ごとに返済金が口座から自動的に引き落とされることになります。

（２）融資を受けた人が分割償還金を所定の償還期限までに償還しなかった場合は、遅延した日数に応じて遅延した元金の額に年13%の割合を乗じた額の延滞利息を支払わなければなりません。

[返済例]（実際の返済額とは異なる場合があります。）

融資額	月（回数）	1	2	3	～	52	53	54	計
10万円	返済額	1,900 円	1,900 円	1,900 円		1,900 円	1,200 円	円	100,000 円
20万円	返済額	3,700 円	3,700 円	3,700 円		3,700 円	3,700 円	3,900 円	200,000 円
30万円	返済額	5,600 円	5,600 円	5,600 円		5,600 円	5,600 円	3,200 円	300,000 円
40万円	返済額	7,400 円	7,400 円	7,400 円		7,400 円	7,400 円	7,800 円	400,000 円
50万円	返済額	9,300 円	9,300 円	9,300 円		9,300 円	9,300 円	7,100 円	500,000 円
60万円	返済額	11,100 円	11,100 円	11,100 円		11,100 円	11,100 円	11,700 円	600,000 円
70万円	返済額	13,000 円	13,000 円	13,000 円		13,000 円	13,000 円	11,000 円	700,000 円
80万円	返済額	14,800 円	14,800 円	14,800 円		14,800 円	14,800 円	15,600 円	800,000 円

融資についてのお問い合わせ、ご相談は下記までお願いします。

盛岡市上下水道局給排水課審査係
℡ 019(623)1411（内線6137、6138）　〒020-0013 盛岡市愛宕町６番８号
各盛岡市指定給水装置工事事業者
上下水道局ホームページ等をご覧ください。

別紙　分岐工事又は撤去工事等の施行に関する現地立ち会いについて

１．現地立ち会いを実施しないことができる工事

次の**要件全て**を満たす工事は、基本的に現地立ち会いを実施しません。

① **サドル付分水栓による分岐工事**であること。

② 分岐する配水管の管種は**ダクタイル鋳鉄管**であること。

③ 事前調査により、**埋設物**の種類、布設位置、口径等が**明確**であること。

２．提出して頂く書類等の内容

現地立ち会いを実施しない工事については、**給水装置工事しゅん工検査申込時**に、工事が適切に施行されていることが確認できる**書類等**を**提出**して頂きます。

※ 写真は書類等提出の有無にかかわらず撮影するようにして下さい。

※ 黒板の記載様式に指定はありませんので、既存の黒板を使用して下さい。

番号	提出書類等	書類等の内容
1	着手前全景写真	・工事写真撮影用黒板（許可番号及び施工日時記入のもの）が着手前施工箇所と一緒に確認できるものであること。 **【撮影例】** 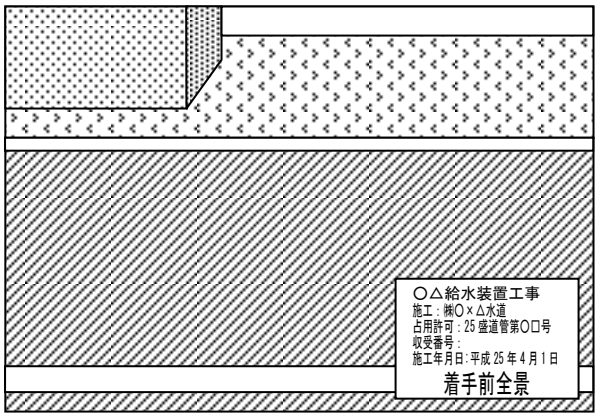
2	サドル付分水栓施工前写真	・設置するサドル付分水栓が、他の給水管の**分岐用具及び配水管継手部の端部から 30ｃｍ以上離れている**ことが確認できるものであること。 ・配水管にポリスリーブが施工されている場合は、サドル付分水栓施工位置でポリスリーブを切断した後、サドル付分水栓設置箇所の配水管が露出するようにポリスリーブを折り返し、ポリスリーブ切断部から地下水等が侵入しないように防食テープで固定していること。 ・配水管のサドル付分水栓設置箇所に付着している泥土等は取り除かれていること。 **【撮影例】** 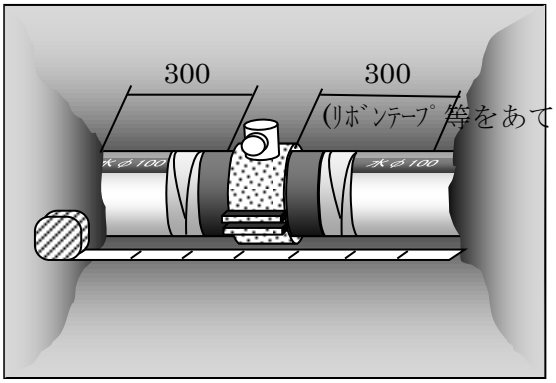

3	サドル付分水栓穿孔状況写真	・穿孔時の切粉をドレン弁から排出しながら施工していることが確認できるよう、**穿孔状況とドレンホースを同時に確認**できるものであること。 **【撮影例】** 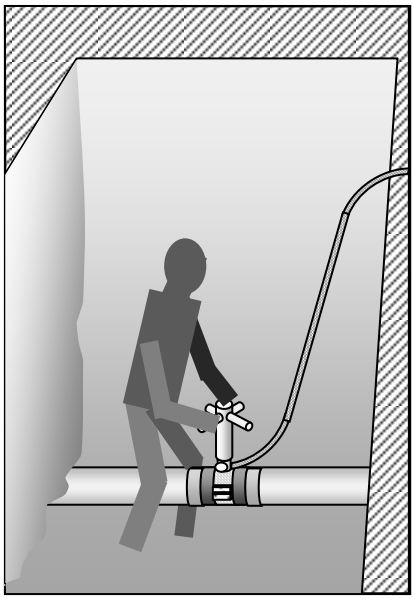
4	コア挿入前写真	・**コア挿入機にコアを取付けた状態**が、工事写真撮影用黒板と一緒に確認できるものであること。 **【撮影例】** 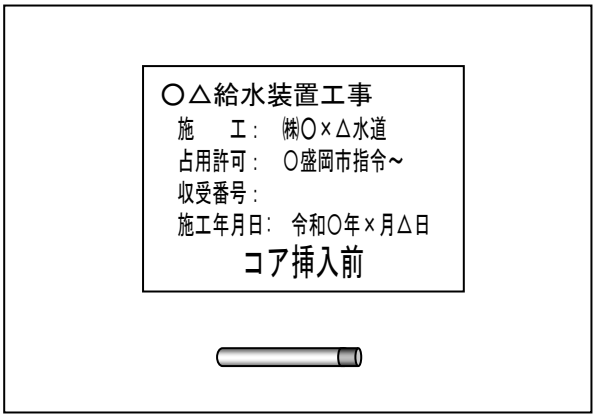
5	コア挿入状況写真	・**コア挿入の作業状況**を確認できるものであること。 **【撮影例】** 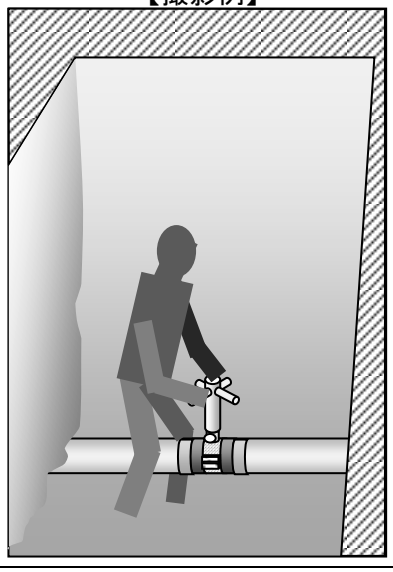

6	コア挿入完了写真	・コア挿入後、**コア挿入機にコアが残っていない**ことを、工事写真撮影用黒板と一緒に確認できるものであること。 **【撮影例】** 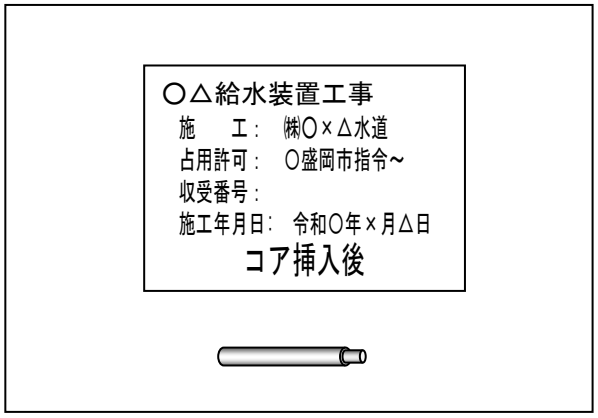
7	防食フィルム施工完了写真	・サドル付分水栓通水後、**サドル付分水栓全体を配水管と共に防食フィルムで被覆**し、地下水等が侵入しないよう**防食テープで固定**していること。 **【撮影例】** 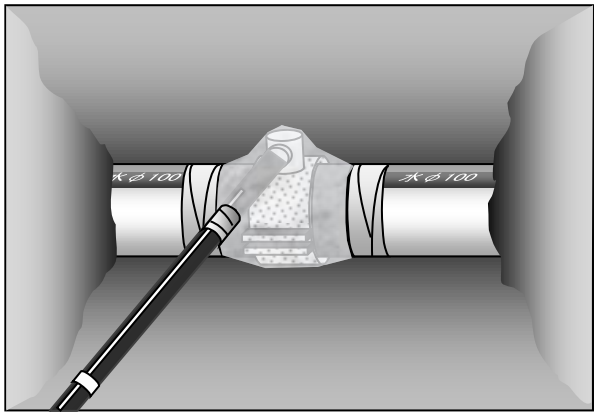
8	埋設シート施工完了写真	・埋設シート設置深さが確認できるものであること。（**土被り 60ｃｍ程度**） **【撮影例】** 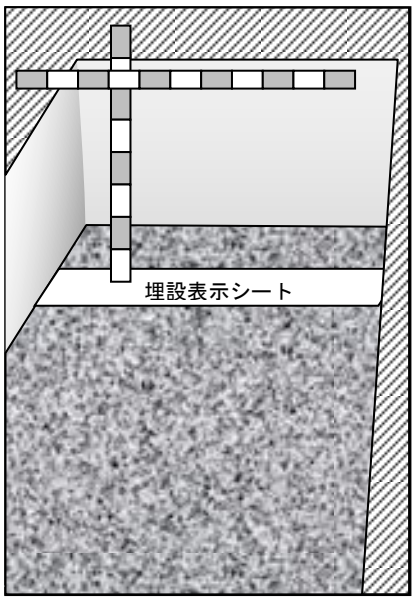

9	完了後全景写真	・工事写真撮影用黒板が施工箇所と一緒に確認できるものであること。 **【撮影例】** 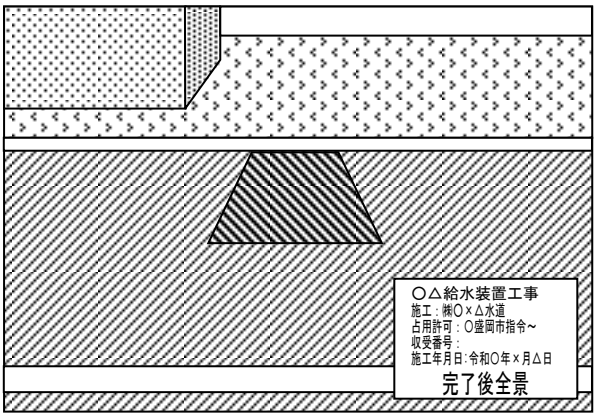
10	配水管等概要図	・掘削により露出した配水管及びその他配管等について、**現地盤からの深さと官民境界からの水平距離**を横断図に記入したもの。(道路占用許可申請図又は給水装置工事設計図へのメモ書きで良い)

１０・５　水理計算事例集

10・５・１　一戸建て住宅（３階建て）の場合 ……190

10・５・２　集合住宅（３階建て）の場合 ……197

10・５・３　一定規模以上の給水用具を有する施設等の場合 ……209

10・５・４　受水槽式の場合 ……224

10・５・５　直結増圧式（集合住宅，５階建て）の場合 ……234

１０－５－１

給水装置工事水理計算例－１

直結直圧式一戸建住宅（３階建て）の場合

水理計算例―１　　一戸建住宅（3階建）の場合　（同時に使用する給水用具を設定して計算する方法）

１．概要図

	給水用器具	吐水量(ℓ/min)	同時使用	同時使用水量
①	ミニキッチン(3F)	8		
②	大便器(3F)	12	◎	12
③	手洗器(3F)	5		
④	散水栓(3F)	15		
⑤	台所流し(2F)	12	○	12
⑥	手洗器(2F)	5		
⑦	洗濯流し(2F)	12		
⑧	シャワー(2F)	8		
⑨	浴　槽(2F)	20	○	20
⑩	洗面器(2F)	8		
⑪	大便器(2F)	12		
⑫	小便器(2F)	12		
⑬	手洗器(2F)	5	○	5
⑭	大便器	12		
⑮	散水栓	15		
同時使用水量　（4栓）				49

全給水用具数　15栓
同時使用給水用具数　４栓

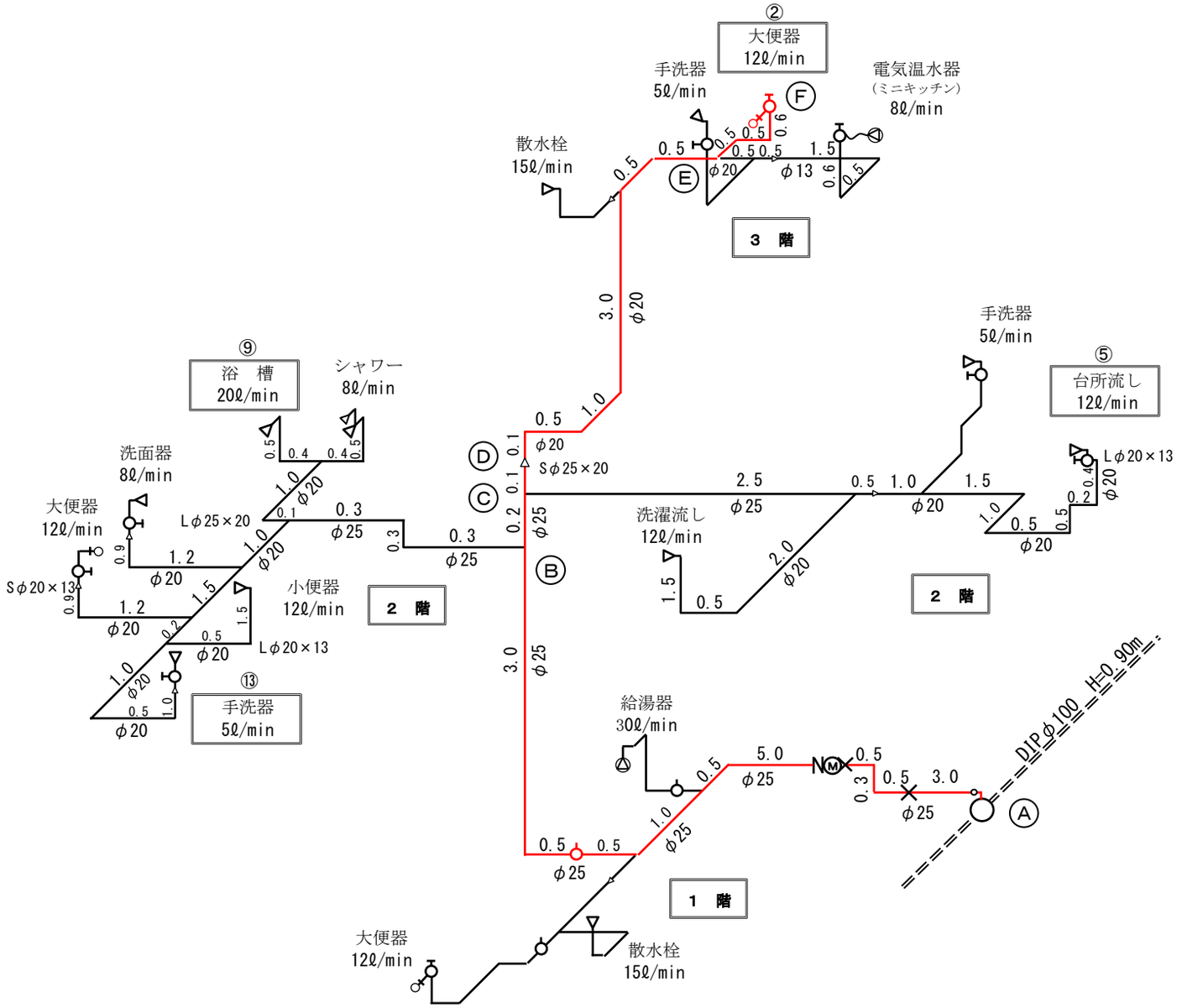

２．設計条件

１）一戸住宅（３階建て）

２）配水管設計水圧：0.20Mpa（水頭20.00ｍ）

３）同時使用水量　：同時に使用する給水用具を設定して計算する。（全給水用具数　15栓）

ア）同時使用水量は，同時に使用する給水用具の種類別吐水量の総和とする。（別表第２を標準とする）

イ）同時使用する給水用具数は，同時使用を考慮した標準給水用具数（別表第３を標準とする）のとおりである。

ウ）同時に使用する給水用具は，上記ア）及びイ）より，標準給水用具数は４箇所，設定給水用具及び各給水用具吐水量は下記のとおりとする。

②	大便器（３Ｆ）	12ℓ/min	49ℓ/min（同時使用水量）
⑤	台所流し（２Ｆ）	12ℓ/min	
⑨	浴　槽（２Ｆ）	20ℓ/min	
⑬	手洗器（２Ｆ）	5ℓ/min	

４）給水用具の損失水頭：各種給水用具の損出水頭は給水用具の種類別直管換算延長により，直管の延長に換算して計算する。（別表第８）

５）配水本管土被り：配水管分岐箇所の土被りは0.9ｍとする。

３．水理計算

１）Ａ～Ｂ区間の損失水頭（ｍ）

① 区間の口径をφ25㎜と仮定する。

② 区間の同時使用水量＝49ℓ/min

③ 区間の直管延長＝3.0＋0.5＋0.3＋0.5＋5.0＋0.5＋1.0＋0.5＋0.5＋3.0＝14.8m

④ 各種給水用具種類別直管換算延長＝50.07ｍ（別紙計算書……給水用具直管換算延長表）

⑤ 動水勾配（‰）（管径φ25㎜の場合）＝135‰（動水勾配早見表：別表第９から）

⑥ 区間の配管損失水頭（ｍ）　＝動水勾配／1,000×（直管延長＋換算延長）＝135／1,000×（14.8＋50.07）＝8.76m

⑦ 区間の高低差（ｍ）＝3.3m

⑧ 区間の総損失水頭（ｍ）　＝配管損失水頭＋高低差＝8.75＋3.3＝12.06m

２）Ｂ～Ｃ区間の損失水頭（ｍ）

① 区間の口径をφ25㎜と仮定する。

② 区間の同時使用水量＝24ℓ/min

③ 区間の直管延長＝0.2m

④ 各種給水用具種類別直管換算延長＝0.27ｍ（別紙計算書……給水用具直管換算延長表）

⑤ 動水勾配（‰）（管径φ25㎜の場合）＝ 39‰（動水勾配早見表：別表第９から）

⑥ 区間の配管損失水頭（m）　＝動水勾配／1,000×（直管延長＋換算延長）＝ 39／1,000×(0.2＋0.27）＝0.02m

⑦ 区間の高低差（m）＝0.2m

⑧ 区間の総損失水頭（m）　＝配管損失水頭＋高低差＝0.02＋0.2＝0.22m

3）Ｃ～Ｄ区間の損失水頭（m）

① 区間の口径をφ25㎜と仮定する。

② 区間の同時使用水量＝12ℓ/min

③ 区間の直管延長＝0.1m

④ 各種給水用具種類別直管換算延長＝0.27m（別紙計算書……給水用具直管換算延長表）

⑤ 動水勾配（‰）（管径φ25㎜の場合）＝ 12‰（動水勾配早見表：別表第９から）

⑥ 区間の配管損失水頭（m）　＝動水勾配／1,000×（直管延長＋換算延長）＝ 12／1,000×(0.1＋0.27）＝0.0m

⑦ 区間の高低差（m）＝0.1m

⑧ 区間の総損失水頭（m）　＝配管損失水頭＋高低差＝0.0＋0.1＝0.1m

4）Ｄ～Ｅ区間の損失水頭（m）

① 区間の口径をφ20㎜と仮定する。

② 区間の同時使用水量＝12ℓ/min

③ 区間の直管延長＝0.1＋0.5＋1.0＋3.0＋0.5＋0.5＝5.6m

④ 各種給水用具種類別直管換算延長＝5.20m（別紙計算書……給水用具直管換算延長表）

⑤ 動水勾配（‰）（管径φ20㎜の場合）＝ 33‰（動水勾配早見表：別表第９から）

⑥ 区間の配管損失水頭（m）　＝動水勾配／1,000×（直管延長＋換算延長）＝ 33／1,000×(5.6＋5.2）＝0.36m

⑦ 区間の高低差（m）＝3.1m

⑧ 区間の総損失水頭（m）　＝配管損失水頭＋高低差＝0.36＋3.1＝3.46m

5）Ｅ～Ｆ区間の損失水頭（m）

① 区間の口径をφ13㎜と仮定する。

② 区間の同時使用水量＝12ℓ/min

③ 区間の直管延長＝0.5＋0.5＋0.6＝1.6m

④ 各種給水用具種類別直管換算延長＝6.90m（別紙計算書……給水用具直管換算延長表）

⑤ 動水勾配（‰）（管径φ13㎜の場合）＝228‰（動水勾配早見表：別表第９から）

⑥ 区間の配管損失水頭（m）　＝動水勾配／1,000×（直管延長＋換算延長）＝228／1,000×

（1.6＋6.9）＝1.94m

⑦ 区間の高低差（m）＝0.6m

⑧ 区間の総損失水頭（m）　　＝配管損失水頭＋高低差＝1.94＋0.6＝2.54m

6）全区間（A～F区間）の総損失水頭（m）

総損失水頭（m）＝12.06＋0.22＋＋0.1＋3.46＋2.54＝18.38m

4．結果の判定

1）配水管設計水圧：水頭20.00m（0.20Mpa）と水理計算で求めた総損失水頭（18.38m）を比較すると，

総損失水頭　≦　配水管設計水圧

18.38m　≦　20.00m　ＯＫ

よって，総損失水頭より配水管設計水圧の方が高いので仮定の設計口径で適切である。

給水管管径損失水頭計算書　　水理計算例―１

（計算は少数第３位を四捨五入し少数第２位迄）

区　　間	設計給水量 Q（ℓ／min）	管径 D	直管換算延長（m）			動水勾配（パーミル）	損失水頭（m）			備　　考
			管類	器具類	計		配管	高低差	計	
A　～　B	49	25	14.80	50.07	64.87	135	8.76	3.30	12.06	
B　～　C	24	25	0.20	0.27	0.47	39	0.02	0.20	0.22	
C　～　D	12	25	0.10	0.27	0.37	12	0.00	0.10	0.10	
D　～　E	12	20	5.60	5.20	10.80	33	0.36	3.10	3.46	
E　～　F	12	13	1.60	6.90	8.50	228	1.94	0.60	2.54	
～										
～										
～										
合　　計			22.30	62.71	85.01		11.08	7.30	18.38	

配管損失水頭　＋　管高低差　＝　総損失水頭　＜　設計水圧

11.08　＋　7.30　＝　18.38　＜　20.00　OK

給水用具直管換算延長表　　水理計算例―１

直管換算表

区間　A ～ B			区間　B ～ C			区間　C ～ D			区間　D ～ E			区間　E ～ F		
種別	口径	換算長	種別	口径	換算長	種別	口径	換算長	種別	口径	換算長	種別	口径	換算長
サドル付分水栓	25	3.00	Ｔ字管直流	25	0.27	Ｔ字管直流	25	0.27	径違継手	20	1.00	Ｔ字管分流	13	0.90
止水栓	25	10.00							エルボ	20	0.75	エルボ	13	0.60
エルボ	25	0.90							エルボ	20	0.75	エルボ	13	0.60
エルボ	25	0.90							エルボ	20	0.75	アングルバルブ	13	2.40
メーター直結止水栓	25	3.00							Ｔ字管分流	20	1.20	ボールタップ	13	2.40
メーター	25	15.00							エルボ	20	0.75			
逆止弁	25	5.70												
エルボ	25	0.90												
Ｔ字管直流	25	0.27												
Ｔ字管分流	25	1.50												
水抜栓	25	8.00												
エルボ	25	0.90												
計		50.07			0.27			0.27			5.20			6.90

１０－５－２

給水装置工事水理計算例－２

直結直圧式集合住宅（３階建て）の場合

水理計算例―２　　集合住宅（3階建）の場合　（戸数から同時使用水量を予測する算定式を用いる方法）

１．概要図

１戸の同時に使用する給水用具を設定した同時使用水量

	給水用器具	吐水量(ℓ/min)	同時使用	同時使用水量
①	台所流し(3F)	12	○	12
②	大便器(3F)	12	○	12
③	浴　槽(3F)	20		
④	洗面器(3F)	8		
⑤	洗濯流し(3F)	12	◎	12
同時使用水量　（3栓）				36 ※

戸数から同時使用水量を予測する算定式を用いる方法

同時使用水量　$Q=42N^{0.33}$ (ℓ/min)　　N＝戸数

戸　数	同時使用水量
１戸	36.0 ℓ/min ※
２戸	52.8 ℓ/min
３戸	60.4 ℓ/min
４戸	66.4 ℓ/min
５戸	71.4 ℓ/min
６戸	75.9 ℓ/min
７戸	79.8 ℓ/min
８戸	83.4 ℓ/min
９戸	86.7 ℓ/min

※　１戸の同時に使用する給水用具を設定した同時使用水量

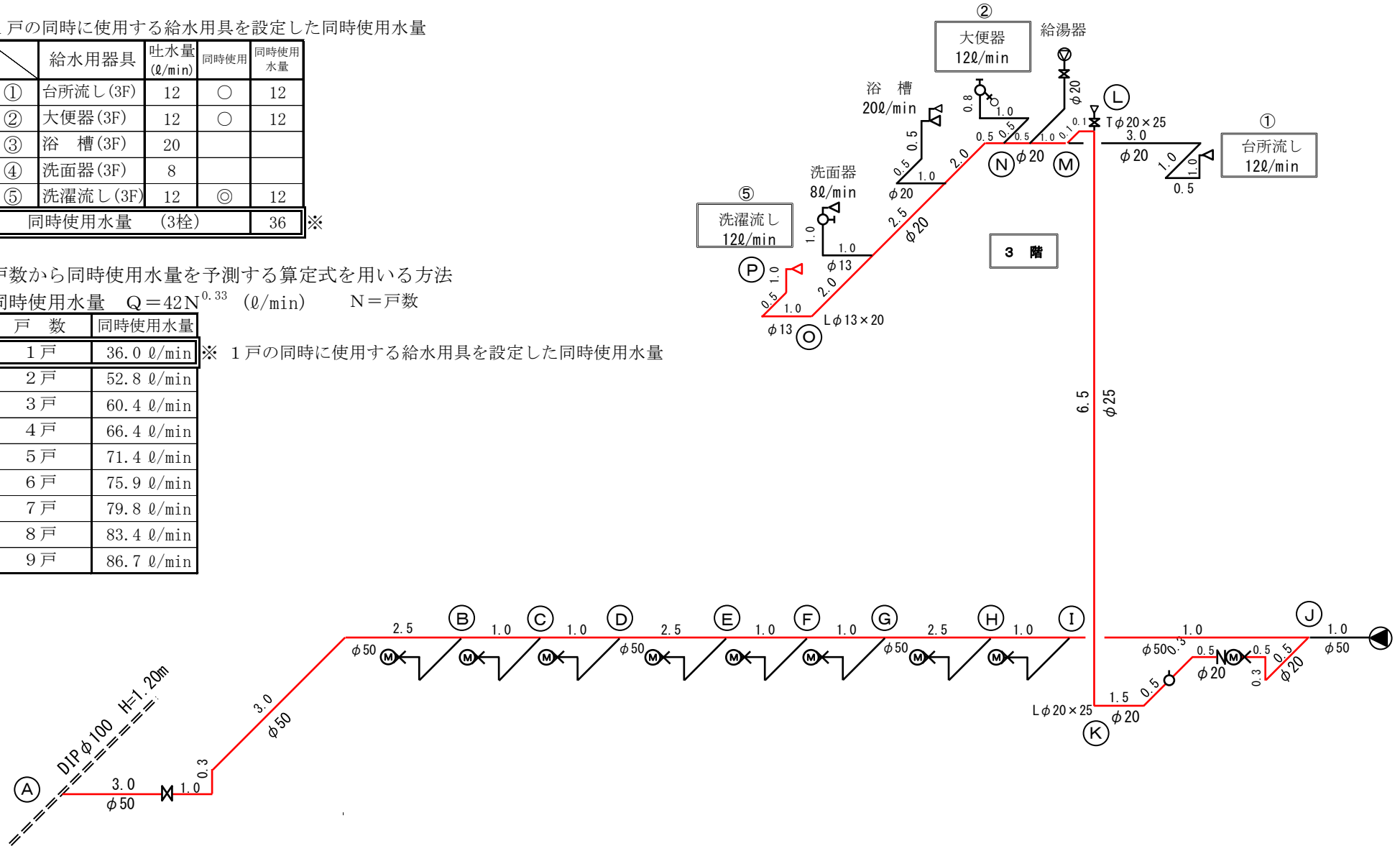

水理計算例―２

２．設計条件

１）集合住宅（３階建て　３世帯×３階＝９世帯）

２）配水管設計水圧： 0.20Mpa（水頭20.00ｍ）

３）同時使用水量　： 戸数から同時使用水量を予測する算定式を用いる方法。

同時使用水量は，次の式により求める。

$Q＝４２N^{0.33}$　（１０戸未満の場合）

$Q＝１９N^{0.67}$　（１０戸以上６００戸未満の場合）

Ｑ：同時使用水量（ℓ／min）

Ｎ：戸数

ただし，１戸目の同時使用水量は同時に使用する給水用具を設定した同時使用水量とし，設定給水用具及び各給水用具吐水量は下記のとおりとする。

台所流し　12ℓ/min
大便器　　12ℓ/min　｝ 36ℓ/min（同時使用水量）
洗濯流し　12ℓ/min

４）給水用具の損失水頭：各種給水用具の損出水頭は給水用具の種類別直管換算延長により，直管の延長に換算して計算する。（別表第８）

５）配水本管土被り：配水管分岐箇所の土被りは1.2ｍとする。

３．水理計算

１）Ａ～Ｂ区間の損失水頭（ｍ）

① 区間の口径をφ50㎜と仮定する。

② 区間の同時使用水量（Ｑ）＝$42\times9^{0.33}$＝86.7ℓ/min

③ 区間の直管延長＝3.0＋1.0＋0.3＋3.0＋2.5＝9.8ｍ

④ 各種給水用具種類別直管換算延長＝7.69ｍ（別紙計算書……給水用具直管換算延長表）

⑤ 動水勾配（‰）（管径φ50㎜の場合）＝15‰（動水勾配早見表：別表第９から）

⑥ 区間の配管損失水頭（ｍ）　＝動水勾配／1,000×（直管延長＋換算延長）＝ 15／1,000×(9.8＋7.69) ＝0.26ｍ

⑦ 区間の高低差（ｍ）＝0.3ｍ

⑧ 区間の総損失水頭（ｍ）　＝配管損失水頭＋高低差＝0.26＋0.3＝0.56ｍ

２）Ｂ～Ｃ区間の損失水頭（ｍ）

① 区間の口径をφ50㎜と仮定する。

② 区間の同時使用水量（Ｑ）＝$42\times8^{0.33}$＝83.4ℓ/min

③ 区間の直管延長＝1.0ｍ

④ 各種給水用具種類別直管換算延長＝0.6ｍ（別紙計算書……給水用具直管換算延長表）

⑤ 動水勾配（‰）（管径φ50㎜の場合）＝ 14‰（動水勾配早見表：別表第９から）

⑥ 区間の配管損失水頭（m）　＝動水勾配／1,000×（直管延長＋換算延長）＝ 14／1,000×(1.0＋0.6) ＝0.02m

⑦ 区間の高低差（m）＝0m

⑧ 区間の総損失水頭（m）　＝配管損失水頭＋高低差＝0.02＋0＝0.02m

３）Ｃ～Ｄ区間の損失水頭（m）

① 区間の口径をφ50㎜と仮定する。

② 区間の同時使用水量（Q）＝$42\times7^{0.33}$＝79.8ℓ/min

③ 区間の直管延長＝1.0m

④ 各種給水用具種類別直管換算延長＝0.6m（別紙計算書……給水用具直管換算延長表）

⑤ 動水勾配（‰）（管径φ50㎜の場合）＝ 13‰（動水勾配早見表：別表第９から）

⑥ 区間の配管損失水頭（m）　＝動水勾配／1,000×（直管延長＋換算延長）＝ 13／1,000×(1.0＋0.6) ＝0.02m

⑦ 区間の高低差（m）＝0m

⑧ 区間の総損失水頭（m）　＝配管損失水頭＋高低差＝0.02＋0＝0.02m

４）Ｄ～Ｅ区間の損失水頭（m）

① 区間の口径をφ50㎜と仮定する。

② 区間の同時使用水量（Q）＝$42\times6^{0.33}$＝75.9ℓ/min

③ 区間の直管延長＝2.5m

④ 各種給水用具種類別直管換算延長＝0.6m（別紙計算書……給水用具直管換算延長表）

⑤ 動水勾配（‰）（管径φ50㎜の場合）＝12‰（動水勾配早見表：別表第９から）

⑥ 区間の配管損失水頭（m）　＝動水勾配／1,000×（直管延長＋換算延長）＝12／1,000×(2.5＋0.6) ＝0.04m

⑦ 区間の高低差（m）＝0m

⑧ 区間の総損失水頭（m）　＝配管損失水頭＋高低差＝0.04＋0＝0.04m

５）Ｅ～Ｆ区間の損失水頭（m）

① 区間の口径をφ50㎜と仮定する。

② 区間の同時使用水量（Q）＝$42\times5^{0.33}$＝71.4ℓ/min

③ 区間の直管延長＝1.0m

④ 各種給水用具種類別直管換算延長＝0.6m（別紙計算書……給水用具直管換算延長表）

⑤ 動水勾配（‰）（管径φ50㎜の場合）＝10‰（動水勾配早見表：別表第９から）

⑥ 区間の配管損失水頭（m）　＝動水勾配／1,000×（直管延長＋換算延長）＝10／1,000×(1.0＋0.6) ＝0.02m

⑦ 区間の高低差（m）＝0m

⑧ 区間の総損失水頭（m）　＝配管損失水頭＋高低差＝0.02＋0＝0.02m

６）Ｆ～Ｇ区間の損失水頭（m）

① 区間の口径をφ50㎜と仮定する。

② 区間の同時使用水量（Q）＝$42\times4^{0.33}$＝66.4ℓ/min

③ 区間の直管延長＝1.0m

④ 各種給水用具種類別直管換算延長＝0.6m（別紙計算書……給水用具直管換算延長表）

⑤ 動水勾配（‰）（管径φ50㎜の場合）＝ 9‰（動水勾配早見表：別表第９から）

⑥ 区間の配管損失水頭（m）　＝動水勾配／1,000×（直管延長＋換算延長）＝ 9／1,000×(1.0＋0.6) ＝0.01m

⑦ 区間の高低差（m）＝0m

⑧ 区間の総損失水頭（m）　＝配管損失水頭＋高低差＝0.01＋0＝0.01m

７）Ｇ～Ｈ区間の損失水頭（m）

① 区間の口径をφ50㎜と仮定する。

② 区間の同時使用水量（Q）＝$42\times3^{0.33}$＝60.4ℓ/min

③ 区間の直管延長＝2.5m

④ 各種給水用具種類別直管換算延長＝0.6m（別紙計算書……給水用具直管換算延長表）

⑤ 動水勾配（‰）（管径φ50㎜の場合）＝ 8‰（動水勾配早見表：別表第９から）

⑥ 区間の配管損失水頭（m）　＝動水勾配／1,000×（直管延長＋換算延長）＝ 8／1,000×(2.5＋0.6) ＝0.02m

⑦ 区間の高低差（m）＝0m

⑧ 区間の総損失水頭（m）　＝配管損失水頭＋高低差＝0.02＋0＝0.02m

８）Ｈ～Ｉ区間の損失水頭（m）

① 区間の口径をφ50㎜と仮定する。

② 区間の同時使用水量（Q）＝$42\times2^{0.33}$＝52.8ℓ/min

③ 区間の直管延長＝1.0m

④ 各種給水用具種類別直管換算延長＝0.6m（別紙計算書……給水用具直管換算延長表）

⑤ 動水勾配（‰）（管径φ50㎜の場合）＝ 6‰（動水勾配早見表：別表第９から）

⑥ 区間の配管損失水頭（m）　＝動水勾配／1,000×（直管延長＋換算延長）＝ 6／1,000×(1.0＋0.6) ＝0.01m

⑦ 区間の高低差（m）＝0m

⑧ 区間の総損失水頭（m）　＝配管損失水頭＋高低差＝0.01＋0＝0.01m

水理計算例―２

９）Ｉ～Ｊ区間の損失水頭（m）

① 区間の口径をφ50㎜と仮定する。

② 区間の同時使用水量（Q）＝36.0ℓ/min

③ 区間の直管延長＝1.0m

④ 各種給水用具種類別直管換算延長＝0.6m（別紙計算書……給水用具直管換算延長表）

⑤ 動水勾配（‰）（管径φ50㎜の場合）＝ 3‰（動水勾配早見表：別表第９から）

⑥ 区間の配管損失水頭（m）　＝動水勾配／1,000×（直管延長＋換算延長）＝ 3／1,000×(1.0＋0.6）＝0.00m

⑦ 区間の高低差（m）＝0m

⑧ 区間の総損失水頭（m）　＝配管損失水頭＋高低差＝0.00＋0＝0.00m

10）Ｊ～Ｋ区間の損失水頭（m）

① 区間の口径をφ20㎜と仮定する。

② 区間の同時使用水量（Q）＝36.0ℓ/min

③ 区間の直管延長＝4.1m

④ 各種給水用具種類別直管換算延長＝30.2m（別紙計算書……給水用具直管換算延長表）

⑤ 動水勾配（‰）（管径φ20㎜の場合）＝220‰（動水勾配早見表：別表第９から）

⑥ 区間の配管損失水頭（m）　＝動水勾配／1,000×（直管延長＋換算延長）＝220／1,000×(4.1＋30.2）＝7.55m

⑦ 区間の高低差（m）＝0.3m

⑧ 区間の総損失水頭（m）　＝配管損失水頭＋高低差＝7.55＋0.3＝7.85m

11）Ｋ～Ｌ区間の損失水頭（m）

① 区間の口径をφ25㎜と仮定する。

② 区間の同時使用水量（Q）＝36.0ℓ/min

③ 区間の直管延長＝6.5m

④ 各種給水用具種類別直管換算延長＝1.75m（別紙計算書……給水用具直管換算延長表）

⑤ 動水勾配（‰）（管径φ25㎜の場合）＝79‰（動水勾配早見表：別表第９から）

⑥ 区間の配管損失水頭（m）　＝動水勾配／1,000×（直管延長＋換算延長）＝79／1,000×(6.5＋1.75）＝0.65m

⑦ 区間の高低差（m）＝6.5m

⑧ 区間の総損失水頭（m）　＝配管損失水頭＋高低差＝0.65＋6.5＝7.15m

水理計算例―２

12）Ｌ～Ｍ区間の損失水頭（m）

① 区間の口径をφ20㎜と仮定する。

② 区間の同時使用水量（Q）＝36.0ℓ/min

③ 区間の直管延長＝0.2m

④ 各種給水用具種類別直管換算延長＝1.95m（別紙計算書……給水用具直管換算延長表）

⑤ 動水勾配（‰）（管径φ20㎜の場合）＝220‰（動水勾配早見表：別表第９から）

⑥ 区間の配管損失水頭（m）　＝動水勾配／1,000×（直管延長＋換算延長）＝220／1,000×(0.2＋1.95）＝0.47m

⑦ 区間の高低差（m）＝0m

⑧ 区間の総損失水頭（m）　＝配管損失水頭＋高低差＝0.47＋0＝0.47m

13）Ｍ～Ｎ区間の損失水頭（m）

① 区間の口径をφ20㎜と仮定する。

② 区間の同時使用水量（Q）＝24.0ℓ/min

③ 区間の直管延長＝1.5m

④ 各種給水用具種類別直管換算延長＝1.44m（別紙計算書……給水用具直管換算延長表）

⑤ 動水勾配（‰）（管径φ20㎜の場合）＝108‰（動水勾配早見表：別表第９から）

⑥ 区間の配管損失水頭（m）　＝動水勾配／1,000×（直管延長＋換算延長）＝108／1,000×(1.5＋1.44）＝0.32m

⑦ 区間の高低差（m）＝0m

⑧ 区間の総損失水頭（m）　＝配管損失水頭＋高低差＝0.32＋0＝0.32m

14）Ｎ～Ｏ区間の損失水頭（m）

① 区間の口径をφ20㎜と仮定する。

② 区間の同時使用水量（Q）＝12.0ℓ/min

③ 区間の直管延長＝7.0m

④ 各種給水用具種類別直管換算延長＝1.47m（別紙計算書……給水用具直管換算延長表）

⑤ 動水勾配（‰）（管径φ20㎜の場合）＝33‰（動水勾配早見表：別表第９から）

⑥ 区間の配管損失水頭（m）　＝動水勾配／1,000×（直管延長＋換算延長）＝33／1,000×(7.0＋1.47）＝0.28m

⑦ 区間の高低差（m）＝0m

⑧ 区間の総損失水頭（m）　＝配管損失水頭＋高低差＝0.28＋0＝0.28m

15）Ｏ～Ｐ区間の損失水頭（m）

① 区間の口径をφ13㎜と仮定する。

② 区間の同時使用水量（Q）＝12.0ℓ/min

③ 区間の直管延長＝2.5m

④ 各種給水用具種類別直管換算延長＝3.55m（別紙計算書……給水用具直管換算延長表）

⑤ 動水勾配（‰）（管径φ13㎜の場合）＝228‰（動水勾配早見表：別表第９から）

⑥ 区間の配管損失水頭（m）　＝動水勾配／1,000×（直管延長＋換算延長）＝228／1,000×(2.5＋3.55）＝1.38m

⑦ 区間の高低差（m）＝1.0m

⑧ 区間の総損失水頭（m）　＝配管損失水頭＋高低差＝1.38＋1.0＝2.38m

16）全区間（Ａ～Ｐ区間）の総損失水頭（m）

総損失水頭（m）＝0.56＋0.02＋0.02＋0.04＋0.02＋0.01＋0.02＋0.01＋0.0＋7.85＋7.15＋0.47＋0.32＋0.28＋2.38＝19.15m

４．結果の判定

１）配水管設計水圧：水頭20.00m（0.20Mpa）と水理計算で求めた総損失水頭（19.15m）を比較すると，

総損失水頭　≦　配水管設計水圧

19.15m　≦　20.00m　ＯＫ

よって，総損失水頭より配水管設計水圧の方が高いので仮定の設計口径で適切である。

給水管管径損失水頭計算書　　水理計算例―２

（戸数から同時使用水量を予測する算定式を用いる方法）

（計算は少数第３位を四捨五入し少数第２位迄）

区　間	設計給水量 Q（ℓ／min）	管径 D	直管換算延長（m） 管　類	器具類	計	動水勾配（パーミル）	損失水頭　（m） 配管	高低差	計
A　～　B	86.7	50	9.80	7.69	17.49	15	0.26	0.30	0.56
B　～　C	83.4	50	1.00	0.60	1.60	14	0.02		0.02
C　～　D	79.8	50	1.00	0.60	1.60	13	0.02		0.02
D　～　E	75.9	50	2.50	0.60	3.10	12	0.04		0.04
E　～　F	71.4	50	1.00	0.60	1.60	10	0.02		0.02
F　～　G	66.4	50	1.00	0.60	1.60	9	0.01		0.01
G　～　H	60.4	50	2.50	0.60	3.10	8	0.02		0.02
H　～　I	52.8	50	1.00	0.60	1.60	6	0.01		0.01
I　～　J	36.0	50	1.00	0.60	1.60	3	0.00		0.00
J　～　K	36.0	20	4.10	30.20	34.30	220	7.55	0.30	7.85
K　～　L	36.0	25	6.50	1.75	8.25	79	0.65	6.50	7.15
L　～　M	36.0	20	0.20	1.95	2.15	220	0.47		0.47
M　～　N	24.0	20	1.50	1.44	2.94	108	0.32		0.32
N　～　O	12.0	20	7.00	1.47	8.47	33	0.28		0.28
O　～　P	12.0	13	2.50	3.55	6.05	228	1.38	1.00	2.38
～									
～									
～									
～									
～									
～									
合　計			42.60	52.85	95.45		11.05	8.10	19.15

配管損失水頭	＋	管高低差	＝	総損失水頭	＜	設計水圧	
11.05	＋	8.10	＝	19.15	＜	20.00	ＯＫ

設計条件

設計水圧　　0.20Mpa（20.0m）

集合住宅の戸数　　９ 戸

各戸給水栓数　　５ 栓

高さ　道路面より　　６．９ m

１戸目の同時に使用する給水用具を設定した同時使用水量

給水用器具	吐水量	同時使用	同時使用水量
台所流し	12	○	12
大便器	12	○	12
浴　槽	20		
洗面器	8		
洗濯流し	12	◎	12
※ 同時使用水量　（３栓）			36

（ℓ／min）

同時使用水量（集合住宅）

戸数から同時使用水量を予測する算定式を用いる方法　　Ｎ＝戸数

① 同時使用水量（10戸未満の場合）

$Q = 42N^{0.33}$ （ℓ/min）

② 同時使用水量（10戸以上600戸未満の場合）

$Q = 19N^{0.67}$ （ℓ/min）

同時使用水量　（Q）

戸数	同時使用水量（ℓ/min）	
1	36.0	※
2	52.8	①の式
3	60.4	〃
4	66.4	〃
5	71.4	〃
6	75.9	〃
7	79.8	〃
8	83.4	〃
9	86.7	〃
10	88.9	②の式
11	94.7	〃
12	100.4	〃
13	105.9	〃
14	111.3	〃
15	116.6	〃
16	121.8	〃
17	126.8	〃
18	131.8	〃

給水管給水用具直管換算延長表　　水理計算例―２

直管換算表

区間　A ～ B			区間　B ～ C			区間　C ～ D			区間　D ～ E			区間　E ～ F		
種別	口径	換算長	種別	口径	換算長	種別	口径	換算長	種別	口径	換算長	種別	口径	換算長
分岐箇所	50	1.00	Ｔ字管直流	50	0.60	Ｔ字管直流	50	0.60	Ｔ字管直流	50	0.60	Ｔ字管直流	50	0.60
仕切弁	50	0.39												
エルボ	50	2.10												
エルボ	50	2.10												
エルボ	50	2.10												
計		7.69			0.60			0.60			0.60			0.60

直管換算表

区　　間　F　～　G			区　　間　G　～　H			区　　間　H　～　I			区　　間　I　～　J			区　　間　J　～　K		
種　　別	口径	換算長	種　　別	口径	換算長	種　　別	口径	換算長	種　　別	口径	換算長	種　　別	口径	換算長
Ｔ字管直流	50	0.60	Ｔ字管直流	50	0.60	Ｔ字管直流	50	0.60	Ｔ字管直流	50	0.60	Ｔ字管分流	20	1.20
												エルボ	20	0.75
												エルボ	20	0.75
												メーター直結止水栓	20	2.00
												メーター	20	11.00
												逆止弁	20	5.00
												エルボ	20	0.75
												水抜栓	20	8.00
												エルボ	20	0.75
計		0.60			0.60			0.60			0.60			30.20

直管換算表

区間　K ～ L			区間　L ～ M			区間　M ～ N			区間　N ～ O			区間　O ～ P		
種別	口径	換算長	種別	口径	換算長	種別	口径	換算長	種別	口径	換算長	種別	口径	換算長
エルボ	20	0.75	T字管分流	20	1.20	T字管分流	20	1.20	T字管直流	20	0.24	エルボ	20	0.75
径違継手	20	1.00	エルボ	20	0.75	T字管直流	20	0.24	エルボ	20	0.75	径違継手	13	1.00
									T字管直流	20	0.24	エルボ	13	0.60
									T字管直流	20	0.24	エルボ	13	0.60
												エルボ	13	0.60
計		1.75			1.95			1.44			1.47			3.55

１０－５－３

給水装置工事水理計算例－３

一定規模以上の給水用具を有する施設等の場合

施設等の場合

水理計算例―３　　一定規模以上の給水用具を有する施設等の場合

（標準化した同時使用水量により計算する方法）

１．概要図

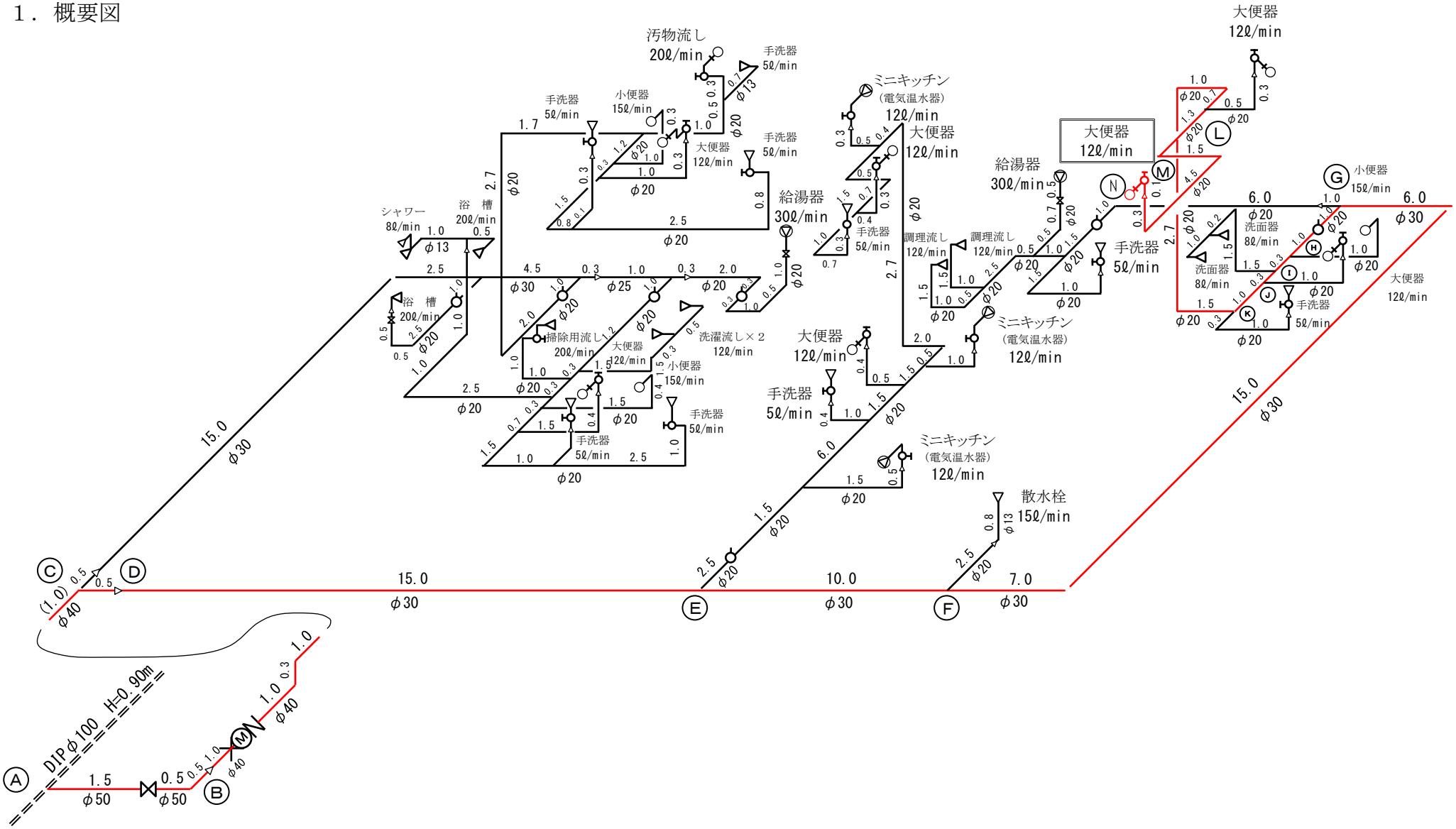

水理計算例－３

２．設計条件

１）一定規模以上の給水用具を有する施設等

２）配水管設計水圧：0.15Mpa（水頭15.00ｍ）

３）同時使用水量

① 給水用具給水負荷単位による方法とし，同時使用水量は，器具給水負荷単位（別表第５）の器具給水負荷単位に器具数を乗じたものの総和をもとに，給水用具給水負荷単位による同時使用水量図（別図第２）から求める。

② 水理計算は，標準化した同時使用水量により計算する方法とし，全ての給水用具の吐水量の総和を給水用具の総和で割ったものに，総給水用具数と標準同時使用水量比（別表第４）の使用水量比を乗じて求める。

③ メーター口径の算定及び管径の決定は，上記①及び②の算定結果を満足するメーター口径及び給水管の管径を選定する。

４）給水用具の損失水頭：各種給水用具の損出水頭は給水用具の種類別直管換算延長により，直管の延長に換算して計算する。（別表第８）

５）配水本管土被り：配水管分岐箇所の土被りは0.9ｍとする。

３．水理計算

１）Ａ～Ｂ区間の損失水頭（ｍ）

① 区間の口径をφ50㎜と仮定する。

② 区間の同時使用水量＝67.98ℓ/min（別紙計算書……標準化した同時使用水量による計算）

③ 区間の直管延長＝1.5＋0.5＋0.5＝2.5ｍ

④ 各種給水用具種類別直管換算延長＝3.49ｍ（別紙計算書……給水用具直管換算延長表）

⑤ 動水勾配（‰）（管径φ50㎜の場合）＝10‰（動水勾配早見表：別表第９から）

⑥ 区間の配管損失水頭（ｍ）　＝動水勾配／1,000×（直管延長＋換算延長）＝10／1,000×(2.5＋3.49）＝0.06ｍ

⑦ 区間の高低差（ｍ）＝0ｍ

⑧ 区間の総損失水頭（ｍ）　＝配管損失水頭＋高低差＝0.06＋0＝0.06ｍ

２）Ｂ～Ｃ区間の損失水頭（ｍ）

① 区間の口径をφ40㎜と仮定する。

② 区間の同時使用水量＝67.98ℓ/min（別紙計算書……標準化した同時使用水量による計算）

③ 区間の直管延長＝1.0＋1.0＋0.3＋1.0＝3.3ｍ

④ 各種給水用具種類別直管換算延長＝46.0ｍ（別紙計算書……給水用具直管換算延長表）

⑤ 動水勾配（‰）（管径φ40㎜の場合）＝ 27‰（動水勾配早見表：別表第９から）

⑥ 区間の配管損失水頭（ｍ）　＝動水勾配／1,000×（直管延長＋換算延長）＝ 27／1,000×

（3.3＋46.0）＝1.33m

⑦ 区間の高低差（m）＝0.3m

⑧ 区間の総損失水頭（m）　＝配管損失水頭＋高低差＝1.33＋0.3＝1.63m

３）Ｃ～Ｄ区間の損失水頭（m）

① 区間の口径をφ40㎜と仮定する。

② 区間の同時使用水量＝44.34ℓ/min（別紙計算書……標準化した同時使用水量による計算）

③ 区間の直管延長＝0.5m

④ 各種給水用具種類別直管換算延長＝2.10m（別紙計算書……給水用具直管換算延長表）

⑤ 動水勾配（‰）（管径φ40㎜の場合）＝ 13‰（動水勾配早見表：別表第９から）

⑥ 区間の配管損失水頭（m）　＝動水勾配／1,000×（直管延長＋換算延長）＝ 13／1,000×（0.5＋2.1）＝0.03m

⑦ 区間の高低差（m）＝0m

⑧ 区間の総損失水頭（m）　＝配管損失水頭＋高低差＝0.03＋0＝0.03m

４）Ｄ～Ｅ区間の損失水頭（m）

① 区間の口径をφ30㎜と仮定する。

② 区間の同時使用水量＝44.34ℓ/min（別紙計算書……標準化した同時使用水量による計算）

③ 区間の直管延長＝15.0m

④ 各種給水用具種類別直管換算延長＝1.0m（別紙計算書……給水用具直管換算延長表）

⑤ 動水勾配（‰）（管径φ30㎜の場合）＝48‰（動水勾配早見表：別表第９から）

⑥ 区間の配管損失水頭（m）　＝動水勾配／1,000×（直管延長＋換算延長）＝ 48／1,000×（15.0＋1.0）＝0.77m

⑦ 区間の高低差（m）＝0m

⑧ 区間の総損失水頭（m）　＝配管損失水頭＋高低差＝0.77＋0＝0.77m

５）Ｅ～Ｆ区間の損失水頭（m）

① 区間の口径をφ30㎜と仮定する。

② 区間の同時使用水量＝38.93ℓ/min（別紙計算書……標準化した同時使用水量による計算）

③ 区間の直管延長＝10.0m

④ 各種給水用具種類別直管換算延長＝0.36m（別紙計算書……給水用具直管換算延長表）

⑤ 動水勾配（‰）（管径φ30㎜の場合）＝39‰（動水勾配早見表：別表第９から）

⑥ 区間の配管損失水頭（m）　＝動水勾配／1,000×（直管延長＋換算延長）＝ 39／1,000×（10.0＋0.36）＝0.40m

⑦ 区間の高低差（m）＝0m

⑧ 区間の総損失水頭（m）　＝配管損失水頭＋高低差＝0.40＋0＝0.40m

水理計算例－３

６）Ｆ～Ｇ区間の損失水頭（ｍ）

① 区間の口径をφ30㎜と仮定する。

② 区間の同時使用水量＝36.92ℓ/min（別紙計算書……標準化した同時使用水量による計算）

③ 区間の直管延長＝7.0＋15.0＋6.0＝28.0m

④ 各種給水用具種類別直管換算延長＝2.76m（別紙計算書……給水用具直管換算延長表）

⑤ 動水勾配（‰）（管径φ30㎜の場合）＝36‰（動水勾配早見表：別表第９から）

⑥ 区間の配管損失水頭（ｍ）　＝動水勾配／1,000×（直管延長＋換算延長）＝ 36／1,000×(28.0＋2.76）＝1.11m

⑦ 区間の高低差（ｍ）＝0m

⑧ 区間の総損失水頭（ｍ）　＝配管損失水頭＋高低差＝1.11＋0＝1.11m

７）Ｇ～Ｈ区間の損失水頭（ｍ）

① 区間の口径をφ20㎜と仮定する。

② 区間の同時使用水量＝26.74ℓ/min（別紙計算書……標準化した同時使用水量による計算）

③ 区間の直管延長＝1.0＋1.0＝2.0m

④ 各種給水用具種類別直管換算延長＝9.2m（別紙計算書……給水用具直管換算延長表）

⑤ 動水勾配（‰）（管径φ20㎜の場合）＝132‰（動水勾配早見表：別表第９から）

⑥ 区間の配管損失水頭（ｍ）　＝動水勾配／1,000×（直管延長＋換算延長）＝132／1,000×(2.0＋9.2）＝1.48m

⑦ 区間の高低差（ｍ）＝0m

⑧ 区間の総損失水頭（ｍ）　＝配管損失水頭＋高低差＝1.48＋0＝1.48m

８）Ｈ～Ｉ区間の損失水頭（ｍ）

① 区間の口径をφ20㎜と仮定する。

② 区間の同時使用水量＝22.80ℓ/min（別紙計算書……標準化した同時使用水量による計算）

③ 区間の直管延長＝0.3m

④ 各種給水用具種類別直管換算延長＝0.24m（別紙計算書……給水用具直管換算延長表）

⑤ 動水勾配（‰）（管径φ20㎜の場合）＝100‰（動水勾配早見表：別表第９から）

⑥ 区間の配管損失水頭（ｍ）　＝動水勾配／1,000×（直管延長＋換算延長）＝100／1,000×(0.3＋0.24）＝0.05m

⑦ 区間の高低差（ｍ）＝0m

⑧ 区間の総損失水頭（ｍ）　＝配管損失水頭＋高低差＝0.05＋0＝0.05m

９）Ｉ～Ｊ区間の損失水頭（ｍ）

① 区間の口径をφ20㎜と仮定する。

② 区間の同時使用水量＝20.50ℓ/min（別紙計算書……標準化した同時使用水量による計算）

③ 区間の直管延長＝0.3m

④ 各種給水用具種類別直管換算延長＝0.24m（別紙計算書……給水用具直管換算延長表）

⑤ 動水勾配（‰）（管径φ20㎜の場合）＝ 86‰（動水勾配早見表：別表第９から）

⑥ 区間の配管損失水頭（m）　＝動水勾配／1,000×（直管延長＋換算延長）＝ 86／1,000×(0.3＋0.24）＝0.05m

⑦ 区間の高低差（m）＝0m

⑧ 区間の総損失水頭（m）　＝配管損失水頭＋高低差＝0.05＋0＝0.05m

10）Ｊ～Ｋ区間の損失水頭（m）

① 区間の口径をφ20㎜と仮定する。

② 区間の同時使用水量＝16.43ℓ/min（別紙計算書……標準化した同時使用水量による計算）

③ 区間の直管延長＝1.0m

④ 各種給水用具種類別直管換算延長＝0.24m（別紙計算書……給水用具直管換算延長表）

⑤ 動水勾配（‰）（管径φ20㎜の場合）＝ 54‰（動水勾配早見表：別表第９から）

⑥ 区間の配管損失水頭（m）　＝動水勾配／1,000×（直管延長＋換算延長）＝ 54／1,000×(1.0＋0.24）＝0.07m

⑦ 区間の高低差（m）＝0m

⑧ 区間の総損失水頭（m）　＝配管損失水頭＋高低差＝0.07＋0＝0.07m

11）Ｋ～Ｌ区間の損失水頭（m）

① 区間の口径をφ20㎜と仮定する。

② 区間の同時使用水量＝16.80ℓ/min（別紙計算書……標準化した同時使用水量による計算）

③ 区間の直管延長＝1.5＋2.7＋1.0＋0.7＝5.9m

④ 各種給水用具種類別直管換算延長＝3.45m（別紙計算書……給水用具直管換算延長表）

⑤ 動水勾配（‰）（管径φ20㎜の場合）＝ 59‰（動水勾配早見表：別表第９から）

⑥ 区間の配管損失水頭（m）　＝動水勾配／1,000×（直管延長＋換算延長）＝ 59／1,000×(5.9＋3.45）＝0.55m

⑦ 区間の高低差（m）＝2.7m

⑧ 区間の総損失水頭（m）　＝配管損失水頭＋高低差＝0.55＋2.7＝3.25m

12）Ｌ～Ｍ区間の損失水頭（m）

① 区間の口径をφ20㎜と仮定する。

② 区間の同時使用水量＝12.00ℓ/min（別紙計算書……標準化した同時使用水量による計算）

③ 区間の直管延長＝1.3＋1.5＋4.5＋0.3＝7.6m

④ 各種給水用具種類別直管換算延長＝2.49m（別紙計算書……給水用具直管換算延長表）

⑤ 動水勾配（‰）（管径φ20㎜の場合）＝ 33‰（動水勾配早見表：別表第９から）

⑥ 区間の配管損失水頭（m）　＝動水勾配／1,000×（直管延長＋換算延長）＝ 33／1,000×（7.6＋2.49）＝0.33m

⑦ 区間の高低差（m）＝0.3m

⑧ 区間の総損失水頭（m）　＝配管損失水頭＋高低差＝0.33＋0.3＝0.63m

13）M～N区間の損失水頭（m）

① 区間の口径をφ13㎜と仮定する。

② 区間の同時使用水量＝12.00ℓ/min（別紙計算書……標準化した同時使用水量による計算）

③ 区間の直管延長＝0.1m

④ 各種給水用具種類別直管換算延長＝5.8m（別紙計算書……給水用具直管換算延長表）

⑤ 動水勾配（‰）（管径φ13㎜の場合）＝228‰（動水勾配早見表：別表第９から）

⑥ 区間の配管損失水頭（m）　＝動水勾配／1,000×（直管延長＋換算延長）＝228／1,000×（0.1＋5.8）＝1.35m

⑦ 区間の高低差（m）＝0.1m

⑧ 区間の総損失水頭（m）　＝配管損失水頭＋高低差＝1.35＋0.1＝1.45m

14）全区間（A～N区間）の総損失水頭（m）

総損失水頭（m）＝0.06＋1.63＋0.03＋0.77＋0.4＋1.11＋1.48＋0.05＋0.05＋0.07＋3.25＋0.63＋1.45＝10.98m

４．結果の判定

１）配水管設計水圧：水頭15.00m（0.15Mpa）と水理計算で求めた総損失水頭（10.98m）を比較すると，

総損失水頭　≦　配水管設計水圧

10.98m　≦　15.00m　ＯＫ

よって，総損失水頭より配水管設計水圧の方が高いので仮定の設計口径で適切である。

メーター口径の算出計算書　　水理計算例―３

（一定規模以上の給水用具を有する施設等の場合）

１．　建築場所　　盛岡市愛宕町７番７号

２．　建物名称　　愛宕町老人福祉サービス事業所

３．　建物概要　　鉄筋コンクリート２階建て

４．　建物用途　　老人福祉サービス事業所

５．　メーター口径算定計算書（公衆用の場合）

1)　給水量（同時使用水量）の算定

給水用具の種類別吐水量（別表第２），器具給水負荷単位（別表第５）より

設置場所		用途／器具名・水栓	口径	吐水量 (ℓ/min)	器具給水負荷単位 (公衆用)	器具数	総負荷単位数
１階	浴室	浴槽　（和式　給水栓）	φ13	20	4	1	4
		浴槽　（和式　給水栓）	φ13	20	4	1	4
		シャワー　（混合栓弁）	φ13	8	4	1	4
１階	洗濯室	掃除用流し　（給水栓）	φ20	20	4	1	4
		洗濯流し　（給水栓）	φ13	12	2	2	4
１階	ＷＣ	大便器　（洗浄タンク）	φ13	12	5	3	15
		小便器　（洗浄弁）	φ13	15	5	2	10
		手洗い器　（給水栓）	φ13	5	1	3	3
１階	廊下	手洗い器　（給水栓）	φ13	5	1	1	1
１階	事務室	ミニキッチン（電気温水器）	φ13	12	3	1	3
１階	健康管理室	ミニキッチン（電気温水器）	φ13	12	3	1	3
１階	食堂兼 機能訓練室	洗面器　（給水栓）	φ13	8	2	2	4
１階	厨房	料理場流し　（混合栓）	φ13	12	3	2	6
		手洗い器　（給水栓）	φ13	5	1	1	1
２階	ＷＣ	大便器　（洗浄タンク）	φ13	12	5	2	10
		小便器　（洗浄弁）	φ13	15	5	1	5
		手洗い器　（給水栓）	φ13	5	1	2	2
２階	下処理室	汚物流し　（洗浄タンク）	φ13	20	5	1	5
		手洗い器　（給水栓）	φ13	5	1	1	1
２階	居室ＷＣ	大便器　（洗浄タンク）	φ13	12	5	2	10
２階	健康管理室	ミニキッチン（電気温水器）	φ13	12	3	1	3
２階	廊下	手洗い器　（給水栓）	φ13	5	1	1	1
屋外	屋外	散水栓　（給水栓）	φ13	15	5	1	5
	屋外	給湯器	φ20	30	4	2	8
計						36	116

※　給湯器については，瞬間式の場合は出湯能力，貯湯式の場合は給水能力によること。

※　これ以外の器具については，それぞれの器具の性能表によること。

※　湯沸器は，その号数を使用水量とする。

※　給湯栓併用の場合，１個の水栓に対する器具給水負荷単位（別表第５）は数値の３／４とする。

総負荷単位数	116

別表第２〈給水用具給水負荷単位のよる同時使用水量図〉

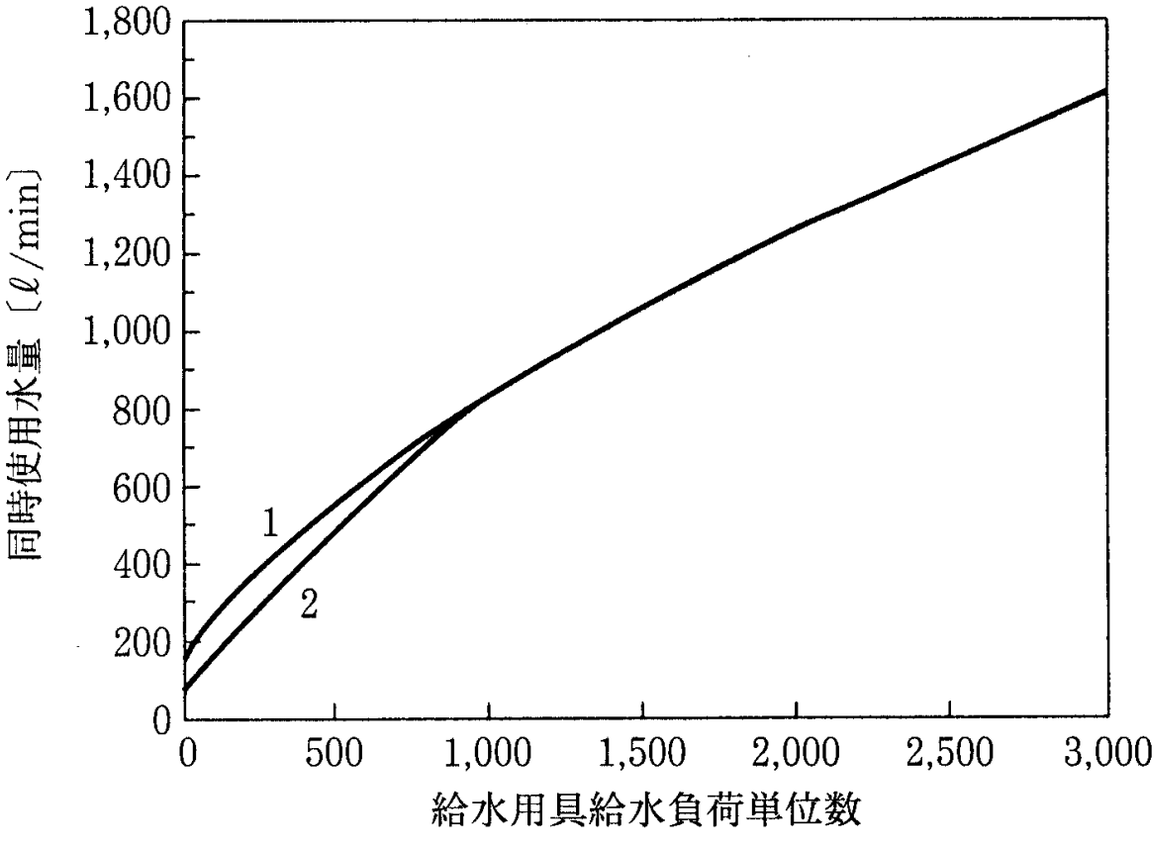

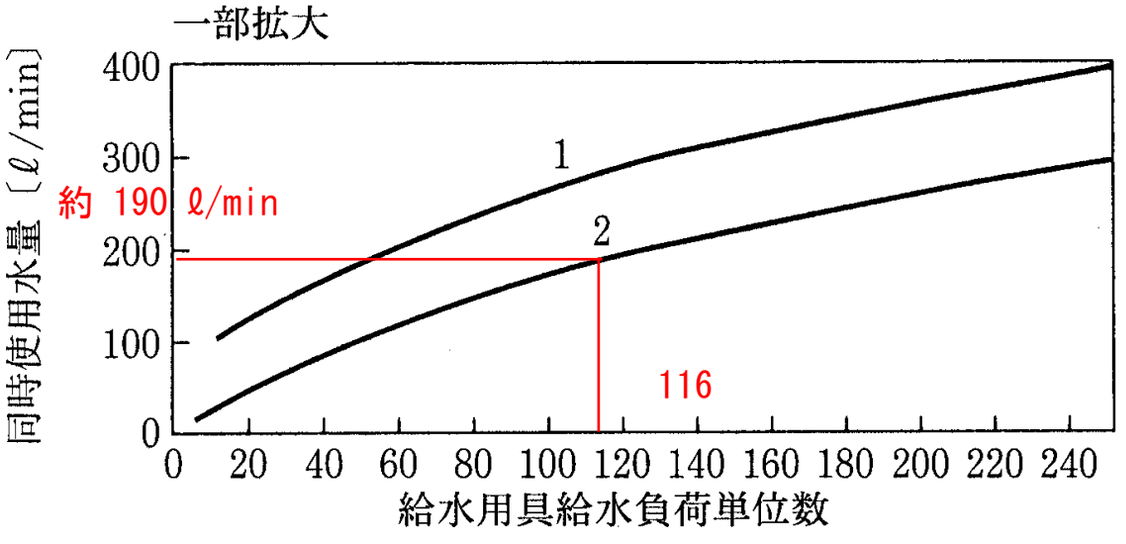

※　曲線１は大便器洗浄弁の多い場合，曲線２は大便器洗浄タンクの多い場合に用いる。

同時使用水量　給水装置工事施行要領：別表第２より　　190　ℓ/min

2) メーター口径の選定

同時使用水量を時間当たりの単位に換算

190ℓ/min×60min／1,000　＝　11.4　㎥/h

① 給水装置工事施行要領：別表第７（メーター口径別許容流量）10分/日以内の使用の場合から，

φ30㎜の場合	10	㎥/h	＜	11.4	㎥/h
φ40㎜の場合	16	㎥/h	＞	11.4	㎥/h

② 標準化した同時使用水量による水理計算（別紙計算書）においてもメーター口径φ40㎜の場合，設計水圧（15m）の損失水頭を下回る。

上記①及び②より，メーター口径はφ40㎜を選定する。

標準化した同時使用水量による計算　　水理計算例―３

区 間 別 流 量 表

器具名称	調理流し		洗濯流し		洗面器		浴　槽（和　式）		シャワー		小便器（洗浄弁）		大便器（洗浄タンク）		手洗器		散水栓		掃除用流し		ミニキッチン		汚物流し		給湯器（ 30 号）		水栓数	区間流量	総給水用具数と標準同時使用水量比	管径	実流量
１個当たり流量	12	ℓ/min	12	ℓ/min	8	ℓ/min	20	ℓ/min	8	ℓ/min	15	ℓ/min	12	ℓ/min	5	ℓ/min	15	ℓ/min	20	ℓ/min	12	ℓ/min	20	ℓ/min	30	ℓ/min					
	個	流量	個	流量	個	流量	個	流量	個	流量	個	流量	個	流量	個	流量	個	流量	個	流量	個	流量	個	流量	個	流量	個	ℓ/min		mm	ℓ/min
全区間	2	24	2	24	2	16	2	40	1	8	3	45	7	84	9	45	1	15	1	20	3	36	1	20	2	60	36	437.00			
A　～　B	2	24	2	24	2	16	2	40	1	8	3	45	7	84	9	45	1	15	1	20	3	36	1	20	2	60	36	437.00	5.6　／ 36	50	67.98
B　～　C	2	24	2	24	2	16	2	40	1	8	3	45	7	84	9	45	1	15	1	20	3	36	1	20	2	60	36	437.00	5.6　／ 36	40	67.98
C　～　D	2	24			2	16					1	15	5	60	4	20	1	15			3	36			1	30	19	216.00	3.9　／ 19	40	44.34
D　～　E	2	24			2	16					1	15	5	60	4	20	1	15			3	36			1	30	19	216.00	3.9　／ 19	30	44.34
E　～　F	2	24			2	16					1	15	3	36	2	10	1	15							1	30	12	146.00	3.2　／ 12	30	38.93
F　～　G	2	24			2	16					1	15	3	36	2	10									1	30	11	131.00	3.1　／ 11	30	36.92
G　～　H					2	16					1	15	3	36	1	5											7	72.00	2.6　／ 7	20	26.74
H　～　I					2	16							3	36	1	5											6	57.00	2.4　／ 6	20	22.80
I　～　J													3	36	1	5											4	41.00	2.0　／ 4	20	20.50
J　～　K													2	24	1	5											3	29.00	1.7　／ 3	20	16.43
K　～　L													2	24													2	24.00	1.4　／ 2	20	16.80
L　～　M													1	12													1	12.00	1.0　／ 1	20	12.00
M　～　N													1	12													1	12.00	1.0　／ 1	13	12.00
～																													／		
～																													／		
～																													／		
～																													／		
～																													／		
～																													／		
～																													／		
～																													／		
～																													／		
～																													／		
～																													／		

総給水用具数と標準同時使用水量比は，『盛岡市給水装置工事施行要領　別表第４』に基づき算出しているが，総給水用具数が30のとき標準同時使用水量比は5.0までしか記載されていないため，30を超える数値に関しては給水用具数が１増加する毎に標準同時使用水量比を0.1を加算して計算する。

給水管管径損失水頭計算書　　水理計算例―３

（標準化した同時使用水量により算定する方法）

（計算は少数第３位を四捨五入し少数第２位迄）

区　間	設計給水量 Q（ℓ／min）	管径 D	直管換算延長（m）			動水勾配 （パーミル）	損失水頭　（m）		
			管　類	器具類	計		配管	高低差	計
A　～　B	67.98	50	2.50	3.49	5.99	10	0.06		0.06
B　～　C	67.98	40	3.30	46.00	49.30	27	1.33	0.30	1.63
C　～　D	44.34	40	0.50	2.10	2.60	13	0.03		0.03
D　～　E	44.34	30	15.00	1.00	16.00	48	0.77		0.77
E　～　F	38.93	30	10.00	0.36	10.36	39	0.40		0.40
F　～　G	36.92	30	28.00	2.76	30.76	36	1.11		1.11
G　～　H	26.74	20	2.00	9.20	11.20	132	1.48		1.48
H　～　I	22.80	20	0.30	0.24	0.54	100	0.05		0.05
I　～　J	20.50	20	0.30	0.24	0.54	86	0.05		0.05
J　～　K	16.43	20	1.00	0.24	1.24	54	0.07		0.07
K　～　L	16.80	20	5.90	3.45	9.35	59	0.55	2.70	3.25
L　～　M	12.00	20	7.60	2.49	10.09	33	0.33	0.30	0.63
M　～　N	12.00	13	0.10	5.80	5.90	228	1.35	0.10	1.45
～									
合　計			76.50	77.37	153.87		7.58	3.40	10.98

配管損失水頭	＋	管高低差	＝	総損失水頭	＜	設計水圧	
7.58	＋	3.40	＝	10.98	＜	15.00	OK

給水管給水用具直管換算延長表　　水理計算例―３

直管換算表

区間　A ～ B			区間　B ～ C			区間　C ～ D			区間　D ～ E			区間　E ～ F		
種別	口径	換算長	種別	口径	換算長	種別	口径	換算長	種別	口径	換算長	種別	口径	換算長
分岐箇所	50	1.00	径違継手	40	1.00	Ｔ字管分流	40	2.10	径違継手	30	1.00	Ｔ字管直流	30	0.36
仕切弁	50	0.39	メーター直結止水栓	40	6.00									
エルボ	50	2.10	メーター	40	26.00									
			逆止弁	40	10.00									
			エルボ	40	1.50									
計		3.49			46.00			2.10			1.00			0.36

直管換算表

区間 F ～ G			区間 G ～ H			区間 H ～ I			区間 I ～ J			区間 J ～ K		
種別	口径	換算長	種別	口径	換算長	種別	口径	換算長	種別	口径	換算長	種別	口径	換算長
Ｔ字管直流	30	0.36	Ｔ字管分流	20	1.20	Ｔ字管直流	20	0.24	Ｔ字管直流	20	0.24	Ｔ字管直流	20	0.24
エルボ	30	1.20	水抜栓	20	8.00									
エルボ	30	1.20												
計		2.76			9.20			0.24			0.24			0.24

直管換算表

区間　K ～ L			区間　L ～ M			区間　M ～ N			区間　N ～ O			区間　O ～ P		
種別	口径	換算長	種別	口径	換算長	種別	口径	換算長	種別	口径	換算長	種別	口径	換算長
Ｔ字管分流	20	1.20	Ｔ字管直流	20	0.24	径違継手	13	1.00						
エルボ	20	0.75	エルボ	20	0.75	アングルバルブ	13	2.40						
エルボ	20	0.75	エルボ	20	0.75	ボールタップ	13	2.40						
エルボ	20	0.75	エルボ	20	0.75									
計		3.45			2.49			5.80						

１０－５－４

給水装置工事水理計算例－４

受水槽式の場合

水理計算例―４　　集合住宅（４階建）の場合　（受水槽式）

１．概要図

公称容量　2.0×2.0×2.0m＝8.0㎥
有効容量　2.0×2.0×1.5m＝6.0㎥

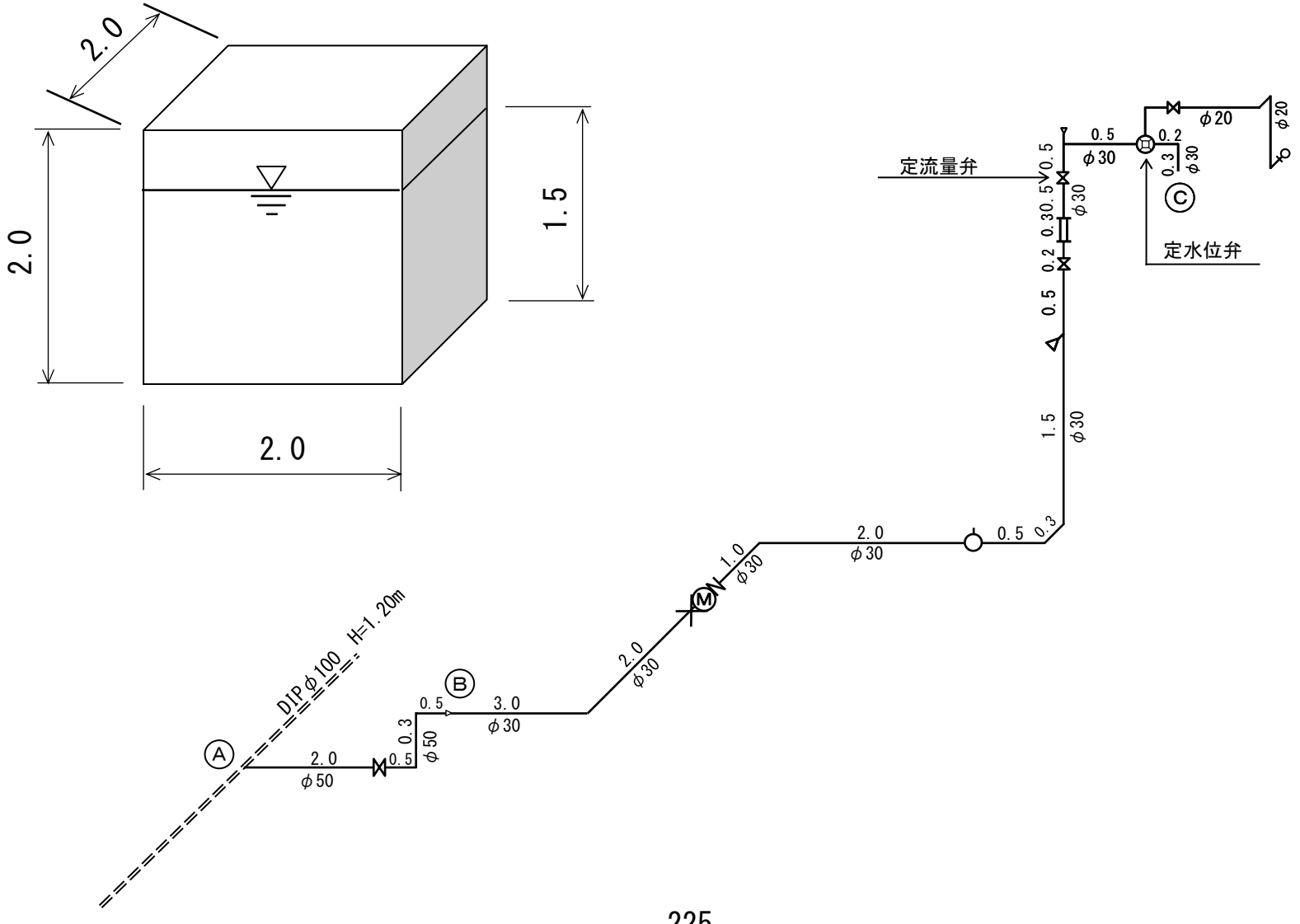

水理計算例―４

２．設計条件

１）集合住宅（４階建て　24世帯）

２）配水管設計水圧：0.15Mpa（水頭15.00ｍ）

３）計画一日使用水量：給水装置に給水される一日当たりの水量をいい，受水槽の有効容量の決定等の基礎となるもので算定は「建物用途別標準単位給水量・使用時間・人員」（別表第６）を参考する。

４）単位時間当たり給水量：計画一日使用水量を使用時間で除した水量とする。（別表第６）

５）給水用具の損失水頭：各種給水用具の損出水頭は給水用具の種類別直管換算延長により，直管の延長に換算して計算する。（別表第９）

６）配水本管土被り：配水管分岐箇所の土被りは1.2ｍとする。

３．受水槽容量の計算

１）計画一日使用水量の計算（世帯数　24世帯）

① 一世帯当たりの面積＝59.3㎡

② 一世帯当たり人口＝2.3人（別表第６）

③ 対象人口＝2.3人/世帯×24世帯＝55.2人

④ 対象給水量＝250ℓ／日，使用時間＝15ｈ／日（別表第６）

⑤ 計画一日使用水量＝55.2人×250ℓ／日＝13,800ℓ／日　（13.8㎥／日）

⑥ 時間当り給水量＝13.8㎥／日÷15ｈ／日＝0.92㎥／ｈ

２）受水槽の容量

① 受水槽の有効容量は，計画一日使用水量の40％～60％を標準とすることから，13.8㎥／日×0.4～0.6＝5.52～8.28㎥

② 受水槽容量の決定＝上記①から公称容量2.0ｍ×2.0ｍ×2.0ｍ＝8.0㎥，有効容量2.0ｍ×2.0ｍ×1.5ｍ＝6.0㎥とする。

③ 使用量率＝有効容量÷計画一日使用水量＝6.0㎥÷13.8㎥×100＝43.5％（計画一日使用水量の40％～60％の範囲内である。）

４．水理計算

１）Ａ～Ｂ区間の損失水頭（ｍ）

① 区間の口径をφ50㎜と仮定する。

② 区間の設計給水量＝15.33ℓ/min

③ 区間の直管延長＝2.0＋0.5＋0.3＋0.5＝3.3m

④ 各種給水用具種類別直管換算延長＝ 5.59ｍ（別紙計算書……給水用具直管換算延長表）

⑤ 動水勾配（‰）（管径φ50㎜の場合）＝ 1‰（動水勾配早見表：別表第９から）

⑥ 区間の配管損失水頭（m）　＝動水勾配／1,000×（直管延長＋換算延長）＝ 1／1,000×（3.3＋5.59）＝0.01m

⑦ 区間の高低差（m）＝0.3m

⑧ 区間の総損失水頭（m）　＝配管損失水頭＋高低差＝0.01＋0.3＝0.31m

２）Ｂ～Ｃ区間の損失水頭（m）

① 区間の口径をφ30㎜と仮定する。

② 区間の設計給水量＝15.33ℓ/min

③ 区間の直管延長＝3.0＋2.0＋1.0＋2.0＋0.5＋0.3＋1.5＋0.5＋0.2＋0.3＋1.0＋0.5＋0.2＋0.3＝13.3m

④ 各種給水用具種類別直管換算延長＝77.76m（別紙計算書……給水用具直管換算延長表）

⑤ 動水勾配（‰）（管径φ30㎜の場合）＝ 8‰（動水勾配早見表：別表第９から）

⑥ 区間の配管損失水頭（m）　＝動水勾配／1,000×（直管延長＋換算延長）＝ 8／1,000×（13.3＋77.76）＝0.73m

⑦ 区間の高低差（m）＝1.5＋0.5＋0.2＋0.3＋1.0＝3.5m

⑧ 区間の総損失水頭（m）　＝配管損失水頭＋高低差＝0.73＋3.5＝4.23m

３）全区間（Ａ～Ｃ区間）の総損失水頭（m）

総損失水頭（m）＝0.31＋4.23＝4.54m

５．結果の判定

１）配水管設計水圧：水頭15.00m（0.15Mpa）と水理計算で求めた総損失水頭（ 4.54m）を比較すると，

総損失水頭　≦　配水管設計水圧

4.54m　≦　15.00m　ＯＫ

よって，総損失水頭より配水管設計水圧の方が高いので仮定の設計口径で適切である。

６．メーター口径の選定

① 時間当たり給水量＝0.92㎥／ｈ

② １日当たり給水量＝13.8㎥／日

③ １カ月当たりの使用量＝13.8㎥／日×30日＝414㎥／月

１）メーター口径の検討

①メーター口径φ25㎜の場合，適正使用流量範囲（㎥／ｈ）＝0.23～2.5㎥／ｈ，１カ月当たりの使用量＝260㎥／月　（別表第７）

１日当たりの許容流量＝30㎥／日（24ｈ）－18㎥／日（10ｈ以内）＝12㎥／日（10ｈ超）

12㎥／日÷14ｈ＝0.86㎥／ｈ（10ｈを超える場合の１ｈ当たり）

１日当たりの許容流量（15時間使用時）＝18㎥／日（10ｈ）＋（0.86㎥／ｈ×5ｈ）＝22.3㎥／日（15時間使用時の１日当たり許容流量）

②メーター口径φ30㎜の場合，適正使用流量範囲（㎥／ｈ）＝0.40～4.0㎥／ｈ，１カ月当たりの使用量＝420㎥／月　（別表第７）

１日当たりの許容流量＝50㎥／日（24ｈ）－30㎥／日（10ｈ以内）＝20㎥／日（10ｈ超）

20㎥／日÷14ｈ＝1.43㎥／ｈ（10ｈを超える場合の１ｈ当り）

１日当たりの許容流量（15時間使用時）＝30㎥／日（10ｈ）＋（1.43㎥／ｈ×5ｈ）＝37.2㎥／日（15時間使用時の１日当たり許容流量）

③メーター口径の判定

口径φ25㎜の場合，時間当たり給水量＝0.92㎥／ｈ＜　0.23～2.5㎥／ｈ（適正使用流量範囲）

１日当たり給水量＝13.8㎥／日＜　22.3㎥／日（１日当たり許容流量）

１か月当たり使用水量＝414㎥／月＞　260㎥／月　ＮＧ

口径φ30㎜の場合，時間当たり給水量＝0.92㎥／ｈ＜　0.40～4.0㎥／ｈ（適正使用流量範囲）

１日当たり給水量＝13.8㎥／日＜　37.2㎥／日（１日当たり許容流量）

１か月当たり使用水量＝414㎥／月　≒　420㎥／月

このことにより，メーター口径はφ30㎜とする。

なお，１か月当たりの使用水量の比較については，使用形態や実績等により比較できる
１か月当たりの使用水量がわかる場合は判断基準の一つとするものです。

一　日　最　大　使　用　水　量　計　算　書　　水理計算例―４

「建物用途別標準単位給水量・使用時間・人員」による。　　（水量単位　ℓ）

建物種別	住宅規模			対象人口	対象給水量	給水量（c）	日給水時間	時間当給水量（Q）
	世帯面積(㎡)	世帯当り人口	世帯数	(a)	（ｂ）	c＝（a×ｂ）	（ｈ）	Q＝（C／ｈ）
集合住宅	59.3	2.3	24	55.2	250	13,800	15	920
計						13,800		920

（受水槽）

公称容量	8.0	㎥			
有効容量	6.0	㎥	（使用量率	43.5	%）
材質	ＦＲＰ	ＲＣ	（警報装置	有	無）
設置位置	地上	地下 屋内	屋外 他（		）

人孔	φ		mm
オーバーフロー	φ		mm
通気管	φ		mm
防虫網	有	無	
排水弁	φ		mm

（高架水槽）

貯水量		m
貯水量		時間分

給水管管径損失水頭計算書　　水理計算例―４

1　標 準 給 水 量　　✔・・・　時間当給水量　920.00　ℓ

2　負荷率（安全率）　K・・・・・（　　―　　）

3　設 計 給 水 量　　Q（✔×K）毎時間当り　920.00　ℓ　　毎分当り　15.33　ℓ　　毎秒当り　0.26　ℓ

4　管　　径　　D・・・・次表の損失水頭による

（計算は少数第３位を四捨五入し少数第２位迄）

区　間	設計給水量 Q（ℓ／min）	管径 D	直管換算延長（m）			動水勾配（パーミル）	損失水頭（m）			備考
			管類	器具類	計		配管	高低差	計	
A ～ B	15.33	50	3.30	5.59	8.89	1	0.01	0.30	0.31	
B ～ C	15.33	30	13.30	77.76	91.06	8	0.73	3.50	4.23	
～										
～										
～										
～										
合　計			16.60	83.35	99.95		0.74	3.80	4.54	

配管損失水頭	＋	管高低差	＝	総損失水頭	＜	設計水圧	
0.74	＋	3.80	＝	4.54	＜	15.00	OK

給水用具直管換算延長表　　水理計算例―４

直管換算表

区　　間　Ａ　～　Ｂ			区　　間　Ｂ　～　Ｃ			区　　間　　～			区　　間　　～			区　　間　　～		
種　　別	口径	換算長	種　　別	口径	換算長	種　　別	口径	換算長	種　　別	口径	換算長	種　　別	口径	換算長
分岐箇所	50	1.00	径違継手	30	1.00									
仕切弁	50	0.39	エルボ	30	1.20									
エルボ	50	2.10	メーター直結止水栓	30	5.00									
エルボ	50	2.10	メーター	30	24.00									
			逆止弁	30	6.20									
			エルボ	30	1.20									
			水抜栓	30	11.00									
			エルボ	30	1.20									
			エルボ	30	1.20									
			Ｔ字管直流	30	0.36									
			ストップバルブ	30	10.50									
			Ｔ字管分流	30	1.80									
			定水位弁	30	11.90									
			エルボ	30	1.20									
計		5.59			77.76									

メーター口径の算定計算書　　水理計算例―４

（受水槽式集合住宅の場合）

１．建築場所　　盛岡市愛宕町７番７号
２．建物名称　　水道愛宕町コーポ
３．建物概要　　鉄筋コンクリート４階建て
４．建物用途　　集合住宅

５．対象人員の算定

部屋タイプ	世帯数（戸）	世帯当たり人員（人／戸）	対象人員（人）
Ａタイプ（59.3㎡）	24	2.3	55.2
計	24		55.2

６．計画一日最大使用水量
１）対象給水量＝250ℓ／日，使用時間15ｈ／日
２）計画一日使用水量＝55.2人×250ℓ／日＝13,800ℓ／日＝13.8㎥／日　（0.92㎥／ｈ）

７．メーター口径の選定
１）メーター適正使用流量範囲（口径別許容流量より：別表第７）
メーター口径φ30㎜の場合，適正使用流量範囲（㎥／ｈ）＝0.40～4.0㎥／ｈ
時間当たり給水量＝0.92㎥／ｈ＜　0.40～4.0㎥／ｈ（適正使用流量範囲）

２）メーター１日当たりの使用量算定（口径別許容流量より：別表第７）
メーター口径φ30㎜の場合，
１日当たりの使用量＝50㎥/日(24ｈ)－30㎥/日(10ｈ以内)＝20㎥/日(10ｈ超の分)
20㎥/日÷14ｈ＝1.43㎥/h(10ｈを超える場合の１ｈ当たり)
１日当たりの使用量（15時間使用時）＝30㎥/日(10ｈ以内)＋（1.43㎥/ｈ×５ｈ）
＝37.2㎥/日(15時間使用のとき)
１日の給水量　13.8 ㎥／日＜37.2 ㎥／日　（φ30㎜メーター15ｈ使用のとき）
３）メーター月間使用量（口径別許容流量より：別表第７）
メーター口径φ30㎜の場合，
１カ月当たりの使用量＝13.8㎥／日×30日＝414㎥／月
月間使用量　　＝414㎥／月 ≒ 420㎥／月（メーター口径φ30㎜）

上記１），２）及び３）より，メーター口径はφ30㎜を選定する。

８．　一時的過流量の防止について

定水位弁等の開閉や過流量により発生するウォーターハンマー，配水管水圧への影響を防止するため，定水位弁の流量調整機能や定流量弁または減圧弁の設置等によりメーター適正流量での流入及び給水管内流速２ｍ／sec以下となる対策を講じる。

メーター口径φ30㎜の適正使用流量範囲：0.4～4.0㎥／ｈ（6.7～66.7 ℓ／min）

設定流量は，4.0㎥／ｈ（ 66.7 ℓ／min）以下に流量を設定する。

１日最大使用水量計算書(既設の受水槽を更新する場合の例)

過去５年間の水道使用量

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	単位㎥
1月	56	65	75	74	65	
2月	58	66	78	72	75	
3月	67	67	82	85	84	
4月	68	68	85	86	83	
5月	69	70	90	74	81	
6月	70	65	90	75	75	
7月	77	70	95	88	85	
8月	82	80	97	90	90	
9月	82	56	95	95	95	
10月	75	65	65	65	85	
11月	76	75	75	55	85	
12月	76	72	77	45	74	

過去５年間の水道使用量の最大値　95㎥/月
１日当たりの使用量　95/22日＝4.3㎥/日
(稼働時間を土日を除く22日とする。)

今後の使用数量の増加予定
60ℓ/人(事務)×10人＝0.6㎥(別表６　建物用途別標準単位給水量・使用時間・人員より)

4.3㎥+0.6㎥＝4.9㎥
4.9㎥×0.4＝1.96㎥
4.9㎥×0.6＝2.94㎥
１日最大使用水量の40%～60%とするため
有効容量は1.96㎥以上2.94㎥未満とする。
よって有効容量2.0㎥の受水槽を使用する。

１０－５－５

給水装置工事水理計算例－５

直結増圧式集合住宅（４階建て以上）の場合

水理計算例―５　　直結増圧式集合住宅（５階建て）の場合

（居住人数から同時使用水量を予測する算定式を用いる方法）　調査により提案された新たな方法

１．概要図

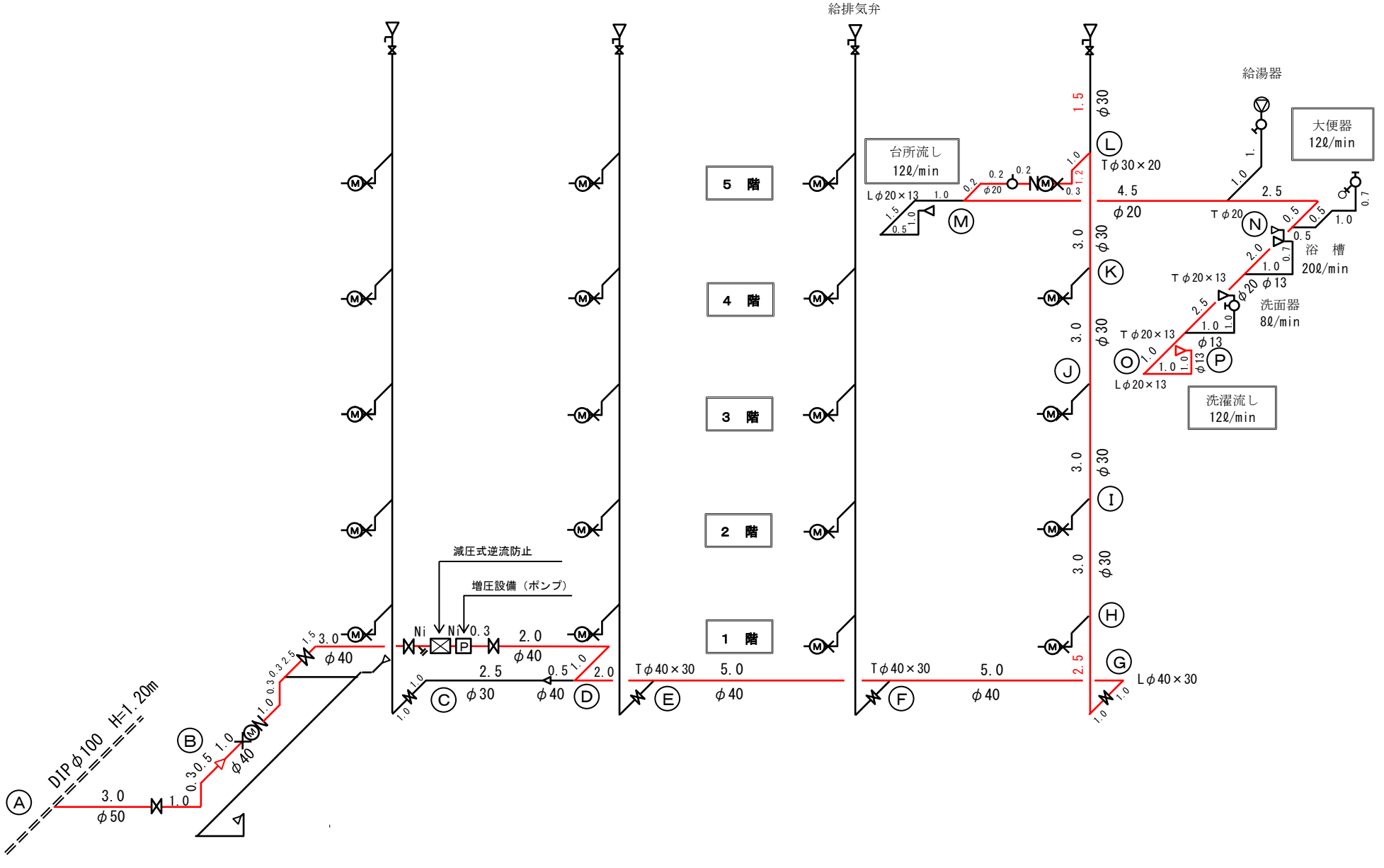

水理計算例―５

２．設計条件

１）集合住宅（５階建て　４世帯×５階＝20世帯）

２）配水管設計水圧：　0.20Mpa（水頭20.00ｍ）

３）同時使用水量　：　居住人数から同時使用水量を予測する算定式を用いる方法。

（調査により提案された新たな方法）

同時使用水量は，次の式により求める。

Ｑ＝２６Ｐ$^{0.36}$　　（１～３０人の場合）

Ｑ＝15.2Ｐ$^{0.51}$　　（３１人以上の場合）

Ｑ：同時使用水量（ℓ／min）

Ｐ：人数（人）

Ｐ＝20世帯×2.3人／世帯＝46人

Ｑ＝15.2Ｐ$^{0.51}$ ＝ 15.2×46$^{0.51}$ ＝ 107.1 ℓ／min

ただし，１戸目の同時使用水量は同時に使用する給水用具を設定した同時使用水量とし，設定給水用具及び各給水用具吐水量は下記のとおりとする。

台所流し　12ℓ/min
大便器　　12ℓ/min　｝ 36ℓ/min（同時使用水量）
洗濯流し　12ℓ/min

４）給水用具の損失水頭：各種給水用具の損出水頭は給水用具の種類別直管換算延長により，直管の延長に換算して計算する。（別表第８）

５）配水本管土被り：配水管分岐箇所の土被りは1.2ｍとする。

３．水理計算

１）Ａ～Ｂ区間（減圧式逆流防止器一次側）の圧力損失（ｍ）

① 区間の口径をφ50㎜と仮定する。

② 区間の同時使用水量（Ｑ）＝15.2×46$^{0.51}$＝107.1 ℓ/min

③ 区間の直管延長＝3.0＋1.0＋0.3＋0.5＝4.8ｍ

④ 各種給水用具種類別直管換算延長＝5.59ｍ（別紙計算書……給水用具直管換算延長表）

⑤ 動水勾配（‰）（管径φ50㎜の場合）＝21‰（動水勾配早見表：別表第９から）

⑥ 区間の給水器具圧力損失（ｍ）　＝動水勾配／1,000×（直管延長＋換算延長）＝ 21／1,000×（4.8＋5.59）＝0.22ｍ

⑦ 区間の高低差（ｍ）＝0.3ｍ

２）Ｂ～Ｃ区間（減圧式逆流防止器一次側）の圧力損失（ｍ）

① 区間の口径をφ40㎜と仮定する。

② 区間の同時使用水量（Ｑ）＝15.2×46$^{0.51}$＝107.1 ℓ/min

③ 区間の直管延長＝1.0＋1.0＋0.3＋0.3＋2.5＋1.5＋3.0＝9.6m

④ 各種給水用具種類別直管換算延長＝54.02m（別紙計算書……給水用具直管換算延長表）

⑤ 動水勾配（‰）（管径φ40㎜の場合）＝ 60‰（動水勾配早見表：別表第９から）

⑥ 区間の給水器具圧力損失（m）　＝動水勾配／1,000×（直管延長＋換算延長）＝ 60／1,000×（9.6＋54.02）＝3.82m

⑦ 区間の高低差（m）＝0.3m

３）減圧式逆流防止器及び増圧設備の圧力損失（m）

① 減圧式逆流防止器損失水頭　6.9m（メーカーカタログより）

② 増圧設備損失水頭　―　（メーカーポンプ性能により損失水頭考慮済み）

４）Ｃ～Ｄ区間（増圧設備二次側）の圧力損失（m）

① 区間の口径をφ40㎜と仮定する。

② 区間の同時使用水量（Q）＝$15.2\times46^{0.51}$＝107.1 ℓ/min

③ 区間の直管延長＝0.3＋2.0＋1.0＝3.3m

④ 各種給水用具種類別直管換算延長＝1.8m（別紙計算書……給水用具直管換算延長表）

⑤ 動水勾配（‰）（管径φ40㎜の場合）＝ 60‰（動水勾配早見表：別表第９から）

⑥ 区間の給水器具圧力損失（m）　＝動水勾配／1,000×（直管延長＋換算延長）＝ 60／1,000×（3.3＋1.8）＝0.31m

⑦ 区間の高低差（m）＝0m

５）Ｄ～Ｅ区間（増圧設備二次側）の圧力損失（m）

① 区間の口径をφ40㎜と仮定する。

② 区間の同時使用水量（Q）＝$15.2\times34.5^{0.51}$＝ 92.5 ℓ/min

③ 区間の直管延長＝2.0m

④ 各種給水用具種類別直管換算延長＝2.1m（別紙計算書……給水用具直管換算延長表）

⑤ 動水勾配（‰）（管径φ40㎜の場合）＝47‰（動水勾配早見表：別表第９から）

⑥ 区間の給水器具圧力損失（m）　＝動水勾配／1,000×（直管延長＋換算延長）＝47／1,000×（2.0＋2.1）＝0.19m

⑦ 区間の高低差（m）＝0m

６）Ｅ～Ｆ区間（増圧設備二次側）の圧力損失（m）

① 区間の口径をφ40㎜と仮定する。

② 区間の同時使用水量（Q）＝$26\times23^{0.36}$＝ 80.4 ℓ/min

③ 区間の直管延長＝5.0m

④ 各種給水用具種類別直管換算延長＝0.45m（別紙計算書……給水用具直管換算延長表）

⑤ 動水勾配（‰）（管径φ40㎜の場合）＝36‰（動水勾配早見表：別表第９から）

⑥ 区間の給水器具圧力損失（m）　＝動水勾配／1,000×（直管延長＋換算延長）＝36／1,000×（5.0＋0.45）＝0.2m

⑦ 区間の高低差（m）＝0m

7）Ｆ～Ｇ区間（増圧設備二次側）の圧力損失（m）

① 区間の口径をφ30㎜と仮定する。

② 区間の同時使用水量（Q）＝$26\times11.5^{0.36}$＝ 62.6 ℓ/min

③ 区間の直管延長＝5.0m

④ 各種給水用具種類別直管換算延長＝0.45m（別紙計算書……給水用具直管換算延長表）

⑤ 動水勾配（‰）（管径φ30㎜の場合）＝91‰（動水勾配早見表：別表第９から）

⑥ 区間の給水器具圧力損失（m）　＝動水勾配／1,000×（直管延長＋換算延長）＝91／1,000×（5.0＋0.45）＝0.5m

⑦ 区間の高低差（m）＝0m

8）Ｇ～Ｈ区間（増圧設備二次側）の圧力損失（m）

① 区間の口径をφ30㎜と仮定する。

② 区間の同時使用水量（Q）＝$26\times11.5^{0.36}$＝ 62.6 ℓ/min

③ 区間の直管延長＝1.0＋1.0＋2.5＝4.5m

④ 各種給水用具種類別直管換算延長＝3.94m（別紙計算書……給水用具直管換算延長表）

⑤ 動水勾配（‰）（管径φ30㎜の場合）＝91‰（動水勾配早見表：別表第９から）

⑥ 区間の給水器具圧力損失（m）　＝動水勾配／1,000×（直管延長＋換算延長）＝91／1,000×（4.5＋3.94）＝0.77m

⑦ 区間の高低差（m）＝2.5m

9）Ｈ～Ｉ区間（増圧設備二次側）の圧力損失（m）

① 区間の口径をφ30㎜と仮定する。

② 区間の同時使用水量（Q）＝$26\times9.2^{0.36}$＝ 57.8 ℓ/min

③ 区間の直管延長＝3.0m

④ 各種給水用具種類別直管換算延長＝0.36m（別紙計算書……給水用具直管換算延長表）

⑤ 動水勾配（‰）（管径φ30㎜の場合）＝79‰（動水勾配早見表：別表第９から）

⑥ 区間の給水器具圧力損失（m）　＝動水勾配／1,000×（直管延長＋換算延長）＝79／1,000×（3.0＋0.36）＝0.27m

⑦ 区間の高低差（m）＝3.0m

水理計算例―５

10）Ｉ～Ｊ区間（増圧設備二次側）の圧力損失（m）

① 区間の口径をφ30㎜と仮定する。

② 区間の同時使用水量（Q）＝26×$6.9^{0.36}$＝ 52.1 ℓ/min

③ 区間の直管延長＝3.0m

④ 各種給水用具種類別直管換算延長＝0.36m（別紙計算書……給水用具直管換算延長表）

⑤ 動水勾配（‰）（管径φ30㎜の場合）＝65‰（動水勾配早見表：別表第９から）

⑥ 区間の給水器具圧力損失（m）　＝動水勾配／1,000×（直管延長＋換算延長）＝65／1,000×（3.0＋0.36）＝0.22m

⑦ 区間の高低差（m）＝3.0m

11）Ｊ～Ｋ区間（増圧設備二次側）の圧力損失（m）

① 区間の口径をφ30㎜と仮定する。

② 区間の同時使用水量（Q）＝26×$4.6^{0.36}$＝ 45.0 ℓ/min

③ 区間の直管延長＝3.0m

④ 各種給水用具種類別直管換算延長＝0.36m（別紙計算書……給水用具直管換算延長表）

⑤ 動水勾配（‰）（管径φ30㎜の場合）＝50‰（動水勾配早見表：別表第９から）

⑥ 区間の給水器具圧力損失（m）　＝動水勾配／1,000×（直管延長＋換算延長）＝50／1,000×（3.0＋0.36）＝0.17m

⑦ 区間の高低差（m）＝3.0m

12）Ｋ～Ｌ区間（増圧設備二次側）の圧力損失（m）

① 区間の口径をφ20㎜と仮定する。

② 区間の同時使用水量（Q）＝36.0 ℓ/min

③ 区間の直管延長＝3.0m

④ 各種給水用具種類別直管換算延長＝0.36m（別紙計算書……給水用具直管換算延長表）

⑤ 動水勾配（‰）（管径φ30㎜の場合）＝34‰（動水勾配早見表：別表第９から）

⑥ 区間の給水器具圧力損失（m）　＝動水勾配／1,000×（直管延長＋換算延長）＝34／1,000×（3.0＋0.36）＝3.36m

⑦ 区間の高低差（m）＝3.0m

13）Ｌ～Ｍ区間（増圧設備二次側）の圧力損失（m）

① 区間の口径をφ20㎜と仮定する。

② 区間の同時使用水量（Q）＝36.0 ℓ/min

③ 区間の直管延長＝3.1m

④ 各種給水用具種類別直管換算延長＝29.45m（別紙計算書……給水用具直管換算延長表）

⑤ 動水勾配（‰）（管径φ20㎜の場合）＝220‰（動水勾配早見表：別表第９から）

⑥ 区間の給水器具圧力損失（m）　＝動水勾配／1,000×（直管延長＋換算延長）＝220／1,000×（3.1＋29.45）＝7.16m

⑦ 区間の高低差（m）＝－1.2m

14）M～N区間（増圧設備二次側）の圧力損失（m）

① 区間の口径をφ20㎜と仮定する。

② 区間の同時使用水量（Q）＝24.0 ℓ/min

③ 区間の直管延長＝7.5m

④ 各種給水用具種類別直管換算延長＝2.19m（別紙計算書……給水用具直管換算延長表）

⑤ 動水勾配（‰）（管径φ20㎜の場合）＝108‰（動水勾配早見表：別表第９から）

⑥ 区間の給水器具圧力損失（m）　＝動水勾配／1,000×（直管延長＋換算延長）＝108／1,000×（7.5＋2.19）＝1.05m

⑦ 区間の高低差（m）＝0m

15）N～O区間（増圧設備二次側）の圧力損失（m）

① 区間の口径をφ20㎜と仮定する。

② 区間の同時使用水量（Q）＝12.0 ℓ/min

③ 区間の直管延長＝5.5m

④ 各種給水用具種類別直管換算延長＝0.72m（別紙計算書……給水用具直管換算延長表）

⑤ 動水勾配（‰）（管径φ20㎜の場合）＝33‰（動水勾配早見表：別表第９から）

⑥ 区間の給水器具圧力損失（m）　＝動水勾配／1,000×（直管延長＋換算延長）＝33／1,000×（5.5＋0.72）＝0.21m

⑦ 区間の高低差（m）＝0m

16）O～P区間（増圧設備二次側）の圧力損失（m）

① 区間の口径をφ13㎜と仮定する。

② 区間の同時使用水量（Q）＝12.0 ℓ/min

③ 区間の直管延長＝2.0m

④ 各種給水用具種類別直管換算延長＝2.95m（別紙計算書……給水用具直管換算延長表）

⑤ 動水勾配（‰）（管径φ13㎜の場合）＝228‰（動水勾配早見表：別表第９から）

⑥ 区間の給水器具圧力損失（m）　＝動水勾配／1,000×（直管延長＋換算延長）＝228／1,000×（2.0＋2.95）＝1.13m

⑦ 区間の高低差（m）＝1.0m

17）Ｃ～Ｐ区間（増圧設備二次側）の総給水器具圧力損失及び高低差による圧力損失（m）

総給水器具圧力損失（m）＝0.31＋0.19＋0.20＋0.50＋0.77＋0.27＋0.22＋0.17＋0.11＋7.16＋1.05＋0.21＋1.13＝12.29m

高低差による圧力損失（m）＝2.5＋3.0＋3.0＋3.0＋3.0－1.2＋1.0＝14.3m

４．直結増圧式の計算

１）増圧設備本体流入圧（m）

分岐から増圧設備（ポンプ）（Ａ～Ｃ区間）までの総損失水頭は,

① 給水器具圧力損失＝0.22＋3.82m＝4.04m

② 高低差による圧力損失＝0.3＋0.3＝0.6m

③ 減圧式逆流防止器及び増圧設備の圧力損失＝6.9＋0.0＝6.9m

増圧設備本体流入圧＝20.0(設計水圧)－（4.04＋0.6＋6.9）＝8.46m

２）吐出圧力設定値（m）

増圧設備（ポンプ）（Ｃ～Ｐ区間）から末端給水装置までの総損失水頭は,

① 給水器具圧力損失＝12.29m

② 高低差による圧力損失＝14.3m

③ 末端給水装置必要最小動水圧＝ 5.0m

増圧設備から末端給水装置までの総損失水頭＝12.29＋14.3＋5.0＝31.59m

上記結果により，増圧設備の吐出圧力設定値は31.59mとする。

３）増圧設備（ポンプ）による全揚程の計算（m）

増圧設備による増圧分（全揚程）は,

① 31.59m（吐出圧力設定値）－8.46m（増圧設備本体流入圧）＝23.13m

よって，同時使用水量107.1 ℓ/minにおいて，全揚程23.13m以上の増圧設備を選定する。

給水管口径の算定計算書　　水理計算例―５

（直結増圧式集合住宅(4階建て以上)の場合）

１．建築場所　　盛岡市愛宕町７番７号

２．建物名称　　水道愛宕町コーポ

３．建物概要　　鉄筋コンクリート５階建て

４．建物用途　　集合住宅

５．対象人員の算定

部屋タイプ	世帯数	世帯当たり人員	対象人員
Ａタイプ（56.8㎡）	20	2.3	46.0
○タイプ（　　㎡）			
○タイプ（　　㎡）			
計	20		46.0

６．同時使用水量の算定（集合住宅等の場合）

居住人数から同時使用水量を予測する算定式を用いる方法

（調査により提案された新たな方法）

$Q=26P^{0.36}$（１～30人の場合）　　Q：同時使用水量（ℓ／min）

$Q=15.2P^{0.51}$（30人以上の場合）　　P：人数（人）

$Q=15.2P^{0.51} = 15.2\times46^{0.51} = 107.1$ ℓ／min （ ＝ 1.79ℓ／sec ＝ 6.43㎥／h）

７．給水管口径の選定

ウェストン公式による流量図より（給水装置工事施行要領：別図第５）

流速２m／sec以下となる給水管の口径はφ40㎜以上なので,

メーター手前からの給水管の口径はφ40㎜を仮定する。

別図第５　＜ウエストン公式による流量図＞

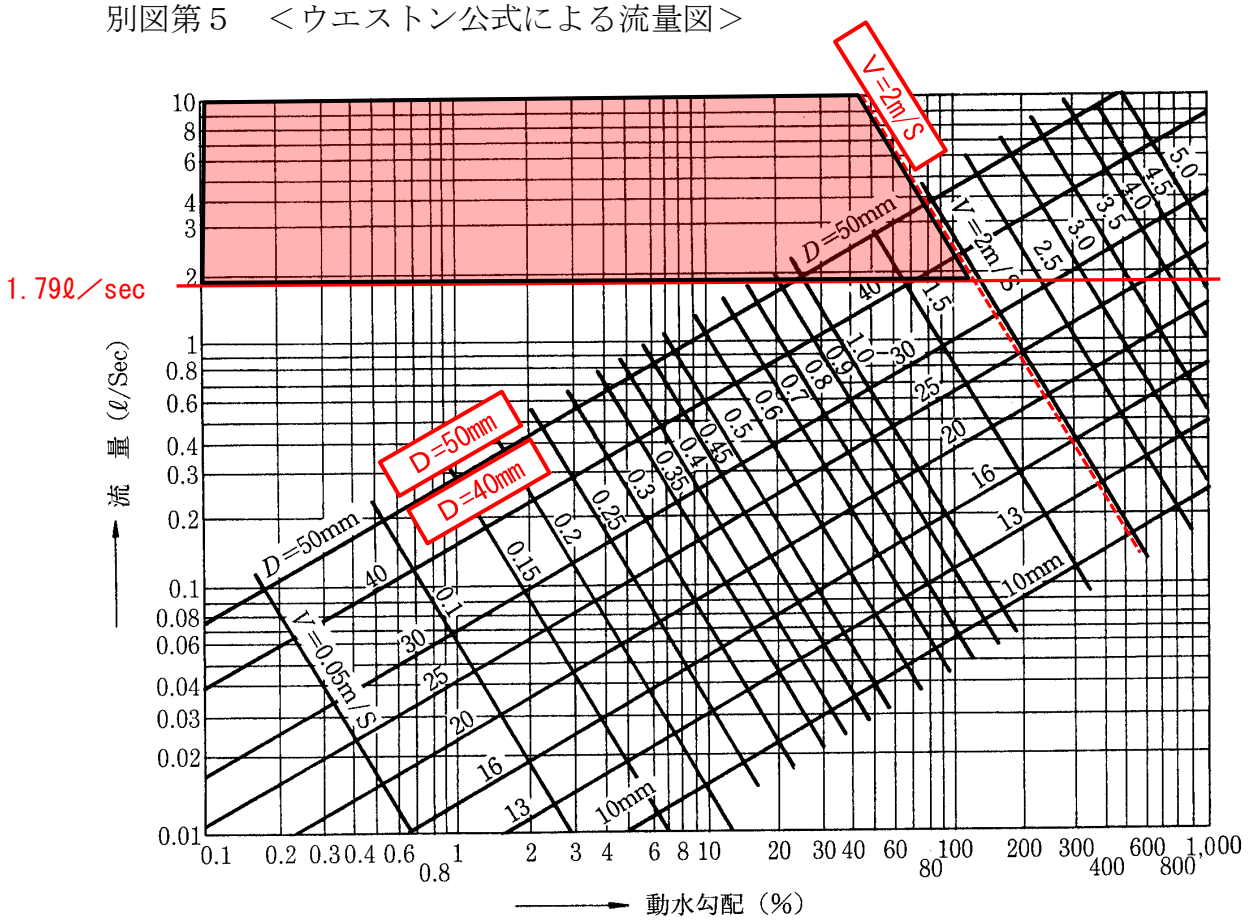

給水管管径損失水頭計算書（減圧式逆流防止器一次側）　　水理計算例―５

（計算は少数第３位を四捨五入し少数第２位迄）

区　間	設計給水量 Q（ℓ／min）	管径 D	直管換算延長（m） 管　類	器具類	計	動水勾配（パーミル）	損失水頭　（m） 配管	高低差	計		人　数	同時使用水量（ℓ/min）
A　～　B	107.1	50	4.80	5.59	10.39	21	0.22	0.30	0.52	②の式	46.0	107.1
B　～　C	107.1	40	9.60	54.02	63.62	60	3.82	0.30	4.12	〃	46.0	107.1
小　計							4.04	0.60	4.64			
減圧式逆流防止器損失水頭		40	6.9m（メーカーカタログより）				6.90		6.90			
増圧設備損失水頭		40	―　（ポンプ性能により考慮済）				―		―			
合　計							10.94	0.60	11.54			

分岐から増圧設備（ポンプ）までの総損失水頭は，4.64m(P1+P2)＋6.90m(P3)＝11.54m
設計水圧(P0)は20m（0.20Mpa）なので，流入時残存水頭（増圧設備本体流入圧）は
20.00m－11.54m＝8.46m（0.0846Mpa）となる。

設計条件

設計水圧	0.20Mpa（20.0m）
集合住宅の戸数	20 戸（56.2㎡／戸）
各戸給水栓数	5 栓
高さ　道路面より	13.7 m

１戸目（人数）の同時使用水量は，同時に使用する給水用具を設定した数値を使用

給水用器具	吐水量	同時使用	同時使用水量
台所流し	12	○	12
大便器	12	○	12
浴　槽	20		
洗面器	8		
洗濯流し	12	◎	12
同時使用水量　（３栓）			36

（ℓ／min）

同時使用水量（集合住宅）

居住人数から同時使用水量を予測する算定式を用いる方法　　Ｐ＝人数

① 同時使用水量（1～30人の場合）

$Q = 26P^{0.36}$ （ℓ/min）

② 同時使用水量（31人以上の場合）

$Q = 15.2P^{0.51}$ （ℓ/min）

給水管管径損失水頭計算書（増圧設備二次側）　　水理計算例―５

（計算は少数第３位を四捨五入し少数第２位迄）

区　間	設計給水量 Q（ℓ／min）	管径 D	直管換算延長（m） 管　類	器具類	計	動水勾配（パーミル）	損失水頭　（m） 配管	高低差	計		人　数	同時使用水量（ℓ/min）
C　～　D	107.1	40	3.30	1.80	5.10	60	0.31		0.31	②の式	46.0	107.1
D　～　E	92.5	40	2.00	2.10	4.10	47	0.19		0.19	〃	34.5	92.5
E　～　F	80.4	40	5.00	0.45	5.45	36	0.20		0.20	①の式	23.0	80.4
F　～　G	62.6	30	5.00	0.45	5.45	91	0.50		0.50	〃	11.5	62.6
G　～　H	62.6	30	4.50	3.94	8.44	91	0.77	2.50	3.27	〃	11.5	62.6
H　～　I	57.8	30	3.00	0.36	3.36	79	0.27	3.00	3.27	〃	9.2	57.8
I　～　J	52.1	30	3.00	0.36	3.36	65	0.22	3.00	3.22	〃	6.9	52.1
J　～　K	45.0	30	3.00	0.36	3.36	50	0.17	3.00	3.17	〃	4.6	45.0
K　～　L	36.0	30	3.00	0.36	3.36	34	0.11	3.00	3.11	※	2.3	36.0
L　～　M	36.0	20	3.10	29.45	32.55	220	7.16	-1.20	5.96		2.3	36.0
M　～　N	24.0	20	7.50	2.19	9.69	108	1.05		1.05		2.3	24.0
N　～　O	12.0	20	5.50	0.72	6.22	33	0.21		0.21		2.3	12.0
O　～　P	12.0	13	2.00	2.95	4.95	228	1.13	1.00	2.13		2.3	12.0
～												
～												
～												
合　計			49.90	45.49	95.39		12.29	14.30	26.59			

増圧設備（ポンプ）から末端給水装置までの損失水頭(P4+P6)は，26.59m。
これに末端給水器具の必要残存水頭(P5)5.0mを加えた31.59mが総損失水頭となる。
上記結果より，増圧設備の吐出圧力設定値(P7)は31.59m（P4+P5+P6）とする。
また，増圧設備（ポンプ）による増圧分（全揚程)は，31.59m（吐出圧力設定値）－8.46m（増圧設備本体流入時残存水頭）＝23.13m（全揚程＝P7-(P0-P1-P2-P3)）
従って，同時使用水量107.1ℓ/minにおいて，全揚程**23.13m**以上の増圧設備を選定する。

設計条件

設計水圧	0.20Mpa（20.0m）
集合住宅の戸数	20 戸
各戸給水栓数	5 栓
高さ　道路面より	13.7 m

１戸目（人数）の同時使用水量は，同時に使用する給水用具を設定した数値を使用

給水用器具	吐水量	同時使用	同時使用水量	
台所流し	12	○	12	
大便器	12	○	12	
浴　槽	20			
洗面器	8			
洗濯流し	12	◎	12	
同時使用水量　（３栓）			36	※

（ℓ／min）

同時使用水量（集合住宅）

居住人数から同時使用水量を予測する算定式を用いる方法　　Ｐ＝人数

① 同時使用水量（1～30人の場合）

$Q = 26P^{0.36}$ （ℓ/min）

② 同時使用水量（31人以上の場合）

$Q = 15.2P^{0.51}$ （ℓ/min）

給水管給水用具直管換算延長表　　水理計算例―５

直管換算表

区間　A ～ B			区間　B ～ C			区間　C ～ D			区間　D ～ E			区間　E ～ F		
種別	口径	換算長	種別	口径	換算長	種別	口径	換算長	種別	口径	換算長	種別	口径	換算長
分岐箇所	50	1.00	径違継手	40	1.00	仕切弁	40	0.30	Ｔ字管分流	40	2.10	Ｔ字管直流	40	0.45
仕切弁	50	0.39	メーター直結止水栓	40	6.00	エルボ	40	1.50						
エルボ	50	2.10	メーター	40	26.00									
エルボ	50	2.10	逆止弁	40	10.00									
			エルボ	40	1.50									
			エルボ	40	1.50									
			Ｔ字管直流	40	0.45									
			仕切弁	40	0.30									
			エルボ	40	1.50									
			仕切弁	40	0.30									
			ストレーナー	40	5.47									
計		5.59			54.02			1.80			2.10			0.45

直管換算表

区間 F ～ G			区間 G ～ H			区間 H ～ I			区間 I ～ J			区間 J ～ K		
種別	口径	換算長	種別	口径	換算長	種別	口径	換算長	種別	口径	換算長	種別	口径	換算長
Ｔ字管直流	40	0.45	エルボ	40	1.50	Ｔ字管直流	30	0.36	Ｔ字管直流	30	0.36	Ｔ字管直流	30	0.36
			径違継手	30	1.00									
			仕切弁	30	0.24									
			エルボ	30	1.20									
計		0.45			3.94			0.36			0.36			0.36

直管換算表

区　　間　K　～　L			区　　間　L　～　M			区　　間　M　～　N			区　　間　N　～　O			区　　間　O　～　P		
種　　別	口径	換算長	種　　別	口径	換算長	種　　別	口径	換算長	種　　別	口径	換算長	種　　別	口径	換算長
Ｔ字管直流	30	0.36	Ｔ字管分流	20	1.20	Ｔ字管分流	20	1.20	Ｔ字管直流	20	0.24	エルボ	20	0.75
			エルボ	20	0.75	Ｔ字管直流	20	0.24	Ｔ字管直流	20	0.24	径違継手	13	1.00
			エルボ	20	0.75	エルボ	20	0.75	Ｔ字管直流	20	0.24	エルボ	13	0.60
			メーター直結止水栓	20	2.00							エルボ	13	0.60
			メーター	20	11.00									
			逆止弁	20	5.00									
			水抜栓	20	8.00									
			エルボ	20	0.75									
計		0.36			29.45			2.19			0.72			2.95

一　日　最　大　使　用　水　量　計　算　書　　水理計算例―５

「建物用途別標準単位給水量・使用時間・人員」による。　　（水量単位　ℓ）

建物種別	住宅規模			対象人員 (a)	対象給水量 （ｂ）	給水量（c） c＝（a×ｂ）	日給水時間 （ｈ）	時間当給水量（Q） Q＝（C／ｈ）
	世帯面積(㎡)	世帯当り人員	世帯数					
集合住宅	56.8	2.3	20	46.0	250	11,500	15	766.7
計						11,500		766.7

（受水槽）

公称容量　　㎥

有効容量　　㎥　（使用量率　　％）

材質　　ＦＲＰ　　ＲＣ　（警報装置　　有　無）

設置位置　　地上　地下　屋内　屋外　他（　　）

人孔　φ　　mm

オーバーフロー　φ　　mm

通気管　φ　　mm

防虫網　有　無

排水弁　φ　　mm

（高架水槽）

貯水量　　m

貯水量　　時間分

直結増圧式の計算　　水理計算例―５

Ｐ０：設計水圧（配水管水圧）
Ｐ１：配水管と増圧設備の高低差
Ｐ２：減圧式逆流防止器一次側の給水器具の圧力損失
Ｐ３：減圧式逆流防止器及び増圧設備の圧力損失
Ｐ４：増圧設備二次側の給水器具の圧力損失
Ｐ５：末端最高位の器具を使用するための必要最小動水圧
Ｐ６：増圧設備と末端最高位の器具との高低差による圧力損失
Ｐ７：吐出圧力設定値（＝Ｐ４＋Ｐ５＋Ｐ６）　＝12.29＋5.00＋14.30＝31.59m
全揚程：　Ｐ７－（Ｐ０－Ｐ１－Ｐ２－Ｐ３）
　　＝31.59－（20.00－0.60－4.04－6.90）
　　＝31.59－（8.46）＝ 23.13m

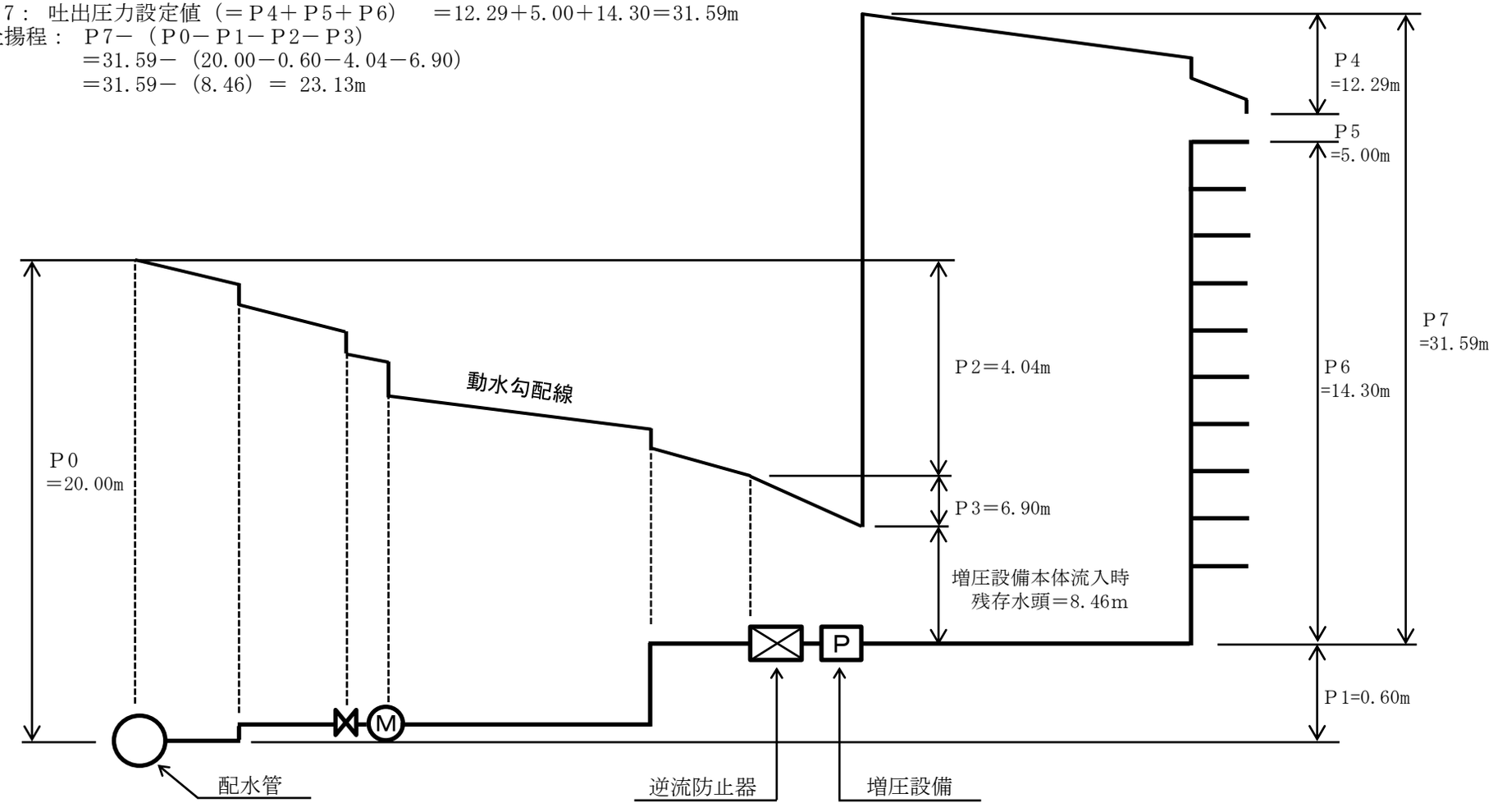

１０・６　水理計算様式

10・６・１　一戸建て住宅（３階建て）の場合 ……252

10・６・２　集合住宅（３階建て）の場合 ……257

10・６・３　一定規模以上の給水用具を有する施設等の場合 ……263

10・６・４　受水槽式の場合 ……274

10・６・５　直結増圧式（集合住宅，５階建て）の場合 ……281

１０－６－１

水理計算例－１（様式）

直結直圧式一戸建住宅（３階建て）等の場合

令和　　年　　月　　日

給　水　装　置　工　事　水　理　計　算　書

給　　水　　の　　目　　的		
（　直　結　直　圧　式　給　水　）	（　直　結　増　圧　式　給　水　）	（　受　水　槽　式　給　水　）
装置場所	装置場所	装置場所
建　　物　地上　　階　地下　　階	建　　物　地上　　階　地下　　階	建　　物　地上　　階　地下　　階
用　　途	用　　途	用　　途
そ　の　他	そ　の　他	そ　の　他

指定給水装置
工事事業者名

主任技術者氏名

設計年月日　　令和　　年　　月　　日

水理計算例―１　　一戸建住宅（3階建）の場合　（同時に使用する給水用具を設定して計算する方法）

１．概要図

	給水用器具	吐水量 (ℓ/min)	同時使用	同時使用水量
①	ミニキッチン(3F)	8		
②	大便器(3F)	12	◎	12
③	手洗器(3F)	5		
④	散水栓(3F)	15		
⑤	台所流し(2F)	12	○	12
⑥	手洗器(2F)	5		
⑦	洗濯流し(2F)	12		
⑧	シャワー(2F)	8		
⑨	浴　槽(2F)	20	○	20
⑩	洗面器(2F)	8		
⑪	大便器(2F)	12		
⑫	小便器(2F)	12		
⑬	手洗器(2F)	5	○	5
⑭	大便器	12		
⑮	散水栓	15		
同時使用水量　(4栓)				49

全給水用具数　15栓
同時使用給水用具数　４栓

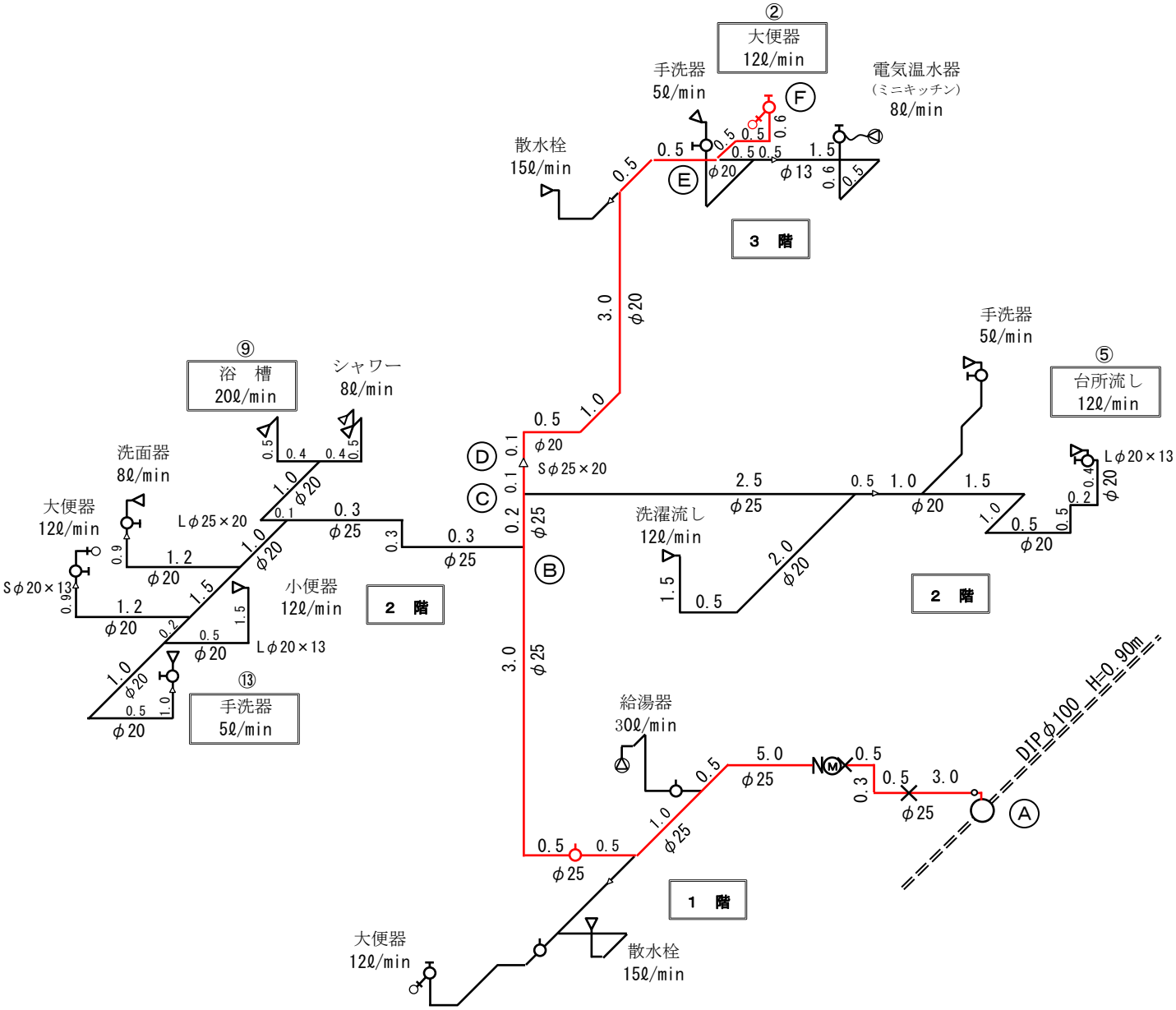

給水管管径損失水頭計算書　　水理計算例―１（様式）

（計算は少数第３位を四捨五入し少数第２位迄）

区　　間	設計給水量 Q（ℓ／min）	管径 D	直　管　換　算　延　長（m）			動水勾配（パーミル）	損　　失　　水　　頭　（m）			備　　考
			管類	器具類	計		配管	高低差	計	
～										
～										
～										
～										
～										
～										
～										
～										
合　　計										

配管損失水頭　＋　管高低差　＝　総損失水頭　＜　設計水圧

＋　　＝　　＜

給水用具直管換算延長表　　水理計算例―１（様式）

直管換算表

区　　間　　～			区　　間　　～			区　　間　　～			区　　間　　～			区　　間　　～		
種　　別	口径	換算長	種　　別	口径	換算長	種　　別	口径	換算長	種　　別	口径	換算長	種　　別	口径	換算長
計														

１０－６－２

水理計算例－２(様式)

直結直圧式集合住宅（３階建て）等の場合

令和　　年　　月　　日

給　水　装　置　工　事　水　理　計　算　書

給　　水　　の　　目　　的		
（　直　結　直　圧　式　給　水　）	（　直　結　増　圧　式　給　水　）	（　受　水　槽　式　給　水　）
装置場所	装置場所	装置場所
建　　物　地上　　階　地下　　階	建　　物　地上　　階　地下　　階	建　　物　地上　　階　地下　　階
用　　途	用　　途	用　　途
そ　の　他	そ　の　他	そ　の　他

指定給水装置
工事事業者名

主任技術者氏名

設計年月日　　令和　　年　　月　　日

水理計算例―２　　集合住宅（3階建）の場合　（戸数から同時使用水量を予測する算定式を用いる方法）

１．概要図

１戸の同時に使用する給水用具を設定した同時使用水量

	給水用器具	吐水量(ℓ/min)	同時使用	同時使用水量
①	台所流し(3F)	12	○	12
②	大便器(3F)	12	○	12
③	浴　槽(3F)	20		
④	洗面器(3F)	8		
⑤	洗濯流し(3F)	12	◎	12
同時使用水量　(3栓)				36 ※

戸数から同時使用水量を予測する算定式を用いる方法

同時使用水量　$Q=42N^{0.33}$ (ℓ/min)　　N＝戸数

戸　数	同時使用水量
１戸	36.0 ℓ/min ※
２戸	52.8 ℓ/min
３戸	60.4 ℓ/min
４戸	66.4 ℓ/min
５戸	71.4 ℓ/min
６戸	75.9 ℓ/min
７戸	79.8 ℓ/min
８戸	83.4 ℓ/min
９戸	86.7 ℓ/min

※　１戸の同時に使用する給水用具を設定した同時使用水量

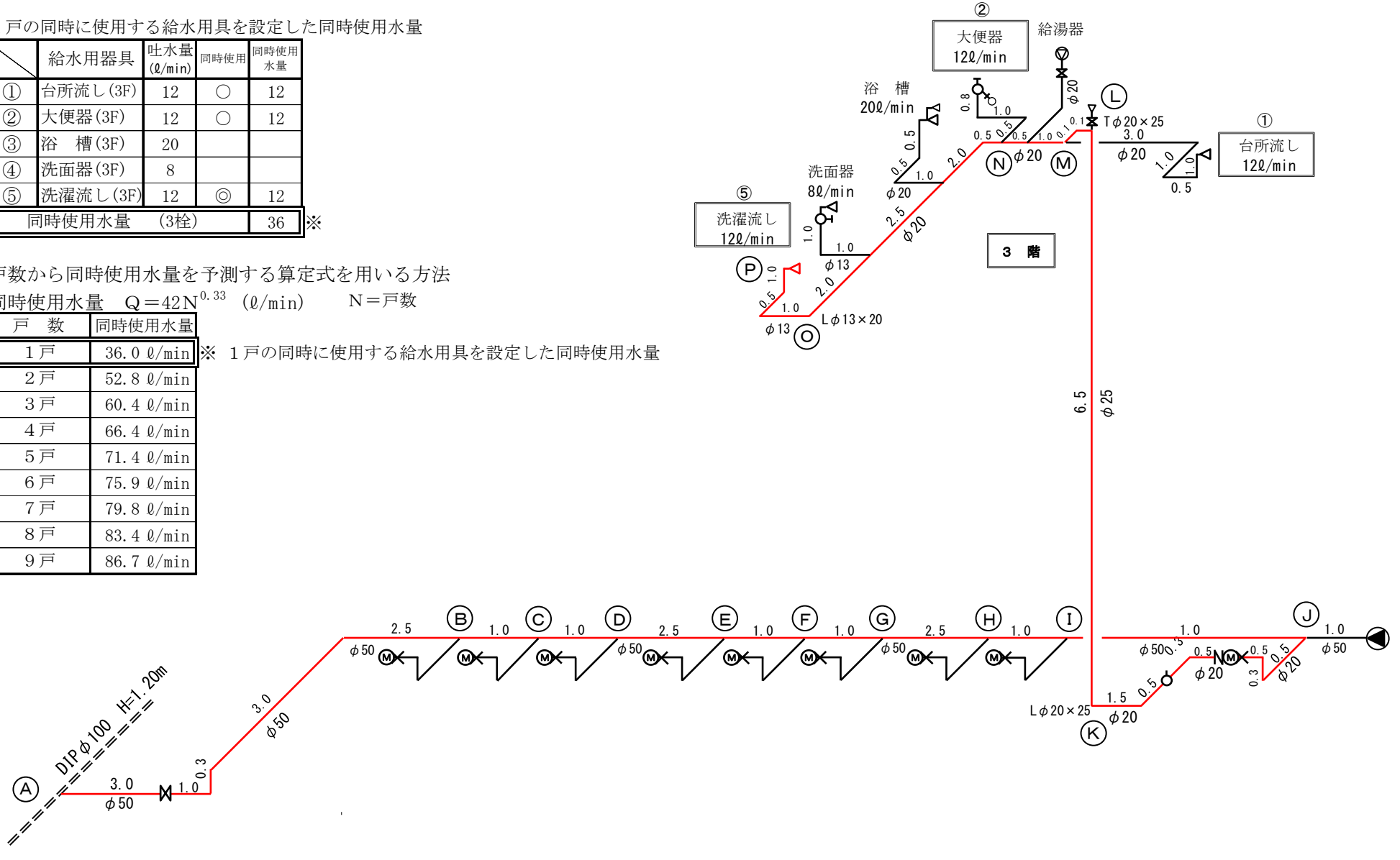

給水管管径損失水頭計算書　　水理計算例―２（様式）

（戸数から同時使用水量を予測する算定式を用いる方法）

（計算は少数第３位を四捨五入し少数第２位迄）

区　間	設計給水量 Q（ℓ／min）	管径 D	直管換算延長（m） 管　類	器具類	計	動水勾配（パーミル）	損失水頭　（m） 配管	高低差	計
～									
～									
～									
～									
～									
～									
～									
～									
～									
～									
～									
～									
～									
～									
～									
～									
～									
～									
～									
～									
～									
～									
～									
合　計									

配管損失水頭　＋　管高低差　＝　総損失水頭　＜　設計水圧

＋　＝　＜

設計条件

設計水圧　Mpa（　．　m）

集合住宅の戸数　戸

各戸給水栓数　栓

高さ　道路面より　m

１戸目の同時に使用する給水用具を設定した同時使用水量

給水用器具	吐水量	同時使用	同時使用水量
※ 同時使用水量　（　　栓）			

（ℓ／min）

同時使用水量（集合住宅）

戸数から同時使用水量を予測する算定式を用いる方法　　N＝戸数

① 同時使用水量（10戸未満の場合）

$Q = 42N^{0.33}$（ℓ/min）

② 同時使用水量（10戸以上600戸未満の場合

$Q = 19N^{0.67}$（ℓ/min）

同時使用水量　（Q）

		戸数	同時使用水量（ℓ/min）
※		1	
①の式		2	
〃		3	
〃		4	
〃		5	
〃		6	
〃		7	
〃		8	
〃		9	
②の式		10	
〃		11	
〃		12	
〃		13	
〃		14	
〃		15	
〃		16	
〃		17	
〃		18	
〃		19	
〃		20	

給水管給水用具直管換算延長表　　水理計算例―２（様式）

直管換算表

区　　間　　～			区　　間　　～			区　　間　　～			区　　間　　～			区　　間　　～		
種　　別	口径	換算長	種　　別	口径	換算長	種　　別	口径	換算長	種　　別	口径	換算長	種　　別	口径	換算長
計														

直管換算表

区　　間　　～			区　　間　　～			区　　間　　～			区　　間　　～			区　　間　　～		
種　　別	口径	換算長	種　　別	口径	換算長	種　　別	口径	換算長	種　　別	口径	換算長	種　　別	口径	換算長
計														

水理計算例－３（様式）

一定規模以上の給水用具を有する施設等の場合

令和　　年　　月　　日

給　水　装　置　工　事　水　理　計　算　書

給　　水　　の　　目　　的		
（　直　結　直　圧　式　給　水　）	（　直　結　増　圧　式　給　水　）	（　受　水　槽　式　給　水　）
装置場所	装置場所	装置場所
建　　物　地上　　階　地下　　階	建　　物　地上　　階　地下　　階	建　　物　地上　　階　地下　　階
用　　途	用　　途	用　　途
そ　の　他	そ　の　他	そ　の　他

指定給水装置
工事事業者名

主任技術者氏名

設計年月日　　令和　　年　　月　　日

水理計算例―３　　一定規模以上の給水用具を有する施設等の場合
（標準化した同時使用水量により計算する方法）

１．概要図

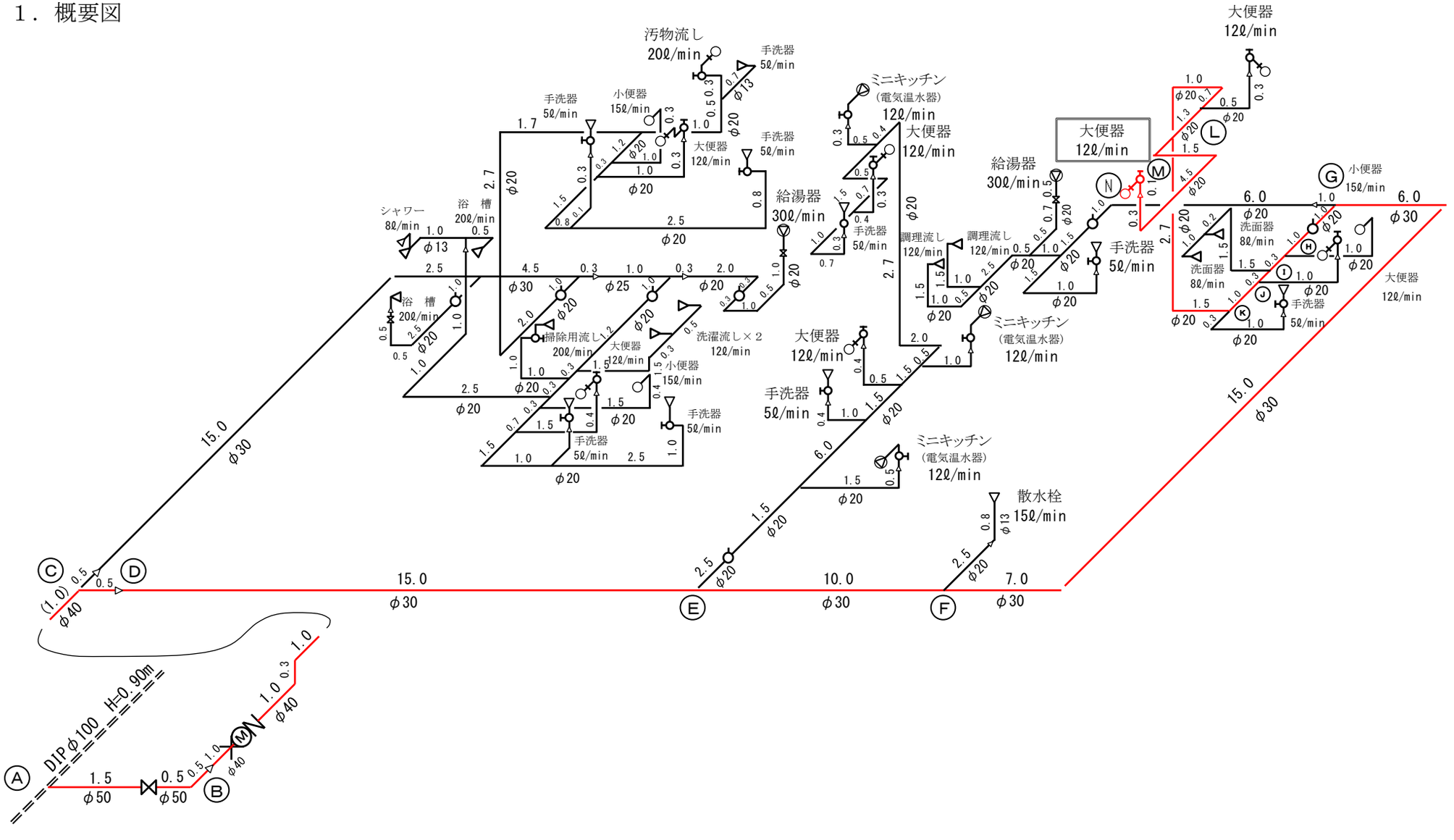

メーター口径の算出計算書　　水理計算例―３（様式）

（一定規模以上の給水用具を有する施設等の場合）

１．　建築場所

２．　建物名称

３．　建物概要

４．　建物用途

５．　メーター口径算定計算書（公衆用の場合）

1)　給水量（同時使用水量）の算定

給水用具の種類別吐水量（別表第２），器具給水負荷単位（別表第５）より

設置場所		用途／器具名・水栓口径	吐水量 (ℓ/min)	給水負荷 (公衆用)	器具数	負荷単位
階						
階						
階						
階						
階						
階						
階						
階						
階						
階						
階						
階						
階						
屋外						
計						

※　給湯器については，瞬間式の場合は出湯能力，貯湯式の場合は給水能力によること。

※　これ以外の器具については，それぞれの器具の性能表によること。

※　湯沸器は，その号数を使用水量とする。

※　給湯栓併用の場合，１個の水栓に対する器具給水負荷単位（別表第５）は数値の３／４とする。

総負荷単位数	

別表第２〈給水用具給水負荷単位のよる同時使用水量図〉

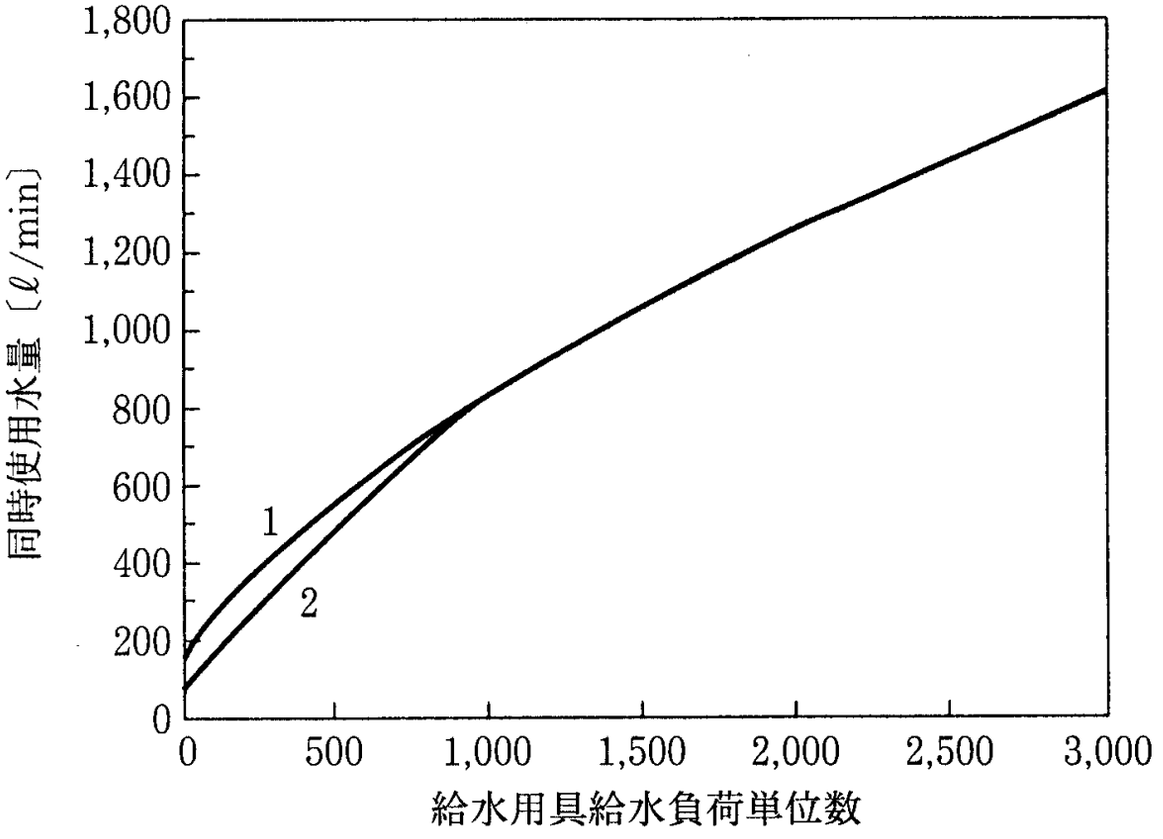

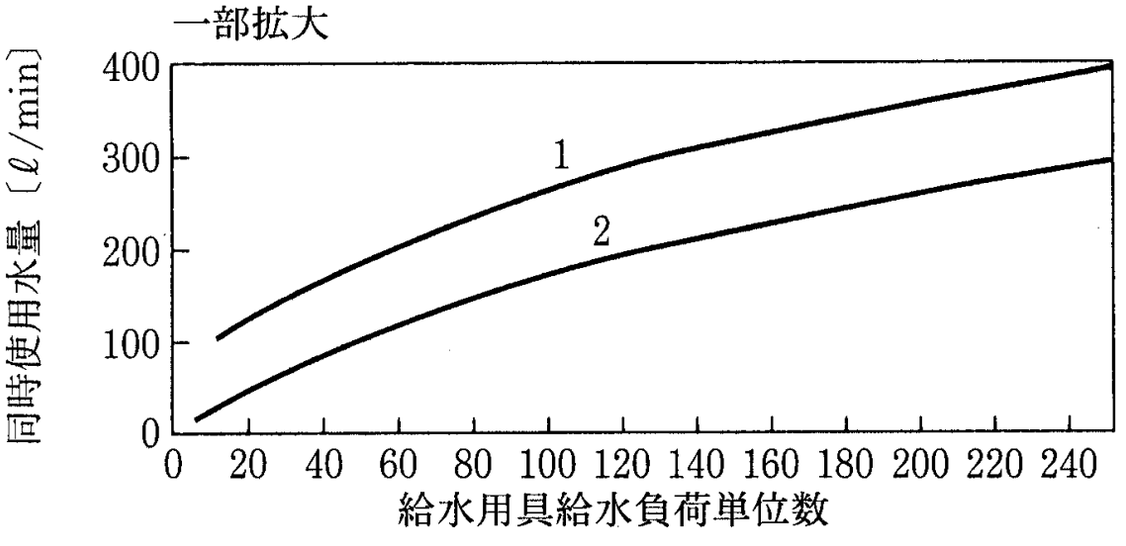

※　曲線１は大便器洗浄弁の多い場合，曲線２は大便器洗浄タンクの多い場合に用いる。

同時使用水量　給水装置工事施行要領：別表第２より　　ℓ/min

2) メーター口径の選定

同時使用水量を時間当たりの単位に換算

＝　　㎥/h

① 給水装置工事施行要領：別表第７（メーター口径別許容流量）より，瞬間的使用の場合から，

φ　㎜の場合　　～　㎥/h　　＜　　㎥/h

φ　㎜の場合　　～　㎥/h　　＞　　㎥/h

② 標準化した同時使用水量による水理計算（別紙計算書）においても，メーター口径φ　㎜の場合，設計水圧（15m）の損失水頭を下回る。

上記①及び②より，メーター口径はφ　㎜を選定する。

標準化した同時使用水量による計算　　水理計算例―３（様式）

区 間 別 流 量 表

器具名称																											水栓数	区間流量	総給水用具数と標準同時使用水量比	管径	実流量
１個当たり流量	ℓ/min		ℓ/min		ℓ/min		ℓ/min		ℓ/min		ℓ/min		ℓ/min		ℓ/min			ℓ/min		ℓ/min		ℓ/min			ℓ/min		ℓ/min					
	個	流量	個	流量	個	流量	個	流量	個	流量	個	流量	個	流量	個	流量	個	流量	個	流量	個	流量	個	流量	個	流量	個	ℓ/min		mm	ℓ/min
全区間																															
～																													／		
～																													／		
～																													／		
～																													／		
～																													／		
～																													／		
～																													／		
～																													／		
～																													／		
～																													／		
～																													／		
～																													／		
～																													／		
～																													／		
～																													／		
～																													／		
～																													／		
～																													／		
～																													／		
～																													／		
～																													／		
～																													／		
～																													／		
～																													／		
～																													／		

総給水用具数と標準同時使用水量比は，『盛岡市給水装置工事施行要領　別表第４』に基づき算出しているが，総給水用具数が30のとき標準同時使用水量比は5.0までしか記載されていないため，30を超える数値に関しては総給水用具数が１増加する毎に標準同時使用水量比を0.1を加算して計算する。

給水管管径損失水頭計算書　　水理計算例―３（様式）

（標準化した同時使用水量により算定する方法）

（計算は少数第３位を四捨五入し少数第２位迄）

区　間	設計給水量 Q（ℓ／min）	管径 D	直管換算延長（m）			動水勾配（パーミル）	損失水頭　（m）		
			管　類	器具類	計		配管	高低差	計
～									
～									
～									
～									
～									
～									
～									
～									
～									
～									
～									
～									
～									
～									
合　計									

配管損失水頭　＋　管高低差　＝　総損失水頭　＜　設計水圧

＋　＝　＜

給水管給水用具直管換算延長表　　水理計算例―３（様式）

直管換算表

区　　間　　～			区　　間　　～			区　　間　　～			区　　間　　～			区　　間　　～		
種　　別	口径	換算長	種　　別	口径	換算長	種　　別	口径	換算長	種　　別	口径	換算長	種　　別	口径	換算長
計														

直管換算表

区　　間　　～			区　　間　　～			区　　間　　～			区　　間　　～			区　　間　　～		
種　　別	口径	換算長	種　　別	口径	換算長	種　　別	口径	換算長	種　　別	口径	換算長	種　　別	口径	換算長
計														

直管換算表

区　　間　　～			区　　間　　～			区　　間　　～			区　　間　　～			区　　間　　～		
種　　別	口径	換算長	種　　別	口径	換算長	種　　別	口径	換算長	種　　別	口径	換算長	種　　別	口径	換算長
計														

水理計算例－４（様式）

受水槽式の場合

令和　　年　　月　　日

給　水　装　置　工　事　水　理　計　算　書

給　　水　　の　　目　　的		
（　直　結　直　圧　式　給　水　）	（　直　結　増　圧　式　給　水　）	（　受　水　槽　式　給　水　）
装置場所	装置場所	装置場所
建　　物　地上　　階　地下　　階	建　　物　地上　　階　地下　　階	建　　物　地上　　階　地下　　階
用　　途	用　　途	用　　途
そ　の　他	そ　の　他	そ　の　他

指定給水装置
工事事業者名

主任技術者氏名

設計年月日　　令和　　年　　月　　日

水理計算例―４　　集合住宅（４階建）の場合　（受水槽式）

１．概要図

公称容量　2.0×2.0×2.0m＝8.0㎥
有効容量　2.0×2.0×1.5m＝6.0㎥

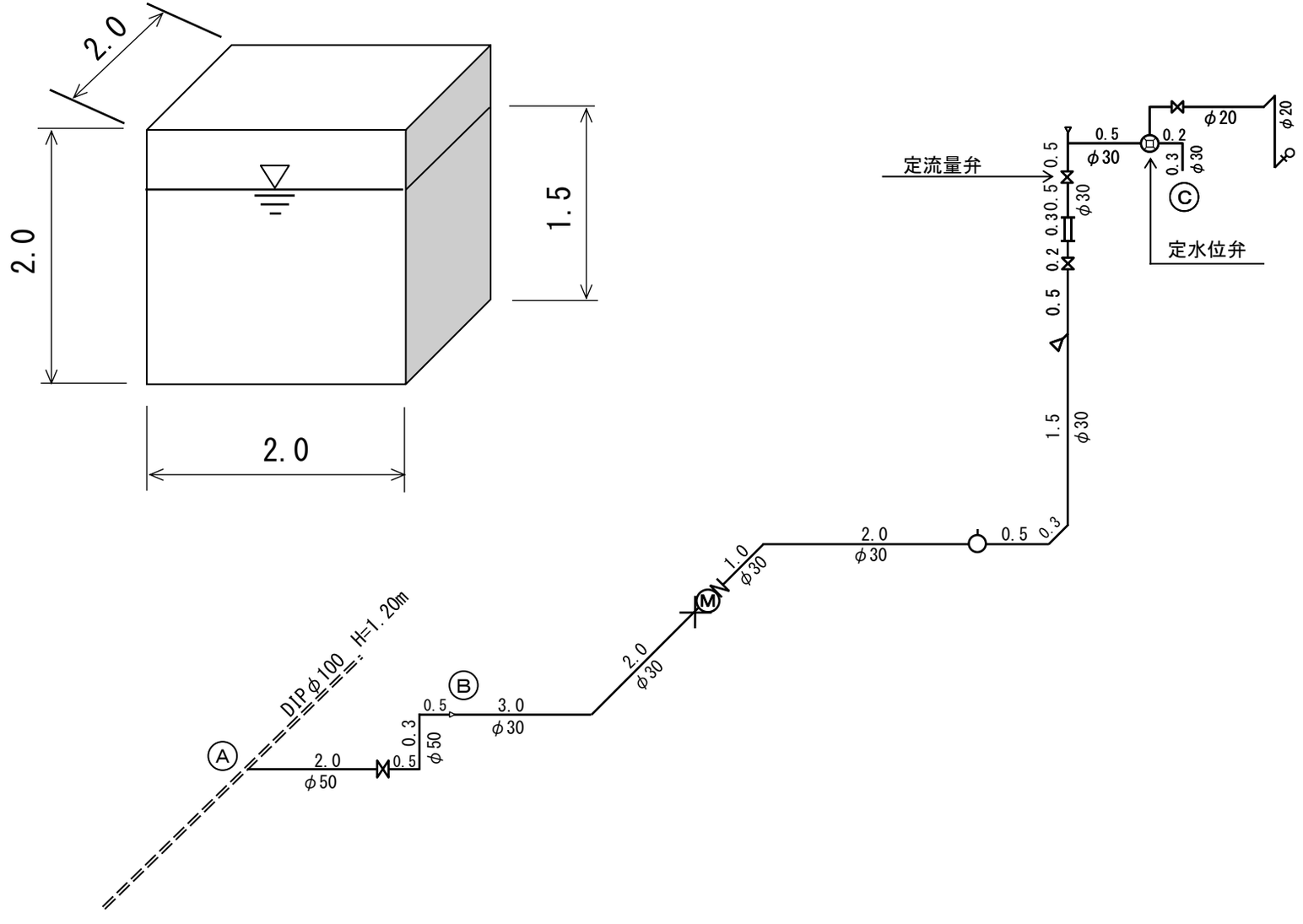

一 日 最 大 使 用 水 量 計 算 書　　水理計算例―４（様式）

「建物用途別標準単位給水量・使用時間・人員」による。　　（水量単位　ℓ）

建物種別	住宅規模			対象人口 (a)	対象給水量 （ｂ）	給水量（c） c＝（a×ｂ）	日給水時間 （ｈ）	時間当給水量（Q） Q＝（C／ｈ）
	世帯面積(㎡)	世帯当り人口	世帯数					
計								

（ 受 水 槽 ）

公称容量　　㎥

有効容量　　㎥　（使用量率　　％）

材質　　ＦＲＰ　　ＲＣ　（警報装置　　有　無）

設置位置　　地上　地下　屋内　屋外　他（　　）

人孔　φ　　ｍｍ

オーバーフロー　φ　　ｍｍ

通気管　φ　　ｍｍ

防虫網　　有　無

排水弁　φ　　ｍｍ

（高 架 水 槽）

貯水量　　ｍ

貯水量　　時間分

給水管管径損失水頭計算書　　水理計算例―４（様式）

1　標 準 給 水 量　✔・・・ 時間当給水量　　ℓ

2　負荷率（安全率）　K・・・・・（　　―　　）

3　設 計 給 水 量　Q（✔×K）毎時間当り　　ℓ　　毎分当り　　ℓ　　毎秒当り　　ℓ

4　管　　径　D・・・・次表の損失水頭による

（計算は少数第３位を四捨五入し少数第２位迄）

区　間	設計給水量 Q（ℓ／min）	管径 D	直管換算延長（m）			動水勾配（パーミル）	損失水頭（m）			備考
			管類	器具類	計		配管	高低差	計	
～										
～										
～										
～										
～										
～										
合　計										

配管損失水頭　＋　管高低差　＝　総損失水頭　＜　設計水圧

＋　＝　＜

給水用具直管換算延長表　　水理計算例―４（様式）

直管換算表

区　　間　　～			区　　間　　～			区　　間　　～			区　　間　　～			区　　間　　～		
種　　別	口径	換算長	種　　別	口径	換算長	種　　別	口径	換算長	種　　別	口径	換算長	種　　別	口径	換算長
計														

メーター口径の算定計算書　　水理計算例―４（様式）

（受水槽式集合住宅の場合）

１．建築場所

２．建物名称

３．建物概要

４．建物用途

５．対象人員の算定

部屋タイプ	世帯数（戸）	世帯当たり人員（人／戸）	対象人員（人）
タイプ（　　㎡）			
タイプ（　　㎡）			
タイプ（　　㎡）			
計			

６．計画一日最大使用水量

１）対象給水量＝　　ℓ／日，使用時間　　ｈ／日

２）計画一日使用水量＝　　人×　　ℓ／日＝　　ℓ／日＝　　㎥／日（　　㎥／ｈ）

７．メーター口径の選定

１）メーター適正使用流量範囲（口径別許容流量より：別表第７）

メーター口径φ　㎜の場合，適正使用流量範囲（㎥／ｈ）＝　　～　　㎥／ｈ

時間当たり給水量＝　　㎥／ｈ＜　　～　　㎥／ｈ（適正使用流量範囲）

２）メーター１日当たり許容流量算定（口径別許容流量より：別表第７）

メーター口径φ　㎜の場合，

１日当たりの許容流量＝　㎥/日(24ｈ)－　㎥/日(10ｈ以内)＝　㎥/日(10ｈ超の分)

㎥/日÷　ｈ＝　　㎥/h(10ｈを超える場合の１ｈ当たり)

１日当たりの許容流量（15時間使用時）＝　㎥/日(10ｈ以内)＋（　　㎥/ｈ×５ｈ）

＝　㎥/日(15時間使用時の許容流量)

１日の給水量　　㎥／日＜　　㎥／日　（φ　㎜メーター15ｈ使用時の許容流量）

３）メーター１カ月当たりの使用量（口径別許容流量より：別表第７）

メーター口径φ　㎜の場合，

１カ月当たりの使用量＝　　㎥／日×30日＝　　㎥／月

１カ月当たりの使用量＝　　㎥／月 ≒　　㎥／月（メーター口径φ　㎜）

上記１），２）及び３）より，メーター口径はφ　㎜を選定する。

８．一時的過流量の防止について

定水位弁等の開閉や過流量により発生するウォーターハンマー，配水管水圧への影響を防止するため，定水位弁の流量調整機能や定流量弁または減圧弁の設置等によりメーター適正流量での流入及び給水管内流速２ｍ／sec以下となる対策を講じる。

メーター口径φ　㎜の適正使用流量範囲：　～　㎥／ｈ（　　～　　ℓ／min）

設定流量は，　㎥／ｈ（　　ℓ／min）以下に設定する。

１０－６－５

水理計算例－５（様式）

直結増圧式集合住宅（４階建て以上）の場合

令和　　年　　月　　日

給　水　装　置　工　事　水　理　計　算　書

給　　水　　の　　目　　的		
（　直　結　直　圧　式　給　水　）	（　直　結　増　圧　式　給　水　）	（　受　水　槽　式　給　水　）
装置場所	装置場所	装置場所
建　　物　地上　　階　地下　　階	建　　物　地上　　階　地下　　階	建　　物　地上　　階　地下　　階
用　　途	用　　途	用　　途
そ　の　他	そ　の　他	そ　の　他

指定給水装置
工事事業者名

主任技術者氏名

設計年月日　　令和　　年　　月　　日

水理計算例―５　　直結増圧式集合住宅（５階建て）の場合

（居住人数から同時使用水量を予測する算定式を用いる方法）　調査により提案された新たな方法

１．概要図

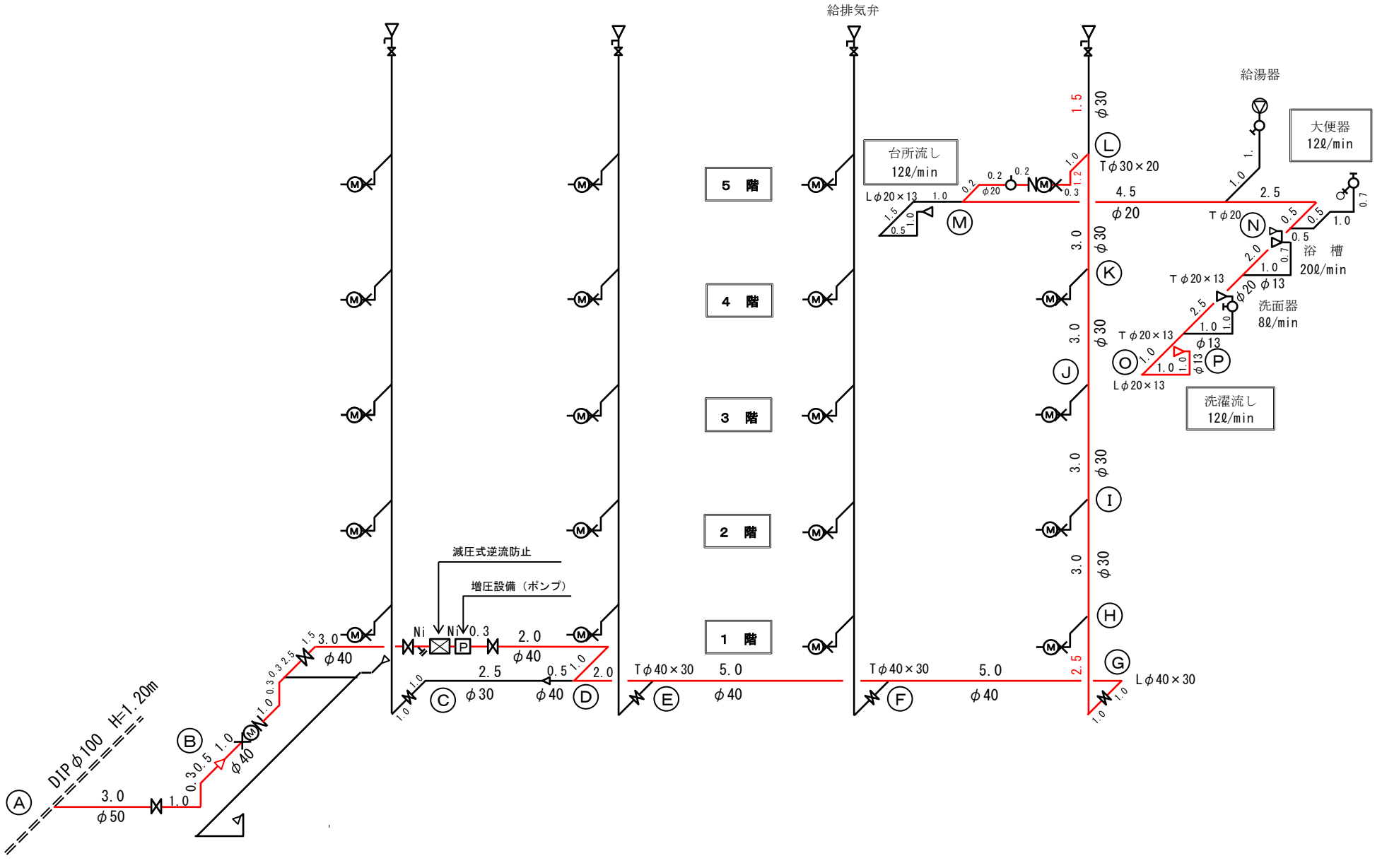

給水管口径の算定計算書　　水理計算例―５（様式）

（直結増圧式集合住宅(4階建て以上)の場合）

１．建築場所

２．建物名称

３．建物概要

４．建物用途

５．対象人員の算定

部屋タイプ	世帯数	世帯当たり人員	対象人員
○タイプ（　　㎡）			
○タイプ（　　㎡）			
○タイプ（　　㎡）			
計			

６．同時使用水量の算定（集合住宅等の場合）

居住人数から同時使用水量を予測する算定式を用いる方法

（調査により提案された新たな方法）

$Q=26P^{0.36}$（１～30人の場合）　　Q：同時使用水量（ℓ／min）

$Q=15.2P^{0.51}$（30人以上の場合）　　P：人数（人）

Q＝　　P　　＝　　×P　　＝　　ℓ／min （ ＝　　ℓ／sec ＝　　㎥／h）

７．給水管口径の選定

ウェストン公式による流量図より（給水装置工事施行要領：別図第５）

流速２m／sec以下となる給水管の口径はφ　mm以上なので,

メーター手前からの給水管の口径はφ　mmを仮定する。

別図第５　＜ウエストン公式による流量図＞

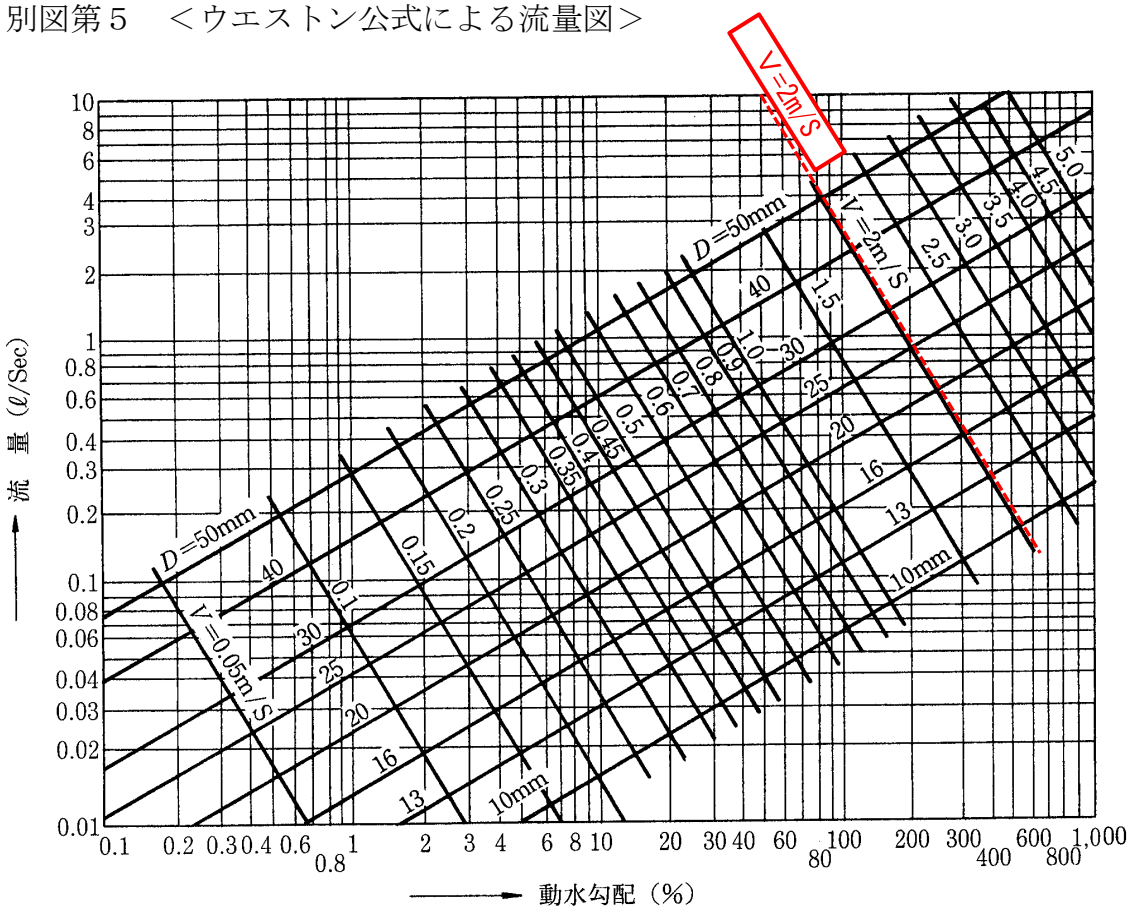

給水管管径損失水頭計算書（減圧式逆流防止器一次側）　水理計算例―５（様式）

（計算は少数第３位を四捨五入し少数第２位迄）

区　間	設計給水量 Q（ℓ／min）	管径 D	直管換算延長（m）			動水勾配 （パーミル）	損失水頭　（m）		
			管　類	器具類	計		配管	高低差	計
～									
～									
小　計									
減圧式逆流防止器損失水頭									
増圧設備損失水頭									
合　計									

人　数	同時使用水量（ℓ/min）

設計条件

設計水圧　　0.20Mpa（20.0m）

集合住宅の戸数　　戸（　　㎡／戸）

各戸給水栓数　　栓

高さ　道路面より　　m

１戸目（人数）の同時使用水量は，同時に使用する給水用具を設定した数値を使用

給水用器具	吐水量	同時使用	同時使用水量
同時使用水量　（　栓）			

（ℓ／min）

分岐から増圧設備（ポンプ）までの総損失水頭は，　　m(P1+P2)＋　　m(P3)＝　　m

設計水圧(P0)は20m（0.20Mpa）なので，流入時残存水頭（増圧設備本体流入圧）は

20.00m－　　m＝　　m（　　Mpa）となる。

同時使用水量（集合住宅）

居住人数から同時使用水量を予測する算定式を用いる方法　　P＝人数

① 同時使用水量（1～30人の場合）

$Q = 26P^{0.36}$ （ℓ/min）

② 同時使用水量（31人以上の場合）

$Q = 15.2P^{0.51}$ （ℓ/min）

給水管管径損失水頭計算書（増圧設備二次側）　　水理計算例―５（様式）

（計算は少数第３位を四捨五入し少数第２位迄）

区　間	設計給水量 Q（ℓ／min）	管径 D	直管換算延長（m）			動水勾配 （パーミル）	損失水頭　（m）		
			管　類	器具類	計		配管	高低差	計
～									
～									
～									
～									
～									
～									
～									
～									
～									
～									
～									
～									
～									
～									
～									
～									
～									
合　計									

人　数	同時使用水量（ℓ/min）

設計条件

設計水圧　　0.20Mpa（20.0m）

集合住宅の戸数　　戸

各戸給水栓数　　栓

高さ　道路面より　　m

１戸目（人数）の同時使用水量は，同時に使用する給水用具を設定した数値を使用

給水用器具	吐水量	同時使用	同時使用水量
※ 同時使用水量　（　栓）			

（ℓ／min）

同時使用水量（集合住宅）

居住人数から同時使用水量を予測する算定式を用いる方法　　Ｐ＝人数

① 同時使用水量（1～30人の場合）

$Q = 26P^{0.36}$ （ℓ/min）

② 同時使用水量（31人以上の場合）

$Q = 15.2P^{0.51}$ （ℓ/min）

増圧設備（ポンプ）から末端給水装置までの損失水頭(P4+P6)は，　　m。

これに末端給水器具の必要残存水頭(P5)5.0mを加えた　　mが総損失水頭となる。

上記結果より，増圧設備の吐出圧力設定値(P7)は　　m（P4+P5+P6）とする。

また，増圧設備（ポンプ）による増圧分（全揚程)は，　　m（吐出圧力設定値）－

m（増圧設備本体流入時残存水頭）＝　　m（全揚程＝P7-(P0-P1-P2-P3)）

従って，同時使用水量　　ℓ/minにおいて，全揚程＿＿**m**以上の増圧設備を選定する。

給水管給水用具直管換算延長表　　水理計算例―５（様式）

直管換算表

区間　A ～ B			区間　B ～ C			区間　C ～ D			区間　D ～ E			区間　E ～ F		
種別	口径	換算長	種別	口径	換算長	種別	口径	換算長	種別	口径	換算長	種別	口径	換算長
計														

直管換算表

区間　F ～ G			区間　G ～ H			区間　H ～ I			区間　I ～ J			区間　J ～ K		
種別	口径	換算長	種別	口径	換算長	種別	口径	換算長	種別	口径	換算長	種別	口径	換算長
計														

直管換算表

区間 K ～ L			区間 L ～ M			区間 M ～ N			区間 N ～ O			区間 O ～ P		
種別	口径	換算長	種別	口径	換算長	種別	口径	換算長	種別	口径	換算長	種別	口径	換算長
計														

一 日 最 大 使 用 水 量 計 算 書　　水理計算例―５（様式）

「建物用途別標準単位給水量・使用時間・人員」による。　　（水量単位　ℓ）

建物種別	住宅規模			対象人員 (a)	対象給水量 （ｂ）	給水量（c） c＝（a×ｂ）	日給水時間 （ｈ）	時間当給水量（Q） Q＝（C／ｈ）
	世帯面積(㎡)	世帯当り人員	世帯数					
計								

（受　水　槽）

公称容量　　㎥

有効容量　　㎥　（使用量率　　％）

材　　質　　ＦＲＰ　　ＲＣ　（警報装置　　有　無）

設置位置　　地上　地下　屋内　屋外　他（　　）

人　　孔　φ　　ｍｍ

オーバーフロー　φ　　ｍｍ

通　気　管　φ　　ｍｍ

防　虫　網　　有　無

排　水　弁　φ　　ｍｍ

（高　架　水　槽）

貯　水　量　　ｍ

貯　水　量　　時間分

直結増圧式の計算　　水理計算例―５（様式）

Ｐ０：設計水圧（配水管水圧）
Ｐ１：配水管と増圧設備の高低差
Ｐ２：減圧式逆流防止器一次側の給水器具の圧力損失
Ｐ３：減圧式逆流防止器及び増圧設備の圧力損失
Ｐ４：増圧設備二次側の給水器具の圧力損失
Ｐ５：末端最高位の器具を使用するための必要最小動水圧
Ｐ６：増圧設備と末端最高位の器具との高低差による圧力損失
Ｐ７：吐出圧力設定値（＝Ｐ４＋Ｐ５＋Ｐ６）　＝　　＋　　＋　　＝　　m
全揚程：　Ｐ７－（Ｐ０－Ｐ１－Ｐ２－Ｐ３）
　　＝　　－（20.00－　　－　　－　　）
　　＝　　－（　　）＝　　m

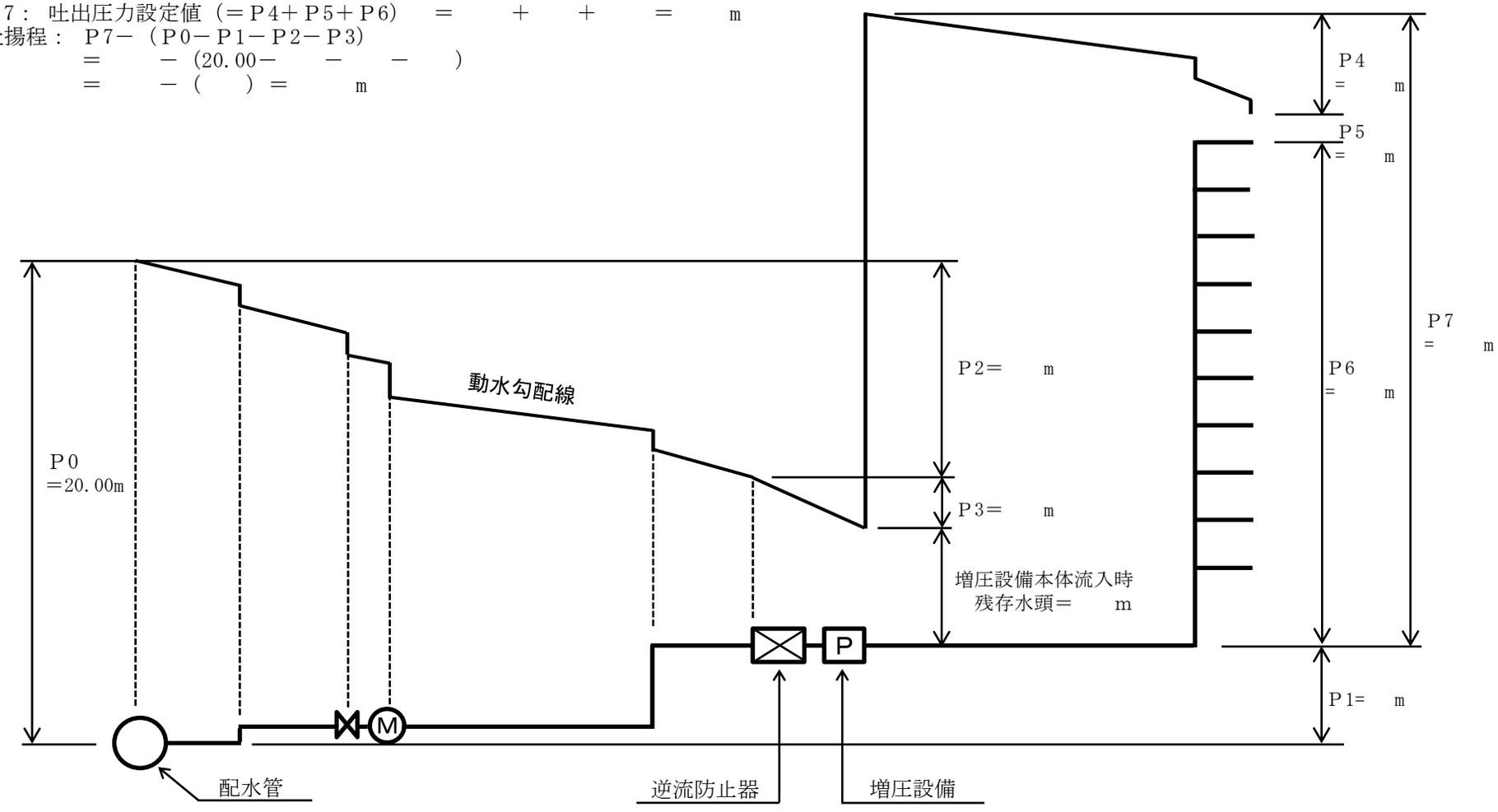

10.7　専用給水装置(水栓番号)の付番の仕方等について

専用給水装置（水栓番号）の付番の仕方等について

R4.4.1～（R5.9.22 修正版）　　給排水課　審査係

1　現在の付番のしかた

（1）直結直圧式給水（通常）の場合

以前は盛岡・都南地域と玉山地域で予算科目が異なるため別々に付番していたが、予算科目が統一されたことに伴い、新規の専用給水装置は盛岡・都南地域と玉山地域の区別することなく全地域統一して水栓番号を付番する。

収受番号については、地域に関わらず、年度毎工事種別ごとに連番で付番する。

現在	**盛岡全地域：　176092～**
以前	「専用栓給水装置（水栓番号）付番履歴一覧表」参照

（2）直結増圧式給水の集合住宅等の場合

直結増圧式給水の集合住宅等の場合では、親メーター（公設・加入金あり）と各戸分の子メーター（公設・加入金なし）を出庫するため、審査係で親メーターと各戸分の子メーターに水栓番号を付番する。その場合は、通常の番号に親メーターは“000”、子メーターは“部屋番号”を枝番としたものを水栓番号として付番する。その後、集合住宅の契約が締結された場合には、経営企画課料金係が共用分（親メーターの給水量から各戸分の子メーターの給水量の総量を差し引いた水量）について、“001”を枝番としたものを水栓番号として付番する。

親メーター：（通常の番号）－ 000
共用分：（通常の番号）－ 001
子メーター：（通常の番号）－ 部屋番号

※サービス係メーター担当で付番

（3）受水槽式給水の集合住宅等の場合

①一括請求の場合

給水装置工事承認時に、審査係が親メーター（公設・加入金あり）のみに水栓番号を付番する。この場合は、（1）と同様に付番する。

②各戸請求の場合

給水装置工事承認後に、審査係が親メーター（公設・加入金あり）のみに水栓番号を付番する。その後、各戸請求についての契約が締結された場合には、経営企画課料金係（お客様センター）が各戸分及び共用分と散水栓等の共用施設の子メーターの水栓番号を付番する。各戸分の子メーターと共用分については、（２）と同様に枝番を付番し、散水栓等の共用施設に係る子メーターについては“002”から“099”までの連番を枝番として水栓番号を付番する。

親メーター：（通常の番号）－ 000
共用分：（通常の番号）－ 001
散水栓等の共用施設の子メーター：（通常の番号）－ 部屋番号と違う任意の番号
（過去には 002～099 としていた）
子メーター：（通常の番号）－ 部屋番号

【参考】

・ 各戸請求における各戸分の子メーターの枝番号については、平成 4 年頃までは“1～”の連番を付番していた。

・このほか、未賦課等で追加請求する場合は定例検針分と区別するために追加請求分として、（通常の番号）－798 を付番している。

2　その他

専用給水装置以外の給水装置（私幹、私設消火栓、予定栓）の番号ついては、加入金が発生しないため、地域に関わらず連番で付番する。（従前から）

また、収受番号についても、地域に関わらず年度毎に連番で付番する。（従前から）

付番については、別添の「専用給水装置（水栓番号）付番履歴一覧表」を参照

専用給水装置（水栓番号）付番履歴一覧表

修正履歴　　R4.4.1～（R5.9.22修正版）　　給排水課　審査係

R7.1.27～（R7.3.7修正版）

	水栓番号	地域	付番年月日
	1 ～ 51000	旧盛岡地域	S9～
	51001 ～ 53000	松園地区	S50.8～S63.3
	53001 ～ 53405	繋地区	～H10.4
	53406 ～ 53849	空き番（444件）	
	53850 ～ 54000	※共用栓を専用栓に置き換え	
	54001 ～ 100000	旧盛岡地域	S52.4～H8.10　（S63.4～松園を含む）
※1	100001 ～ 130000	**旧都南地域**	**※1 旧都南地域　参照**
	130001 ～ 159999	盛岡地域	H8.10～H28.5　（H13.6～旧都南地域を含む）
	160000	欠番	
※2	160001 ～ 170000	**玉山地域**	**※2 玉山地域（H16.1～R4.3）**
	170001 ～ 176000	盛岡・都南地域	H28.6～R2.9
※3	**176001 ～ 176091**	**流通センター**	R1.10一斉付番(解散時既存分)
※5	**176092 ～**	**全地域**	**R2.9～　現在**
※4	**200001 ～ 200100**	**耐震不凍式給水栓（市内一円）**	**R7.1.27**
	200101 ～		

⇒最終修正箇所（R7.1.27）

※1 旧都南地域

水栓番号	地域	付番年月日
100001 ～ 108557	旧都南地域　※水栓番号置き換え	
108558 ～ 108600	旧都南地域　※水栓番号置き換え	
108601 ～ 110000	旧都南地域（中央）　※新規付番、111892へ続く	H4.4～H7.7
110001 ～ 111737	旧都南地域（東部）　※新規付番、中身は111727まで	H4.4～H6.3
111738 ～ 111740	空き番（3件）	
111741 ～ 114140	旧都南地域（東部）　※111892より中央も含む	
114141 ～ 115000	旧都南地域	H11.3～13.6
115001 ～ 115087	旧都南地域　※未処理分に新規付番	H16.3
115088 ～ 120000	空き番　（4913件）	
120001 ～ 121848	旧都南簡水	
121849 ～ 121874	旧都南簡水	
121875 ～ 122000	空き番　（125件）	
122001 ～ 122149	旧都南簡水	H4.4～H7.8
122150 ～ 122183	旧湯沢簡水	H7.8～H13.12
122184 ～ 130000	空き番　（7817件）	

※2 玉山地域

・玉山地域水栓番号について

合併当初（H18.2.1）は、旧玉山村で使用していた水栓番号＋160000とした。

（システムの違いから、合併後当初は盛岡地域と玉山地域で区別して事務処理を行う必要があったため）

資料：「盛岡市・玉山村合併関係　審査係」

・盛岡・都南地域と玉山地域の水栓番号について

盛岡・都南地域と玉山地域では、各手数料の予算科目が異なるため分けて調停を行う必要があり、そのため
水栓番号だけで地域が判別できるように別々に付番していたが、R4.4.1からは予算科目の区分が撤廃になったため、
玉山地域単独の付番は廃止し、全域統一の付番とした。

水栓番号	地域	付番年月日
160001 ～ 164622	玉山地域	H16.1～R4.3
164623 ～ 16899	空き番	
169000	欠番	
169001 ～ 169052	玉山地域（旧前田簡水）	H16.1
169053 ～ 169999	空き番	
170000	欠番	

※3 流通センター

・流通センター解散（R1.9）に係る既存の給水装置の水栓番号について、一斉付番した。

・その後の付番方法について

地域ごとの区別はせずに付番する。

※4　耐震不凍式給水栓（R7.1.27～）

⇒最終修正箇所（R7.1.27）

・　耐震不凍式給水栓（100基設置予定）について、付番した。

200001 ～ 200100 を確保した。

※5　現在（R2.9～）

⇒最終修正箇所（R7.1.27）

・全地域統一して付番する。

・耐震不凍式給水栓（200001～200100）を除くこと。

10･8　工事完成図表示番号一覧表

工事完成図表示番号一覧表

N－014　（工事日報）	S8
K010－003（建設課）	S28～H21
Q054－043（給水課）	S10～S62
QH55－010（給水課：補償工事）	
H008－024（配水課・配水管理課）	S63～H21
HK04－001（配水課：都南簡易水道）	
S022－017（水道管路課）	H22～H25
M024－004（みず管理課）	H22～H25
SK26－007（水道建設課）	H26～
SI29－004（水道維持課）	H26～
KT44－012（建設課：土渕簡易水道）	
KM52－001（建設課：松園NT）	
私〇〇〇（私管）	
移〇〇〇（私管の移管を受けたもの）	

旧都南村施工箇所　（H4まで）

T062－011	都南
TK60－004	都南拡張
TD00－017	都南団地
TS00－002	都南創設

旧玉山村施工箇所　（H17まで）

TM13－009	玉山
TMI－002	玉山岩
TMD－001	玉山団
TMK－002	玉山好

※修繕工事

H19－006－06　（配水管理課）
S024―007―13（水道管路課）
SI02―004―01（水道維持課）

令和6年5月15日更新

使用材料の推移（配水管・給水管）

（1）配水管

管種		継手	口径	採用年度		布設終了		備考
高級鋳鉄管（CIP）	無ライニング	印籠	φ75～	1933	S8	1959	S34	ただし，S42頃まで一部印籠継手を使用した工事もあり。
		メカニカル形	φ75～	1959	S34	1966	S41	ダクタイルへの移行明確でない。S44頃までCIPも使用。
ダクタイル鋳鉄管（DIP）	無ライニング	A形	φ75～	1966	S41	1972	S44	ﾓﾙﾀﾙﾗｲﾆﾝｸﾞへの移行明確でない。S47頃まで使用した可能性あり。
	ﾓﾙﾀﾙﾗｲﾆﾝｸﾞ	A形	φ75～	1969	S44	1994	H6	H6年度は3種管，ｴﾎﾟｷｼ粉体塗装が基本だが，1種ﾓﾙﾀﾙﾗｲﾆﾝｸﾞもあり。
		K形	φ300～	1972	S47	1994	H6	S47からφ300以上はKに。しかし，建50-5φ400はA。
	ｴﾎﾟｷｼ粉体塗装	A形	φ75～	1994	H6	1997	H9	H6年度は3種管，ｴﾎﾟｷｼ粉体塗装が原則だが，一部1種管やﾓﾙﾀﾙﾗｲﾆﾝｸﾞもあり。
		K形	φ75～	1997	H9	現在		
		K形	φ300～	1994	H6	現在		
		KF			H1	現在		松園送水管で使用。
		S			H1	現在		松園送水管で使用。
		SⅡ	φ75～			1998	H10	H5以前は、部分的に使用、岩山送水管以降送水管で全面採用。
		SⅡ	φ300～	1998	H10	現在		本格採用はH10以降のφ300以上。（H21年度をもって生産終了）
		NS	φ75～	1998	H10	現在		H9試験施工，本格採用はH10からφ200まで。H12にφ300，H18からφ400以上
		GX	φ75～φ400	2012	H24	現在		H23に試験施工，H24.9月より全面採用。同月に業者（水道施設工事甲）を対象に接合講習会を実施。H26からφ300を採用。R2からφ400を採用。
		S50形	φ50	2016	H28	現在		
石綿セメント管（ACP）				1956	S31	1971	S46	
硬質塩化ビニル管（VP）				1965	S40	1977	S52	S31以降で一部VPあり。
ポリエチレン管（PP）	1層管			1979	S54	1991	H3	実際の施工はH3頃までの使用だが，使用材料としてH8まで認めていた。
	2層管			1991	H3	現在		H3頃から使用している。
配水用ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ管（HPPE）				1997	H9			川目で502m試験採用，その他道路横断さや管内で一部使用。現在は耐震性能や長期耐久性に不安があるため不採用。（合併前の玉山村では採用実績あり）
ソフトシール仕切弁				1985	S60	現在		S60が切替りの年
ポリエチレンスリーブ				1998	H10	現在		平成9年度の標準仕様書に掲載されているが，実際の採用は平成10年度から。

※切替りの時期は同時使用している場合があるため注意。
※３種管採用はH6年度から，それ以前は原則1種管。

鋳鉄管の材質の変遷

年次	材質
1890年頃～1940年頃	普通鋳鉄（抗張力20kg/mm2未満）
1930年頃～1970年頃	高級鋳鉄（抗張力20kg/mm3以上）
1954年以降	ダクタイル鋳鉄管

（2）給水管

水道用純鉛管	LP	S9～使用	H1～使用禁止
合金鉛管	LP	S21～使用	S39～使用禁止
亜鉛メッキ鋼管	GP	S9～使用	S53～使用禁止
外面被覆鋼管	SGP-PB	S54～使用	
外面被覆鋼管	SGP-PD	S54～使用	
ビニル管	VP	S49～使用	
ポリエチレン管	PP	S54～使用	
高密度ポリエチレン管	HPPE（PWA005）	H30～使用	